予算特別委員会の審議方法について

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
３月３日（月） １０：００～ 議　会　室	①令和７年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・企画財政課 ・議会事務局 ・総務課
３月５日（水） １０：００～ 議　会　室	①令和７年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・会計室 ・税務課 ・町民生活課 ・環境資源課
３月７日（金） １０：００～ 議　会　室	①令和７年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・健康介護課 ・子育て支援課 ・住民課
３月１０日（月） １０：００～ 議　会　室	①令和７年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・福祉課 ・産業観光課
３月１２日（水） １０：００～ 議　会　室	①令和７年度宮代町一般会計予算審査（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ・教育推進課

３月１７日（月） １０：００～ 議　　会　　室	①令和７年度宮代町国民健康保険特別会計予算審査（質疑・討論・採決） ・住民課 ②令和７年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算審査（質疑・討論・採決） ・住民課 ③令和７年度宮代町介護保険特別会計予算審査（質疑・討論・採決） ・健康介護課 ④令和７年度宮代町水道事業会計予算審査（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ⑤令和７年度宮代町下水道事業会計予算審査（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課

予　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉　伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長　田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

企画財政課長	井上正己君	企画財政課主幹	村山善博君
企画財政課主幹	宮下義樹君	対話のまちづくり推進担当主査	大越一範君
財政担当主査	宮部俊周君	情報政策担当専門員	吉永吉正君
管財担当主査	島村　剛君	総務課長	菅原隆行君
総務課副課長	青柳　誠君	人権推進室長	野口延寿君
総務課主幹	齋藤千洋君	総務課主幹	中村淳一君
文書法規担当主査	小林美香君	庶務職員担当主査	宮﨑太朗君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　皆さん、おはようございます。

予算特別委員会委員長の・山でございます。

本日３月３日から３月17日までのうち６日間にわたり、予算特別委員会が開会されるわけでございますが、何とぞ円滑な運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

審査の日程につきましては、事前に配付いたしました資料のとおりです。よろしくお願いいたします。

審査に関する注意事項を申し上げます。質疑は３回までです。委員会中の飲食は控えてください。スマートフォン、タブレット等の操作は控えてください。

では、予算委員会を始めます。

ただいまの出席委員は12名でございます。

金子委員からは少々遅れるとの連絡がございました。

これより予算特別委員会を開会いたします。

それでは、議長、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（田島正徳君）　おはようございます。

予算委員会ということで６日間やるわけですけれども、細かい数字とかいろんなことはなるべく窓口で調査日を利用していただいて、活発な、要は総括的な質疑をどんどんやっていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

また、質問側も答弁側も簡明で的確な質問、答弁をお願いいたします。委員会が慎重かつ効率的な運営が図れますよう、委員の皆様には特段のご配慮をお願いします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２６号の審査（企画財政課・議会事務局・総務課）

○委員長（九山妙子君）　本日は、議案第26号　令和７年度宮代町一般会計予算についてのうち、企画財政課、議会事務局、総務課分の歳入歳出の順に質疑を行います。

これより企画財政課分についての質疑に入ります。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○企画財政課長（井上正己君）　企画財政課長の井上です。よろしくお願いします。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課管財情報政策担当主幹、宮下です。よろしくお願いします。

○企画財政課主幹（村山善博君）　おはようございます。企画財政課主幹の村山と申します。政策調整関係と財政関係をやっております。お願いします。

○対話のまちづくり推進担当主査（大越一範君）　おはようございます。企画財政課対話のまちづくり推進担当主査の大越と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政担当主査（宮部俊周君）　おはようございます。企画財政課財政担当主査の宮部と申します。よろしくお願いいたします。

○管財担当主査（島村　剛君）　おはようございます。企画財政課管財担当主査の島村と申します。よろしくお願いいたします。

○情報政策担当専門員（吉永吉正君）　おはようございます。情報政策担当専門員の吉永です。よろ

しくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　職、氏名を述べていただきました。よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　おはようございます。福澤です。よろしくお願いいたします。

３点質問させていただきます。

まず１点目、予算書の52、53ページの上から２段目の２目宮代町まちづくり基金繰入金についてでございます。

ふるさと納税の繰入れが入っているということでお伺いしているんですけれども、令和６年度ふるさと納税が、納税額がアップしたということをお聞きしたんですけれども、このまちづくり基金繰入金の中の内訳と、あとふるさと納税額が令和５年度から幾ら上がったのかをお伺いいたします。

２点目、予算書の78、79ページです。

(3)財政調整基金積立事業と(4)公共施設整備基金積立事業ですが、それぞれ前年度比が(3)のほうが155万6,000円、(4)のほうが151万7,000円ということで増額しているんですけれども、財源の内訳が財政収入ということですが、増額の内訳をお願いいたします。お伺いいたします。

次、３点目が予算書の82、83ページです。

真ん中あたりの14節工事請負費、電話交換機通話録音装置設置工事費についてお伺いいたします。

773万円計上されているんですけれども、委託先と工事内容をお伺いします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　主幹、お願いします。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山と申します。

私のほうからは、３点あるうち、前段の２点についてご案内したいと思っております。

まず、予算書ページ52、53です。

18款繰入金の基金繰入金のうち、宮代まちづくり基金繰入金というところで、前年度比で1,200万の増というところで2,580万と積んでおりますけれども、こちらの内訳につきましては、令和６年度以前、具体的に予算編成時点までにいただいた令和５年度分も含めまして、古い過去にいただきました寄附金を一旦基金に積ませていただきまして、それを来年度の事業に充てるというものですので、令和６年12月ぐらいの寄附の残高を見込んで繰り入れております。

また、令和６年度の実績ですけれども、令和５年度が約1,800万円ぐらいだったのかなと記憶しておりますけれども、令和６年度の２月、１月末時点、２月時点では約2,300万ほどの寄附をいただいているところでございます。

ですので、まだ決算に載っていませんけれども、今の段階で500万ほど上振れしているというような状況となっております。

続きまして、78ページ、79ページの２点目のご質問で、(3)財政調整基金積立事業ないしは(4)公共施設整備基金積立事業というところで増というところでそれぞれなっているところの内訳でございますけれども、こちらにつきましては、町の会計のほうで管理しております預金利子について積み立てるものでございます。

増の理由ですけれども、今回、補正予算でも今年度もしておりますけれども、基金利子のほうが大分上がってきているというところで増額を見込んでいるというふうなところでございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（九山妙子君）　主幹、お願いいたします。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私のほうからは、Ｐ82、83ページ、こちらの工

事請負費の中の電話交換機通話録音装置設置工事費、こちらの相手先と工事の内容について回答のほうさせていただきます。

まず、相手先ですが、こちらにつきましては、現状では入札等を考えておりますので、現状ではまだどこを相手にというような会社のほうは決まってはおりません。来年度になってから入札等を行う形になります。

工事の内容につきましては、こちらに書いてあるとおりなんですけれども、電話交換機、今、町のほうにかかってきた電話ですね。こちらの電話に対して録音ができるような機械を設置するというようなものになります。

こちらについては、近年、多くの自治体でも導入が始まっていますけれども、住民対応からの電話の品質向上を目的としまして、実際には住民の方々と言った言わないみたいなこともありますので、そういった部分を含めて確認ができるようにするというのが一つ。それと全国的にもカスタマーハラスメントということもありますので、実際に町のほうで現状、そういった大きな問題ということはないんですけれども、そういったことがあった場合にも、町として対応ができるようにということで、総務課のほうとも調整しまして、来年度こちらの設置工事を予定するということで予算計上のほうをさせていただきました。

私のほうからは以上です。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　ありがとうございます。

１番と２番は承知いたしました。

３番なんですけれども、まだ委託先が決まっていないということなんですけれども、この工事というのは、役場のほうに電話を町民の方がかけたりしたときに、その日使えませんとか、そういうふうに使用制限とか出るものなのか、ぱっともうできちゃうものなのか、その辺お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

今のご質問に関しましては、実際のところ、工事を行っている最中等々に電話がつながらなくなるというようなことは現状では想定をしておりません。

また、もしそういった形で一時的に電話がつながらなくなるということがある場合は、基本的には時間外の対応になりますので、日中、５時15分までに関しては不通にならないという形になります。

また、そのほか停電のときにも、今年も幾つかそういった実績があるんですけれども、携帯電話を利用して、役場にかかってきた電話は携帯電話のほうに鳴るというふうなことも可能なので、そういったことも踏まえて、基本的には電話がつながらないということにならないように対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

３点ほどお願いします。

１点目が、私たちの予算書の36ページで、公共施設の指定管理候補者選定委員会の開催で、６年度は６万円が、７年度は13万円と２倍以上になっています。詳しい内訳をお願いします。

２点目が、私たちの予算書37ページで、移住定住促進サイトにより町の魅力を発信で、６年度は153万円が、７年度は343万円と大きく増えています。どのような理由で２倍以上に増えたのか、詳

しくお願いいたします。

最後に３点目ですが、私たちの予算書40ページで、宮代町地域公共交通会議の予算ですが、６年度が４万円で、７年度が３倍の12万円になっています。この内容も詳しくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは、３つあるうち、前段の２つについてご案内したいと思います。

１つ目が、私たちの予算書36ページ、政策調整事業の中の公共施設の指定管理者候補者選定委員会の開催というところの増の理由でございます。

まず、こちらにつきまして、令和６年度、今年度につきましては、かえでを除くほかの学童児童クラブの更新１か所がございました。

令和７年度については、図書館と陽だまりサロンの２か所を予定しているところでございます。それぞれ４回プラス予備で１回分の経費を計上しております。

１点目については以上です。

また、同じ私たちの予算書37ページの移住定住促進事業の中のサイトの部分の金額が増えているというところですけれども、こちら37ページの説明文に書いてございますとおり、具体的には移住定住の町の魅力を発信する「みやしろで暮らそっ」であったり、子育てに特化した「みやしろで育てよっ」というもの、また労働関係の関係で「宮代で働こっ」というところで、３つのサイトの経費を計上しております。

このうち後段の２つ、「育てよっ」につきましては令和６年度は子育て推進課、３つ目の「宮代で働こっ」につきましては産業観光課のほうで予算措置しておりましたけれども、こちらについては、いずれも移住定住を目的としたものでございますので、一気にまとめたというところで金額のほうが増しているということでございます。

逆に子育て支援課ないしは産業観光課のほうでは、こちらのサイトの金額が減となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私のほうからは３点目です。こちらについて回答のほうをさせていただきます。

私たちの予算書の40ページ。便利バスが走る事業のほうで、地域公共交通会議の予算のほうが４万円から12万円ということになっているということですが、こちら令和６年度に関しましては、地域公共交通会議２回開催をしております。

来年度については、そちらの回数を増やして４回程度を今検討しているという形で計上させていただいたところではあるんですけれども、私たちの予算書17ページ、こちらにあります宮代型デマンド交通事業のほうに予算のほうを計上させていただいたんですが、来年度、交通需要調査委託料というものを持たせていただきまして、住民の方々等に交通需要調査のほうを実施する予定でございます。

そういった交通需要調査の結果等とも報告も踏まえまして、公共交通会議の回数を増やそうということで予算のほうを増額させていただいたということになります。

私からは以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

それで、２点目の件でだけ再質問させていただきます。

これ３個を１つにするということなんですけれども、このホームページの中の内容の更新が、な

んか頻度が悪いというふうな形で、ちょっと町民の方からお話を伺っていまして、特に「みやしろで暮らそっ」でしたっけかね。お店の更新が全然古いので、こういうのは３つを１つにすることによって、回数が増えたりとかよくなるという、そういう形にはなるのでしょうかお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうから今ご質問ありました「みやしろで暮らそっ」の更新がちょっと頻度がというところのご意見ですので、それにつきましては、なるだけ最新のものにできるようにはしていきたいとは思っております。

なお、今回まとめたところによりまして、更新とか特集の回数増えるのかというご質問ですけれども、現段階ではそちらについては考えていないというところで、更新の回数を増やすための増額というものではないというところでございます。

ただお店の情報につきましては、古い情報あれば最新のほうにはしていきたいと思いますので、確認してみます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

４点ほど質問させていただきます。

予算書69ページ、私たちの予算書40ページの便利バスが走る事業なんですけれども、こちら総事業費6,953万2,000円なんですが、町民の方から片道100円徴収されている、こちらの金額というのはどこに入るものなのか教えてください。

次が、予算書83ページ、13節のＬＥＤ照明リース料が116万2,000円なんですが、こちらはどちらのＬＥＤ照明なのか教えてください。

予算書の85ページ、こちらが男女共同参画社会推進事業企画費の117万3,000円なんですが。

○委員長（九山妙子君）　野原委員、総務課です。

○委員（野原洋子君）　総務課なの。すみません、失礼しました。

企画費も総務課になる。分かりました。

そうしましたら、次が87ページなんですが、私たちの予算書でいうところの37ページ、移住定住、先ほど鈴木委員からも言われましたが、こちらの「みやしろで暮らそっ」と「みやしろで育てよっ」「宮代で働こっ」がこの３つを一緒にすることで、どういったメリットがあるのか、そちらをお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　私からは１点目と２点目です。こちらについて回答のほうをさせていただきます。

まず１点目、バスの乗車料金についてでございます。

こちらにつきましては、実際１人100円の乗車料金をいただいているところではございますが、こちらについては、お支払いをする際に、運行会社である朝日自動車さんにお支払いする際に、そのバスの乗車料金については、差し引いて委託料のほうをお支払いさせていただくというような形になってございます。

なので、最終的に決算の段階でこちらの予算書、満額使うということではなくて、そこから運賃を差し引いた金額をお支払いさせていただくので、最終的には決算の段階では予算書の金額とは違う金額が出ますので、その差額分のところで売上げという形にはなるのかな。

ただ実際には何名乗ったかというところについては集計しておりますので、最終的には決算の段

階で何名の方が乗りましたので、幾らの運賃収入がございましたというふうな形での報告は可能という形になってございます。

続いて２点目、予算書の83ページのＬＥＤの使用料でございますが、こちらにつきましては、庁舎管理事業の部分でございますので、役場の庁舎、こちらについてのＬＥＤの使用料とか賃借料という形になってございます。

１点目、２点目につきましては以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは３点目です。

予算書でいうと86ページ、87ページ、私たちの予算書でいいますと37ページ、移住定住促進事業というところのサイトの関係の経費でございますけれども、まずメリットが２つあると思っていまして、１つ目が町の意思、移住定住、これ宮代定住促進作戦という名前を移住定住促進事業と名前書いてありますけれども、きっちりと取り組んでいこうという、まず意思の表れだと思っております。

もう一つにつきましては、こちらのほうが大きいんですけれども、国のほうの財政措置の関係で、移住の関係ですと恐らくもらえるかなというところで、サイトの経費をまとめて国の少し財政措置をもらいたいというような腹積もりとしてはあります。

こちらにつきましては、初めて取り組みますので、必ずもらえるというものではないんですけれども、まとめることによって、恐らく財政措置を受けられる部分あるのかなとにらんでおりまして、まとめているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　再質問をさせていただきます。

先ほど83ページ、ＬＥＤ照明なんですけれども、庁舎の照明ということでございましたが、庁舎全てのＬＥＤ照明がリースだということでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　野原委員、１点でよろしいですか。

答弁を求めます。

主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

今、野原委員からご質問いただいたＬＥＤ照明全てが対象かどうかというお話なんですけれども、ＬＥＤの賃貸借契約を入れる前に通常の蛍光灯と申しますか、もう破損が始まっておりまして、その前段階で工事したＬＥＤ照明がございます。そちらにつきましては、既に工事を終えていまして、賃貸者の対象ではございませんので、その部分は賃貸借ではございません。最初から町の物として工事していますので。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　そうしますと、全部ではないということですが、割合はどのぐらいですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　企画財政課、島村でございます。

申し訳ございません。その賃貸借というか、その工事をやる前に実施していた数、ただいまちょっと確認、数字持っていないんですけれども、ちょっと合間見て確認してまいりますので、そちらの数については、ご容赦というか、今お待ちいただきたいと思います。

一応、その令和３年度の工事をもちまして、全ての照明はＬＥＤ化完了してあるわけなんですけれども、その所有分と今現在は賃貸借している分、その割合については数字ご用意してきますので、お待ちください。失礼いたします。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。

１点だけ質問させていただきます。

歳入のことでお伺いしたいんですけれども、２地居住、２拠点居住のその補助メニューいっぱいあったんですけれども、その補助メニューでお金を取りにいくかどうかということと、地方創生2.0というのが案内行っているかと思うんですけれども、それが一時募集がこの１か月ぐらいで終わっちゃって、結構忙しい時期だったので各地方自治体があまり応募を出せなかったということなんですけれども、合いそうな補助メニュー結構あるんですけれども、その補助金取りに行く考えはあるかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山と申します。

今ご質問ありました歳入のほうで、２拠点居住のメニューであるとか地方創生というところで、新しい内閣になりまして、交付金の関係で見直しが入っておりますけれども、今回、当初予算のほうでは該当するものはないんですけれども、当然ながら、これまで議会等とでもお話はしておりますけれども、後期の実行計画、今年度、来年度というところでつくっていく予定でございますので、なるたけメニュー、国のほうの補助金がもらえるような組合せというものについてはやっていければと思っております。

特に２拠点につきましては、空き家であるとか新しい村であるとか、様々な部分で関連するのかなとは思っておりますので、なるだけ国のメニューに引っかかるような町の必要な施策というものをつくっていきたいというところの考えは持っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　地方創生2.0のほうはいかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

大変失礼しました。

２拠点メニュー地方創生2.0、いずれもメニュー、かなり幅広くなっていますし、国からもかなり具体的な案内来ておりますので、それぞれ通知等を参考、他市町の事例の参考にしながら、宮代町でできるものについてはどんどんやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

１点目は、予算書の86、87ページ、移住定住促進事業についてです。

前段でもございましたので、ご説明分かったんですが、先ほど継続して委託先には委託するということで、ただ管理する部署を移したということなのか、その１点、まずご確認をいたします。

次に、同じく86、87ページのＯＡ管理事業についてです。

こちらは、町民のサービス向上と行政事務の効

率化ということでいろいろ進めてくださるんだなと思うんですが、町民のサービス向上についてと、行政事務の効率化というのに分けて、どんなふうに変わっていくようなこの予算なのかということをご説明いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山と申します。

私のほうからは、１点目の予算書でいいますと86ページ、87ページ、⑸移住定住促進事業についてお答えしたいと思います。

ウェブサイト運営管理等委託料でございますけれども、こちらについては、中身については継続してやっていくような想定の予算を組んでおります。

管理についても、予算につきましては、あくまでも企画財政課の当該委託料のほうには載っけておりますけれども、執行につきましては、執行委員という形で子育て支援課ないしは産業観光課のほうで運用していくというところでございますので、バージョンアップ、中身のリニューアルをどんどんするんですけれども、基本的な運用については今と一緒でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私のほうからは２点目です。ＯＡ管理事業について回答のほうをさせていただきます。

予算書のほうでは、町民サービスの向上と行政事務の効率化という大きな柱２本がございまして、その中で、まず町民サービスの向上につきましてです。

まず、こちらにつきましては、来年度については、今年度からＬＩＮＥを活用して、まず最初、１次保育の予約から取組を始めました。その後、各種イベントの予約等々をＬＩＮＥでできるようにということで拡充をしている最中でございます。

来年度につきましては、今度こちらのＬＩＮＥをまたさらに拡充を増やす予定でして、一番大きな柱としましては、マイナンバーカードで本人認証できるようにしまして、そうしますと、このＬＩＮＥからの申請というのが、ご本人様からの申請であることは間違いないということになりますので。既に都内で渋谷区などでは始まっているんですけれども、住民票等を電子申請でできるようにしたりとか、それは郵送で町から送り返すことになるんですけれども、そういったサービスを展開したりとか、本人認証が必要なものについても、ＬＩＮＥで行っていけるようにということで拡充のほうを検討していくことになります。

もちろん、これは情報政策担当だけではなくて、各課窓口担当のほうの協力があってのものにはなりますので、そのあたりうまく調整しながら徐々に進めていきたいなというところがまず大きな柱としてはございます。

町のほうの職員のほうとしましては、そういった形でＬＩＮＥの申請が増えてくると、窓口に来ることがなくなりますので、基本的にはシステムのほうで来たものを１件１件対応するというような形になってきますから、窓口事務というのがまず一つ変わってくるかなというのはあります。

それ以外には、今年、職員端末を入れ替えまして無線化になりまして、職員のほうは、基本的にはどこに行っても打合せができたりするようになりましたので、そういった部分も含めては、今度ペーパーレスというのが来年度は進んでいくかな

ということになります。

なので、そのペーパーレスという部分につきましては、予算書の中でも、ちょっとプログラムの導入ということで、88、89ページのほうで書かせていただいたんですけれども、備品購入費ということで横文字なんですけれども、ドキュワークスというものがありまして、こういったライセンスの購入をさせていただきまして、ペーパーレスのほうを進めていきたいなというふうに考えております。

大きな柱としては以上なんですけれども、それ以外にも、やれることとしまして、予算計上しなくても、例えば、予算の中でうまいことやりくりしてできるようなサービス等があれば、そういった部分は進めていきたいなと思っております。

例えば、今年につきましては、特に予算計上の中では大きな柱としてはなかったんですけれども、今年度においては、庁舎のほうでフリーＷｉ－Ｆｉのほうを導入させていただいたりもしましたので、そういった大きなお金をかけなくても、ほかの施設や公共施設でやっているようなサービスというのが展開できればなというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁の際にはページ数を言っていただけるようにお願いいたします。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

よく分かりました。

まず、１点目のほうなんですが、移住定住ということで、まずホームページを見て、その特設ページがあってすごく、今でもいいものだと思うんですけれども、やはり若い世代が移住するときには子育て情報というのは見るんですけれども、もう少し上の小学校とか、ちょっと教育だったり、福祉的なものももう少しあるといいなというのは、ご意見もいただいていたりするんですね。

そういったものを例えば、載せるということだと、この料金では受けられないというか、前年度の更新という感じでされるということだったので、そのあたりが可能なのかどうかというのをもう一度お願いいたします。

２点目のＯＡ管理事業は、それぞれいろいろ進めていただくの分かりました。

町民のほうでは、ＬＩＮＥで申請できるということで、それでマイナンバーを使ってもっと分かりやすくというんですけれども、その申請する、例えば、草刈りとかのなんかそういう個々の通報システム、そういうのもこれだということで聞いたんですけれども、それができるということが分からない方も多いので、もう少し周知をまた新しくなるのでされると思うんですけれども、そのあたりももちろんやっていくということでお願いをしたいと思います。

それで、あと職員間の行政事務ということで、予算にはないものも進めているということで承知をいたしました。職員の方がタブレット１台持って、すごく効率的にされているというところで、議員のほうでもタブレットを導入してというところでいうと、来年度というか、そのあたりもどういうことがそこでできるのかというのは何か想定はこちらのほうからないのであれなんですけれども、何かそのあたりのことも可能なのかなと思って……違う。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員、ちょっとそれは違うと思いますけれども。

○委員（塚村香織君）　分かりました。

あと１点、先ほどの通報システムの草刈りとかというのは、要望とかじゃなくて質問になります。

○委員長（九山妙子君）　そうですね。

じゃ、ＬＩＮＥのほうだけお願いします。

答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山と申します。

私のほうからは、移住定住関係のほうのご質問についてお答えしたいと思っております。

今、子育て関係、移住定住、若い方が見るときには、子育て情報というのを注目しますよというようなお話もごもっともかなと思っております。未就学児以外の就学後の部分、小学校、中学校とかという部分もあったらいいですよねというのも、それも同感でございます。

ちょっとお答えできるのが、「働こっ」と、その点につきましては、執行する所管が違うので何とも責任持って言えないんですけれども、「暮らそっ」というふうな部分でいいますと、うちが所管しておりますので、今、予算の見積りにつきましては、特集何回とか更新何回というふうなことで見積りもらっておりますので、内容につきましては、今後、当然調整をしていく内容でございますので、そういった要望があるということを踏まえまして、予算の範囲内でよりよい情報発信を進めていければと思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私からは２点目のＬＩＮＥについて、再度ご回答のほうさせていただきます。

まず、草刈りの情報、今、依頼のようなものを通報のシステムを使ってというようなことだと思います。こちら現状で今月と来月中には先行して、通報のシステムのほうをＬＩＮＥのほうで公開をする予定になっています。

そちらはまた公園の遊具が壊れているであるとか、あとは道路のほうで一部陥没がしているとか、現状でもそういった形で通報というか報告については、まちづくり建設課のほうに電話等々で連絡が入って、どこどこ公園とか、どのあたりの道路が陥没しているとかというところを電話で受けて、道路の場合とかですと住宅地図を持ってきて、どのあたりに、目標物が近くに何があってみたいなことでやり取りするんですけれども、それがＬＩＮＥを使うことによって、グーグルマップから位置情報をそのまま、その場で入力してくれれば位置情報が引っ張ってこれたりとか、あとは写真の添付ができたりというのもありますので、そういった形で通報のシステムを使って、まずそちらを公開する予定になっています。

それを活用して、今度は草刈りのほうにそれを流用するような形で使えるようにするというような形になるのかなと思ってはいるところですが、そのあたりは、またまちづくり建設課のほうと協力をしまして調整させていただいて、活用のほうできるようにしていきたいと思っておりますので、そういった形で進めさせていただきます。

私からは以上です。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

細かく５点ほど質問させていただきます。重複をしないようにお伺いいたします。

まず１点目なんですが、予算書74、75ページ、便利バスが走る事業になります。

こちらのほうなんですが、町内循環バス運行委託料が大きく2,295万6,000円増えているということで、本当に額が大き過ぎるので、何か町のほうで循環バス運行に対して何か収益が上がるような

何か考えというものを考えているかどうかをまずお伺いいたします。

それから、その下の交通需要調査委託料500万ですね。こちらのほうなんですけれども、委託先はどのようになっているか。まだ入札する予定なのか分かりませんが、お伺いいたします。

それから、予算書78、79ページで、(1)財政管理事業の中で、財政諸表整備支援委託料が75万円ということで、これ昨年は135万3,000円、約半分までは行かないとしても60万円ほど少なくなっているんですが、これ財務諸表の作成ということなんでしょうけれども、どういう形でこれだけ少なくなってしまったのかということをお伺いします。

それから、82、83ページになります。

(1)庁舎等管理事業の中の11役務費で、ここで火災保険料の488万4,000円というのは、この火災保険の内容を教えていただきたいと思います。

それから、14節工事請負費のところで、先ほども前段の委員でも質問があったんですが、これを行う場合、例えば、電話の最初に「この電話は録音されます」という、そういう通達をする場合があるんですけれども、当庁はそれをやるのかやらないのかをお伺いいたします。

以上、５点です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは、５点ご質問いただいたうち、財政関係の部分についてご案内したいと思います。

予算書でいいますと78ページ、79ページ、(1)財政管理事業の12節委託料というところで、財務諸表整備支援委託料75万円でございます。

こちらについての減額の理由というところでございますけれども、こちらにつきましては、令和６年度、今年度ですね。昨年度につきましては、その前年までお願いしている業者さんのほうに一者随契でお願いしたんですけれども、少し、いわゆる定期的に業者さんのほうは見直しとコストの部分とやる必要があるかなと思いまして、今年度入札をさせていただきました。

そうしましたら、大分下がったというところで、その下がった部分の相当の金額で減額はしております。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私からは、その他の点数４点について回答のほうさせていただきます。

まず、Ｐ74、75の便利バスですね。こちらについてです。

議員おっしゃるとおり、昨今の運転手不足等々も踏まえて、どうしてもこのバスの委託料、運行委託料については前年度に比べて高額になってしまったというようなところがございます。

その中で、多くの方に利用いただけるようにということで、今回につきましては、バスの車両を一部変更させていただいて、公共交通会議でも、利用者の中からはバスの座席がちょっと少ないんじゃないかというのもありましたので、バスの座席数を増やさせていただいたりということで、使いやすいようなバスというのを導入させていただこうということで動きはさせていただきましたけれども、それ以外につきましても、多くの方に利用していただけるように、周知をこれからも広報で続けていくとか、また来年70周年ということもありますので、そういった部分を含めて何か一緒にタイアップして何かできないかというようなことも含めて、この後検討はしていきたいなという

ふうに考えているところです。

続いて、２点目です。こちら委託先です。

こちらの調査の委託先なんですけれども、こちらについては、これからこちらも同様にプロポーザル等々を行って進めていこうかなというふうに考えているところではございます。もちろん、我々もバスのほうを長年運行していますので、その中で皆様方からいろんなご意見をいただいた中でどういったことを聞こうかということも考えてはいるところですけれども、ただやはり全国的にこういった問題は、同じような問題が発生していると思いますので、そういった全国的な知見等も含めて、実績があるような業者さん等々から委託をさせていただいて、こういったことを聞いたらこういった傾向が分かるんじゃないかというところについては協議をしながら、どんな質問をするかということも含めて、一緒に考えていければなというところで考えていますので、そういった業者さんを選べるように進めていきたいなというふうに考えております。

続いて、82、83ページです。

火災保険の内容ということで、すみません。こちらについては、対象ということでございましたら、対象についてはこの館です。庁舎全体、それと購入を、建てたときに設置させてもらった機器、それが火災報知器だったりとか、そういった部分の大きな機器の部分についてが対象という形になっているところでございます。

対象としては、今年もありましたけれども、落雷であったりとか、あとは天災ですね。そういった火災もそうですけれども、そういった形で天災等についてのものが事象としては対象となるかなというところでございます。

最後、録音する機器についてですけれども、こちらそうですね。町としましては、一番最初に電話が鳴ったときに、「この電話については品質向上のため録音させていただきます」というような、メッセージがよく流れると思うんですけれども、当庁においても、そのメッセージを流すような予定で今は考えているところです。

私からは以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

３問目の財務諸表の件は分かりました。

まず、町内循環バス運行の件なんですけれども、やはりバスを利用される方をどんどん増やしていかないとやはり厳しいなというのがあるのと、あとバスの中に例えば広告、スペースをつくって広告料をなんか収益に生かしていくような考えはないのかどうかをお伺いいたします。

それから、75ページ、交通需要調査委託料なんですが、説明の中でこちらの予算の概要というところですね。これで地域公共交通の新たな形ということで、「現在の循環バス、タクシー助成などの地域公共交通の形を見直すため、地域公共交通ニーズ調査を実施します」というふうに説明されております。

これアンケート調査になるとは思うんですが、前回の循環バスのアンケートみたいな形ではなくて、本当に地域全体を網羅できるような、そういうアンケートにしていただきたいんですけれども、この辺はどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

それから、83ページの録音装置の件は分かりました。

火災保険料のことなんですけれども、そうしますと、天災ということで地震で被害が起きた場合も含まれるということで、一応確認なんですが、それも地震の被害でもおりるということでよろし

いんでしょうか。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

今の３点ですね。回答のほうさせていただきます。

まず１点目なんですけれども、便利バスについて、こちらの広告料ということでございますが、こちら現在、調整中でございまして、バスの中で新しいバスが、この後走る予定なんですけれども、そのバスについての広告の設置できる場所、それと大きさ、こちらについて調整が終わりましたので、現在は内部的にそちらの要項がございますので、そちらの要項を今作成中でございます。

ですので、来年度、この４月１日にはその要項を出しまして、また新たな広告主ですね。そういったものを募集していければなというふうに考えてございますので、そちらの広告料については、この後、町としても進めていきたいというふうに考えております。

２点目の需要調査の委託料でございますが、こちらのアンケートにつきましては、町としまして、現行の循環バスが走っているところではございますが、当然、調査の対象としましては、町内全域の方々を対象とする予定ではございます。

当初、循環バスについては、全域を走っていたところではございますが、そうしますと目的地まで届くのに、到着するのに時間がかかるということで、現行の主要の路線を通すようなバスという形になったところではございますが、この後、３年後に現行のバスがどうなるかというところが、現状では運転手不足の問題もありまして、どうなっていくか等もございまして、ここにはこういう書き方をさせていただきましたけれども、最終的に今の循環バスが駄目というわけではなくて、町としては、よりよい形がどういう形なのかというのも含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

それが最終的には今の循環バスがやっぱりいいよねということになるかもしれませんし、その他、町でいろいろ全国的に始まっているデマンドだったりとか、そういったものがいいよねという形になるかなとは思いますけれども、そういった部分も含めて、皆さんの中で当然、今のバスが走っているところと走っていないところとでは考え方が違うとは思うんですけれども、そういった部分で限られた予算の中でどういった形が、一番皆さんにとって有益ないのかというところを考えられるような形のアンケートにしたいなというところになっていますので、このアンケートの結果が全てではもちろんないので、基礎資料としてのものなので、まず町の考え方を示す、考える上でまずこういった結果がありましたというものを踏まえるためにどういった結果が出てくるかなということになると思っていますので、当然、そういった意味では町内全域の方々に対して、いろいろな意見を求められるような形にしたいなというふうに考えているところではございます。

それと火災保険の内容ですね。こちら地震も対象かというところではございますが、すみません、こちら担当としては地震も対象だというふうな認識ではおるんですけれども、最終的には約款の確認が必要となりますので、こちらについては、少々お時間がいただきまして、約款のほうを確認させていただければと思いますので、申し訳ないんですけれども、そちらについてはお時間いただければと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

町民の中で、循環バスがなくなると聞いたんですけれどもという話を何人かから聞いているので、皆さん、やっぱり心配しているということで、大丈夫ですよとは答えたんですが、しっかりと運営していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

再々質問はありません。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。ございませんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

何点かありますので、よろしくお願いいたします。

まず、予算書の82、83ページの庁舎等管理事業の83ページのカラー印刷機の保守委託料49万5,000円、これカラー印刷機何台分なんでしょうか。

次に、先ほどから前段の委員何人か質問されています電話交換機通話録音装置設置工事費、これはまずそもそもこういうものを設置しようとなったきっかけというのは何かあるんでしょうか。ある用事で、要件で県内の63、４市町村全部に電話を去年かな、おととしかな、したんですけれども、１件もないんですよね。録音していますというところは。少なくても僕がかけたところは、県内全部。

先ほど昨今いろんな自治体でもという話が冒頭のあたりにありましたけれども、そのようなところはないと県内ではなるんですけれども、何を根拠にそのようなことを言っているんでしょうか。

また、これをつけることによって企業等でよくあるんですけれども、184で発信しているものは184を６にして番号で操作するようにしてかけ直してくれというふうな録音のアナウンスが流れることがあるのはご存じだと思いますが、当庁もそのようなことまでするんでしょうか。

私、いろんな町民の頃からそうなんですけれども、町民の方からいろんな愚痴とか不満とか、行政に対するいろいろ聞きたいこと等を僕のほうに聞いてくる人に、いやご自身で別に名前聞かれるわけでもないし、何が出るわけでもないから安心して匿名で大丈夫だからと言っているんですけれども、それが崩れてしまうので、そこのところの説明をお願いいたします。

次に、庁用自動車管理事業(2)、その同じページです。下のリサイクル料１万5,000円、これはどういうふうな、これのご説明をお願いします。

その２行下、自動車購入費600万円、これは何という車を何台、ＥＶ車両の更新とＭＩＲＡＩだから、これなのかなとは思っておりましたけれども、購入費ということで、キャッシュで一括で買うのか。それとも、何年かで分けて、来年度分が600万なのか、その辺の説明をお願いいたします。

次に、84から85の契約事務管理事業、電子契約システムの導入とありますが、これはどのような契約のことを想定しているんでしょうか。入札、今年度の特徴としては電子入札共同システムによる電子入札等の実施とありますけれども、電子契約システムの導入、これがどういうふうな形になるのかという説明をお願いいたします。

次に、これも何人もの委員の方質問されていました移住定住促進事業ですけれども、これは……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、ページ数お願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい。

同じページ下の６行ぐらい下かな、85ページの。86になりますね。ごめんなさい。

85、86の移住定住促進事業(5)のところですけ

れども、これの管理委託契約とかチラシ作成等業務委託契約を行っているとは思いますが、これ毎年度、１年契約でやっているのか、それとも複数年度でやっているのかというところと、またこれ私たちの予算書のほうで、移住定住促進が出ているとは思うんですけれども、37ページですね、私たちの予算書の。

これ移住促進の現実的な費用対効果の関係で成果というのは実際、移住定住につながったというふうなのが何件あるのか。また、順番前後しますけれども、初めてツアーのこれまで直近３年ぐらいで結構ですけれども、参加人数の推移と、それによって初めてツアーで入った人、あとはこんなの関係なく移住定住のウェブを見たとかというのがある程度は分かると思いますので、以前６件申込みがあって４件がツアーに参加したとかというのもあったと思うんですけれども、去年か、おととしか、そこの辺の具体的な数字をお願いします。

この特に移住促進サイト343万円が高いのではないかな、効果は少し上げっていればいいんですけれども、上がっていないで高値のまま推移しているんであれば、これは業者の変更なり、業者に対してウェブの抜本的な改革なりを求めるべきだと思うので、この辺を詳しくご説明願います。

同じ予算書86ページ、87ページのふるさと納税管理事業ですけれども、昨年までは窓口でお聞きしたんですけれども、大体400万ずつずっと下がっていたのが、今年はＶ字回復じゃないですけれども、２月、３月ぐらいに落ちているのは、先ほど500万ぐらいっておっしゃったかな。上振れのほうになったとおっしゃっていましたが、それの理由というのはどのように考えていらっしゃるのかお答え願います。

次に、ＯＡ管理事業、86ページから87ページのほう、88ページ、89ページ、ごめんなさい。

行政業務のデジタル化の推進と銘打っていますが、これまでもこれは総務課のほうだったと思いますけれども、去年、おととしといろいろと文書管理、いや何やらので800万だ、900万だとかっていろいろ言っていましたけれども、今回のこの行政事務という言い方、そのときもペーパーレスと言っていて、実際問題、多少は紙自体は減ったけれども、紙代が上がったので費用がそんなに変わらないというのは、会計室のほうでお聞きしましたが、これによって、具体的にどれくらいの割合でもいいですけれども、枚数でも結構ですけれども、どれくらいの削減をまずもくろんでいるのかというのが当然目的としてあると思いますので、その辺についてお答え願います。

同じく、これのＯＡ管理事業の備品購入費の先ほどちょっと触れていらっしゃいましたドキュワークスライセンス購入費、ガバメントクラウド接続に係る機器購入費、これがおのおの300万ちょいずつありますけれども、もっと細かく費用のほうの説明等をお願いいたします。

あとはバスのほうですね。75ページなのかな。便利バスが走る事業、これの予算が随分と年々上がっていて、確かに運転手の問題とかバス事業自体の問題とかいろいろあるのは、ある程度は存じ上げておりますが、今回の契約が２年か３年かちょっとど忘れしましたけれども、契約形態はどのようになっているのか。

また、私たちの予算書のほうの40ページを見ますと、令和７年度の目標というところの３行目、令和７年度からは新車の導入に伴う車両変更とあります。この町、業者替える、業者替わらなくてもそうなんだけれども、毎回契約を交わすごとに新車を導入しているんですよね。なぜ新車でなければいけないのか、またなぜ新車にしようと思っているのかというところを具体的に説明願います。

僕、ときがわ町かなんかに行ったときに、そこの担当者に聞いたんですけれども、そこでは東松山があの辺が中心になっていて、そこのバス協会やなんかのほうと密に連絡を取り、中古の車でも何でもできる限り使うという話をして、それで削減を図るという話を聞いていたんですけれども、うちのほうでは全然そういうふうな費用削減につながるようなことは話が出てこないものですから、具体的に。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、すみません。

その話は私たち議員聞いていると思いますので、的確にもう一回答弁していただきますが、次の質問に移ってください。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。

じゃ、答弁をお願い。

あとは、この総務文教委員会資料のいろんなところに合わさって、19ページ言ってもちょっと分からないかもしれませんけれども、12、過去３年間のバス利用者実績、バス停別とあります。これの中で何点かあるんですけれども、バス停として、このピンクの表紙のやつです。そちらにもありますか。分かりました。

ピンクの表紙のやつで、各バス停名がずっと縦に１から41まで出ているんですけれども、この中で括弧書きのがすずき整形、クスリのアオキ、ドイツパンのお店、もとむらとありますが、これは載せるに当たっておのおのから。

○委員長（九山妙子君）　ページ数、何ページですか。

○委員（佐藤将行君）　19と言いましたけれども。

おのおののこのネーミング先から広告費等は入っているのでしょうか。入っていないのであれば、これちょっと問題だと思いますので、お尋ねします。

また、バスの運行に関するところになりますが、先ほども執行部のほうから運転手の問題というのが出ておりましたが、現状の契約、ちょっと前回まではちょっと見てはいたんですが、今回の契約内容を細かくは見ていないのでお尋ねしますが、仮に運転手が今18時を超えて、要するに９時間以上の勤務になっているとは思いますが、仮に18時にちゃんと終わるようであれば、この部分は減額されるような性質の契約をされているでしょうかどうかというところですね。

例えば、百間一丁目、二丁目と東口に行くことに１日３本ですか、行くことによって時間が18時を超えてとかというふうに、行くようになってから替わったとは思うんですけれども、そういうところもいろいろとやりくりして何とか18時まで終わるようにすることによって、どのような費用変化があるのかということについてお尋ねしたいと思います。

また、公共交通会議のほうの話がそこで課題に、議題にしなきゃいけないんでしょうけれども、ずっと替わっていない、ここ何年も替わっていない停留所の変更とかルートの変更、特に去年もどこかでお尋ねしたと思うんですけれども、特に何人もの町民の方から言われるのが、保健センター前からもとむらのほうに行ってほしい、そうでないと駅からだったりとか、桃山台の方に言われたんですけれども、もとむらに行くのにすごく時間がかかってとても使えたもんじゃないというふうに聞いております。そのような、これは１つの例ですけれども、そのような形でルートの変更とかをやるのかどうか、考えているのかどうかをお尋ねします。

あと、同じく予算書75ページの交通需要調査、これですけれども、アンケートという話もちょっと出ておりましたが、前回、前の前の栗原さんが課長の時代に行ったんですけれども、あのときが

4,000件を無作為抽出にアンケートを送ったというふうな話を直接伺いましたが、無作為抽出にやることによって、人口の多い地域に当然のことながらアンケートが送られる、人口の少ない地域、バスが通っていない地域には少なく送られる、結果、公平だ公平だと言っていながら、それは形式的な公平ではあるかもしれませんけれども、実質的な公平・平等には資していないと思うのですが、どのような形で行おうとしているのか。これまでバスが今現在通っていない地域のことに関してはどのように考えているのかということをお答え願います。

86、87は聞いたんでしたっけね。聞いていないか。移住定住促進、これ聞きましたね。

あとこれのウェブサイト運営管理、どこに委託していて、この委託先は新規なのか、それとも何年も続いているのか、続いているのであれば何年、何回契約を継続しているのか。ごめんなさい。じゃ、結構です。

そこのところをお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　何問質問いたしましたか。

こちら12問になっていますけれども、質問するとき、数しっかり考えてしてください。全て分けました。取りあえず、これで質問にしますので、ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０６分

再開　午前１１時２０分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

会議に先立ちまして、先ほどの回答がございますので、主査、お願いいたします。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

先ほど申し送りのありました件について回答させていただきたいと思います、全部で２件なんですけれども。

まず１件目、野原委員からお話がございました予算書83ページのＬＥＤの照明のリース料についてなんですけれども、まずこちらの件につきましては、我々がご用意させていただいた総務文教委員会資料でいうと31ページ目になります。

今、先ほど図面を確認しまして、全体で25灯がこの工事に先立って行っていたＬＥＤ照明の入替え済み、実施済みのものでございましたので、しかるにこの25灯を全体の997で割りますと2.5％が、町が所有しているＬＥＤ灯となります。

野原委員からご質問いただいていた件は、以上になります。

続きまして、泉委員からいただいておりました保険の対象範囲になります。

こちらも83ページです、予算書の83ページの上のほうですね。火災保険料についてなんですけれども、適用範囲というお話がございまして、確認させていただきました。こちらの約款を確認させていただきまして、地震も対象となることを確認させていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　では、引き続き、佐藤委員の質疑に対する答弁を求めます。

答弁お願いします。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは２点ですね。

予算書でいいますと86ページ、87ページ、(5)番、移住定住促進事業のほうについて、まずはご案内したいと思います。

ご質問いただきましたのが、委託料の関係でウェブサイトの委託料でございますけれども、単年

度契約か複数年度契約かというところにつきましては、単年度の契約となっております。

平成24年からこのサイトを運営しておりまして、現在の業者がやっているというのが現状でございます。

また、同じ移住定住の関係で、私たちの予算書37ページにありますけれども、みやしろ初めてツアーとか、こういったものの成果というところでございますけれども、みやしろ初めてツアーに参加された方のうち、実際に移住定住まで移住につながったものにつきましては、令和４年度が２件、令和５年度が６件、令和６年度が１件となっています。全体では平成26年当時からやっておりまして、全体では42.5%の方が移住につながっているという統計がございます。

続きまして、同じく予算書86ページ、87ページ、⑹番のふるさと納税管理事業については、一応歳入の部分かなとは思うんですけれども、昨年度1,800万あったところが現在で2,300万というところで、伸びている理由でございますけれども、特産品、返礼品でいいますと、昨年度は降雨障害でお米のほうが途中で切れてしまったということありましたので、去年よりかは長くやっているかなというふうなのがお米の評価です。また、巨峰につきましては、昨年度が280件だったのが、今年度は488件ということで、フルーツ巨峰が伸びているというような状況となってございます。

なお、令和６年度、先ほどご案内しました2,300万の中には、令和６年度の能登半島の地震の代理寄附につきましても入っておりますので、それが139万円ほど入っておりますので、こちらのほう2,300万には含まれております。

私のほうからは以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

私のほうからは83ページです。

まず、庁用自動車の管理事業についてご回答差し上げます。

１点目、自動車リサイクル料についてでございます。役務費です。こちらにつきましては、新車購入の際に発生するリサイクル預託金をこちらに入れさせていただいています。

したがいましては、新車２台を予定していますので、そちらの２台分として計上させていただいております。

続きまして、同じページでございますけれども、次の17節自動車購入費600万円につきましてのお話なんですけれども、こちらにつきましては、今現在のところ、ＥＶ車両、日産ＳＡＫＵＲＡを予定して予算計上させていただいている次第でございます。

続きまして、ページが変わりまして、85ページです。こちらの13節電子契約システム使用料につきましてご説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、入札ではなくて、私どもが業者と締結する契約書を作成するためのシステムになります。こちらにつきましては、契約書、それから印鑑も電子上のデータを使って行うような形でございまして、そこに関する事務的なやり取り、単純な手間もそうですけれども、時間も効率化できます。また、業者側に関しましても、契約書を締結する際に印紙を購入していただく必要があるんですけれども、こちらの電子契約を使って行うものに関しまして、その印紙購入の必要がございません。

そういったことからも、業者にも、行政にも、双方にメリットがございますので、導入させていただくということで、こちら予算計上させていた

だいております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私からは残りの点です。回答のほうさせていただきたいと思います。

まず、予算書の82ページ、83ページ、こちらのカラー印刷機の保守委託料です。こちらのカラー印刷機は何台かということですが、こちらは１台という形になります。

続いて、その下、電話交換機の録音装置設置工事の費用についてです。

こちらについてですけれども、現状184のお話が出たんですけれども、すみません、こちらについては、184でも可能なサービスかどうかというのは、これから検討はさせていただきたいと思いますが、基本的にはそういった184と関係なく全件録音というのが前提なのかなというような認識ではおります。

その中で、お話の中で、埼玉県内どこも実施はしていないはずだというようなお話もあったんですけれども、私のほうで見たところ、今年度、昨年６月からは越谷市さんが始めていたりとか、蓮田市さんであったりとか春日部市さんであったりとか、そういったところは録音のほうされているのかなと思います。越谷市さんとかに関しましては、初めに録音しますよという電話は、アナウンスは流れない形です、通常に。ただホームページ上には掲載はされていますので、越谷市さんなんかは６月だか７月だか、ちょっとそこはあれなんですけれども、ホームページ上に、電話に関しては全件録音させていただきますというような形での表記がありまして、通常の電話に関しては録音されているということでした。

ですので、そういった形も含めて、実際実施されているというような自治体はございますというところになります。

続いて、88ページ、89ページでございます。

こちらの行政事務のデジタル化についてでありまして、その中の89ページの17備品購入費についてです。ドキュワークスライセンス購入費とガバメントクラウド接続に係る機器購入費ということでございます。

まず、ドキュワークス、こちらが職員の働き方等々に関するライセンスの購入費という形になっています。こちら現状の中で、文書管理等々起案をしたときに、添付する文書が多岐にわたるわけです。ワードの文書であったりとかエクセルの文書であったりとか、あとまたＰＤＦであったりとかということではあるんですけれども、そういったワードであっても、エクセルであっても、ＰＤＦであっても、このドキュワークスというものに入れてしまえば、その中で全部同じようなページで見られる、閲覧が可能になります。またメモをつけたりとかということができますので、通常ＰＤＦのデータですと、なかなかそのデータ上にメモを残すことが難しい、ライセンスがないとメモ残せないんですけれども、このドキュワークスというものがあれば、ＰＤＦであっても、メモを残せたりしますので、文書回覧の際に、上長等からの指示であったりとか、修正であったりとか、そういったところについてメモ書きを使って効率よく文書の交換ができるということもございまして、このドキュワークスというのを導入させていただく形になっています。

もう一つ、ガバメントクラウド、こちらは行政文書のデジタル化とか、そういったこととはまた別でして、こちらはデータ等々を統一するサーバ

ーですね。ガバメントクラウドということですから、自治体だけが使えるようなクラウドにデータを保管しましょうというような動きがありまして、そちらに接続するための機器購入ということになっています。

なので、こちらはネットワークを接続するために必要な専用機器、こちらを購入するための費用ということになります。

今のページで、デジタル化の紙ベースの削減ですね。こちらにつきましては、実際のところ、今年度から文書管理システムを導入しまして、行政文書の削減に今取り組んでいるところではございます。

ただこういったものに関しましては、始めてすぐに全件が全件、文書管理が、内部の文書がデータ化するというのは、これ正直難しいところもございまして、どうしても紙ベースで印刷しなければいけないもの、それと、これについては電子化で処理していいものという部分があると思いますので、そういったものに関しては、数年かけて徐々に進めていく形になるかなというふうな認識で考えております。

実際、今年度初めて電子化をしたわけなので、その実績を踏まえて、じゃ来年度はこれをまた率を上げていきましょうという形になるかなと思いますので、そのあたりは総務課の文書法規担当と数字のほうを見ながら、いろいろ調整していく必要があるのかなというふうに考えております。

中の起案文書については、文書法規のほうで担当しているわけではございますが、それ以外の部分について、コピー機の使用であるとかというのは、我々企画財政課が担当しているところでございますので、そのあたりについては調整をしながら、最終的には紙の削減を減らしていきたいなというところで考えていますので、今年度の結果を踏まえて、来年度は今年度よりも削減するということで数字のほうを見ていって、数年たてばある程度の傾向が見えると思うので、またより大きな削減ということで目標値を定めていきたいなというふうに考えております。

続いて75ページです。

こちらが便利バスの契約です。まず、今回の契約については、３年契約というところになります。３年契約で新車の話もありました。こちらについては、先ほど委員長のほうからもありましたが、全員協議会等で報告のほうをさせていただいたところではございますが、お話の中で、ときがわ町さんの例とかをお出しいただきました。中古のバスを使うのはどうだろうかというふうな話もありましたが、当然、町としてもそういった形での調整というのはさせていただければというところではありますが、やはり運行する会社さんのほうがそういった中古でのバス運行というのは最初から計画をしていないということになります。

じゃ、そういった会社さんを探せばいいじゃないかという話になるとは思いますが、こちらについては、そういった循環バスの運行には会社に免許、資格が必要でして、そういった資格を持っている会社さん、こちらに県内に幾つかあるんですけれども、そういったところには、今回のプロポーザルの実施に際して、一応前もって電話等を全部させていただいて、可能性があるかどうかというのは担当のほうで１回調べさせていただいているところでございます。なかなかやはりこの中で言われる、昨今言われる運転手不足の関係から、新しい路線バスを抱えるのは会社としては基本的に困難だというところの会社がほぼほぼ全件でして、その中でプロポーザルで手を挙げていただいたのが、現行の朝日自動車さんだというところです。

その朝日自動車さんのほうが、運行するに際して中古でのバスというのは考えていない。その自社での中古でのバスはやるけれども、他社での中古でのバスは考えていないということもありましたので、実際のところは朝日自動車さんのバスをお借りして運行しているというところになります。

今年度、今回の現行のバスに関しては、朝日自動車さんの中古のバスを運行していたわけではございますが、その朝日自動車さんが保有している中古のバスのほうがもう走行距離等も含めて、次の３年間は持たないので、次の３年間に関しては、新車のバスを導入して運行したいというような形がプロポーザルのほうで提案がありましたので、その中で車の長さは短くなって細い道も運行しやすくなって、それに加えて、座席数も増えるというようなことがありましたので、それであれば新車でお願いしますということで、今回のほうではプロポーザルでこちらの町としても了承させてもらったということになります。

続いて、こちらからお渡ししています資料の19ページ、12の過去３年間の便利バス利用者実績です。

こちらに企業名が入っている部分につきまして、広告料をもらっているのかどうかというところです。実際、こちらに関しては、広告料をいただいております。アムフルスさんともとむらクリニックさんとすずき整形外科クリニックさんからは頂いている形です。クスリのアオキさんに関しましては、残念ながら広告のほうが終わりましたが、令和４、５については、広告いただいていた部分もありますので、ここには記載させていただいていますが、最終的にはこちらの部分については、広告料をもらわなくなりましたので、過去の分がなくなるんであれば、こちらのクスリのアオキさんに関しては、表記のほうを削除するということにさせていただきたいと思います。残りの会社さん、企業さん等からはお金のほういただいております。

続いて、運転手の契約でございます。こちら運転手の契約につきましては、議員がおっしゃる形だとすると、恐らく東口を回らなければ６時までにバスが運行が終わるので、それであれば運転手が減らせて委託料が減らせるんじゃないかというようなお考えなのかと思いますが、現行では町の循環バスについては、東口を回るルートを通らせていただいておりまして、こちらの利用者の数を見ましても、１、２、３という形で上位３つを占めるわけではないですけれども、乗車はともかく、降車で利用されている方が一定数おりますので、基本的には現行でという形のルートで考えさせていただいたところにはなります。

どうしても運行時間という部分につきましては、18時までという形にはなりますが、それでも休憩等々を含めますと、やはり多少の人件費の高騰というのはあったのかなとは思いますが、現状では今回の契約に至っては、この東口を回るルートを前提としましたので、そういった部分で運転手については、契約については、朝日さんのほうにはそれを賄える人間ということで調整のほうをお願いしているところでございます。

バス停の変更につきましても、こちらも議会等で何度か回答のほうさせていただいておりますが、現行のバス停に変わったのが今回の現行の契約、Ｒ５年度、Ｒ６年度の部分からでございます。その後に、前回のバス停の変更に関しましても、５年、10年という形を含めての変更という形になっていますので、今回については、令和７年度からの３年間については、現行のバス停を前提とさせていただいておりますので、その中でバス停の変更等については特に検討はしていないという形に

はなります。

ただこの後、アンケート等も含めて、次期以降の運行がどうなのか、最終的にバスが残るんであれば、そのときについてはまたバス停の検討というのは一緒にセットになって考えていくべきかなというふうに考えております。

私からは以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（井上正己君）　企画財政課長、井上です。

私から、最後の交通需要調査についてお答えをしたいと思います。

来年度予定しております交通需要調査というのは、まさしくその名前のとおりでして、住民の方が公共交通による移動というものに対してどんなニーズがあるかということを確認させていただくということを目的としています。

したがいまして、バスの調査じゃないんですね。まずこれが１点大事なことなので前置きをしておきます。

というのは、先ほど前段の委員からもありましたが、住民の方でバスがなくなるんじゃないかという不安の方がいるというふうに伺っていまして、我々もそれ以上に危機感をいうのはすごく感じています。今のこれからの高齢化社会等を見据えますと、多分バスだけで全てを補完するというのは、これはもう無理なんです。全域回ることはできませんから、バスが全て行くということは無理なんです。だからこそ、交通需要調査ということで、どんなニーズがあるかと聞くわけなので、これについては、いろんな手法があると思いますし、形式的なということはありましたけれども、ある程度無作為でやるということも必要だと思っています。

というのは、無作為でやるというのは、ある程度人口が多い地区があればそこが多くなることは当然なんですね。でも、需要がどこにあるかというのはそういう見方をするもんですから、その方法というのは１つ必要かなとは思っています。

一方で、じゃ、その不便なところについても、声を聞かないのかという、それはまた違う話なので、それはやり方の問題だと思っていますから、そこについても補完するような形で整えていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、全員にという方いきませんけれども、可能な限り、地域の皆さんの移動が確保できるように努めていきたいと思っておりますので、引き続き、皆様といろいろと意見交換できればなと思います。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　再質ないでしょうか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　じゃ、再質問とあとちょっと先ほど２つほど質問漏れがあったので、先にそっちを伝えておきます。

今出たバスの件ですけれども、フリーライドの考えがあるのかというと、ＢｕｓＧｏ（バスゴー）の費用対効果、どれくらいＢｕｓＧｏ（バスゴー）を利用しているのか。また、ＢｕｓＧｏ（バスゴー）を入れる前に以前お話があった町のほうに電話にかかってくる、それを事務を軽減するためとおっしゃっていましたけれども、どれくらいかかってきていたのかというところをまず質問漏れのほうを指摘させていただきます。

バスのほう。

○委員長（九山妙子君）　答弁漏れですか。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れじゃなくて質問漏れです。

○委員長（九山妙子君）　先ほどの質問の再質にしてください。もし、ご本人の中で漏れているよう

でしたら窓口でお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　はい、分かりました。

先ほどバスの件で新車でなければ委託先のほうから、運行会社のほうからという話が出ましたが、では、そのバス、新車で購入という形ですけれども、この事業費の中のバス代というのはどれくらいになっているのか。また、これは契約書を見ていないから分からないんで、これまでのときは５年契約で新車のバス代が、例えば2,500万掛ける２台を５で割って５年間で丸々払って相手先企業に５年後に持っていかれるというふうな形になっていましたけれども、よもや３年、例えば2,000万円だとして２台で4,000万円、計算面倒くさいので1,500万円掛ける２台で3,000万にしましょう。で、1,000万円ずつを毎年払って3,000万全額払ったら、その契約終了後は業者のものになるのか。それとも、町のほうのものになるのかというところが、先ほどの説明ではっきりしなったところなので、これをお答え願います。

あとは現行のバスが３年持たないというお話がありましたが、何年走っているバスに乗っかっているのか、例えば、西鉄のバスなんて20年ぐらい走っているのもあるんですけれどもね。この辺はほぼ平らな道ですから、バス自体もそんなには傷まないと思うんですけれども、そこもお願いいたします。

バス停の企業名につきましては、分かりましたが、クスリのアオキさんが撤退というか、広告を撤退という形でバス停とかの表記のほうも消すということで、車内の音声のほうも消していただきたいと思います。

運転手につきまして、ルートによってというところはあまりないというふうに言った後に、バス停も含めて検討はしていないというふうに発言がありましたが、検討してくださいね、バス停も含めて。

バスのほうもそうですけれども、例えば、町の職員が都営交通じゃないですけれども、バスの運転手、職員がバスの運転手を専従にやるというふうな考えとかはないのでしょうか。それによって、委託料は減って、当然、職員としての人件費上がりますが、バスの安定的な運行に資すると思いますが、そこのところはどのようになっていますか。

あと交通需要調査、バスの調査ではないというところを強調されていました。それは、前も窓口でお聞きしたので分からなくはないですが、だからといって、無作為にやるというのは当然人口の多い地域に行くというのは、課長のほうもお分かりの発言だというのはよく分かりましたが、例えばですけれども、百間だったら百間にやるときに、例えば西条とか逆井とか、その辺は全然もう人口数も違いますから、一定の係数を掛けてその声を判断するという形等もできると思うんですが、そのような考えがあるのかどうかというところですね。

あと予算書の先に戻りますけれども、82、83のカラー印刷のところで１台というふうに、僕の聞き違いでなければあったと思うので。これ印刷機の保守委託料49万5,000円がこれ年間ですよね。が、かかるということで、１台でかかるということは、リース料は別というか、これがリース料だとしたら、２年間で100万円、３年間で150万円で、ちょっとこれ高い、購入しちゃったほうが安いんじゃないかという気もするんですが、そこのところを回答お願いします。

同じページ、83ページの電話交換機通話録音装置設置工事費、これのことで、僕は聞いた頃は越谷も春日部という、先ほどお話ありましたが、そこのところはやっていなかったわけで、ちょうどその後にそういうふうな録音は入れたんだと思い

ますが、これ録音はオペレーターのところというか、交換のところに全部全て一網打尽にやるという形の理解でよろしいんでしょうか。また、録音してほしくないというふうな声に対してはどのような対応をされるのでしょうか。

次に、庁用自動車管理事業、同じページのリサイクルいうのはこれ預託のことですよね。ごめんなさい、僕のほうが勘違いしていました。分かりましたが、自動車購入費、これ答弁漏れというか、さっき聞いたはずなんですけれども、これ現金でそのまま１回となっているのか。それとも、リース料とか、その辺になっているのかというところは、これは答弁漏れだと思いますので、改めてお願いいたします。

電子契約システム等のペーパーレスのところが次のページ、84、85のほうにございましたが、やっていって総務課と話をしていろいろと修正していくなり何なりという形をされていましたが、目標値というものは当然あるはずなんですけれども、その辺はどのようになっているんでしょうか。やってみて行き当たりばったりでという形で、大して効果がないとかといったら話にならないので、そういうところをちゃんと詰めて、こういう契約にまで持っていっていると思うんですよね、内部的に。そこのところの説明を改めてお願いいたします。

ドキュワークス、これは職員の働き方改革で作成も一緒に、つけるとかいろいろありましたが、これそもそも文書をつくらないという伝統がこの町にあるので、きちんとつくった上で作成文書の軽減化、時間の短縮化とかをやっていただきたいと思います。

これドキュワークスに関しましては、電子印も、電子の判こですね。それもつけられるのかどうかというところを回覧的に回す場合のことですけれども、それはつけられるのかどうかというところをお尋ねします。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、質問数多いので、ページ数、必ず言ってください。

○委員（佐藤将行君）　言ってるって。同じページで、次のページ、85って言いましたって。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　したほうがいいじゃねえ。何ですか、その言い方は。言い方注意してくださいよ。

○委員長（九山妙子君）　静粛に、静かにしてください。

○委員（佐藤将行君）　委員長の意思に従うって言ったんですよ。言っているんですから、こっちは。

85ページ、聞こえましたか、委員長、85ページ。

移住促進事業の件のほうに移らせていただきますが、毎年毎年１年契約って先ほど説明ございましたよね。

ごめんなさい。今度次のページ行くんだ。86、87ですね。ごめんなさい。87ページ、毎年毎年、この350万ぐらいを払っているという形ですよね。

それで、先ほど平成24年だったかな、４年からずっと同一業者ということで、件数も41件、大体年間四、五件ぐらいのところで、これ費用対効果として、町はどのように捉えているのか。また、初めてツアー、今年度か、令６は。それ定住に結びついたのはたった１件ですよね。これ非常に効果悪くて、これで前年度よりも１件上がっているというところの説明が、理解できるような説明をお願いしたいと思います。

ふるさと納税のほうは、同じページの86、87の次の(6)ですね。巨峰が伸びたというのは、分からなくないです。お米に関しましては、これ去年が確かに少なかったのかもしれませんが、今年に関しては、これだけのお米の高騰というところの

２次的要因があったのではないかと思いますが、そこのところはいかがでしょうか。

以上、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁お願いいたします。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは、予算書でいいますと86ページ、87ページ、いずれも同じページで５番、６番ですね。

まず５番、移住定住促進事業のウェブサイト運営管理等委託料でございますけれども、まず、整理しておきたいのが、前段の委員さんのほうにお答えしましたけれども、こちら342万8,000円につきましては、今年度から「みやしろで暮らそっ」以外に「みやしろで育てよっ」というような子育て関係のサイト、あとは「宮代で働こっ」というところを子育て支援課ないしは産業観光課から移管というか、移管替え所管というか、予算をつけ替えましたので増えているというところでございます。

こちらにつきましては、昨年度「みやしろで暮らそっ」という点でいいますと152万9,000円というのが予算額でございますので、一旦整理させていただきたいと思います。

また、委員のご質問の中に41件というふうなご質問ありましたけれども、41件というようなことは一つも言っていなかったので、ちょっとそれについてはお答えしづらいかなとは思っております。

恐らくこれまで平成26年度から実施してきたみやしろ初めてツアーの中で、トータルで42.5％の方が定住されたというふうな、先ほどご案内しましたので、そちらのほうかなとは推測しているところではございます。

また、平成24年度からこちらのサイトをやっておりますけれども、実際やっているのはアンカルクというような会社ではございます。町内いろんなところで情報網を持っております。一社随契というところでしておりますけれども、令和３年度に、当然財政、皆さんの税金を預かっておりますので、金額と内容、見合いどうかなというところで、試しにほかの業者にも参考見積り取りました。そうしましたら、いずれの業者も金額的には３倍ぐらいするというところで、今のやっていただけているのが非常に安価というところは定期的には確認はしているところではございます。

今後においても、そのときその都度で、都度都度で見積り等を取りまして、最も経済的な部分でやっていきたいとは考えておるところでございます。

５番、移住定住については以上です。

また、同じページ、予算書86ページ、87ページ、⑹ふるさと納税管理事業につきましては、お米の高騰のお話ありましたけれども、議員ご指摘のとおり、新しい村から仕入れる額というか原価の単価が上がっておりますので、そちらについても影響はしております。

私のほうからは以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

予算書83ページ、庁舎管理の委託料についてでございます。

カラー印刷機保守委託料についてご質問いただいておりました。こちらにつきましては、リース料もこの中に含まれておりますので、保守等リースという形でご理解いただければと思います。

続きまして、同じく83ページの自動車の17節備品購入費でございます。こちらに関しましては、答弁漏れ、失礼いたしました。

こちらは、一括でお支払いする予定でおります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私のほうから、まず88ページ、89ページです。

こちらの備品購入費について回答のほうさせていただきます。

ドキュワークスのライセンスの購入費でございます。こちらについては、電子印がつけられるのかということですが、こちらについては、電子印ですかね、そのチェックをするなり、自分でつくった印鑑のようなものを使うなりというのは、そちらは押印することが可能という形になっています。

なので、回覧文書等については、誰が見たかということについては、そちらで確認ができるようになります。

続いて、同様のページです。紙ベースの削減で数字についてです。

実際のところ、こちらについては、導入して紙ベースとして何枚を何枚にするというのは、先ほど回答させていただきましたが、今年度の実績を踏まえて、来年度またその数字については見ていきたいというふうに考えているところです。

実際、会計室のほうからは、先ほどの中では紙が実際には増えているというような話があったという話で委員はおっしゃっていたんですけれども。実際に電子化については、例えばですけれども、我々の企画財政課については、内部文書についてはほとんど紙ベースをもう今印刷しないで、起案文書については電子でやり取りをしています。もうこれ98％から97％ぐらいで、もう紙ベースの削減というのは進めているところではございます。

ただその結果、最終的に紙がどうなったかというところについては、会計室の数字をもらって見ていく必要があるかなと思っていますし、イベントが増えれば増えるほど、例えば、チラシをまく数が増えたとか、そういったことも背景としてあるんではないかなと思いますので、なので、今年実際のところは電子申請というか文書化に、これを導入した元年ではございますが、その結果を踏まえて、また来年度以降の数値を決めたい、そういったことで具体的な傾向が見えてくれば、その数字的な目標が立てられると思いますので、それについて検討していきたいというふうな形で答弁のほうをさせていただく形になります。

あともう一つ、資料の12のほうの広告費でクスリのアオキの部分がお話がありました。こちらについては、実際もう今年度からクスリのアオキさんのほうが広告としては撤退されていますので、バス停のほうの表記も今現状ではしておりませんし、アナウンスについても直してあるというものになります。

ただこの資料上はＲ４とＲ５の部分がちょっと入っていましたので、そのままクスリのアオキさんの表記が残っていますけれども、実際は対応済みという形になります。

私からは以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（井上正己君）　企画財政課長の井上です。

私からは、74、75ページのバスについてお答えをしたいと思います。

まず、今回のバスの運行委託料のうち、バスの車両に係る経費ですが、こちらは減価償却費として計上しておりまして、年間1,400万円強となっております。

その後、そのバスがどちらのものかというご質問いただいておりますが、これも以前ご説明したかもしれないんですけれども、今回、バスの運行に当たりましては、宮代町が指定したダイヤに基づいて運行いただける事業者ということで募集をしておりますので、バスについては、事業者が持ち込んで行うという契約とさせていただいております。

したがいまして、先ほど職員で運転免許を持った職員がということもありましが、バスという方法が唯一無二でこれしかないということであれば、そういったこともあると思うんですが、自然に昨今の状況を考えますと、バスが絶対とは言い切れない部分もあると思いますので、それについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

それと交通需要調査につきまして、その幾つかの地名があって人が少ない地域のほうですね。係数を掛けてということだったんですが、申し訳ないんですが、そういった係数というのは、私は及びませんので、そういったやり方があればお聞かせいただければと思います。

我々としては、１つはやはり人口に応じてある程度のサンプルは取るべきだろうということが１つと、そういった地域差がないように、いろんな方の声を聞くような手法は並行していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　再々質問させていただきます。

先ほどのカラー印刷のところでけれども、83ページですね。このカラー印刷機、買ったらどれくらいの金額なんでしょうか。また、今のは使い始めて何年目ぐらいでどの程度の故障等あったのか。要は50万も毎年かけて、例えば、５年間で250万になりますけれども、費用対効果であまりにもちょっとどうなのかなというところが分からないものですから、お尋ねいたしたいと思います。

あと、答弁漏れ的なところで、同じページの83ページの録音装置の設置工事の件ですけれども、先ほどお尋ねした録音されたくないという人がいた場合には、どのようにされるのかというところです。

自動車購入費リサイクル料のほうは分かりました。

移住定住がアンカルクさんというところで、他業者だと３倍、逆に言うとアンカルクさんだから３分の１と、費用の部分は確かにそうかもしれませんが、成果の部分で、例えば、初めてツアー、令４が２件、令５が６件、令６が１件というふうにつながっているのかがあって、初めてツアーもやられていると思いますが、成果がどうも目に見えてこないというところがございます。

また、41件って僕の聞き違いかどうか分かりませんけれども、聞き違いなんでしょう、何か言ったようなメモがあったもんですから、そのまま読み上げて失礼いたしました。

42.5％というのが、これ何を母集団にして42.5というのがはじき出されたのかというところをお尋ねしたいと思います、改めて。

それと、ドキュワークス関係は電子印もオーケーということで、そこは分かりましたが、これページ数でいうと、89ページですけれども、ドキュワークスライセンス購入費、ガバメントクラウド設備に係る機器購入費と、両方とも購入費となっているということは、令和９年度からはこの辺は費用がかからないという理解でよろしいんですか。それとも、この中に例えば、年間のライセンス料が入っているとか、そういう話なのか、僕はちょっとこれだけ書かれていたのでは分からないもの

ですから、そこのところをお尋ねしたいと思います。

あとペーパーレス、これ私が言ったのを聞き違えているかどうか分かりませんが、紙が増えたと僕言っていませんよ。紙が減ったけれども、紙代が上がったので費用として結果的にアップしたと会計室で言っていたとは言いましたけれども、紙自体は使用は減ったというふうには聞いております。

特に、ここ企画財政課ですから、以前は、例えば、バスのその日の運行何キロから始めて何キロで終わるというのを、２人分ドライバーの、毎日毎日ファクスでやっていて、情報公開請求したらどんと置かれたんですけれども、それおかしいんじゃないかと言ったら、１か月ぐらいに前の課長のときに変わりましたけれども、いろんな面で今ファクスやっているのをメールにするとか、そういうふうなところも含めて、これだけではなくて、ドキュワークスやお金かかるのだけじゃなくて、そういうところの工夫もぜひやっていただきたいというところも付加しておきたいと思います。

最後にバス代ですけれども、車両経費というのが1,400万強という話で、そもそも今度のバスの新車時価格というのは幾らぐらいなのか。これ1,400万強ですから、概算になりますけれども、３年で4,200万強が、下手すりゃ4,500万ぐらいになるかどうか分かりませんが、２台でしょう。それがどのようになっているのか、町で購入というふうな話もしましたが、今までが、中田のときには５年で新車代払って、５年落ちのをただで持っていかれたということがもう２回続けて起こっている町ですから、そのような費用対効果のほうも考えていただきたいと思います。

バスの所有権に関しては、事業者の持込みということはご説明で分かりましたが、ということは、３年後も契約が満了するときにも、当然事業者が宮代町のために自分の会社のものを新車購入して出しているという形だから所有権の変更はないという理解にはなりますが、そのときにその時点で３年で4,200万から何百万か分かりませんけれども、それがバス代を大幅に上回っているんであれば、町で買って、次の契約のときにもそれを使うという方法も、このバスで運行してくれと、朝日なのかはどうか別としてやることも、そういうふうにやっている自治体もございます。そのほうが安い。で、今のやり方をずっと中田のときもそうですけれども、バス会社のほうに全て丸投げにしますと、整備やら何やらはうちの町の中の車の整備工場とかともできるわけですよ、車検でも何でも。今回３年契約ですから車検は、事業だからちょっとあるのかな、分からないんですけれども、整備でも何でも。町に今の方法だとずっともう10年ぐらいなのかな、10年以上かな、町にお金が落ちないやり方なんですよね、町がやっているのは。そこのところも含めて、どのように考えているのかというところを再々質問としてお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは、予算書でいいますと86ページ、87ページ、⑸移住定住促進事業という部分で成果が見えてこないというふうなご質問と42.5％の母集団というところかなとは思っております。

まず、成果については、移住定住に関しましては、移住定住促進サイト、当然、情報発信、魅力的な町の魅力とか住み心地についての発信していきたいと思っておりますけれども、それが直結して、その方、定住される方の意思決定につながるかといえば、そうではないとは思っております。

その中の一つではあるかとは思いますけれども、これをしたから必ずお住いになるということはないのかなとは思っております。

過去の宮代町の状況を見ますと、特にこれについても、定住促進事業サイトの成果というふうなことは言うつもりはありませんけれども、転入のほうが転出を上回っているというところで、町全体では転入のほうが増えている、社会増しているというところが町全体の評価かなとは１点思っております。

当然、その中で情報発信という、若い方が情報を入手する最も多分メジャーな手段でありますので、ウェブサイトからの町の情報発信、魅力発信というのは非常に大事かなと思っておりますし、必要なものだと思っております。

内容につきましては、当然情報ですのでその都度都度、必要なもの、求められるものについてどんどん出していきたいというふうには考えているところです。

２点目の母集団42.5％というふうな初めてツアーの移住の関係ですけれども、こちら平成26年度から実施しております、みやしろ初めてツアーに参加された方のうち、宮代町に移住いただいた方の割合が42.5％というふうなことですので、母集団はみやしろ初めてツアーの参加者が母集団でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

私のほうからは、83ページ、庁舎管理事業の12節委託料、カラー印刷機保守委託料なんですけれども、議員のご質問につきましては、カラー印刷機を直接購入したら幾らになるかというご質問だったんですけれども、大変申し訳ございません。今、私、総額を認識しておりませんので、こちら確認させていただきたいと思います。併せて、サービスマンの来庁頻度、こちらについても、確認させていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

まず１点目です。こちら82、83ページですかね。電話交換機の関係で、すみません。先ほど質問について回答せずに申し訳ございませんでした。

録音してほしくないという方に関して、実際、議員のほうのお話の中でなかなか名前を名のらなくてもいいんだからということで、言ってもなかなか住民の方がというところの話なのかなと思うんですけれども、電話に関しては、基本的にはそのとおりで、名前を名のっていただかなくても町に対してのご意見等に関してはおっしゃっていただく形になるのかなということで思っています。

ただ一方で、そういった名前を名のる、名のらないは別として、録音の部分につきましては、公開情報という形には当たりませんので、その部分については、町としても録音をしてほしくないということにつきましては、町のほうとしては品質向上と、あとはこの後、全国的に問題視されるであろうカスタマーハラスメントの対応ということで、町のほうとしては録音させていただきたいという形でのご説明になるかなというふうに考えております。

またもう一つ、ドキュワークスとガバメントクラウドの部分です。こちらが予算書のほうでいいますところの88、89ページですかね。

こちらの機器購入、備品購入費のところです。こちら議員のおっしゃるとおり、ライセンスの購

入費という形になっていますので、こちらライセンスが買い切りになりますので、来年度以降はこの購入費についてはかかりません。

ガバメントクラウドの接続に係る機器購入費についても同様です。こちら機器購入をしますので、今回に関しましては、来年度以降の予算としては発生はしない形になります。

ただガバメントクラウドの接続に係る機器購入費の部分については、機器ですね。こちらがネットワーク機器の接続機器になりますので、保守の委託料、こちらについては発生することになりますけれども、購入としては買い切りとなりますので、令和７年度の予算のみという形になってまいります。

私からは以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（井上正己君）　企画財政課長の井上です。

私からは、まず循環バスについてです。

ご質問のバスの車両価格というお尋ねですが、先ほど答弁申し上げました年間1,400万円というのは、３台分でかつ減価償却、車ですから５年で償却するという計算式になりますので、実際のバスの車両をここから類推すると1,400万円を５倍して、３台の３で割った額、2,400万程度ではなかろうかと考えます。

それとバスを庁内で整備したり、こういったご質問もいただいております。今回、バスの運行に当たりまして、我々が優先させていただいたのは、所定の期間内を町が指定するルートを円滑に極力、その町としても負担のないような形で運行できる事業者ということで仕様を定めさせていただきましたので、結果的に車両も含めた委託という形を取らせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　では、ここで休憩いたしますが、子育て支援課の資料の中に差替え分がありますので、皆さんにお配りしますので、お手数ですが、ご自分で資料の差替えをお願いします。

これで休憩に入ります。

休憩　午後　０時１１分

再開　午後　１時０８分

○委員長（九山妙子君）　では、全員そろいましたので、ちょっと時間早いですけれども、再開させていただきます。

先ほどの答弁があるようですので、主査、お願いいたします。

○管財担当主査（島村　剛君）　企画財政課管財担当、島村でございます。

私のほうから、先ほど佐藤委員からご質問いただいておりました予算書83ページ、12節委託料、こちらのカラー印刷機保守委託料について申し送りとさせていただきましたので、回答させていただきたいと思います。

すみません、こちらの保守委託料、私の認識違いがございまして、そちらをまず訂正させていただきたいんですけれども、こちらのリース契約につきましては、本年度末で終了となりますので、正味、この中にはリース料、使用料につきましては、この中含まれておりませんでした。申し訳ございません。

ご質問を頂戴していました印刷機本体の値段なんですけれども、こちらにつきましては400万円

からとなっています。本体のみ購入で400万、その他、通常でまとめて購入しようとすると設置費ですとか移動費ですとか、そういったものもかかりますので、これにプラス50万から100万円かかると思っていただければと思います。

もう一点、実際の保守でサービスマンがどの程度来庁しているかということなんですけれども、定期のメンテナンスのほか、我々がトラブルが起きて呼ぶと即時対応いただきますので、毎月、大体少ないときでは２回というときもあれば、その３倍、４倍、湿気が多いときですとか静電気の多いときとかというときには頻度が上がりますので、その場合でも別に割増料金とかなく対応いただいておりますということです。

また、金額につきましては、前年度印刷した利用枚数によって金額の設定がございまして、こちらにつきましては、実績ベースで金額を決めているということになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　直接やり取りはしないでください。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　失礼いたしました。佐藤でございます。

今の印刷機がどれくらい、答弁漏れだって。

どれくらい経過しているのかっていうのを聞いたはずなんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　５年が満了したところでございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

私も11点お伺いします。

最近早口で答弁させると非常に聞きづらくて申し訳ありませんが、ゆっくり答えて、お願いしたいと思います。

まず１点目ですが、歳入です。地方交付税、10款、これにつきましては、私も地方交付税の、24ページ、いつも積算根拠をということでお願いしています。資料にも担当課からきちんと考え方も出ております。これはやはり説明が必要ですので、説明を加味しながらお願いしたいと思います。

続きまして、46ページ、47ページ、国勢調査の関係です。非常に早いなという気はするんですけれども、委託金がありますが、どのように新年度は行われるのか、その点お伺いしたいと思います。

次３点目、50ページ、51ページで財産収入なんですが、利子及び配当金ということで、確かに金利なんかも当然考慮してだと思うんですけれども、それにしても、新年度とこれまで比較で353万違う、増えております。この辺はどういうふうに積算されているのかお伺いします。

４点目は、56ページ、57ページ、雑入の関係でございます。

この中で送電線の架設補償料とあります。これは随分少ないな、４か所、概要にありますけれども、これだけでしたかということでお尋ねしたいと思います。

続きまして、５点目は、60ページ、62ページ、町債の関係でございます。

東武動物公園東口の整備事業がございます。これは用地補償等ということになっておりますけれども、これについてのご説明もお願いしたいと思います。これは資料にも載っておりますが、お願いしたいと思います。

続きまして、６点目、78、79ページの関係で、前段で質問もございましたが、財政管理事業の中の財務諸表整備支援委託料、これは去年と今年、昨年と新年度の予算の見積りが随分減っていると

いう理由は分かったんですけれども、これは新たな統一基準による財務諸表の作成公表ということなんですが、これはこれまでとどこか違う点とかはあるんでしょうか。単なる積算での関係だけなんでしょうか。その辺の内容についてもお尋ねしたいと思います。

それから、７点目、同じく宮代まちづくり基金積立てなんですけれども、これはどこもふるさと納税、充実に向けてどこの自治体も努力はしていると思うんですけれども、宮代町の推移状況はお伺いしておりますけれども、じゃ、どのような努力をされているのか、その辺について見るべきものがあればお示しいただきたいと思います。

８点目は、82、83ページの庁用自動車の管理事業でございます。

２台の電気自動車の更新ということになっておりますが、これからの考え方として、CO_2との関係で電気自動車は増やしていくものとも思いますけれども、その点では実態と併せて購入の、そういった方向性もあるのかなというふうにも思いますけれども、そういった点ではどういうふうな今後の状況としてはなっていくのか。その辺、企画財政としてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

続きまして、86ページ、87ページ、先ほどから言われております移住定住促進事業なんですが、私は端的にお伺いしたいと思います。

予算書でも書かれているように、町の魅力の発信というふうになっておりますけれども、町として何が一番売りとして、売りと言ったら言葉悪いですよね。やっぱりどういうところを魅力として発信されているのか、その点お伺いをしたいと思います。

続きまして、88ページ、89ページの関係で、企画財政としても新しい予算ということなんですけれども、システム標準化のためのガバメントクラウド移行ということで、私は、横文字がもう最近多いから非常に分かりづらい、頭には入らないし、そんなこと言うと申し訳ないんですけれども、一体何がどういうふうに変わるのか、これで。その点お伺いをしたいと思います。

それから、最後、11点目、88、89ページのその下のほうの⑼チームみやしろ会議なんですが、これはこれまでも官民を問わずということで、皆さんが集まって交流する場だというように聞いておりますが、これはどのぐらい集まって、年間どれぐらいの回数を開いて、どのような話がされているのか、特にこの地域のブランド向上というのあるんですけれども、これはどういうふうな位置づけになっているのか、その辺の内容等についてもお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山と申します。よろしくお願いします。

私のほうからは、財政担当並びに対話のまちづくり推進担当を所管する部分についてご案内していきたいと思っております。

たくさんいただきましたので、もし、答弁漏れ等ありましたらご指摘のほうよろしくお願いします。

まず、歳入、予算書、24ページ、地方交付税というところで、総務文教委員会にてご提出した資料とすると、４ページ、５ページ、３番、地方交付税の積算根拠というところで、こちらの説明をというところをご質問いただいております。

そうしましたら、委員会資料のほうの４ページ、５ページをご覧ください。

こちらが、令和７年度当初予算の地方交付税の

積算根拠となっておりまして、一番上が総額、真ん中のくくりが基準財政収入額、その次が基準財政需要額というふうな順番となってございます。

この基準財政需要額、町ではこのくらいお金が必要だねというところと、基準財政収入額、町ではこのくらい通常入ってくるよねというところの差額が地方交付税として交付されるというふうなものとなっております。

まず、２つ目のくくりの基準財政収入額につきましては、町税から、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税とありますけれども、町税ないしはあとは譲与税、国からの譲与税、あとは県の交付金等、あとは地方特例交付金等があります。

町税につきましては、令和７年度当初予算、町のほうの税務課が積算しております予算をベースにそれぞれお見積りをしているところでございます。

並びに、国が年末に示します、こちら主な増減理由にありますけれども、地方財政対策というもので、国のほうが、来年、地方はこんなふうな財源でやっていけるよねというところの見込みを立てますので、それを参考にそれぞれの費目を積んでいるというところです。

町民税や固定資産税については、主な増減理由にあるとおり収入見込額の増というものを見込んでおります。

また、譲与税、交付金につきましても、こちら、国の地方財政対策並びに、これまでの実績、来年度予算を踏まえまして地方消費税交付金が増えるというところで増額を見ております。

また、歳入の基準財政収入の一番下、地方特例交付金につきましては、大きく減しておりまして、これにつきましては、今年度、実施しました定額減税の部分の補塡がなくなりますので、こちら大きく減を見込んでおるところでございます。

それぞれ見積りまして基準財政収入額が40億6,200万円というところを令和７年度当初予算では見込んでいるというところです。

続きまして、基準財政需要額につきましては、こちらは主な増減理由に書いておりますけれども、単位費用との増を見込んであるとか、あと、個別につきましては、教育費の中では、小・中学校の児童数や生徒数、学級数や学校数を見込んだ部分、あとは、厚生費の中では、高齢者関係の65歳以上人口であるとか、75歳以上人口であるとか、18歳以下の人口というところを、最新の数字に置き換えているというところとなっております。

個別算定経費というふうなところ一番下、交際費につきましては、こちら主な増減理由ありますけれども、臨時財政対策債償還の進行というところで、こちらも減少というふうなところを見込んでおります。

それぞれのこの需要と収入を差っ引いた金額というところが、一番上ですね、普通地方交付税の交付額25億5,000万円というところが差っ引きというところで、令和７年度の当初予算として計上しているというものでございます。

以上が、普通交付税でございまして、⑵、資料の下のほうの特別交付税につきましては、令和６年度の実績のほうがまだ、後半３月期ありませんので、前年同額というところで置いているというのが、地方交付税の積算根拠となっております。

なお、年末に国が示す地方財政対策においては、総枠が約1.6％の増と見ておりますけれども、結果的に、宮代町の当初予算では約１％の増というところで見積りを作っているというのが普通交付税の積算根拠というところになります。

普通交付税については以上になります。

続きまして、１つ飛びまして、50ページ、16款財産収入の利子関係でございます。

こちらについては、前年度比で353万4,000円の増というふうなところで大きく増しております。これにつきましては、これまで、当該年度の補正予算等での増額の補正してございますけれども、こちら具体的には、運用しているのが会計室になりますので、会計室からいただいた資料を基にご案内しようとは思うんですけれども、昨年度の実績、昨年度の予算の見積りですと一番低い預金利率が0.002%からマックスで0.5%というところを見積りしておりますけれども、今年度、令和７年度当初予算につきましては、一番低い利率でも0.05%からマックス0.5%というところで、やはり金利のほうが上振れしているというふうなところで見込んでいるというところが利子関係となっております。

続きまして、また飛びまして、60ページ、町債と、具体的には62ページですね、東武動物公園駅東口整備事業というところで、こちらの説明というところでございますけれども、基本的に歳出につきましては、まちづくり建設課のほうで見積りやっておりまして、来年、東口整備においてこういったものに幾らぐらいかかりますよというところを見積もっているというふうなところでございます。

財政のほうでは、それらの見積りを見まして、事業費から国費を除いた分の90%というところを積算しているというふうな状況となっております。

続きまして、今度は歳出に移りまして、78ページ、⑴財政管理事業の12節委託料の財務諸表整備支援委託料というところで、恐らく新たな基準というところは、公述書のほうであったのかなとは記憶しておりますけれども、こちらについては一旦過去に見直しがあったんですけれども、昨年度と今年においては特に、同じ基準、変更はないというところでございます。

続いて、同じページの78ページ、まちづくり基金積立事業というところで、こちら、歳入にも関わるのかなとは理解しておりますけれども、寄附募集に関して町の方で取り組んでいるところというところですけれども、当然のことながら産業観光課と連携しました特産品開発であるとかというのは随時やっておりますけれども、特に令和６年度というふうな意味でお話しすると、須賀小学校、今、再整備しておりますけれども、年末から年始にかけて期間を区切ってクラウドファンディングという形で須賀小再整備というのを全面に押し出して寄附を募集したりというところもしております。こちらについては約100万円ほど寄附が集まっているというふうな状況です。

また、こちら、詳しくは産業になっちゃうんですけれども、例えば、巨峰の受付、今回、巨峰大分伸びたんですけれども、巨峰の受付時期をやはりほかの競合他者と言っては変ですけれども、競合する市町村とのこの出し、タイミング、先行予約であったり、いつというのはやっぱりすごく勝負になりますんで、その辺は綿密に調整しながらやっているというのが宮代町の現状かなとは思っております。

令和６年度については、須賀小の再整備というところでポイントを絞って寄附を募集したというのが特徴的な部分かなとは理解しております。

続きまして、86ページ、87ページの⑸移住定住促進事業の中で、端的にというところで町の売りというところです。

情報発信の内容につきましては、実際に宮代町に移住された方のお声、インタビューというものを載っけてあったり、町の中で行われる自然豊かな中でやる体験授業等々について特集についてはしておるところでございます。

町の売りというところでございますけれども、

これ実際、宮代初めてツアーとか参加された方、その後移住された方とかに話を聞きますと、やはり都心から交通便ある程度よくて、かつ価格も比較的安いというところ、あとは少し駅から、市街地から歩けばすぐ自然がありますよというところが代表的な部分かなと思うんですけれども、この令和６年度、今年度入ってから結構頻繁に聞くのが、住むなら宮代、でも買物って春日部も行けるし、久喜も行けるし、さいたま市も行けるよねって、温泉もあるよねって、でも住むのは宮代だよね。意外と小さいコンパクトな町なんで、特に町の中で全てを完結しなくても、ちょっと足を延ばせば全て利便性がすごく高いというところは評価いただいているかなと思います。これについては複数人の方からお話いただいております。ですので、近隣には、こういう大型スーパーであるとか、温泉とかは、そういうようなところは十分にありますよね、でも住むのはやっぱり宮代、自然があったり、そういうところいいよね、あとはやっぱり、前から言われていますけれども、顔が見えるコミュニティというんですかね、人と人の距離がすごく近い感じがするというのは、それはその方の主観でしょうけれども、そういったお声もいただいてはいます。

そういった宮代町のところが売りというか、強みというふうには評価されているのかなというふうには理解しております。

○委員（丸藤栄一君）　何が安いと。

○企画財政課主幹（村山善博君）　不動産、土地が安いと。

手頃な値段でやはり住宅を持てるというのは若い方にとっては魅力の一つにはなるのかなとは思っております。

続きまして、また飛んで、最後の質問ですね、88ページ、チームみやしろ会議というところでご質問いただいております。

こちらについては、私たちの予算書で言いますと、25ページのほうに、チームみやしろ会議のほうをご紹介しております。

令和６年度の実績というふうなところでございますけれども、５月と８月と11月と２月にそれぞれ開催しておりまして、参加者についてはトータル100名弱ぐらいというところでございます。

話している内容については、これ、まさにゲストスピーカーさんの生業というか生い立ちというか生き様というか、とにかく活動というものでございますので、個別具体的にこういったものというのは特に町のほうからは何もありませんので、その話す方の今取り組んでいる内容等々についてお話しいただいているかなと思っております。

例えば、令和６年度で言いますと、キッチンカーでコーヒーを提供するような方が、どういった経緯でそういったことを始めるふうになったのかであるとか、あとは、地元の地区の自治会長さんが何でこういうローカルな活動に興味を持ったのかとか、今こんな活動をしていますとかというところをお話しいただいているというのが、令和６年度の一例でございます。

これについては、参加、この会議を開催するというところも大事というかきっかけづくりではありまして、その後、参加者同士の方がいろいろ意見交換、情報交換し合いまして、その後、町の中でそれぞれの方が行政の力を借りずにいろんな活動をしていくというところに重きを置いておりますので、その後のフリートーク、ゲストスピーカーさんの話を聞いた後のフリートークという時間が非常に大事なのかなとは思っておりますし、そこは大切にしているところでございます。

私のほうからは、以上になります。

失礼しました。

今のチームみやしろ会議というところで、予算書89ページ、官民が連携するチームみやしろ会議などによる地域のブランド力向上というところで、このブランドというところについてはいろんな解釈あるのかなとは思っておりますけれども、町のほう、我々のほうとすると、今、お話ししました首都圏で一番人が輝く町という未来像を実現するために、様々な人たちが様々なコミュニティを作って、それが町中どこでも展開されるというところで、いろんなコミュニティが幾重にも重なっていくというところが宮代町のブランド力向上につながるのかなとは思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　担当専門員。

○情報政策担当専門員（吉永吉正君）　情報政策担当の専門員、吉永でございます。

予算書、46ページ、47ページの統計調査費委託金の中から国勢調査についてご質問をいただきました。どのように調査を行うのかというご質問でございます。

国勢調査は、５年に１度、国内の人口、世帯の実態等を把握するために行う調査でございますが、令和７年につきましては、10月１日を基準日として調査を実施いたします。実際には９月の半ばから10月の半ばにかけてということになろうかと思いますが、10月１日基準日ということでございます。

宮代町を、今回、令和７年の調査では、255の調査区に分けまして、それを調査員172名で調査に当たる予定でございます。172名の調査員さんを、問合せなどに答えるために指導員さんを26名を予定しております。

ちなみに５年前、これは令和２年になりますが、２年のときは調査区が253ですので、今回、２地区調査区が増えております。これは、高層マンションができたり、市街化区域で世帯数が増加しておりますので、２調査区を増やして255で実施いたします。

また、調査員さんにつきましては、前回168名でしたので、今回４名増やしまして172名の体制で調査を行う予定でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

私のほうからは、予算書、56ページ、57ページ、歳入のところで、57ページの３段目、送電線路架設補償料についてご質問をいただきました。そちらについてご回答させていただきます。

この送電線の架設補償料と申しますのは、財産の上に東京電力の電線が通っておりまして、それによって建物が建てられないなどの財産の使用に関する制限がつくものですから、東京電力さんから毎年お支払いいただいているお金になります。

この金額につきましては、東京電力と相対でやらせていただいておりまして、こちらの金額につきましては据置きでやらせていただいております。また、箇所数についても変わっておりません。

もし、電柱のという意味でありますと、予算書49ページに、中段ですけれども、電柱電話柱敷地貸付料とございまして、こちらで東京電力ないしはＮＴＴですとか、そういったところの柱ですとか、やっぱり線が埋まっているときがありますので、そちらについてのお金はこちらで徴収させていただいているという形になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　財政課主幹、宮

下です。

私からは、残り２点回答のほうをさせていただきます。

まず、予算書、82ページ、83ページでございます。

庁用自動車、今後の導入の方向性についてということでございます。

委員のお話のとおり、脱炭素という部分がございますので、引き続き、庁用自動車につきましては、電気自動車のほうを追加していくような形、入れ替えに際しては電気自動車が前提になるかなというふうに考えてございます。

ただ、一部軽トラック等の貨物車等につきましては、なかなか電気自動車の販売がなされていないものもございますので、そういった部分につきましては、引き続き、ガソリン車を導入する形になるかなと思います。

あと、実際にはそういった脱炭素の部署である環境推進の担当からは、できる限り電気自動車の導入をということで話のほうをいただいているところではございますが、一方で、災害時等につきましては、電気が停電するおそれ等もありますので、全てを電気自動車にするというのはやはりこれは災害とか万が一の対応のときには、なかなか電気だけだと対応できない部分もありますので、その辺りは町の安心安全の担当ですね、こういった担当とも調整しながら、何台かはガソリン車を残す必要もあるのかなというところで認識しているところでございます。

もう１点、88ページ、89ページでございます。

ガバメントクラウドの部分でございます。

こちら、ガバメントクラウド接続に係る機器購入ということで、ガバメントクラウドそのもので何がどう変わるのかというところのご質問だったかと思います。

今回、ガバメントクラウドに接続をしたときに何がどう変わるかというところですけれども、利用される職員であるとか、または住民の方々に対して何か目に見えて変わるというようなことは、それはないものになります。

このガバメントクラウドの考え方そのものは、今、町が保有している個人情報、住基の関係でございます。そういった情報については、システムを導入しているＴＫＣという会社、こちらの会社が保有しているデータセンターのほうに全てデータが保管されているものになっています。そういった、当然、宮代町はＴＫＣさんなんですけれども、ほかの自治体ですとほかの自治体のシステムがありまして、そのシステムの会社ごとにデータセンターを持っていたりとか、あとはその市町村にそもそもデータを保有するためのサーバーといわれるもの、そういった大きな機械を庁舎の中に設置していたりとか、そういったケースがあるんですけれども、現状ではそういったデータの持ち方を、国が提供するデータセンター、こちらで一括して持ちましょうというのが、このガバメントクラウドの考え方になります。

なので、各自治体ごとによって使うシステムは様々なんですけれども、そのデータを保存する先が、国が提供しているそのデータセンター、それを今回ガバメントクラウドというふうに言っているんですけれども、そのガバメントクラウドというところでデータを保管しましょうということになります。

こうすることによりまして、国のほうが保有しているデータセンターをみんなで共同利用することになりますので、各自治体がそのシステム会社さんが持っているデータセンターの利用する、クラウドの利用するよりかは、みんなで使うのでスケールメリットが出てコストが安く抑えられます

よというのが、国の方向性、方針ということになっています。

なので、国のほうの方針に従って、宮代町においてもそのガバメントクラウドのほうを利用しますというような形で手続のほうを進めさせていただいているということになります。

長くなりましたけれども、説明としては以上となります。

○委員長（九山妙子君）　再質問ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、24ページ、25ページの地方交付税の関係でありますけれども、取りあえず、積算としては分かりますが、やっぱり国のほうの考え方としては、1.6%の増を見込んでいるということで、やはり、これになるべく合わせるというのかな、そういうふうな考えなのかなというふうには思うんですけれども、しかも、１％ですから、だから、ある程度余裕を持っての見込みかなというふうに思うんですけれども、特に、主な増減理由の中でいろいろ言われているんですけれども、単位費用というのはこれどうにでも言えるような話で、これが増えるということと、あと、児童・生徒等々あるんですけれども、これは単位費用と言っちゃうとやっぱりもう少し具体的に言えないのかなというふうに思うんですけれども、この増減理由の中にはもう少しこういうものがあるというのは言えないんでしょうか。その点もう少しご説明をお願いしたいと思います。

それから、もちろん、これは自主財源というか、歳入によって左右されるし、ですから、多ければ多いということはないんですけれども、今、こういった物価上昇等々の関係もありますし、財源というのはもう幾らあってもこれは足りない、特に担当としてはそういうふうに思うと思うんですけれども、そういった点では、埼玉県内でも交付税ゼロというところはどれぐらいあるんでしょうか、分かればお示しいただきたいと思います。

その２点。

それから、国勢調査、46ページ、47ページの関係なんですけれども、先ほど、今回の実施状況については詳しくご説明がありましたが、いつも問題になるのはやはり調査員の確保だと思うんですよね。前回よりもさらに４名増えるような状況なんですけれども、これはもう着々と、新年度予算入って、これについてはどんどんやっていくような状況になると思うんですけれども、そういった点では調査員の確保というのはスムーズにいかなければいけないと思いますし、そういった点で、これまでの苦労とかいろいろあったと思うんですけれども、特に気をつけなければいけない、こういった点ではやはり確保できなくなっては困るんでね、そういう点で確保するためのポイントですよね、どういうところに置いているのか、それぞれの自治体によっては違うと思うんですけれども、宮代の場合はどういうところに置いているのか、その点お伺いをしたいと思います。

じゃ、50ページ、51ページの利子及び配当金なんですが、先ほど、利率も言われたんですけれども、実際、予算では３倍になっているから、じゃ、利率はそれだけ上がっているかといったらそうでもないと思うし、また変動によってどうなるのかなというのもあるんですけれども、これは予算ですから、見込みとしては大きくは見積もってはいないと思うんですけれども、じゃ、昨年はどうだったのかなみたいになってしまうので、その点どうなのかということで、お伺いしたいと思います。

それから、54ページ、56、57ページの送電線の関係では、分かりました。

それから、60ページ、62ページの東武動物公園駅東口整備事業なんですが、これは用地補償ということでは先ほども伺いましたが、二種類あって、交付税措置がつくのと、それから中央道路等整備事業というふうな、つかないのあります。それはもちろん交付税措置できる起債のほうがいいと思うんですけれども、そういった点では、この点については枠がないのか、決まってもう駄目なのか、その点はどうなっているのか、併せてお尋ねしたいと思います。

それから、78ページ、79ページの財政管理事業の財務諸表の関係ですが、変更はないということで、また新たな統一基準によるっていうふうに強調されたので、どのような目的、何のために必要なのかというふうに思ったもんですから、そういった点では変わりないということでよろしいんであれば、それ以上のことはありませんが。

82ページ、83ページの庁用自動車管理事業ということで、環境資源課もありますし、CO_2の関係、脱炭素ということで、ガソリン車もやむを得ないというのは分かるんですが、そうすると、やはり電気自動車に傾斜するということには変わりないとは思うんですけれども、その流れでいいということでよろしいのかどうか、再度お願いしたいと思います。

続いて、86ページ、87ページの移住定住促進事業なんですが、なかなかこれまでの宮代で暮らそう、それから、宮代で育てよう、それから、宮代で働こうという、そういうふうなキャッチフレーズでも来たんですけれども、なかなか、じゃ、見て、じゃ、宮代に来ようというのはなかなか簡単にはいかないと思うんですけれども、そういった点では、宮代にやっぱり住みたいという方もいらっしゃるんで、そういった点ではその宮代に移住してきた方の声というのはやっぱり大事だと思うんですね。それと実際住んでみたのと、また来るときの考え、違いもあると思うんですけれども、そういった点ではもう想像したどおり、説明がされたとおり、見たとおりというような感じになっているのかどうか、その辺もやっぱり増やしていく根拠にもなると思いますので、そういった点ではどういうふうに工夫されているのか、その点について伺いたいと思います。

それから、88、89ページのガバメントクラウド移行についてなんですけれども、これはＴＫＣとのデータは保管されているんですけれども、じゃ、国が提供する保存する先、利用する先ですよね、これはＴＫＣとの関係ではどういうふうになるんでしょうか、その点、伺いたいと思います。

最後の、88、89ページのチームみやしろ会議の関係で、こういう何ていうんですかね、いろんな方が集まって交流して、むしろそのフリートークを大切にしているというところでは分かるんですけれども、何かもっと具体的に内容を精査するとすれば、何が、これって新たないろんなつながりはできるし、それを大切にしているんだろうとは思うんですけれども、それだけなのかな、それだけと言ってしまうと言葉ではそうなってしまいますけれども、それから、まちづくりに向けてどういうふうな、横のつながりでいくのか、そういった点ではもう少し突っ込んだ話が必要なのかなというような感じもするんですけれども、そういった点ではまちづくりとの関係ではどうなんでしょうか。でも第５次総合計画前期実行計画事業として始まっているわけですから、それとの関係ではどういうふうに位置づけて、どういうふうにその広がりをもっともっと大きくしていくのか、その辺がちょっとどういうふうになっているんだろうというふうな感じもしますので、その点についてもお示しをいただきたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは、引き続き、財政担当、対話のまちづくり推進担当所管の部分のご案内をしていきたいと思っております。

まず、歳入、予算書24ページの普通交付税の関係です。委員会資料でいいますと、４ページ、５ページというところになります。

委員会の資料、４ページ、５ページ、特に５ページのほうに主な増減理由、単位費用との増とあるけれども、具体的にはどんなことがあったのか、どんなものがあるのかということでございますけれども、令和７年度の当初予算につきましては、国のほうから年末に示された地方財政対策の中では、大きく増分としては２点あるのかなというふうに理解しております。

まず、１点目が、本３月定例会に議案として上程している我々職員、会計年度任用職員の給与費改定部分を反映するというところ、もう１点が、昨今の物価高騰、エネルギー価格高騰というところで、学校であるとか、福祉施設、図書館であるとか、文化施設の町が保有する施設の光熱費高騰についてそれぞれ面倒を見ますというところが明記されておりました。

ですので、町のほうでは、消防費から、具体的には土木費、総務費までのこの各費目におきまして単位費用が伸びるというふうに見込んでおります。おおむね３％程度伸びるのではないかというところで積算はしているというところとなっております。

令和７年度のその単位費用の説明については以上となっております。

また、もう１点、交付税の関係でご質問いただきまして、交付税ゼロ不交付団体というところでございます。

手元に令和６年度しかないので、令和６年度のご案内ですけれども、埼玉県内ですと、戸田市さん、和光市さん、八潮市さん、三芳町さんという４団体が不交付団体というようなところで伺っているところでございます。

続きまして、利子の増というところでございます。

昨年度はどうだったというところですけれども、こちら令和６年度は12月のときに補正させていただいております。こちらについては、大体町全体で270万円程度の利子に見込まれるというところで補正のほうをお願いしているというところです。

実際、今回、予算書のほう、予算書でいいますと、50ページというところで、前年度比で前５倍となっているというところですけれども、先ほどご案内したときに、利子の一番低いところについては0.002％というのが前年度の実績というところで、0.002が下限というところが、今現状ですと下限が0.05となっておりますので、恐らく利率だけで言いますと25倍というふうになっておりますので、そんなに付加した予算ではないかなとは思っているところでございます。

続きまして、私のほうからは、60ページ、こちらも同じく歳入の関係で、町債というところです。具体的には62ページ、63ページの東武動物公園駅東口整備事業というところでございまして、委員会資料で言いますと、４番町債の積算根拠ですので、６ページ、７ページになってございます。

今、委員ご指摘いただきましたのが、委員会資料６ページ、７ページのうち、12番東武動物公園駅東口整備事業というところで、東口駅前広場整備に向けた用地補償等というところで、全体では１億7,940万円というところで、それぞれ右側に

地方債メニューありますけれども、交付税措置のある公共事業等債という分と、交付税の措置がない地方道路等整備事業というのがあるというところで、こちらについての理由というか、背景というところでございまして、町としてもなるたけこの交付税措置がある部分についてはもう必須、もう絶対マストというふうに思っておりまして、ただ国のほうのルールをしますと、まちづくり建設課さんのほうが国からいただく社会資本整備総合、社資交というふうなところで国の交付金あるんですけれども、そちらの補助裏については、こちらの公共事業等債使えるんですけれども、地方単独事業の部分についてはこの公共事業等債というのは使えないというところで、やむなくこの地方道路等整備事業というのに振り替えているというところです。

ですので、まちづくり建設課さんがいただく国庫補助事業の裏負担については公共事業等債、それ以外については地方道路整備事業というふうに整理しているというのが、東口の地方債の関係となっております。

続きまして、予算書78ページの財務諸費については変わってございません。

続きまして、予算書で言いますと、86ページ、87ページ、⑸移住定住促進事業というところで、住みたい方たちの声というのは大切であるというところと、あとは、実際入ってきたときに、言われたとおりだよというところでご納得いただけるという工夫というところでございまして、具体的に、入って、特に宮代で暮らそうにつきましては、制度というものをご案内というよりかは、宮代町の住み心地というところを様々な経緯で移住された方というところをピックアップしてご案内しているというのが実状でございます。

今、委員ご質問ありました、住みたかった方、来た方が住んでよかったなと思えるようなところにつきましては、こちらは今回、議会のほうでもご報告させていただきましたけれども、今年度実施しました住民意識調査の中では、定住意向、住んでよかったのかというところと、あとは住むに当たって町の中で何を住み心地として評価するのかという項目ありました。その中では、買物の便利さであったり、公共交通の便利さ、豊かな自然、犯罪や交通事故の少なさというところが、客観的に指標として統計的に出ているというところでございますので、こういったことも絡めながら、今後、町の魅力というものの情報発信というのはしていければいいかなというふうには考えておるところです。

最後、88ページ、９番チームみやしろ会議というところで、様々なフリートークというものよりも、まちづくりという観点からもっと突っ込んだ話をしていってはどうかというようなご質問、ご指摘というところと、第５次総合計画の中での事業というところで、その位置づけはというふうなところのご質問をいただいているかと思います。

まず、第５次総合計画前期実行計画の中の事業というところの位置づけでございますけれども、第５次総合計画については、宮代町の未来像を首都圏でいちばん人が輝く町というふうなところで定めておるところです。

その中で、様々な構想４つほどあるんですけれども、こちらがぶら下がるのが、構想３、さまざまな活動や主体を生み出すというところの構想にぶら下がっている事業というふうに認識しております。

構想３、長いんで要約しますけれども、端的に言いますと、町が行政課題を的確に捉え、目の前の問題を解決していくこと同じぐらい、あるいはそれ以上に町民の皆様が自らの意志によって社会

的な課題を解決することの意義は大きいというふうに、構想３の中ではうたっているところでございます。

そういったこともありますので、このさまざまな活動や主体を生み出すというところにつきましては、町民の皆さん、住んでいる皆さんが自主的に様々な身近な課題を解決するとか、楽しく過ごすというところを、町の中に広げていきたいというような構想になっているかと存じます。

そういった意味でも、こちらチームみやしろ会議、先ほどご案内しましたけれども、そのフリートークが大事というのがまさにそこでございまして、この会議、冒頭に、この会議はこんな会議ですよということを参加者の皆さんにあらかじめお話ししております。

３つありまして、１つ目が、ポジティブに前向きにアイデアや意見をたくさん集める場ですよということもご案内しております。

また、今日その場にいらっしゃる、参加していただいている方皆さんが参加する場ですよというところでございます。

また、新しいアイデアや発想が広がっていく場ですよということもご案内しております。

何かと言いますと、それについてはいや違うとか、これについてはもっとこうあるべきだではなくて、それってそういう味もあるよね、そういう見方もあるよね、それもいいよねという、けなすではなくて褒めることで、その方たちのコミュニケーションというものを活発にしていきたいというふうに思っておりまして、答えを出す会議ではないというふうに考えております。何か個別具体的なものを解決するのは、それは行政がすればいいことですので、市民の皆さんについては、自然発生的に様々な活動やつながりが生まれるというのが、このチームみやしろ会議の目指すところでありますし、第５次総合計画の構想３、さまざまな活動や主体を生み出すというところにつながるのかなというふうには考えているところではございます。

私からは以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○情報政策担当専門員（吉永吉正君）　情報政策担当専門員の吉永でございます。

予算書の46ページ、47ページの統計調査委託金の中の国勢調査に関してでございます。

国勢調査の調査員さんの確保についてのご質問をいただきました。

調査員さん、人数にしますと172人という大変大勢の人数になります。これは前回、前々回もそうだったんですけれども、地区の区長様、自治会長様に推薦をお願いしたいというふうに考えております。

これは、さきに２月、先月ですね、地区連絡会がございましたので、その場で情報提供をさせていただきました。令和７年10月１日を基準として、国勢調査がございます、つきましては、そこに170名からの調査員さんが必要となりますということで、推薦のお願いをいたしますというお話をさせていただきました。

ただ、区長さん、年度で代わられる方もいらっしゃいますので、５月にまた地区連絡会がございます。この場で、５月で再度、今度は文書を持って推薦のご依頼という形でお願いをしたいと考えております。

また、宮代町には、統計調査の登録調査員制度というのがございまして、現在、38名の方に登録をいただいております。統計調査、国勢調査以外にも、農林業センサスですとか、経済調査ですとか、いろいろございまして、そういうたびに登録

されている調査員さんに声をかけて調査員をしていただいているんですけれども、この皆さんはもう既に複数回調査を経験しておりますので、この方たちに指導員さんをお願いしようというふうに考えております。

地区自治会長様に推薦いただくのですけれども、やはりどうしても人が見つからないというところもございます。そうした場合には、この登録調査員様に、お友達ですとか、お知り合い、ご近所の方を推選いただくということで、前回も調査員さんの確保まで到達しておりますので、今回、令和７年も、地区自治会長様へのご推薦、それから、町の登録調査員さんへの協力のお願いという形で、調査員さんを確保してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私からは、残り２点について回答のほうをさせていただきます。

まず、P82、83ページです。

こちらの庁用自動車、こちら、先ほど、委員のほうからございましたとおり、今後は電気自動車の導入に傾斜するのかというところでございます。

こちらにつきましては、回答のとおり、電気自動車を増やしていく形になりますので、回答としましてはそちらのほうで、はいという形になります。

もう１点、88ページ、89ページ、ガバメントクラウドの点でございます。

国と株式会社ＴＫＣとの関係というところでございます。

今回、ガバメントクラウドへの接続に関しましては、これじゃもう市町村については義務ということで国のほうから話が上がってきておりまして、国のほうからしますと、各自治体のそういった個人情報、住基情報を持っている全システム会社とやり取りをしているというような形で認識はしております。

当町は株式会社ＴＫＣということで、県内に幾つも使用している会社でございますので、ＴＫＣのほうが国と調整をして、その結果、こういったスケジュールでやりましょうというのをＴＫＣのほうで調整してくれていますので、実際のところは、国とＴＫＣというのはそういったところの情報交換等でありますとか、指示というこういった形にしなさいというような形の指示は、国のほうからＴＫＣにも下りているというよう形で認識しております。

最終的に、町のほうからしますと、その国のシステムを使わせていただきますので、データのセンターにつきましては国と契約をさせていただいて、ただ、システム自体は今までどおりＴＫＣさんのシステムを使いますので、ＴＫＣのほうとはシステムの利用契約というのを継続して締結していくような形になるかなというふうに考えております。

回答としては以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　最後の、88ページ、89ページのガバメントクラウド移行、そうしますと、ＴＫＣのデータを保管しているんですけれども、これまでの契約と、これから国のほうとの関係で、契約料というのは少しでも軽減されるんでしょうか。その点、最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　１点だけでよろしいですか。

答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹の宮下です。

現状で、ＴＫＣさんのほうのクラウドの利用料、それと、この後、国のほうとのガバメントの利用料という部分がございます。実際に、このガバメントクラウドというものにつきましては、国のほうが掲げている標準化というものがございまして、その標準化というものについてこのガバメントクラウドというところにデータを置きましょうというような流れになります。

町のほうとしますと、ＴＫＣさんといろんなシステムを導入させていただいているんですけれども、一部ＴＫＣさんのほうに残さなきゃいけないような情報がございまして、そういった部分については継続的な利用がかかってしまう部分になります。

最終的には、国のほうのガバメントクラウドに全部ＴＫＣのデータを持っていければいいんですけれども、国のほうが、このシステムを使いなさいというふうに指示しているのが、全ての情報ではなくて、基本的なやり取り、基本的な手続、そういった部分だけ、まず、移行しましょうというような形で動いております。

ですので、最終的にはその水道の、例えば、システムであるとか、そういった部分については、今回、このガバメントクラウドのほうに移行がされない形になります。

そうしますと、接続をするための回線の利用料でありますとか、そういった部分はＴＫＣのほうに一部残ってしまうので、結果として、じゃ、全部が全部安くなるかということになりますと、重複してしまう部分が出てきてしまいますので、その部分については二重で払っているようなイメージにはなってしまうということになります。

ただ、これも国の方針で接続義務ということで義務づけられているものですので、町としましては、国のほうから義務づけられているものについては全て移行するというような準備を進めておりまして、最終的にはトータルで多くの自治体が使うことによって、国のほうが利用料を下げていただけるんであれば、トータルで金額が下がるかなというところではございます。

ですので、現状ではどうしても重複の部分がありますので、現行の今年までの契約と、来年10月にガバメントクラウドの接続が終わるんですけれども、その後のトータルを見ますと、重複でかかってしまう回線の利用料とか、そういった部分については二重で払わなければいけませんので、トータルとしては、費用が横ばいか若干上がってしまう可能性もあるかなというふうに考えているところでございます。

回答としては以上です。

○委員長（九山妙子君）　質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で企画財政課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時１８分

再開　午後　２時３０分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

これより議会事務局分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

議会事務局長から出席者の氏名をお願いします。

○議会事務局長（押田昭浩君）　改めまして、こんにちは。お疲れさまです。議会事務局長、押田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

各担担当につきましては、それぞれ個別に自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局主幹（関根雅治君）　議会事務局主幹の関根と申します。よろしくお願いします。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いします。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

２点お伺いします。

まず、64、65ページの議会総務事業です。

事業費で「議会だより」の印刷製本あります。来年度、今年度と新年度、変わるところを確認したいと思います。例えば減額になっておりますので、11万6,000円ですけれども、「議会だより」のページ数も減らされるのかなというような考えもあると思うんですけれども、変わるところがあればどのように変わるのか、お尋ねいたします。

それから、66、67ページの議会運営事業で、議会改革アドバイザーの職あります。これは、ある程度お聞きはしているんですけれども、これは月一、二回程度なのか、どの程度、費用弁償もこれはありますので、どれぐらい行われるのか。例えばアドバイザーが来て全部やるのか。議会改革委員会等だけで集まってやる場合もあるだろうし、この会議の在り方、どのようになるのかお尋ねしたいと思います。

あと、特に変わるところはあるんでしょうか、それ以外で。大きく変わるところがあれば、こういうところが変わりますということで、お示しを願いたい。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主任。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子と申します。

丸藤委員お尋ねの印刷製本費「議会だより」について回答させていただきます。

来年度については、「議会だより」は、今まで24ページでしたものが20ページ、20ページでしたものが16ページと変更になりました。その変更になりました金額は８万9,000円となります。

その理由なんですけれども、企画財政課から、予算額が議会総務事業ではこの金額ですよ、この金額の中で収めてくださいということで、私たちもちょっと頭を悩ませながら、修正できるところを探して、どうしてもこの議会総務事業の一番の事業が「議会だより」の印刷製本費なんですね。こちらについては苦渋の決断でページ数を減らして、何とか予算額に収まるように調整させていただいたところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（関根雅治君）　議会事務局主幹の関根でございます。

ただいま予算書の議会運営事業、46、45なんですけれども、内容は46、47のほうにございます議会改革アドバイザーの予算の関係ということですが、アドバイザー、委嘱をしますが、定例的に毎月１回とか２回ということではなくて、必要があった都度お願いをするような形の内容となっています。

予算のほうにつきましては、こちら67ページの

上段のほうにあります議会改革アドバイザー費用弁償３万8,000円の旅費、交通費のみとなります。費用弁償のほうのお支払いのほうは考えておりません。

あと、大きく変わったところというのは、議会運営事業の中でということであれば、同じ旅費と、それからその上の７節報償費、第三者委員会委員報酬、こちらは、議会ハラスメント根絶条例の中に設置されました第三者委員会の委員さんの報酬と旅費のほうが大きく増えているところとなります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

そうしますと、１点目の「議会だより」の件なんですけれども、企財のほうから、この金額の中で収めてほしいという。

私は「議会だより」に携わって、そういうふうに企財のほうからというか、財政担当のほうから言われたのは初めてですね。これまではむしろよりよい「議会だより」を発行するための努力ということで、こういうふうにしたらどうかとか、そういう形で努力をして、その結果こういうふうになったということで、改善もしてきたと思うんですけれども、そういう点では、それは企画財政のほうですから、何とも言えないんですけれども、どうしてそういうふうになったのかというふうに逆にお聞きしたいんですけれども、これはちょっと無理だと思いますので、そこはその程度に収めておきたいと思います。

それから、もう一点の議会改革アドバイザー、必要なときにということなんですけれども、考えとしてはやっぱり月１回だと１回、これは間違いなく土・日に行われるんですねということで、確認したいんですが、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長、押田でございます。

丸藤委員さんにご確認なんですが、再質問の中で「議会だより」の件、これはとどめておくというような最後お言葉いただいたんですが、答弁の必要性というのは。

よろしいですね。

そしたら、簡単に私のほうから、１点目の「だより」の関係で補足ではないですけれども、述べさせていただいてもよろしいですか。

○委員長（九山妙子君）　個々の話はしないように。

事務局長、答弁をお願いします。

○議会事務局長（押田昭浩君）　そうしたら、簡単に補足のほうさせていただきます。

令和７年度の町の予算については、全体的に執行部も含めまして令和５年度の実績ベースを基に各課において予算計上のほうをさせていただいております。

また、議会総務事業の需用費の印刷製本費の「議会だより」の予算でございますが、内示額、いわゆる当初予算といたしまして、159万2,000円を計上させていただいております。

参考までに令和６年度の契約価格で申し上げますと、150万8,007円でございますので、令和６年度の契約額と比較いたしましても、当初予算で金額的には足りているところでございます。

先ほど金子のほうから、前年度に比べまして、各ページ、各年４回発行いたしますが、４ページの減ということで説明のほうさせていただいたんですが、その削減される４ページ分については、限られた予算の中で広報委員会の委員さんのほうでご検討いただいて、その限られたページ数でよりよいものを町民の方にお伝えいただければとい

うふうに事務局では考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（関根雅治君）　主幹、関根でございます。

議会改革アドバイザーの関係です。

毎月ということで、契約といいますか、委嘱をさせていただいておりますので、アドバイザーが欲しいタイミングでお願いするような形になっております。

開催の曜日につきましては、必ず土・日というわけではございません。ただ、平日の場合は、岩﨑課長、通常我々と同じ役所の職員ですので、平日となりますと、お休みを取ってということになりますので、その辺の調整がつくようでしたら、平日でもお願いできるかと思います。

基本的には、土・日というのは、岩﨑さんがお休みの日、仕事がないお休みの日であれば、体が空くのでということで、土・日のほうがいいというお話は受けていますが、あくまでもこちらがアドバイスをもらいたいとき、もらいたい事柄があったときにご相談をするような形で、毎月定例でというお話はしておりません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　考え方については分かりました。

64、65ページの「議会だより」発行の件なんですが、印刷所、相手についてはもう契約はされているのか、新たにされたのかどうか、その点、確認したいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（関根雅治君）　主幹、関根です。

印刷業者のほうにつきましては、ただいま見積りを徴収していまして、事務を進めているところです。年度当初ということなので、４月１日付の契約ということで、今準備進めているところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

前段委員と同じところをまず、65ページの「議会だより」、先ほど８万9,000円とおっしゃいましたよね、減額分が。それで、24ページから20ページ、20ページのほうが16ページという話がありましたが、ここは削減して、例えば超過勤務手当なんていうのは、逆にアップしているんですよね。26万2,000円から28万1,000円と。

町で先ほどの議題のほうでもいろんな業務の効率化のためにいろいろシステムや何やら、総務課も昨年もそうですし、働き方改革じゃないですけれども、職員の勤務時間ができるだけ減るようにやっているはずなのに、ここのアップは約２万円通っていて、町民に対してのサービスというか、重要な情報である「議会だより」のほうは減らされているというところが……超過勤務手当ですよね……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、人件費とかのことに関しては総務課なので、今広報紙のことに関しては関係ないんですよね。

○委員（佐藤将行君）　要するに、「議会だより」減らされたときに、逆に資金繰りのときに言われたんでしょうけれども、秋ぐらいのときが８万9,000円と言われたんだけれども、ほかのところの持ち出しと言っちゃ変ですけれども、例えばこれも課が違うと言われちゃいますけれども、77ページの町制の70周年事業なんで講師の人に１日で

40万払っているんですよね。

○委員長（九山妙子君）　佐藤さん、その比較はここの広報ではできないので。

○委員（佐藤将行君）　総務課、分かりますけれども、例えばと言っているんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　例えばは、それはできないです。

○委員（佐藤将行君）　ほかで減らすことができるというふうな交渉をしたのかどうか、交渉というか……

○委員長（九山妙子君）　議会事務局にそれを今お話ししても関係ない話になっちゃうので、それじゃないこの予算に関する質問をお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　予算なんですけれども。

じゃ、予算のほうでもっと細かいところになりますけれども、１万1,300というのはずっと続いておりますけれども、１年間４回発行しておりますが、これは２月、５月、８月、11月と出すんでしたっけ。そのときの残数というのはちゃんとチェックをしているんでしょうか。よく補充がされていないのはしょっちゅう目にはするんですけれども、その都度気がついたときは言うようにしているんですけれども、相変わらずそれがなかなか改善されないで、本当の適切な数というのも、何年たっても出していない。

ひょっとしたらもっと少なるかもしれない。少なくなったからといって、予算が少なくていいということに直結するとは思ってはおりませんが、そこのところをきちんと検証されていると思いますが、昨年度の４回の部数残の実績をまずお聞かせください。

次に、会議録調製費、67ページの録画配信委託料、これ、金額は変わっていなんですけれども、何年も前から、僕町民の頃からさんざん言っているライブ中継のことについては、検討・検証を、また打診とか、そのような作業は行っているのでしょうか。金額変わっていないので、ほぼ、5,000円しか変わっていないんですよね、令和６年と。それなんで、そこのところもお聞きします。

また、会議録調製事業のほう、67ページ、同じですけれども、５番の、これ、委託料が減っているんですけれども、値上げの社会情勢の中、減っているということは、どういうところで縛りがというか、先ほど例えば「議会だより」だったらページ数が減りましたというのがありますけれども、会議録の調製事業の委託料が減額になった弊害というものはどういうところに生じているのかというところを教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主任。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子と申します。

佐藤委員ご質問の「議会だより」の昨年度の残部数についてお答え申し上げます。

令和５年度５月の残部は213、８月は176、11月は93、２月は140、合計で622となっております。

配布部数は４万4,578、配布率は98.6％となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（関根雅治君）　議会事務局主幹の関根でございます。

会議録調製事業の金額の減についてですが、会議録の調製の委託については、時間数が単価になっております。令和６年度と令和７年度で会議録の調製、時間の数が減っています。６年度の実績と比べましても足りている金額であるので、時間数を精査した結果ということで、減額となってお

ります。

○委員長（九山妙子君）　事務局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長、押田でございます。

２点目の会議録調製事業の関係の中のライブ中継の件でご指摘いただいたかと思います。

こちらのほうのライブ中継につきましては、現在行われていないのが事実でございます。このライブ中継につきましても、議会の総意として、14人の議員さんの中で、ぜひとも生配信を行っていこうというようなお話をいただければ、事務局としてもそれなりに検討をさせていただければというふうに考えているところでございます。

ですので、現段階で個々にライブ配信をしていただきたいという議員さん一人一人から、事務局に対しての意見ということではなく、議会としての総意としてライブ中継をぜひとも実施していこうというような形でお話をいただければと思います。

それについては、議会改革特別委員会が立ち上がりましたので、そういった中でも話に、話題に出していただいて、ご検討いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

今、最後の非常におかしな話で、私町民の頃からも何年も前から、町民の意見として言っていた議会事務局に対して、議員に対しても言っていましたけれども、そういう町民の声があったのでという事実があるものですから、当然と僕は思っていたんですけれども、今の２週間ぐらいたってからの録画とライブ中継にした場合の予算的な差とか、その辺の検証をしているのかと思ったら、全く何年もしてないということが分かったので、そのところはちょっとおかしな話だなと思います。ちゃんと業者のほうと折衝なり何なり、調べるなりしていただきたいと思います。

最初に主任のほうから出た「議会だより」、総数言ってもしようがないんですけれども、残部数は分かりましたけれども、これ、空っぽになっている時間が結構何日もあったりとかしますから、本当だったらもっと残数、特に11月発行のやつは93部だけですけれども、もっと少ないとは思うんですよね。広報「みやしろ」もそうなんですけれども、きちんとこういうところを一旦切れることがないようにやった上で、前年度比とか、そういうのが出てくればいいんですけれども、そこがなされていないのでありますから、これはまだまだ配布の余地があったりとかしますし、そもそも１万1,300というのが世帯数に、広報「みやしろ」もそうですけれども、満たしていないということは、全世帯に行き渡ることを全く想定していないというところで、ここもおかしなところではあると思っておりますので、そこのところもきちんと、特に補充のほうは事務局と総務課とで連携してやれるところなので、来年度はきちんとやって、きちんとその数を出した上で、適正数を探っていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主任。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子と申します。

佐藤委員のご質問に対してお答えさせていただきます。

「議会だより」なんですけれども、委員おっしゃるとおり、広報「みやしろ」の担当の秘書広報担当と連携しながら、ラックの配架が空にならないように努めてまいりたいと思いますので、どう

ぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、じゃ、もう一回。

○委員（佐藤将行君）　再質問の話だね、さっきのことを。

○委員長（九山妙子君）　はい。

○委員（佐藤将行君）　僕が町民の頃、何年も前の事務局長の頃から、要するに録画配信が始まった頃から言っている町民の声というのが、先ほど事務局からの……がたがた言っているんじゃないですよ、泉委員は、いつもことながら。

○委員長（九山妙子君）　余分なこと言わないで。

静粛に委員の皆様もお願いします。

○委員（佐藤将行君）　委員長、ちゃんと注意してください。

○委員長（九山妙子君）　そういうことも言わないで。

必要なことだけ言ってください。

○委員（佐藤将行君）　必要なことですよ。いつものことですけれども。

議員から出たらということをさんざんこれまでも強調されているんですけれども、町民からもっと前からずっと出ていたことというのが、遮障されているように思えるんですが、そこのところはなぜ議員から出ないと動かないというか、改善されないのかというところの説明をお願いをしたいということを、そういう趣旨で先ほど申し上げたつもりなんですけれども、伝わっていなかったらごめんなさいね。お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　事務局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長、押田でございます。

今、佐藤委員のほうから、ライブ配信の関係でお話しいただいたところでございます。

現在、佐藤委員については議員という立場におられます。その前までは、一町民として、議会事務局に対してそういった一人の町民としての意見として、録画中継でなくライブ中継をやっていただきたいという声をいただいていたのは、私もここに来てからの引継ぎで承っております。それは、一町民として議会事務局としては、意見を承っていたというふうに私は認識しております。

佐藤委員につきましては、今、住民代表として14人の議員さんのうちの１人でございます。町民の時代からそういったことを言っていたというようなご意見いただいておりますので、今の立場であれば、佐藤委員に対しては胸を張って、皆さん、ほかの13人に対して、ぜひともライブ中継をやろうではないか、そういったご意見は胸を張って言えるものだと思っておりますので、それについては、今立場が違うので、胸を張って改善していただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、最後、再々質問です。

今、局長言われたんで、それに答えたいんですけれども、要するに町民からの意見というのは、そもそも遮障しているということについては答弁なかったんですけれども、いいとしましょう。

確かに今は議員ですから、ライブ中継、これ、まちづくり基本条例等も照らし合わせても当たり前だと僕は思っておりますので、情報の共有という点で。提案はしていきたいと思います。

先ほどの「議会だより」の件もそうですけれども、総務課と連携する上で、総務課の秘書担当の方にも、もっと言えば全庁的にチェックしてやるのがいいんですけれども、きちんと情報が配布されるようなことをしていただきたいと思います。

先ほどちょっと聞き忘れていたけれども、この配布率98.6％と先ほどおっしゃっていましたけれども、これはどういった意味なんでしょうか、配布率というのは。発行数１万1,300掛ける４回に占める620部残数の割合で98.6と言っているのかな。それはあまり意味のないことだとは思いますけれども、もっと前向きな統計の取り方をしていただきたいと思います。

質問はそこのところの確認ということでお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　主任、お願いします。

○議会事務局主任（金子尚子君）　議会事務局主任の金子と申します。

「議会だより」の配布数なんですけれども、佐藤委員おっしゃるとおり、１万1,300部を年４回発行させていただいておりますので、委員おっしゃるとおり、４万5,200部のうち、配布部数は４万4,578部でした。配布率は98.6％ということになります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で議会事務局分の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５９分

再開　午後　３時０８分

○委員長（九山妙子君）　時間前でございますが、再開いたします。

これより総務課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（菅原隆行君）　皆さん、こんにちは。総務課長の菅原です。

以下、自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　皆さん、こんにちは。総務課主幹の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課副課長（青柳　誠君）　皆さん、こんにちは。総務課副課長の青柳です。よろしくお願いいたします。

○人権推進室長（野口延寿君）　こんにちは。総務課人権推進室長の野口です。よろしくお願いいたします。

○文書法規担当主査（小林美香君）　こんにちは。総務課文書法規担当主査の小林です。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（中村淳一君）　こんにちは。総務課主幹、中村と申します。よろしくお願いいたします。

○庶務職員担当主査（宮﨑太朗君）　こんにちは。総務課庶務職員担当主査の宮﨑と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。

１点質問させていただきます。

予算書の71ページ、私たちの予算書だと32ページの４目職員研修事業の７節報奨費、公的資格取得援助金についてお伺いいたします。

今年度新たに設けたということですけれども、私たちの予算書にも交付対象資格を拡充しとありますけれども、この交付対象資格についてお伺いいたします。また、援助金というのは、受験料に対してなのか。また、受験料のほかに教材費等も含まれるのか、その点もお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

ただいまいただきました質疑についてお答えいたします。

公的資格取得援助制度の拡充でございますけれども、現在のまず支給対象としている資格としましては、主に技術系の資格、建築士ですとか、建築施工管理、土木施工管理技士等、実際技術系の職員が不足しておりますので、事務方の職員でもそういった経験を積んで、こういった技術職のスキルを身につけていただきたいということで、主にこういう技術系の職種と、あと社会福祉士ですとか、精神保健福祉士、ケアマネジャー、こういった福祉資格について、今は援助制度を設けております。

ただ、援助制度を創設しましてから、やっぱり必要とするスキルも変わってきておりまして、今回拡充の内容につきましては、主に２点ございまして、１点目がいわゆる情報処理系の資格になります。いわゆるＩＴ系ですね。具体的にはＩＴのパスポート試験ですとか、あとマイクロオフィスのエクセルですとか、ワード、パワーポイント、そういったスキルが上級レベルにあれば、そういった資格を対象とするのと、あともう一点、今考えているのが、語学系の資格になります。かなり外国の方も転入等も増えておりますので、実際にＴＯＥＩＣとか、実用英語試験とか、そういった資格を取った場合に公的資格免除制度で報奨金を支給したいというふうに考えております。

この支給の拡大に合わせまして、今回支給の対象とするのは、受験料を対象にしたいというふうに考えておりますので、今のところ教材費等はそこまでは考えていないというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　ありがとうございます。

１点、じゃ、再質問させていただきます。

今回この資格に対して援助するということですけれども、今年度の合格者を出す目標とか、そういうのを設けているのかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

今ご質疑いただきました目標につきましては、具体的には今検討はしていないんですけれども、実際実績としましては、令和５年度に１人いらっしゃいまして、６年度については残念ながら今のところ対象となる方はいません。

ですので、こういった今必要とされるようなスキルを拡充することによって、こういった資格を取るというような意欲を高めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

予算書では76ページ、78ページで、私たちの予算書では34ページで、町制施行70周年記念事業で、予算額、予算書のほうですけれども、97万5,000

円が計上されています。これはどのような式典を開くことを考えているか、詳しく教えてください。

また、式典以外にも関連するようなイベントがあったら、併せてお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　１点でよろしいですか。

答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

それでは、ご質問いただきました町制施行70周年記念事業の内容についてご説明したいと思います。

こちら、宮代町につきましては、昭和30年の７月20日に百間村と須賀村が合併し宮代町誕生したところでございますが、令和７年は、宮代町の誕生から70年を迎えることとなりました。

そこで、町制施行70周年という節目の年をこれまで町へ貢献されてきた方への感謝と今後の町の発展を誓う機会として、７月５日に記念式典を開催したいと考えているところでございます。

こちらの内容につきましては、まだ具体的に、完全に決定したところではないんですが、まず、これまで町に貢献されてきた方への感謝状の贈呈ですとか、あとは講演やコンサートといったような、そういったアトラクションのようなものを開催したいというところで考えているところでございます。

また、こちら町制施行70周年記念事業につきましては、大きく３つあると考えてございます。

先ほど申しましたのが、７月５日の式典でございまして、あと、今年度既に町全体で70周年をお祝いするためのシンボルとして、ロゴマークのほうを募集させていただいたところでございます。募集して決定まで至ったところでございます。

こちらを使って、町全体で70周年をお祝いするというのがもう一つと、あと、最後に３つ目としましては、町の各所属におきまして、冠事業やそのロゴマークを活用した事業のほうを予定しているところでございます。

今、ちょうど各所属におけるどういった冠事業を行うかというところで、調査のほうを行ったところでございますが、現時点で14事業ほど報告が上がっておりまして、この後まだ検討中というものもございましたので、今後増えるものかと考えているところでございます。

主なものといたしましては、百間と和戸にございます東武鉄道の下を通る地下道、こちらのほうの施設等の環境改善工事、それと、あとはスポーツフェスティバルなんかも内容を拡充して実施するということで聞いております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　では、再質問させていただきます。

公募で70周年記念のロゴを決定したとありますけれども、これは令和６年度の予算書には載っていなかったのですが、これについて詳しい内容説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

議員おっしゃるとおり、町制施行70周年に絡む予算というのは、今年度、令和６年度の予算のほうには予算取りしていないところでございます。

町につきましては、これまでもあまりそういった式典のようなあまり目立つような大きなものはやってきていなかったところなんですが、コロナも明けまして、町ににぎわいが戻ってきたというところもございますので、70周年につきましては、

式典などを実施して盛り上げていきたいということで計画しているところでございます。

こちら、ロゴマークにつきましては、募集要項の１月６日から２月10日まで募集を募ったところ、41名から52作品の応募をいただいたところでございます。この中で１点、ロゴマークのほう決定させていただきました。

予算につきましては、令和６年度の予算には計上していなかったところでございますが、こちらの秘書広報担当で担当しておりますズームアッププロジェクトの事業でございますが、こちらが町の魅力発信を目的としたものでございますので、こちらのほうから予算のほうは執行したいということで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、最後に再質問します。

70周年記念のような前もって分かっているような事業は、前年度に内容や下準備が必要だと思います。特にロゴやイベントは前もって分かっていれば、いろんな事業に活用したり、検討したりできると思います。

例えば70周年記念ふるさと特産品の開発や、70周年の各イベントにロゴマークを使ったようなＰＲ用のポスターを作成したりとか、そういうのを急に70年になったからといって始めてもなかなか進んでいかないと思います。

70周年用のそういうイベントや何かは、やはり前もって、今年度のうちから進めて、計上、予算立てして、先の見えるような経営をしていけばいいのかなと思うんですけれども、そういう考えはいかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

議員おっしゃるとおりかと思います。

ただ、今まで宮代町につきましては、あまりそういった式典もあまり大がかりなものはやってこなかったというところもございまして、令和５年度中におきましては、令和６年度の中に70周年の予算を盛り込むということはしなかったというところでございます。

なかなか70周年といわれて、すぐに事業に移るのはやはり難しいということでご意見いただいたところでございますが、宮代の役場庁内におきましては、来年度が70周年に当たるからということで、事前に話はしておりまして、そういった中で何か事業についての検討を進めてくださいということは、事前にお話ししていたところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

２点質問させていただきます。

１点目、予算書77ページ、今前段委員からも質問ありましたけれども、こちらの70周年記念事業について、私も本当にうっかりしておりまして、去年の３月予算のときにこのこと気づいていれば言っていたのにと、ちょっと悔やんでいるところでございますが、取りあえず97万5,000円の予算がついたということで、先ほど言われていたんですが、こちら講師等謝金40万円というのがあって、これがその式典のときに、何か出し物する金額なのかということと、あと、ちょうど10年前に東武動物公園西口のロータリーができたときに、あまりにもおとなしくやられていたんです。すごく私、見に行ったんですけれども、周りから見ても何や

っているか分からない、議員だけが真ん中に集まってやっているだけで、すごく寂しいなという記憶があるんです。

ああいう感じにはなってほしくないと思っておりまして、できれば、音が鳴るものとか、花火上げていただいて、あと、中学校とかの吹奏楽とか、何かそういうものをお願いするとか、予算があまりかからないような感じでできないかということと、あと、宮代の名前の由来が姫宮神社と身代神社から来ているということで、ちょうどこれが分かっていてやったわけじゃないんだよと聞いたんですけれども、身代神社もこのたびすごく新しくきれいになりまして、せっかく神社もきれいになったことなので、そちらの神社のことにも一緒にコラボできないのかなということをお聞きしたいです。

あともう一点、予算書の85ページなんですけれども、男女共同参画社会推進事業のところで、こちら第３次男女共同参画プランの実行とありまして、こちらどういったものかお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

まず、町制施行70周年記念事業の講師等謝金についてでございますが、予算につきましては、40万円ほど計上させていただいたところでございます。

こちらにつきまして、やはり議員のおっしゃるとおり、その式典におけるアトラクション的なものを考えておりまして、内容につきましては、まだ未決定ではございますが、講演会やコンサート、そういったものを予定しているところでございます。

また、そのロータリーのときのオープニングがちょっと寂しいというようなお話いただきまして、ちょうど今回この式典におきましてもやはり、町内のまだ決定ではないんですが、百間中学校さんのほうの吹奏楽部さんにお声がけさせていただいているところでございまして、ぜひ式典において、演奏していただけないかということでお願いしているところでございます。

あと、もう一点ありました身代神社でございます。こちらにつきましては、正直、ごめんなさい、その辺の内容はちょっと把握していなかったところでございますので、こちらにつきましては、持ち帰って検討のほうさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

ただいまご質問をいただきました第３次宮代町男女共同参画プランにつきましてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、第３次プランということで、令和４年度からの計画になっておりまして、こちらは10年間の計画となっております。

基本目標といたしましては、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり、２番目といたしまして、あらゆる分野で誰もが活躍できる社会づくり、３番目といたしまして、安心・安全で生き生きと暮らせる環境づくりが基本目標として上がっているものでございます。

こちらにつきましては、制度といたしまして、第３次ということですので、第１次、第２次の修正ですとか、新たな課題というものが出てきておりますので、例えばストーカーの規制ですとか、ＤＶですとか、ＬＧＢＴなど、また、途中でコロ

ナなども絡みましたので、それを踏まえたもので、10年間の計画ということで、そのようにさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　再質問させていただきます。

吹奏楽などお考えいただいているようでよかったです。

身代神社については、地域の方がすごく頑張ってお金を集めて、きれにしていただいたようなので、ぜひとも考えていただけたらなと思います。

あと、今ちらっと見えたんですが、缶バッジもできているようで、あと、例えばこの式典が終わった後も、今年ずっと70周年なわけですから、夏祭りのときとかにも使えるようなロゴＴシャツとかうちわとか、そういったものをお考えにはならないでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

まず、70周年のほう、ロゴマークのほう、こちらにつきましては、こういったものも今後宮代ズームアッププロジェクトのガチャ、カプセルトイのほうで入れることを想定しまして、試作で作らせていただいたものでございます。

また、今週の日曜日の東武動物公園で行います宮代町民入場無料の日、こちらに合わせて、こちらのガチャもガチャの中の一つとして入れたいというふうに考えているところでございます。このような形でＰＲのほうはしていきたいと考えているところでございます。

今、Ｔシャツ等やそういったお話もいただいたところなんですが、今年度、まず具体的ではないんですけれども、70周年記念事業の中で、何か式典の記念品のようなものを作りたいなというところで考えているところでございますので、そういった中で、あまり大きなものは作れないかもしれませんが、そういった中で検討のほうしてみたいと思います。

また、こちらのロゴにつきましては、各所属、他の部署においてもそれぞれのところで使っていただくことを考えておりますし、また、民間というか、そういったところでもご利用いただくことを考えております。町だけで使用するのではなく、町全体で使って盛り上げていきたいと思って考えておりますので、そういった中でも、こちらのロゴマーク、生かされるのではないかということで考えていたところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　本当に70周年、１年だけなので、ぜひとも盛り上げていただきたいと思いますし、本当だったら去年からもっと考えていたらなと、前段委員と私もすごく同じ思いなんですが、これからでもまだ間に合うと思いますし、ＳＮＳ等で発信して、例えばＴシャツ売りますよという感じで、東武動物公園のホワイトタイガーも入っているロゴマークですし、それを着て東武動物公園に遊びに行きませんかとか、宮代に来ませんかというような、そういった取組はいかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当、齋藤でございます。

貴重なご意見いただきまして、どうもありがとうございます。

今回ロゴマークの中に、東武動物公園の観覧車ですとか、ちょうど去年生まれたホワイトタイガ

ー２頭の、子供のホワイトタイガーもこちらデザインされていますので、何か東武動物公園とも絡むことができるといいかなというところは考えているところでございますので、まだ、申し訳ございませんが、具体的に検討はしておりませんので、こちらも検討材料とさせていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

細かく３問質問させていただきます。

まず、予算書70、71ページの(4)職員研修事業になります。こちらのほうで７節報償費、先ほども何か質問がございまして、ちょっと重複しないようにお聞きしたいんですが、公的資格取得援助金、こちらが５万円から10万円に来年度は増えているということで、こちらなんですけれども、先ほどＩＴ系、マイクロオフィス等の資格とかということで、受験料の補助ということなんですけれども、この受験料の何%を補助するものなのかということをお聞きしたいと思います。

今年度、講師謝金が10万円と入っていたんですけれども、これが来年度はなくなっているんですけれども、その点についてもお伺いします。

それから、８節の旅費、研修旅費が今年度15万円だったのが今回30万2,000円となっていて、２倍になっているんですけれども、この辺の件についてどのような目的で２倍になって、また、2,000円というのがどういうものなのかも。ついでにお聞きしたいと思います。

それから、予算書72、73ページの(9)人権平和推進事業、この中の12節委託料で、手話通訳者等派遣委託料、今回新しく入っているものなんですが、この２万4,000円、６年度は手話通訳をされておりましたけれども、そのときは費用弁償とか、そういったものは必要なかったのかどうか。そしてまた、来年度はこの２万4,000円というのは、どのような形で金額を決められたのかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

１点目の研修の報償費の公的資格援助制度について、先ほど受験料を支援金として支給するというお話をしましたけれども、何%かということですけれども、一応その試験に必要な受験料の全部を予定しております。あくまでも受験料だけですので、それに必要な講師の教材とか、そういったものは一応除く方向で今は考えております。

もう一点目の講師謝金、報償費に10万円計上したものがなくなっているがということですけれども、こちら今の研修については、主に報償費で計上するものは直接先生にお願いを町からしたときに、報償費に謝金としてお支払いするんですけれども、実際には今年度も研修をやらせていただいたときに、やはり企業とかそういった派遣会社を通じて講師を派遣していただく機会が非常に多かったものですから、計上の仕方を報償費から委託料に変えさせていただいておりますので、何か総額を削ったとかそういうことではなくて、実際の個人に払うのか、そういった派遣のところにお願いするのかの違いということでご理解をいただければと思います。

あと、研修旅費が増えているということですけれども、やはり先進的な視察をしていただくというのは、非常に勉強になるというふうに考えておりますので、そういった視察に必要な費用としまして、旅費が最もいいんではないかということで、旅費のほうの増額をさせていただいたということ

でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

予算書72、73ページの人権平和事業、12節委託料の手話通訳者等派遣委託料についてのご質問についてお答え申し上げます。

こちらなんですが、７年度こちら単独の事業でございまして、今までですと、令和２年度に宮代町当たっていたときがあるんですが、そのときはコロナの影響で中止になりました。こちらにつきましては、越谷人権啓発活動地域ネットワーク協議会というのがございまして、越谷の法務局の管内になります。東部地区９市町で構成しておりまして、来年度につきましては、宮代町と杉戸町が輪番になっております。輪番で当たっておりますので、来年度は宮代町と杉戸町のほうがそれぞれこちらのほうの人権啓発の講演会ですとか、研修会を開催させていただくものでございます。

その中で、一応計画しておりますのが、来年度、まだ詳しい日程のほうは決まっておりませんが、東日本盲導犬協会の方をお呼びいたしまして、あと、盲導犬、今のところ予定では２頭来ていただいて、講演と参加した方の、犬苦手な方もいらっしゃるかと思いますので、そちらの方の体験というのを取ってやっていただこうかなというふうに考えております。

講演部分でどうしても聴覚障がいの方について、手話通訳ということで、近隣が同じような形でやっているんですが、こちらについては、必ず複数名、時間的に本当に短ければお１人でできるんですけれども、30分を超えてしまうような場合は、交代でということになりますので、２人分ということで、２万4,000円ということで計上させていただいております。

こちらの金額については近隣と同額ということで、一応計上させていただいているもので、毎年ということではございませんので、今年やりますとまた数年先に輪番のほうで回ってくるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

先ほどの質疑で１点旅費のところで追加で申し上げたいことがありまして、追加でご説明させていただきます。

先ほど遠方の視察で旅費が増えたというご説明申しましたけれども、もう一点増加した理由がございまして、研修の中には、全国の自治体が集まる市町村アカデミーという研修がございまして、千葉の幕張のほうにある施設なんですけれども、そこで実際宿泊を伴う研修というメニューが結構充実しております。

こちらは、この近辺の職員が集まるだけではなくて、やはり全国の自治体からいろんな境遇の職員が集ってきて勉強する機会になりますので、やっぱりそういった研修に多く職員を参加させたいということがありまして、そういった宿泊を伴う研修にも対応できるように増加をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

73ページの手話の件はよく分かりました。

70、71ページの職員研修事業のほうでお聞きしたいんですが、私のほうで考えたのは、講師謝金

がなくなったということで、講師を呼んでやる研修よりも、逆に職員がどんどん外に出ていって、研修を受けていくというふうに重きを置いたのかなというふうな意識で聞いたものですから、今年度の特徴ということで、町他機関及び近隣市長共同の研修メニューを体系的に組み合わせ、職員研修を継続実施というふうになっておりましたので、研修で参加していくほうに重きを置いたのかなという気持ちでいたんですけれども、そうではなくて、あくまでも講師も呼んで研修もやるし、また、出向いていく研修ももう少し拡充していくという、そういう考え方で進めていくということでよろしいのかを一応お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

今、議員からご指摘いただきましたように、受け身で聞く研修も必要ですし、やはり職員が外に出て、いろいろ学んでくるということも大変必要です。

ですので、先ほどご説明しましたとおり、どんどん外に行くための視察ですとか、あとは宿泊を伴なうような勉強会ですとか、そういった研修にどんどん参加していただきたいということで、研修費用の増額をさせていただいております。

また、研修につきましては、やはりｅラーニングも充実しておりまして、自己啓発、人づくり、埼玉県の人づくり広域連合というところでも。100を超えるようなコンテナで動画、気軽に見られるようなそういうｅラーニングの制度もございますので、そういったところもどんどん案内はさせていただいて、研修の機会をどんどん拡充していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

再々質問ありません。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

大きく１点質問させていただきます。

予算書の76、77、広聴・広報事業について２点お伺いをいたします。

まず、印刷製本費ということで、広報「みやしろ」になるんですが、こちらはページ数とかは同等で予算を取らているのか、減ってしまうのかということをまず教えてください。

次に、ホームページの管理運営事業なんですが、ホームページを見てみると、探しづらいというところがあるんですが、日々改善されて、来年度も改善をしていく予定なのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当、主幹の齋藤でございます。

まず、予算書76、77ページの広聴・広報事業、印刷製本費でございますが、今年708万5,000円を予算計上させていただいたところでございます。

昨年度につきましては、こちらが745万円予算計上していたところでございまして、36万5,000円ほど予算減額したところでございます。こちらにつきましては、昨今印刷単価どうしても紙代とか上昇しているところでございまして、ただやはり町もなかなか厳しい財政事業でございますので、ここをやり繰りしなければ、予算要求できなかったところでございます。

こちらにつきましては、令和６年度多少余裕が

あったところがございますので、こちらのほう削ったような形で予算の要求させていただいたところでございまして、ただ、最終的な広報としてはページ数は減らないような形でできるものということで考えているところでございます。

続きまして、ホームページ、こちら見づらいということでご指摘いただきました。探しづらいですね、失礼しました。探しづらいということでございました。こちらにつきましては、一度ホームページ、以前の使っていたところから新しくリニューアルのほうさせていただいて、なかなか探すという観点からの見直しというのは、あまりしていないのかなというところで感じるところでございます。

そういった中で、どんどん運用していくことで、ホームページがちょっと難しく複雑化してしまったのかなというところもございますので、こちらにつきましては、その辺も意識したホームページ作りを今後していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

広報については承知をいたしました。ページは変わらないということで、広報の情報発信というところでは、ユーチューブなどでダイジェストとかとてもいいなと思って、いろんな方法で発信していただいているということで、ページも変わらないということで、こちらは承知をいたしました。

ホームページなんですが、過去のとか検索の部分があるんですけれども、あれが外の何かグーグル検索になっちゃって、ホームページの中だけで検索できないような感じじゃないですか。そこがホームページの中で検索できるともっといいなと思うんですが、そういう改善は今後は、まだリニューアルしたばかりなので、改善できないということで、ここのところ確認で最後お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

まず、恐らく町のホームページ、情報がどんどん新しいものを付け加えていって、古いものを削るという作業があまりされていないのかなと思います。そういった中で、分かりづらい、見つけづらいとかというところがあるのかなというところで考えているところでございます。

また、町のホームページ内に検索するボックスみたいなところがございまして、委員のほうからは、町のホームページ内だけではなくて、外部のページにまで探しにいってしまうということで、今、お話しいただきました。こちらにつきましては、一度内容のほう確認したいとは考えておりますので、分かりましたら、またご報告させていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。

３点ほど質問させていただきます。

私たちの予算書の32ページで、皆さん質問した項目と少しかぶるんですけれども、まず１点は、資格援助金について、今回増やして10万円というお話なんですけれども、でも、本当に資格取ってほしいと考えると、受験料じゃなくて、スクールに通うとかの勉強代、どうしようかな、この資格チャレンジしようかなというとき、時間と学校通うなり、今はｅラーニングがありますけれども、そういうの通うのに資格の難易度によりますけれども、10万とか20万とか、そこがネックに結構なってくる人多いんですけれども、本当に増やした

いんなら、そこに支援するべきだと思うんですけれども、なぜ受験料にしたのかという点。

それともう一点は、職員の視察研修についてなんですけれども、職員の方で今、来年度予定している視察研修先というのはあるのかどうか。というのは、議会については、もう目的どこか決めないと、お金あげないよと言われているんですよ。だから、職員の方もどこか目的決まっていないと駄目だと思うんで、だから、その点、どこか場所が決まっているのか。

それと、もう一つは、あと職員の人員計画なんですけれども、副課長級をこれから徐々に減らしていって、四、五千万の人件費を減らすという説明は受けているんですけれども、それが何か年の計画で四、五千万達成するように持っていくのかというのと、今年度に関してはどの程度、その職を、副課長というのを何人ぐらい配してやっていくのか、来年度。その点、お伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

資格援助についてですけれども、学校に通うとか、そういった検討全くしなかったわけではないんですけれども、資格については、やはり最終的には個人のものに帰属をされるということもございますし、最終的に受験資格取得して、ないとは思いますけれども、途中で退職とか、そういういったことも、しかも全然ないわけではないんですけれども、やはりもちろんそういった費用を支出することで、学校に通いやすくなることは間違いなんですけれども、今はまだ、現時点としましては、やっぱり幅広くそういう機会を設けたいということで、まずは受験料というところからスタートをさせていただきたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

２点目の視察研修についてですけれども、具体的な視察研修というのは、正直決まってはおりません。

というのは、決まっているものもございまして、決まっているのは、防災の研修については、これは町長のほうも力を入れておりますので、今年度と来年度をかけて、少なくとも所属長については、有明のほうでやっている内閣府が主催している研修のほうに参加するようにということで、そういう指示は出ておりますので、そういった防災については、もう所属長は行くことは決定しております。

それ以外については、順次各課等で判断をしまして、そこでどうしても視察に費用が必要だということであれば、研修のほうの費用で対応させていただきたいというふうに考えてございます。

３点目の組織のお話で、副課長級を抑制して、どのぐらいのスパンで四、五千万の人件費を抑制していくかということですけれども、宮代町の今職員の年齢構成としまして、50代の職員がやっぱり非常に多いという特徴がございます。というのも、平成16年度に合併の関係で持続可能なまちづくりということで、公共改革プログラムを掲げて、200人体制ということで一時期採用を抑制してきたこともございまして、30代の後半から40代後半にかけての職員数が少ないということもございまして、今は経験者採用等でバランスのいい年齢構成にしていきたいというふうに考えて、採用を行っています。

50歳が多いということは、やはり管理職の数が今大きくなっておりまして、組織としては少し管理職が多いというふうに感じておりますので、公

務員の場合は、急激に人員削減というのはなかなか難しいということもございますので、かといって、やはり10年後を見据えて組織をつくっていかなくてはいけないので、10年後は今お話ししたように、今の50代の職員はみんないなくなってしまって、今度は40代の、50代に比べると大分数の少ない職員で行政運営をしていかなければいけなくなりますので、そういったときには、例えば課長の下に主査、担当みたいなコンパクトな組織だとか、そういった構成にしていかないと、なかなか今の組織体制を維持するのが難しいかなというふうに思っていますし、あと、今後管理職を減らして、室長グループ制にするとか、幾つか選択肢があると思っておりますので、具体的に何年ということは難しいんですけれども、少なくともこの10年のうちには必ずそういう組織体制には移行していかないと、今の組織は維持できないのかなというふうに考えてはございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。よろしくお願いします。

結構な数になるかな、質問させていただきます。

答えやすいようなところで、まず、先ほどから前段委員でも何人か出ました公的資格取得援助の71ページになりますか、これ、去年の予算委員会でも僕はお尋ねしたんですけれども、そのときも技術系、あのときにも技術系ばっかりだったんで、今後ＩＴ系もという話がありまして、あのときも僕も、自分でも2007年にＭＯＳは、先ほどおっしゃったマイクロオフィススペシャリスト、これは取っておりますが、先ほど副課長からのお話で受験料全額というお話が出ましたが、ＭＯＳ検って、あれ、１教科当たり、僕の頃で１万3,000円から4,000円ぐらいしていたんで、ワード、エクセル、パワーポイントと取ると４万超えちゃうんですよね、１人で。

幸いほかのも、前段委員の答弁のときに出ていましたけれども、昨年は合格者はいなかったのかな、よく分かりませんが、内容的には。対象者がいなかったという話ですけれども、これ、いないということの問題意識を強く持っていただきたいなというふうにまずは思います。

確かに前段の委員のおっしゃるように、受験料、僕もいろんな資格持って、予備校的なものも通っていまして、その通学費、勉強料とか、その辺が大変なのは分かりますけれども、まずはそもそも管理職のほうからそういうの自らトライして、下の者にその成果を見せるという形でもいいですけれども、とにかく上昇志向というか、モチベーションというか、その辺がなきゃ、どんなにいい立てつけのものをつくってもどうしようもないんですよね。

ですから、そこのところの自覚をきちんと持っていただいていただきたいんですが、それを踏まえて、昨年はいなかったという形なのに、何ゆえ増額になっているのかというところで、これも前段の委員からも出ていましたけれども、議会のほうでは、研修先のほうの制約もありますし、また、町民に対して直結するんですけれども、「議会だより」が９万円ぐらい予算は減らされてページ数が減ってしまうと、住民の知る権利の侵害になってしまう。一方、広報「みやしろ」のほうはほかから流用して変わらないというふうなこと、先ほどお話ありましたけれども、このようなアンバランスなところというのは、どのように改善すればいいんでしょうかというところをお尋ねします。

今、広報「みやしろ」のことを出しましたので、77ページになります。私たちの予算書では33ペー

ジ。

これ、まず、以前は１万2,500ぐらい出していたんですけれども、今、どのようになったのか。あと、たしか動物公園の無料の券がつく２月号は、去年まではもう部数変えないで、今年は変えたというふうにお聞きしましたけれども、その結果、後は毎月の残数というのはどのようになっているのか。これ、同時にきちんと以前よりは相当ちゃんと補充するようになったんですけれども、空ラックの期間が長いと、その月に本当にどれぐらい必要であったのかというのが、翌年度の参考にならないというのはお分かりだと思いますので、そこのところの考えもお聞きしたいと思います。

あとは、これも前段の議員とちょっと重なってしまって恐縮なんでが、73ページ、職員の研修旅費、これが倍増、30万2,000円、研修事業が20万から30万、これも10万、この10万で「議会だより」のほうは今までどおりできるんですけれども、十分に。

こういうところに、たしか令和５年度ベースで全課に対して削減というふうなご通達があったというふうに耳にはしているんですけれども、こういうところには出てこないのかなというところが不思議なんで、ここのところももうちょっと必要性というか、先ほどの前段の委員のときも視察の目的のほうが決まっているのもあれば、決まっていないのもあるということもあったので、お尋ねします。

次に、各ページにわたっているので、まとまっている226、227ページのほうで見てみたいと思いますが、超過勤務手当、これは昨年度もたしか同じようなことを聞いていると思うんですけれども、当初予算で超過勤務がこんなに出ていて、しかも昨年度よりも増えているんですよね。職員数は変わらない状態でいくというふうにたしか書いてあったと思いますけれども、一方、文書管理システムだったりとか、いろんなシステム、企画財政課のほうでも業務が楽になるようなシステム入れたりとかって、要は職員の働き方改革ではないですけれども、残業とかがないように、ないようにという形でやっている、もう数年前から総務課でも去年、おととしといろんなシステム導入していますよね。やっているはずであるにもかかわらず、何ゆえ当初予算でこんなに、しかも増額というふうな形になっているんでしょうか。これは非常に不思議で、何か決算下りないんじゃないかというレベルのところでも多々あるので、お尋ねします。

あとは71ページの、先ほどの公的資格と同じところのページですけれども、庶務管理システムというのがございますよね。これ、令和６年度に導入して、このときは604万7,000円という形で、昨年度は導入委託料として604.7万、今年度は庶務管理システムの利用料として325万となっておりますが、これは昨年度よりも随分減っているというのは、逆に言うと、導入に当たっていろんな機器なり何なりというアプリ、ソフトウエア等なのかもしれませんが、その辺の初期コスト、イニシャルのほうがかかってこれぐらい高くなって、令和７からは325万円というの、これが再来年度、その次と続いていくのかどうかというところをお尋ねします。

同時に同じようなことで、73ページの文書管理システム、これももうほぼ同じような問題意識なんですけれども、令和６年が331万4,000円で、令和７年度が275万9,000円、これは年度途中だったから安くなったか、それとも先ほどと同じに導入で高くなったのか、その辺のことの説明をお願いいたします。

あと、まだ戻って77ページ、ちょっとあっちこっちいって申し訳ございませんが、庶務管理シス

テム利用料の下にタスククラウド構築基盤利用料というのが72万円ございますが、これの説明を、全く分からないものですから、お願いいたします。

次に、75ページにいきます。75ページの上から２つ目の顧問弁護士委託事業、これ、昨年もどうもやっぱり１年前も同じようなことを聞いたりとか、町民のときもお聞きしましたけれども、来年度も相変わらず群馬弁護士会の熊川弁護士でいくつもりなんでしょうか。

埼玉弁護士会、たしかこの前ので1,000超えたかぐらいにはなっているんで、当然地元というか埼玉県の弁護士使うのが普通に考えたら当たり前なんですけれども、昨年お尋ねしたときには、どちらかちょっと忘れましたけれども、副課長からは、何ゆえ群馬県の弁護士なのかと聞いたときに、実績やら何やらということをおっしゃっていましたが、その前になぜ県内のを検討しないのかというところと、あと、この弁護士、熊川さんがいらっしゃるときの交通費というのが79万2,000円に含まれているのかどうか。来るたび都度支払いしているのか。たしか空き家等の審議会のときには、交通費別個に出ていたはずではあるんですけれども、そこの説明と何ゆえ群馬の弁護士にこだわるのか。近いほうがそれはいいんじゃないか。

弁護士相談のほうは弁護士会のほうに委託して依頼して、それで来ていただいているというふうにお聞きしておりますが、顧問弁護士のほうは大塚弁護士が急に年度初めにやめちゃってからばたばたと決まった経緯は分かってはおりますが、ここのところの分かりやすい説明をお願いいたします。

85ページの男女共同参画社会推進事業、私も以前男女共同参画の審議会に入っておりましたんで、ちょっと気になるんですけれども、まず講師謝金、13万円、これは恐らく年１回のときのだとは思いますが、ちょっと高過ぎるんではないかというふうに思います。

これ、こんな私的なこと恐縮なんですけれども、私埼玉弁護士会の市民員やっておりまして、やはり年１回講師を呼ぶんですけれども、11月にやるんですけれども、そのときに講師料５万円、プラス交通費という形で大阪からとか、神戸からとかの大学教授とか法律の専門家呼んだりしてやっているんですけれども、これぐらいでできるはずで、逆に言うと、別な言い方をすると、妙に大盤振る舞いしているなというふうな感じがするんですけれども、いかがでしょうか。

次に、109ページと111ページの選挙関係ですけれども、今年参院選と町長選というのに７月と10月控えておりますが、この両方の町長選と参院選のを見ると、大体は金額同じなんですけれども、例えば入場券作成料が違っていたりとか、この違いが出てくるのは、ポスターの掲示とかは参院選のほうが町長選よりも人数が多いからそれが大きくなっているとかというのは分からなくはないんですけれども、あとは時間がよりかかるかなというところもあるかもしれませんが、その差異をどのように考えているのかというのがちょっと気になったので、お聞きします。特に、109、111、両方出ている開票所用備品借り上げ料というのが同じ金額じゃないとか、何かいろいろとあるので、ここの説明をお願いいたします。

次に、73ページに戻りまして、職員研修、これ、先ほども触れたところですので、飛ばします。

先ほどの、ごめんなさい、研修事業委託の30万円というのは、どういったことを行うというか、学んでくるのか。フィードバックとしてどういうのが、例えば令和６年度のはどのような形でやって、どういうふうに職員が行ったりとか、何か学んできて、どういうふうにフィードバックされた

のかというところを費用対効果の観点からお尋ねしたいと思います。

これで最後になるかな、最後に、私たちの予算書の33ページに出ています。予算書だと77ページに該当するんだとは思いますが、町公式ホームページの管理運営、これの委託先、契約期間、１日平均でも結構ですけれども、アクセス数はどのようになっているのかというのと、これの機器の借り上げ料という形で167万7,000円となっておりますが、昨年よりも上がっています。また、ソフトウエア借り上げ料、これも２万6,000円アップしていますね、22万3,000円から25万9,000円とこれの根拠をお尋ねします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、質問何問になりますでしょうか。

事前に数を数えて言っていただいたほうがスムーズに進みますので、お願いします。

私の確認では、10点になっていますが、よろしいでしょうか。

じゃ、13ということですので、ここで休憩をいたします。

休憩　午後　４時０８分

再開　午後　４時１９分

○委員長（九山妙子君）　少し早い時間ですが、再開いたします。

引き続き総務の質疑を続けます。

○委員（佐藤将行君）　１つだけ話していた70周年記念ですけれども、これ、もっと低廉にできないんですか。

要するに町民の先ほどから申し上げている「議会だより」という情報のほうを減らされるよりも重いものなのかどうかというところの判断基準を追加します。以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

それでは、私のほうからは、庶務職員担当と文書法規担当に関する質疑についてお答えいたします。

まず、１点目の資格取得制度についての質疑になります。

昨年度受験者がいなかったのに、なぜ増額となっているのかということについてですけれども、実際令和５年度にお一人ということを先ほど申し上げました。今年度については対象者がいないということで、やはりそもそも資格取得に対する意識の掘り起こしからやっていかなくてはいけないのかなというふうに考えておりまして、そういうこともございまして、今回力を入れたいということで、公的資格の対象資格の拡充を図っていきたいと思っております。

ご指摘いただきましたとおり、管理職等が積極的に取り組めればいいんですけれども、そういったものも含めて、まずは資格を取得するという意識を持っていただくように働きかけをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、研修旅費についてです。

倍増しているけれども、その理由ということですけれども、先ほど申し上げましたとおり、情報というのは、今インターネットを通じて容易に取得することはできるんですけれども、やはり実際現場に見に行って新しいものを吸収してくるというのは、これは今後も必要なものだというふうに考えております。

実際旅費がかかるかどうかというのは場合にもよりまして、私も実際今年度については２回ほど県内の自治体を訪れて実際事業の取組等を見てきましたけれども、そういったところは確かに費用としてはかかってはこないんですけれども、やはり場合によっては費用がかかるような視察先が参考になる取組をしていけば、そういったところに実際見に行って、吸収してくるということは必要であろうということで、そういう取組にも対応できるように増やしたということでございます。

続きまして、超過勤務についてです。こちらは、給与費明細書の226ページ、227ページとなりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

給与費明細書の226ページ、これは一般会計となりますので、一般会計を例にお話しをさせていただきますと、226ページの一番下の下段の表の中に職員手当の内訳とございます。これが我々職員の各種手当の増減の比較になっておりまして、一番下の一番左ですかね、超過勤務手当、ご指摘いただきましたように、比較の欄を見ていただきますと、853万9,000円というふうに増額となっております。

この理由につきましてですけれども、特殊要因が３つほどございまして、１点目は参議院の選挙がございます。参議院の選挙につきましては、期日前投票等で８時半まで選挙管理委員会の職員等が従事せざるを得ないというものと、あとは投票日当日には各投票所に職員を配置しますので、超過勤務が発生します。そういった点で、参議院の選挙で562万1,000円ほど超過勤務を計上しております。

もう一点が町の町長選挙になりまして、これも同様の理由から、ただ町の選挙については、投票日当日振替休日に対応するんですけれども、振り替えてもなお勤務時間が７時間45分では済みませんので、その超過勤務等を含めて304万2,000円計上しております。もう一点、国勢調査が予定されておりまして、国勢調査としまして74万4,000円の超過勤務を予定しておりまして、この３点を合計しますと940万7,000円という金額になります。

そうしますと、ここの増減853万9,000円よりも大きいということですので、こういった特殊運用を除きますと、いわゆる例年ベースの勤務としましては、超過勤務は僅かですけれども減っているというような状況でご理解をいただきたいと思います。

続いて、庶務管理システム、文書管理システム、こちら同様の内容となりますので、それぞれ一括でお答えさせていただきますと、こういった事務効率のためのシステムを導入する場合には、初年度に業務委託ということで、導入する経費、町の規則、規定などに合わせるような仕様にカスタマイズというのではないんですけれども、提供しているソフトウエアを使用しやすいように変えてもらったり、いろいろ設定をしてもらったりという、そういった導入費用が計上がございまして、その翌年からは、そのソフトウエアを５年単位なんですけれども、５年で契約してリース料というふうになりますので、来年度以降庶務管理システムについてはランニングコストとなっておりまして、文書管理システムについては、今年度からいわゆるランニングコストということでの計上をしておりますので、導入経費はランニングコストのほうが１年単位で見れば安いということになってございます。

続きまして、タスクの構築に関してのご質問です。

こちらＴＫＣクラウド構築基盤利用料についてですけれども、現在基幹系業務システム、基幹系というのはいわゆる住民票を発行したりだとか、

１階の窓口なんかで使っているシステムですけれども、こちらについては、株式会社ＴＫＣのデータセンターというところのデータセンター上に構築して、現在利用しています。

このＴＫＣが提供するシステムのうち、総務課で使う人事給与システム以外のシステム、いわゆる窓口で使っているようなシステムというは、令和７年度からガバメントクラウド上に移行する、標準化のために別のところに行ってしまうという、それで、別の標準化に伴ってそういったシステムは、今のところから別のところに移ってしまうんですけれども、我々総務課で使っている人事給与のシステムというのは、その移行の対象ではないので、引き続きＴＫＣクラウドというところを利用せざるを得ないんですけれども、今現在の利用については、企画財政課が一括して払ってはいるものを、標準化に伴って人事給与システムは移行ができないので、今度は総務課のほうで単独のシステムとして利用料を計上しているということでご理解をいただきたいと思います。

次の顧問弁護士についてですけれども、こちら、昨年度からご指摘いただいてはおるんですけれども、現在熊川弁護士のほうに委託をしておりまして、行政相談等も円滑に進んでおりますし、行政運営上、今の顧問弁護士のほうで支障はないというふうに考えてはございますので、引き続きお願いしたいというふうに考えております。

なお、ご指摘いただいています交通費につきましては、例月の月々６万6,000円払っているんですけれども、その中には特段交通費は含まれておりませんので、何かこちらに来ていただくことがあれば、交通費は別途お支払いをしております。

ただ、これまで行政相談については、今はオンラインで対面で時間を取ってやっていただくことがもうほとんどでございますので、何か交通費がかかっているということは特段ございません。

続きまして、選挙についてのご質疑です。

町の町長選挙と参議院の選挙で、一例ですけれども、入場券作成費に違いのあるのはなぜかということですけれども、入場券の作成については、参議院の選挙の場合は国政選挙ですので、転出された方も転出して４か月たたないうちは宮代町で投票することができる選挙になっています。

一方、町の選挙は町に住民票がないとできませんので、転出するとできなくなってしまうということで、そもそもその選挙によって有権者数が異なりまして、国政選挙の場合は比較的増えるんですね、転出しても対象となりますので。ですので、物理的に有権者の数が増えますので、費用がかかるということでご理解をいただきたいと思います。

また、ほかにも町の選挙でしかかからないもの等がございますので、それについては、１個１個はご説明できませんけれども、選挙によって、仕組みでそもそも作成費等に違いがあるということをご理解いただきたいと思います。

私からは最後になりますけれども、研修の委託についての費用対効果についてご質問をいただいております。

確かに研修は受ければよいというものではなくて、研修で学んだものを生かして、それを住民に還元してこそやっぱり研修の効果かなというふうに考えておりますので、ご指摘いただきましたとおり、研修の費用対効果については十分考えて、何かお示しできるようなものがあれば、確かにお示しをしていきたいというふうに考えております。

今年度についても接遇研修等を実施しましたので、やはりそういったのが成果として現れるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

私のほうからは、予算書まず76、77ページ、広聴・広報事業の広報の印刷に係る部分をまずご説明させていただきます。

まず、広報「みやしろ」の印刷に係る費用でございますが、こちら、先ほど前段の委員さんにつきましては、ページ数そのままの部数で印刷、発行できるということでご説明いただいたところでございますが、こちらもやはり当初予算を組む段階では、ページ数を抑えることが必要かなというところで検討はしていたところでございますが、その後、実際に契約業務を進める段階におきまして、今までどおりのページ数でどうも発行できそうだということで見込みが立ったような状態でございます。

こちらにつきまして、印刷製本費につきましては、令和７年度が708万5,000円、令和６年度の予算額につきましては745万円ということで、36万5,000円減額しているところでございまして、こちらは、本年度多少余分があった部分がまず減っているというようなところでございます。

続きまして、広報の発行部数でございますが、こちらにつきましては、来年度も基本は１万2,500部というところで考えているところでございまして、ただ、今年の２月号、先月出した２月号、こちらにつきましては、東武動物公園の無料入場券がついていた関係から、やはり毎年こちら不足が出るということがありましたので、今年度につきましては、1,500部増刷いたしまして、１万4,000部印刷させていただいたところでございます。

広報につきましては、委員ご指摘のとおり、広報の補充、行き届かないところがありまして、ラックを空にしてしまうことがあるということでご指摘いただきました。こちらにつきましては、なるべくそのようなことがないように、補充のほうに努めているところでございまして、特に今回、先月号になります２月号につきましては、週２回程度補充のほう行かせていただいていたようなところでございます。

続きまして、同じく広聴・広報事業の中で今度は町のホームページの関係でございますが、まず、ホームページの関係で電子計算システム機器借り上げ料、使用料及び賃借料、こちらにつきましては、167万7,000円の予算を計上させていただいたところでございます。

前年度と比較しまして、9,000円増額となっているところでございますが、こちらはホームページをリニューアルした際に新たな機能をちょっと、易しい日本語という振り仮名を振ったり、そういったことをする機能なんですけれども、そういったことをつけたために多少保守料が値上がりしたというところで、こちらの9,000円の増額につながっているところでございます。

なお、契約の相手先につきましては、キステム株式会社というところでございまして、こちらの契約期間につきましては、令和４年１月１日から令和８年12月31日までの５年間の契約ということで契約結ばせていただいております。

もう一点のソフトウエア借り上げ料につきましては、令和７年度は25万9,000円を予算計上させていただいているところでございまして、前年度に比べまして３万6,000円上がっているところでございます。こちらは、相手先の値上げによるものということになってございます。

続きまして、同じく76、77ページの町制施行70周年記念事業でございますが、こちらにつきまし

て、もう少し安くできないかということでお話をいただいたところでございます。

今回97万5,000円を予算計上させていただいたところでございまして、こちらの額については決して小さくない額ということでは認識しております。ただ、町としましては、こちらの70周年を町民の皆さんで一緒になって、一体となってお祝いするための経費ということで考えておりまして、こちらを予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

予算書84ページ、85ページ、男女共同社会推進事業の７節報償費の講師謝金、こちらのほうのご質問にお答えいたします。

佐藤委員は以前男女の委員さんをお願いしていた関係があってご存じかと思うんですが、男女共同参画のこちらの事業については、男女共同参画セミナー、年１回開いております。それ以外にもＬＧＢＴの職員研修ですとか、男女共同参画の研修、あと最近は特に窓口の職員向けにＤＶの対応についての研修も行っているところでございます。

こちらの講師謝金13万円につきましては、令和４年度までは10万円で計上させていただいたんですが、令和５年度のセミナーのときに、いつもセミナーは大体１時間半ぐらいがこれまで行っていたところなんですが、令和５年度の講師との打ち合わせのときに、なかなか１時間半では難しいということで、本来であれば２コマ、２日間かけてやるものを１日でということで、短時間で完結させていただいたときがございました。そのことを踏まえまして、男女共同参画の会議の中で、講師のほうをいろいろ探してお願いするようなことなんですけれども、その際に少し予算を増やしてはどうかという話もございました関係で、令和５年度から13万円ということで増額のほうさせていただいております。

ただ、もちろん講師によって、我々こちらの金額使わなければならない場合ですとか、講師によっては逆に今年度の男女共同参画セミナーは３月22日に予定しているんですけれども、こちらの講師は明治安田生命の、町のほうが連携のほうしておりますので、今回そちらの方を講師としてお願いしておりますので、今年度につきましては、講師謝金のほうは発生しない予定になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、再質問のほうさせていただきます。

超過勤務手当のほうは、選挙絡みというところと国勢調査ということで、それで940万、853万9,000円から引くと86.8万円という数字が出てきますが、これでもそもそもいろんな部署管理やら庶務管理やらいろんなシステムをおととしから入れていて、にもかかわらず最初に申し上げたとおり、当初予算で減額の幅も低過ぎるというか、要するに費用対効果のほうが発揮できていないんではないか。うがった見方をすれば、こういうシステム、何のために入れたのという形に取られかねないというところが非常に引っかかるところでございます。

実際問題、別の見方をすると、文書管理システム、庶務管理システムによってどの程度削減できた、もう過去のは出ていますから、入れてから、そちらのほうで計算、算出して検証しているのかというところをお聞きしたいと思います。

タスククラウドは、今日午前中からお昼過ぎに

かけて企画財政課のほうでガバメントクラウドのお話で、そちらとの兼ね合いで、そこに入り切らないものが残って、それがＴＫＣの総務課の分という理解でよろしいんでしょうね。ということであれば、やむなしかなというところは分かりました。

公的資格、先ほども申し上げたとおり、管理職からとかいろいろとありますけれども、副課長おっしゃるように、本当、また休憩のときもお話しさせていただきましたけれども、モチベーションなんですよね。幾ら、これ、前段の委員がおっしゃったように、もう受験料だけではなくて、その資格スクールを出すという形にしても、やらない人はやらないというか、そういうやっぱり空気がないというか、雰囲気がないところが大きな問題であって、それによって業務効率化しようというふうなのがないんですよね。

僕の勤めていたところで、民間ではそんな学校費なんて出ないわけですよ。合格して初めて受験料の一部が出る、会社によって当然違うと思いますよ、違うとは思いますけれども、でもやはりそういうところである意味競争みたいなのがあるわけですよ。やっぱり危機意識もあるわけですよ。僕の会社の友達に聞いてもこれだけ景気悪くなったりとかすると、やっぱり競合他社との競争に勝つために、個人個人が頑張らなきゃ置いていかれるというのが、どうしても公務員というのは競争の部分が欠けているので、なかなかそういうモチベーションが起こりづらいのかなという気はしておりますが、ぜひせっかくこんなに、10万とはいえ予算つけたんですから、受験者数もゼロとか、そういうのはないようにしていただきたいと思います。

順番前後しちゃいますけれども、弁護士委託料、75ページです、先ほどの公的資格は71ページです。

75ページの弁護士委託料、リモートでやったりとかというのはあるとはいえ、先ほど申し上げたとおり、空き家等の委員会のほうは少なくとも１度は、僕行ったときそうですけれども、傍聴行ったときそうですけれども、来てはいるんですよね。やっぱり実際問題、昨年度は総務課案件では来ていないのかもしれませんが、どうしてもやっぱり弁護士が来なきゃならない場合もあり得ることではあるんですよね。そういうことを考えた場合に、より近いほうがいいわけなんですよ。大塚弁護士の前は高野弁護士なんで、町内の在住の方でしたからね、当時。

そういうのも考えた上で、機動性よく、また、この熊川弁護士、僕一般質問のときに、課長のほうでもご存じのように、地方自治法96条１項15号違反の疑いのあるのをもう何年も見過ごしているわけですよね。能力的にどうかというところもありますので、そこのところきちんと検証していただきたいと思います。

85ページの男女共同の案件の講師謝金、そもそもが高いというところから出発しているんです、僕は。自分のほうの埼玉弁護士会で講演やるときが５万円プラス交通費というふうにやっていて、それで、実際問題、関西学院大とか神戸大学からも、北海道からの弁護士も来たりとかしていますけれども、それで、十分やってくれる人いるんですよ。

上げたい、上げたいじゃなくて、その５万円なら５万円で収まる人を探すようにするのが、幾ら委員のほうからもっと高いのとか、２日間でやるところって、そんなの頼む前にそういう打診があったはずなんですよね、私の２日間やるようなものだと。それを１日にするから、圧縮して３時間で、それで、高くなっている。だったら、ほかの、あくまでも手段なんですよ、目的手段を取り違え

ないでいただきたいと思います。

幾らでもお金で、打ち出の小づち持っているわけじゃないんですから……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、何か……質問してください。お願いします。端的にお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　そういうところの観点を、当然僕も委員やっていましたから分かりますけれども、総務課のほうで、いやいやとブレーキをかける役割をしなきゃいけない立場なんですけれども、そういうことは考えてもいないということでよろしいんですかということを、ここの点の質問とさせていただきたいと思います。

とにかく10万から13万に上がって、戻っていない。今回の予算って令和５年度ベースに各課みんな下げるようにというふうに、それで、議会のほうでも議会の研修やら、「議会だより」のほうも削減されているという実情ありますので、ここのところで仮に５万円で済むんだったら、ここで８万で、今年度は講師がただだった、そういうの探せばいいじゃないですかというところです。

次、選挙関係のほうは、これは有権者数の数字が窓口の国勢との違いということで、これは納得できました。

次、77ページの広報みやしろ、これ僕質問のときに月ごとの残数のこともお尋ねしたんですけれども、これ答弁漏れですので補ってください。

で、２月号は動物公園の無料券がついていて、もう何年も前からさんざん僕は言っていて、増やすべきだ、あとは法人もちゃんとすべきだと言って、ようやく今年度それが行われたという形になっているんですけれども、ただ一方、先ほども指摘しましたように、空きラックの問題、別に全てのところを埋めろと言っているわけじゃないんですよ。

副課長、課長たちには話したことがあるんで分かると思いますけれども、最低限各駅それと進修館、東武ストアの中、無印良品の中、図書館とか、あと公民館、その程度は入れておいてほしい。特に駅なんていうのは、別に総務課だけじゃなくて、町の職員が気がついて伝えれば済む話じゃないですか。そういう意識が職員全部にないからこれも以前指摘したんですけれども、企画財政課でも町民生活課でもいいから、電車通勤の人がちょっとチェックして、ちゃんと総務課のほうに上がるように、ついでに議会事務局に議会だよりのほうも、あそこのところが空になったりと上がるようにがまだなされていないという表れなんで、そこのところ今後どうしていくのかとうことについてお尋ねいたしたいと思います。

それと、２月の月ごとの残数と特に２月のこれも空ラックになった期間がちょっとあったんで、来年の参考にはしづらいところはありますけれども、現状でそういう状態で統計を取っているでしょうから、それの検証結果のほうをお尋ねいたします。

で、73ページの職員研修旅費、研修事業の先ほど現場に行って、どうしても現場に行ってという話を強調されてはいましたが、それはある程度は分かるんですけれども、例えば今まで５人で行ったところを４人にするとか、全部ではなくて半分の課にして持ち帰ってみんなに伝えるとか、やりようはいろいろあるとは思うんです。研修の内容によりますけれども、あくまでも研修というのは、手段であって何かを、さっき接客、接遇のことをおっしゃっていましたけれども、接客、接遇をよくするための手段として研修があるんであって、研修自体が目的であってはならないという、当たり前のことが以前からいろんなところでこの町できていないので、そこのところをしっかりと自覚

していただきたいと思います。

これは議会のほうの研修にもいえることで、どこに行こうかというのがまず出てきて、問題点が出てこないというのがありますので、あまりほかのところは言えないんですけれども、よろしくお願いいたします。

ここの説明をさっきお尋ねしたのを具体的に話せる範囲でというか、例示的な感じでこんな研修があってこういうふうにやって、こういうふうに還元してというのがあれば、ご説明願いたいと言ったんですけれども、それがないようなのかな。思い出したら言っていただければいいです。それをお尋ねします。

最後の、町公式ホームページ管理運営、委託先とか分かりましたが、さっき、これ聞いていると思うんですけれども、アクセス数のことが答弁漏れになっているんじゃないかなと思いますけれども、多分こう言ったと思うんですけれども、言っていなかったらごめんなさい。１日平均アクセス数とかのこれまでの推移みたいな形で……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、その質問はしていません。

○委員（佐藤将行君）　アクセス数のこと聞いていますから。

○委員長（九山妙子君）　アクセス数聞いていないです。

○委員（佐藤将行君）　聞いていますよ。何言って、聞いていますよ。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　そうですよね。

○委員長（九山妙子君）　申し訳ないです。こちらの勘違いでした。

○委員（佐藤将行君）　はい。で、アクセス数は言われてから再質問でその推移とか言おうと思ったのが、出てこなかったんで今まとめて申し上げておりますけれども、上昇傾向にあるのか、停滞傾向にあるのか、漸減しているのかという形でも結構ですし、前年比何パーセントとか、そういうのは当然検証結果として出ていると思いますので、その辺を踏まえた上で、これが仮にどんどん下がっているようであれば、このシステム委託先のほうにやはり相談というか検証しなきゃならないと思いますので、そこの数字のほうをお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

私からは、庶務職員担当と文書法規担当の分野についてお答えいたします。

１点目の文書管理システムまたは庶務管理システム、来年から導入しますけれども、費用対効果についてどうか、超過勤務も絡めてということになります。

ご指摘いただきましたとおり、超過勤務手当については、予算上についてはほとんど増減はしていなくて、微減ということになっております。

現時点で超過勤務について少し申し上げますと、例えば令和５年度、昨年度の決算ですと１人当たり月6.7時間、今年度が１月31日時点になりますけれども、6.4時間となっております。

令和４年度が参考までに申し上げますと、8.2時間ですので、8.2時間、6.7時間、6.4時間ということで、緩やかではありますけれども超過勤務の削減には努めております。実際、6.4時間、月といいますと、週に１日２時間やるかやらないかぐらいですので、決して超過勤務自体はそんな多くないのかなというふうに考えております。

そうは言いましても、確かにシステムを導入し

て、効率化というのは努めてまいりたいと思いますので、文書管理システムを導入して11か月、ちょうど経過しまして、なかなか超過勤務でどうかという表現は難しいんですけれども、ペーパーレスという視点ですと、ある程度統計がございまして、例えば電子決裁については、今町全体で約50%、半分が電子決裁となっておりますので、その分、紙の削減というのはこれは目に見える形では出ているのかなというふうに考えております。

来年度導入する庶務管理システムについては、今紙で管理している、例えば会計年度任用職員の出席簿とかシフト管理とかそういったものについては、大分効率化が望めるのかなというふうに考えておりますので、そういった点で費用対効果については、来年度引き続き検証はしていきたいというふうに考えております。

続きまして、公的資格制度に絡めた意欲の掘り起こしについては、これはまさにおっしゃるとおりかなと思っておりますので、受験者数がゼロということがないように、総務課としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

弁護士の関係についても、空き家の委員として出席はされて確かにおります。空き家については、顧問弁護士という立場とは別で、非常勤特別職として委嘱を受けての出席となりますので、それについては環境資源課のほうから委員としての報酬と交通費のほうが支出しておりますので、直接顧問弁護士のほうとしての支出ではないというふうでご理解いただきたいと思います。

続きまして、研修についてです。これもご指摘のとおり、研修が、研修は確かにスキルを上げるための手段の一つでありまして、研修を受けることが目的になってはいけないというのは、まさにそのとおりだと思いますので、今年度実施しました例えば接遇研修についても、それを還元してよりよい接客をして窓口対応がスムーズにいって、住民の方が役所に来て満足して帰っていただける。なかなか客観的に評価するのは難しいんですけれども、ご指摘のとおり研修の効果が表れるように検証する仕組みについても、検討はしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

予算書の76、77ページ、広聴・広報事業につきまして、まず広報みやしろの印刷に係る印刷のほうにつきましてご説明させていただきます。

まず、議員のほうからラック、特に駅等のラックが補充が行き届いていないというお話、ご指摘いただきました。そのとおりでございます。

こちらにつきましては、町内３駅、利用している職員に今の切れていないか、少なくなっていないかというのを確認するように依頼のほうしたいと思います。

続きまして、あと２月号の残数というところでございますが、大体今の現状としましては、200部ちょっとぐらいの残が残っているというところでございます。

例月、毎月が大体100部ぐらいでして、今月はちょっとまめに補充したというところもあって、少し戻ってくる部数も多いのかなというところで考えているところでございます。

続きまして、先ほど回答漏れがございました町ホームページのアクセス数でございます。こちらにつきましては、令和６年度につきまして、まだ２月末現在ということですので、全体の件数ではなくて１日平均の件数で申し上げさせていただき

ますと、今年度につきましては２月末現在で、１日5,864件のアクセスがあったところでございます。昨年度が１日平均5,806件ということですので、多少増えているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

予算書84ページ、85ページの男女共同参画社会推進事業報償費につきまして、先ほどご指摘いただきました講師謝金につきましては、今年度については連携先ということで発生していないんですけれども、来年７年度につきましては、また会議の中で協議してまいりますが、ご指摘いただいたことを踏まえまして、委員の皆さんと事務局のほうで選定のほう図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　庶務管理システムのこと、来年度が導入とさっきおっしゃっていましたけれども、令６で導入しているんですよね。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　言ってください。

○委員（佐藤将行君）　質問て聞いたら言い始めたんで、聞いちゃったんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　私のほうで答弁が不足しておりましたので、付け加えさせていただきます。

庶務管理システムにつきましては、令和６年度にシステムを構築を今しておりまして、構築というのはこの４月から使い始めるに当たって、宮代町の運用を定めるよう業者と調整して、今取り組んでおりまして、実際に使い始めるのが今年の４月からということになります。

以上でございます。

○委員（佐藤将行君）　では、再々質問に入りたいと思います。

庶務管理システムのその辺は今のご説明で……

○委員長（九山妙子君）　指してから言ってください。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　すみませんでした。佐藤でございます。

では、再々質問に入らせていただきます。

庶務管理システムが今、副課長の説明で何でかなというところは了解いたしました。

文書管理システムのほうも５年で2,275万9,000円が令７、令８と定額で移行する、庶務管理システムも325万のほうが５年で毎年同じ金額でいくというところも分かりました。

公的資格、71ページの公的資格取得援助金、これは確かに昨年までは、技術系、建築系とか大体まち建のほうのでしか対象でなかった、でそれが一昨年までで、今度ＭＯＳとかも入ったけれども、そもそもこういった資格をどうですかとか、そういうふうなアナウンスとか紹介とかを全職員にやっているのかどうかというところを、例えばＭＯＳ検なんて僕取っているんで、ＭＯＳ検と言っていますけれども、知らない人結構いますから、ＭＯＳ検もＰ検もいいですけれども、そういうふうなアナウンスして職員の方どうですかというのもやっていないようですので、先ほどのお話ですと、特にそういうところをやらないと、やっぱり意識植え付け、モチベーションアップがなされない。結果、業務の例えば５時間で済むところが、８時間かかってとかというのがあるかもしれませんし。

前課長が、県から来ていた福田さんがおっしゃっていた総務課に限定ですけれども、来たときあまりにも紙文化で驚いたと言っていました、３年ぐらい前に。それが徐々に変わってはいるんでしょうけれども、もっと加速度を上げてやっていただかないと、もう現時点でかなり遅れているわけなんです。そこのところ十分自覚してください。それで、管理職からとかいろいろやり方はあると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

男女共同参画の今年度は案内85ページですけれども、今年度13万計上のところは、ここのところ圧縮できると思いますので、ぜひお願いいたします。

77ページの広報みやしろ、こちら先ほど数字のほうが出てきましたけれども、結局昨年度よりも1,500部増刷したということで、いってこいじゃないですけれども、結局昨年度まで1,000部以上足りなかったと、２月号に関しては、というのはほぼ間違いないと思うんですよね。1,300部ぐらい昨年度よりもはけているという形ですよね。計算上はね。さんざん言っていたんですけれども、そちらのほうでちゃんと数も数えて、いつ入れたとかやるようにと僕が不動産業やっているときのチラシの見せてまでやったんですけれども、全然やっていないというところが分かりましたんで、今後きちんとできるのかというところを、また職員のほうの意識づけのほうもどのようにやっていくのかというところをお願いします。

最後、町公式ホームページ、こちらについては大体増額されてしまったというところがありましたんで、分かりました。

弁護士のほうですけれども、これ厳密にいうと総務課ではなくて、空き家等に関してですから環境課のほうに言うべきことかもしれませんが、別に顧問弁護士が空き家等の特別委員である必然性は全くないわけであって、そこのところをきちんと話し合っていただきたいと思います。

あと、弁護士相談は熊川さんではないという形ですよね、通常の町民の。そこのところ分かりました。

あと、文書管理システムのペーパーレスのことですけれども、半分に減った。これは総務課ベースなのか、全庁的なベースなのかというところが先ほどの説明では分からないのでお願いします。

最後に、会計年度任用職員、今まで紙だったというのが驚きなんですけれども、もう10年以上前にいた僕の前の職場では、もうそのころから既にスマホでも何でもできたんでこういうところも急いでやっていただきたいと思いますが。

以上で質問を終わりにしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

広聴・広報事業に係る広報の各ラック等への補充でございます。こちらのほうラックが空になっている期間があると、それによりまして住民のほうにきちんと町の情報が伝えられていないということでご指摘かと思います。

こちらにつきましては、特に駅ということになってしまいますが、やはりその駅を利用する職員おりますので、そういったところ、駅を使ったときに部数を確認していただいて、見ていただいてそれに基づきまして補充のほうはしたいと思います。また、残数の確認も併せてこちらのほうで行っていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青

栁です。

庶務管理システムと文書管理システムについては、今後とも事務の効率化に寄与するものと考えておりますので、例えば文書管理システムですとよりペーパーレスをやっぱり進めて、経費の削減に努められますし、庶務管理システムにつきましては、今、先ほども申し上げましたとおり、例えば会計年度任用職員のシフト管理とか紙でチェックをしてというのを職員が今繰り返している状況ですので、そういったのを効率化に努めまして超過勤務時間等の削減に努めていきたいと思います。

ペーパーレスにつきましては、先ほど約半数というのは、これ全庁ベースになりますので、その点答弁が漏れましたので付け加えさせていただきます。

公的資格につきましても、やはりこれまで受験する方が、職員がいないということもありまして、総務課としてもちょっとアナウンスが不足していた部分が自覚しておりますので、今回の拡充に合わせてしっかりと職員にも周知をして、所属長のほうからも積極的に働きかけをしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑の方。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

５点かな、お願いしたいと思います。

まず、どこにというのがあるんですけれども、72、73ページの人権・平和推進事業の関係というとあれかもしれませんが、毎年聞くんですけれども、自衛隊職員から住民の、特に青年の住民台帳から見せてほしいだったらいいけれども、ほかの自治体ではそこをさらに抽出して自衛隊職員に渡してしまう、そういう話も聞いているんですけれども、宮代では過去にもないということなんですけれども、これについて私は毎年確認したいと思いますので、まずその点どのようになっているのかお願いしたいと思います。

それから、もう１点は、今年の二十歳のつどいなんですけれども、そこに私ら議員も参加した議員も同じような粗品というか頂くんですけれども、その中に今年はホカロンというか、温める、そこに自衛隊官募集というのが貼ってあったんです。これはどこから来ているのかなと思った、宮代町と書いてあったものですから。これはどういうふうな経路でそういうふうになっているのか、その辺のお話を伺いたいと思います。

それから、２点目、74、75ページの(12)情報公開推進事業なんですけれども、ここに概要のところに情報公開制度の一部運用方法の見直しというふうに、これは本年度の特徴というふうになっているんですけれども、これはどういうことなのかご説明をお願いしたいと思います。

３点目、76、77ページの(1)広聴・広報事業の先ほど来から質問もありますけれども、私は確認で、広報みやしろの編集発行しております、新年度については、これまでと内容は変わらないというような、前段の議員の説明で分かるんですが、それはそれとして、取りあえず広報みやしろ編集発行に携わっている職員、何人いるのか、その点お伺いしたいと思います。

それから、４点目、84、85ページの(1)男女共同参画社会推進事業、この第５次総合計画・実行計画の中であるんですけれども、この女性向け施策あるいは審議会等と大事な女性向けの施策、決定の場に女性は一体何人参加しているのかということをお聞きしたいと思います。

総務文教委員会の資料等でも、いろいろ参加状況なども聞いておりますけれども、一体どういうふうになっているのかということでお尋ねしたい

と思います。

それから、最後、５点目は、これもいつも聞くんですけれども、宮代町の職員数、その点についてもどういうふうになっているのかということで一般会計だけだと全部調べていかなければいけないので、取りあえず、やはり参考資料を出していただきたいということで、私はこの資料は非常に分かりやすく、それはなぜかというと、全て４月１日だからなんです、過去についても。それで職員数と会計年度任用職員、ピタッと出ているんですけれども、そうすると昨年まで宮代の職員だけをとっても227人、そうすると新年度はどういうふうになるのか、その点含めてお示しを願いたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

私のほうからは、自衛官募集の事務のほうと二十歳のつどいのときの自衛官募集の粗品、あと男女共同参画の分野から審議会委員の男女比率のことだと思うんですが、そちらのほう私のほうから一部ご説明させていただきます。

自衛官募集につきましては、自衛隊法第97条で市町村の法定受託事務ということで、都道府県知事ですとか市町村長に対して必要な報告資料を提出を求めることができるというふうに規定されております。

自衛官募集に当たりましては、市町村によって異なっているかと思うんですが、宮代町につきましては住民課のほうでそちらのほう対応させていただいております。人口ですとかそういったものによって異なってくると思うんですが、宮代町につきましては閲覧のみということで、例えばデータ化したＣＤ－ＲＯＭですとか、打ち出した紙などでの提供はしていないということで伺っております。

続きまして、二十歳のつどいの粗品ということで、こちらにつきましては歳入のほうの予算書を見ていただきたいんですが、予算書34ページ、35ページの一番下のところに、国庫支出金、国庫委託金、総務管理費委託金で自衛官募集事務の委託金ということで２万円ということで、歳入のほうが出ております。

こちらにつきましては、自衛官募集に対する委託金ということで町のほうに２万円ほどお金が入ってくるんですが、それを使いまして自衛官募集の周知ですとか、担当者ですとか主管課長の会議がございますのでそれの旅費ですとか、広報に掲載する場合の費用などにということで当たっているものでございます。

今回１月の二十歳のつどいのときに、各課がエコバッグの中にいろいろ二十歳の方にお渡しするものがいろいろ入っていたかと思うんですけれども、自衛官募集ということで今回は昨年度と今年度につきましては、動物公園で開催ということでかなり寒いというのもありましたので、カイロなどを使ったらどうかということもありましてやらせていただいております。

その前、以前につきましては、現物を持っていないんですけれども、同じような形で片方がボールペンになっていたり、片方が蛍光ペンということで、自衛官募集、と入っているものがあったんですがそれをつくってみたりですとか、年によってちょっと異なるんですけれども、そういったものを作成してお配りしたものでございます。

続きまして、男女共同参画の委員会資料のほうでも出させていただいておりますが、委員会資料の６ページです。こちらのほうが各審議会委員の

男女比率ということで、過去３年間ということでちょっと細かくて大変申し訳ございませんが、出させていただいております。

男女の比率ということで、第３次男女共同参画の計画のほうには、令和８年の目標が一応30％ということでうたっております。ただ、実際こちらの数字を見ていただきますと、大体22％、23％ぐらいのところに現在推移しているところでございます。

こちらのほうにつきましては、公募で募集する場合、もしくは充て職で選出される場合、様々ありますが、現状なかなか比率が高いところもあれば、全く女性の方が入っていらっしゃらないというところがあるのが現状でございます。

こちらにつきましては、町の各課のほうで公募の際ですとか、できる限りフィフティー・フィフティーになるような形でもっていっていただくのが理想なんですけれども、どうしても充て職ですとかそういったものにつきましてはどうにもならない、どうにもならないとは申し訳ないんですが、どうしても選出できないということもございますので、可能な限り公募のときは同じような比率、５対５、６対４ぐらいになるようなものが本来のものだと思いますので、そちらのほうはこちらとしても働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

私からは、２点目の情報公開とあとは最後の職員数についてお答えいたします。

情報公開の制度の一部見直しにつきましては、３点ほど見直しの予定がございまして、まず１点目が、今までは紙での申請書の提出、情報公開請求が紙媒体での提出しかなかったのを、埼玉県の共同の電子申請システムを利用して電子申請を可能といたします。これが１点目の見直しとなります。

２点目については、公開方法の見直しとなっておりまして、今までは公文書の原本が紙であれば紙に写して交付するという運用をしていたのを、見直しによって請求者が希望する電子媒体での交付というのを開始いたしました。ですので、例えば紙原本があっても電子媒体で希望があれば、我々のほうで紙の公文書をスキャンして、例えばＰＤＦとかそういった形にしてＤＶＤで交付をさせていただくというように、公開方法の写しの交付の方法を見直しをさせていただきます。

３点目が、収受手続を一部簡素化させていただきます。今までは公文書の公開請求時に受付、収受印等を押して、その請求書の写しの交付を求められた場合には、１件につき10円ということで実費を徴収していたものを、その請求書の写しを交付することまでを情報公開では必要な手続だと認識をしまして、それも手数料無料の中に含めて運用させていただくということになりますので、請求書の写しを交付を求められた場合には１枚まで無料で交付をさせていただきます。

以上、３点が情報公開制度の見直しとなります。

続きまして、職員数の状況となりますので、先ほどご指摘のありました委員会資料を見ていただきたいと思います。

１ページ、２ページになります。

２ページ目の一番下のところの合計というのが職員数の合計になりまして、例えば令和６年度を見ますと、合計で227人となっております。これと下段、その下のほうに参考と３つあるうちの一番上の短時間、再任用（短時間）、これは何かといいますと、再任用、60歳、例えば定年をして65

歳に達するまでの職員で再任用を希望する方がついているんですけれども、短時間というのは、今、週４日来ていただいている方を指します。ですので、これも職員数としてはカウントしておりますので、227人のフルタイムの正規職員とこの３人の週４日の再任用の職員を合わせまして230人というのが令和６年４月１日現在で、いわゆる宮代町で働く職員となります。

その下の県へ派遣の３というのは、これは宮代町の職員としての身分を有しながら、県のほうに今派遣で、いわゆる勉強しに行っている職員とか、勉強、実務派遣が中心となりますので勉強している職員が３人ほどいる。一番下の衛生組合の派遣というのは、宮代町職員なんですけれども、今は身分は衛生組合の身分を有していますので、厳密にいいますと宮代町の身分ではないんですけれども、派遣期間終了後は町のまた身分に戻ってくる方が３人いらっしゃいます。

このうち、227と再任用の短時間３、あと県派遣の３、これが町予算からお給料を支出しております。一番下の衛生組合の派遣というのは、もう身分が衛生組合となっていますので、衛生組合予算の中から給料は支出されております。

これがまず、資料の見方となりまして、あくまでこれは来年度の４月１日時点の見込みということでお話をさせていただきますと、227人のところが234人となる予定です。再任用の短時間のところが２、ここまで236人というのは、ほぼ定数内示等をさせていただきましたので、ここまではあまり今のところ変わらないと思います。

そのほかにつきましては、まだ人事異動の内示の前ということでこの場での答弁は控えさせていただきまして、人事異動の内示が出ましたら改めてご報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

ご質問いただきました広報の発行に係る業務の職員数ということでございますが、こちらにつきましては職員３名ということになります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、72、73ページの関係で、自衛官の閲覧の件については分かりました。

ただし、自衛官募集の件なんですけれども、先ほど閲覧のときに、自衛隊法97条ということだったんですけれども、それとは全然違うし、これは先ほど答弁で２万円の支出の内訳でそういうふうにしたということなんですけれども、これは必要ですかということなんですよ。

確かに、要請があれば自衛官募集のポスターだって貼りますよね、町の庁舎の中にも。ですからそういう協力があるにしても、それはどういう根拠で協力をしなければいけないのか、その点お示しいただきたいと思います。

それから、２点目の74、75ページの(12)の情報公開推進事業、３点分かりやすく説明していただきましたので了解します。

ただし、最後の収受印の１件10円というのは、これ、もともとどこの自治体だって無料でしょう。私はそういうふうに思っていたんですけれども、どうしてこういうふうになったのか、想像もつくんですけれども。そうしたら元のさやに戻ったということで、さやというとおかしいですけれども、戻したということでよろしいでしょうか。

そうすると、その有料化、本来無料のところを

有料にしていたのは、何年間になりますか。その点だけ確認させていただきたいと思います。

それから、３点目の76、77ページの広報みやしろの編集発行に携わる職員３人、これはもちろんこれだけではなくて、ここにもあるように公式ホームページの管理運営とか、その他どういうふうなものに携わっているのか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、４点目の84、85ページの男女共同参画社会推進事業、これについては私もこの間、ずっと取り上げてきましたので、管理職員、幹部職員については、少しずつ是正されてきました。これについては、来年度はさらにアップしていただきたいと思うんですけれども、先ほど、人事の関係もありますが、それはどうであろうと、幹部職員の女性比率はどういうふうになるのか、こういう予定であるということだけでもお示しいただきたいと思います。

それと、先ほど来、女性向け施策、決定の場に女性が非常に少ないという話もしました。資料も示していただきながらということなんですけれども、答弁としては当然ですよね。これから充て職もあるけれども、女性を多くしていきたいというのは当たり前で、具体的にどういうふうにしていくのかというのはやっぱり試されると思うんですよね。そういう意味では、先ほど20％台から30％台に、さらに５対５あるいは６対４ぐらいにしていく。話は分かるんですけれども、当座どういうふうにしていくのかという主体的な考えですかね、ないとこれは進まないと思いますので、これは本当に口だけではなくて、幹部職員をつくっていくというのと同じだと思うんですよね。

これは、どこの今、ジェンダーだという人権を尊重して、ジェンダー平等と言われているぐらいですから、どこの自治体もかなり厳しくこの点は是正していかなければいけないという方向でやっていると思うんですけれども。ですから、そういう意味ではどういうふうに、展望は分かるんですけれども、展望と願望と言ったらおかしいですけれども、それは分かるんですけれども、どういう手だてで具体的にやっていくのか、その辺お示しできればと思います。

それから、最後、職員の関係ですが、はい、分かりました。

今、平均寿命も長くなって、と同時に働く年齢もかなり延びてきています。そういう意味からも再任用も含めてなんですけれども、来年はそうしますと増えてもいくんですけれども、どの辺に、もちろん課の新しい設置もあります、そういう部分もあるかと思うんですけれども、どういうところに重点を置いて職員を増やしていくのか、その点最後お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

先ほど、また再質問いただきました自衛官募集の啓発の関係なんでございますが、こちらにつきましては、私のほうも７月に自衛官募集の主管課長会議ということで行かせていただきまして、あちらのほうから募集担当者の方、あと県内市町村の職員のほう向けに説明を受けたわけなんですけれども、どうしても少子高齢化の関係で各自衛隊のほうの職員のほうがなかなか集まらないという現状を伺っております。

今回、私のほうは入間基地、空軍のほうの入間基地のほうで受けさせていただいたんですけれども、どうしてもそういったものがあるということで要望のほうがあった次第でございます。

募集の啓発の仕方については、委員のほうからご指摘がございましたとおり、例えば広報に載せたりとか、ポスター、よく町内のところにポスターとか貼らせていただいていることもございますが、その辺の啓発につきましては今後、どういったものがいいかということは検討してまいりたいと考えております。

続きまして、審議会の男女比率ということで、意思決定の場での女性の割合がかなり低いということで、こちらのほうは計画上、令和８年で30%というのがございますが、こちらの表におきましても、約330のうち100いかないと30%はいかないということになります。かなり、もう数字的にはあと20人以上増えないと厳しいということで認識しておるところでございます。

で、どうすればというのは、私担当で申し上げるのも申し訳ないんですが、先ほども申し上げましたとおり公募枠については可能な限り同じ人数で、例えば10人であれば５対５、例えば６対４ぐらいでというのがお願いすることもできるんですが、どうしても外部が入っている場合、医師ですとか、ここでありますと、老人ホームの入所の判定ですとか、医療センターの管理運営委員ですとか、町としてどうしても踏み込めないところ、お願いはしてもあちらで変えてくれるかどうかというのは、どうしてもこちらの意向というのが反映するもの、しないものというのが出てきますので、そこにつきましては、担当だけではなくて町全体としてお願いできるものはお願いし、可能な限り実現に向けてというような姿勢でないと現状厳しいかなというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

情報公開についてお答えいたします。請求書の控えについてですけれども、ご指摘のとおり、請求書の控えについては多くの自治体で無料で交付している実態はございます。それを宮代町の場合については、これまで一度請求書としてお預かりした文書については、町の公文書となるため、その町の公文書をお渡しするときには10円のコピー代、紙代を徴収するというような運用をこれまでしていた。それを、もともとそういう運用であったのをちょっとばらつきがあったので、令和３年に一度周知をさせていただいた。その後、今お話あった、申し上げましたとおり、県内でもそういった無料で交付しておる自治体が多いということと、そういった声もいただいておりますので、今回運用のほうを改めさせていただいたということでございます。

続きまして、管理職の女性職員についてですけれども、管理職については令和６年度で申し上げますと、令和６年度４月１日時点ですと、管理職全員で今59人、４月１日現在います。そのうち女性の管理職が９人ということになりますので、管理職に占める割合としましては、15.3%ということになります。

一方、特定事業主行動計画で主査級以上における女性職員の比率というのを25%まで引き上げたいという目標を今掲げておりまして、６年度で21.7%ということでございますので、まだちょっと目標には達成はできてはいないんですけれども、引き続き主査級となりますと、いわゆる幹部候補となっていく立場になりますので、積極的に主査級の掘り起こしに努めていきたいというふうに考えております。

〔発言する人あり〕

○総務課副課長（青柳　誠君）　そうですね。

私が今、ごめんなさい、お話ししたのは、特定事業主行動計画は主査級以上を目標にしておりまして、最初申し上げた15.3%は主幹級以上が管理職となります。その管理職に上がる候補がやっぱり主査級となっていきますので、まずは主査級を登用していきたいということで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、職員数ですけれども、重点を置くところはどういうところかということで、まずは再任用職員、確かにご指摘のとおり増えてきております。再任用職員の大事な役割の一つに、やっぱりこれまでの行政経験を後進の職員に伝えていくというのが一つ役割としてありますので、再任用職員についてはやはり経験した部署に配置することになることが多いです。

一方、どこに重点を置くかということになりますけれども、こちらは一般質問の答弁でも課長のほうから申し上げましたとおり、来年度まちづくり建設課でやはり地域住民の方のお困りの草刈りとかそういったのに現場にすぐに動けるような部署、部署というか仕事、役割が今度増えますので、そういったところはやはり職員だとマンパワーが必要になりますので、そういったところに来年度は重点的に配置していくというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

ご質問いただきました広報担当職員３名の広報発行業務に係るもの以外にどういった仕事をしているかということでご回答のほうさせていただきます。

広報の担当職員３名おりますが、ほかにもやはり議員のおっしゃられたホームページの管理ですとか、あとは最近特に力を入れているのはＳＮＳからの情報提供、従来からやっていましたＸ、もともとのツイッター、こういったものと特に今、力を入れているのがＬＩＮＥによる情報提供、こちらになってございます。そのほか、広報担当職員につきましては、みやしろズームアッププロジェクトに係るみんなが地域の特派員、こちらの動画ですとか記事とかの確認等も行っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

では、１点目、自衛官募集の関係です。先ほど副課長がどういうふうに努力していくか、取り組んで、いろいろ検討して取り組んでいきたいみたいな趣旨の答弁がありました。これはなぜ必要かという、私はそういう何でこんなに必要かというふうに言っていますので、特に努力する必要は私からは何も言っていませんので、それは別に求めておりませんので結構です。それ以上の答弁出ませんので、この点についてはまた確認して今後いきたいと思います。

それから、２点目の74、75ページの情報公開推進事業、これは分かりました。

３点目の76、77ページの広聴・広報事業です。先ほども主幹から３人の職員で編集しているということなんですけれども、私はこの間見ていると非常に経験のある再任用の職員もおります。ですから、一般職の方が減ったのかなというふうに思っていますけれども、それはそうじゃないでしょうか、私はそういうふうに見えるんですけれども。特にここのところ経験のある再任用の方が付きっきりと言ったらおかしいですけれども、そういうふうにやっているので、逆に職員が減っているのかなというふうに思いますので、その点だけ確認

させていただきたいと思います。

それから、４点目の84、85ページ、男女共同参画社会推進事業、これはこれでいいということはありませんので、答弁はこれ以上出ないと思います。しかし、やはり先ほど来から言っているように女性向けの施策、決定の場に女性はやはりより多く参加するように、そういう仕組みも町として意識的に進めてほしいというふうに、これは言うしかありませんので要望になってしまいますが、よろしくお願いしたいと思います。

あと、職員の関係でも分かりました。ただし、先ほども答弁で言っていたように、多分４月１日ですから、もう変更はないと思いますけれども、そうすると昨年度との比較で退職者が何人で新採用が何人なのか、その点だけ最後にお示しいただきたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　秘書広報担当主幹の齋藤でございます。

ご質問いただきました広報の担当職員数、３人のうちお話しいただいたとおり、そのうちの１名は再任用の職員で以前も広報をやっていた経験のあるベテランの職員ということになります。

広報につきましては、比較的、いつからかはちょっと分からないですけれども、３人体制で行っていたというのがございまして、確かに１名再任を除くとそれ以外の職員については２人ということで、減ってはいるんですけれども、再任用の職員も同じように働くことになりますので、人数的には変わっていない。再任用で経験のある職員がせっかく配置されておりますので、今広報の職員の技術というかそういった感覚というんですか、そういったものを後進に伝えていただくという大事な役割も果たしていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

職員数についてですけれども、あくまで令和６年度中の退職、もう既に退職した職員もいますので４月から３月31日までに退職するのは、見込みですけれども10人になります。新規採用職員については14人を予定しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で総務課分の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日、開会時には委員会の人数が12名でございましたが、金子委員が遅れて参加となりましたが、出席委員は13名となります。

本日はこの程度にとどめ、次回は３月５日水曜日、午前10時から委員会を開き、会計室分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　５時４６分

予　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長 田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

会計管理者	宮野輝彦君	会計室長	齋藤幸成君
税務課長	伊東高幹君	税務課主幹	海老原剛章君
税務課主幹	小林賢吉君	町民税担当主査	岡安英之君
町民生活課長	新井庸一君	町民生活課主幹	田代宇隆君
町民生活課主幹	加藤正久君	危機管理担当主査	髙林優子君
交通安全・消防担当主査	長瀬昇之君	環境資源課長	大場崇明君
環境資源課副課長	小林知弘君	環境資源課主幹	田邊和美君
環境推進担当主査	濱田裕也君	資源循環担当主査	河井伸一君
資源循環担当主査	古山進二君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。これより３月３日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２６号の審査（会計室・税務課・町民生活課・環境資源課）

○委員長（九山妙子君）　本日は、議案第26号　令和７年度宮代町一般会計予算についてのうち、会計室、税務課、町民生活課、環境資源課分の順に質疑を行います。

これより、会計室分について質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いします。

質問の際には、質問数が幾つか数を言ってから述べていただくよう、ご協力お願いします。

そして、議員必携142ページに書いてございます、予算委員会は質問ではなく質疑ですので、そこをしっかりとわきまえて質問をしていただくよう、そして円滑に進みますよう、ご協力をお願いします。

では、会計管理者から、出席者の紹介をお願いいたします。

○会計管理者（宮野輝彦君）　改めて、おはようございます。

会計管理者の宮野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、室長のほうから、また自己紹介させていただきます。

○会計室長（齋藤幸成君）　おはようございます。

会計室長の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。ございませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

改めて、おはようございます。

それでは、１点だけ、80ページ、81ページです。

会計管理費、昨年度と今年、大きく変わったところはあるんでしょうか。為替関係なんかそうだと思うんですけれども、その点、変わったところ、それから、そのための増額になっているんであれば、予算としてはこういうふうにしたとか、そういうご説明をお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○会計室長（齋藤幸成君）　会計室長の齋藤と申します。

予算書の80ページ、81ページの関係のご質問です。

昨年度と大きく変わったところについてご説明いたします。

会計管理事業の役務費になります。公金取扱事務手数料が、前年度と比べまして178万7,000円の増額となっております。

この理由としましては、令和６年度の10月から、内国為替制度運営費の負担が増えておりまして、振込手数料１件110円に加えまして、内国為替制度運営費としまして、さらに68円の負担が増となっております。

７年度につきましては、１年分の負担が必要となりますので、６年度は半年分の予算でしたが、７年度につきましては１年分の負担となります。

それと、もう一つ、令和６年12月から児童手当のほうが拡充されまして、所得制限の廃止と対象が高校生までになった関係から対象者数が増えたこと、それと、今まで年３回の振り込みだったのが年６回の振り込みになりますので、その分振り込みの件数が増えますので、その分の振込手数料が増額となっているものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　すみません、ありがとうございます。

２点目の児童手当の対象ということなんですけれども、これは、そうすると、どれぐらい増えているんでしょうか。その点だけ。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○会計室長（齋藤幸成君）　会計室長の齋藤と申します。

児童手当の対象者数なんですが、拡充前は大体2,000名ぐらいの対象者数でしたのが、今回増額で、300名ほど増額となっております。所得制限の廃止に伴う方が、たしか90名ほど、それで、高校生までの対象として増えるのが、210名ほどの増加となっております。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　すみません、もう一度お願いします。

○委員長（九山妙子君）　今の答弁をもう一度ということでしょうか。

答弁求めます。

室長。

○会計室長（齋藤幸成君）　会計室長の齋藤です。

拡充前が対象者数が2,000名でして、拡充後が全部で2,300名ほどの対象者数となります。

その内訳としましては、所得制限の廃止で対象となった方が90名ぐらい、新たに高校生が対象となった方が210名ほどとなっております。

○委員長（九山妙子君）　ほかにございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。

佐藤でございます。

２点ほどと思ったんですが、１点は、前段の委員と重複はしているんですが、ちょっとだけ付加して、81ページの振込手数料の増というふうになっているのが、振込件数が４回から６回に増えたとか言われましたけれども、それ以外に、例えば振り込みの対象のものが増えたとか、振り込み、一つの項目のが昨年度よりも増えたとか、そういうのがあるのであれば、ちょっとお伝えください。

それと、もう一点が、庁舎内の全ての課の、コピー用紙とかですけれども、同じ81ページの次の需用費のところですけれども、昨年度は、枚数は減ったけれども単価が上がったので、金額的にはそんなに変わらないというふうにお聞きしたんですけれども、来年度に向けての、６年度をベースにしているんですけれども、その辺は、また枚数はどれくらい減って、来年度はどれくらい、さらに減る見込み、見込みがあってこの数字が計上されているんだと思いますけれども、どのような想定でいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○会計室長（齋藤幸成君）　会計室長の齋藤です。

予算書80ページ、81ページの公金取扱事務手数料の件数についてのご質問ですが、先ほどご説明したとおり、増加する部分につきましては、件数

につきましては児童手当の拡充分でして、金額につきましては内国為替制度の運営費の負担の増となっておりまして、それ以外は例年と同じような積算となっております。

それと、もう一つ、コピー用紙についてのご質問ですが、予算額ということでよろしいでしょうか。

予算の積算の数字で回答させていただきます。令和６年度につきましては、予算上、枚数でいいますと216万2,500枚、これＡ４のコピー用紙になります、の予算を計上しておりまして、令和７年度につきましては、Ａ４のコピー用紙が196万2,500枚で、前年度に比べまして20万枚の削減で積算をしております。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

参考までに、令５、令４の、金額になると、令５から令６、そんなに上がったので変わらないというのは、先ほど申し上げたり、お聞きしましたが、令５、令４と遡りますけれども、今回は20万枚削減という、他の課でも削減していますよという報告があったので、それを取りまとめというところでお聞きしますけれども、２年分も併せてお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○会計室長（齋藤幸成君）　会計室長の齋藤です。

予算額で回答させていただきますが、令和４年度につきましては285万枚、令和５年度につきましては255万枚の予算の額となっております。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、令４から令５で30万枚減、令５から令６で約40万枚、今度、令和６から令７で20万枚、これでよろしいでしょうか。これで最後です。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

室長。

○会計室長（齋藤幸成君）　会計室長の齋藤です。

そのとおりでございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で会計室分の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１３分

再開　午前１０時１４分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

これより、税務課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

では、担当課長から、出席者の紹介をお願いいたします。

○税務課長（伊東高幹君）　改めまして、おはようございます。

税務課長の伊東でございます。どうぞよろしくお願いします。

職員紹介につきましては、自己紹介という形でやらせていただきます。よろしくお願いします。

○税務課主幹（海老原剛章君）　おはようございます。

税務課主幹の海老原と申します。よろしくお願いいたします。

○税務課主幹（小林賢吉君）　おはようございます。

資産税担当の小林といいます。よろしくお願いいたします。

○町民税担当主査（岡安英之君）　おはようございます。

町民税担当主査、岡安と申します。お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　おはようございます。

福澤でございます。

１点だけ質問させていただきます。

予算書の102ページ、103ページの⑸納税推進事業の13節使用料及び賃借料のウェブ口座振替受付サービス利用料が647万円計上されているんですけれども、令和７年度に導入ということで、現在ＰａｙＰａｙなどでも納税とかできていて、大変便利なんですけれども、こちらを導入することによって、何がどう変わるのか、どういうふうに便利になるのか、ちょっとそのあたり教えてください。お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（海老原剛章君）　税務課主幹、海老原でございます。

お答えいたします。

予算書103ページのウェブ口座振替受付サービスの利用料につきまして、こちらの導入で、何がどう変わるのかというご質問でございますけれども、現在、口座振替につきましては、お申込みが、平日の日中に銀行のほうへ出向いて、申込みをしていただくという手続の状況になっております。それをこちらのウェブ口座振替の受付サービスを導入することによりまして、スマートフォンやパソコンから24時間365日、そういった口座振替の受付手続ができるようになります。

そうすることで、なかなか日中、今、銀行に出向いてまで、そういった手続ができないという方も、気軽にそういった口座振替の手続を取ることができるようになりまして、そういったことで、口座振替自体は納税者の方にとりましても、納期限に自動で引き落とされるものでございまして、コンビニ等に出向いたり、スマホで何か操作をしたりするような必要もございませんので、また、基本的には払い忘れというものも生じないということで、町のほうとしましても、口座振替、できるだけ進めていきたいというところがございまして、ただ、今現在、なかなか新規で登録するに当たりまして、平日に金融機関に出向かなければいけないというのが弊害になっているのかなというところがございまして、そこを取り除くという意味でも、口座振替の申込みがしやすいようにということで、こういったサービスを導入するといったものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。ございませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

まず、歳入の関係から……

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員、何点質問か、事前にお願いいたします。

○委員（丸藤栄一君）　何点というかね、大きく……６点。それぞれ細かく言うと６点なんですけれども、まず歳入からなんですけれども、町税の関係で、予算ですので、それぞれ個人、法人、この予算書をどういうふうにして立てたのかという意味で、予算の根拠を示していただきたいというのが私の趣旨です。

それで、個人、法人、それから固定資産税、そ

れから種別割、それから町たばこ税、都市計画と、大きく言ってこの点でお願いしたい。分かりやすく、前年度と比較して結構ですので、そういう意味でも答弁お願いしたいと思います。

それから、今回予算を見ると、ほとんど、法人税にしても個人町民税にしても増額になっています。いろいろ要因もあると思うんですけれども、そうすると、宮代町の令和７年度の町民の所得関係ですよね、どういうふうになっているのか。その点も伺いたいと思います。

それから、歳出のほうでは102ページ、103ページで、今、前段の委員から、新しい新年度の口座振替サービスの導入ということで説明をされましたが、これについては、予算では647万円ということなんですけれども、私たちの予算書で、49ページ、全て含めて689万円ですよね。だとすると、これに係る予算というのは、あとどれを見ればいいのか、その点の説明をお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当主査の岡安と申します。

では、まず、個人住民税、法人住民税、軽自動車税種別割、それから町たばこ税の歳入に至った予算の根拠についてお答えします。

まず、個人住民税なんですが、昨年は定額減税が行われた関係がございました。今年度につきましては、定額減税、一部ございますけれども、定額減税の廃止によりまして、14%増と見込んだところでございます。

続きまして、法人住民税についてなんですが、法人の設置数あるいは移動数等を加味し、また、いわゆるコロナ禍が終わった段階で、法人所得の伸び率などを参考に、増としたところでございます。

軽自動車税につきましても、登録台数などを考慮し、増というところで計上しているところでございます。

また、町たばこ税につきましても、いわゆる売渡し本数などを考慮し、増と見込んでいるところでございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（小林賢吉君）　資産税担当主幹の小林です。

それでは、固定資産税のほうと都市計画税、こちらについて、根拠ということでご質問ございましたので、答弁させていただきたいと思います。

固定資産税のほう、まずそちらからなんですけれども、一応、固定資産税、土地・家屋・償却資産とありまして、土地につきましては、これまでの過去の決算の推移を見ながら、今回については、横ばいのような形での金額のほうを計上させていただいております。

家屋について、昨年ちょっと、大規模な商業施設ができたりとかというのもありまして、少し伸びが高かったんですけれども、今年度はそこまでの伸びが見込めないということで、伸び率をちょっと低めな形、少なめにして、例年の実績を踏まえた形で、新築等を考慮して、増加の形で積算のほうをさせていただいております。

償却資産についても、過去の決算の推移を基に、例年と同等の金額になるような形の積算のほうをさせていただいたところでございます。

続きまして、都市計画税のほうなですけれども、どうしても都市計画税は、固定資産税の評価額のほうに引っ張られてくる部分がありますので、土地につきましては、先ほどの土地の評価のほうと同様、過去の推移を基に、同じような形で積算の

ほうをさせていただいて、家屋についても新築のほうの見込みを加算した形で、積算のほうをさせていただいたところでございます。

以上で、固定資産税、都市計画税の積算の見込みにつきましては、このような形で積算をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当主査の岡安と申します。

個人住民税の所得の関係についての質問についてお答えいたします。

所得ごと、給与所得、事業所得、いわゆる営業、不動産ごとの所得の比較というのは、すみませんが、統計上行っておりません。しかしながら、定額減税が終わったということ、それから納税義務者が増加傾向にあるということ、企業業績等の回復によりまして、給与所得、いわゆる賃上げというものが給与所得に影響しているのかなと見込みまして、個人所得、個人住民税につきましては、増と見込んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　主幹。

○税務課主幹（海老原剛章君）　主幹の海老原でございます。

予算書102、103ページのウェブ口座振替受付サービス利用料の予算額と、私たちの予算書49ページの、こちらの経費等のほうの差額の分ということでございますが、こちらにつきましては、私たちの予算書のほうには、今回のウェブ口座振替受付サービスを導入するに当たりまして、その中で、学童保育料もその中に含める予定でいるんですけれども、そちらが今現在、埼玉りそな銀行のみが口座振替対応となっておりまして、それを今回のサービスの導入に当たりまして、対応する金融機関を何行か増やす予定がございます。

その中で、今、口座振替取りまとめサービスというサービスがあるんですけれども、そちらのほうに金融機関を追加する費用が発生してきます。その分が差額分になりまして、費目としましては、予算書102ページ、103ページの委託料ですね、口座振替委託料の中に、その差額分が入っているような形になります。その金融機関のテスト費用ですとか環境構築費用とかの分が、この差額分ということになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁いただきましたが、大ざっぱな話は、１日目というか、課長のほうから説明はされています。ここは予算委員会なので、もう少し、私が質問しているのは、具体的にこういう予算づけの根拠という、そういう意味で聞いていますので、私は、これまでもずっとそういう形で聞いていますので、本来資料等で出してもらえば、それはそれでいいんですけれども、そういう意味で質問していますので、もう少し具体的に答えていただけますか。

例えば、固定資産税だったら、この部分がこういうふうに増えたとか、それから車の関係でも、第１種、第２種それぞれ、ここでは数字、１台につき幾らというふうになっていますけれども、台数だって変わっていますでしょう。だから、その辺の数字も兼ねて、お願いしたいと思うんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（小林賢吉君）　資産税担当主幹の小林です。

すみません、それでは、具体的にということで

したので、ご説明をさせていただきたいと思います。

すみません、土地と償却につきましては、ちょっと具体的なというか、これまでの実績をベースに積算させていただいたので、具体的な部分というのがちょっと出しづらいんですけれども、家屋につきましては、一応、固定資産税、家屋の場合、新築・滅失というのがあって、当然そこで動きが出てくるんですけれども、昨年度、ちょっとお話ししたように、大きい資産が、店舗経営ができたりしたのがあったので、大きく動いたところがあったんですけれども、今年度、そういった目立つような、来年度ですか、目立つような建物というのが、ちょっと今回、マンションのほうも建ち上がってしまいましたので、新たにこれからできるという見込みができませんでしたので、今回家屋のほうで、固定資産税、都市計画税ともに共通する部分ではあるんですけれども、一応住宅のほうが、100件以上は新しくできるんじゃないかということで、そちらの件数を見込んで、一応今回、固定資産税のほうは、家屋のほう、積算のほうをさせていただいております。

あわせて、固定資産税のほう、固定資産税だけなんですけれども、固定資産税については都市計画税と違って、新築家屋の軽減措置というのがございます。新しい建物を建てると、３年たつと固定資産税の課税が戻るというのがあるんですけれども、そちらの軽減が切れる建物というのも当然出てきますので、その分の建物について、10棟程度あるんじゃないかということで考慮させていただいて、今回の数字のほうを積算させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当主査、岡安と申します。

軽自動車税の歳入に至った見込みについて、具体をお答えいたします。

まず、第１種につきましては、減を予想いたしました。具体を申しますと、816台に対して791台という見込みを立てたところでございます。

第２種、甲種なんですが、328台に対し313台ということを見込み、減としたところでございます。第２種の乙種につきましても、こちらは増ですね、75台に対し84台の登録を見込み、微増としております。

小型特殊、いわゆる農業等の小型特殊につきまして、こちらは減と見込みまして、777台に対し765台を予想したところでございます。続いて、小型特殊、いわゆる農業を除いたものについてなんですが、31台ということで、前年比増ですね。前年は28台を予想したんですが、今回は31台ということで予想いたしました。

続きまして、軽の二輪、125cc超の250cc以下のバイクについてなんですが、373台に対し395台を見込み、増としております。

次に、軽四輪の貨物、営業用車両についてなんですが、こちらは前年９台に対し、今回６台を見込み、したところでございます。

また、軽四輪の営業については、こちらが、やはり増ということで見込んでおります。

続きまして……

〔何事か言う人あり〕

○町民税担当主査（岡安英之君）　数字については、およそ１台ですね。

○委員長（九山妙子君）　後で、個人的に聞かないでください。

○町民税担当主査（岡安英之君）　次に、軽四輪の貨物、いわゆる自家用なんですが、こちらにつき

ましては、およそ630台ですね、506台に対し630台の見込みを立てております。

続きまして、軽四輪の乗用自家用車両についてなんですが、こちらにつきましては、3,822台ということを見込んでおるところでございます。

続きまして、二輪の小型についてなんですが、いわゆる250ccを超えるバイクのことなんですが、433台ということで、前年444台に対し増と見込んでおります。

続いて、ミニカーについてなんですが、前年21台に対し、34台の見込みを立てております。

ボートトレーラーについてなんですが、こちらは10台、こちらは変わらずということを見込んでおります。

それから、いわゆる特定小型原動機付自転車、こちらについては、10台の見込みをつけているところでございます。

今回、６年度の賦課決定日から、こちら計上するまでの登録台数を加味し、このように計上、予想したところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　主査、今の数字で増と言ったところで、数字が分かったら、今答えてください。

○町民税担当主査（岡安英之君）　先ほど、増ということで申し上げたんですが、すみません、同じく１台、軽四輪乗用、営業用だったでしょうか、１台ということで計上のほうしております。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それで、今回、特に地方税の税制改正で大きく変わったところ、その辺もお聞きしたかったんですけれども、再々々になっちゃっているので、聞いたことについてはそのとおり、質問の仕方が悪かったのか、申し訳ないんですけれども、お願いしたいと思います。

特に変わったところ、それから、二輪車の車両区分の見直しということで、軽自動車税種別割で、これが気になるんですけれども、資料では要求しましたので、総排気量が125cc以下で最高出力4.0キロワット……

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員、資料の何ページか言っていただくようお願いします。

○委員（丸藤栄一君）　ごめんなさいね。

総務文教委員会の、さらに税務課の中の２ページ真ん中辺りに、二輪車の車両区分の見直しとあるんですけれども、これによると、以下に制御したバイク、新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円、50cc原付と同額とするということなんですけれども、この辺のことについても。どういうことなのか、ご説明をお願いしたいと思います。

これについては、４ページにも書いてありますけれども、ですから、私が言いたいのは、こういう国の税制関係の改正によって、宮代町がどういうふうに影響受けるのか、その辺をお聞きしたいと思って質問しています。

それと、宮代町の、先ほど賃上げの影響等々もあると思うんですけれども、宮代の納税者が新年度は増えるのか、減っていくのか、そのあたり、それらから、法人についてはどういうふうになっていくのか、その辺の見通しも含めてお願いしたいと思います。

それで、町としては、こういうふうな状況になって、町税は全体的には増えていますよという税務課の説明があれば、なるほど、地方交付税は、じゃ町の税が増えていけば、当然、地方交付税は減っていくんだけれども、そういう意味では、どういうふうになるかというのは大事なところなので、ぜひその点もお願いしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長、伊東です。

まず、税制改正の概要について、私のほうから説明させていただいた後に、所得割ですとか均等割のかかる、お願いする納税義務者の見通しですとか法人の数については、担当の岡安主査のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願います。

まず資料、税務課のほうで作成させていただきました予算特別委員会の資料の１ページに税制改正の概要があって、これについては現在、国会においても地方税法の改正等については、まだ審議中でございまして、年度内に成立するかどうか、まだ見通しが立っていない状況ですけれども、現在示されている案ということでお示しをさせていただいたものでございます。

まず、所得課税に係る、いわゆる個人住民税につきましては、今年度、７年度分については、特段の影響がないというところで整理がされてございます。ただし、先ほど岡安主査のほうから説明させていただきましたとおり、６年度については定額減税が行われておりましたが、その終了に伴いまして、宮代町のボリュームですと、当時１億5,500万円というのが定額減税分がありましたので、その部分が回復するといったところの金額になります。

また、昨年の厚生労働省が行った賃金の状況の資料を見ますと、７月、８月に行われた調査ですけれども、大体賃金上昇の平均というのの割合が４％程度だというふうに出ていますので、その所得の向上４％を加味して、今回、個人住民税を見積もっているという、現年課税分については見積もっているという状況でございます。

話戻りますけれども、あくまでも個人住民税については、本年度は税制改正の影響はほぼ受けないというところで、ご理解いただければというふうに思います。

また、２ページ目になりますけれども、先ほど二輪車の４というところ、車体課税の二輪車の車両区分の見直し、これについては、昨年、排ガス規制が強化されることに伴いまして、現在販売されている50ccのバイクの販売が終了する見通しとなって、一方で、そういった生活利便を支えるようなバイクというのは非常にニーズが高いということもありまして、こういった車両区分ができた上で、課税区分をどうするかということについて昨年議論があって、ここに決着を見たというところでの区分の新たな創設ということになりまして、この区分についての税率というのが、第１種と同等の2,000円に落ち着いたといったところで、販売の開始というのは、どうも４月以降になりそうだというような話はあるんですけれども、新しい区分の税率区分としては2,000円で落ち着いたといったところで、こういったところを考えますと、第１種の、予算書の17ページになりますけれども、町税軽自動車税種別割の第１種というところに含まれる、ここに歳入概要のところを見ていただきますと、米印で新基準原付を含むといったところで、販売の開始がちょっと見通しが立っていませんので、４月１日に所有される方が出るかどうか分からないという前提はありましたけれども、ここの中に米印としては、一応可能性がありますので、含ませていただいていると。

ただ、台数の増加というのは、なかなか見込みが立ちませんので、現状としてはそこは反映できていないというところで、現在の登録台数と過去の伸びを勘案させていただいて、先ほど申し上げた台数を計上させていただいたといったところが

概要になります。

固定資産税については、特段、特例の部分が延長されるというところで、そこまで件数がありませんので、そういった影響はないというところで、今回の地方税法の改正に伴う宮代町への町税の影響というのは、ほぼないというふうに見ているといったところです。そのため、これまでの経年変化を反映させていただいたというところが主たる町税の要因でございまして、所得割については、個人の住民税につきましては、先ほどの所得の伸び、４％程度の伸びを見込んでいるということもありまして、それを反映している。あとは法人の回復ですとか、固定資産税の基準年度からの２年度目になりますから、土地の少しの上昇ですとか家屋の立地状況、そういったところでの上昇といったところ、また軽自動車税については、登録台数の増といったところで、町税全体については伸びているというふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当主査、岡安と申します。

個人住民税の所得割、また法人住民税の、どのように積算についての、重複となるかもしれないんですが、個人住民税につきましては、やはり納税義務者が増になっている、過去の平均の増減率等を加味し、増になるのではないかということで予想したところでございます。

また、所得割につきましても、やはり過去の平均伸び率などを混ぜますと、約3.3％の増が予想されるのではないかというところで、所得割の増という形で、個人住民税も増加になると見込んでいるところでございます。

法人住民税についてなんですが、法人の設置数、推移などを見ますと、増加傾向、直近の数字ですと33、昨年度の見込みの中では33の事業所を予想したんですが、今回は37の事業所が予想されるのではないかということで、４法人増加するのではないかというところで見込んでおります。

また、法人所得の申告額などを見ますと、やはり改善傾向が見られることから、令和４年から６年と、過去３か年の数値のほうを加味し、７年度については増と見込んだところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

５点になるかな、ページ数、ちょっと前後しますけれども、お尋ねいたします。

まず、20ページの、前段の委員からもちょこちょこ出ましたけれども、たばこ税がアップということで、売渡し本数というのを基準にされているということですけれども、結構なアップになっていますけれども、直近３年ぐらい、どのような推移になっているのかというところをお尋ねします。

あと、僕、ちょっとこの辺が不勉強で申し訳ないんですけれども、税率がこの３年ぐらいで上がったりとか、来年度上がるとか、その辺で数字が上がっているのかどうかも分からないので、そこのところをお願いいたします。

次に、先ほどの総務文教委員会資料の３ページで、検討事項等というのがあります。これの一番下に、屋外分煙施設等の整備・促進というのがございまして、これからの検討事項等という６番となっていますから、検討するんでしょうけれども、これは検討するに当たり、予算のほうで、ちょっと僕が見つけられなかったか分からないんですけ

れども、例えば、どういう有識者に聞いたりとか、そういう会議を行ったりとか、いろいろやるんであれば、予算書のほうに反映されるんですけれども、それが見つからないので、どうような形で行っていくのか、ただ書いただけなのかどうかというところを、分からないので教えてください。

次に、今度は予算書の103ページ、口座振替、前段の委員のところでもありましたが、この辺は、ほかにも納付方法、納税方法といたしまして、口座振替とか、今までの、ほかにもコンビニとかありますけれども、これはウェブ口座に関しましては、来年度から導入というお話でありました。

これまでの、もともとというか、昔は紙ベースの、郵便局とか銀行とかに行って支払うというふうなのがもともとあり、その後、コンビニ等がありましたけれども、去年というか今年度までは、ウェブ口座がないので、ネット関係はコンビニ納税がメインだとは思いますが、ＰａｙＰａｙもありますけれども、コンビニ等のネット関係での納税者数、実績の伸びている、私もＰａｙＰａｙあたりも使っておりますが、その伸びの進捗というのを、どのようになっているのかというのをお示しください。

また、同じページのウェブ口座、前段の委員とも同じ項目ですけれども、ウェブ口座振替受付サービス、これ、りそな銀行からだけと、先ほどお話がございましたが、りそな銀行からさらに広げていくというのは、いつ頃を想定しているのかというのと、あとウェブ口座、これ初めて、新規導入ですから初めてですけれども、これの射程はどの辺になっているのかというところもお願い、全ての今まで扱っていたようなところプラス、何か新規にウェブで、今まではウェブじゃなかったのをウェブで扱うようになりましたとかというのが、もしもあるようであれば、それをお示しいただきたいと思います。

最後に、税務課所管としての新規の事業というのが何かあれば、今回のこれは、納税推進事業の中にウェブ口座のは入っておりますが、事業名というふうになっていなくてもいいんですけれども、こんなものが新規にありますよというのがもしもあるようであれば、お示しいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長、伊東です。

まず、税務課のほうで計上させていただきました予算特別委員会資料の３ページにあります検討事項等でございますけれども、検討事項等の一番最後の部分、屋外分煙施設等の整備・促進というところの内容でございますけれども、まず、この１ページから３ページまでの資料につきましては、宮代町が作成した資料ではございませんで、１ページの一番上、見ていただきますと分かるとおり、総務省が令和６年12月に作成したものということで、まずご理解をいただきたいと思います。

そうした中で、地方税の検討に当たって、検討事項等として当たっているものが、先ほど申し上げた、委員からお話のあった屋外分煙施設等の整備・促進というのがそのうちの一つですということになっておりまして、宮代町で検討している事項ではないということです。

これは、何でこういうふうに書いてあるかと申しますと、地方たばこ税というのは地方の自治体にとって、一定程度の財源として役割を果たしていると。要はたばこを吸う方が、納税義務者になりますけれども、そういった方が継続的にその地域の中において吸う環境を整えていただくということが、地方たばこ税の安定的な確保につながる

といったところが、ここの中に書かれているという意味でございまして、そういった趣旨もあるから、地方自治体においては分煙施設等の整備に当たっても、たばこ税を活用してやってはどうかといったような趣旨が書かれていると。そういった点において、検討してくださいよといった事項になっているということでございまして、これは地方公共団体に対する国からのメッセージというふうに受け取っていただければよろしいのかなというふうに思います。宮代町で検討している事項ではないということで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（海老原剛章君）　主幹の海老原でございます。

ウェブ口座振替受付サービスにつきましてのご質問に関しまして、コンビニですとか、そういったネット関係の納税者数の伸びの進捗ということでございますけれども、納税者数ではちょっと資料を持ち合わせていないんですが、件数といたしましては、コンビニの納付につきましては、６年度上半期の分までしかないんですけれども、昨年、５年度と６年度の上半期で確認いたしますと、コンビニ納付につきましては、昨年度に比べまして95％ぐらい、今年度は伸び率ということで、若干減っているというようなところでございます。

口座振替につきましては、こちらは令和４年度と令和５年度の比較になりますけれども、こちらの利用件数につきまして、特別徴収を除いた町民税の普通徴収と固定、都市計、あと軽自動と国民健康保険税、こちらでの割合になりますけれども、全体のうちの、４年度は33％が口座振替で、５年度につきましては32％ということで、こちらも若干減っているというような状況でございます。

続きまして、先ほどのりそな銀行だけを広げるのはいつ頃かというようなご質問ですけれども、こちら、先ほど申しましたのは保育料と学童保育料の関係でございまして、そちらにつきましては、現在、口座振替をしておるのが埼玉りそな銀行の１行のみというところで、こちらを５行、５つの金融機関程度に広げる予定ということでございます。そちらにつきましては、ウェブ口座振替受付サービスを導入いたします、一応目安として、10月からを今のところ予定しております。

それとあと、ウェブで扱うようになった、今回のこちらのウェブ口座振替受付サービスで取り扱う予定のものが４税ですね。町・県民税、固定・都市計画税と軽自動税と国民健康保険税、これに加えまして、介護保険料と後期高齢者医療保険料、そちらと学童保育料と保育料になります。こちらを一応、ウェブの口座振替受付サービスのほうで取扱いをする予定となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当主査、岡安と申します。

町たばこ税についての質問についてお答えします。

過去３か年の売渡し本数と、それから増減率等なんですが、３年度につきましては、売渡し本数が2,839万5,797本、４年度が2,949万1,363本、５年度が2,890万5,020本でございます。６年度については、まだ途中でございますので、集計していないんですが、この３か年を見ますと、やはり増加、伸び率でいいますと増加しているということがございます。

確かに健康増進等あるんですが、やはり売渡し

本数等を見ますと、民間のイベント等によって、一時的に増加しているということも承知はしているんですが、平均値で見ますと、やはり増加ということを見ておりますので、今回、本数につきましても増によるというところで、対前年比増と見込んだところでございます。

また、税率についてなんですが、たばこ税につきましては、1,000本当たり6,552円ですので、１本当たり6.552円という税率でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　税率については変わっておりません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

新規事業があるかどうかというご質問だと思いますけれども、あくまでも税務課のほうで、納税推進事業といのは過去から行われていて、その中でウェブ口座振替受付サービスを開始させていただきたいということです。

最初の委員からもご質問ありましたので、少し説明をさせていただきますと、現状としては、担当の主幹からも申し上げたとおり、口座振替というのは専用の用紙を金融機関にお持ちいただいて、ご本人の確認と印鑑の照合ですとか、そういったことを金融機関の窓口で行っていただくというのが現状のやり方になっていまして、金融機関の窓口が開いているですとか、登録している印鑑を押印いただいてお持ちいただくとか、そういった手間暇が生じてしまうといったところです。それを、一部の金融機関に限ってしまいますけれども、というのは、そのシステムを作る会社以外に、相手方の金融機関にもシステムを構築してもらわなければいけませんので、その金融機関に応じてお金がかかるんですね。データの受渡しの入口と出口を作ってもらう必要があって、大体大きな金融機関ですと、１行当たり100万円から200万円という提示があるんですね。そのため、現状口座振替を展開している13行全てにおいて、それをすることはちょっとできないと、予算的にも難しいので、宮代町の金融機関の窓口を持っているところに限って、まずは始めてみようというところで、埼玉りそな銀行とゆうちょ銀行さん、川口信用金庫さん、過去には窓口がありました埼玉縣信用金庫さん、そして農協といった５つを、まずは始めたいといったところです。

ただ、メガバンクになってきますと、本当200万円から300万円という見積書ももらっていて、なかなかそこまでのお金を投じて、実績を上げられるかというのが分からないので、まずは金融機関の窓口が宮代町の町内にある、もしくは過去にあったところに絞らせていただいて、始めさせていただくということです。

ただし、口座振替というのはどうしても、例えば特別徴収といって、納付方法がご自身で納める方法から、年金からの天引きや給与天引きになる人によって、例えば減ってしまったりとか、あとは保険料によって、例えば遷移があった、国民健康保険から後期高齢者になった、そうすると天引きが始まったりとかするということもあって、入替えが非常に激しい。ただし、若い方が、例えば土地を買っていただいたりとか建物を造っていただいたりすれば、固定資産税をお願いすることになりまして、新規に固定資産税を宮代町にお納めいただくと、その方については口座振替を開始されると。そういった方については、金融機関の窓口で口座振替のお申込みすることなく、ネットで

できる環境があれば、口座振替をお持ち込みいただくことができて、自動的に納付が進んでいくということになりますので、非常に利便性が高まるといったところで、今回、構築には大体半年ぐらいかかりますので、10月の開始を目指しますけれども、そういったところで開始をさせていただくといったところで、納税推進事業、過去からありますけれども、そういったところでの新しい事業を始めさせていただきたいといった提案をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、再質問させていただきます。

今のウェブのですけれども、103ページですね、647万円と、来年度から始まるものという話があって、これ、区分としては使用料及び賃借料となっていますが、令和７年はイニシャルという形も入っているのかなと思いますけれども、令和８年度以降というのは構築の分は入ってこなくて、その場合に必要となるのは、利用料とか、ほかのところでもありますけれども、例えばソフトウエアとか、その辺の利用料とかというのがかかったりとか、いろいろ形態はありますが、そういうのがかかるのか。かかるとして、それは件数ベースとか単位、課金の単位というのは、どのようになっているのかというのをお尋ねします。

また、これのちょっと右のところで、口座振替コンビニ収納及び地方税共通納税システムの利用促進とありますけれども、この地方税共通納税システムというのは既存のものだと思いますけれども、これは何を指しているのかなというところがちょっと疑問なので、お尋ねいたします。

ほかは、先ほどご説明があったので、大体分かりましたが、資料のほうの先ほどの３ページの検討事項等、総務省発というのは、令和６年12月、それは分かりましたが、要はここに出ていることは、メニューとして全部をやる必要はないんですけれども、以前より屋外分煙のことは話に、一般質問でも私もしたこともありますし、都度都度出ているにもかかわらず、そういったのが企画財政でも何でも、ほかの課で出ていないものですから、こういうのを受けて調査とか検討とかを、税務課発でもいいんですけれども、行わないのかという趣旨でお尋ねしたんですが、そこの辺は、このあたりはどのようになっているのかということと、あと先ほどの、僕の聞き方が悪かったらごめんなさい、先に謝っておきますけれども、たばこ税を基にというふうな話があったと思うんですけれども、要は分煙施設等を造るのは、たばこ税が目的税でみたいな形で行うというふうな理解でよろしいのかということをお願いいたします。

あとは、そうですね……あとは細かいところになりそうなので、そこのところは窓口のほうで、後で分からなければお聞きします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

まず、税務課でご提示させていただきました資料の３ページについてでございますけれども、これについては、税務課はあくまでもたばこ税の見通しを立てて、歳入として計上させていただく立場にありますので、屋外分煙施設等についての整備については、お答えする立場にないということをご理解いただければと思います。

それと、先ほどの説明でちょっと漏れていたところがありましたけれども、たばこ税の税率については、今のところ見通しとしては、令和８年度に見直しが行われるといった情報を得ています。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（海老原剛章君）　主幹の海老原でございます。

予算書103ページのウェブ口座振替受付サービス、こちらに関しまして、今年度は、初期導入費用とかある関係で647万円になっていますけれども、来年度以降どうなのかというようなご質問でございますが、基本的には、実際まだ契約結んでいないので、契約会社との関係もあるかと思いますけれども、基本的には、やはりシステムの月額利用料というものが発生します。それとあと、受付を受け付けて、１件当たりというのが、やはりそのシステムの会社のほうと、あと金融機関のほうにも若干手数料が発生しますので、そちらが、その件数に応じて金額が発生してくるというようなことになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　もう終わりです。

ないようですので、以上で税務課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時１０分

再開　午前１１時２２分

○委員長（九山妙子君）　では、少し時間早いのですが、再開をいたします。

これより、町民生活課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から、出席者の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（新井庸一君）　改めまして、こんにちは。

町民生活課長の新井と申します。よろしくお願いいたします。

担当のほうからは自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　皆さん、こんにちは。

町民生活課地域振興担当主幹の加藤と申します。よろしくお願いします。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　こんにちは。

町民生活課主幹で、防災防犯・交通安全・消防のほうを担当している田代と申します。よろしくお願いします。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　こんにちは、よろしくお願いいたします。

交通安全・消防担当主査の長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（髙林優子君）　皆さん、こんにちは。

町民生活課危機管理担当主査、髙林でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。よろしくお願いいたします。

１つの事業で３点質問させていただきます。

予算書の94、95ページ、防災活動事業、私たちの予算書は58ページになります。

１節と８節にある国民保護協議会委員報酬と費用弁償なんですけれども、前年度はこれがなかったんですけれども、この委員についての内容をお願いします。

もう一点が、13節の使用料及び賃借料のＡＥＤ賃借料についてですけれども、前年と比べると、費用が100万円以上増えているんですけれども、この増えた理由をお伺いいたします。

３点目が、18節の負担金、補助及び交付金の中の、予算書にもありますけれども、埼玉県衛星系防災行政無線再整備の負担金ですけれども、この内容についてお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

今、質問にあった３点についてお答えいたします。

まず、１点目、報酬のほうで、国民保護の委員のお話なんですけれども、宮代町国民保護計画というものがございまして、平成23年２月に時点修正をかけているんですけれども、現在に至るまで、更新を図るということがございませんでしたので、その辺の時点修正を考えております。そこで計画に修正を加えた場合、国民保護協議会を開催することになっておりまして、それを予定しておりますものですから、一部委員に対する報酬を計上したものでございます。

委員のほうでございますけれども、町の各課の主管課長様と、それ以外に防災といった、そういう関係団体の長の方の構成で、委員のほうを行っているところでございます。

２点目でございますけれども、ＡＥＤの賃借料が上がっているというお話なんですけれども、令和７年度でくらし安全課で管理しているＡＥＤは、合計22台となっております。それで、令和７年度に新たにＡＥＤが、公民館３館、国納保育園、須賀小学校体育館、こちらのＡＥＤ５台分が新たに加わりまして、一括管理することになりましたので、その分含めて、予算計上の増というものがございます。

続いて、３点目でございます。

負担金のところで、埼玉県衛星系防災行政無線再整備の負担金のところで、支出によるものなんですけれども、こちらは、県内の市町村に設置されております、埼玉県と市町村を結ぶ県の衛星系防災行政無線がございます。こちらが機能更新を行うということで、整備に当たりまして、整備費の２分の１を各市町村が負担するということになりまして、宮代町のほうも負担を求められておるものですから、支出するということになっております。

以上でございます。

○委員（小島あけみ君）　再質問はありません。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

私のほうからは１点、予算書のほうが97ページで、私たちの予算書が51ページ、進修館事業なんですけれども、こちらについてお伺いいたします。

質問は、あと防災のほうですね。予算書99ページ……すみません、違いました。95ページでした。

14節の工事請負費、防犯カメラ設置工事費で、今年度新しくつけるのか、どちらにつけるのかお伺いしたいです。

以上、この２点なんですけれども、進修館のほ

うで、こちらの総事業費が3,488万円になっていますが、こちらに内訳のほうが、進修館の維持管理に係る経費が大半だと思うんですけれども、今年度、ＭＣＡから町直轄になって、こちらのほうの職員、どのような形になったのか。職員何人で、ＭＣＡからそのまま職員さんが異動しているのか、新しい人は取るのか、職員が何人になったのか、お伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹、加藤でございます。

予算書97ページ、私たちの予算書51ページ、進修館管理事業で、3,488万円の内訳でございます。

こちらについては、施設の保守が約1,200万円ぐらいで、残りの電気代とか光熱水費、それが1,300万円程度で、施設の維持管理に係る金額が2,469万円となります。

その他の、今、会計年度任用職員ということで募集をかけてございます。その人数が、８人採用をする予定でございます。そのほかに、職員が５人、事務局として詰める予定になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

防犯カメラの設置について、どこにつけるのというご質問だったと思うんですけれども、こちら、令和７年度の防犯に係る取組として、とても大きな事業であると認識しております。

防犯カメラの設置場所でございますけれども、設置する場所は、町内駅３駅のロータリーといいますか、改札、駅の開かれている場所ですね、改札口、開かれている場所、それと新しい村、総合運動公園、はらっパークを予定しております。

そちら、選定した理由なんですけれども、不特定多数の利用者、人通りがあるということと、オープンで開かれた場所、夜間など人の目がなかなか行き届かない場所、こういった場所を選定したという理由になっております。

設置する台数について、ここで説明させていただきます。

駅前として開設している場所につきましては、各２台を設置する予定であります。新しい村、総合運動公園、はらっパークにおかれましては、各３台、合計19台を設置する予定でおります。

ただ、まだ現地調査、そういったものが行われておりませんので、現地調査をやった結果、既存の防犯カメラがここにはついているから必要ないとか、そういったものが出てくるかもしれませんので、そういったときは流動的に対応して、設置場所をいろいろ工夫していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　それでは、再質問させていただきます。

進修館のほうなんですけれども、維持管理費用なんですけれども、かなり老朽化も激しいと思いますので、どういったところに一番重点を置くのかということをお聞きしたいのと、あと職員の方、８人と５人ということでしたが、ちょっと先ほど私のほうの質問の中にあったんですけれども、ＭＣＡさんからどれだけの方が移行するかによって、かなり、引継ぎがうまくいくかどうかというところにもかかってくると思うんですけれども、そのあたりどうなっているのか、教えていただけるようであれば、教えていただきたいです。

防犯カメラのほうはかなり増えるようで、すごく安心したんですけれども、前から姫宮駅の西口であるとか、そういうところが結構危ないということを聞いていたので、姫宮駅の駐輪場のところというのは今現在ついているのか、そちらをお聞かせいただければと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

先ほど、施設の老朽化ということでお伺いしました。こちらにつきましては、令和７年度に進修館の地上式消火栓交換工事と防火シャッターの取替え工事ということで、老朽している施設について修繕する予定でございます。

こちらについては、消火栓につきましては、消防点検の際に水圧をかけたときに漏水が判明したということと、防火シャッターの取替え工事につきましては、こちらは、２階のロビーの畳コーナーと桟敷席に行く間に大きい防火シャッターがあるんですが、こちらについては、進修館開庁以来45年、一度も修繕したことがなくて、そちらについて、耐用年数が随分過ぎていますことから、今回計上させていただきました。

あと、職員体制の事務局５人と会計年度任用職員８人ということで、中には、現在ＭＣＡで働かれている方が募集はされている状況でございます。引継ぎにつきましては、今ＭＣＡサポートセンターと、４月１日からの直営管理に当たりまして、円滑に事務が行えるように引継ぎ中でございますので、一番気をつけなくてはいけないのは、現在貸館として町民が利用されている施設について、事務局のほうでちゃんと迷惑がかからないように運営することだと思っていますので、その先の今ＭＣＡサポートセンターがやっている事業につきましては、徐々に慣れさせていくということで考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

姫宮駅西口の駐輪場のカメラはどうかという質問だと思うんですけれども、こちらは自転車等の盗難、そういったものと、あといたずら、そういったものを警戒するために、防犯カメラ４台を設置してございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　防犯カメラは、それだけつけていただいていたの、すみません、知らなかったので。でも、大分改善されてよかったと思います。

あと、それ以外にも結構、今っていろんな犯罪が起こると、確認するときに、動いていく先々に、例えば駅前からどう進んでいったかみたいので、追っていくと思うんですけれども、そのような形で町内に設置されているのかということをお聞きしたいです。

あと、進修館に関しては、引継ぎがうまくできるように配慮していただいているとは思うのですが、何分にも１年早くＭＣＡさんが撤退されたということで、働いている方もかなり動揺があるのではないかと思いますが、そのあたりの町としての配慮というか、そういうものがあったかどうか、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

先ほどの委員の質問は、カメラの方向性というか向きに関するご質問だと思うんですけれども、現在、公共施設に設置されている防犯カメラというのは、施設の中を照らすような形でカメラ設置されているんですね。施設の中で何かいたずらとか、そういったもの、犯罪があった場合の管理といいますか、監視というところで、中を向いて設置されているものが多いです。

来年度つける防犯カメラについては、中に向けるのではなくて、なるべく外に向けるような形で設置をしたいと考えております。というのも、誰が来るのか、誰が出ていくのか、どういったものを持ち去っていくのかとか、そういった監視の目を外に向ける形で、そういったカメラの向きについても工夫して設置していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

１年早く町のほうへ管理が移管されたということで、今、ＭＣＡさんのほうで働いている方については、実際に町のほうから、我々のほうからちょっと声かけさせていただいて、募集に参加していただくような配慮はさせていただいたんですが、一部、今、午前中から清掃員ということで、ＭＣＡで従業員で働いている方はいるんですけれども、そちらについては全体の総合管理の中でということで、日常清掃については、仕様を組んで入札とさせていただきましたので、清掃については、清掃で今働かれている従業員につきましては、来年度以降はちょっと不透明ということになります。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

大きく２点質問をさせていただきます。

予算書の96、97ページ、防災コミュニティ促進事業について、何点か質問をさせていただきます。

こちらの防災マスター講座なんですが、今回、防災について、防災訓練の方法など大きく変わるということで、ご説明は受けているんですけれども、マスター講座についても、前年どおりのものなのか、変わっていくのか、そのあたりのことを伺いたいんですが。

というのも、防災・防犯マスター講座、とてもいい内容をやっておるので、多くの方に知っていただきたいというところでいうと、講師の先生のお話というのは多くの方に聞いていただきたい、講演会形式というのも、以前も、そういうのができないのかなということをお伺いしたことがあるんですけれども、防災マスター講座の中での講演会を町民の方も聞けるような、そういう設定にしてやったらいいんじゃないかなと思うんですが、このあたりの来年度の構想みたいなことを、もしあればお伺いしたいです。

次に、２点目は、同じく96、97ページの進修館管理事業についてお伺いいたします。

こちら、歳入のほうで、27ページの使用料について、一応600万円ということで出ているんですが、この積算で、今までの使用料との比較も含めて、どういう積算なのかというのをまずお伺いをいたします。

進修館管理事業についてなんですけれども、私たちの予算書の51ページにも、利用案内というところで出ているんですが、進修館の２階については、オープンにする時間というのは、今は６時までということになっているんですが、そこは変更

があるのか、まずお伺いをいたします。

２点目なんですが、施設の長寿命化に向けた改修工事ということで、今、防火シャッターなどということでご説明あったんですが、その他の修繕する場所もあると思うんですが、来年度予定しているところがあれば教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹の田代でございます。

防災・防犯マスターの内容ということだとお伺いしているんですけれども、まずマスター講座なんですけれども、全６回にわたりまして、防災・防犯の基礎を学んでいただく場として用意してございます。

講師のほうなんですけれども、防災士や宮代警察署などの専門職の方が講師に来ていただいて、受講していただいております。

確かに例年、マンネリといいますか、受講している内容が、代わり映えのないというか、そこで、今年度新たに加えたものがございまして、埼玉県の防災学習センターに視察に行って、実際に埼玉県の方から受講していただいて、あの施設には防風の設備とか、あとは地震、そういった体験できる施設があるものですから、好評いただいているところでございます。こういった、実際に新しい施設に行って見学する、体験するということもいいことなんじゃないかなと思って、そういったものも取り組みながら工夫していきたい、メニューを変えていきたいと考えているところでございます。

もっと多くの方に知っていただくというか、受講するべきものも必要なんじゃないかという質問なんですけれども、以前、防災講演会ということで、進修館の大ホールを使って、防災に関わる天気予報士の方ですとか、防災に関わる先生を呼んで、広く講演会などをやっていた時期がございます。今、それが休止といいますか、やっていない状態もありますので、そういったものも視野に入れながら、来年度、くらし安全課に変わるものですから、何かいいものができればなというところで、変化を考えながら対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

予算書96ページ、97ページ、あと予算書27ページの来年度の進修館の使用料の積算でございます。

こちらについては、令和６年度の、今現在ＭＣＡが管理している状況の実績で、600万円と積算させていただきました。こちらについては、大変こちらの事情なんですが、撤退ということが確定したのが１月の中旬ということもございまして、当初、指定管理料3,400万円ということで一括計上していた予算について、個別に一般会計でばらすような形で計上させていただきましたので、ちょっとこのような形で、今年ベースということで積算というか、実績ベースで計上させていただきました。

私たちの予算書51ページの進修館の２階ロビーのオープン時間が、今現在、18時までとなっていることでございます。こちらについては、今現在、指定管理者のほうに聞き取りを行ったところ、実際に人員が夜の部で割けないということで、２人で回しているということでしたので、それであれば、２階までカバーすることがちょっと難しいのではないかということで、今現在は18時で閉まっています。

ただ、来年度につきましては、職員と、それプラス会計年度任用職員でシフトを組んで管理することになりますので、令和７年度については、そこについて検討させていただきます。６時以降もオープンしていただきたいという意見があったということで、ちょっとそこについては善処させていただきたいと思います。

改修工事、その他の工事があればということなんですが、令和７年度について、大きなものについては、地上式消火栓と防火シャッターということだけなんですが、今後も設備の老朽化というのがだんだん進んでいきまして、いずれ建物自体、軀体自体も手をかけていかなくちゃいけないということもございますので、今後についても毎年、順番をつけて修繕していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　５年と６年の実績が抜けているようなんですけれども。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　じゃ、引き続き質問お願いいたします。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

よく分かりました。

まず、防災コミュニティ事業についてなんですが、今いろいろと、マスター講座だったり講演会、ご検討されているということで、承知をいたしました。

防災については、やはり新しい情報がどんどん更新されていることもあるので、現場を知っている方のお話をまず、防災訓練で体験もいいんですけれども、意識を変えていくというところでは、そういう現場の方の、実際に行った方のお話を聞くということもすごく大切だと思うので、ぜひそれは進めていただければと思います。

それから、その予算というのはないようなんですが、実際そういった講演会ができるのかというの、もう一回確認でお願いいたします。

次に、進修館のことについてはよく分かりました。進修館の２階についても、これからご検討いただけるということで、やはり高校生とかが勉強していて、６時に帰らなきゃいけないとか、そういう場面も何回も見ているので、そういう方の居場所の一つになっているので、ご検討いただければいいのかなと思いました。

その一方で、やはり進修館の方からは、２階を何で６時までにしたかというところでいうと、すごく使い方の悪いような事件というか、そういうことが結構あったということで、仕方なくそういうことになってしまったということなんですが、２階に防犯カメラなどは、やっぱり目が届かないというところでいうと、どこからも入ってこられるということだったりとか、そういう観点から、防犯カメラとかは２階についているのか、もう一回確認をいたします。

それから、修繕についても承知をいたしました。

じゃ、その点だけお願いします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課主幹、田代でございます。

防災コミュニティ促進事業の中で、講師に対する費用とか、そういったお話だと思うんですけれども、予算としては報償費を持っております。こちらは、講師を外部の方に委託した場合、報償としてお支払いするものでございます。

ほかの予算としては、あと需用費、これは講演会とか、そういったものを開催した場合にかかる事業用品とか。そういったものを購入する代金と

して充てているんですけれども、やはり外部講師となると、講師に対するお金のほうが随分、講師のレベルによってなんですけれども、費用がかかってくるというのは認識しております。ですので、なるべく、同じ防災に関わっている県の職員の方ですとか国の職員の方、例えばなんですけれども、熊谷地方気象台、こういった専門の方を呼ぶと、業務の中で来ていただけるものですから、費用がかからないと。そういったところを工夫しながら、なるべく費用がかからないように、そういった展開をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹、加藤でございます。

塚村委員の言われた２階ロビーで、いろいろな管理上で、以前２階の一部の壁に落書きがされて、ＭＣＡのほうで施設にそういう貼り出しをしていた時期があったんですが、落書きと、あとトイレに、用便器にカードゲームの袋が大量に投棄されていたということなどがございまして、２階のロビーまで、夕方の時間から管理するのはちょっと難しいということで、今現在は18時以降は閉めております。

２階のロビーにつきましては、ＭＣＡが持込みで防犯カメラはつけてあるんですが、いかんせん全てをカバーできるようなエリアで、範囲でつけているわけではございませんので、どうしても死角ができてしまうというところで、ちょうどそこの死角の部分に落書きがされてしまったということがありました。ですので、２階のロビーには防犯カメラはついてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

最後に、防犯カメラの死角もあるということなので、これからつけていくのかというところだけ、お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

現在ついている防犯カメラについては、ＭＣＡが自己負担で、管理上必要だと思ってつけていたものでございます。実際、そのカメラについては、町としては移管を受ける予定でございます。

ただ、新しい防犯カメラについては、町の予算で来年度以降、令和７年度は計上してございませんので、今後そういった管理に、令和７年度からまた町管理に10年ぶりに戻るわけですので、今の状況に合った管理をするときに、防犯カメラが必要であると判断した場合については、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

確認等を含めて６問、質問させていただきます。

まず、予算書90、91ページになります。

⑴交通安全対策事業、この中で14節工事請負費、道路標示等工事費、これが141万8,000円、これにつきまして、前年度に比べて77万円ほど少なくなっているんですけれども、なぜ少なくなっているかということをお伺いいたします。

その下の百間・和戸地下道施設等環境改善工事費、これが701万円という形なんですが、これ、百間と和戸の地下道に対して、町民の方から、何かそういう不具合があったとか、そういったのが

あって、改善をしていくのかどうかということと、この予算の百間と和戸の振り分けを教えていただきたいと思います。

それから、予算書94、95ページで、一番上の14節工事請負費で防犯灯設置及び修繕工事費、こちらのほうが126万5,000円で、これも前年度と比べて72万円ということで、やっぱり少なくなっているんですけれども、これについても、見積りが少ない訳ということをお伺いいたします。

それから、その下の防犯カメラ設置工事費のほうなんですが、先ほど、新しい設置は19台とお聞きしたと思うんですけれども、例えば３駅ロータリー各２台として、新しい村は各３台ということだと、何か数字的に割り切れないなという気がするんですが、その点について、ちょっとお伺いいたします。

それから、予算書96、97ページ、⑶防災コミュニティ促進事業、こちらのほうの18節負担金、補助及び交付金の中で、安心・安全まちづくり推進事業補助金、防災ですね。こちら、６年度の実績として、どのような補助をされたのかということをお伺いいたします。

そして、最後なんですけれども、96、97ページの進修館管理事業、この中で今回、12節委託料になるんですが、館内清掃委託料、こちらのほうは、どのように決定されたのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩といたします。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　０時５８分

○委員長（九山妙子君）　ちょっと時間早いですが、再開いたします。

引き続き、町民生活課の質疑を行います。

答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

予算書96ページ、97ページ、進修館管理事業の委託料でございます。こちらにつきまして、清掃委託料の積算についてのご質問でございます。

こちら、内容につきましては、日常清掃ということで、進修館が開いている359日間、それに、清掃員責任者Ａを１人で359日、１日６時間、朝７時半からＰＭ２時半までということで、６時間の勤務になります。そのほかに、清掃員Ｂということで、人数が２人、359日、１日４時間、この４時間につきましては、午前中の７時半から午前中の11時45分までということになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課の田代でございます。

交通安全対策事業の中で、工事請負費の減額の部分について、どういうことかというご質問だと思います。

工事請負費の減額部分のご質問ですけれども、こちらは、来年度の道路標示等工事の延長が少なくなったことによります減額となっております。

２点目、地下道の工事について、何か意見があったのかどうかというお話でございます。そちらの工事費についてのお話を伺っております。

町のほうに、こちら、直接意見があったわけではありませんけれども、百間地下道、和戸地下道は、いずれも近くに学校があります。児童生徒の通学というほかに、地域の方の生活道路として利

用されているものですから、地下という状態から、安全に配慮して、今も管理に努めているところでございます。

その地下道なんですけれども、管理をしていく上で、外壁のペンキ、こちらが大分傷んでおりまして、ほかに照明灯の器具も、さびが随分目立つようになってまいりました。こういった管理が行き届いていないと、思わぬ犯罪や事故を招くといけませんので、こういった外壁のペンキと照明灯の修繕を行う工事費の予算をつけております。

その工事費についてなんですけれども、和戸地下道と百間地下道の配分のようなお話なんですけれども、同じ形状の地下道でありますことから、今のところ、２分の１ずつの工事費の負担になるんではないかと考えております。

続きまして、来年度設置予定の防犯カメラ、こちらの台数が、計算が合わないんじゃないかというお話をいただきました。

まず、細かくお話しさせてもらいますと、はらっパークに３台、総合運動公園に３台、新しい村に３台、和戸駅の東側に２台、東武動物公園東西口に２台ずつ、姫宮駅の東西口に２台ずつで、足すと合計19台になる計算になっております。

ただ、今、和戸駅の東側というお話をさせていただいたんですけれども、まだ現地の詳細な調査に入っておりませんので、駅全体とか、そういった公共施設関連の設置状況を確認した上で、和戸駅の西側にもつけられるというような考えができれば、そっちのほうも設置について検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○危機管理担当主査（髙林優子君）　危機管理担当主査、髙林でございます。

３つ目の質問、予算書94、95ページ、防災活動事業の工事請負費の防犯灯の工事費が72万円減っていることについてお答えいたします。

７年度の予算編成のほうなんですけれども、実績ベースで考えることになっておりまして、まず５年度の決算額でございますが、130万7,000円でした。６年度３月５日時点の実績のほうは、委員会資料20ページに出させていただきましたが、77万円でございます。ＬＥＤ化によりまして修繕工事が減っているということを見込みまして、減額した数字でございます。

続きまして、５つ目の質問、予算書96、97ページ、防災コミュニティ促進事業の安心・安全まちづくり事業補助金の６年度実績についてお答えいたします。

まず、防災資機材の購入について、９団体36万2,300円交付しております。それと、防災拠点の整備について、５団体34万5,000円交付しております。それと、防災訓練などの経費について、９団体29万8,600円交付しておりまして、合計22団体100万5,900円でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、91ページ、１問目なんですけれども、そうしますと、延長のためがなくなるから減額になったということでよろしいということで、分かりました。

それから、その下の百間・和戸地下道、町民のほうから苦情がなかったということで安心いたしました。私も、百間のほうは何度も使っているんですけれども、やはり、例えば中間にあるやつが折れていたり、ポールが折れていたりとか、細かく言うといろいろあるんですけれども、あと、水

が少し入っていることがあったりとかあるので、やはりその辺、改善をしっかりと進めていただければと思うんですけれども。

明かりのほうの交換という形になっているんですけれども、これって、ＬＥＤとかにすることができるのかどうかということをお伺いいたします。

それから、３問目、94、95ページになります。防犯カメラ、先ほどは、３駅ロータリーに各２台とか、新しい村に各３台とかという話をされていたので、そうすると、ちょっと台数がおかしいなと思ったんですけれども、細かく言うと、はらっパークとか、そういったところにもあるということで、了解いたしました。

それから、防犯灯設置のほうになるんですけれども、実績が少ないからというふうになっているんですけれども、要望としては、やはり暗いという町民の方の意見が多いんですよ。そういう中で、防犯のために増やしていくべきだと思っているんですけれども、逆に縮小されるというふうになると、ちょっと町民の方たちも納得いかないのではないかなという気がいたしますので、もう少し幅広く対応していただけるように努力していただきたいと思うんですけれども、その辺についてどのようにお考えかを再度お伺いいたします。

それから、96、97ページのコミュニティ促進事業の中の安心・安全まちづくり推進事業補助金、22段階もあるということで、よく分かりました。これなんですが、実は今年度は100万円減っていたわけですよ、来年度は、さらにまた69万円減るということで、どんどん縮小しているということが、安心・安全なまちづくりを考えていく中で、縮小になっていること自体がちょっと心配なんですけれども、それについて、もう少し自治会とかにしっかりと話を持っていただければと思うんですけれども、その辺についてお伺いいたします。

あと、進修館のほうの館内清掃委託料、委託料と書いてありましたので、どちらかに業務委託して、会社か何かにお願いするのかなと思っていたんですけれども、これはそうではなくて、個人的に働いてもらう人の人件費みたいな形で算出されていたということでよろしいのでしょうかということをお伺いします。

とにかく進修館事業といたしましては、前年度が7,755万円ということで、それは駐車場舗装修理工事が4,369万円というのがありましたので、その辺でちょっと多かったとは思うんですけれども、そういう中で今回、今までだと指定管理料が3,385万円あったわけですけれども、それを町のほうで運営していくということで、2,469万円ということで運営費を出しております。その中で、清掃委託料が1,066万円ということで、それを引くと、大体1,400万円ぐらいで運営を進めていくような形になると思うんですけれども、そういう中で、今回辞められた方の中では、委託料に関して、収益が足りない、その分を補わなきゃいけないのが嫌だという話がありました。

町として、進修館のほうのやはり利用者を増やす、そういった努力はどのようにされていくのかということもお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

予算書96ページ、97ページの清掃委託料についてでございます。

こちらにつきましては、すみません、先ほどちょっと漏れていまして、館内の日常清掃が359日のほかに、年に２回定期清掃ということで、フローリングの床面洗浄と窓ガラス清掃のほうが入っ

て1,066万8,000円となってございます。こちらについては、設計は人件費になってきますので、その積算が359日で、清掃責任者Ａが１人、清掃員Ｂが２人ということで、３人体制で実施していきますので、こちらは個人というわけではなくて、積算をするために人工をはじいたものでありまして、これは入札で業者がこれから決定するところでございます。

進修館の管理について、来年度から町のほうで、利用者を増やす努力をどのように考えているかということでございますが、実際、コロナ禍前については、利用料が予算より多少多く入っていたということがございます。その後、新型コロナがあって閉館していたり、ワクチン接種会場に一部なっていたということで、実際に予算800万円程度見込んでいたものについて、およそ200万円ぐらい、今年度については減収してしまったという事実があります。

来年度につきましては、それをマックスの５年前、850万円入っていたときまで戻せるかどうかはちょっと、今後の努力次第であるとは思うんですけれども、具体的にどうしていくということにつきましては、最初に進修館の魅力を最大限引き出せるような広報等をしていって、徐々に取り戻していくように考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　主幹、田代でございます。

まず、１点目の再質問です。地下道の照明灯、こちらはＬＥＤなのかどうかというお話です。

今ついているものは、ＬＥＤの照明灯がついております。ただし、やはり機械のものなので、経年劣化とか年数がたつと、本来の光というのは失ってまいりますので、こちらも照明灯、新しいＬＥＤに交換して、本来の明るさを保つような形で設置してまいります。

２点目なんですけれども、防犯灯の設置について、予算が減額していくと、その辺の新しく設置するものが減っていくんじゃないかとかいったお話なんですけれども、町としては、防犯灯の申請をいただきまして、それを排除というか、却下していくような考えではありませので、ちゃんと現地のほうを確認して、防犯灯の設置検討委員会さんと夜間現地のほうの確認して、そこに必要であれば設置をするという方向で、町のほうも考えを持っておりますので、極力暗いところには防犯灯を設置するような方向で考えております。

３点目の自主防災会の負担金、こういったものも、予算が少なくなっていくと、その辺の活動とか活性化はどうなんだというお話だと思うんですけれども、こちらなんですけれども、来年くらし安全課になるというところで、大きく掲げている柱の一つであるんですけれども、地域の自主防災会に積極的に町のほうが介入、入っていって、活性化を底上げしていこうという考えがあります。

現在、自主防災会は56団体ありまして、町全域を網羅しているような形なんですけれども、ただ、やっぱり自主防災会の高齢化とか、あとは活動自体が、昔から比べると随分と、活動が休止というか、停滞しているような団体も見受けられますので、そういったところに積極的に町のほうが介入していって、一緒に何かやりませんかとか、隣の自主防災組織と一緒に活動しませんかとか、そういったものを声かけをしながら、積極的に活動を増やしていくことによって、補助金のほうも紹介をしながら、こういったメニューもありますので活用してはいかがでしょうかといったものの案内も含めて、介入していきたいと考えておりますの

で、よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

最後の安心・安全まちづくり、97ページになりますが、こちらのほうも、地区コミュニティセンター事業ということで、とにかく進んで会いに行って、話を聞いて、吸い取っていくという姿勢を、今年度進めてこられたと思うんですけれども、さらにパワーアップして行っていただきたいと思いますので、お願いいたします。

再々質問なんですが、１点だけお伺いします。

94、95ページの中の防犯カメラ設置なんですけれども、この防犯カメラ、そうしますと、全部で74台でよろしいんでしょうか。例えば74台あったとして、それをどのような形でチェックされているのか。ただ単に撮っているだけではなくて、どういう単位でチェックの確認をされているかということを最後にお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　防犯カメラの維持管理については、カメラ自体がカード式の記録するタイプなものですから、職員が現場に定期的にパトロールに行って、記録のカードを交換したりとか、そういったところで管理のほうをしております。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　詳しくちょっと、泉委員、お願いします。

○委員（泉　伸一郎君）　私が聞いたのは、チェックですので、例えばカメラを定期的に、そういった撮ったものを誰かが確認しているのかどうかということをお伺いしているので。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　当然、カメラがちゃんと機能しているかどうかというのも必要なものですから、現地のほうに確認に行って、機能しているかどうかも確認しつつ、そのカードを回収してきたときに映像を確認して、あるいは警察のほうから問合せがあったりします。そういったときも含めて情報提供とか、定期的に記録されたものがどういったものであるかというのは確認は行っております。ありがとうございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。ありませんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

件数だと、大きく分けて７点になるかな。一つ、特に進修館のほうは、その中で細かくなっちゃいますけれども、七、八個ぐらいと思っていただければと思います。

まず、予算書の90ページ、91ページのほうから伺いたいと思います。

前段の委員と重複するようなところは、項目として重複しても、内容のほうでちょっと違うところをお尋ねして、既に出たところは助かったので、そこは省きたいと思いますが、じゃ91ページの上からいくと、先ほどのＬＥＤ化のことで、耐用年数というか、故障が起こったりとか、ショートの問題とか、いろいろおっしゃっていましたが、そもそもこれは、リースではなくて買取りだったから、交換という形になっているのかどうかというところが分からないので、そこのところの説明をお願いいたします。ＬＥＤのほうです。

その次の埼玉県市町村交通災害共済受託事業というのがありまして、これの交通事故見舞金制度の周知及び見舞金の支給手続とありますが、これの直近３年ぐらいで結構ですけれども、執行状況

というところをお答え願えればなと思います。

さらに下の自転車対策事業というところがありますが、これ、去年も質問したのかな、町民のときに聞いたのか分かりませんけれども、姫宮と、あと和戸のことだと思っておりますが、これについての費用対効果というか、自治体がやることによって、民業圧迫というか、民間のほうが出てきづらかったりとか、食われてしまうというところもありますので、実際どのようになっているのか。また、放置自転車のリユースとか、あとは不法投棄されたのとかの回収とか、いろいろやっていらっしゃいますけれども、今は進修館のそこのところに不法自転車を置かないようには、おととしぐらいからかな、ようやくなりましたが、その辺も含めてのトータルでの費用対効果、あと今後、このような形を続けていくのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、95ページの防犯カメラ設置工事費等、防犯カメラ一般的なこと、既存のも含めてですけれども、一つ気になったのが、先ほど前段の午前中の委員のときに、進修館の２階、ＭＣＡが持ち込んでいるカメラというのがあるというのがありましたが、町として、今、僕の手元にあるんですけれども、宮代町防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱というのがございます。ＭＣＡが持込みとなると、これ、町が設置する防犯カメラの設置等を定めているので、これには該当しなくて、本来この範疇でやらなきゃいけないのがグレーゾーンになっていて、進修館の中で内部ルールみたいのでやっているのもちらっと見せていただきましたが、こちらの要綱では画像の保管が30日以内となっているのが、進修館の内部では７日以内にたしかなっていたと思いますけれども、そこのところ、ＭＣＡが今月いっぱいで、あと２週間ちょっと、３週間ぐらいで撤退するからというのもありますが、今後のことも含めまして、そもそも進修館もこちらの適用があるのかどうか。現状、令和３年ぐらいから、進修館内部のルールがあるというのはお聞きしましたが、これまでの間はグレー的な運用されているので、そこのご説明をお願いしたいと思います。

また、３つの駅とか新しい村とか、全74台かな、その辺のも、この宮代町防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱の範疇にのっとってやられるのかどうかということですね。

あと、前段の委員でもありましたが、防犯カメラの画像のチェックというのは、むやみやたらと見られるようにしてはならないようなものなんですよね、厳格にやらなきゃならない。例えば、一般的にマンション等でも防犯カメラありますけれども、あれも管理会社が勝手に見ることはできなくて、理事長立会いの下とか事前にルールを決めて、縛りがかかっているんですけれども、その辺に関しましては、一応町のほうの要綱でも、管理責任者と操作担当者を指定することができる等とはなっておりますが、そもそも射程として、この要綱の射程にこれらの場所のも入ってくるのかどうかをお答え願いたいと思います。もしも入らないのであれば、ではどのような規範に基づいて運用を行っていくのかというところのご説明もお願いいたします。

同じページで、95ページの防災活動事業というところで、事業概要のところにＡＥＤの、除細動ですね、これの一括リースというふうに書かれておりますが、この一括というのは、何をもって一括というふうになっているのかなというのが、町全体のいろんなところのＡＥＤを全部一括でないとは思いますが、どのような形になっているのかというふうなご説明をいただきたいと思います。

ＬＥＤもそうなんですけれども、こういった同

じようなものというのは、５次総の横串じゃないですけれども、課を越えて契約等をやったほうが安くなると思うのですが、その辺について、企画財政課の範疇だと思うんですけれども、町民生活課のほうとしてはどのような考えでいるのかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、96、97ページにいきまして、災害に強いまちづくり啓発事業というところがございますが、本年度の特徴として、参加体験型防災訓練の実施、この参加訓練型、参加体験型、どのような形のを想定しているのかというのを、簡単で結構ですので、お願いいたします。

次に、そのすぐ下、⑶防災コミュニティ促進事業、これの講師謝金25万円て、すごく高額なんですけれども、何回か来るごとによって、そのトータルなのか、それとも１回だけなのか。先ほど課長からだったかな、ちょっと忘れちゃいましたけれども、できるだけ細かいのを、業務として来てもらうとかというところで、低減を図るようなお話もございましたが、そもそもまだ誰が来るとか決まっていなくて、講師謝金で計上したんだと思いますが、過去の実績とかも考えて、繰り返しになりますが、講師謝金というのは１回を想定しているのか、それとも複数回想定しているのかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、前段の委員、何人かお尋ねになっていますけれども、進修館の管理事業です。

１月になって、突然ＭＣＡが撤退という形になって、非常に大変な日々を、今日午前中も、ＭＣＡの渡邉さんが窓口にいたのを見ましたけれども、いろいろ引継ぎ等をやっていらっしゃるのは存じておりますが、ざっくり言って、町でやるのとＭＣＡに今まで委託していたのとで、町民から見れば同じようなサービスという観点で見た場合に、ＭＣＡに委託するよりも町で直接やったほうが、安く済むのか高くつくのかというところ、町民の方にこれは聞かれたところなので、ちょっとお尋ねしなきゃならないなと思ってお尋ねします。

次のページの98、99のほうにいきますけれども、各種委託料とか、あとは複写機とか、丁合機の借上料とかいろいろありますが、これの委託とか借り上げということは、どこかの会社のほうと契約があるんだと思いますが、この清掃なり何なりの、これまで今年度までの、警備でも何でもというのは、指定管理を行っていることによって、契約の主体というのは、ＭＣＡと、例えば清掃会社とか警備会社とかとなっていたのか、それとも町が契約の主体になっているのか。ＭＣＡだとすると、契約の主体の変更等がございますので、その辺はどのようになっているのかということをご説明願いたいと思います。

あと、役務費のところでピアノ調律手数料、これ小ホール、大ホール、両方のだと思いますが、これも独自にというか、単独で進修館のところだけやっているのか、それとも、例えば保育園とか小学校とか中学校もピアノ調律はやっていますけれども、そこと一緒にやっているのかどうか。また、このピアノ調律手数料の調律の相手先の、楽器屋さんとなるんでしょうけれども、はどこなのかということですね。

以上になりますね。以上お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹、加藤でございます。

佐藤委員のほうから防犯カメラについて、ちょっと飛んでしまったというか、質問が、進修館のほうの防犯カメラ、ＭＣＡが持ち込んだ防犯カメラの管理について質問がございました。

こちらにつきましては、今回、指定管理が３期

目なんですが、令和２年度に指定管理者の選定委員会を開催しました。そちらで指定管理者の提案の中で、防犯カメラを活用しますと。それはＭＣＡ独自の提案で設置してあるものですので、町の管理規程の範疇ではないということでご理解いただければと思います。

続きまして、96ページ、97ページ、進修館管理事業でございます。こちらで、町とＭＣＡで進修館を管理したときのコストについて、安いのか高いのかということでご質問ございました。

こちらについては、一概にちょっと比較はできないんですが、今現在、指定管理者に3,385万円、年間お支払いしているんですが、令和７年度につきましては、委託料、設備の保守の委託と日常清掃と光熱水費、合わせて2,400万円ということで見込んでございます。プラス、会計年度任用職員８人、こちらの予算は総務課の人件費のほうで確保してございますので、そちらで聞いた話によりますと、そちらが８人で、年間1,000万円以内ということで言われています。

そのほかに、進修館に今後、担当が５人詰めることになりますので、そこの人件費ということになりますが、そちらについてはちょっと、うちの担当では把握してございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ですから、委託料と光熱水費と会計年度任用職員の人件費で、今現在のＭＣＡに払っている委託料と、およそ同じぐらいではないかと考えています。

今現在、こういった施設の保守とか委託、館内清掃とか警備とか設備保守・点検委託料の契約の主体ということでご質問がございました。こちらは全て、ＭＣＡサポートセンターのほうが契約相手方ということになっております。

続きまして、ピアノの調律手数料でございます。こちらについては、単独でＭＣＡのほうが調律を委託してございます。すみません、契約相手については、ちょっと今手持ちがございませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうでは、予算書90ページ、91ページ、交通安全対策事業の電気の、ＬＥＤというお話ですので、需用費の電気料のところになるとは思うんですけれども、ＬＥＤにつきましては全て買取りでございます。リースの案件はございません。

続きまして、同じ90ページ、91ページの交通安全災害共済受託事業につきまして、交通災害の申請の件数ということなんですけれども、申し訳ございません、ちょっと手元に具体的な数字は持ち合わせていないんですが、過去３年の間では10件以下の状況であると思いますので、詳細な数字につきましては追ってご報告させていただきたいと思います。

続きまして、自転車対策事業です。費用対効果及び全体的な考え方というところで、町のお話をさせていただきたいと思います。

採算というところでは、委員ご指摘のとおり、現在委託もかけておりまして、プラスが出ていないような状況になっております。自転車対策事業というのは、駅前の自転車放置の解消というのが主な目的になっておりますので、そういった部分で、各市町村、いろいろな場所で、駅前に公営の自転車置場を設置しているような状況になっておりますので、基本的には採算というよりは、環境整備、環境対策というような視点で整備をしてい

るところでございます。

しかしながら、近年、委託先の委託料の高騰と自転車預けの収入、この辺が非常にバランスが悪くなってきておりますので、今後につきましては検討していきたいと考えております。

私のほうからは以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　主幹の田代でございます。

私のほうから、町内の防犯カメラ、こちらは管理要綱に沿って管理しているのかという質問であったと思います。

こちらでございますが、管理要綱に沿って管理のほうは行っております。画像のチェックなんでございますけれども、こちらは職員２人でカードを抜き取って、画像のチェックを行うようにしております。

管理責任者なんですけれども、こちらは、その公共施設を管理している課の長、課長をもって、管理責任者を置いております。

次のＡＥＤの契約のお話をいただいております。こちらは、ＡＥＤの一括管理しているが、それはどういった内容かというお話であったと思います。

こちらは、町で管理しているＡＥＤを最終的には一括して管理していくという方向で、今作業を進めているところでございます。

次の災害に強いまちづくり啓発事業の中で、本年度の特徴として、参加型防災訓練の実施というお話でございますけれども、こちらは令和６年度、町民スポーツフェスティバルのほうに我々防災担当も参加しておりまして、そこでフェスティバルに来ていただいた方に防災ブースの中で、ゲーム的な要素を含めた訓練なんですけれども、こちらのほうを体験していただきました。今回、それの感触といいますか、好評いただいておりますので、来年度はもう少しブース、規模を広げて、もっと多くの方が体験して、防災とは何かというところを知っていただくように、検討のほうをしておるところでございます。

次に、防災コミュニティの謝金なんですけれども、25万円、こちらについて説明をさせていただきます。

こちらは、防災の研修会の回数にもよりますけれども、講師のほうが１人ではなくて複数人いた場合の、そういった方に対応するための予算というのが１点と、もう一点、こちら、自主防災組織などで研修会などを行った場合、そちらで外部から講師を呼ぶとなったときに、そちらのほうの講師に対しての、自主防災組織で開催する研修会の講師に対しても、こちらの謝金のほうで対応させていただいておりますので、その分の費用も含まれているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹、加藤でございます。

先ほど、ピアノの調律について、どこの業者に出しているかという質問でございました。こちらについては、小宅楽器というところに発注しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、再質問させていただきます。

今の小宅楽器と、どこなのかと、今まで子育て支援課とか教育推進課では、今は一括、一つになっているのかな、久喜のアルプス楽器なんですけ

れども、以前は、教育推進課は春日部の昭和楽器のほうにやっていたということで、小宅楽器というのは初めて聞くので、どこなのかというと、これで一緒にはやっていないのかなというところは分かりました。これも、契約の主体はＭＣＡという形になっていると思います。

先ほど、進修館事業のほうの96、97、98、99という形になりますが、委託料とか、今のピアノの調律手数料とかも、指定管理者が契約の主体として行っていたのを、この辺は１年契約だとは思いますが、複数年であれば、残り１年間を町のほうに契約の主体が変更という形でよろしいのかどうかというところですね。

あとは、進修館事業に関しましては、改修工事費がいろいろありますけれども、以前お伺いしたときに、45年たつけれども、大規模修繕を１回も行っていないということをお聞きして、どんどん軀体のほうに水が浸透していって、鉄筋のほうに水が入って爆裂を起こす危険性もあるので、その辺を、長寿命化的な形で運用しようとしているからこそ、いろいろ工事費のほうを計上してやっているんだとは思いますが、であればきちんとした形をやっていかなきゃならないけれども、見通し、どのような形で考えているのかについて、お尋ねしたいと思います。

ＡＥＤの一括というのは町全体ということで、ある程度は分かりましたが、ここはちょっと後で細かくは、この場ではなくて聞いてみたいと思います。

ちょっと戻りますけれども、進修館、昨年のゲリラ豪雨のときに、トイレの辺りで水が大幅にすごいあふれ出したとか、通路の毎年のように雨漏りがあると。これはいつになったら直るのかというのは、町民の方から出たので、改めてお尋ねしたいと思います。

自転車対策事業、90ページ、91ページ、私たちの予算書59ページのところにつきましては、先ほどの説明の内容は分かりましたが、以前もそこに、先ほど申し上げましたように不法駐輪のほうを置いていた。そこの土地の賃借料って、当時、ここには載っけていなかったんですよね、違法駐輪を置くためのスペースのほうはね。今、別の場所に移動したというのは分かっているんですけれども、そこの部分が入っていないと、自転車対策事業の収支というのが正確に出てきていない状況ですよね。駐輪場自体の土地の借地料とかは、こういうふうに出てはおりますけれども、不法駐輪のことについては数字が出ていないので、ここのところはどのようになっているのかというところをお尋ねしたいと思います。

防犯カメラ関係の95ページのところですかね、この辺は進修館の部分は除いてという形になるとは思いますが、これ防犯カメラ、行ってチェックして、カードというのはＳＤカードという形でよろしいでしょうかね。この辺を、これにのっとって、30日は保管しているというふうな理解でいいのかと思いますが、これを新しく設置するところも当然適用して、先ほど、管理責任者は課長という形で、操作担当者、指定することができるとなっているので、指定が義務ではないですけれども、操作担当者というのはどういう人を宛てがっているのか、もしくは宛てがおうとしているのか、それとも、義務規定がないので宛てがっていないのかというところも、ちょっとついでにお尋ねしたいと思います。

参加型防災訓練のほうのそもそものは、何となく分かりましたが、講師謝金のところ、97ページになりますよね。これ、何人かでやったりとかというふうなお話はございましたが、１人当たり平均幾らぐらいに大体なっているのかなというとこ

ろが、額がかなり高額ですから、25万円となりますと。そこのところを教えていただきたいと思います。

先ほどのＬＥＤ、リースではなくて買取りという話がありましたが、では交換したりとかするの、経年はどれくらいたっている、設置してから交換までの年数というのは、どれくらいたってしまったのかというところ、ＬＥＤって、一般的には高寿命というふうには言われていますけれども、結構前のやつだと、製品によってばらつきがあったりとかしているというのも存じ上げてはおりますが、実際今回、交換と対象となるようなＬＥＤ等は、何年経過して交換という形になってしまったのかといったことをお尋ねいたしたいと思います。

以上ですね。お願いたします。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、４番目のトイレの雨漏りとか周囲の話、それに関しては、１問目に全然出ていないと思うんです。

○委員（佐藤将行君）　修繕のことで。

○委員長（九山妙子君）　修繕で出ていないんですよね。出ていないと思うので、それは抜いた答弁でお願いいたします。それは窓口でお願いいたします。

答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

先ほど、小宅楽器ということで、そこはどこにあるのかという質問でございます。こちらについては、春日部の業者ということで伺っております。

予算書96ページ、97ページの保守については、清掃業務委託込みで、総合管理ということで、今入札を行っているところでございます。町の地方自治法234条の２に基づく長期継続契約で契約する予定で、３年で考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

予算書90ページ、91ページ、交通安全対策事業の需用費の電気料とか施設修繕のところになると思うんですけれども、ＬＥＤにつきましては10年以上たっています。特に今回、先ほど地下道のお話ありましたけれども、地下道につきましては13年か14年ぐらいたっていると思います。今回、地下道につきましては、修繕ということで、一気に変えましょうということでやっております。

あと、放置自転車の置場についてということで、自転車対策事業の件なんですけれども、今回移動した場所が、旧の山崎の浄水場跡地の奥の駐車場に置いておりますので、町の土地になりますので、地代というか、そういった賃借料はかかっていない状況になっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　防犯カメラの関係で、操作担当者は設けているのかというご質問であったと記憶しております。

操作担当者のほうは、そのカメラを所管する課の担当職員を充てて、操作担当者ということでカメラの管理のほうを行っております。

以上です。

○委員長（・九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○危機管理担当主査（髙林優子君）　危機管理担当主査、髙林です。

講師謝金の平均についてというご質問だったと思うのですが、申し訳ございません、今細かい数

字の一覧表を持ってきておりませんので、正確な数字はお答えできないのですが、１人平均5,000円程度だったと記憶しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　防犯カメラのことですけれども、操作担当者は設けていないけれども、その課の担当者というか誰か職員で、要は管理責任者だけではなくて、複数の人でチェックしているという理解でよろしいですかね。そこのところが要は一番大事で、名前がどうのこうのじゃなくて、何かあったときに問題になりますので、そこはお願いします。

ピアノ調律、別にこれ、ほかの課のも、いろいろ細かいところを、僕、何年も前から、両方から見てはいるけれども、特段高いわけではないのは分かっております。これ、アップライトじゃなくてグランドピアノですから、それは分かっているんですが、一本化したほうがいいのではないかなというところもあってお尋ねいたしました。

講師謝金のほう、１人5,000円ぐらいということであれば、そんな高くない。また地下道とか、あと、ほかのところの防犯灯のＬＥＤも、10年を超えているのであれば、そんなに極端なものではないかなというふうに思っております。

防災等と、あと進修館の長期化のことは、ご回答が、防犯のほうはありますけれども、進修館の長期化のほうの答弁のほうがないんですけれども、町のほうの考えとして、どのように今のところ考えているのかというところを改めてお尋ねしたいと思います。

先ほどのゲリラ豪雨とか雨漏りのほうは、最初に出ていないということを言われてしまったので、割愛しますが、大規模修繕というのをそもそも行わないのかどうかというところは押さえておきたいので、お尋ねいたします。これぐらいにとどめておきます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹、加藤でございます。

先ほど、１問目に大規模修繕の話がなかったんですけれども、この質問、答弁の必要がございますか。

○委員長（九山妙子君）　１問目で出ていないものに対しては答弁要らないです。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　では、以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　長期化について、どのように考えているかという質問が出ていますので、その答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹、加藤でございます。

進修館の長寿命化をどう考えているかということでございます。

現在、進修館の設備、エアコンとか、近年では大規模な修繕を行って、来年は消火栓と防火シャッターの交換ということで、進修館については、設備の老朽化、耐用年数の長期化ということで、計画的に修繕はしているんですが、躯体本体のコンクリート構造物については一切手をつけてございません。部分的な漏水とか雨漏りとかについては、部分的な修繕はやっているんですが、大規模修繕については手をつけていない状態でございますので、今後、基本設計、調査設計、実施設計ということで、大規模な改修に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

６点かな。

まず１点目は、72、73ページの(6)地域コミュニティ活性化事業の集会所整備事業補助金がございます。新年度については、具体的にどこなのか、どういうものに補助金が使われるのか、その使途についてもお願いしたいと思います。

続きまして、74、75ページの(14)地域コミュニティセンター事業なんですが、町内全地区を対象に区長訪問を実施するということです。

私たちの予算書にも書かれておりますが、確かに須賀小に働き場を持ってといくというのも分かるんですけれども、実際これまでも課題があって、かなりやってきているとは思うんですけれども、いかんせん自治会の組織率が、この資料でも書かれておりますが、59.3と60％を切ってしまった。これもゆゆしき事態なんですけれども、ですから喫緊の課題でもあります。これを具体的にどういうふうにやっていくのか。

文字を見ていると、非常にもちろん期待もしているし、それに沿った仕事もやっていくんだろうというふうに思いますが、そういった点ではどのようにされていくのか、お願いしたいと思います。

３点目、86、87ページ、ここに(4)の市民参加推進事業で、新たな市民参加手法の検討推進というふうになっています。さらに、市民参加条例に基づく市民参加計画、各事業の評価・検証ということで、新年度の新たな特徴となっています。これはどのように実施されていくのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

４点目、大きくいうと94、96の防災対策の関係でお尋ねします。

具体的には96、97ページの参加体験型防災訓練の実施、これは分かるんですけれども、これと同時に、防災用の備品ですね。これは、能登の震災がありました。こういった教訓から、町として何が足りないのか、何を新たに備えなければいけないのか、その点についての具体的な備蓄品をお示しいただきたいと思います。

それと同時に、私、過去に何回も聞こうと思っていたんですけれども、これは新年度予算ではありませんけれども、ほかの自治体には、例えば宮代地下道がありますよね、あれ今、水がたまってしまえば、県のほうからの連絡来るのか、通らないようにもちろんするんですけれども、あそこに警報器というかな、そういうのをつけている自治体もあるんですね。私は、あれだけ交通量の多いところだし、そういうのは必要かなというふうに思いますので、これは新年度に限らないんですけれども、そういう方向でぜひ考えていただいたらどうかなという思いで、そういう方向性もありかなと思うので、その点についてもお示しいただきたいと、考えをお願いしたいと思います。

最後、５点目、96、97ページの進修館費ですが、これも前段の委員さんからも出ています。ただ私は、何でもかんでも民間委託にすればいいという考えはどうかなというふうに思っています。というのは、やっぱり任せてしまう、そうすると、町の職員の意識の中に空洞化が起きてしまう。そんなことはないと思いますけれども、やっぱりそういうことになりかねないと。

ですから、考えようなんですけれども、これは急にＭＣＡが、こういう話し合って、それで決着を見ないで、３月31日付で降りてしまう。それで、町のほうがやるんですけれども、これは１年の対応なのか、それとも費用対効果を見ると、ですから私は、単に委託が悪いとか、そうじゃないんですけれども、もう一方では、やっぱり費用対効果も必要だと思いますし、そういった点では、今ま

での議論だと、人件費は別な、総務のほうで再任用の関係、それから、職員が新たに５人でしょう。そうすると、どうなのかなというふうな考えもありますので、これは１年なのか、それともずっと直営でやっていきますよということなのか、その辺。

もしＭＣＡさんが引き続きやりますということであれば、また違った展開になっていたと思うんですけれども、そういった点で、今後の関係でどうなっていくのか、その点も伺いたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁の前に、すみません、課長にお聞きします。

先ほどの地下道の警報器なんですが、これ県道になると思うんですけれども、答弁がこの課でいいのかという、ちょっと疑問なんですが、そこを踏まえて、答弁でなかったらそのことを言って、担当課でなかったら、その辺を踏まえて答弁いただきたいと思います。

では、答弁を求めます。

課長。

○町民生活課長（新井庸一君）　町民生活課長の新井でございます。

先ほど委員長からもお話しありました宮代地下道の大雨時の警報器につきましては、お話しいただいたとおりに、やっぱり県の管理になっていくという部分ございますので、こちらにつきましては、基本的には道路管轄というところで、杉戸県土整備事務所が所管になるとは思います。ただ、お話しいただきました部分も、ごもっともだと思いますので、そこら辺については、要望として伝えさせていただければというふうに思います。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹、加藤でございます。

予算書72ページ、73ページの地域コミュニティ活性化事業の集会所整備補助金が、どこに使われるのかという質問でございます。

こちら予算については、毎年200万円計上させてございます。こちらについては地区のほうで、集会所でエアコンが壊れたとか、床を修繕したいとか、雨どいを直したいとか、そういった補助申請が出たものについて、２分の１を上限として補助させていただくものでございます。

来年度につきましては、昨年９月の地区連絡会において、区長様のほうに、来年度大きい修繕があるかということで照会をかけさせていただきました。そこで上がってきたのが、来年度につきましては、姫宮集会所のトイレ洋式化工事と百間集会所の床改修工事ということで回答がございましたので、こちらについてプラスして、令和７年度の集会所修繕補助金を計上させていただきました。

続きまして、74ページ、75ページの私たちの予算書19ページ、地区コミュニティセンター事業についてでございます。町内76地区を対象に、地区訪問をどのようにしていくかという質問でございます。

こちらについては、令和５年度から始まった事業でございまして、自治会の加入率の低下というのは全国的な問題でございます。町のほうも年々１％から２％程度、加入率のほうが減少している現状でございます。

こちらについては、町のほうもいろいろな課題を聞き取りしておりまして、高齢者が多いとか、地区に子供が少ないので、やっぱりこども会とかがないと、大人も集まりにくくなっていると。区長の負担が大きいとか、自治会を抜ける人がいるとか、新しい活動を行っていく力が高齢化により

ないということ、役員の成り手がいないとか、自治会加入のメリットがないとか、そういった現状の課題について整理させていただいております。

こちらについては、実際に地区に訪問させていただいて、聞き取りのほか、地元の行事、祭りとか餅つきとか、現地の先進事例といいますか、活動を活発に行っている自治会のほうにお邪魔させていただきまして、そちらについて取材ということを行わせていただきまして、町のホームページを活用しまして、情報発信とかさせていただいております。そういった感じで、区長さんの相談等を聞きながら、助言等、そういった地区の活動内容について、できないかということで相談させていただいております。

引き続き令和７年度についても、そういった区長さんの助けになるような、区長さんて年間、76地区あるうちの３分の２が交代してしまうと。ですから、76人中50人が新しい区長ということになります。そうなってくると、区長さんの負担というのは、やっぱり町役場に補助金の申請とか、側溝清掃のかますの置場を提出しに来るとか、結構な負担になってくることが多くなってきます。そういった中で、地区訪問を行うことによって、そういった際に書類を受け取るとか、補助金の申請の仕方を説明するとか、自治会ハンドブックの内容について説明させていただいて、役場の庁舎の中でいろんなセクションがあると思いますが、こういった申請についてはこういった窓口にお願いしますと、場合によれば、町民生活課の担当のほうで同席させていただいて、話を伺っておりますので、そういった活動を続けていって、区長さんの負担が少しでも軽減されるような感じで動いていきたいと思いますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いします。

予算書86ページ、87ページの市民参加推進事業でございます。こちらの業務内容につきましては、市民参加推進評価委員会というのがございまして、こちらについては全て公募の委員で集めております。定数が７名になっておりまして、現在５名の委員で活動しております。

こちらにつきましては、新年度の市民参加計画、町の中で照会をかけさせていただいて、次年度の市民参加計画というのを策定させていただきます。そちらについてのご審議いただくことと、市民参加の１年間の実績を各課に照会して取りまとめした結果について、その市民参加の委員さんに評価をしていただくということになります。

新しい、新たな市民参加手法の検討推進ということで書かせていただいておりますが、こちらについては、今の市民参加条例のほうには掲載されていないんですけれども、最近の市民参加手法でいいますと、今、須賀小でよく行われているようなワークショップ形式ということで、五、六人のグループで集まっていただいて、好きな意見を否定することなく言っていただいて、カフェのような形でざっくばらんにお話をいただき、議論いただくような、そして最後に発表するような手法がございます。そういったものが新たな手法ということで、全町的に広がっていけばいいかと考えております。

続きまして、96ページ、97ページの進修館管理事業でございます。町直営に戻すという考えが、１年の対応なのかという質問でございます。

こちらについては、町のほうで進めていく地区コミュニティセンター事業にも関連いたしまして、指定管理については、今回第３期目なんですが、第４期目は町の直営に戻すこと自体は内々では決まっておりまして、ですから今後についても、町直営で運営していくということになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　町民生活課の田代でございます。

いただいている質問は、町としての備蓄、備えに対する考えのほうを伺っていると思います。

備蓄のほうなんですけれども、まず口に入るもの、食料といたしましては、アルファ米、クラッカー、ビスケット、ミルク、あとペットボトルの飲料水、こういったものを中心に備えているところでございます。あわせて、排せつするという行為も必要になってまいりますので、トイレのほう、簡易トイレ、トイレ袋とかですとか、そういったものとか、ワンタッチトイレ、トイレの保管袋、こういったものを中心に、トイレのほうも必要な備蓄として備えているところでございます。

今後の考え方なんですけれども、当然、備蓄は多いほど、いろんな種類があるほど、当然、充実していくのは必要であると認識しているところでございますが、置場の問題が一つあります。現在格納している防災倉庫も、ほぼほぼ満室といいますか、置くスペースが随分と限られているところがありまして、これ以上どこに置くんだという問題もあります。

また、長期にわたる保存が必要になってありますので、防災倉庫は決して空調設備が整っている倉庫ではありませんので、品質を管理していけるのかと、そういった問題もあります。それらのジレンマもありますので、これから管理していく上では、民間との協定、こういったものも必要になってくるんではないかと考えておりまして、そういった町の管理だけでは行き届かない部分を、民間との協定によって補完できていければなということで考えておりまして、現在、今話を進めているのが、良品計画さんと協定の話を今進めております。この協定にうまく結びつければ、大量の食料であったりとか、あとは着替える下着であったりとか、そういったものが町のほうに災害時に提供できるような仕組みが整ってまいりますので、こういったものを一つ一つ協定を結びながら、課題に対して解決していくかなと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩といたします。

休憩　午後　２時１４分

再開　午後　２時２８分

○委員長（九山妙子君）　では、少し時間早いんですが再開いたします。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

時間もありますので、まず１点目の72、73ページの地域コミュニティ活性化事業については、新たな部分については分かりました。結構です。

２点目の74、75ページの地域コミュニティセンター事業で、町内全地区を対象に区長訪問を実施するということで、一部、先ほども言いましたように、須賀小学校に職員を配置するということなんですけれども、これは地域、地域の課題もあるんですけれども、全町的な問題もあるしということで、ただ、将来各駅ごとぐらいに置くとかということであれば分かるんですけれども、どういうふうな人材配置をするのか、その点お尋ねしたいと思います。この問題を全部須賀小に持っていって、そこでそういう事業をやっていくのかどうかという意味で、お願いしたいと思います。

３点目、86、87ページの市民参加推進事業ということで、説明で、そういうことかということで

分かりましたが、要するにワークショップ、カフェ型で議論し、まとめていくということなんですけれども、これは今後、どういうふうになっていくんでしょうか。そのまとめたものは、さらに具体化するんでしょうけれども、どういうふうになっていくのか、その辺についてもお示しをいただきたいと思います。

４点目、96、97ページの関係で、防災用の備蓄品あるいは、同じなんですけれども、備えていくものに、食べるもの、それから排せつ等々ありましたが、防災倉庫が手狭になってきているということで、新たな民間との協定を結んでいくということなんですが、これは、そういう方向で動いていくということですね。相手も必要なんですけれども、これはほかの自治体でもよくやっていることで、学んでいることなんだと思うんですけれども、そうすると、今までは防災倉庫の大きさでパイが決まっちゃうんですけれども、これから、そういう点では違ってくると思うんですけれども、そういう改善はできると思うんですけれども、そういう解釈でよろしいでしょうか。その辺お願いしたいと思います。

それから、やはり、これは自治会との関係もあるんですけれども、以前自治会は、どういう、メリットですよね、メリットをきちっと話をしないと、今後減り続けていくと。ただ単に参加しても、何ら得ることはないとかという、そういう話もあるんですけれども、私は自治会の活動との関係と防災というのは、非常に大事だと思っているんですけれども、そういう点では、やっぱり備蓄もそうなんですけれども、避難行動の要支援者のきちっとした把握をしていき、どういうふうにそれを整えていくかというのが非常に大事だと思うんですけれども、そういった点では、もう一歩考えていかないと、どうしようもないと思うんですけれども、そういった点では今後、現在どういうふうな考えでいられるのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、96、97ページの進修館費の関係です。

そうすると、もともと直営にしていく考えだったというのは、すみません、私は初めて聞いたものですから、そうなのかなというふうに思ったんですけれども、その点では、もう一度聞きますが、そういった点では、ＭＣＡとの折り合いがつかなかったんですけれども、何が一番障害になっていますか。やはり金額的な問題でしょうか。

私は、町民まつりもそうですけれども、あんなのはＭＣＡさんだけでできませんよね。それはもう、町のいろんな援助があってできるわけで、そういう点では、直営にするんであれば、そういうことも加味して話を進めていけば、こういうふうにならなかったんじゃないかというのは、それは私だけの話で、実際やってこうなったので、仕方がないんですけれども、その辺はどうだったのかということで、その辺の経緯についても伺いたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（加藤正久君）　町民生活課主幹の加藤でございます。

私のほうからは、予算書86ページ、87ページの市民参加推進事業についてお答えします。今後どのように、まとめたものを具体化していくかという話でございます。

市民参加推進事業につきましては、市民参加推進評価委員会の委員報酬と費用弁償が主な予算の内容になってございます。市民参加推進評価委員会の役割なんですが、こちらについては、町のほうで１年間実施された市民参加手法、それは審議

会、ボランティア、パブリックコメント、意識調査、そういったものの取りまとめを行ったものについて、町のほうの市民参加推進本部で評価をします。その後、そこで取りまとめたものについて、市民参加推進評価委員会のほうにお諮りして、１年間、町の市民参加について、どのようなことが行われたということとか、その中について、もうちょっとこれは人が参加したほうがいいのではないかと、そういった意見をいただいて、それについて評価・検証する、単年度について評価・検証するものでございまして、その都度、年度、年度で、評価・検証結果についてはホームページに掲載されていますので、それ以上のことについては考えてございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　主幹。

○町民生活課主幹（田代宇隆君）　田代でございます。

防災の備蓄の関係で、協定のお話をいただきました。防災の備蓄については、全国の市町どこでも共通の課題だと思って、何かしらの対策を取らなきゃならないというところで、そういった民間との協定が生まれてきたものだと考えております。

宮代町におきましても、町にはいろいろな企業さんがございます。そういったところと合わせて、災害時、一緒に乗り越えていければいいというところで、協定のほうを随時結ばせていただいているところでございます。

あわせて、防災倉庫のほうなんですけれども、こちらも経年劣化が大分進んできて、傷んでいるところもありますので、備蓄品と併せて防災倉庫の管理という部分も、同時に進めていければいいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○町民生活課長（新井庸一君）　町民生活課長の新井でございます。

まずちょっと、ご確認も含めてあれなんですけれども、４点目にいただきました自治会のメリットですとか防災に関して、あと要支援者の今後につきましては、大変恐縮ですが、１問目にちょっと話がなかったものですから、今ですと、町民生活課と健康介護課と福祉課、３課連携でここら辺取り組んでおりますので、この点だけ、ちょっとご理解いただければというふうに思います。

それと、最初にいただきました自治会の加入率からというところの中で、地区コミュニティセンターの今度須賀小学校への配置、それと、最後にいただきました進修館の直営に関しての部分なんですが、関連性がありますので、私のほうで一括してご説明させていただきます。

まず、須賀小学校への地区コミュニティセンター開設に向けましては、第５次総合計画にて、地区コミュニティセンターの開設を２か所という形で目標設定をさせていただいております。この１か所が、今ですと須賀小学校というふうになっておりまして、２か所目につきまして、どのように考えているかということを、今年度は初めに、指定管理ですとか第５次総合計画の進行管理を行っている対話のまちづくり担当と話を進めてきました。その中で、もう一か所の在り方というところで、とはいいつつも、新規に建物を建てるだけの、正直なところ、財政力というのが今ございませんので、既存の施設を生かしたコミュニティセンターの開設というものを検討を進めている中で、候補地として進修館のほうが名前が挙がっておりました。これを進めていく中で、２か所目は進修館になるのかなというような話が、内部で進めてきた中で、本当にこれはたまたまなんですけれども、

ＭＣＡの話が上がってきたというのが現状でございます。これが経緯になります。

進修館につきましては、町の中央にありますので、なかなか、特に南の方につきましては、場合によっては使いづらい場所かもしれませんが、先ほど言ったとおりに、新規に建物を起こすというのも難しい中では、こちらを利用していくというのがベターなのかなというような話で話が進んでおります。

その中の、ちょっと戻っちゃいますけれども、先ほどの須賀小学校につきましては、やはり地区コミュニティセンターの役割として、職員が地域に入っていって、そこでいろんなお話ないしは相談、あとは解決に向けた活動を行っていくというような町長の方針が出ておりますので、将来的にはそちらに職員が張りつくというようなイメージではありますが、そっちに全部行くということではありませんので、あくまでも、まず須賀地域の方々のためと言ってはちょっと語弊がありますけれども、地域に入っていくという最低人数をもって、地区コミュニティセンターを運営していくというようなイメージでいただければと思いますが、そういう人間が、職員、あとは会計年度職員が入っていくのかなというふうなイメージでおります。

また、人材につきましては、私も人事じゃないので、何とも言えないんですけれども、やはり対話ができるということが一番大きな問題だと思いますので、地域の事情を知っていれば、もちろん一番いいことだと思いますけれども、そういうような人材を最終的に選んで、そちらに配置するんではないかなというふうには想像しております。

あわせて、先ほど言いました、もう一個の進修館の地区コミュニティセンター、名前のごとしですけれども、こちらにつきましては、先ほど来、年度当初からこういう話が進んでいる中でのお話でしたので、言い方は悪いですけれども、仲が悪くなってとか仲たがいしてという話ではありません。結果的に一番大きなのは、やっぱりお金的なところが最終的な障害になっているのが現状でございます。たまたまタイミングがこのタイミングになったというところなので、誤解はしないでいただきたいというふうに思いますが、たまたま時系列で並行して進んでいたものが、このタイミングになってしまったというふうな解釈をしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

１点だけお願いします。

地域の力となる地区コミュニティセンター事業なんですが、今、まだ大ざっぱな話で、人事のほうはということなんですけれども、やはりそこも気になるので、実際どういうふうな配置になるんでしょうか。何人ぐらいは配置、しかもあそこは、須賀小学校というだけで、まだ何とも雲をつかむようなんですけれども、実際は何人ぐらいでスタートされるんでしょう。その点、どうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○町民生活課長（新井庸一君）　町民生活課長の新井でございます。

私の立場で言えるものではございませんので、なかなか、ご理解いただければとは思うんですが、当初、ご存じかもしれませんが、和戸地区のほうに物件を借りて、コミュニティセンターを開設しようとした経緯がございました。このときに、実際の今の地域振興が５人になったというふうに聞いております。

もちろん規模さえ違いますし、あとは今後、コミュニティセンターを管理していくという業務ですとか、あとは学校との調整ですとかということを考えれば、やはりそれ以上の人数が、正直なところ必要なのかなというふうには、想像では思っておりますが、現在ですと、そこまでの話にまだ、人事も含めて至っておりませんので、私のほうからは何とも言えないということで、大変ご理解いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で町民生活課の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時４４分

再開　午後　２時４８分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

これより、環境資源課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から、出席者の紹介をお願いいたします。

○環境資源課長（大場崇明君）　こんにちは。

環境資源課長の大場でございます。よろしくお願いいたします。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　こんにちは。

環境資源課副課長、小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　こんにちは。

環境資源課主幹の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　皆様、こんにちは。

環境資源課環境推進担当主査の濱田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○資源循環担当主査（河井伸一君）　皆さん、こんにちは。

資源循環担当の河井といいます。よろしくお願いします。

○資源循環担当主査（古山進二君）　こんにちは。

環境資源課資源循環担当の古山と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

２点ほど質問させていただきます。よろしくお願いします。

予算書で92ページ、93ページのみやしろの魅力推進事業の中で、私たちの予算書のほうでは11ページで、西原自然の森体験事業で、令和６年度は48万円で令和７年度は30万円と、かなりの減額になっております。18万円の減額ですね。これは、イベントの回数が減ってこういうふうになったのか、詳しくお願いいたします。

２点目ですけれども、これちょっと予算書のほうが分からなかったんですけれども、私たちの予算書の56ページで、収集作業用品等の購入で、令和６年度が117万円で令和７年度は37万円と、大きく減額になっております。令和６年度は物置の購入というふうに書いてあるんですけれども、令

和７年度にはこれがないので、これは物置がなくなっただけで減額されたのか、詳しく説明、２点ほどお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。お答えさせていただきます。

１問目について、魅力推進事業についてお答えをさせていただきます。

私たちの予算書の11ページ、西原自然の森活用事業、今年度分ということで事業費30万円、これが、昨年度の同じ事業で48万円だったところから減額になっているということで、この内容についてということでのお問合せでございます。

これに関しましては、実は西原自然の森活用事業では、あそこの西原自然の森を活用したイベント、自然を体験するイベントを行っておりまして、これは昨年と今回の予算とで、特に事業内容を変えたものでは実はございませので、同じ内容、回数を行うんですけれども、昨年度実施した結果、ここまで予算がなくても同じ事業ができるということが判明いたしましたので、その分を少し縮小しているというような形になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊です。

私たちの予算書56ページの収集作業用品等の購入のほうが、令和７年度、かなり減額になっているというご質問なんですけれども、こちらにつきましては、先ほど委員さんがおっしゃっていただいたとおり、物置の購入ですね。令和６年度に関しましては、久喜宮代衛生組合から、ごみ収集業務の移管がございました関係で、いろいろ収集作業用品を置いておくための物置を建てたというのがございましたので、令和７年度につきましては物置の購入というのがなくなりましたので、主にそれが減額の要因になっております。

ほかは、あとは、ごみ収集作業の用品のほう、昨年度少し多めに、ちょっと購入のほうをさせていただいているところなんですけれども、その在庫等も考えながら、令和７年度につきましては必要経費分、計上させいただきましたので、それで減額になっている部分もございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

２点ほどご質問させていただきます。

まず１点目は、予算書の156ページ、157ページ、私たちの予算書のほうが55ページです。

減量推進事業の食品ロス削減推進キャンペーンについてなんですけれども、これの時期と内容など、少し説明をお願いいたします。

２点目は、同じく予算書の156ページ、157ページの12節委託料の燃やせるごみ湿ベース組成分類業務委託料とありますが、内容をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊と申します。

まず１点目、食品ロス削減キャンペーンの内容についてですけれども、こちらのキャンペーンは、食ロス対策ということで、各店舗で発生する消費期限や賞味期限の近い商品に、町の食品ロス削減

推進キャラクターのすてずんをデザインしましたシールのほうを貼らせていただきまして、そのシールを集めることによりまして、応募した方から抽せんで、宮代町のありがとう券のほうをプレゼントさせていただくことを考えております。

このように、食ロスになりかけている商品のほうに応募券という形で付加価値をつけさせていただくことで、ふだん手に取らないような商品についても、そちらを手に取っていただいて、食品ロスを少しでもなくせればという、ちょっと取組を考えております。時期につきましては、国の食品ロス削減の月間というのがございまして、それが10月に設定されていますので、同じく10月、１か月間を考えております。

２点目の湿ベースの関係、湿ベース組成分類になります。

こちら、燃やせるごみの湿ベース組成分類業務といいますのは、ごみの減量化推進に向けた基礎資料とするために、燃やせるごみの一部分を回収させていただきまして、ごみを排出されたままの水分を含んだ状態で、中身にどういったごみが含まれているのかというのを調査する形のものになります。燃やせるごみの中に、資源物として分類できるものがないかどうかとか、燃やせるごみ以外に燃やせないごみとか、有害ごみがないか、入ってはいけないものがないかなどを調査させていただきまして、減量化や分別に関する啓発を行うことを目的に、この調査は実施しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。

２点質問させていただきます。

予算書156、157で、今と同じ減量推進事業で、18節の負担金のところなんですけれども、生ごみ処理容器等購入費補助金が86万円、業務用生ごみ処理機補助金が200万円と計上されていますけれども、この生ごみ処理容器については、コンポストとかのことでしょうか。個人が購入するときに補助するというものだと思うんですけれども、一応何台分を予測して計上しているのかということと、あと、業務用の生ごみ処理機は、どこに置かれているものが対象になっているのかという２点をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊でございます。

まず、生ごみ処理容器の補助についてですが、補助対象の種類といたしましては、電気式の生ごみ処理機、あとコンポスト、あとＥＭ処理容器といったものが対象になっております。

こちらにつきましては、電気式のものは３万円を上限で補助なんですが、16基分、コンポストが2,500円を上限に６基分、ＥＭ処理容器が1,500円を上限に３基分を想定させていただいております。

続いて、業務用生ごみ処理容器の設置場所なんですけれども、こちらは、町内の事業者様のほうに設置される業務用生ごみ処理機を対象としております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　１点、再質問させていただきます。

生ごみ処理容器のほうは、前年度より予算が増えていると思うんですけれども、令和５年度の実績というか、令和６年度、何台申請があったのかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊でございます。

今年度、２月28日現在の数字になるんですけれども、電気式が18台、コンポストが５台、ＥＭ処理容器が１台、合計24基の補助申請のほうがございました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊でございます。

予算額が６年度に比べて増加しているという理由なんですけれども、電気式の生ごみ処理容器について、補助を希望される方というのが増えている傾向がございますので、処理単価のほうもほかのものに比べて高い金額を設定しておりますので、その関係で増額とさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

大きくは３点質問させていただきます。

予算書の92ページ、93ページの環境管理費の⑵のみやしろの魅力推進事業でございます。こちらの委託料、里山体験イベントの実施が本年度の特徴にあるんですけれども、こちらはどういうことをされるのか教えてください。

次の⑶の空き家対策事業についてでございますが、こちらの本年度の特徴として、不適正管理となっている空き家の管理者への指導とありますけれども、こちら指導に当たり、例えば遠方にいる方などがなかなか来られないときなどに、多分シルバーさんとかを紹介したりとかして、草を刈ってもらったりということもあるとは思うのですが、シルバー以外にほかに何か紹介したりとか、お相手が困っていることを相談する場合に、何か紹介先とかがあるのかを教えてください。

そして、空家等解消促進補助金の交付とありますが、この補助金が、どういうことに補助金が出るのかを教えてください。

３点目ですが、予算書の152ページ、153ページの環境衛生事業についての12節の委託料のところですが、草刈り業務委託料が42万円ございますが、この草刈り業務が、どこの部分の草刈りで、どこに委託されるのか。

それから、その下にいきまして、アライグマ捕獲処分業務委託料が280万円、かなり高額だとは思うんですけれども、こちらは、どうやって280万円が算出されて、どちらに委託料がいくのか教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

順次お答えさせていただきます。

まず１点目、みやしろの魅力推進事業、里山体験事業の内容についてということで、そのご質問でございます。

前段の委員でも若干触れさせていただいたところでございますけれども、西原自然の森、要は、あそこはすてっぷ宮代と郷土資料館がございますけれども、そこにある、いわゆる竹林、あの辺の自然を活用して、自然を体験していただくイベントということで、実は今年度も同じ事業を行っておりまして、来年度につきましても同じ内容でということで、具体的に言いますと、竹を使った体験ということで、主にはお子様向け、小学生ぐらいのお子様をイメージしておりますけれども、竹

の楽器を使ったイベントですとか、それから、竹の水鉄砲を使って的当てを楽しんでいただいたりですとか、そういった少し体験ができるようなイベントを幾つかご用意をさせていただきまして、これは西原自然の森のほかの郷土資料館、それからすてっぷ宮代、それぞれの管理者とも連携をしながら、ほかの施設も活用した少し大きめのイベントということで、西原自然の森フェスタという形でイベントを行っておりますけれども、来年度につきましても同じ事業を、恐らく10月頃になろうかと思いますけれども、開催をするという形で考えております。

それから、２点目でございます。

空き家対策事業ということで、まず空き家の管理者への指導ということで、遠方の方に向けたサービスといいますか、管理をなかなかしにくい方に向けた支援策はということでのご質問かと思いますけれども、ご案内のとおり、シルバー人材センターの見回りサービス等のご紹介はさせていただいておりますけれども、それ以外には、現状ではなかなか、ご紹介できるサービスというのはございませんで、これは今後に向けてというところでは、新しく空き家の特措法、特別措置法が改正になりまして、その中で、管理活用支援法人という新しい仕組みが実は想定をされました。

これは町の外部で、例えば不動産事業者さんとか、あるいは不動産を取り扱うＮＰＯなんかも対象になってくるんですけれども、そういった新しい管理活用支援法人、これは町の空き家対策を支援する趣旨で新しく設定されたものになるんですが、この管理活用支援法人との連携ということも視野に入れながら、遠方の方を含めた空き家管理の支援ということを、町だけではない形でということで考えていきたいというふうに考えております。

それから、３点目、環境衛生事業ということで、大変失礼いたしました。空家等解消促進補助金ということの内容ということでございますけれども、こちらは主に、今、管理不全空き家、それから特定空き家ということで、要は町が、一定の劣化が進んでしまって危険な状態になってしまった空き家というのを空家等対策協議会で認定する仕組みがございまして、その認定を受けてしまった、要は状態の悪い空き家、これを対象として、実はそういった危険な空き家については、できるだけ速やかに空き家がなくなる、あるいは改善されるといういずれかによって、空き家が原因で生じる周りへの被害といいますか不安、そういったものをできるだけ早く取り除きたいという趣旨から、早急な問題の解消に向けた補助金という趣旨でございまして、中身といたしましては２つございまして、一つが解体補助です。解体の工事ですね。解体工事をされる場合の補助を行って、それで、解体をしますと、今度は建物がなくなりますので、建物がある場合ですと、固定資産税の特例措置、軽減措置というのがございますが、建物がある場合ですね。それが建物なくなりますと、減額、要は軽減措置というのがなくなってしまって、実質固定資産税、土地ですけれども、土地の固定資産税が上がってしまいます。ここを嫌って解体をちゅうちょすることのないように、できるだけ速やかに解体をしていただくという意味で、固定資産税の上がってしまう分ですね、いわゆる上がってしまう分に補助を出すということで、これを一応、向こう２年間を想定した補助金を支給して、その間に次の活用につなげていただくというような、そういった趣旨で、今、制度構築を進めているところでございます。

それから、３点目、環境衛生事業、草刈りの業務委託料ということで、42万円ほど委託料のほう

を計上させていただいております。

この内容ですけれども、こちらは、国納地区の不法盛土、和戸駅の西口といいましょうか、西側のエリアの不法盛土、あそこの草刈り業務になります。これは、今年度も同じように実施をしているところなんですけれども、あき地環境保全条例に基づきまして、あそこの空き地、空き地といっても盛土がありますけれども、その盛土の草刈りの業務を町内事業者に発注することを想定した予算となっております。

それから、最後、アライグマの捕獲処分に関する業務委託料280万円ということで、計上のほうをさせていただいております。こちらは最近、ずっとアライグマが増えているという状況でございまして、具体的に言いますと、３年分ぐらい数字がございますので、ご紹介いたしますと、令和４年度が27頭、捕獲数ですね、アライグマを捕獲した、捕獲したアライグマの頭数、もっといると思うんですけれども、捕獲ができたアライグマが４年度が27頭で、５年度が34頭、６年度、まだ終わっていませんけれども、６年度が今日現在で63頭、ちょっと増えてきております。

この63頭を捕獲、一般の家庭、農家さんとかが多いんですけれども、一般の家庭で捕獲をされた、捕獲器を貸し出します。いわゆるわなの貸出しをして、捕獲をして、捕獲をされたら、いわゆる獣医さんに連れていって殺処分、薬殺するんですけれども、殺処分という形で、最終的には衛生組合で焼却処理という形の処理を行っております。これが、実は１回出動するごとに、職員２名が大体３時間ぐらい拘束されるんですね。これ、63回分拘束されているということで、２名が63回分となると、大分事務負担に支障が出てきておりまして、それでこのたび、外注という形で予算化をさせていただいております。

この280万円は、一応70頭のアライグマを捕獲できるということを想定して策定しているのと、あと一部、こちらは国の補助金も活用できるものですので、ちょっと確定はしていないんですけれども、国の補助も活用しながら、この事業を行っていくという形で考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　では、再質問させていただきます。

まず、１点目の里山体験イベントなんですけれども、竹を使って小学生向けということでございましたが、そのときに竹は使うと思うんですけれども、あそこはすごく、竹が次々、すごく生育しているんですが、その竹を使って、遊ぶだけだともったいないと思うので、例えばこれを商業ベースで考えたりとか、例えば新しい村で何か使うとか、そういったことを考えてはいらっしゃらないのかということ。

あと、次の空き家対策なんですが、今はシルバーさんだけということで、管理活用支援法人というものを使っていけることになると思うんですが、これを町のほうで開拓といいますか、町内の不動産業の方とかに、こういったものを町内でも請け負ってもらえるようにならないかということを進めていくお気持ちがあるかということと、あと、解体工事に補助金が出るということですが、これの限度額があるのかどうか。

あとは、アライグマのほうは大丈夫です。

あと、草刈りの委託料なんですが、私もどこの部分か分からなかったんですけれども、残土のところということで、これは毎年かかるということでよろしいでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えさせていただきます。

まず１点目、西原自然の森活用事業の中の西原自然の森フェスタで、竹の利活用、その利活用が終わった後の再度の活用ということでございますけれども、こちらは私どもとしても、竹の処分に関しては非常に課題だというふうに考えてございまして、一つ、これは実現性があるかどうかというのはちょっと、まだやってみないと分からないところではあるんですけれども、竹炭というものがあります、要は竹を炭化させる。この竹炭というのが、非常に様々な利用価値があるということで、竹炭を例えば作って、それをさらに利活用して、要するに竹の廃棄をさせないということで、私ども環境資源課で、ごみの減量に取り組んでいるというところもございますので、できるだけそういった、例えばなんですけれども、そういうふうに利活用、あるいは最後廃棄しない方法ということを、これはこの事業の展開の中で考えたいというふうに考えておりまして、その辺も見据えた事業設計といいますか、想定した事業展開を考えてございます。

それから、管理活用支援法人に関しまして、町内事業者との連携ということでございますけれども、こちらは環境資源課としましても、当然、町内の事業者との連携というのが非常に重要だというふうに考えております。

こちら、まちづくり建設課が、実は今、先月ですかね、町内の不動産の、宅建業協会等、不動産業の団体さん２団体と連携を結びまして、不動産無料相談会というのをこの４月から役場の会議室で行うということで、この中に、当然空き家の相談も含まれるという形で承知をしておりまして、そこで既に町内事業者、町内の不動産業の皆様と連携ができて、スタートしておりますので、その皆様との連携というのも視野に入れながら、当然、やはり町内の不動産業者さんのほうが、何かと利用者というか、住民というか、空き家の所有者さんについても、非常に安心の部分かというふうに思いますので、そういった町内事業者との連携を中心とした管理活用支援法人の展開・活用ということは、当然視野に入れてございます。

それから、空家等解消促進補助金の解体工事の限度額ということでございますけれども、現時点で、こちらは30万円を上限としたいと考えております。内訳といたしますと、これ、国の補助金が実は活用、こちらもできる形になっておりまして、国の補助金と町の財源で半々15万円ずつということで、30万円という形になっておりますので、それで、補助率は一応２分の１で、上限が30万円という形で考えてございます。

それから、草刈りの委託料でございますけれども、42万円ですね。これは、あそこの残土が解消するまでは、ずっとこれは、基本的には発生し続けるものという形になろうかと思います。ですので、お尋ねの毎年かということに関しましては、残土がある限りは、草刈りの対応は必要になるものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　では、これで最後なんですけれども、空き家の補助金、今、解体工事の２分の１で、限度は30万円ということでしたが、２年間の固定資産税の免除という、こちらの限度はどうでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。大変失礼いたしました。

そうですね、固定資産の増額分の補助ということで、こちらは上限ございませんで、要するに増額した分になりますので、もともと軽減措置を受けていた状態が続く、それに上乗せといいましょうか、元に戻ったといいましょうか、その部分についての補助額ということで想定をしておりますので、こちらについては、上限というのは特に設けてございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

確認を含めて、細かく４点質問させていただきます。

まず１問目です。予算書92、93ページになります。同じく(3)空き家対策事業の中になります。

まず、12節委託料として、空家等緊急安全措置委託料が30万円あります。これは、どちらの委託先になるかをお伺いいたします。

それから、18節負担金、補助及び交付金ということで、空家等解消促進補助金ということで、重複しないところでお伺いしたいと思うんですけれども、こんなことを言っちゃ失礼かと思うんですけれども、この25万円という額が、思っているより本気度が伝わってこないような気がするんですけれども、国の補助とかで30万円のうち15万円がなるとしても、１件ぐらいしか補助できないんではないかという気がしてくるんですよね。そうしますと、本当に不適正管理となっている空き家の管理者への指導を強めていく中で、何かちょっと弱いようなイメージがあるんですけれども、それについてどのようにお感じか、お伺いいたします。

それから、３点目になります。

予算書156、157ページ、(2)清掃総務事業、こちらのほうの18節負担金、補助及び交付金、この中で、久喜宮代衛生組合負担金が４億206万円ということで、前回に比べて4,600万円ほど少なくなっておりますので、これについて、どのように少なくなっているかというのをご説明いただきたいと思います。

それと、その下になります久喜市新ごみ処理施設整備負担金、これが１億8,100万円ということで、今年度は１億3,980万円でしたので、プラス4,200万円というふうになっておりますけれども、こちらの算出方法というか経緯をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

１問目、２問目についてお答えをさせていただきます。

まず１問目、空き家対策事業の、予算書でいきますと93ページですかね、空家等緊急安全措置委託料30万円ということで、この委託先についてということでのご質問でございますが、こちらについては、特に委託先が決まっているものではございませんで、実はこれの趣旨といたしますと、いわゆる緊急安全措置といいまして、例えば、先ほど前段委員の答弁で触れました管理不全空き家、それから特定空き家といって、町が認定した危険度の高い空き家を対象として、例えば台風が近づいてきた、その中で非常に、例えば屋根のトタンが剝がれそうで飛びそうというような危険度が高くて、それをご本人が対応ができないというような状況が確認された場合には、町が代わりに、その方に代わって、必要最小限の安全措置というのを行います。それが、例えば屋根の上ですとか、

要するに、町の職員でもなかなか手が出しにくいような危険度の高いもの、あるいは専門性の高いような作業となりますと、そういった場合に外部の業者様に委託をさせていただいて、必要な措置を行うということで、どのような措置があるかが、ちょっとなかなかこの段階では分かりませんので、30万円という形で計上させていただいているものになります。

それから、空家等解消促進補助金の金額についてのご指摘でございます。25万円という額について、どうなのかということでございますけれども、こちらは、またこちらも重なりますけれども、今現在、町が認定している空き家、先ほどの危険な空き家というのが、管理不全空き家というものが実は５件ございます。実はその５件のうち、既に１件は解体をされておりまして、ですので、実質建っているのは４件ということになりまして、これを、基本的に空き家対策といいますのは、ご本人が空き家を解消していく、要は問題を解消していくことが大原則になります。それができない場合に、どうしても周辺への影響がございますので、行政が必要な措置を行うという原則になりますので、要はご本人に対して空き家の解消を促していくということが空き家対策の基本になります。

その中で、実は今申し上げた５件、実質４件ですけれども、空き家というのは、今年度の８月以降、順次何件か認定をしてきているものでございまして、その中で、本人による措置、対策というのを促している状況でございますので、まずは、いきなり解消補助金を発動するということではなくて、まずご本人が何がしか意思決定、要は解体するのか修繕するのか、そういった意思決定を、ある程度時間が必要ということもありますので、その辺の意思決定の時間等を考慮しまして、いきなり４件全部が解体に動くということは町としても想定しておりません。要は、例えば、これは解消ですけれども、例えば修繕するというような選択肢も当然ございますので、その選択肢の中で、４件のうち取りあえず１件分について、空き家の解体に向けた動きを取られる方を想定した予算策定とさせていただいております。

これ万が一、２件目、３件目という形で出てきた場合には、また、例えば補正予算等で対応させていただくということも視野に入れながら、まずはこの25万円という形で、ちょっと空き家対策自体が、まだ今年度からこういった本格的に始まったばかりでございますので、いきなり立て続けに何件も何件もというふうになるのかどうかというのが、なかなか分かりにくいところもありますので、まず差し当たり１件分ということで、計上のほうをさせていただいているというところになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊でございます。

予算書156ページ、157ページの清掃総務事業、まず１点目が、久喜宮代衛生組合負担金が昨年度に比べて4,600万円ほど少なくなっている理由ということですけれども、主な理由といたしましては、令和６年度、衛生組合のほうでは、令和６年３月31日までに稼働しておりましたし尿処理施設のほうが閉鎖になりましたので、その施設の閉じる、おしまいになる作業というのを特別に実施いたしましたので、その分の費用がかかっていたんですけれども、令和７年度はそれが終了していますので、その分がなくなっているということと、あと電気代のほうが、令和６年度の当初予算においては、衛生組合のほうで大分高い数字で見積り

を出していたんですけれども、年度途中、10月の議会のほうで補正予算ということで、電気代、実額に応じた数字にしたということで、その分が令和７年度につきましても、精査した結果の料金が入っているということで、これだけの差が出ているのが要因となっております。

２点目の久喜市新ごみ処理施設整備負担金１億8,100万円の算出方法なんですけれども、久喜市と令和５年12月28日に締結しました新ごみ処理施設の整備に関する費用の負担の方法の基本協定書に基づきまして、宮代町が負担する一部の金額につきまして、町があらかじめ用意してあった公共施設整備基金3.2億円分を、令和６年度から久喜市へ支払うような形で協議をいたしました。令和６年９月、昨年の９月に、その協議を終えたんですけれども、令和６年度の１億3,900万円につきましては、令和６年度に久喜市さんが、宮代町分として必要ということで計上して、お支払いした金額になりまして、令和７年度分に関しましては、基金の3.2億円から６年度にお支払いしている１億3,900万円を差し引いた残りの額１億8,100万円をお支払いするような形で、対応させていただくことになっております。

令和７年度に関しましては、新ごみ処理施設のほう、現在、地下工事のほうがほぼ完了しまして、今後、地上部分の工事に入る形になります。あと、道路、電気、水道等のインフラ整備も引き続き実施するということですので、そちらの費用に、宮代町が令和７年度に支出する負担分も充てられるような形になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

93ページ、空家等緊急安全措置委託料ということで、分かりました。これ、６年度は空家等適正管理委託料30万円となっていたんですね。それに、今回は緊急安全措置というふうに名前が変わっていたので、少し進んでいるんだなという気がしましたので、ただ委託料になっていたので、その辺がどうなのかなということでお聞きしました。分かりました。

そういう形で、これからも空き家のほうの対策をしっかりと進めていただければと思います。こちらのほうはそれでいいと思います。

それから、157ページ、衛生組合のほうは分かりました。し尿施設のほうの負担金というのが、4,600万円がなくなったということで、北本市のほうでは今回4,300万円という形で、こちらのほうも、実は６年度は4,455万円でしたから、100万円ほど今回少なくなるということで、使用している月として、前年度は途中からだったんですけれども、今回は12か月分としても減っているということで、助かるなという気はいたしております。

久喜市新ごみ処理施設整備負担金ということは、差引きでこの金額になったということなんですけれども、新ごみ処理施設に関しては、どんどん進んでいる中で、やっぱり物価高騰とか、そういった影響額が入ってきていると思うんですよね。そうしますと、負担金自体が、今回は１億8,100万円ということでしたけれども、この負担金が今後増加するという懸念があるんですけれども、その辺について、町はどのようにお考えかをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊と申します。

新ごみ処理施設に関しましては、物価高騰の影響ということで、昨年、一度ご説明のほうをさせ

ていただいたんですけれども、既に契約金額の増額ということで、今話が進んでいるところでございます。

その金額が上がった分につきましては、今回１億8,100万円という金額なんですけれども、今後、さらに整備のほうが進みまして、最終的な金額というのが出たときに、そこに物価高騰分も含まれた形で計算がされますので、宮代町のほう、令和６年度、７年度に3.2億円分をお支払いしていますので、最終的に出た数字から3.2億円分を引いた残りの金額を、久喜市さんには25年間でお返しするという形で考えております。ですので、もちろん物価高騰で影響があった分もそれに含めて、お支払いをしていくような形で考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。再々質問はありません。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

予算書の152ページ、合併処理浄化槽設置推進事業についてお伺いいたします。

今回、10基分の補助金を計上しております。この合併浄化槽の現状というか、教えてください。

２点目なんですけれども、156、157ページ、減量推進事業についてです。こちらの報償費、廃棄物減量等推進員謝礼金に関連したことです。

こちらの推進員は、まず何名いらっしゃるのか。そして、委員さんは各自治会ごとに選出されていると思うんですが、ごみを自治会で回収担当していない地区もあると思うんですが、その件数というか、自治会でごみを管轄しているところと、それ以外のところとかで把握をされているのかというのも、それ以外のところでは、ごみ推進員さんがいらっしゃらないという状態になっていると思うので、お伺いをいたします。

３点目は、じんかい収集事業の補助金なんですが、ごみ集積所環境整備補助金についてお伺いいたします。

こちらの補助金は、１件上限3,000円だったと思うんですけれども、最近強風とか、あとカラスの被害が多くて、ごみのネットを壊されたりとか、そういうことが各地で発生しているんじゃないかと思ってはいるんですが、今回18万円ということで、毎年このような形だと思うんですが、そのあたりの、もう少し補助金の設定を上げるとか、町民の方からのご意見でそういうのがなかったのか、現状どおりされるのかということを、ちょっとご確認でお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○環境推進担当主査（濱田裕也君）　環境推進担当主査の濱田でございます。

１点目につきましてお答え申し上げます。

浄化槽の補助金の現状につきましてですけれども、浄化槽については、生活から出た雑排水をきれいにして川に流すといったところで、補助金を交付している状況でございます。

来年度の予算につきましては、10基分計上させていただいておりますけれども、現状、直近３年間の状況を申し上げます。まず、令和４年度につきましては、６基分の補助申請がございました。また、昨年度、令和５年度につきましては、４基となってございまして、今年度、令和６年度につきましては、現状５基の申請が上がってきている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊と申します。

まず、156ページの減量推進事業、廃棄物減量等推進員の関係でございます。

現在、減量等推進員の方に関しましては、２月28日現在、116人の方になっていただいております。推進員の方につきましては、各自治会の区長さんからご推薦をいただいた方になっていただいております。

こちら、集積所に関しまして、自治会管理の部分とそれ以外の部分があるということで、推進員さんがそこでどういう関わりを持っていくかというご質問かと思うんですけれども、基本的にごみ集積所に関しましては、そこを使っている方同士で維持管理をしていただくような形でお願いしている中、中には自治会様のほうで管理をされているというところもあるかと思います。ですので、もちろん自治会管理の部分は、推進員さんが中心になって管理をしてくださっていると思うんですけれども、それ以外のところ、推進員さんがいない地区につきましては、もちろん、そういう地区から集積所についてご相談いただいた場合にも、こちらといたしましては、その相談の内容に応じて、対応のほうを適宜させていただいておりますので、できましたら、本当は自治会管理でないところも、推進員さんがいていただけるとありがたいんですけれども、そうではない場所も、私たちとしては、自治会管理のところと同じようにごみの対応というのはしておりますので、今後も同じような形で実施していくことを考えております。

あと、２点目のごみ集積所環境整備補助金の関係です。１件当たり上限3,000円ということで、確かにこの金額については、ちょっと少ないんじゃないかというお話もいただいたりしております。

この補助金なんですけれども、町内にごみ集積所1,700件近くある中で、より多くの場所の方にお使いいただきたいという気持ちもある中で、やはり予算の限度というのもございますので、そういった面では、今のところは現状維持の金額で、幅広くお使いいただけるような形で考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　分かりました。

まず１点目のほうなんですが、過去３年間の実績もお伺いできました。

こちら、あと何件ぐらい想定を、合併浄化槽を設置してほしいというか、そういうところは何件ぐらいあとあるのかというのを、もし把握していたらお願いいたします。

次に、２点目について、承知をいたしました。116名分ということで、こちらは分かったんですが、地区でごみ集積所を管理しているというところで、それで回っているので全く問題はないと思うんですけれども、ただ情報として、やはり、例えばカラス被害をどういうふうに対応するかとか、どういう減量推進員さんの中での、そういう研修なり、そういうのがあるのかというのを知っていると、管理する中でも情報が共有できるんじゃないかと思うんですよね。ただそれを、自分で調べたりというのができなかったりもするので、またそういうごみの減量だったり、ごみ集積所の美化というか管理に当たっては、今現状そういった感じで、自治会以外でも対応しているところもあるので、何かこれは、そういう見直しというか、そういうのも必要なんじゃないかなと思いました。

そういうご検討はこれからされるのかということを、もう一度お願いいたします。

最後に、集積所の補助金については、現状どおりということで承知をいたしました。これ２年ごとというのも、この現状ということでよろしいですね。

本当にネットがすぐ破れちゃったりとかするので、２年待とうかとか、つないだりとか、本当にいろいろ苦労されている部分もあるので、何とかそういう拡充もあればいいと思うんですが、今回は承知をいたしました。

○委員長（九山妙子君）　質問１点だけで大丈夫ですか。２点ですか。

答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

１点目、浄化槽の対象の数ということでお尋ねでございますけれども、大変申し訳ありません、手元に実はデータがございませんで、正確な数字というのは、ちょっとこちらでお答えできないんですけれども、私の記憶でちょっと申し上げますと、いわゆる浄化槽の基数、町内にある浄化槽の基数は、たしか1,700基ほどだったと記憶しております。そのうち、今回補助金の対象となる、いわゆる単独浄化槽ですね。今ですと、いわゆる合併浄化槽といいまして、いわゆるおトイレとお風呂、台所、いわゆる生活雑排水と、それからおトイレの水、それが全部一緒くたで処理できるのが合併浄化槽で、おトイレだけのが単独浄化槽、あとは、くみ取りというのが一部ありますけれども、補助の対象とするのは単独浄化槽と、それからくみ取りのお便所のお宅という形になりまして、くみ取りのほうのお宅は、215軒ほど使っていらっしゃるお宅がございますので、それがまずくみ取りの対象ということと、それから単独浄化槽は、先ほど申し上げた1,700基のうち、たしか６割程度は、まだ単独浄化槽ということで、宮代町の場合は。だったというふうに記憶してございますので、恐らく1,000軒近くがまだ単独浄化槽、要はお風呂とか、それから台所の水は、そのままダイレクトで流しているような状況になっているお宅というのがまだ残っているというような状況というふうに、ごめんなさい。私の記憶でございますけれども、というような状況だったというふうに記憶してございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊でございます。

推進員の方への情報発信という点かと思うんですけれども、推進員の方につきましては、毎年年度初めに研修会というのを実施させていただいておりまして、まさに今、ごみでちょっと課題になっている点とか、こちらでご用意している制度等、質疑応答なども受けた形で、情報のほうの発信をさせていただいているのと、あと、定期的に４か月に一度、推進員の方には業務報告書ということで、各地区の管轄している集積所でどういったトラブルがあったのかなど、ご報告いただく内容があるんですが、その内容につきまして確認させていただいた上で、対応策等をご提示させていただいたりしております。

あと、推進員の方向けに、ニュースというお知らせを年に３回ほど発行しているんですけれども、こちらについても、ほかの地区でこういうトラブルがあったことについて、こういう対応をしましたとか、そういう報告的なものと、まさに今の町のごみの状況とかをお知らせするような形で、啓発のほうを定期的にさせていただいているところです。

推進員さんにお知らせしたニュースにつきまし

ては、町民の方にもお知らせするように形で、ホームページが中心になってしまうんですけれども、情報発信のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時４７分

再開　午後　３時５９分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

先ほどの質疑の中の答弁があるようですので、よろしくお願いします。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

先ほど塚村委員のご質問の中で、浄化槽の件数ということで、情報のほう確認ができましたので、改めて補足のほうをさせていただきます。

先ほど私、1,700基というふうに申し上げましたが、実は1,624というのが、保守点検を行った浄化槽の基数でございました。大変失礼いたしました。実際の浄化槽の基数は、令和５年度の数字になります、全体では3,870基になります。失礼いたしました。そのうち、単独浄化槽の基数については2,310基、一方で、合併浄化槽につきましては1,560基、これを合わせますと3,870基ですので、単独浄化槽は、やはり全体の６割ぐらいというのは同じなんですけれども、ちょっとごめんなさい、先ほどの数字が点検をした数ということで、大変失礼いたしました。補足させていただきます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　委員の皆様にお願いいたします。

一番初めの冒頭で申し上げましたが、質疑です。質問ではございませんので、要領よく、しっかり簡潔に質問していただくように、答弁者のほうもよろしくお願いいたします。

では、質疑ございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

六、七点になるかな、お尋ねいたします。

最初にちょっと、抽象的というか漠としているところなんですけれども、リチウムイオン電池のことでお尋ねします。

予算のほうには、もちろん入ってはいないのですが、ここの項目として入っていないけれども、考えのほうを聞くということで……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、予算に入っていないので、窓口でお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　どこかに入っているかもしれない、分からないということで聞きますので、入っているんだったら、そこのところを指摘していただきたいということで、簡潔にお尋ねします。

川口市でリチウムイオン電池が爆発して、なった件がありましたが、その件について、対策をどのように考えていて、予算でどこかに入っているんだったら、それをご指摘ください。

次に、92、93ページの、前段の委員でも何件かご指摘のあった空き家対策のことです。

まず１点として、93ページのほうの報酬のほうで、空家等対策協議会委員報酬並びに、８の旅費のところで費用弁償のほうがありますけれども、この中に町の顧問弁護士である熊川弁護士も委員として入っておりまして、僕が傍聴に行ったときなんですけれども、一応専門家枠として入っている建前だったはずなんですけれども、一般の素人と同じように質問をされるような。果たしてとても、空き家対策の委員の専門家という枠とは違うんではないかということで、あえて顧問弁護士を

入れる必然性も全く感じないというところで、埼玉弁護士会の弁護士のほうに移す考えはあるのかどうか。

年度で多分、この委員というのはなっているんじゃなくて、契約とか期限が決まっているわけじゃないとは思うんですけれども、ちょっと表のほう見ていないから分からないんですが、そこのところをお尋ねします。

次に、先ほど前段の委員でもありました、台風等で危ないときに町のほうでやってというのが、これ多分、民法上の事務管理、697条とかの特別法的な感じで、町の条例とかでなっているとは思うんですけれども、考え方としては、やはり本人がいないところで町のほうで代わりにやって、緊急の場合には本人への通知とかというのは同じようになっているのかというところを、緊急事務管理という形になると思いますけれども、民法でいえばね。本人への通知というのがありますが、考え方の基本的なところは、それでよろしいのかどうかというところを確認させていただきます。

次に、153ページのほうにいったほうがいいかな。153ページのまず和戸の残土、42万円というのは、先ほどのお話を伺う限りでは、毎年これがついて回るというか、なっているような形とお聞きしましたが、これ、たしか記憶では、２年か３年の１月ぐらいに管財人つけて、いろいろとやるというか話があったはずなんですが、それの進捗とか、もしくは他の課の管轄であれば、そこのところとの連携で進捗の管理、いつまでこれが続くのか。

当然これ、新聞報道によれば、最終的に町で１億円以上負担するんじゃないかというのがありましたが、万が一、所有者が誰になっているか分かりませんが、それに請求する場合には当然、こういうのもずっと積算して累計して、それに法定利息を乗っけて、現状５％か３％になっているのかな、404条で。なりますけれども、それは、今までの草刈りの業務だけで結構ですけれども、累計額というのは、どれくらいまで膨らんでいるのでしょうか。管財人つける前から、いろいろと町のほうでやっているとは思いますけれども、そこのところ、全てが税金というのはおかしな話で、取りあえず、最終的に取れるか取れないかどうかは別としても、計上していると思いますので、草刈り業務、ほかにもこれに関するのがあれば、お示しいただきたいんですけれども、それの額をお尋ねいたします。

次に、同じところで、先ほどちょっと前段の委員でもありましたアライグマの、これすごい、280万円てびっくりしたんですけれども、近隣でもやはり同じような感じで、こういうふうなのが出て計上しているのかというところを、大ざっぱで結構ですので、別にこれは細かくなくても。それを教えていただきたいと思います。

次に、156、157ページのじんかい収集事業の……ごめんなさい、減量推進事業のほうですね。生ごみ処理容器等購入費補助金、コンポストとか、前段の委員のときも数までちょっと出てきたので、ありがたいので、そこのところは飛ばすことができるんですけれども、86万円ですよね、個人のほうの。という形ですけれども、これは令和６年度が、電気式が18台、コンポスト５台、ＥＭが１台というふうに24台となっていて、その辺をベースに令和７年度もなっているとおっしゃっていましたけれども、これ、まだまだ認知度が至っていないと。確かに分かっている人でも結構、粉砕してから入れなきゃならないとか、虫が湧くとか、いろいろあるのも承知はしておりますが、まず普及するための、認知していただくためのアナウンス、ＰＲというのが、まだかなというところがあるん

ですけれども、その辺についてはどのようにお考えなのかなというところをお尋ねします。

あわせて、２行下の資源集団回収事業報償金133万9,000円となっておりますが、これちょっと、かみ砕いてご説明いただきたいと思います。

あとは、157ページ、じんかい収集事業、分別アプリ保守料というのが26万4,000円となっておりますが、そもそもこの分別アプリ、僕もちょっとインストールしておりますが、ダウンロード数というか、登録者数というか、それはどのような形になっているのかの推移というか、どれくらい増えているのかとか、その辺のあたりを、これももうちょっと、アナウンスがどうかなというところがあるので、それも含めて、今後のことも含めてお願いいたします。

あとはないかな……そうですね、この辺にとどめておきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、初めに何問の質問とおっしゃいませんでしたけれども、何問ですか。

○委員（佐藤将行君）　言いましたよ。

○委員長（九山妙子君）　すみません、こっちには聞こえなかったので、申し訳ないです。

それで、１番目の……

○委員（佐藤将行君）　嫌がらせ、やめてもらえます。

○委員長（九山妙子君）　嫌がらせではありません。しっかり申し上げます。

○委員（佐藤将行君）　予算委員会２回目ですよ。

○委員長（九山妙子君）　リチウムイオンの電池についてですが、予算書の中に書いてございませんので、一般質問なり、または窓口でお願いいたします。

あと、２番目の弁護士に対してですが、一昨日の質問にも出ておりましたが、結構個人的なものであったり、私もこの会議は委員で出席しておりますが、佐藤委員の発言は、その言葉の一部分を取っての発言と私は思います。委員長として、この辺に関しても質問としては、質疑です。今現在、この弁護士が入っていることが事実ですので、ほかにするとか、そういう質疑ではないので、この辺も担当課、答えられるんだったら答えていただきますが、答えられなかったら結構です。あとの残りはお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　委員長の主観やら感情で言わないでください。

○委員長（九山妙子君）　１回注意です。勝手にしゃべらない、そして守ってください。品位ある議会にしてください。

じゃ、答弁求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えをさせていただきます。

空家対策協議会の委員に加わっていただいております、現在、弁護士ということで、法律の専門家という形で、熊川弁護士に委員にご就任をいただいておりまして、今回、２年間の委員の期間になりまして、２年間の任期が切れますので、次の委員という形になってまいりますが、熊川弁護士を引き続きお願いをしたいというふうに考えてございます。

その理由といたしましては、まず令和７年度、町では空き家対策計画の策定を予定してございます。この計画の中で、当然、空き家対策の様々な施策です、これを検討するという形で考えてございます。その中で、そういった空き家の町の施策を検討いただくに当たっては、やはりこれまでの空家対策協議会で行ってきた議論というのを踏まえた議論というのが望ましいというふうに考えて

ございます。

当然、委員の改選の中では、替わっていただく方も一部あるという形ではあるかとは思うんですけれども、議論の連続性というところをできるだけ担保したい、確保したいというところから、熊川委員に引き続き、熊川弁護士に引き続きのお願いをという形を考えてございます。

それから、もう一点、熊川さんは弁護士ということで、空き家の対策は、先ほど来話があるように、民法の対応とか様々な、いわゆる私有財産ですので、法律上の様々な対応ということが、対応といいますか、解釈を踏まえた対応というのが必要になってまいります。そういった専門的な視点から、弁護士の方の知識、さらに、長く宮代町の顧問弁護士としても宮代町に関わっていただき、様々な行政の課題、法的な課題等にご対応いただいている、そういったご経験を環境資源課としては重視をさせていただいておりまして、そういった、実際の空き家対策ということを今後講じていくというところからも、熊川弁護士のこれまでのご経験というのが生かせるということも考えまして、以上の２点から、引き続きの熊川弁護士の継続しての委員の就任ということを考えてございます。

それから、緊急安全措置の関係でございます。緊急安全措置の本人への通知ということでございますけれども、委員のおっしゃるとおり、本人への意思確認を踏まえた上で、緊急安全措置というのを行うということで、委員のほうは民法上の緊急事務管理というお話をされましたけれども、町では空家特別措置法に基づいた、条例に基づいた緊急安全措置という形で、根拠としてはそういう形で行っております。この条例には、当然本人への意思確認というのを踏まえて、本人ができない場合に緊急安全措置を行うという形で、こちらは設定がございますので、結果として民法の方法と同じかと思うんですけれども、根拠としてはそういう形になっているということでございます。

それから、和戸の残土の対応での草刈り委託料の42万円ということで、今後の将来的な部分ということでございますけれども、こちらに関しては、環境資源課は、あくまでも土地の日常的な管理、特に草の対策について対応しているところでございまして、残土の対応は環境資源課と、主にはまちづくり建設課のほうが対応しております。一部、産業観光課も関わったりはしているので、農地の関係がございますので、関わったりはあるんですけれども、基本的にはその辺の課が分担をしながら対応している中で、残土の解消につきましては、まちづくり建設課のほうで現在取組を進めているところでございますので、ですので、今後の見通し、進捗等々、残土の解消に向けた動きにつきましては、環境資源課ではちょっとお答えが難しいという状況になります。

それから、草刈り委託料の累計額ということでお尋ねございました。

大変申し訳ありません。ちょっと手元に詳しい資料がございませんで、私の記憶というベースになってしまうんですけれども、相続財産管理人の選任を依頼した時点で、それまで町が行っていた、それまでも町は草刈りを、実は委託する形で行っておりまして、その行ってきた委託料の蓄積が、たしか200万円ほどあったと思います。

それから、相続財産の管理人が選任されてから、改めて環境資源課がこの形で委託をしているのが３年ほどございますので、そこが同じように40万円掛ける３で120万円ということですので、300万円ほどの草刈り委託料が既に発生しているというふうに、ちょっと私の記憶でございますけれども、でございます。

それから、アライグマの業務委託の近隣の状況ということでございますけれども、近隣の市町も同様に委託を行っております。私の把握している範囲ですと、春日部市、それから白岡市、それと幸手市、それと久喜市、この４市につきましては、既に委託を行っているということで、宮代町としても、来年度から委託の方式での対応ということに移行するという形で考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊でございます。

予算書の156ページ、減量推進事業の中の生ごみ処理容器に関するＰＲという点なんですけれども、こちら、生ごみ処理容器に関しましては、水分を多く含む生ごみの減量化に大変有効なものでございますので、ありとあらゆるところでＰＲをしていく必要があるかと思います。ごみカレンダーとか、町ホームページとか、分別アプリのほうでＰＲはさせていただいているところなんですが、それ以外にもＰＲできる機会があれば、積極的に対応してまいりたいと思っております。

今年度前半に、生ごみ処理容器等の購入費補助金の交付を受けた方を対象にアンケートなども実施しておりまして、減量化の効果というのを実際に感じた方々の声というのも、これから発信のほうをしていきたいと考えております。

２点目の資源集団回収の概要についてです。こちらは、町内で活動をする団体さんを対象に、資源物の回収をした量１キロ当たり７円分、交付をするような形の制度になっております。現在、町内で15団体が登録しておりまして、町内会や自主防災会、スポーツ少年団などの団体が登録している状況です。

資源集団回収の資源物、対象物なんですけれども、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、古着類などになっております。ごみ集積所のほうに出すのではなくて、引取りの業者さんのほうに持っていっていただいているということで、それに対して報償金ということで、支給のほうをさせていただいております。

次、分別アプリのダウンロード数になります。分別アプリにつきましては、４月１日から公表させていただきまして、２月末現在で3,725件、ダウンロードのほうがございました。こちら、もっとダウンロード数を増やす方向でいきたいと思っておりますので、今、分別アプリ専用のチラシというのを作成しまして、適宜配布のほうをさせていただいておりますので、そういう形で積極的にＰＲのほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　再質問に入ります。

委員長の主観と偏見でリチウムイオンのほうはパスされましたのは、遺憾ではありますが、しようがないでしょうね。

空き家対策のほうの弁護士のほうは……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、そういうところは品位を持ってと言いました。今の言葉、委員長に対して失礼な言い方です。訂正してください。

○委員（佐藤将行君）　どこがですか。

○委員長（九山妙子君）　今、自分が。訂正で。

私、言いましたけれども、佐藤委員、余分なことを言わないでください。質問ではないし、要点だけ言ってください。お願いします。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どこがですか、あなたが言ったの。訂正ですか。

○委員長（九山妙子君）　議事進行しますけれども、

覚えがないような、忘れてしまうようなことだったら、軽はずみに口にしないように、以後お気をつけください。

じゃ、質問お願いします。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　覚えがないとか、そういうふうな偏見もやめていただけますか。言ったことは分かる、どの部分かを聞いただけなんですけれども、そのまま続けろということですから続けますけれども、空き家対策のほうの、２つ根拠を先ほどおっしゃっていましたけれども、後段のほうの根拠は、別に熊川弁護士じゃなくても、法律家の専門家であればオーケーということですよね。

要は、熊川弁護士の能力がどうのこうのとかというのも多少あるけれども、大きくは地元の、特に埼玉県内の弁護士とか、そういうところが……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、今の言葉、何と言いましたか。止めます、委員長として止めます。能力があるかどうかと、そういう言葉は議会では使わないでください。全部議事録に残ります。気をつけてください。個人的なことを責めるような言い方や、そういう佐藤委員の考えを言うことは本当に気をつけてください。そういうことを外してお願いいたします。

質疑を続けてください。

○委員（佐藤将行君）　そこのところ、能力がどうのこうのというのは、あるにせよと、そこのところ、特に針小棒大に言っているわけではないじゃないですか。何を言っているのか訳が分からないです、委員長が言っているの。

そこのところは外して、２つの理由のところ。泉委員みたいに手も挙げずにがたがたと暴言言うの、ちゃんと注意してくださいね。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、今、私、今回２回注意しています。今の言葉も本当に反省がないです。この後、審議に入れなくなります。佐藤委員、本当に気をつけてください。そういう言葉、あとは人の名前を出したり、基本的な議会の運営を妨げるような言葉は使わないようにお願いします。

お分かりいただいたら、手を挙げて発言してください。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　人の名前を挙げてって、別に委員であり、熊川弁護士というところをおっしゃっているんだと思いますけれども、じゃそこのところは、ある弁護士の委員と言えばいいんですか、委員長にお尋ねしていますけれども。執行部のほうからも個人名で出ていますからね。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、中断したくありませんけれども、さっき、泉委員のようにごたごたとか、そういうことも踏まえて、言わないようにと言っています。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　今僕が尋ねたことに、答えていただいていないんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　次の質疑に進んでください。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　質疑する前提として、僕は委員長に聞いているんですからね。

だから、熊川弁護士というのがまずいんであれば、委員の弁護士と申し上げますけれども、そこのところを確認しているのに、どうしたんですかと、これも不規則発言ですよね、金子委員のもね。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　議事進行お願いします。やらないんだったら、３回目注意で退場願います。

○委員（佐藤将行君）　質問に答えてください。

○委員長（九山妙子君）　何で佐藤委員の質問に、

私のほうは委員長として注意をしているんですよ。なぜそれが分からないんですか。しっかりと議事進行するために協力してください。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　しっかり協力していて、質問の意図を把握されていないというところがあきれてしまいますけれども、まあいいです。

２つ、副課長のほうから根拠を出されていましたけれども、繰り返しになりますけれども、後段のところは、どの弁護士でもできるというところはお分かりだ思います、法律の専門家がということをおっしゃっていましたので。

前段のところプラス、前提として地元の弁護士、アクセスもできるし、僕の把握しているんでは１回は出席していますから、そういうふうな交通費とかでも、地元埼玉弁護士会の弁護士のほうが安く済むと。あとは、リモートとかというのもお聞きはしていますけれども、出席しているところを僕、たまたま傍聴したので、そういうところ、あとはまた、そんなに10回も20回もやっているわけではないので、別にこれまでの議事等を説明して、議事録も渡せば、大体の弁護士であれば対応できるのにもかかわらず、そういうふうにこだわっているところ、何年にわたるか分かりませんけれども、そういうところで、もう一度検討し直すべきではないかということで質問をさせていただきました。

今のところの方針というのは、そのような、先ほどご説明いただいたところというのも、納得はしていませんけれども、理解はいたしましたので、これに関してはこの程度にとどめます。また余計なことと、あらぬ疑いかけられるのも何ですからね。

生ごみ処理機の部分ですけれども、購入者へのアンケートを実施、これは非常にいいと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

また、ＰＲとしていろんな媒体を、例えばごみ関係の回覧板やるときに、そこのところにＱＲコードを載っけるとか、いろんな形でやっていただければいいかなというふうに思っております。

資源集団回収事業、これも大枠、15団体という形で承知いたしました。

和戸の残土なんですけれども、先に関連するアライグマ等の近隣もというのはありましたけれども、これどの辺から、北のほうの山のほうがベースなのかもしれませんけれども、どこから、ずっとすんでいるアライグマとかはどうなのか。それとも、この前の久喜市のお猿さんじゃないですけれども、どこからぽっと出てきたのかというのが、分かる範囲で、ちょっと僕も全然分からないので、この近隣、関東平野のどこかに結構住んでいるのが、ぼんぼん逃げ出しているとかいうのが分からないと、いつまでもこんな280万円とか300万円とかなっていきますから、近隣ともお話合いがあると思いますけれども、根本をどうにかしないと増える一方になりますので、そこのところの町としての、現状を把握しているお考えのほうをお伝え願いたいと思います。

あとは和戸の、先ほど相続財産の管理人の選任時までで200万円というのがありまして、120万円、それ以降42万円とかという形になっていますけれども、先ほどちょっとお尋ねしたのが、いつぐらいまでというところはご回答がなかったんですけれども、見込みとして、どこかで区切りつけないと、ずっと町が持っていて、あそこのところが利活用もできないという形になるので、少なくとも環境資源課として、どれくらいを今のところ、めどとしているのかというところを、先ほどちょっと答弁漏れという形になりましたので、お願いいたします。

緊急安全措置、町のほうの根拠、法規としては条例のほうを、空き家等の法律を受けた上での条例を制定して、それに基づいてという形で、立てつけとしては民法の緊急事務管理等と類推的な形で、立てつけは同じような形というのは理解できました。ありがとうございます。

じゃ、以上お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えさせていただきます。

１点目、空家対策協議会の熊川委員の選任については、重ねての答弁になりますけれども、町としては、先ほどご案内させていただきました理由によって、引き続きの熊川弁護士への依頼という形で進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、アライグマでございますけれども、こちらは、捕獲している場所といいますのも町内全域になります。アライグマは、要は餌が非常に多いということと、これは、例えば農家の柿の木の柿なんかも食べていたりとか、あるいは農家さんの要らなくなった野菜類とか、そういったものをあさったりして、非常に、実は人間の生活の中にアライグマの食べ物が非常にあふれているという状況がございまして、これを何とかしないと、実は根本的に解決ができない、餌が非常にあるという状況、それともう一つが、天敵がいないということなんです。

この２つで増えてしまっているということが、これ県のほうからも、県の研修なんかでもそういった話が出てまいりますので、恐らくその辺を根本的に何とか解消していかないと、なかなか根本的な解決というのは難しいということで、県のほうは捕獲圧力を高めろ、つまり捕獲する手をできるだけ増やせというような言い方をするんですけれども、なかなか実際には追いついていないというのが現状でございます。

近隣との連携というのも、当然考える必要があるとは思うんですけれども、なかなか近隣も手いっぱいの状況で、非常にアライグマ対策は、ちょっと手を焼いている状況というのが現状ということでございます。

以上でございます。

失礼しました、あと和戸の残土ですね。和戸の残土のいつまでということで、対応を、いつまでを環境資源課としては見込んでいるのかというお尋ねでございますけれども、こちらに関しましては、先ほど答弁申し上げたとおり、残土の解消については、これは和戸駅の西口の開発も含めて、まちづくり建設課のほうで対応をしておりますので、その見通しが立たないと、私どもとしていつまでというのは、なかなか申し上げにくい部分になりますので、その辺の残土の場所も含めた、あの一帯としての利活用の部分については、まちづくり建設課のほうにお尋ねいただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　残土の件と空き家対策、双方、両方とも、あとはアライグマか、ご説明いただき、ありがとうございます。

ちょっと僕のほうの、アライグマのことですけれども、153ページの。認識がちょっと違ったのかなと思って、よく猿とかいろんなのが出てくるときに、どこか北のほうから移動してきてというのがあるので、今のご説明を伺う限りでは、アライグマはもう、住んでいると言ったら変ですけれども、おのおののところ、出てくるところは、そ

このところにずっと住んでいて、そこで子供を産んでまたという形が、アライグマの場合の現状という形なんですかね。お猿さんというのは北のほうから来たりとかと、移動して昔、赤羽のほうとか行ったりとかしていましたけれども、そういうイメージでいたんだけれども、そうではなくてということなのかどうかを改めて確認させてください。

緊急安全措置のほうは分かりました。空き家対策のほうのも、不本意でありますけれども、分かりました。

というわけで、残土のほう、これは最初のときにお尋ねしたので、まち建のほうとの情報共有に基づいてやっていらっしゃるとは思いますけれども、要はまち建のほうでも、まだめどがスケジュール的に立っていないから、環境資源課としては、それが何らかの手続が終わるまでは、対処療法的に草刈りをやらなければならないというふうな理解でよろしいのかというところの確認をさせていただいて、再々質問といたします。お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

まず１点目、アライグマの発生源といいましょうか、生態といいましょうか、ということのお尋ねかと存じます。

委員おっしゃるとおり、もうアライグマは生息してしまっているような状況になります。例えば、先日ありましたけれども、野生の猿が、多分栃木とか群馬の山から下りてきたというような、そういった由来ではなく、もう住みついているような状況でございますので、これを、いわゆる外来生物になりますけれども、何らかの形で生態系維持のためにも駆除していくということが、埼玉県も防除計画というのをつくって、進めて取り組んでいるところではございますけれども、なかなかこれは、先ほどお答え申し上げたとおり、各市町村とも頑張ってはいますが、要は増える数のほうが多くて、なかなか捕獲数が追いついていかないというのが現状でございます。

それから、残土に関しましては、これも同じでございまして、環境資源課としては、まちづくり建設課と逐一情報を共有しながら対応してございますけれども、まずはまちづくり建設課の動きに応じて、環境資源課として、残土の管理、雑草の管理という部分を、役割分担の中で行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

４点についてお伺いします。

まず１点目は、92、93ページの環境管理費の中の、一つは環境推進事業についてでございます。

なぜ予算化されていないかということでいたんですけれども、先日、全員協議会でよく説明されましたけれども、公共施設へのＥＶ充電ポイント設置、これは読ませていただくと、もちろん住民が充電するときには有料です。しかし、設置に当たっては、国庫補助活用により無償設置、だから予算にも載らないんですけれども、これもやはり環境推進の一つだと思うんですけれども、前進だと思うんですけれども、これについては、いつ頃設置されるのか。具体的には、新年度は７か所なんですけれども、場合によっては増やしていくのかどうか、その辺の予定ついてもお尋ねしたいと思います、１点。

２点目は、同じく92、93ページの空き家対策事業なんですけれども、確かに予算としては、前年度は空き家等実態調査委託料、これは640万円減っています。ですから、その前の予算と同じようになっていますけれども、実態調査が必要で、じゃどういうふうにやっていくかという意味では、前年度は大きな予算だったと思うんですけれども、肝腎な実態調査に合わせて、今度はそれを改善していくための予算なんですけれども、テンポが速いか遅いかというのはありますけれども、そうすると、改善、空き家、先ほどから５件、前段の質問。そのうちの取りあえず１件分ということなんですけれども、これは全部で５件なんですか。

それとあと、緊急対策空き家も30万円あります。前段の質問で、その内容等については分かるんですけれども、これは全体でどれぐらいあったのかどうか。私、ちょっと記憶にないものですから、申し訳ありません。その辺の説明と併せて、新年度予算がこうなんだということでお示しいただきたいと思います。

次、３点目は、156、157の、まず清掃総務事業の関係なんですが、久喜市新ごみ処理施設整備負担金、これも前段の委員で答弁はあったんですけれども、これは建設に当たり、物価高騰の影響がやはりあるということで話しされたんですけれども、これはまだ提示はされていないんですね、先ほどの前段の答弁では。ただ、それがいつ頃になるのか。

この話は、久喜市のほうでも、そういう話があるということで聞いておりますけれども、実際、久喜市と宮代町でこういうふうな分担になりますという意味では、まだはっきり決まっていないのかなというふうに思うんですけれども、その辺、進捗状況と、どういうふうになっていくのか、その点お伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、じんかい収集事業なんですけれども、資源プラスチック類回収業務委託料、これはまだやっております。実際これは、どこと契約しているのか、すみません、確認したいのと、これまでの話では、燃えるごみに、燃やせるごみにしていくということで、かさむという話も何回かしてきたんですけれども、これは住民に、今後丁寧に説明していくという話も聞いているんですけれども、徐々に住民に浸透していくと、何で燃やせるごみにするのという、やっぱりそういう住民の声が聞こえてきます。ましてや、袋が燃やせるようになると、ああいう空気を抜くような、真空にするような状況だと、それはかさまないですけれども、今のままだと袋がやはりかさんでしまって必要なんじゃないか、一方ではそういう心配もあるわけ。

それと、なぜ今さら、これまでせっかく培ってきた、プラスチック容器と一緒に資源ごみとしてやってきたのに、何で燃やしてしまうんだろうというふうな話も住民から聞こえています。その辺どういうふうに、もう時間がありませんよね。令和８年になっていくと、建設にもなっていきますから、その点、どうしてなのかということでお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えさせていただきます。

１点目、電気自動車（ＥＶ）の充電ポイントの設置ということに関連するお尋ねでございました。

まず、いつ頃に設置予定なのかということでございますけれども、現在設置に向けて、連携している民間事業者と共に設置の事前の調整を行って

おります。早ければ１年後ということでございますので、来年の恐らく１月、２月頃に、これは早ければということになりますけれども、設置と、それから使用が開始できる見込みというか、そういうふうに業者のほうからは情報がございます。

設置の基数でございますけれども、こちらは、１施設当たり２から４基の充電器を設置する方向で現在調整しております。基数については今後、委員のご質問でもございましたとおり、国の補助金が確定したら、最終的な基数というのが判明いたしますが、現在では１施設当たり２基から４基程度ですので、先日の全員協議会のほうでは７か所の施設に予定をしているということですので、掛け算しますと、最大では28基でしょうかね、ということで、そのままいくかどうかというのはちょっと、国の補助金次第ということがございますので、定かではない部分ございますけれども、そういう形になっております。

それから、今後の増加するかどうかということについては、実は国の補助金が、令和７年度で一度、打切りといいましょうか、変更になるというふうに聞いております。打切りではないんですけれども、大分減額、要は充電ポイントの設置が進んできたということで、国のほうが、７年度は大丈夫なんですけれども、８年度以降は恐らく減額するんじゃないかということで、そうしますと、無償設置という形が取れなくなるとなりますと、町としては、町の負担の中で設置ポイントを増加していくというのは、ちょっと慎重に判断しなければいけないということでございますので、まずは28基、最大で28基というところをぜひ設置して、確保していきたいというふうに考えております。

それから、空き家対策の中で、空家等解消促進補助金25万円が、それからあと、緊急安全措置の委託料30万円ということで、それぞれ対象が５件なのかということのお尋ねかと存じますけれども、こちらはいずれの解消補助金も、それから緊急安全措置の委託料につきましても、対象としては、管理不全空き家、または特定空き家のいずれかになりますので、管理不全空き家は、先ほど答弁申し上げたとおり町に５件、実際は解体されておりますので４件になりますけれども、が対象になるということでございます。

それから、空き家の件数ですね。今回、今年度、空き家実態調査を行っておりまして、その中で調査会社が、委託業者が調査、全町を実際に歩いて回って把握した件数が、空き家と思われる件数ということで、業者のほうが把握した件数が512件でございまして、少々お待ちください……失礼しました。482件になります。失礼しました、512ではなく482件ですね、の空き家と思われる家屋ということで把握をいたしまして、この482件についてアンケート調査を実施して、その中で、空き家ですというふうに回答いただいた件数が191件、空き家ではありませんというふうなお答えをいただいた件数が86件ということで、合計で277件のお宅の方から、割合にしますと57.5％でございますけれども、この皆様からの回答をいただいているということで、この空き家のアンケート結果を踏まえて、来年度の空き家対策計画の策定に向けての大きなヒント、検討材料として活用していくことということで考えてございます。

それから、もう一点、ご質問ではございませんけれども、補足として、来年度の計画策定につきましては、特に外部委託を行わず、町が自前で計画策定を行う予定ということでございますので、特に予算にはその点が出ていないという状況になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課主幹の田邊でございます。

まず１点目、予算書156ページ、清掃総務事業にございます久喜市新ごみ処理施設整備負担金に関することで、物価高騰分について、まだ久喜市側から提示はされていないかどうか、久喜市と宮代町の分担はどうなっているのかという内容かと思うんですけれども、久喜市と宮代町の整備費用に対する分担割合といいますのは、物価高騰があった場合でも、令和５年12月28日に締結のほうをさせていただきました基本協定書に基づいた割合を適用させていただきますので、宮代町の負担割合としては21.4％になります。

こちらの物価高騰に関する内容なんですけれども、久喜市さんのほうでも、この時期に行っております市議会のほうで、工事請負契約額の変更についてということで議案のほうを提出されておりまして、まさに今審議中のところで、３月の中下旬に議決のときがまいりますので、そこで正式に、物価高騰分も含めた上での工事請負契約費が決まってくるよう段取りとなっております。

２点目、同じく156ページ、じんかい収集事業について、資源プラスチック類の収集をされている委託業者さんなんですけれども、共栄・大盛一般共同企業体という業者さんでやっております。

プラスチック類を今後、燃やせるごみのほうにする経緯で、住民の方が非常にご心配されているということなんですけれども、確かに昨年の10月に広報で、８年12月から燃やせるごみのほうに、プラスチック類も含めて回収をしますというアナウンスのほうはさせていただいたんですけれども、その中ではちょっと経緯等について、詳細にはお示しできていない部分がございます。実際に住民の方にご説明させていただく際には、きちんと今までの経緯というのも、順序立ててご説明のほうをさせていただこうと思っております。

住民の方への説明につきましては、収集日等がこれから何回で実施していくかなど、今、久喜市さんと協議中の部分でございますので、それがある程度見えてきた段階で、住民の皆様にもご説明のほうをさせていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（・九山妙子君）　課長。

○環境資源課長（大場崇明君）　環境資源課長の大場でございます。

予算書の157ページの久喜市の新ごみ処理施設の整備負担金の関係で、物価高騰分の、割合というのは21.4％なんですけれども、契約額の変更額について、どれぐらいの負担をするかということについては、去る９月の全員協議会のときにご説明をさせていただいておりますので、その内容については現状も変わっていないということで、今回、久喜市が議案に出している請負契約の変更がなれば、そのときの割合というか、そのときの割合とそのときの額、提示させていただいた額で、宮代町が負担するということになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、環境推進事業としてのＥＶ充電ポイント設置、内容については分かりました。

これは、令和７年度以降は減額されるんじゃないかという見通しですので、これは何としても、できるだけ多く設置できるように、それは努力していただきたいと思うんですが、これは、あとは２分の１、全額ですからね。２分の１になるのか、３分の１になるか、あとは自己負担とかとなるのか、それは分かりませんが、１基当たりどれぐら

いなのか。もちろん民間と国庫補助金でやるんでしょうけれども、もし分かれば、１基どれぐらいなのかということ。

それから、２点目は空き家対策事業なんですけれども、これは、下のほうが空家等解消促進補助金で、１件は解消しているから、あと４件のうちの１件で、これは新年度予算で１件は解決されるわけですね。という確認と、あと、空家等緊急安全措置委託料なんですが、これは随分件数があるんですけれども、そのうちの何件分なんでしょうか、新年度予算については。

それから、これは早めなければいけないと思うんですけれども、委託ですから、町でやるわけでもないから、できるだけ早くやらなければいけないと思うんですけれども、自分の議員としての話はできないんですけれども、町民生活課時代、もっと古い話については大分改善されております。正直言って、どうしようもない、斜めになって今にも倒れそうな空き家だってありました。そういうのはなくなりましたけれども、やはり住民からすれば、優先順位というのは町で決めるけれども、隣にそういう危険な空き家があれば、それは住民からすれば、即改善してほしいんですよ。それは分かると思うんですけれども、なかなかそれが改善されないというのが実態かと思うんですけれども、これは今、予算では、なるべく早くというのが至極当たり前の要求なんですけれども、これはなるべく早く、やっぱり予算づけをして、そういう空き家を解消してほしい。それが切なる思いなんですけれども、取りあえず、新年度はどの程度なのかお尋ねいたします。

それから、156、157なんですけれども、分かりました。

これまでの、課長からも補足説明がありましたけれども、物価高騰については、あまり考えられないのかな。でも、ここのところの物価高騰というのは目に余るようになっておりますので、そうはいかないというふうに思いますけれども、これは、そうすると、久喜市議会で今まさに審議中ということなんですけれども、それが終われば、ある程度、町の負担、自動的に21.4％ということになってしまうので、それが可決されれば来てしまうということで解釈していいのかどうか。

それと、じんかい収集事業の資源プラスチック回収業務委託料なんですけれども、ここで聞いたからといって、はい、そうですかというわけにいかないし、住民への説明というのはこれからですし、分かりませんけれども、これはそういう声は、私もだんだん聞こえてきています。

そもそも、プラスチック類を燃やせるごみにしなければいけないのはなぜかというのがあるんですよ、その前に。その点については、どういうふうに住民に返したらいいのか、その点お示しいただきたいと思う。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えをさせていただきます。

１点目、電気自動車（ＥＶ）充電ポイントの設置費用に関するお尋ねかと思います。こちらは設置業者からは、１基当たり130万円ほどということで聞いてございます。これが国の補助金、それと利用料収入、使用料ですね、有料で、委員ご案内のとおり、使用料の収入で賄って、最終的にはこれを回収していくというようなことになってございます。

それから、空き家対策事業の空家解消補助金、１件分ということで、ご説明に対して、１件は解

消するかというお尋ねでございますけれども、こちらは５件、実質４件の空き家を対象とするものではございますけれども、これは基本的には、先ほど答弁申し上げたとおり、空き家の対策というのは、基本的にはご本人が取り組むべきものということで、行政は、それでどうしてもできない範囲を補完するような立場でございますので、まずはご本人が、解体を含めた空き家の解消ということに取り組んでいただくことが基本となります。

そういったご本人による対応をしていただけるように、昨年おととしよりも、法律に基づいた指導ですとか勧告といったことで町は行ってございますので、まずはそういった指導・勧告等、ご本人とのやり取り、直接的なやり取りの中で、空き家の問題の解消に向けてアプローチをしていくという中で、ですので、その中で、解体に向けて実際に動くというようなお声をいただきましたら、この解消補助金というのが活用できるということになりますので、必ず１件を解消するというような趣旨ではないということはご理解いただきたいと思います。

あと、空家等緊急安全措置委託料30万円で、これが全部で何件対象になるのかというお尋ねでございますけれども、繰り返しの答弁になって大変恐縮なんですが、この緊急安全措置というのは、町が認定した管理不全空き家を対象、管理不全空き家もしくは特定空き家、これが対象となりますので、現状では、度々申し訳ありませんが、５件、実質は４件が対象となる、この30万円については。それが台風等の接近で、緊急的に措置が必要になって、本人が対応できないというような状況になったときに、いよいよこの30万円を使って、専門の業者等に委託をしまして、必要最小限の安全措置を行うといった趣旨のものでございますので、先ほどご案内した四百八十何がしの空き家の件数全部が対象になるというものではないということでご認識いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課の田邊でございます。

まず、久喜市新ごみ処理施設の物価高騰の件に関しまして、現在、久喜市議会のほうで変更契約分、議決がされれば、それが宮代町としての負担額に反映されるものかというご質問ですが、昨年の11月の全員協議会でご説明させていただいた資料にございます金額につきまして、まさに今、久喜市議会のほうで審議を行っている数字となっておりますので、基本的には前回11月の全員協議会でご説明した内容の数字で、今後、久喜市さんとは負担をしていくような形になってまいります。

続いて、資源プラスチック類を燃やせるごみとしたことについて、どのように住民の方にご説明をしていくのかという点ですが、こちらは令和３年度に行われました廃棄物処理検討委員会のほうで検討した結果に基づいて、方針のほうを決定させていただいたんですけれども、そのときにプラスチックのリサイクル状況や、現在のごみ処理にかかっている費用面なども含めまして総合的に判断をして、現在の方針にさせていただきましたので、同じような形で、ご説明する際には内容をご提示したいと思っております。

あと、住民の方に対しまして、プラスチック類につきましては、今後燃やすだけではなくて、資源回収のルート、いろんなスーパーとかに白トレーとかプラスチック類の回収ボックスもございますし、あとセキ薬品のほうにも、プラスチックの空容器の回収ボックスを昨年11月から設置させていただいたんですが、このように自分で資源の道

になるような形の方法もあるということを情報発信というのもしていきながら、ご理解いただこうと思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

では、１点だけ再々質問させていただきます。

92、93ページの空き家対策事業なんですが、ずっとおっしゃっていることは分かります。

これまでも、とにかく指導・勧告の上では、国の法的根拠がはっきりしたし、国のほうもそれで済むのかなと思っていたけれども、やはりこれは税金が動くから、本人がイエスと言わないと勝手にできないわけですよ。それは危険な空き家だからといって、どんどん使うわけにいかない。その辺が難しいところだと思うんですけれども、かといって、必要最小限、台風だの強風、いろいろあると思うんですけれども、それで第２次災害が起きてしまうと、それもまた、もちろん心配ですよね。

ですから、どこまでというのはあるんですけれども、その辺は、さじ加減というのは難しいところだと思うんですけれども、いずれにしても、税金をそういうのに出せないから、合意できないからと使えないとは思うんですけれども、その点、必要最小限というのはどういうふうに判断するのか、その点だけ、最後お願いしたいと思う。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えさせていただきます。

緊急安全措置の実施の判断でございますけれども、こちらは条例上、本人への確認を行って、ただ確認を行っても、どうしても確認が取れない場合には、やむを得ない措置として実施をすることになっております。でございますので、まずは本人の意思確認が前提にはなります。アプローチを試みますが、なかなか本人から連絡を取れない、あるいは本人がなかなか返事をしてくれない、そういった場合には、緊急安全措置をするということで、これは実施するという方向で、かじが切れる形に条例上なってございます。

必要最小限度と申し上げたのは、これはいわゆる、価値を生み出すと言うと、ちょっと大げさかもしれないんですけれども、例えば大げさな話、きれいにしちゃう、要はよくなっちゃうというようなことではなくて、先ほど、例えばトタンがべらべらしているということですと、トタンが剝がれて、要するにそれ以上悪くならないようにということだけをやるということですので、そこを例えば何か別のもので覆って直すような趣旨ではなく、危険なものを除去するというのを意図として、必要最小限度というふうに申し上げました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で環境資源課分の質疑を終了いたします。

―――――――――◇―――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月７日金曜日午前10時から委員会を開き、健康介護課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　５時０８分

予　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１３名）

	佐藤将行君	丸藤栄一君	
	九・山妙子君	福澤和美君	
	野原洋子君	金子正志君	
	小島あけみ君	泉伸一郎君	
	鈴木次男君	合川泰治君	
	塚村香織君	土渕保美君	
	川野武志君		
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

健康介護課長	草野公浩君	健康増進室長兼子ども家庭センター副所長	竹花治君
健康介護課主幹	石井栄君	健康介護課主幹兼子育て支援課主幹	山内一生君
健康介護課主幹	鈴木健司君	健康介護課主幹	加藤智浩君
子育て支援課長	柴﨑記代子君	子育て支援課副課長	飯山保孝君
子育て支援課副課長	吉田直子君	子育て支援課主幹	清水邦江君
子育て支援課主幹	伊東文子君	子育て支援課主幹	小野美保君
みやしろ保育園主査	服部恵美君	国納保育園主査	井上久美子君
こども笑顔担当主査	飛鳥馬則子君	こども安心担当主査	松岡祥哲君
こども保育担当主査	中村有希君	住民課長	榎本恭一君
住民課主幹	高橋正巳君	住民課主幹	田原浩介君
年金担当主査	山﨑貴君	国保・後期担当専門員	稲宮辰男君
国保・後期担当主査	安部麻里亜君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。これより、３月５日に引き続き予算特別委員会を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２６号の審査（健康介護課・子育て支援課・住民課）

○委員長（九山妙子君）　本日は、議案第26号　令和７年度宮代町一般会計予算についてのうち、健康介護課、子育て支援課、住民課分の順に質疑を行います。

これより、健康介護課の一般会計分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

質問するときは、委員の皆さんは、必ず何点質問かを言うようにお願いします。

そして、議員必携の134ページにございますが、発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるというものではない。おのずから節度のある発言でなければならないということです。

一定の会議の進行に従った発言をされるよう、委員の皆様には、ご協力よろしくお願いいたします。

では、担当課長から、出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（草野公浩君）　おはようございます。

健康介護課です。よろしくお願いいたします。

それでは、職員の紹介をさせていただきますので、よろしくお願いします。

私、健康介護課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　おはようございます。

健康介護課主幹の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（竹花　治君）　おはようございます。

健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）　おはようございます。

健康介護課主幹の山内です。お願いします。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　おはようございます。

健康介護課主幹の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　おはようございます。

健康介護課介護保険担当主幹の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

では、質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木次男です。

７点質問させていただきます。

まず、予算書の122ページ、123ページ、(3)のみやしろ健康福祉プラン策定事業の12節委託料327万8,000円の介護予防・日常生活圏域ニーズ調

査委託料ですが、令和７年度の新事業だと思いますが、内容を詳しくお願いします。

続きまして、予算書122ページ、123ページ、(4)低所得者利用者負担対策事業の18節介護サービス利用者負担助成金が、令和６年度は559万2,000円で令和７年度は500万円と、約60万円の減額です。これは実績ベースなのか、利用者が減ったのか、またその他の理由があるのか、詳しくお願いいたします。

３点目、予算書124、125ページで、(7)長寿いきがい支援事業の11節役務費で、郵便料が、令和６年度は23万6,000円で令和７年度は８万1,000円です。これは、令和７年度に77歳のお祝いがなくなったからですか。この辺の説明、よろしくお願いします。

続きまして、予算書の148ページ、149ページ、(4)健康調査事業の12節委託料で健康調査電算委託料が、令和６年度は21万8,000円が令和７年度は249万2,000円と、かなり高額になっています。これは健康管理システムの修繕だと思いますが、ハード面なのかソフト面なのか、説明をお願いいたします。

続きまして、同じ項目で、大腸がん検査委託料が他の検査委託料に比べて、かなり増加しています。令和６年度は653万4,000円で、令和７年度は872万9,000円になっています。これは検査人数が増えたのか、それとも検査費用が増えたのか、説明よろしくお願いいたします。

続きまして、予算書の148ページ、149ページ、(5)健康教育事業で、私たちの予算書では79ページで、予算書には明確な項目がないのですが、健康づくり・食育推進・自殺対策事業で、令和６年度は190万円が令和７年度は93万円と、約100万円の減額になっています。この減額の理由をお願いいたします。

最後になります。予算書の150ページ、151ページで、(7)不妊検査費用助成金事業の18節負担金ですが、助成及び交付金の不妊検査負担金助成金が、令和６年度は64万円で令和７年度は54万円と、10万円減額になっております。これは実績ベースなのか、補助金額が減ったのか、説明よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

順不同になりますが、私のほうから、２点目のご質問に対して回答させていただきます。

失礼いたしました。着席させていただきます。

２つ目のご質問で、予算書の122ページ、123ページ、低所得者利用者負担対策事業、こちらで６年度559万2,000円が、およそ60万円の削減となった理由ということでご質問かと思います。

こちらの削減の理由でございますが、直近、過去３か年平均支出額を確認しましたところ、およそ466万円程度となっております。また、直近の過去５か年平均支出を見ましても。500万円を下回っている状況がございましたので、今回500万円という形で削減をさせていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

私のほうから、１点目及び３点目の質問についてお答えをいたします。

まず１点目、予算書の122ページ、123ページにございますみやしろ健康福祉プラン策定事業につ

いてのご質問でございます。

こちらにつきましては、３年に一度行われる事業ということになってございます。この中身につきましてですが、３年に一度、健康福祉プランを策定するわけなんですけれども、次回策定する年が令和８年度になります。８年度中に作成するために、その１年前である令和７年度に、ニーズ調査というものを実施する予定でございます。

このニーズ調査というものが、プランにとても重要なネタづくりといいますか、重要な収集作業になります。これを、国から示された質問であったり、町のオリジナルの質問も交えて、住民の方にニーズ調査を行って、それを取りまとめる事業という流れとなってございます。これらが、おおよそ327万8,000円の委託料ということで組ませていただいている事業でございます。

それから、３点目の質問でございます。予算書の124ページ、125ページの長寿いきがい支援事業、こちらの役務費、郵便料ですね、こちらが減った理由でございますが、委員ご指摘のとおり、77歳の方のお祝いがなくなったことの影響でございます。人数も、当初積算したものは、おおむね670人ぐらい、77歳の方がいたんですが、670人分の郵送料がなくなったことによる減ということでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

健康介護課主幹の山内です。

では、私のほうから、残りのご質問について答弁させていただきます。

予算書148、149ページの健康診査事業、12節委託料の健康診査電算委託料の件でございます。

こちらのほうは、健康管理システムに、がん検診の事業者のデータを健康管理システムに取り込むための改修でございます。

続きまして、同じく148ページ、149ページの大腸がん検診委託料につきましてです。こちらに関しましては、検査人数を1,000人から1,500人に増やしたことによるものの増額でございます。

続きまして、同じく148ページ、149ページ、健康教育事業、私たちの予算書の79ページ、健康づくり・食育推進・自殺対策事業で、190万円が93万円に減った件でございます。こちらに関しましては、いろいろあるんですけれども、大きなものとしては、昨年度行っておりました運動オンデマンドの委託料が約80万円程度ございましたものを今年度は実施しないので、その分の減でございます。

そして、最後に、予算書150ページ、151ページ、不妊検査費の助成事業でございます。こちらに関しましては、令和６年度までは不妊治療、治療費に対しては補助を行っていたところなんですけれども、不妊治療が保険適用になりましたので、来年の７年度からは補助しないということで、その分が減額になっておるものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、最後の質問の再質問をさせていただきます。

不妊治療の助成金なんですけれども、来年度から不妊治療を行わなくなって、今まではやっていたということでよろしいんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

健康介護課主幹の山内です。

不妊治療の治療費なんですけれども、県のほうも町のほうに補助が出ていたのが、令和６年６月

ぐらいまでの対象、要は県のほうでもお金の補助があって、それを兼ねているんですけれども、保険適用になったので県がなくなって、町ももちろんない、要は今までは自由診療だったので、10割だったんですけれども、３割だとかそういうふうになったし、あとは、高額になれば高額療養費の対象にもなると思いますので、そういうことで町のほうとしては補助がなくなった、今もう既に保険適用になっています。

以上です。

○委員（鈴木次男君）　すみません、再々質問なんですけれども、私もこの件で、うちの関係の人が不妊治療を受けていて、なんですけれども、東京、千葉はまだ続いているんですよね、不妊治療の。埼玉は、検査だけが県の助成の中でなっていてということで、その中で、埼玉の中でも春日部市とかさいたま市とかは、不妊治療の特別何とかという部分に関しては助成が出ていると思うんですけれども、宮代町は今後、そういうところで特別に何かという考えはあるのか、最後にお聞きします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

健康介護課主幹の山内です。

現在のところ、町のほうとして、治療費に対して出すというのは、特に検討はしていないところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

３点お伺いいたします。

予算書の148、149ページ、私たちの予算書のほうは79ページの(5)健康教育事業について、３点お伺いいたします。

私たちの予算書のほうの総事業費が418万円で、予算書のほうが461万4,000円になっているんですけれども、金額がなぜ違うのかお伺いいたします。

２点目が、12節の委託料で、採血委託料７万5,000円なんですけれども、令和６年度予算にはなかったんですけれども、新しくイベントを予定されているのかなと思ったんですが、こちら、計上の理由を教えてください。

３点目の質問は、同じく12節の委託料の健康教室実施委託料についてです。令和６年度は223万6,000円でしたが、令和７年度は48万2,000円と削減されていますが、その理由をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

健康介護課主幹です。

予算書148、149、私たちの予算書79ページで、健康教育事業の予算の額がということなんですけれども、これは、私たちの予算書のほうの実行計画事業のほうと一般を、23ページの43万円と79ページを合計したものが、予算書にある事業費になります。

続きまして、採血の委託料なんですけれども、こちらのほうは、例年、血糖コントロール教室というのを開催していたんですけれども、今回、皆さんもご存じのとおり、国保のほうで２億円になって、町のほうでは糖尿病だとか、そういうのの方が多いということで、それに対応するということで、今まで血糖をやっていたんですけれども、コロナになって採血をやっていなかったんですね。なんですけれども、やはり採血をやったほうが、皆さん効果があるということで、採血をやることで、加えて採血だけじゃなくて、運動教室のほう

も大幅に回数を増やして、拡大して実施するということで、今回予算を増やしているところでございます。

最後に、健康教室の委託料の減の理由ですけれども、先ほど鈴木委員のところでもお答えいたしました運動オンデマンドの減と、あともう一つ、マイレージのほうでデータの分析業務委託というのをやっていまして、それは県立大学さんのほうにお願いしていて、そこでできた報告書を基に県のほうで、報償金というか、そういう優秀な、前も埼玉新聞に出たんですけれども、優秀で表彰されていて、お金が出るのがあったんですけれども、それがちょっと少なくなってきたので、お金をかけて分析するというのを来年度はやめさせていただくということで、委託料を減額しているものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかにございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。

３点質問させていただきます。

予算書の147ページ、保健予防事業で12節の委託料、帯状疱疹予防接種業務委託料なんですけれども、令和７年度から定期接種化ということで、685万1,000円の委託料が計上されていますが、令和７年度の対象人数、65歳と５歳刻みですけれども、対象人数と、あと、予算を計上するに当たっての想定人数が分かれば、お願いします。

２点目が、委託料なんですけれども、生ワクチンと不活化ワクチンとあると思うんですが、令和６年度は生ワクチンのほうが多かったと思うんですけれども、委託料を計上するに当たって、生ワクチンの委託料が幾らかと、不活化ワクチンも金額が同じなのか、違うのかということと、計上の割合ですね、それが分かれば、お願いいたします。

３点目が、前段の委員ともちょっと重なると思うんですけれども、健康管理システムの改修ということで、こちらの、先ほど前段の委員は、健康診査、がん検診を取り入れるということで、システム改修ということだったんですけれども、保健予防事業のワクチン接種関係の改修の内容をお願いします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職と氏名まで述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

健康介護課主幹、山内です。

予算書147、148、帯状疱疹ワクチンの委託料でございますが、生ワクチンが2,352人の接種率40％で、不活化ワクチンのほうが同じ人数の2,352人の接種率40％で、町のほうが支払う額はどちらも同じです。

続きまして、健康管理システムの改修ですが、健康診査事業……

○委員長（九山妙子君）　12節の委託料の中の健康管理システム改修委託料についてだと思います。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

失礼しました。

こちらの改修に関しましては、標準化の関係で、標準のレイアウト改版に係る健康システムの改修となっておるところでございます。

以上です。

すみません、健康介護課主幹の山内です。

対象者なんですけれども、65歳から５歳刻みになっていまして、合計が2,352人、先ほど申し上げた人数でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　それでは、再質問させていただきます。

対象人数が2,352人ということで、その40％分の人数を計上したということでいいのでしょうか。ちょっと人数を知りたかったんですけれども、それは40％ということなら、承知しました。

あと、委託料の金額、町が負担する委託料の金額をお聞きしたのですが、それがちょっと回答がなかったので、お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

健康介護課主幹の山内です。

委託料に関しましては、１件当たりにつき4,000円でございます。それは生ワクチンも不活化ワクチンも同じでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　町が負担するのが4,000円ということで、個人負担はお幾らになりますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

健康介護課主幹、山内です。

不活化ワクチンに関しましては、町が4,000円ですので、生ワクチンが4,860円で、不活化ワクチンは１回につき１万8,060円でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

２点質問させていただきます。

予算書の124ページ、125ページの長寿いきがい支援事業の18節シルバー人材センターの補助金で650万円となっておりますが、こちらの補助金の内訳というか、内容を教えてください。

同じ124、125ページの高齢者等タクシー助成事業、私たちの予算書では17ページでございますが、こちらの高齢者等タクシー利用助成金について、みんなの予算書、私たちの予算書のほうでは、こちらを利用する利用の仕方が、乗車地と降車地のいずれかが宮代町内であることとございますが、これは来年度からこうなったのか。あと、利用の仕方がちょっと複雑で、１回の乗車で１人２枚利用可能なんだけれども、複数の登録者が同乗の場合は１人２枚までというのが、75歳が２人乗った場合、その２人が２枚ずつ使えるのか、こちらをお聞きいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

ただいまの質問、２点ございます。

予算書の124ページ、125ページ、長寿いきがい事業、18節のシルバー人材センターの補助金の関係でございます。

こちらは、シルバー人材センターが実際に運営する費用の一部として補助金を出しているところでございます。ここには当然、人件費とか、あるいは実際に事業を行っていく上で必要な経費、そういったものに充てられるものでございまして、これを毎年、シルバー人材センター宛てに一括してお支払いをしているものでございます。

それから、続きまして、タクシー助成事業につきましてですけれども、まず乗車地と降車地の話についてお答えをいたします。

これは、従来から考え方は全く変わっておりませんで、同じなんですけれども、乗るところの場所が宮代町であれば、まずオーケーだということ

でございます。あるいは、降りるところが宮代町内であれば、オーケーという考え方でございます。

最初の乗るところがというところですが、ご自宅から乗って、例えば久喜市に行きます、これはオーケーでございます。今度、逆に久喜市から戻ってくるときですね、久喜市でタクシーをつかまえて宮代町に戻ってくる場合、これもオーケーでございます。これが乗る場所、降りる場所の制限する話でございます。

唯一駄目なのは、久喜市から乗って杉戸町で降りるというパターン、町外から町外は駄目ということでございます。ですので、乗車地、降車地の考え方は、いずれか、どっちかが宮代町であればオーケーですよという考え方でございます。従来から変わっていないところでございます。

それから、同乗者の話がございました。１人２枚まで使えますよという話の中で、同じ75歳以上の方が２人、３人乗った場合どうなるんだという話なんですが、もちろん券を持っている方２人で乗った場合は、それぞれ２枚ずつ出し合いますので、４枚まで使うことができます。

唯一駄目なパターンというのが、同じ75歳同士が２人で乗っても、片一方の方は券を持っていない、つまりタクシー助成券を持っていない方と同乗した場合は、これは申し訳ないけれども、持っている方２枚分しか使えないです。だから、タクシー助成券を持っている者同士で２人、３人乗れますね、３人で乗れば、最大で６枚まで使うことができる事業でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

再質問させていただきます。

シルバー人材センターの補助金650万円出ていますが、今、人件費等その他入っているということで、こちら、利用者からお金も入ると思うのですが、それでは賄えないということでしょうか。

あと、こちらの高齢者、タクシー券のほうはよく分かったんですけれども、何で私が来年度からですかと聞いたかといいますと、町の方が、春日部市から乗ろうとしたら使えないのよねというお話を聞きましたので、それがうまく浸透していないのかなと思ったのですが、こちら説明とか、どのようにされているのかお聞きします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

再質問についてお答えをいたします。

まず、シルバー人材センターでございます。こちら、会員の方が当然いらっしゃいますので、年会費というものを、たしか4,000円ぐらいお支払いをされて、シルバーの登録をしていると。

実際問題は、本当に人件費、事務局の人件費もそうですし、理事の方、いろんな人件費もあるんですけれども、それから車の維持であるとか、建物の賃借であるとか、様々な費用がございまして、どうしても会費だけでは賄えない状況でございますので、そこを町からの補助金と、同額で国からもお金が出るんですけれども、会費によって運営をするというところでございます。

それから、タクシー助成の話でございますが、春日部市から使えなかったというご意見でございます。

恐らくなんですけれども、タクシー助成事業は業者が決まっていまして、杉戸町にある３つのタクシー業者のみしか使えないという事業でございます。なので、春日部市から乗ろうとしたときに、その杉戸町の３社じゃない、春日部市の交通タクシー業者であるために、断られたんではないかと

いうふうに推測されます。杉戸町のタクシー業者が、たまたま流しで春日部市のところに来ていれば、つかまえることはできるんですが、そこになければ、止まっていなければ使えないというところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　分かりました。

そうしますと、今のタクシー助成券のほうなんですけれども、乗車地が、どちらかが宮代町であればということで、ご説明されていると思うんですけれども、タクシー会社が違うとということまで、きちんと説明はされているのでしょうか。

あと、シルバー人材のほうなんですけれども、結局、利用者から頂いている金額だけでは賄えないということですけれども、ほかに、やはり働きたいという高齢者の方、結構いらっしゃいまして、シルバー人材だけではなくて、何か考えていることがあるのかどうか、それだけ最後に質問します。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

まず先に、シルバー人材センターのほうからお答えをします。高齢者の中で働きたいというニーズがあるというお話でございます。

今のところ、制度としては、シルバー人材センターの１点ということでございますが、それ以外にも町としては、就労の場、働く場という情報の収集には努めているところですが、制度としては、まだシルバーしかないというところでございます。

それから、タクシー助成のほうですが、説明をしているかどうかの先ほどの点でございますが、窓口で申請をされる際に、タクシー業者が決まっていますよというお話を必ずさせていただいております。なので、たまたまその３社がない地区で乗ろうと思っても使えないのでという話はしているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点質問をさせていただきます。

予算書の154、155ページの(1)福祉医療センター運営事業についてお伺いいたします。私たちの予算書では80ページになります。

こちらの主な経費というところで、80ページに載っているんですが、来年度するこういった工事などのご説明と、あと、昨年から616万円が減になっている、これも工事のことだと思うんですけれども、併せてお願いをいたします。

まず、それでお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　健康介護課主幹の石井でございます。

予算書154ページ、155ページ、福祉医療センター運営事業の中の工事請負費に関します具体的な内容について答弁いたします。

私たちの予算書80ページにも記載があるんですが、令和６年度に外壁等の劣化に伴います診断のほうを業務委託のほうで行っている関係で、その報告書が当該年度に上がってきますので、その報告書に基づいた、来年度の改修工事に向けました設計業務のほうを予算計上させていただいております。金額につきましては、1,476万円となっております。

あと、もう一点なんですが、公設宮代福祉医療センター、開設以来二十何年経過しておりますの

で、いわゆる設備機器等の更新の時期がかなり多く出ておりまして、その中で、特にボイラー、六花につきましては、簡易的な真空式温水ヒーターという設備がありまして、こちらの更新工事を来年度予定しておるところです。そのための予算計上でございます。

最後に、令和６年度と比較しまして、令和７年度の工事請負費の予算が大分減少しておるというところなんですが、当該年度、令和６年度につきましては、既に終わっている工事なんですが、例えばエレベーターのオーバーホールですとか、あとは電話交換設備の全改修の更新工事ですとか、一つ一つ単価が高かったものが令和６年度はございまして、令和７年度につきましても、財政当局のほうに機器設備の更新の予算要求をしたところなんですが、なかなか町全体の予算の中で、六花だけ、公設宮代福祉医療センターだけを特筆して予算づけするというのは難しいということで、採択されたのが工事請負、この２本になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

工事の内容は分かりました。

来年度は外壁などの設計ということで、その後、またその次の年に工事ということになるのかなとは思うんですが、あとどれくらい工事をしなければいけないというか、そういうものがあるのかというの、ありましたら教えてください。

それから、福祉医療センター六花として、こちらの80ページにもございますけれども、何か来年度変わるような内容があれば、教えていただきたいんですけれども、たくさん要望は伺っているとは思うんですけれども、それで今年度、本部のほうともお話合いを重ねたということも伺っていますので、もしその内容を踏まえて、変化する、改善できることがありましたら、教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　主幹の石井でございます。

具体的なタイムスケジュールなんですが、令和７年度に委員おっしゃるとおり、改修工事に向けました設計業務のほうを予算計上させておりまして、なかなか短期間で積算したり計算したりするのも、なかなか難しいものですから、令和７年度、１年かけまして設計業務のほうをさせていただいて、予算の話ですので、こちらが満額かなうかどうかは分かりませんが、令和８年度につきましては、大規模な改修工事になる見込みとなります。その金額の規模につきましても、令和７年度の改修工事設計の中で密に詰めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　主幹の石井でございます。

委員からご質問いただきました後段の、主にソフトからの、来年度の六花の動きといいますか方針を、我々事務当局との打合せをやっているかどうかという話なんですが、特に目立った新しい事業というのは、話合いの中でお互いの内容として出たものは、今のところありません。ただ、決められた指定管理の業務の委託内容の中で、きっちり町の保健衛生を担う法人として、今後とも継続してやってもらいたいというのが、我々事務局の考えであります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

工事については分かりました。

令和８年に大規模改修をやるということで、来年度はボイラーを替えたりとかされるということなんですが、それ以外では、当分改修するところはないということで、最後ご確認です。

それから、ソフトということで、六花のサービスについてなんですけれども、そういうお話合いを重ねても、来年度改善されるところは、特に今のところはないということなんですが、今後やはり、時間であるとか、たくさん要望は聞いていると思うんですが、継続してそれをお願いしていくと思うんですが、今後どうなっていくのかというのは、見通しとしてどのように捉えていらっしゃるのかという、最後教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　主幹の石井でございます。

先ほどの再質問、回答が１点漏れていまして、大変申し訳ありません。

大きな施設でありますので、軀体の部分はもちろんのこと、中のいろんな機械設備等も、二十数年たっておる関係から、いずれ更新しなければならないものというのも多々、要望は上がってきております。あわせまして、医療機器全般に関しましても、一つ一つの単価が非常に高いものですから、その辺の更新要望も毎年、六花のほうからいただいているところではありますが、ただ、最初に申し上げました町全体の予算を考えた中で、もちろん指定管理である施設というのは六花だけではありません。六花よりも以前に建設されました図書館ですとか、進修館も、あとはぐるるでありますとか、資料館でありますとか、その辺、六花の建設以前から成り立っている施設等の改修も、もちろん町ではやらなきゃならない部分もありますので、その辺は、当然管理する側、運営する側として、機器の要望は毎年上がっているところでありますが、100％要望に応えられる状況ではないということで、その辺はお互い納得といいますか、その辺を、もちろん向こう、六花サイドにしましても、町の財政事情というのをよく分かっておりますし、それは継続的に話し合いながら、やっていこうかなというふうに考えております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

ソフト面のお話のほうをちょっとさせていただきたいと思います。

委員ご指摘のとおり、診療時間の延長という話は、ずっとさせていただいているところではあります。ただ、働き方改革とかの点もございますので、現状のスタッフの中ではなかなか難しいというところも踏まえておりまして、今後人数を、医師の確保をさせていただいたりとかというところを踏まえて、あとは、もしかしたら、診療日を縮小して１日ごとの時間を長くというところで、現状のスタッフさんのほうでお願いするとか、いろいろなところは、お話のほうはさせていただいたりとかしていますので、引き続き、皆さんの希望に沿った形で運営ができるような形の働きかけをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

重複しないところで質問させていただきます。

２点質問させていただきます。

まず、１点目なんですが、124、125、(8)高齢者等タクシー助成事業で、こちらのほうは、実際には負担金、補助及び交付金ということで、高齢者等タクシー利用助成金が1,200万円というふうになっているんですけれども、これの積算根拠を教えていただきたいと思います。

それから、予算書146、147ページで、こちらのほうは、(1)保健予防事業、その中で、147ページの18節負担金、補助及び交付金の中で、一番下、帯状疱疹予防接種償還払助成金８万4,000円、これの積算根拠を教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

まず、１点目のご質問、予算書124ページ、125ページのタクシー助成事業についてのご質問についてお答え申し上げます。

1,200万円という予算の積算根拠についてなんですけれども、こちらは毎月タクシー会社のほうにお支払いをする金額なんですけれども、１か月100万円と積算しまして、これの12月分ということでございますので、100万円掛ける12で1,200万円となっているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

健康介護課、山内でございます。

予算書146、147の帯状疱疹の償還払いの積算根拠でございますが、6,663人の接種率、50歳から64歳までの方が6,663人いらっしゃいまして、それの接種率が５％ということで考えております。それの5,000円ですね。

積算根拠なんですけれども、基本的には、今年度やらせていただいている任意の接種で、一応定期接種が始まるので、今年度で終わります。ただ、償還払いの方で、３月31日までに町外の医療機関で受けた方の償還払いの分を払わないといけないので、その方の分、経過措置ですね、その分が８万円ぐらい、それぐらいと見込んで計算しているものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

先ほどの私の答弁で、100万円掛ける12月とお話しをしたんですが、補足させていただきます。なぜ100万円なのか、その100万円の部分についてのご説明をいたします。

これは、この事業が始まって以来、統計を取っているところでございまして、１か月当たり幾らぐらい利用されているかという統計を取った中で、大体、平均的に90万円台の支出が実績としてございます。区切りのいいところで100万円という予算を組ませていただいて、お支払いに備えるというところでございまして、統計学上、平均値プラスアルファで100万円と見ているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、125ページの高齢者等タクシー利用助成金の1,200万円、90万円プラスアルファということで考えているということなんですが、実はこの高齢者等タクシー利用のことなんですけれども、

知らない人がまだいっぱいいるんですよ。皆さんは、知っている人が多いと思っているんでしょうけれども、実際町民の方は、えっ、そんなのがあったのという方が、まだいっぱいいるんですね。それだけ周知が、やっぱり行き届いていないという現実があるんですね。そういう人たちが、じゃ利用しようと言っているんですよ。そうすると、今までは１か月90万円ぐらいだったのが、一気に、特にこれから75歳以上って一気に増えますから、だから、1,200万円で果たして足りるのかなと私は思っていたものですから、聞きました。

でも、90万円プラスアルファで考えているということをお聞きしたので、多めに見積もっているんだということで安心いたしました。

ただ、実際には、まだ周知不足がありますので、周知に対して、これからのやり方を、何か新しいことを考えることがあったら、教えていただきたいと思います。

それから、帯状疱疹のほうの147ページの助成金なんですが、おかしいなと思ってお聞きしていたんですね。今年度は725万円で、64万円引かれているわけなんですけれども、なぜ助成金があるのかなと思ったものですから、繰越分という形で考えればいいということで了解いたしました。

じゃ、１問だけお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

まず、タクシー助成のほうの周知がまだ足らないというご指摘でございます。

おっしゃるとおり、実際のところでまいりますと、現在、一番最新の情報ですと、登録者数が2,800人ぐらいでございます。利用する、登録している人ですね。高齢者の数がおよそ１万1,000人というところでございますので、率でいうと25%、高齢者のうちの25%……ごめんなさい、75歳だとちょっと違いますね。75歳の場合ですと……大変失礼しました。75歳以上に限りますと、利用率は42%強でございます。なので、58%の方はまだ持っていないということになります。ですので、これから周知をどんどん広げていった場合に、委員の懸念のとおり、予算が足らなくなるということが十分に考えられます。

ただ、そうはいいましても、今のところ、切るという考えはございませんので、このまま増え続ければ、予算のやりくりをしながらでも、どうにかこの事業を継続していきたいとは思っているところでございます。

それから、今後この事業で、新たな展開、新しい考えがあるかどうかについてなんですが、これは町全体の公共交通にも関わってまいりますので、うちのほうのタクシー助成のみで、単独でいろんなことを展開するということは、まだ考えていないところです。あくまでも町全体として、必要な変更があればかけていきたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　再々質問させていただきます。

高齢者等タクシー利用助成金ということで、上に書いてある郵便料が140万円かかっているんですよね。この140万円というのは、やっぱり券を郵送するということで使っていると思うんですけれども、これって郵便料も上がったので、何か郵便を使わずに、申請されたときに手渡しで渡してしまえば、郵便代要らなくなるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のお考えは、どのように考えているかお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

ただいまの再々質問、郵便料金の話ですね。

こちらは以前から、居住確認というものを兼ねているところでございまして、窓口でその場で渡すということもできなくはないんですけれども、本当にそこに住んでいるのかということを確認する意味でも、特定記録郵便を使って配達しているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　では、休憩にいたします。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時１２分

○委員長（九山妙子君）　時間前ですが、再開いたします。

質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　こんにちは、佐藤でございます。

８点になるかな、ちょっと、最後にまたもう一回確認しますけれども、お尋ねしていきたいと思います。

前段の委員から何度も、何人の方も出ておりましたが、124、125ページの高齢者等タクシー利用助成金について、何点かお尋ねします。

まず、僕も、春日部市とかから乗れないということをお聞きすることはあったんですが、先ほどの答弁で分かりました。

ただこれ、一つの案というか、一枚一枚のチケットというか、それに利用できるタクシー会社等を、確かに窓口でおっしゃっているのは分かるんですけれども、そのような、どこかいろいろ何かしらの工夫が今後されて、来年度については、いくつもりはあるのかというところと、75歳以上の利用率は42％ではあるが、別の敬老祝い品で77歳以上をなくしたというのは、人数がぐっと増えて予算がかかるからということで減らして、これも300万円以上、ここだけで変わるぐらいですから、潜在的な知らないとか、知らないということで利用していない方はいらっしゃると思うので、知れば、そういうのがあるんだったら使おうという人もいると思うので、その辺を予算のほうに、たしか、どこに書いたか忘れちゃいましたけれども、福祉産業の資料ですね、福祉産業じゃない、健康介護課の資料の１ページのところの一番下に、高齢者タクシー事業利用実績というのがございまして、令和６年に関しては、１月末時点ですけれども、大体月3,000人ぐらいで推移しているということで、２月、３月が増えると、大体昨年と、着地点が同じぐらいになるかなとは思いますが、あくまでもこれは、広報のほうがまだ、行き届いていないとまでは言いませんけれども、まだまだ浸透させる余地があるところが、できていないところによっての42％が母集団ですから、もっと増える可能性がありますので、そこのところを検討のほうをお願いしたいと思います。

登録なんですけれども、役場に来て個別にやらなければいけないのか、それともネットでやることができるのかというところが、ちょっと気になったものですから、お願いいたします。もしもネットでできるんであれば、広報みやしろのほうでＱＲコードをつけたりとかして、やることができるんではないかなというふうに思っております。

あとこれ、何度も何度もよく言われるんですけれども、迎車料金もこの中に含まれてしまってい

ると。特に駅周辺の人、和戸だと、そんなにタクシー止まっていないこともあるから、何とも言えないんですけれども、東武動物公園駅西・東口、百間地区とか宮代地区、中央地区とか、この辺の笠原地区もそうかもしれませんが、の人たちは、駅に行っちゃえば待つことなく乗れる、迎車料金もかからない。その他の地域の人は、迎車料金が発生し、それもかかる。時間も、乗るのにすぐには乗れないというところが、よく苦情として私がお聞きするところです。

あと、高齢者等タクシー助成というのは、そもそもバス地域困難者のためにというのがスタートして、バスの補助というのがあったはずで、それが健康介護課に移管されて、買物難民とかに対してもというふうな制度の範囲が広がったという経緯は存じ上げておりますが、ただ一方で、実際に聞いてはいるんですけれども、飲みに行って、それで10時、11時にこの券を使うとかというのは、そもそもそういうのは税金でカバーするものでもないし、想定もしていないと思うんですよね。

例えば、バスの運行時間プラス、前後30分ぐらいはいいと思いますけれども、例えば８時から18時半、19時までの限定利用というふうな形もできるんではないかなと思います。町のほうで、今後どのように考えているのか。有益に使っていただきたいという趣旨については賛同するんですが、いかんせん予算も決まっておりますから、有効に使うという観点をもうちょっと入れていただきたいなと思います。

あと、先ほどちょっと漏れてしまいましたが、乗車の会社が３社限定とはなっておりますけれども、例えば桃山台だったら久喜が近いよとか、久喜駅から乗りたいよというのがあったりとか、春日部だったら北春日部止まりので、そこから乗りたいよとかというのは聞くんですけれども、春日部市、久喜市のタクシー会社のほうに広げるということはお考えなのかどうかというのも、併せてお尋ねしたいと思います。

次に、124ページですね、同じページか。

シルバー人材センターの補助金が、これ令５も令６も、令６、令７か、650万円というふうに変わってはいないんですけれども、人件費も上がっているのが反映されているかどうか分かりませんが、業務の範囲というのがずっと、ほとんど変わっていないとは思うんですが、例えば10年前は、こういうのも業務あったけれども、今となってはこれ必要ないよねとか、新たに、いや、最近はこういうのがあるから、こういうのもシルバーでとかと、いろいろあるとは思うんですが、毎年毎年そういうふうな事業範囲等、業務範囲等も含めて、検証というのは行っているのか。行っているとして、どのように行っているのか。また、町として、シルバー人材センターの自主権みたいなものは、当然尊重しなければならないのは重々承知ではありますが、その点に関して、その前の勧告という形で、町としてはこういうところまでは出せるけれども、こういうところはちょっとねとかというのを、委託の部分にはなるから、シルバー人材センターがやること自体ではなくて、その中での町のメニューとしての取捨選択の部分を伝えることはできると思うので、その辺はどのようにお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

次に、150、151、これも、前段の委員の方も何人かお尋ねになられていらっしゃいましたが、不妊検査等がまず、151ページの一番上にありますが、これ10万円減額に、昨年度のベースでなっていますけれども、比較になっていますけれども、これの、これは実績ベースでなっているのか、どういう理由でなっているのか。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、先ほど答弁出

ておりますので。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、聞き落としました。じゃ、ここは削除でいいです。

どうも失礼しました、吹っ飛んじゃいました。

154ページの六花というか、福祉医療センター運営事業の六花の件ですけれども、これ様々なのが、そちらの健康介護課の窓口のほうにもいろんな意見があるというのは承知しておりますが、そもそも、もう一度改めてお尋ねしますが、町として、公設医療センターの位置づけというのはどのように考えているのかというところと、あとは、他課の部分でちょっと恐縮なんだけれども、小児科に関してだけのようですけれども、福祉産業委員会資料の子育て支援課の４ページを見ますと、少なくとも小児科に関しては、毎年毎年２位との差が縮まっているというか、私が小児科って専門だからかもしれませんけれども、相対的に六花の位置づけが、これを見る限りでは下がっているように思えるんですけれども、小児科だけではなくて、六花自体の受診者数というのはどのようになっているのかと、あとは、六花自体の人件費の推移というのは、直近３年ぐらいで結構ですけれども、どのように移行しているのかというところ、かなり町から、ドクター用の住宅を中央のほうかな、提供したりとか、いろいろしているにもかかわらず、コロナのときにもさんざん批判が出て、最初からやらなかったりとかもありますので、その辺の位置づけをベースにした説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、自分の意見とかは質疑ですので言えませんので、簡潔にお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　町民からの意見だと言っているじゃないですか。

次に、148ページ、149ページから始まって、実際問題、現状は150、151になりますけれども、母子健康健康相談事業、150ページでいいますと、妊婦のための支援給付事業……

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、こっちになると子育てになりますね。ごめんなさい、じゃ、ここのところはいいです。

次に、124、125ページ……じゃないな。ごめんなさい、僕がページを間違っちゃっているかもしれない。敬老祝い品のところですけれども、ちょっと間違ったかな……

○委員長（九山妙子君）　124、125ですね。

○委員（佐藤将行君）　ありますか。ごめんなさい。

ありました、ごめんなさい。上のほうですけれども、これ、77歳以上は来年度からはなくなるという形には……ごめんなさい、すみません、77歳はとなりましたけれども、まだまだ、ほかの年齢等も対象にはなっておりますが、そこのところは、今後はどのように考えていくのでしょうか。健康年齢というのが、どんどん上がってはいるというところはありますので、町の財政もどんどん苦しくなる、今77歳、確かになりましたけれども、今度３年後には、その人たち、今回対象じゃなかった人が80歳という形で、ぽんとまた上がるわけなので、そこのところはどのように課として考えているのかというところをお願いいたします。

そうすると、５点になったかな。途中、違うところも申し上げちゃったので、申し訳ないんですけれども、今のところ５点だと思います。

じゃ、これで結構です。お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、77歳の次が80と言いましたけれども、80歳のお祝い品はないので、ないです。88歳ですので、今の質問はなしでいいですか。

○委員（佐藤将行君）　88歳とか、10年後、11年後

になっちゃいますけれども、77歳の人から見れば。要は、どこまでこの制度をやっていくかという、本質的なところはそこなんですけれども、ほかのことでやることもできる、人によっては、そういうのがあれば……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、意見は言えないので、質疑でお願いします。

○委員（佐藤将行君）　意見じゃなくて、だから、そういうふうなのを必要ないという人もいたりとかというのも、そちらのほうの耳に入っているのか、ほかの制度でやったほうがいいという人もいるし、逆に、これがあるから孫にお小遣いというふうな議員さんも以前おりましたが、そういうのを総合的に勘案して、今後どれぐらい、これについての予算がかかってくるかも考えた上で、どうやっていくのかという、大綱みたいなものをお尋ねしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野です。

私からは、２問目のシルバー人材センターの件で答弁させていただきます。

今、質問としては、シルバー人材センターの業務の範囲はどうなっているかというのと、あと、検証はされているのかというのと、あと、町とシルバー人材センターの関係みたいなところでよろしいでしょうかね。

まず、町とシルバー人材センターの関係ですけれども、当然、シルバー人材センターはＮＰＯ法人ということで、一団体でございまして、ただ町のほうは、高齢者の就労という支援を町の施策で掲げていますので、そういった形で、シルバーさんのいろんな理事会とか会議のほうに参加をさせて、意見を言わせていただいております。当然それと、シルバーのほうから町のほうに、ぜひお願いしたいというようなこともありますので、そういった関係で、お互いに意見を言いながら進めているところです。

業務の範囲についてですけれども、今シルバーさんも、やはり会員の方が高齢化になっているとか、やはり、なかなか就業が思ったように広がらないという課題を抱えていまして、特に高齢化については、新しい会員さんの獲得ということで、各自治会さんに今、会員さんの募集のチラシとか、皆さん見たことあると思うんですけれども、自治会を通して、会員になりませんかという募集をかけたりとか、あとは、女性の会員の方を今増やそうということで、相談会をやったりとか、積極的にやってございます。

就労の拡大については、当然役場もそうですけれども、民間の事業所に事務局の方が出向いていって、相談をしながら、こんな仕事をできるんですけれどもということで、営業に動いてございます。そんな中で最近増えてきたのが、シルバーというと、どうしても除草というイメージがあるかと思うんですけれども、家庭生活支援サービスといいまして、庭の草取りやるとか、それから部屋の掃除をするとか、そういうものも最近、大分増えてきているということでございます。

それからあと、検証のほうですけれども、当然やっています。それは、２か月に１回理事会がございまして、その中でいろんな検証をさせてもらっています。町のほうからも、いろいろ意見を申し上げています。会員を増やすこととか、就業人口をもっと増やしてもらいたいとか、そんな意見を言わせていただいておりまして、シルバーさんの検証のほうは、シルバーさんも事業計画というのをつくっていまして、来年度から、７年度から令和12年度までの、今計画の見直しをやっていま

して、当然その事業計画の中には、いろんな事業を見直すように、全部検証するように、そういう計画立てになっていまして、それに基づいてシルバーさんもやっていますので、そういう意味では、定期的に検証させていただいているかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

私のほうから、予算書124ページ、125ページ、タクシー助成事業についてのご質問について、順次お答えをしてまいります。

まず、１点目でございますが、タクシー助成券に利用できるタクシー業者を印字されるというご提案をいただきました。これは意見として、いい意見だと思いますので、ご意見として賜るんですけれども、すみません、新しい年度のタクシー券は既に印刷してしまっていますので、令和７年度につきましては反映することができませんけれども、それ以降のタクシー券を作る際には、委員ご指摘の部分も加味させていただいて、よりよいものを作っていきたいと思います。

それから、２点目でございますが、利用率42%というお話のところなんですけれども、若干、ごめんなさい、私の説明が悪かったんですけれども、高齢者、75歳以上は6,600人ぐらいいるんですが、そのうち登録している人ですね、利用率ではなくて、登録している人が42%ということでございまして、ちょっと言い間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

登録している人は42%ほどいるんですが、その方々の月の利用が大体3,000枚ぐらい、300円の券が3,000枚ぐらい利用されている状況なんですが、今のところ、今年度、あと残り１か月ありますけれども、予算の執行が予定どおり進みますと、大体見込んだ数字の近くの決算にはなるんですけれども、今後は足らなくなるというのはご指摘のとおりでございます。ですので、執行状況をこれからも見守っていきまして、不足になりそうであれば、予算を改めて考え直す時期が、もう近いので、そこは十分に把握しながら、とにかく予算をしっかり確保していくというところでございます。

それから、次に、登録の方法でございます。現在、どういう方法でタクシー助成の登録ができるかというご質問です。

現状、３つの方法を取らせていただいております。１つは、健康介護課の窓口にご来庁いただきまして登録する方法、それから、２つ目が、郵送による登録ですね。郵送の場合ですと、ご自分の身分証明書のコピーか何かを入れていただいて、申請書とともに送っていただくというのが２つ目の方法です。３つ目は、電子申請という方法がございます。電子申請の場合においても、当然身分確認が必要ですので、ご自分の保険証なり免許証の画像を撮っていただいて、添付していただくということになります。

今はこの３点なんですけれども、実は電子申請は、来年度以降、縮小する方向で、企画のほうでは考えているそうでございます。そうすると、電子申請に代わるものとして、ＬＩＮＥで申請できるという話を、今現在進行形で検討しているところでございます。まだ公には、ＬＩＮＥで登録という話は出していませんが、近い将来、電子申請がなくなるタイミングで、ＬＩＮＥでの登録が新たに使えるようになるという見込みでございます。

それから、迎車料金のご質問でございます。駅から遠いところと町なかで、同じように迎車料金がかかる、かからないの不公平感についてのご質

問を頂戴しました。

これは、以前からもご指摘をいただいて、そのとおりだなと思う部分もあるんですけれども、実際に運用する場合、地区によって迎車料金を補助するとか補助しないとかという線引きをすることが大変難しい状況でございます。例えば、本田地区は補助しませんとなった場合に、本田でも駅に近い方もいれば、本田でも駅から遠い地区の方がいます。同じ地区でも遠い近いが出てきますので、住所で線引きすることというのは、これも不公平感につながってまいりますので、なかなか線引きが難しいというのがまず１点。

それから、タクシー会社のほうからも、あまり細かく分けないでくれと、扱いは一律にしてくれという要望が出ております。つまり、タクシーの運転手さんが、この地区に行くと迎車料金は、例えば300円が３枚使えるとか、そういうことを変えちゃうと、ドライバーが混乱してしまうから、やめてくれというご指摘を頂戴する場合がございまして、町としても、それであれば、むしろ一律で、迎車料金は町内一律でやったほうが、逆にむしろ公平になるんではないかというところもございまして、なかなか現状を変えることが難しいというところでございます。

それから、続いて、利用する目的が、本来は買物支援とか移動支援で使うべきところが、中にはお食事とか、レジャー的なもので使われる方がいると。これは税金なので、それはちょっとおかしいんではないかというご指摘でございます。

確かにおっしゃるとおり、プライベートでレジャーで使われている方も一定数いることはつかんでおります。こちらも統計を取っておりまして、何に使っていますかという統計を取っているんですけれども、半数近くが買物か通院という実績がございます。ただ、残りの半分近くについては、無回答、未回答ですね、特に示されていないので、その中にレジャーで使っている方も含まれていると思います。

ただ、実際問題は今、健康介護課でうちはやっておりますので、家の外に出る、外出するということ自体が、介護のフレイル予防ということにもつながってまいりますので、仮にレジャーの利用であったとしても、一定の効果はあるんではないかと。家に閉じ籠もりの方よりは、家から出ることによって、介護予防にもつながるということにもなりますので、一応利用は、そこまでは止めないというか、レジャーだから駄目ですよとは言えない状況でございます。

それから、３社しか、杉戸町の３社ですね、タクシー会社、登録がないんですけれども、久喜市方面ですとか、あるいは春日部市方面とか、そういった宮代町の北、南、周辺のタクシー会社に広げるお考えはないでしょうかというところでございます。

これはまさに、おっしゃるとおりではあるんですけれども、なかなかこれが進展していないというのが実情でございます。杉戸町と違って、春日部市や久喜市はタクシー会社も数が多いですし、どの業者と契約してとかという話も、なかなか線引きが難しいところでありますので、検討はしているところではあるんですが、具体的に久喜市、春日部市の契約会社を増やすというところには、まだ至っていないという状況でございます。これからも久喜市方面、春日部市方面のタクシー業者を云々というのは、検討はしてまいりますので、完全にまだやらないというわけではないんですけれども、まだ、今すぐには難しいというのが現状でございます。

私のほうからの答弁は以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

六花の質問についてお答え申し上げます。

六花の位置づけというところでございますけれども、初期診療の拠点というところはずっと崩さずに考えているところでございます。

ちなみになんですけれども、直近３か年の受診者数のほうを報告させていただきたいと思います。令和３年度においては、外来の患者数が３万1,236名で、令和４年度が３万1,975名、令和５年度におきましては３万2,979名の方々に受診をしていただいております。

あと、先ほど委員さんのほうから、小児科の受診のお話もありましたので、併せて小児科の受診も、直近３か年を報告させていただきます。令和３年度におきましては、小児科が3,564人、令和４年度が4,333人、令和５年度においては5,630人ということで、年々増加している状況にはございます。

また、町内における初期診療という部分に該当するかというところも、またちょっと疑問に思われる方もいらっしゃるかもしれませんけれども、町内での予防接種の状況、そちらについてもちょっとご報告させていただきたいと思います。町内の高齢者のインフルエンザというところでお話をさせていただきますと、町内・町外での接種率というところを見させていただいたとき、令和５年度においては、町内が68.1％で、町外で打たれている方が31.9％いるんですけれども、この約半数が六花で受けていただいています。前年、その前の令和４年度におきましても、町内が67.9％、町外が32.1％ですけれども、やはりここも町内の半数が六花で受けているという状況にございまして、小児の予防接種においても、ほぼほぼ六花で受けられている方がいらっしゃって、ご存じかもしれませんけれども、予約なしで直接、定期の予防接種については行って受けられたりとかというところで、利便性を考えた上でも、初期診療の拠点というところは崩さずに進んでいるのかなという認識を持っているところでございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　主幹の石井でございます。

ご質問いただきました六花の人件費の推移につきまして答弁いたします。

地域医療振興協会が受託しておりまして、令和３年度決算で給与費が５億2,886万5,000円、令和４年度につきましては給与費５億4,155万3,000円、直近の令和５年度給与費決算につきましては５億3,991万8,000円、以上となっております。

令和６年度につきましては、まだ決算になっておりませんので、数値は出ておりません。申し訳ありません。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

私のほうで、もう一つ質問がございましたので、お答えをいたします。

予算書124ページ、125ページの長寿いきがい事業の中の敬老祝い品の件でございます。

今年度、77歳の方へのお祝いを廃止ということで予算を組ませていただいたんですが、それ以外の年代、実際には88歳、それから99歳以上の高齢者の方にお送りする敬老祝い品でございます。これについて、現時点でのお考えはというところでございますが、まず現時点におきましては、廃止については全く考えていないところでございます。

今のところは継続というところでございます。

ただ、委員ご指摘のとおり、人口が高齢者、今77歳前後の第１次ベビーブームの世代の方々、あと11年後には88歳になります。そういった方々を踏まえますと、将来の人口、10年後とかを考えますと、町のそのときの財源であるとか、近隣の状況であるとか、いろんなものを踏まえまして、検討はしなければならないと思っています。ただ、今のところ、現状では、全く変えるということは考えていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　再質問、佐藤でございます。

タクシーの件、先ほどから、レジャーだからとうふうな形の答弁がありましたけれども、僕、レジャーだからという言い方していなくて、例えば夜のお酒を飲んだ後に使うというふうな形を想定はしていないはずで、これ、単純にタクシー会社では、そういうデータを持っているはずなんですけれども、私、タクシー会社にいましたから。例えば９時以降とか10時以降の利用者数とか、朝方の３時、４時、空港へ行くのにとかというの、使う人もいるのかもしれませんが、そういった形の、要するにバス運行の前後30分を除いた部分の利用者というのは、そもそもの目的から外れているんじゃないかという趣旨でお尋ねしたんですけれども、バス運行時間、前後30分を除いた部分の利用者というのは、どれくらいあるのでしょうかというのを教えていただきたいと思います。

また、周辺タクシー会社、確かに久喜市とか春日部市は多いから、それはかなり厳しいだろうなというのは分かってはおりましたが、検討はされているということなので、引き続き、何らかうまい方法があればと思っております。

登録の方法として、３つお示しいただきました。ただ、一方、電子申請はＬＩＮＥへ移るというふうな、内々には考えがあるという形ですけれども、窓口、郵便、電子申請、これの登録の割合は、どれくらいになっているのでしょうか。

また、電子申請というか、ＬＩＮＥのほうですと、例えばですけれども、ＬＩＮＥというのは電話番号にひもづけですから、個人範囲になりますから、チケット自体をＬＩＮＥでスマホのほうに移行するというか、そっちにほうに流すということもできなくはないので、ＱＲコードでも何でもいいですけれども、それはタクシーの設備のほうの問題があるから、難しいのは分かっておりますけれども、その辺の考えはどのようになっているのかというところ。

またあと、登録者の年齢は、先ほどおっしゃったので、人数のほうもおっしゃっていましたが、6,000人ぐらいだったかな、ちょっと忘れましたけれども、年齢構成として、例えば75歳以上ですかね、75歳から80歳で全体の８割を占めるとか、そういうふうないびつな構造になっているのか、それとも漸減していくような形になっているのかというところをお尋ねしたいと思います。要は、みんな75歳ぐらいになると、そっちのほうに移行するようになっているのかどうかというふうな検証ができるかとは思いますので、お願いいたします。

六花のほうは、ちょっと総括的というか、幅広くなりますので、細かいところは窓口のほうでお尋ねしたいとは思いますが、細かい資料がないのでお尋ねできなくて、参考として子育て支援課のを拝見させていただいたんですけれども、子育て支援課は、確かに六花の利用者数に大きな変化というのは、令５に関しては4,100というのでありましたけれども、要は２位、３位とかとの差が縮まっているというところが、要するに六花を選択

肢にしていない人が増えることによって、相対的に差が縮まっていると、六花の優位性といいますか、その辺というのが揺らいでいる、いろいろな苦情も来ているというものも、一つの要因ではあると思いますけれども、そういったところを踏まえまして、きちんと健全な運営を行っていくような形に、民間の医療機関と違って、設備費やら何やら、かなりの税金が投入されている施設でありますので、そこのところについて、改めてお尋ねしたいと思います。

先ほどあと、お祝い品の件ですけれども、廃止は考えていない、そうなんだろうな、特に今回、いきなり77歳を廃止にしてというのが出てくるということは、お祝い品自体を廃止にするんだったら、ほかの年代も廃止にするんでしょうけれども、77歳に限定して廃止になっている。ですから、考えていないというのは、そうだろうと想定はしますが、ただ、先ほどおっしゃっていた88歳、11年後とはおっしゃっていましたけれども、確かにそうなんですけれども、11年後に向けて、どんどん88歳人口が毎年毎年増えていくというところなんですよ。ですから、11年後に今の77歳の人が88歳になるときに考えるとかという話ではなくて、どんどんそこは増えていきますと。同じようにほかの世代も、88、99、100歳以上とかというのも増えていくであろうというふうなのが想定できますので、そうなってくると、祝い品のお金というのがどんどん増えていってしまうというところを、どのように長期的に考えているのかというところですね。お祝い品に関しては、そこのところをお願いいたします。

あと、言い忘れたところでは、シルバー人材の件に関しましては、話合い、２か月に１回と、結構頻度高くなってくださっているようですので、そこのところでいろいろとやっていってください。ただ、女性会員が少ないという問題というのは、ちょっと存じ上げなかったので、それこそやっぱりアナウンスをしてやって、うちの父もシルバーやっておりますので、84で。やっていっていただければなというふうに思っております。

それと、迎車料金のことを忘れるところでしたね。これ、例えば、先ほど例に出されたのは本田、要は駅に近いというよりも、バス停がない地域のことが、私としては気になっているんですよね。例えば東条原、西条原というのは、日工大のバスは通過していくけれども、当然止まりませんけれども、そういうところは町の循環バスは通っていない。であれば、そういうところに対して迎車料金のチケットを渡して、それは確かにチケットですから、中央から乗るときとかでも、ほかのところの対象地域じゃないところで乗るときに使われちゃう可能性は、それは想定できます、タクシーチケット。でも、そこのところは目をつむるじゃないですけれども、厳密に言えば犯罪行為ではあるんですけれども、そこのところは抜きにして、タクシー会社に対しては、迎車料金のチケットを今回からつけましたので、それを持っている人には別に、地域のほうが違っていても、あまり言わずに取り扱ってくださいと言えば済むと思いますので、対象地域の人、特定記録郵便で送っているということは、その地域の当人に対して送れるという形で、裏返しでもありますので、例えば本当に、これも完璧な制御なんてないからしようがないんですけれども、百間を通っているといっても、百間１丁目になるとすごい遠いとか、いろいろありますから、何とも言えませんが、とにかく字とかその辺で、そこの通っていない、バス停がそもそも１個もないというところで、まずは機械的に、そこだけには迎車料金の、48万円のうち半分でいいでしょうから、来るときの。そういうふうな形

というふうな考え等々も考えられるんではないかなというふうに思ってお尋ねしましたが、町のほうの今後の考えは、どのようになっているのかということをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（草野公浩君）　健康介護課長の草野です。

私のほうから、敬老祝い品の今後の考え方について答弁させていただきます。

町としては、何らかの形で残したいと思っています。やはり長寿に対する町の姿勢ということで考えております。ただ、これから対象者の人口が増えるということも事実ありますし、あと、世の中随分変わっていっていますので、本当に１年ごとに変わっていきますので、そのときの情勢ということもございますので、基本的には残していきたい。

仮に、もし見直しがあったとしても、今回もそうなんですけれども、77歳をなくすということで今回やったわけですけれども、その分説明もあったかと思いますが、地域包括支援センターを増設したり、高齢者の見守りをとにかく充実していきますということで、単純に削減をするということじゃなくて、何か変わった角度から高齢者を支援していく、またお祝いしていくというような形を取れるんであれば、もしかしたら祝い品の見直しはあるかなというふうに思っております。

特に、やっぱり100歳というのは、今非常に重要だと思っていますので、そこは町も本当に慎重に考えていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

まずは、タクシー助成券の再質問についてのお答えをしてまいります。

まず、利用が、通常バスが運行していない時間帯の利用について云々というところのご質問でございます。

大変申し訳ないんですが、利用時間の統計というものは取っていない状況でございまして、利用されているチケットがどの時間帯に使われたかというのは把握ができていないところでございまして、お答えができないところでございます。

それから、２点目、登録方法が３種類あるという中で、窓口、郵送、申請、これ、どれくらいの割合でしょうかというところのご質問かと思いますが、これも正確な統計は取っていないんですけれども、これは窓口、私たちやっていますので、肌感覚にはなってしまうんですが、大体、窓口９に対して電子申請１になります。郵送による申請はほぼないです。たしか去年はゼロ件だったと思います。９対１ぐらいで窓口による申請があります。

それから、あわせまして、今後のＬＩＮＥの登録の中で、チケットをＬＩＮＥでというような感じのお話もあったかと思うんですが、これが可能であれば、もちろん積極的に取り入れていきたいと思うんですけれども、まだそこまで話が、頭の中ではまとまっていないところでございますので、ご意見として賜りたいと思いますので、またＬＩＮＥが本格化するときには、チケットのことも含めて検討してまいりたいと思います。

それから、同じくタクシーの中で、年齢構成の話が出てまいりました。75歳から年代別に、どのような登録の推移があるとか、そういうところでございますけれども、これも登録している、今

2,800人ぐらいいるんですけれども、年代別の集計を取っているわけではございません。確かに調べれば、何歳の方が登録しているというのはもちろん分かるんですけれども、統計的なものはあえて取っていないところでございますので、ちょっとその検証という部分には、まだ踏み込めていないところでございます。

それから、最後、迎車料金の話でございます。

委員の質問の趣旨からすると、バス停の近いところ、遠いところという質問というところでございます。先ほど私、ちょっと勘違いをして答弁しまいまして、申し訳ございません。

確かにバス停の近いところの方とそうでないところでは、大分差があるのは承知をしておるところでございますが、バス停につきましても、定期的な見直しもございますし、先ほど私、答弁したとおり、タクシー会社が複雑化しないようにというところを結構強く要望されているところがございまして、今のところは一律にやらせていただいているんですけれども、ただ要望としては、町からタクシー会社に言っていきたいと思います。迎車料金をどうにか、委員のご指摘のとおり、バス停近いところとそうでないところで差を設けることができないか。これは定期的に、タクシー会社に我々も訪問しています。訪問して、そこの社員たちとお話をする場を設けているので、現場でも意見を聞きながら、導入が可能かどうかも含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（石井　栄君）　主幹の石井でございます。

佐藤委員のお手元にあります子育て支援課の資料というものがこちらになくて、大変申し訳ないんですが、恐らく子育て支援課から出ていますこども医療費の利用実績による医療機関の順位表ではないかなと、よろしいですか。

もちろん、町内にあります六花につきましては、利用者数は過去３年間１位ということの推移ではありますが、ただ、もちろん２位は専門にやっております久喜市の土屋小児にはなるんですが、若干６年度、まだ２月時点での数字ですと、前年度比、多少の減少が見られているということは確かでありまして、ただ土屋小児病院につきましても、そんなに伸びというのは、ちょっとこの数字では見受けられないかなというふうに思います。

ただ、一つ考えられるのは、たしか令和４年度の途中からだったと思うんですが、こども医療費の窓口払い廃止というのが始まりまして、もちろん町内の医療機関は、それ以前から窓口払いは廃止だったんですが、町外の医療機関も窓口払い廃止というふうに変わりまして、非常にお子さんを持つ親御さんにとってみれば、町内・町外の医療機関、非常に使いやすい環境が整ったということで、その辺で町内・町外、平準化したという流れが多少あるのかなというふうに認識しております。

ちょっと資料、今拝見した段階で、深くは申し上げられないんですが、非常に申し訳ありません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　石井主幹は、以前子育て支援課にいらしたので、よくご存じなので答弁いただきましたが、ほかの課の資料は使わないようにお願いいたします。

再々質で、佐藤委員、お願いします。

○委員（佐藤将行君）　再々質問、最後させていただきますが、ちょっと気になったのが、タクシーのところで、いろいろ統計とかデータを取っていないというところなんですけれども、データを取

らないと、検証も何もできていないということを言っているに等しいので、この辺は、タクシー会社としては間違いなくあります。僕がやっていた頃でも、どこのところの、例えば学園台２丁目６番から笠原４－１－１までとかというふうなのが、毎日会社に帰ると出てくるぐらいですから、時間も出ていますから、そういうのはあるはずなので、そこのところをちゃんと共有して、やっていただければと思います。

また、迎車について、タクシー会社から複雑化しないように、これも非常によく分かるので、タクシーチケットとかその辺ので、運転手からいろいろと出ているというのは、僕も見聞きしていましたが、そうではなくて、先ほど僕の説明がちょっと至らなかったんだとは思いますが、迎車用のチケットを別個に、それこそバス停がない地域、遠い遠くないじゃなくて、これも不公平になるかもしれません、その地域の端っこのところに１個あるだけで、反対側の遠いところは遠いとかというのはあるかもしれませんが、少なくともバス停がない地域の人に対してだけ迎車のチケットを配付して送付して、タクシー会社に対しては、別に迎車のチケットを、利用の有無だけで場所は全然関係ない、どこからでもいいから、出されたらこれを使ってくださいというだけであれば、別に複雑化も何もしないというふうに思っておりますので、そこのところをちょっと、僕の説明のほうがうまくなかったようですので、改めて今の説明を基にお答え願いたいと思います。

登録の割合が９対ゼロ対１という形でしたよね、先ほど、ほぼ郵送がゼロという形で。昨年の登録者件数、一昨年の登録者件数というのは、できれば、９対ゼロ対１ですから、ここは変わらないでしょうから、そこはいいのですので、件数自体の推移のほうをお願いいたします。

また、僕のほうで申し上げますが、ＬＩＮＥとの組合せ、最近のタクシーは、全部かどうかは、ちょっとそこまで見ておりませんが、後ろの席のところにモニターがついていて、そこでＱＲコードを読み取りというふうな形というのは、随分と増えていると思います。そこのところにデータを流し込んでやるというふうなことを想定して申し上げたんですけれども、そこのところは検討という形で結構かと思います。

あとは、敬老祝い品のほうですけれども、敬老祝い品という、これが必ずしも必要なのかどうかというところがまずあるんですよね。特に100歳の方に対しては、全国的にも100歳となると、特別な扱いでお祝いされているというのは承知しておりますので、そこに異を唱えるつもりは全くありませんが、ただ、それ以外のところに現行の、旧来のというか、ずっと続いているこういった形の敬老祝い品というのがいいのか、それともほかのところで、やり方を考えてやったりとかするのがいいか、例えばタクシー券を88歳のときだけプラス10枚にするとかというのもあるでしょうし、ほかにやり方はいろいろある、変な言い方すると、例えばタクシー券、敬老祝い品も現金じゃなければ、そうかもしれませんけれども、使わなければそこのところは失効してしまって、歳出が減るというところも、嫌らしい考えであったりとかするというのも聞きますけれども、ほかの方法というのもぜひ検討していただきたいと思います。

私のほうからは以上にとどめます。お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

ただいまの再々質問についてお答えいたします。

まず、タクシー業者も統計は持っているはずであるというところでございます。おっしゃるとおり、タクシー会社、どこからどこまで運転したという記録があるのは承知をしているところでございます。

実は別件でタクシー会社に行ったことがあるんですが、そのときに、統計をお借りできないかということを言ったことがあったんですが、丁重にお断りをされまして、なかなか情報がもらえないところがありまして、あとは、町独自では統計を取っていないので、今のところ、統計を活用することが難しいという状況でございます。

それから、登録している人、昨年、一昨年と新規で、これも正確な数字は、ごめんなさい、今資料がないんですが、おおよそ400人弱ぐらいずつ増えています。月30人強増えていますので、12月で大体400人弱の登録者数、令和４年も５年も同じように400人弱増え続けているんですが、一方で、お亡くなりになる方もいらっしゃいますので、結果的には二、三百人の増という形で、年間増え続けている状況でございます。

それから、迎車のところのご質問でございますけれども、ご意見として賜らせていただきますけれども、確かにタクシー会社の点でいけば、委員の言われたような使い方をすれば、多分不公平感はないと思うんですが、住民の方の感覚というところも、感情というところも考えなければいけないのかなと思いますので、線引きのちょうどラインの近くに住んでいる方々、道の向こう側は迎車チケットがもらえて手前はもらえないとか、そういうことがあったりも考えられますので、なかなか即答はできないんですけれども、検討はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質問で意見が結構入っているんですが、自己の意見を述べることはできないとなっていますので、ほかに考えがあるか、自分の考えではなくて、何か考えはあるかという質問にしてください。

ほかに質疑はございますか。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　これで休憩といたします。

休憩　午後　０時０７分

再開　午後　１時０８分

○委員長（九山妙子君）　少し早いですけれども、再開いたします。

引き続き、健康介護課分の質疑を行います。

質疑はございませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

５点についてお伺いいたします。

まず、第１点目は、122、123ページのみやしろ健康福祉プラン策定事業についてでございます。

前段でも質疑がありましたが、私は、みやしろ健康福祉プラン（高齢者編）ということで、当然、令和９年ですよね、第10期は。それに向けてということでは分かるんですが、まず、どういう考え方でニーズ調査をされているのか、その点お尋ねしたいと思います。

２点目は、同じく122、123ページの避難行動要支援者支援事業でございます。これは、避難行動要支援者の把握、それから名簿の作成であります。

実際これまで、どこまで到達しているのか、そして、新年度はどこまで作成されるのか、その点お示しいただきたいと思います。

続いて、３点目は、124、125ページの高齢者等タクシー助成事業でございます。

この点につきましても、何人かの前段の委員さんからも質疑が行われて、内容等については分かるんですが、私は、確かにこれまで、福祉タクシーですから、違う自治体へ行って帰りも乗れる。しかし、タクシー会社との契約もないので、それはなかなか、そういうふうになっていないのが現状ですけれども、それについても質疑の内容で、前向きに、前向きと言っていいのか、検討はされているということで、それは了承しますが、町として、タクシー助成券の交付ですよね。これは、足りないという声もあるんですけれども、そういった点では、町は高齢者のこういった声について、どのように把握されているのか。そして、どういうふうにそういった疑問の声に対して答えているのか、その点お尋ねしたいと思います。

４点目は、146、147、帯状疱疹ワクチンの関係でございます。

これは、昨年度も予算化されて、あっという間にこれは足りなくなりました、予算が。もちろん補正もして、受けているんですけれども、実際、年齢枠もあるんですけれども、新年度はそういった点では、ちゃんと予算化されているとは思うんですけれども、前年度のようなことはないというふうに思うんですけれども、その点、前年度の状況を加味して、新年度はこういうふうにしたという予算づけ、そのあたりについて、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、第５点目、154、155ページの福祉医療センター運営事業に係る問題です。

これも前段の委員さんからも出ましたが、私は、一つは、やはりコロナの関係はまだまだ収束していません。そういった点での、これまでなかなかコロナの患者、要するに発熱外来がなかなか思うようにいっていないという、そういう状況も私なりに見ていますし、それから、その点での改善といいますかね、それはどのようになっているのか。

また、時間の延長についても話が出ましたが、確かに現状のスタンスでは厳しいということなんですけれども、その辺、やはり住民の声と、それから、宮代町の町医師からもそういう声が上がっています。そういう声に全く、どういうふうに改善されていくのか。そういった点では、もう少し見えるような答弁がいただけるかなと思うんですけれども、そういった点で、もう一度その点についてのみ、お願いしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　健康介護課主幹の鈴木でございます。

まず、１点目の質問でございます。予算書122ページ、123ページ、健康福祉プラン（高齢者編）についてのご質問でございます。

まずこちら、令和７年度に行われる予定のニーズ調査、これに、どういう考えで行っていくかというところでございますが、大きく分けて２つございまして、まず１点目については、国のほうから必ず質問しなさいという項目を示されます。これはまだ示されませんが、今年の夏以降に国から示されますので、これはマストでございますので、示された内容をそのままニーズ調査に反映するだけになります。

２つ目は、これが町のオリジナルの部分になるんですけれども、施策として何を重要視しているかというところに着目します。例えば、これからの時代、認知症に関することとか、移動支援の問題であるとか、困り事であるとか、そういう身近な高齢者に関する悩み、こういう重要視すべきテーマをニーズ調査に反映していきたいと、今のところは考えておるところなんですけれども、また、

それに加えて、町として重要だと思う項目があれば、随時そこに足していくという形で、あくまでも町としてやりたいこと、施策として重要視したい部分、これを補填するためのニーズ調査というふうになろうかと思います。

それから、２点目でございます。同じく122ページ、123ページ、避難行動要支援者支援事業についてのご質問でございます。

こちらは、まず対象者を把握するところから全て始まるんですけれども、毎年１月１日の時点での住民登録、それから障害者手帳を発行している名簿、いろいろなものを加味しまして、対象者を絞り込んでいくのを行っております。

ちなみに、直近の情報でございますと、昨年の春先の最新情報でございますと、788人対象者がいる状況でございます。主には要介護認定度３以上、要介護３以上、あるいは障害者手帳を持っている方、それから、従前からこの制度に登録している方、高齢者ですね。そういった方々の合計が788人、これはまた、今年も今現在、新しい名簿を作り替えている最中でございますので、また人数は変わってまいります。

それから、名簿作成につきましては、今申し上げたとおり、毎年作成をしつつ、地元の自主防災組織のほうに名簿を流すということでございました。これも定期的に行っているものでございます。

現在、どこまでこの事業が到達できているのかというところでございますけれども、実は町内に56の自主防災組織があるんですけれども、名簿自体を受け取ってくれる自主防災組織が、まだ半分程度しかない状況でございます。今現在、最新の２月現在の情報でございますが、56団体中27団体が名簿を受け取っていただきました。パーセントでいうと48.2%、半分ちょっと欠けるところでございます。

ちなみに昨年、令和５年度につきましては、29団体、若干50%を超えました、51.8%の受領でございました。でも、そうはいっても、まだ半分近くが名簿すら受け取っていただけないという状況でございます。これは町としては、このままではいかんという認識を持っておりますので、手を替え品を替え、様々な知恵を絞って、名簿をいかに自主防災組織に配り、そしてこの制度を浸透させるか、ここに注力しているところではあります。

しかしながら、この制度自体は、共助の部分が大きく関わってきます。つまり、地元の方々の協力あっての制度になりますので、地元の方のご理解がいただけないと、なかなか進まないというのが実情でございます。

そこで、町のほうは、昨年９月なんですけれども、大きく方針転換をしまして、自主防災組織だけではなくて、地区の自治会長、それから民生委員を呼んで合同で説明会を行いまして、なるべく横の連携を取れるような空気づくりを行いまして、広げようと思ったんですが、それでも結果としては、受け取り団体が５年度よりちょっと減ってしまったというところで、ちょっと今、どうしようかと悩んでいるところでございますが、令和７年度につきましても、この事業、当然行ってまいります。説明会も行ってまいります。同じやり方を続けるのか、あるいは若干違う手を加えるのか、そこはこれから十分検討してまいりますけれども、いずれにしましても、名簿の受け取り、それからこの制度の計画づくり、これをどうにかして広めたいと思っているのが今の実情でございます。

それから、３点目でございます。

124ページ、125ページ、タクシー助成事業の件でございます。

これは、宮代町から外に出たときは使えるけれども、帰ってくるときは使えないというお話がご

ざいます。おっしゃるとおりでございます。検討しているところではありますが、先ほどの午前中の答弁でもありましたけれども、なかなか契約までには、まだ至っていないというのが実情でございます。なので、どうにかうまく南北の他市町村の契約につながるような働きかけができるような知恵を絞ってまいりたいと思っているところでございます。

それから、県のほうが、多分助成が足りないという意味かと思うんですけれども、その声について、どういうふうに町は考えているのかという点でございますが、実は町もメールで、こういうご質問を度々いただきます。何で600円しか使えないんだと、５枚、６枚使えたらいいんじゃないかというご質問も何件かいただきます。それに対しては、こちらからもメールで返答するんですけれども、そのときに共通していつも答えていることがあります。これは、あくまでもふだんの足、ふだんの買物、ふだんの通院、これをメインとして助成している制度でありますと。つまり、一度に何枚も、1,500円とか2,100円とか使ってしまいますと、ふだんの足以上に行動してしまって、すぐなくなってしまうんですね。これですと、最初に私が言った通常のふだんの足ではなくて、イレギュラーな、それこそ佐藤委員からもお話がありましたとおり、飲みに行っちゃうとか、そういうのに使われる可能性も出てきます。なので、制限をかけているんです。１回につき２枚ということで、600円まででとどめているところでございます。そのようなことを、かみ砕きながら返答をしているところです。

それから、実は令和４年12月なんですけれども、これはまだ、そのときは企画財政課のほうで所管していたんですけれども、アンケート調査を実施されたんです、４年12月ですね。そのときに、やはり助成額が足りないというご質問が多々あって、それを受けて、当時400円の助成だったんですが、健康介護課に移るタイミングで600円に増やしたという経緯がございます。ただ、600円から先の増額については、最初に私が申したとおり、ふだんの足としての利用、あと、もちろん財源の問題もあります。なので、今のところ、変える予定はない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

健康介護課主幹の山内です。

予算書146ページ、147ページの帯状疱疹の予算でございますが、今回は、人数にして1,712人分ぐらいを予定しておりまして、６年度に帯状疱疹を任意接種で受けた方は１月末現在で971人、今までに申込みいただいている方で1,200人ぐらいですので、十分に足りる予算規模になっています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質問にお答え申し上げます。

六花の診療時間の延長の部分でございます。こちらについては、委員の皆様も知っていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですが、月曜日から今、月・火・水の３日間に限って、今までの受付時間を30分延長した形で対応させていただいています。これがゴールというふうには、決して町のほうでも思っておりませんので、この後の延長という部分で、こちらからの要望のほうもさせていただきながら、話合いを進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、122、123ページのみやしろ健康福祉プラン策定事業についてであります。

これについては、先ほどの答弁についてはよく分かるんですけれども、何が大事かというのは、やはり、介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにするというのが根本にないと、ただ重要な項目はどういうのがあるのかというふうに、また国から示される項目にいっちゃうんですけれども、やはり住民にとって、介護するのに何が必要なのかという観点から考えなければいけないと思うんですね。

それで、例えば利用料の限度額の上限を超えた場合は、その方については、もちろんどういうふうに軽減していくのか、あるいは独自に町として軽減していかなければいけないのか、そういう考え方もあると思うんです。それから、負担が増えた利用者に対して、実態は把握しても利用抑制につながったら、これもまた、何のためにやっているのか分からないということになると思いますので、そういった点では、どういうふうに工夫されているのか、その点お尋ねしたいと思います。

２点目、避難行動要支援者支援事業ということで、これはまだまだ避難行動要支援者の把握の段階、それから作戦の段階で、これは仮に100％できても、その次の段階がありますよね。しかし今、要支援者の把握や名簿を作る、その前段のところで大変な思いしている、それはよく分かるんですけれども、それはなぜかというところをもう少し突き詰めていかないと、先ほど答弁でも、今までどおり同じやり方でいくのか、それとも、どうしたら広げていかれるのかというふうな答弁もありましたけれども、やはりそれには、地元の自治会あるいは自主防災の理解がなければということなんですけれども、理解をしてもらうための工夫も、やっているとは思うんですけれども、まだまだだと思うんですね。

これは私は、自治会が今、加入者が６割を切っている中で、このことを考えると、私は自治会というのは、そんな組織ではいけないと思っているし、そこにやっぱり、一番の大事な自治会の役割というのもあると思う。それはなぜかというと、町の健康介護課だけで助けられないですからね。やっぱりみんなの助けが必要だと思います。だから、それは大事だと思うんですが、どう進めるのか、新年度ではどういうふうにやっていくのか、そういった点ではもう少し、こういった点で工夫をしているんだというところを、ちょっと先ほどの答弁だと、見えないなというふうに思うんですけれども。

実際これは、ある程度目標は持たないんでしょうか。どこまでを到達点にするとか、これは単に数字だけの問題ですけれども、そういった点での、国のほうの義務化がなければ全然動かないのかどうか。それは別としても、町としてそういう目標は持っているのかどうか、その点も示していただければ、お願いしたいと思います。

続いて、３点目、125ページの高齢者等タクシー助成事業であります。

町としても足りないと。言っておきますけれども、私はタクシー助成券、宮代町の助成券というのは、近隣では私は評価しています。杉戸町だって、タクシー会社、宮代町からはこういう事業があってやっているのに、肝腎の杉戸町は何でやらないんだという、そういう声も、タクシー会社からの声もじかに聞いていますから、これはすばらしい事業なんですよ。でも、これまでも足りない

ということで、400円から600円になっているわけで、その辺を多分、住民は言っていると思うんです。

私らも、これは個人でなくて、自治会の例えば会合の中でもよく言われるんですよ、どうなっているんですかとかね。私なりに言っているんですけれども、先ほど、どういうふうにそういう声に対して答えているのかということで、先ほど答弁いただきましたが、それでも納得しているんでしょうか。その点お尋ねしたいと思います。

４点目の帯状疱疹については分かりました。

５点目の福祉医療センター運営事業なんですけれども、やはりこれも、もちろん努力はなさっているし、受付時間も変わってきています、確かに。

今、コロナの関係では、先ほど答弁されていないんですけれども、発熱外来は、ちゃんと今、受付する前に電話で断られているのか、電話通過して、さらに来てもらって、ちょっと違う場所で待機して、それから受けているのか。その点、みんながみんな、こういう発熱あるいはコロナにかかった方は、以前はほかに行ってくださいだったんですよ、本当に。だから、これで公設と言えるのかなというふうに思うわけですよ。住民もそういうふうに思うわけですよね。せっかく税金かけてやっていただいているのに、これじゃあねと。

受けてもらえない人は、ふだんかかりつけの、六花はかかりつけの病院だといっても、きっとやってもらえないということで、ほかに行ってしまうと、それって、すごく住民サービス悪いと思いますよ。だから、いつも、これは改善していただきたいと思いますが、その点では、今実態はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

あと、時間の延長なんですけれども、これは、少しずつ改善されているとは思うんですけれども、やはり住民あるいは町医者からすると、本当甘いなという声を聞きます。

私、言われるんですけれども、どうなっているんですかと、ちゃんと要求しているんですかと言われるんですね。だから、これについても、やっぱり改善していかなければいけないと思いますし、私は、そんなこと言われなくても当然だと思って、前進するようにやっていますよというんであれば、それはそれで当然だと思うんですけれども、どういう努力がされて現状になっているのかね。あまり、現状のスタッフでは厳しいと、だから、どこが問題なのかとなります。その点どうなのか、再度お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

再々質問１問目について、私のほうから回答させていただきます。

122ページ、123ページ、予算書になります。みやしろ健康福祉プラン策定事業の中で、ニーズ調査の意図等を考えた上で、実際に介護を利用されている方の負担の増、そういったものに対しての軽減であったりとか、増になってしまうことによる利用控え、そういったものに対して、今回のプランを考えていく上で、どのように町が意図を持って行うかというお話だったかと思います。

こちらにつきまして、今現在のまず町の制度としては、ほかの委員様からもご質問ありました、一般会計の122ページ、123ページ、低所得者利用負担対策事業、まずこちらで、低所得者の方が介護サービスを利用した場合の軽減ということで事業を行っております。

また、これ以外の介護保険事業の中で、医療と同様に、一定の金額、限度額を超えた方に対して

の高額介護サービス費という給付事業がございます。こちらについても、所得段階もしくは世帯の所得状況、そういったものを加味させていただいて、一定の限度額を超えた分は、その超えた額がそのまま給付として戻るという制度になります。

また、あわせて、それだけで単独では給付の対象とならない方であっても、医療と負担と合算をした場合に限度額を超える場合については、高額介護合算という制度がございまして、こちらで給付として、利用料の一部が戻るといった制度がございます。

一応、宮代町で展開する介護保険の利用料に対する増に対しての軽減的なもの、もしくは利用控えを少しでも減らせるような制度というのは、こちらの３本の制度が大きな制度になるかと思います。

今回のプランのニーズ調査におきましては、まず委員も言われましたように、高齢者の方が安心して今までと同じような生活をしていけるために、どうすればいいかと、まず根本のスタートがそちらになります。その中で、介護を使わないようにまず生活していくために、町はどうすればいいか、介護となってしまった場合については、介護保険としてどのようなことができるか、また、実際に介護を受けられる方でなくても、身近な方や町民の方たちがそういった方たちに対して、どのようなことを手を差し伸べられるか、行政としてはどういったことができるか、そういったことをつかむ調査というのが、このニーズ調査だったというふうに認識しております。

なので、委員が言われました利用負担の軽減もしくは利用控え、こういったものに対しての対応というのも、当然、高齢者の方が安心して暮らしていくためには、考えなければいけない一つの施策のものだというふうに認識はしてございます。

実際に、これまでの状況等で、先ほど委員の質問でも、過去３か年の状況で、100万円に減額させていただいたという回答を私のほうでさせていただきましたが、今後、実際に介護サービスの利用が増える場合、現在の利用者、対象者という部分も、見直しをせざるを得ない状況というのも出てくると思います。また、予算というものについても、対象者がどんどん増えていく場合については、当年度であれば補正、次年度であれば予算増という形での対応を考えなければいけない場合というのもあると思います。

そういった場合も考えまして、このニーズ調査を受けて、全てではありませんが、なるべく今いる皆様、これから高齢者となる皆様、安心して生活できるように、利用料自体が足かせとならないようにということも、施策の一つとして考えていくべきだというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

私のほうから、２点回答させていただきます。

まず、予算書122ページ、123ページの避難行動要支援者事業の中の質問でございますが、最終的には100％全て、この計画を完成するところが、当然目標ではあるんですけれども、多分恐らく100％の次の段階というお話も、言葉として出てまいったんですけれども、現在は水害のみの想定で、この計画書を作っているところでございます、水害のみですね。これがもし仮に、今の水害想定の計画100％を達成した暁には、恐らくその次のステップとして、地震というものが出てまいると思います。

これは、地震はまだ状況的にやれないというの

が、我々の共通認識なんですが、地震もやはり必要だろうというのも認識としてあります。優先順位が高いので、水害を先にやっているんですが、地震も当然、いつ来るか分かりませんので、どのような形で避難をするのかということも考えていく必要があるとは認識しています。なので、次年度以降につきましても並行して、水害とは別に地震の問題を考えていくところでございます。その考えはあるというところでございます。

それから、地元の理解を深めていくため、理解を広げていくために、工夫が何かほかにもあるんじゃないかというご指摘もございました。健康介護課の中でも、この問題はいろいろ議論をしているんですけれども、腹案として２つほど考えているところでございます。

まず１つ目は、出前講座という形で、地域に私たちが行って、地元の少人数でも構わないんですけれども、この制度を地元の近いところで話をしていく。進修館みたいに大きいところで人を集めるんではなくて、地元の公民館とかそういうところに集めて、少人数で出前講座をするというのがいいんじゃないかという話がございます。

それから、もう一つ目が、対象となっている方々本人に計画書を書かせるということです。今はどうやっているかというと、自主防災組織のメンバーが代わりに計画書を作って、作成して、当人には出来上がったものを見せて、これがあなたの計画書ですということで承諾をもらっているんですけれども、そうではなくて、自分自身の問題として考えてもらう。対象者になっている、今788人いますけれども、一人ひとりが自分の計画書を自分で作って、防災組織に協力を仰ぐという流れもありなんじゃないかということを考えていまして、出前講座と本人に書かせるというこの２点を腹案として、今持っているところでございます。

なので、パーセントが上がらないのは確かにおっしゃるとおりで、苦労はしているんですけれども、目標はないのかというお話もございます。具体的な数字までは掲げていないんですけれども、せめて80％、地区数でいったら45地区、56分の45は突破してもらわないと、やったとは言えないかなと思っています。まだ50％ですので、まだまだお話にならない段階かと思いますので、手を緩めず、アップするような方策をどんどん打っていきたいと思います。

それから、３点目の質問でございますが、タクシー助成事業のお話でございます。

委員のほうから、評価をしているという大変ありがたいお言葉を頂戴しました。とはいえ、住民の方、納得しているのかという厳しいお話もございます。

これはちょっと推測になってしまうんですけれども、質問をメールで、我々も何件か頂くんですけれども、先ほどの答弁のとおり、理由を説明して回答するんですけれども、再質問的なところは１件もないんですね。ということは、納得はしていないと思います。納得はしていないんですけれども、理解はしたのかなと。要するに、ちょっと言葉があれで恐縮なんですけれども、多分納得というのは、本人が希望する要望が通らない限り、納得はしないと思いますので、恐らく納得はしていない。ただ、制度と趣旨は理解したと、だから再質問は飛んでこないのかなというふうに考えておりますので、制度の理解まではしたのかなというふうに考えるところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（竹

花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました六花の質問にお答え申し上げます。

まず、発熱外来というところですけれども、こちらについては、特に特出しで発熱外来をしているという話は聞いてはいないんですけれども、事前に電話で話のほうをいただく中で、検査が必要だったりというところで、そういった方々については、逆に六花に来ていただいても検査ができないので、そちらについては、ほかのところに行っていただくように説明をしていますという話は聞いております。ただ、その説明がちょっと不十分だったりとかで、保健センターのほうとかにも、こうやって言われたんですけれども、なぜ診てもらえないんでしょうみたいなところをいただいたりとかすることが何度かありましたので、そこについては、検査ができないので、結果的に、せっかく体調悪い中、無理して行っていただく中で、また、できません、ほかのところに行ってくださいというところだと、申し訳ないという部分もあって、ちょっとお断りさせていただいたというところで、補足をさせていただいたりとかしていることもあります。

あと、診療時間の延長の部分なんですけれども、こちらについては、担当レベルではあるんですけれども、町と公設宮代福祉医療センターの職員とで定期的に、月に１回ですけれども、合同会議というものをやらせていただいていまして、そこの中でも、延長の話は再三させていただいたりとかしております。

さらに、最近なんですけれども、今度、振興協会の本部のほうの理事のほうにも、直接延長のお話のほうはさせていただいて、今後検討を重ねてまいりたいという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（丸山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再々質問をお願いしたいと思います。

まず、122、123ページのみやしろ健康福祉プランについては分かりました。

とにかく基本は、先ほど答弁もありましたように、介護を必要とする人が現状のままでいいのか、それとも、やっぱりちゃんと安心して介護が受けられるのかどうか。そういう観点からぜひ対応していただきたいということで、この点は結構でございます。

２点目の避難行動要支援者支援事業についてお尋ねします。

いろいろ困難はあると思います。ハードルも高いと思いますし。私は、すみません、これは以前も聞いたのかもしれませんが、私なんか、水害とか地震、両方併せて、こういう対応が必要だから、両方併せて進めているのかなというふうに思っていました。それがそうじゃないということで、余計急がなければいけないとは思うんですけれども。

それで、大事なのは、やはり自主防災にこういった、例えば名簿を作成しても、受け取る、受け取らないというのがありましたよね。ここで受け取ってもらえないと、それでストップですよ。

過去にもずっとありました。あなたが実際被害に遭われたときに、助けを求めますか、どうしますかというのは、従来からありましたよね。声を大にして、不安だから助けてほしいという声もあるんですけれども、なかなか進まないので、とうとう、うちの地元では亡くなった人もいますよ、時間が経過していますからね。でも、やっぱりそういうふうな不安はいけないと思うし、これは確かに避難行動要支援者ですけれども、やっぱり一番大事なのは両隣ですよ。そういう協力も得ないといけないけれども、そうなると、やっぱり自ら

行動して、まず自分を安全なところにして、それから、助けなければいけない人に行くんですけれども、そういう意味では、自主防災、自治会も責任が重いというふうに思っていませんか。

そういう点では、皆さんもプロですから、じかに自主防災とか自治会に当たって、説得もしているんでしょうけれども、その辺で、なぜこういうデータがあったら受け取らないのかどうか、その辺ももう少し突っ込んで考えていかないと、そこで終わっちゃうから、進みませんよ、それは幾らあれしても。だから、その辺の、やっぱり地元の理解というんですかね。また、地元でも、そこまで求めていませんよ、声を聞くとね。そういうふうな声も聞きますので、その辺の乖離というんですかね、あると思うので、やはりその点も改善していく必要あるのかなと思いますが、その点も加味して、答弁をお願いしたいと思います。

それから、124、125ページのタクシー助成券です。

納得はしていないけれども、制度についての理解はしていただいているんじゃないかということなんですけれども、やはり、令和４年12月にアンケートを実施して、５、６と実施されています。そういった点では、そういう声に対して、どう答えていくのかというのは大事だと思いますし、そういう点では、多少見えてこないと、またそういう声はずっと、それはあると思います。ですので、そういった点では、予算の財源の件でいえば、先ほど言ったほかの自治体から宮代町に来る場合、予算も関わるし、それからタクシー会社との契約の関係もあるし、それはもっと大変だと思いますよ。そういう点では、限度額ですよね、それについては検討できるんじゃないかなと思いますけれども、その点ではどうなんでしょうか。最後ですので、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、154、155ページの公設宮代福祉医療センターの対応なんですけれども、ですから、だったら、コロナの発熱外来は実際、今どうなんですかということで、どういう状況なのか。私は私で、よく分かりませんので、そういう点ではどうなっているか、改善されているのかどうか。

悲しいことですよね。多分、六花に、かかったかどうか、いいですよ、風邪でも。それで診てもらいたい、でも、もしかしたら診てもらえないかもしれない。行って駄目だったら、またほかに行きなさいと言われたら大変ですよ、それこそ熱出たり、大変な思いしているんですから。それだったら初めから、診てもらえないんだったら違うところへ行くと。違うところ、行くところあるからいいけれども、かかりつけの患者だったらどうするんですかと言いたいんです。

私、委員の皆さん、遠慮していると思いますよ。もっともっと聞いていると思いますよ。だから、もう少し、指定管理だって10年になっているでしょう。替えようがないじゃないですか。駄目だと言われれば、そうですかと、なっていないとは思いますけれども、もう少し、やっぱり町がきちっと対応しないと改善しませんよ。そういう点で、実態はどうなのかということと、それをどういうふうに改善していくのか、その点お伺いしたいと思います。

時間の延長については、実際毎月と、それから、向こうにも言っているということで、大目に見たにしても、コロナの外来については、あと発熱外来、どういうふうになっているのか、その点お尋ねします。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　健康介護課主幹

の鈴木でございます。

ただいまの再々質問の中で答弁申し上げます。

まずは、122ページ、123ページの避難行動要支援者支援事業のことについてお答えをいたします。

まず、水害・地震、併せてやるべきなんじゃないかというご指摘を頂戴しました。おっしゃるとおりではあると思います。

ただ、この制度、避難行動の制度自体が、あらかじめ避難するということを想定した制度なんですね。つまり、災害も５段階の評価がありまして、１、２、３、４、５とあるんですが、３の段階で高齢者は避難しなさいよというふうになっています。この途中の段階が、地震の場合はないんですね。地震はいきなり５に飛んでしまいます。つまり、事前避難ができないのが地震なんですね。なので、先に私たちは、事前避難が可能な水害にスポットを当てて、積極的に進めてまいったところなんですけれども、委員ご指摘のとおり、地震も大事です。例えば震度７が、明日突然来てしまった、家が半分壊れてしまった、どこに逃げればいいんだろう、これは考えておかなければいけない。なので、併せてやりたいところではあるんですが、粛々と地震についても、いろんなことを想定しながら、担当課と共有しながら検討はしていきたいと思います。

ただ、避難行動の制度自体は、あくまでも事前避難が基本でございますので、優先順位としたとしても、水害が高くなってしまうところをご理解いただければと思います。

それから、自主防災組織が名簿を受け取らなかった時点で、これは終了してしまうというご指摘がございます。おっしゃるとおり、気の毒な地区があると、助けてほしい人がたくさんいるのに、自主防災組織が手を挙げなければ、何も進まないという地区があるのが現実でございます。

これを打破するために、私たちもいろいろ知恵を絞るわけなんですけれども、先ほど午前中にも答弁したんですが、地元ともっと深く関わっていかなければ、町がですね。町が地元ともっと深く関わっていくことで、顔をつなぐ関係性が取れるところまでいかないと、なかなか進んでくれない。多少無理してでも、やるぞというような雰囲気づくりが必要だと思いますので、町もとにかく汗を一緒にかいて、地元に入り込んで、地元の自主防災組織の有力者たちと一緒に悩みを共有して、この制度をどうにか進めていきたいというところしか、今のところ、なかなかちょっと手が打てないところでございますので、顔をとにかくつないでいくところが、これからのメインになるんではないかと思います。

それから、次の質問で、124ページ、125ページ、タクシー助成事業の再々質問でございます。

今、様々な課題がございます。財源の問題、他市町村に行くと使えなくなってしまう、あるいは限度額の問題、様々ある中で、検討できるものもあるんじゃないかというところのご指摘がございます。

特に限度額600円の問題、これを上げるかどうかというところになるんですけれども、もちろん財源に余裕があれば、上げることは大いに前向きに検討したいところではありますが、実は午前中にも答弁したんですが、75歳以上の方の58％は、まだチケットを持っていないんですね。つまり、予算規模がまだ分からない。もし利用助成額を600円から900円に増やしますということをやってしまうと、まだ受け取っていない58％の方々のうち何割かが流れ込んできますと、一気に予算がパンクしてしまいます。これが一番怖いところでございまして、制度として運用するからには、ちゃんと使い切れるような財源を確保する必要があり

ますので、まずは周知を含めて、この58%、受け取っていない人、この方たちをまず登録することができるように、周知をまずして、少なくとも７割、８割ぐらいの高齢者の方が持っているという状況までいった先にあるんではないかと考えるところでございます。まだちょっと財源の予算の天井が見えないところでございますので、先に限度額に手をつけてしまいますと、逆に大変なことになってしまうんではないかという懸念があり、今止まっているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質問に答弁いたします。

六花の発熱外来というところなんですけれども、先ほども申し上げたように、発熱外来として特出しはしていないという状況ではあるようなんですが、ただ、事前に連絡のほうをいただいて、昨年の５月に５類になってからは、分け隔てなく診療するようにというところで国のほうから言われているというところで、通常の診療を行っているというふうに説明はされてはいるところなんですが、ただ、委員ご指摘のとおり、まだいろいろ、電話をしてみたりとかすると、断られたりとかしている実態もあるというところも、また聞いたりとかしていますので、そこについては、今後また私たちのほうからも強く要望して、なるべく早期に、いろいろ方々が安心して受診できるような体制が取れるように心がけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で健康介護課分の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時０１分

再開　午後　２時０４分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

これより、子育て支援課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から、出席者の紹介をお願いいたします。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　皆様、こんにちは。

子育て支援課長の柴﨑と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

職員の自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課副課長の吉田です。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　こんにちは。

子育て支援課副課長の飯山と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（清水邦江君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課主幹の清水と申します。今日はよろしくお願いいたします。

○健康増進室長兼子ども家庭センター副所長（竹

花　治君）　こんにちは。

子ども家庭センター副所長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

子育て支援課主幹の山内です。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（伊東文子君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課主幹の伊東と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（小野美保君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課主幹の小野と申します。よろしくお願いいたします。

○こども保育担当主査（中村有希君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課こども保育担当主査の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　皆さん、こんにちは。

こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。よろしくお願いいたします。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　皆さん、こんにちは。

子育て支援課こども安心担当の松岡です。よろしくお願いいたします。

○みやしろ保育園主査（服部恵美君）　皆様、こんにちは。

みやしろ保育園主査の服部と申します。よろしくお願いいたします。

○国納保育園主査（井上久美子君）　皆様、こんにちは。

子育て支援課国納保育園主査の井上と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

大きくは４点、質問させていただきます。

まず、予算書の130ページ、131ページで、私たちの予算書では20ページ、21ページ、あと、福祉産業委員会資料の７ページでございます。

こちらのみんなで子育て！こども未来事業が、金額としては減っているんですけれども、内容を見ますと、新しくされることもあったりなどして、なぜ減ったのかということと、あとこちらが、こどもの居場所づくり事業補助金が、これが令和６年で採用されていて、金額がみんな載っているんですけれども、こちらはどういうことに使われたのかと、あと、福祉産業委員会のほうの資料の７ページの地域子育てサロン事業補助金のほうでは、結構大きな金額が、ドイツパンのアムフルスさんとか、みやハグ企画委員とかで、かなり大きな金額になっているのですが、これはどういうことをされていたのかお伺いしたいです。

あと、２点目が、予算書130ページ、131ページの(10)私立幼稚園運営支援事業で、こちらはかなり大きな金額が増になっているので、こちらの理由を教えてください。

３点目が、そのすぐ下の(11)緊急サポート運営事業が、こちら、金額としては前年と変わらないのですが、この緊急サポート事業、とてもすばらしいものだと思うんですけれども、こちら、需要はどういうものだったのかを教えてください。

４点目が、予算書132ページ、133ページの(15)産前産後家事・育児サービス利用支援事業でございますが、こちらもかなり減っています。こちらが減っている理由を教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

まず、みんなで子育て！こども未来事業につきまして回答いたします。

○委員長（九山妙子君）　ページ数を言ってから、答弁お願いいたします。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　予算書130ページ、131ページ、みんなで子育て！こども未来事業につきまして回答いたします。

事業費が減った理由ですが、大きく減った内容としましては、委託料がございます。内容としましては、ウェブサイト運営管理等委託料について、令和７年度より移住・定住促進事業として、企画財政課へ予算のみ所管替えを行ったためによるものです。令和７年度以降の事務につきましては、今後とも執行委任という形で、従来どおり子育て支援課で行うこととなります。

２点目の私たちの予算書21ページ、地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業につきまして、令和６年度、どういったところに使われたのかというご質問ですが、居場所づくり開催支援としまして、福祉産業委員会資料７ページにございますとおり、こどもの居場所づくり事業補助金としまして、令和６年度１月現在、12万5,898円支出しております。

続いて、３点目のご質問ですが、同じく福祉産業委員会資料７ページ、地域子育てサロン事業補助金につきまして、令和６年度、みやハグ企画委員の金額が大きくなっているというご質問につきましては、こちら、みやハグ企画委員として、子育てサロンを３回開催しております。そのうち２回の開催につきましては、通常の地域子育てサロン、上限額１万5,000円のうち、6,700円、１万5,000円の支出となっております。残り１回分につきましては、大規模子育てサロンとしまして、昨年12月、クリスマスイベントを実施しております。支出額としましては12万円9,592円となっており、その大規模サロンが含まれていることから、支出額が大きくなっています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。お答えいたします。

私たちの予算書７ページですけれども、こちらでご質問のありましたこどもの居場所づくり事業補助金、こちらの使い道ということですけれども、それぞれ地元で集会所であったり、そういった場所を使っていただいて、こどもの居場所づくりをしていただくときに、主に居場所づくりの中でよくありますのが、お昼を挟んで、そこでこども食堂としての役割も担っているところがありまして、大まかに言うと、ほとんどこちらの経費としましては、そういったところの子供に配るためのこども食堂としての食材費、そういったものが多く占めております。

ちなみに、大人への食費に関しましては、そちらには無料というわけではなくて、それぞれ必要な分の協力金であったり、材料相当費というものを徴収しているようでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村です。

ただいま、２点目にご質問いただきました予算書130ページ、131ページの(10)私立幼稚園運営支援事業のところの私立幼稚園振興助成金、こちらが増額した理由ということでご質問いただきまし

たので、そちらについて回答させていただきます。

こちらの私立幼稚園振興助成金につきましては、幼稚園１園につき15万円という基準額がございますが、金額が変わる理由といたしましては、各幼稚園から申請いただく際に、心身障がい児の児童が在園している場合には、１人につき２万円掛ける在園月数の金額が上乗せされるものでございます。

令和６年度の申請いただいた人数、それから申請前に、そういったお子様がいるというような、事前に幼稚園さんのほうからご相談いただいている人数もありましたため、令和７年度の予算は令和６年度の当初予算と比べて、金額が大きく変わっているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当、松岡です。

予算書130、131ページ、私たちの予算書68ページ、緊急サポート運営事業につきましてお答え申し上げます。

前年度比と変わらずというところなんですが、そこで、緊急サポートの需要とはどんなところがというご質問ですが、病児の預かりですとか、それから、ファミリー・サポート事業のほうで対応できない急な依頼というところでのお子さんのお預かりですとか送迎、そういったものが需要としてありました。

令和６年度の１月末現在の実績においては、そういった発熱等のあるお子さんの対応が１件、お子さんの預かりのほうが２件、送迎が２件、合計の５件、利用件数として上がっています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

お答え申し上げます。

予算書ですと、132、133ページです。こちらが、主に内訳が書いてありますので、こちらを見ながらの説明をさせていただきます。

産前産後家事・育児サービス利用支援事業の減額の主な理由ですけれども、ここに関しましては、主に、ほとんど予算の内訳というものが補助金でございます。その中の補助金も２通りありまして、一つが、産前産後家事・育児サービスを利用したときの補助金、それともう一つが、産後ドゥーラ、こちらの資格取得に関する助成としての補助金の２つがあります。

こちらが、それぞれ減額になったわけですけれども、理由としましては、まずサービス利用に関する補助金が、令和６年度当初に比べまして、約80万円減額になっております。この理由としましては、令和５年度、６年度、そちらの利用実績を勘案しまして、実際のところ、当初、前年度の予算では、補助額満額掛ける想定する人数と見ていましたけれども、そもそも一度で満額使うのではなくて、期間としては妊娠期から１歳になるまでのおよそ２年間ありますので、その間にこの補助を使っていただくとなると、人数掛ける満額というのではなく、実績を勘案しての予算を積算したところ、予算額の減額となっております。

もう一つ、産後ドゥーラの資格取得に関する補助金ですけれども、こちらにつきましては、今年度、今のところ２件を想定して、令和６年度、予算計上させていただきましたが、今年度に関しましては、申請がなかったということですので、こちらにつきまして、こちらも実績を勘案しまして、まだ新しい制度でありますので、周知を図りながら、予算は１件分を想定しまして、20万円を計上させていただいています。結果として、こちらも

20万円、予算が減額したということです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　では、再質問させていただきます。

まず、こどもの居場所づくりなんですけれども、こちら、来年度は20万円になっているんです。今回、大体がこども食堂だとかという話だったんですけれども、こちらは何か増えているので、まだこちらの団体が増える予定があるのかお聞きします。

あと次が、次の私立幼稚園の助成金なんですけれども、こちらは聞いたところによると、お子さんが町内であれば出るけれども、町外では出ないとちょっと聞いたことがありまして、これがそうなのかどうかお聞きします。

次の緊急サポートのほうなんですけれども、私もこれを窓口のほうで聞いたときに、すごく手厚いサービスだと思ったんですが、これだけしか使われていないのが、ちょっと周知が足りないのかなと思ったので、そのあたり、どうなっているのかお聞きします。

あと、産前産後のほうは、こちらの福祉産業の資料のほうの６ページを見ると、令和５年度が申請が19件で令和６年度31件と、件数自体は増になっているんですけれども、それでも予算減なのか、このあたりをお聞きします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

こどもの居場所づくりにつきまして回答いたします。

福祉産業委員会資料７ページ、こどもの居場所づくり事業補助金におきまして、令和６年度は12万5,898円の支出がございました。令和７年度の予算について、令和６年度と同じ20万円としておりますが、こちらの補助金につきましては、ほとんどの団体が埼玉県社会福祉協議会こども食堂・未来応援金を使っている状況にございます。そちらの補助金で足りない部分を、町の補助金で助成させていただいているという現状がございますので、令和６年度と同じ予算で計上させていただいております。

今後、団体が増えていくのかというご質問ですが、補助金を申請しない団体も多くございます。また、こどもの居場所づくりとしましては、子供がいらっしゃる地域それぞれに居場所づくりがあったらいいなという思いがございますので、今後も引き続き、居場所づくりの活動を希望する団体がありましたら、支援していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

２点目にご質問いただきました私立幼稚園振興助成金につきまして、障がい児の児童については、宮代町内にお住まいのお子様となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当、松岡です。

緊急サポート事業の周知につきましてお答え申し上げます。

周知につきましては、町の広報やホームページに掲載して周知を図っています。それから、学童保育所ですとか保育所の入所の申請の書類、お配

りしている書類の中に、緊急サポート事業についてのチラシを入れて配って、配布で周知を図っています。

もう一つ、令和６年度から子ども家庭センターになりまして、乳幼児健康診査のときに、こども安心担当も入りまして、そこで緊急サポートの事業の話をしたりですとか、そういった周知も図っております。

それから、子育て支援センターのほうで開催されているこどもまつりのほうに、緊急サポート事業のブースを作りまして、周知案内をしているといったところで図っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

産前産後家事・育児サービス利用支援事業につきまして回答いたします。

福祉産業委員会資料６ページ、申請件数が令和５年に比べ増加しているのに予算額が減っているというご質問ですが、先ほども回答いたしましたが、こちら、対象者を母子手帳の交付から産後１年を超えないとしているものですが、同じ年代においても申請時期にばらつきがあり、令和６年度申請件数49件のうち、上限４万8,000円の上限に達している方はお一人となっております。そのため、令和７年度におきましては、令和６年の実績見込みを基に、より精査した積算を行った結果、減額となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　再々質問させていただきます。

今の産前産後家事・育児サービスについては、最初の質問のときに６ページの件数のことをお伺いしていなかったので、それでも減額なのかということをちょっと質問させていただきました。

再々質問なんですけれども、私立幼稚園の運営支援事業のほうで、町外のお子さんに対してはこれが出ないということで、ちょっと町内の私立幼稚園の方からお聞きしたときに、結構大勢いるんですよねということで、他市町においても、やっぱり町外には出ないとか、そういう感じになっているのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

ただいま野原委員から質問いただきました私立幼稚園、他市町からお預かりしているお子さんへの対応ということで、まだそちらまでは確認はしておりません状態なので、今後、やはり宮代町のお子さんも、ほかの自治体に行っている方もいらっしゃいますので、そういう点から考えましても、他自治体の動向といいますか、それを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩に入ります。

休憩　午後　２時３０分

再開　午後　２時４４分

○委員長（九山妙子君）　では、少し時間早いですけれども、再開いたします。

引き続き、子育支援課分の質疑を行います。

質疑ございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。

大きく２問、質問させていただきます。

１点目が、予算書132、133ページの子ども家庭センター事業で、12節の委託料の中の子どもの見守り強化事業委託料と子育て世帯訪問支援事業委託料についてなんですが、福祉産業委員会で頂いた資料の５ページに支援状況が載っているんですけれども、見守り強化のほうは対象件数が増えているので、その分上がったのかなとは思うんですけれども、子育て世帯訪問支援事業のほうが、令和５年、令和６年で、支援回数にそんな差はないんですけれども、今回予算のほうが138万円ほど減額になっているので、その理由についてお伺いしたいのが１点です。

２点目が、予算書138、139で、みやしろ保育所運営事業の中の14節の工事請負費、園庭遊具の入替改修工事費で、これは老朽化した遊具の改修ということですけれども、全て新しいものに入れ替えるということなのか、お伺いいたします。

それと、その下、17の備品購入費の厨房機器で、200万円の購入費が計上されているんですけれども、これも何か新しいものを導入したのか、今までのものを交換したのかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当、松岡です。

予算書132、133ページ、私たちの予算書ですと、69ページになります。

子育て世帯訪問支援事業の委託料ですが、資料のほうでは、令和５年度と令和６年度１月末現在の利用の支援の回数と対象者数、それほど変わらないところではありますが、委託料のほうが、来年度の予算のほうが額が下がっていることについてですが、こちらが、対象世帯数２というところが変わらず、今、見守りが必要な家庭ですとか、そういった世帯の方にご案内をしているものではありません。要保護の世帯ですとか、そういったところに案内をして、支援が必要と判断としたところ、利用を勧奨しているようなところであります。

実績としては、この２件、２世帯について利用があるところで、実績、利用料ですとかそういったところが、その額が当初の見込みよりも下がっていたというところで、昨年度ですとかそういったところの実績を勘案した結果、このような額の計上となっているところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（伊東文子君）　主幹の伊東です。

予算書139ページ、みやしろ保育園園庭遊具についてお答えさせていただきます。

現在、みやしろ保育園の園庭に設置してある遊具が、滑り台がついている複合遊具と砂場、あずまやの３つになっております。今回改修するものとして、既存の複合遊具の土台の柱のところが腐食が見られるために、撤去させていただくことになりました。

遊具の周りの樹木については、木が大きく成長しているため、緊急車両等が入りにくくなっていることや、根が張り出していて、子供が足をかけて転倒しやすくなっている場所がある。あと、蜂や毛虫が発生する木がございますので、今回、伐採・伐根をしてから、滑り台やクライミング等の複合遊具の設置を考えております。

それから、厨房機器についてですが、現在給食調理で使用しているスチームコンベクションが、設置から20年以上経過して、エラーが度々発生し

ていることから、本体を買い替えて設置する予算を上げさせていただきました。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　承知しました。再質問はありません。ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

２点ご質問させていただきます。

まず１点目が、予算書の130ページ、131ページ、私たちの予算書の68ページの私立幼稚園運営支援事業です。

前段の委員からもご質問あったんですけれども、私立幼稚園振興助成金のほうなんですが、先ほど、１園につき15万円というのと、あと、障がい児１人につき２万円掛ける在園月数によって、前年度より増額したというお話だったんですけれども、令和７年度に、宮代町の幼稚園４園に対する15万円というのは変わらないと思いますので、障がい児の人数と、あと在園月数が増えたことによって増えたということでよろしいのか、ちょっとお伺いいたします。

２点目は、予算書の136ページ、137ページの⑶みやしろ保育園運営事業の11節役務費の一番下に、児童傷害保険１万円というのがあるんですけれども、次のページの138、139ページの国納保育園の運営事業のほうには児童傷害保険がないんですけれども、こちらの理由をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました予算書の130ページ、131ページ、こちらの私立幼稚園振興助成金の増額についての質問に回答させていただきます。

こちらは、おっしゃった心身障がい児の児童の人数が増えているというところ、在園月数に関しましては、基本的には12か月在園しているかなというところで、ただ、途中でお引っ越しなどで退園される場合には、その分、在園月数は減るんですけれども、人数が増えたというところで、純粋に金額が増えているようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（伊東文子君）　主幹の伊東です。

予算書136ページ、137ページ、児童傷害保険料についてお答えさせていただきます。

こちらの児童傷害保険料は、みやしろ保育園で行っている一時保育の子供に掛ける保険料となっております。

園児の保険料は、同じ136ページ、137ページ、保育所運営事業の中の一番下の日本スポーツ振興センター掛金、こちらが両園分の園児の保険料になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　副課長の吉田です。

まず、１点目にご質問いただきました幼稚園の振興助成金、そちらの障がい児の人数の増につきましては、今年度は７人で見積もっていたところ、来年度は６人プラスいたしまして、13人で計上しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

それでは、３点質問させていただきます。

予算書の128ページ、129ページ、⑵児童保育所運営事業で、12節委託費、宮代町学童保育所指定管理料が、令和６年度は１億4,469万8,000円で、令和７年度は１億5,024万円です。約55万円の増額です。これの説明をよろしくお願いいたします。

２点目が、予算書の130ページ、131ページで、⑺みんなで子育て！こども未来事業の中で、令和７年度は子育て情報サイトの「みやしろで育てよっ」を企画財政で予算計上していますが、運営は今までどおり行うのか、その旨をよろしくお願いいたします。

３点目が、予算書146ページ、147ページ、⑵母子保健事業の中の事業概要で、母と子の健康の保持・増進を図るためとありますが、12節の委託料の項目では妊婦と３歳児、事業概要では１歳児はありますが、出産すぐの新生児の対応はないので、この辺、どのような流れで対応するのか、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました１点目、予算書128ページ、129ページにございます学童保育所運営事業の中の宮代町学童保育所指定管理料、こちらの金額が増額になった理由ということでご質問いただきましたものについて、回答させていただきます。

こちらでございますが、令和６年度につきましては、年度当初のスタートしたときの支援単位といいますか、クラスの単位なんですが、12クラス、12支援単位でスタートしておりますが、皆様ご存じのとおり、６月の補正予算で１クラス増える分、支援単位につきましては、補正予算でその分、金額が700万円上がっております。

令和７年度につきましては、13の支援単位でスタートというところで予算を取っておりますので、年度当初の金額で比べますと、増額しているようには見えるんですけれども、令和６年度、補正予算の額を合わせた13支援単位、13クラス分、それから、令和７年度当初予算で全13支援単位、13クラス分ということで比較をすると、逆に金額が少し安くなっているようなところとなっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

質問２点目、予算書130ページ、131ページ、みんなで子育て！こども未来事業につきまして回答いたします。

令和７年度におきましては、委託料、ウェブサイト運営管理等委託料を企画財政課へ、予算のみ所管替えを行っております。今後の運営につきましては、今後とも執行委任という形で、子育て支援課で更新につきましても、今までどおりイベントや子育て情報を積極的に掲載を行ってまいります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

子育て支援課主幹の山内です。

予算書146ページ、147ページの出産時の対応ということですけれども、お子様がお生まれになりましたら、２か月以内を大体めどに、保健師のほうが赤ちゃん訪問ということで、ご自宅のほうに

伺って、赤ちゃんの発育の状況だとか発達の相談を受けたり、お母さんの心や体などの相談を受けるようなことをして、また次に、４か月になると４か月健診ということで、保健センターに親子で来ていただいて健診を行うと、そういうような流れになっています。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、再質問させていただきます。

３点目の今の件なんですけれども、初めて出産時に保健師さんが立ち会われた時点で、申請時の５万円の支給という形で進めているのか、その辺、ちょっと確認、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

子育て支援課主幹の山内です。

予算書146ページ、147ページ、出産時の対応でございますが、支給というのは出産・子育て応援給付金……

〔発言する人あり〕

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

出産で５万円というのが出産・子育て応援給付金で、最初に妊娠届を出したときにまず５万円、出産したときに５万円になりますけれども、それは大体多くの方が、郵送もしくは赤ちゃん訪問のときに書類を頂いて、後日振り込むような形にしております。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　再度確認しますけれども、今、出産時に出生児の訪問をすると言いましたよね。その訪問をきっかけに申請するんでしょうかということなんですけれども、それでよろしいですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

子育て支援課主幹の山内です。

書類は渡してあって、赤ちゃん訪問でお渡しするんです、子育てのときは。それで、その場で書いてもらって、申請書を受け取ったり、返信用封筒が入っているので送っていただいたり、そういう形です。

〔発言する人あり〕

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

そのときのきっかけです。それがきっかけです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

前段の委員が質問されていて、重複しないように、ちょっと細かくなるところもあるんですけれども、お伺いさせていただきます。

まず、予算書の130、131になります。(7)みんなで子育て！こども未来事業の中で、18節負担金、補助及び交付金の中なんですね。全体的に見た中の、例えば説明書の……私たちの予算書のほうにも説明があったんですけれども、ウェブサイトを利用して進めていくということがあったんですけれども、先ほどの説明でも、この減額のところが、結局ウェブ関係が移管されたということだったんですが、前年度、ウェブサイト運営管理等委託料が114万円、そしてウェブサイト改修管理等委託料が86万円ということで、これがなくなっていて、それが移管されたというんですけれども、移管された理由というんですかね、どういう形でそういうふうに変わったのかを、もうちょっと具体的な説明をいただきたいと思うんですが、それがまず１点です。

それから……

○委員長（九山妙子君）　泉委員、それ、質問は企画財政になります。もう終わってしまっているんですが。

○委員（泉　伸一郎君）　先ほど答弁の中でちゃんと答えていましたので、そこで、理由があって移管されたから、この予算がなくなっていますというふうに言われたので、その答弁に関して、移管されたのはどういうことで、そういうふうに変わったのかという説明をしていただきたいという、そういう質問なんですけれども、駄目なんですか。

○委員長（九山妙子君）　企画財政のほうで答弁があって……

○委員（泉　伸一郎君）　じゃ、やめますね。分かりました。後で個別で聞きに行きます。

それと、あともう一点は、例えば私たちの予算書の69ページ、子ども家庭センター事業ということで、一番下のほうで、子ども家庭センターの運営に必要な経費が127万円というふうに出ております。それとあと、72ページ、こちらのほうの母子保健事業、予算書でいいますと146、147になるんですけれども、こちらのほうで、真ん中辺に、子ども家庭センター母子保健、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に係る経費ということで、36万円というふうになっているんですけれども、これ、どのような経費になっているかということをお伺いいたします。予算書を調べても、どういうところの金額かというのが分かりづらいので、お願いいたします。

それと、私たちの予算書の73ページの上のほうにあるんですけれども、心理相談・ことばの相談・運動発達相談（専門的な助言等の実施）ということで247万円となっております。これのほうも、予算書147ページのところの母子保健事業の中で見ていっても、この予算の内容になっていることがちょっと分かりづらくて、例えば、言語聴覚士謝礼金177万円、臨床心理士謝礼金が129万円、理学療法士謝礼金が90万円ということは、ここだけでも315万円というふうになるんですね。そうすると、ここの相談のほうの247万円というのは、どういう算出でされているのか。ちょっと数字が合わないみたいな感じなので、その辺の詳しい内容も教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　子育て支援課こども安心担当主査、松岡です。

予算書132、133の子ども家庭センター事業のセンターの運営に必要な経費というところなんですけれども、こちらは、子ども家庭センターを運営するための需用費、消耗品費ですとか、そういったところに係ってくるものでございます。私たちの予算書69ページのほうに下のほう記載があります見守り強化事業ですとか、そういったところを除いたようなものになっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

子育て支援課主幹の山内です。

分かりづらくて大変申し訳ないんですけれども、今回、心理とかの入れている分は、健診のほうに来て、要は健診と、あとはことばの教室だとか、通常やっているのがありまして、その中の健診の分を抜いた通常のクラスというか、その分だけを入れているので、数字が予算書と合わない、そういうことです。

以上です。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　さっき、36万円と答弁していましたね。36万円に関しては、今答弁されました。済んでいます。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

○委員長（九山妙子君）　ちょっと待って。答弁漏れがあるようですので、お願いします。

すみません、もう一回、もし分からないようだったら、泉委員、申し訳ないです、247万円の質問をもう一回……

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　私が聞いたのは、子ども家庭センターの運営に必要な経費の127万円というのは聞きました。結局、消耗品費と印刷製本費ということで、何かそういった事業に係るものではなくて、こういう印刷とか、そういった関係のほうの費用というふうになっているということで、事業的なものではないということが分かりました。

もう一つのほうの72ページのほうの子ども家庭センターとしての母子保健のほうでは、36万円というふうになっている、この36万円の内訳というんですかね。例えばここで、何か相談とか、そういうための経費であれば、何人分かなとか、そういう聞き方をしようかとか思っていたんですけれども、この36万円についての説明はされていなかったような気がするんですが。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹兼子育て支援課主幹（山内一生君）

子育て支援課主幹の山内です。

予算書146ページ、147ページ、私たちの予算書72ページの子ども家庭センターの36万円の内訳ですが、これは消耗品費と医薬材料費で36万円でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。それで分かりました。

私は、運営になっているので、何か事業的なものの経費であるのかなと思っていたんですけれども、勘違いで、そういった消耗品とか、そういう関係の経費しか上げていなかったということで、了解いたしました。

それと、私たちの予算書73ページの心理相談・ことばの相談・運動発達相談とか、こういったものは、247万円という金額は上げてあるんだけれども、例えばやっぱりこういうところは、もう少し詳しく書いていただければ、ありがたいなというふうに思うんですけれども、何か予算書から見ると、ちょっと分かりづらいなという感じがしましたので、もう少し丁寧な説明を書かれていたら、ありがたいなと思います。再質問ありません。すみません。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

予算書の128、129ページ、⑵の学童保育所運営事業の12節委託料、宮代町学童保育所指定管理料についてお伺いをいたします。

来年度から指定管理者が替わりまして、その体制とかがどうなるのかというところで、以前の職員の方が継続されている割合というか、そういうところだったり、あと、以前の職員の方の賃金体系というんですか、そういうのも変わるのかとか、あと、子供たちについては、タブレットを使ったもので交流をするというお話は聞いているんですけれども、そのあたり、変わるところなど教えて

ください。

次に、２点目が、予算書の132、133ページ、(14)の子ども家庭センター事業についてです。

こちらは前段でもご説明いただきましたので、よく分かったんですが、こちらも12節の委託料で、子どもの見守り強化事業委託料について、福祉産業委員会の資料５ページの４の(2)のところなんですが、この事業の件数などが出ております。それで、令和６年度は件数が結構増えているんですが、委託先との契約とかで、何回訪問するとかいうことになっているのか、その委託先の必要ならば回数を増やしているとか、そのあたりのことがどうなっているのかというのをお伺いいたします。

最後に、３点目が、同じく132、133ページ、(14)の産前産後家事・育児サービス利用支援事業についてです。

こちらも前段でご説明いただいたので、分かるんですが、こちらは福祉産業の資料の６ページになるんですけれども、資料の(1)の③の利用者サービスというところで産後ケアというところがございます。この内容を詳しくお伺いを、まずしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村です。

ただいま１点目、ご質問いただきました、予算書ですと128ページ、129ページのところの(2)学童保育所運営事業のところで、指定管理者が宮代町学童保育所、替わるというところでご質問いただきましたものに対して回答させていただきます。

まず、体制についてというところで、今現在の職員さんの継続の割合、どうかなというところなんですが、こちらについては、第２期指定管理者となっておりますシダックスさんのほうと、それについては確認をさせていただておりまして、大体、今の職員さんの９割の方は継続で、来年度も引き続き支援員さんとしてお勤めいただけるというところで、私どもも打合せの中で話を聞いているところでございます。

それから、職員さんの賃金について、上がるのかどうかというところにつきましても、最低でも同額、もしくは、それに対して、同額ではなくて、むしろ金額を上げるというところで、話を職員さんとしているというところで、シダックスの担当者のほうとも話を、打合せの中で聞いているところでございます。

また、３点目、子供たちのタブレットの使用ですとか、そういったところの保育の内容についてでございますかね、そちらにつきましても、現在人気のあるものですとか、子供たちが参加いただいているものは、引き続き継続をして、それにプラス、シダックスとして力を入れている、いわゆるＩＣＴと呼ばれる、例えばウェブですとかインターネットといったものを取り入れた内容も含めて、いきなり変わるわけではなくて、現在の人気のあるものなどは続けていくというところで、そういった保育を実施するというところで、シダックスのほうとも打合せしているようなところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

予算書132、133ページ、子ども家庭センター事業委託料の子どもの見守り強化事業委託料についてですけれども、配付している資料は５ページの４番の(2)子どもの見守り強化事業、生活支援の

ところで回数が増えている、件数が増えているという状況のところでお答えさせていただきます。

支援回数が昨年度、５年度と比べて伸びているところなんですけれども、この支援という内容なんですけれども、訪問に限らず電話対応ですとか、そういったところも含まれております。訪問の回数につきましては、仕様では月２回程度という、原則といいますか、そういったところはあるんですが、やはり緊急対応等もありますので、多少回数が増えるということもあります。ですが、まず、電話というのは結構即応的なものでありますので、そのあたりが支援の回数として増えているような状況であります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査、飛鳥馬です。

質問３点目、予算書132、133ページ、福祉産業委員会資料６ページ、③利用したサービスの種類のうち、産後ケアの内容につきましては、助産院、クリニック等での産後ケアとして、宿泊型・訪問型を利用されていると、実績報告上、確認しております。その中の実施内容につきましては、実績報告上求めておりませんので、把握しておりません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　承知をいたしました。

まず、１点目の学童保育については、ご説明いただきまして分かりました。

学童の支援員の方は、働き方が、時間とか、夏休みとか平日、通常とか、本当にいろいろ難しい中で、なかなか支援員の方が見つからないという状況もある中、来年度に関しては、少しそのような、指定管理者のほうでご配慮いただいているということで承知をいたしました。子供たちの対応に関しても、支援員の方が継続されているということも分かりましたので、よろしくお願いいたします。こちらは大丈夫です。

次に、２点目の子どもの見守り強化事業なんですが、委託先の回数によって委託料が変わるということなく、その範囲の中でご対応いただいているということで承知をいたしました。

そのあたりが少し気になったんですが、やはり本当に必要な方ですと、回数も増えたりというところがあるので、そのあたりは、委託先とのそういうご関係で、このようにしてくださっているということでよいのか、もう一度ここを確認させていただきます。

最後に、産前産後の育児サービスの産後ケアの内容は分かりました。

先ほどご説明で、２年間使えるというところで、予算もこのようになったり、あと、令和５年から始まった事業なので、申請人数も増えているという状況なんです。それは分かったんですが、まだまだやはり、このサービスを知らないというところがあるのではないかと思っておりまして、まず、広報はどのようにされているのか。多分、母子手帳をお渡しするときとかにお伝えしているということも伺っているんですが、あと、ウェブでもう少し発信したり、あと内容なんですけれども、内容のイメージが湧かないという場合もあるので、例えば、こういうところにこういうサービスがあるということも含めて発信をされているのかというご確認等をお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　予算書132

ページ、133ページ、子ども家庭センター事業委託料の子どもの見守り強化事業委託料のところで、子どもの見守り強化事業、生活支援のほう、こちらの支援回数が増えているんですが、委託先との関係というところで、定例的というところではないんですけれども、常に報告ですとか、そういったところをもらっておりまして、支援員さんの状況ですとか、そういったところも把握をさせていただいておりまして、対応がやはり難しいという場合もあるんですが、その場合は子育て支援課の職員がフォローに回ったりですとか、代替的な手段を検討したりですとかして、緊急的な対応にも対応できるようにさせていただいております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査、飛鳥馬です。

産前産後家事・育児支援補助金につきまして回答いたします。

こちらの補助金の内容をイメージするような発信、周知方法といたしましては、今年度、子育て情報サイト「みやしろで育てよっ」の特集記事といたしまして、こちら、産前産後家事・育児支援補助金及び産後ドゥーラ等育児支援者育成支援補助金を周知するため、実際に一時保育を利用されている方をイメージして取材をしていただき、こちら、補助金の内容についてもイメージが湧きやすいような形で広報を行いました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　１点目は承知をいたしました。

２点目の産前産後の周知というところで、「みやしろで育てよっ」で、その様子を発信していただいたということなんですが、まず情報として、情報を載せるというところがちょっとないのかなという、やったイメージする取材をしてというところは、すごくいいとは思うんですけれども、それともう一つ、お願いできる委託先というんですかね、そういうところをリストですよね、そういうのを分かりやすく載せていただきたいなと思うんですが、今回、先ほどもありましたけれども、「みやしろで育てよっ」が一括になって、ただ、子育て課のほうで内容はされるというものも伺っていますので、そのあたりのことをちょっと見直しというか、何か追加でやっていただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

お答えします。

まず初めに、業者と、事業者であったり仕事のリスト化ということなんですけれども、そもそもこちらの補助金、まだ年数は浅いんですけれども、私たちのほうでこの補助金を設立する際に検討したところで、他の市町村と違うところは、何度かほかでも説明はしているんですが、より自由にいろいろな業者を探していただいて、申請のとき、補助金ですので、相談はそこでさせていただいています。そのときに、私が限定した業者を載せる、選出したり登録制にするよりは、もしかすると、インターネットから探した業者があったり、町内の業者があったり、いろいろそちらは自由度が高い補助金を使うということで、こちらは他の似たような産前産後の利用補助よりは使いやすいものとして、リスト化とかはあえてせずに行っております。

それと、付け加えまして、周知につきましてで

すけれども、確かに全体に対する広報が、いまいち知名度が少ないかと思っているところはありますが、いざ、今力を入れるところが、当事者、妊娠したときであったり、出産したときであったりに関して、当事者は必ず保健センターでも、ほぼ面談するわけですけれども、当事者に関しては、ほぼ全員の方に直接そちらの周知をしておりまして、ですので、当事者ご本人、お父さん、お母さんには伝わっているかなと思っております。

ただ、もしかすると、そういった出産とかで忙しい時期でもありますので、別のところから、例えばおじいさんだとかおばあさんから、こういった制度があるよとか、そういったルートで、改めて制度を認識していただくこともできると思いますので、そういったのも含めて、全体の周知も併せて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　こんにちは、佐藤でございます。

何点になるかな、大きい枠でいくと、７個か８つの事業になると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、予算書です。128ページの学童保育所の関係かな、私たちの予算書の66ページ、学童保育所の事業のところですけれども、12の委託費、宮代町学童保育所指定管理料１億5,024万円となっておりますが、これの各学童保育所の割当てというか、どこが幾ら、どこが幾らというのをお示しください。

その下の段にありますウェブ口座振替受付サービス利用料、これ、右のほうの事業概要を見ますと、サービスの導入ということで、この制度を来年度から始めるということだと思うんですけれども、これ、イニシャルのがほかにないので、既存の何かシステムを使ってやるから利用料だけになっているのかどうかというところをちょっとお願いします。通常というか、よくあるので、こういうシステムサービスを導入すると、それの導入費が、イニシャルがかかったりとかするのがちょっと見当たらないので、僕が見落として、ほかのところにあるんだったら、それをお示しください。

このウェブ受付サービスの利用料というのは、どういった課金の方法に、4,000円という少額で、少額なのは非常によろしいんですけれども、どういったふうな、年間通してなのか、それとも利用者数掛けるとなっているのか、ちょっと上の11の役務費の保育料口座振替手数料、これがウェブのほうに移行するようにというふうな考えなのかなと思う、それとは違うのかどうかというところをお願いいたします。

次に、同じページのひとり親家庭等の医療費支給事業ですけれども、これの直近３年ぐらいの利用実績を教えてください。これ金額が、令和５年から令和６年は173万円減額で、令和６年から令和７年は逆に372万円のアップで、変動幅があまりにも大きいのが、どういう理由になっているのかというところを教えてください。

次に、同じページのすぐ下、児童福祉対策事業、右のほうの129ページの一番下に、副食費の補足給付費補助金というのが316万8,000円とありますが、保育園だったかな。小学校や中学校の給食費も高いんですけれども、4,400円と主食費1,000円で、合計5,400円というのを前お聞きしたんですけれども、この316万8,000円を入れることによって、それでそこまでに、4,400円と1,000円に抑えられているのか、それともまた、それとは別個のものなのかというところ、令和６年は297万円ですけれども、先ほども冒頭ありましたように、支

援教室ですか、それが増えてということは、支援者数が増えたということでしょうから、それの純増分かなというふうには勝手に思っておりますけれども、そこのご説明をお願いいたします。

同じく128ページの、実際問題は次のページにいっちゃうのかな、大丈夫か。こども医療費支給事業、これ、令和６年が１億7,287万9,000円で、来年度は１億4,440万1,000円とマイナスになっていて、令和５年から令和６年は6,749万8,000円というふうにプラスになっていて、大幅にプラスになっているのが今度は下がると、これも変動の幅が大きいので、ちょっとそれのご説明をお願いいたします。

それと、これの制度のほうなんですけれども、私たちのほうに出ていたのかな、ちょっと先ほど説明もございましたから、それ、皆さん覚えていらっしゃると思うので、私たちの予算書の66ページの下から２行目に出ていますね。先ほど前段の委員もご質問されていました、入院した場合、県外の場合とかを質問されたと思いますけれども、これ、僕も町民の方からお聞きして、そのとき、お恥ずかしながら、その辺の制度の仕組み、詳しくは知らなかったんですけれども、結構高額だったりとか、あと子供のことなので、ばたばたしているときで下ろしにも行けないとか、いろいろ聞くんですけれども、例えば、さっきもちょっと担当課の方とお話もしたんですけれども、後日支払いで返すという形ではなくて、そういうのがあったら病院からの請求を町のほうにという形に、交通事故なんて、保険会社に対してそうなんですけれども、自賠の範囲の120万円までのことが多いですけれども、そういうふうな形で、ご本人にそういう負担をいっときでもさせないような形というのを検討できないのかどうかというところをお願いいたします。

次に、130ページになります。みんなで子育て！こども未来事業というところになります。何せ、報償費の講師謝金というのが12万円計上されていて、これ令６は23万5,000円で、半分ぐらいにはなっているんですけれども、お一人なのか、また複数なのか、それとも回数が複数回なのか、その辺が全く分からないものですから、ちょっとご説明をお願いいたします。

同じところで、一番下のほうになりますが、18、こどもの居場所づくり事業補助金、また、地域子育てサロン事業補助金等、資料のほう７ページと書いてあるな。これにつきましても、前段の委員のところでもご説明はいろいろとありましたが、ついでに言いますと、未熟児療養医療金もそうかな、令和６年、令和７年で全然変動がないんですけれども、検証した上で同じだというふうになっているのか、それとも、前回がこうだからという形でなっているのかというのが、ほかのところでは先ほど、子育て世帯の訪問とかその辺は、実績を検証した上で変更したとおっしゃっておりましたが、そこのところは、こちらは当てはまっていないのではないかと思いますので、このご説明をお願いします。

同じページで、あと、ウェブのほうは企財のほうに移行したけれども、管理運営等のほうは引き続き子育て支援のほうで行うという説明がございましたが、これもウェブのアクセス数というのは、直近二、三年、どれくらいになっているのかというところをお尋ねします。

ここに入るかどうかちょっと分からないので、入っていなかったらすみません、適切に教えていただきたいんだけれども、まず数字で、令和６年度、今年度の出生者数、３月も終わりですから、まずどれくらいなのか。昨年は180人ぐらいだったと記憶しておりますが、まずそこからスタート

するわけですから、そこのところをお示しください。確定ではないでしょうけれども、ほぼ。

132ページの、先ほどちょっと申し上げました、前段の委員もおっしゃっていた子ども家庭センター事業の子どもの見守り強化事業、委託料929万円、子育て世帯訪問支援事業、委託料98万4,000円、これ、特に上の段の子どもの見守り強化事業のほうは、やっぱりこれも変動幅が大きいんですよね。どのようなところと、どのような形の契約をどのような期間で行っているのかを、ざっくりと教えていただきたいと思います。通常、例えば複数年だったら、３年間だったら３年間で、毎年同じような金額というふうになるのが、年によって変わっているということは、実際の稼働数をベースにやっているのかどうか、別の契約形態という形になっていると思いますので、そこのところのご説明をお願いいたします。

その下の産前産後家事等のは、前段の委員のので大体了解いたしましたので、こちらは結構です。

また、保育園とかその辺のも、ちょっと園庭のも聞こうと思っていたんですけれども、前段の委員でお答えいただいたので結構です。

ＡＥＤとピアノ調律料というのが、みやしろ保育園とか国納保育園とかありますが、以前、ごめんなさい、136から139ページという辺りになりますけれども、以前、特にピアノの調律というのは、単独で子育て支援課のほうで、久喜市のアルプス楽器というのはお聞きしておりました。その後、高いところでやっていた教育推進課のほうでも、そちらに合わせたという話は聞いたんですけれども、５次総の町長の話で、横串というのがありましたが、課ごとに契約したりとかしないで、一括でやっているのかどうかというところをお尋ね、もっと言っちゃうと、こういうところは企財のほうでやってもいいのかなと思いますけれども、管理の部分と費用対効果の部分で、まとめたほうがいいのではないかなというところがありますので、139ページの一番上にございますが、ＡＥＤやＬＥＤの照明リース料というのも、保育園、どこか単独でやっているのか、これ町立のものですから、町が契約の主体となってやることは可能だとは思うのですが、いかがでしょうか。

以上なります。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、出生者数は住民課になりますので、子育て支援課ではありませんので、お願いいたします。

答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村と申します。

ただいまご質問いただきました１点目、予算書128ページ、129ページ、私たちの予算書ですと66ページ、こちらにございます宮代町学童保育所、こちらの指定管理料でございますが、こちらまず、各学童の割当てについてご質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

こちら、各学童にというよりは、指定管理者にお支払いをしているものでございまして、支援単位、クラス数に対しての指定管理料をお支払いということですので、各学童ごとに幾らというものではないような性質でございます。

また、その下にございますウェブ口座振替受付サービス利用料についてご質問いただいておりますが、こちらにつきましては、税務課の徴収担当のほうで今回、来年10月からですかね、導入予定というところで、こちらも保育料の引き落としなどがありますことから、一括して、子育て支援課のほうでも一緒に導入を進めるというところで、今回予算書に入っているものでございます。ですので、委員様がおっしゃっていたイニシャルコス

トというのは、特段こちらの子育て支援課のほうでは計上しておりません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

予算書128ページ、ひとり親家庭等医療費支給事業につきまして、直近３年間の利用実績ですが、令和４年度、ひとり親医療費につきましては757万5,172円、令和５年度につきましては791万9,866円、令和６年２月15日現在の実績は1,000万4,933円となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村です。

ご質問いただきました３点目、予算書ですと128ページ、129ページ、児童福祉対策事業のところにございます副食費の補足給付費補助金についてご質問いただきましたので、回答いたします。

こちらの補助金につきましては、支給対象となりますのは、宮代町にお住まいのお子様で幼稚園にお通いのお子さん、こちらのお子さんに対しての給食費の中のおかず代、副食費に対しての要件を満たす方へ、免除というか、補助を行うような補助金となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当、飛鳥馬です。

予算書138ページ、こども医療費支給事業につきまして回答いたします。

令和７年度の予算額が令和６年度に比べ、下がっている理由ですが、令和７年度につきましては、令和６年度の実績見込みを基に計上しております。

こども医療費につきましては、令和６年４月１日より、通院の対象年齢を18歳到達年度末まで拡大をしました。そのため、令和６年度予算につきましては、対象拡大分の増額を予想し積算を行っておりましたが、実績が多く下回ったため、より精査した積算をしたため、約2,800万円の減となっております。

続いて、同じくこども医療費の償還払い、後日払いではなく、本人負担をさせない検討はできないかというご質問につきましてですが、現在国のほうより、オンライン資格確認、マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化について、令和８年度中に全国規模で導入を図ることとされました。こちらは、自治体の持っているこども医療費の資格情報をデジタル庁の医療費助成システムに登録することで、マイナンバーカード１枚で受診し、現物給付が受けられるようになるという制度となっております。

町としましても、受給者様が受給者証を持参する手間を軽減し、現物給付を受けることができるというメリットも考えますと、実施に向け準備をしていきたいと考えております。

続きまして、予算書130ページ、みんなで子育て！こども未来事業につきまして回答いたします。

７節報償費、講師謝金12万円の内訳につきましては、町の講師謝金基準に基づきまして、１回当たり5,000円、24回分として積算しております。

同じく、こども未来事業につきまして、福祉産業委員会資料７ページ、こどもの居場所づくり事業補助金及び地域子育てサロン事業補助金につきまして回答いたします。

令和６年、令和７年につきまして、こちら、補

助金の予算額、それぞれ20万円、35万円と令和６年、令和７年と同額となっておりますが、こちらにつきましては、第５次総合計画の中で、町内で３か所程度の居場所づくり、地域子育てサロンを実施することを目的としております。そのため、積算としましては、居場所づくりにつきましては年間上限額５万円を２団体、こども食堂の取組が含まれる場合、年間10万円を上限として、合計20万円を積算しております。同じく子育てサロンにつきましては、１開催当たり年間６万円上限として３団体、大規模な子育てサロンつきまして17万円とし、合計35万円の積算としております。

続きまして、同じくこども未来事業、「みやしろで育てよっ」のアクセス数につきまして回答いたします。

こちらは、ウェブサイトアクセス解析として、年２回算出を委託しておりますが、2024年９月30日時点、ページビュー数は１万8,302件となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課長の柴﨑です。

先ほど、令和６年度出生者数ということでのご質問にお答えさせていただきます。

子育て支援課といたしましては、出生者数といいますか、基準日を４月１日とさせていただいて、ゼロ歳児の人数、各年度の年齢においての把握をさせていただいております。令和６年４月１日になりますと、177人ということで把握させていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

予算書132、133ページ、子ども家庭センター事業委託料の変動というところなんですけれども、子どもの見守り強化事業委託料のところで、主な大きな変動といたしましては、子どもの見守り強化事業、生活支援のほうで、対象とする世帯が令和６年度は７世帯なんですけれども、令和６年度の状況ですとか、そういったところを加味しまして、見守りの必要な心配なご家庭が増えまして、令和７年度は10世帯を見ております。そのため、大きな増となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　質問のピアノの調律とＡＥＤ、お願いいたします。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

契約の期間なんですけれども、令和３年度の新規事業で事業を開始しておりまして、そこから毎年度、見積り等を精査いたしまして、年度ごとに契約を結んでおります。

以上です。

期間、すみません……

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

子どもの見守り強化事業、弁当配布のほうも、同様に令和３年度からの新規事業で、こちらも年度ごとに見積りを出していただいて、年度ごとに契約をしております。

委託先の期間、名称というところですね。そちらが、弁当配布の支援のほうが社会福祉法人宮代町社会福祉協議会、それから、生活支援のほうが

一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク、通称アスポートというところに委託しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（小野美保君）　子育て支援課主幹の小野です。よろしくお願いします。

予算書136ページから139ページまでのみやしろ保育所運営事業と国納保育所運営事業の中のＡＥＤ賃借料、ＬＥＤ照明リース料、ピアノ調律手数料の管理についてお答えさせていただきます。

ＡＥＤ賃借料についてなんですけれども、みやしろ保育園については、単独で契約を行っております。国納保育園は、今年度までは単独で契約を行っていたんですけれども、来年度からは町民生活課による一括管理となっております。

ＬＥＤ照明リース料も、園ごとで単独に契約をしておりまして、令和４年８月から令和14年７月までの期間の契約をしております。

ピアノの調律手数料についても、それぞれの園で単独で手配をして、調律をやっていただいております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時０１分

再開　午後　４時１４分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当、飛鳥馬です。

先ほど答弁漏れがありましたので、回答いたします。

みんなで子育て！こども未来事業、「みやしろで育てよっ」アクセス数ですが、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの１年間のアクセス数は７万8,294件、令和５年４月１日から令和５年９月30日までのアクセス数が１万8,302件となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　令和５年９月30日までと、今おっしゃいましたよね。そうすると、その後のも分かると思うんですけれども、もう一回、令和４年は聞き取れました、７万8,294件。その後のをお願いいたします。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こちら、アクセス解析につきましては、年２回の算出になりますので、現在最新の情報としては、９月30日までの情報となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　再質問させていただきます。

今、ウェブの解析のちょうど出たので、答弁漏れのが。これについて、半年間で、前年度は７万8,000だったのが、半分以下、４分の１ぐらいになっているんですけれども、これの原因というか分析というのは、少なくとも年２回、開示されるというか、分かるという話ですけれども、その年２回というのはいつ頃分かるのかというのと、あわせて、アクセス数が令和５年４月１日から９月30日にかけまして激減しているというのは、何か理由を担当課としては検証しているのでしょうかというところですね。そこをお願いいたします。

次に、ちょっと順番前後してしまいますが、128、129ページのひとり親のところですけれども、

令和４年から５年は金額ベースで340万円ぐらいアップぐらいだったのが、急に令和５年から令和６年が、２月15日現在というさらに短い、１か月半短いにもかかわらず、既に1,000万円を超えているというところ、これの分析というのは、どのようになっているのでしょうか。

次に、128ページの児童福祉対策事業の先ほどの副食費ですけれども、支給の、宮代町で、保育園は入らず、幼稚園のおかず代に限定、だから、4,400円の部分のほうのおかず代のほうだとは思うのですが、316万8,000円で、何人分に相当するのでしょうか、お答え願います。

あとは、先ほどのＬＥＤ、ＡＥＤ、そしてピアノ、これは、まとめてやれる余地はあるのかどうか。国納保育園が町民生活課のほうに移ったということで、今はみやしろ保育園が単独でやっている、少なくともＡＥＤに関してでしょうけれども、これ、町立のもので一括でやったほうが、保育園のほうの、ちょっとしたものかもしれませんが、事務的な負担というのも減りますし、見落としというか、そういうふうな落としもなくなってきたりとかすると思うもので、１か所で全部の町民生活課なり企財なりがやったほうがいいと思いますので、その辺はどのようにお考えなのかということをお願いします。

子ども家庭センターの彩の国子ども・若者支援ネットワーク、アスポート、これは承知いたしましたが、毎年度契約を行っているというお話ではありますが、これ、件数というか、どういった形の契約になっているのか。細かいようでしたら、後で窓口でも結構ですけれども、今答えられる範囲で結構ですので、契約形態がちょっと分からないというところがありますので、お願いいたします。

130ページのみんなでのところの講師謝金のほうは分かりました。5,000円の１回当たりというのは分かりました。

居場所づくりのも、２団体、こども食堂のところは10万円、子育てサロン、これ大規模というのは、予算の最初のときから、例えば先ほど出ていたのでは、１か所だけ高額になりましたけれども、当初の予算組むときに、ここが大規模のやりますよと決めていて、算出されているのかどうかというところをお尋ねします。

こども医療費、138ページのは、18歳まで拡大して、その結果、当然人数的に増えたから多くやったのが、思ったよりも、それを利用する18歳までの拡大部分が想定よりも少なかったということだと思いますので、そこも承知しました。

指定管理料のほうも、クラス単位というか、支援クラス単位というのかな、言い方として、ごめんなさい。そこのところで、これは新しい指定管理者ですよね。そこのところも承知いたしました。細かいところはまた後で。

最後になるかな、128、129ページのひとり親の関係で、令和４年から令和５年がざっくり、令和４年から令和５年が34万円アップなのが令和６年には200万円ぐらいアップ、２月15日現在でなっているということの分析のほうは、どのように考えているんでしょうか。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　委員長、やじ言うの止めてくださいね。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、先ほど初めに質問されているんじゃないかということです。皆さん、聞いているようなのですが。

○委員（佐藤将行君）　すみません、私が、そうであれば、勘違いしているかもしれません。

じゃ、しているんだったら重複でという形で、片方を削除していただければ結構です。

あとは、こども医療費が最後か、ごめんなさい、こっちが最後か。

後日払いので、国のほうでデジタル庁絡みで、令和８年から全国ネットワークというか、その辺をやる予定という理解でよろしいんですかね。そうなってきたときには、そっちのほうで一本化というか、やるというふうな担当課の見積りということでよろしいのかどうか、お願いいたします。

以上ですかね。お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査の飛鳥馬です。

「みやしろで育てよっ」ユーザー数の減少の原因ですが、先ほどページビュー数と回答しましたが、こちらにつきましては、アクセスした回数となっております。そのほか、日別ユーザー数というものがございますが、こちらにつきましては、令和４年度、５年度を比べてみますと、１日平均50件から60件となっており、それほど大きな差がありません。

１年間のアクセス数が分かる時期としましては、昨年度は４月中旬頃でしたので、今年度につきましても同じ頃を想定しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　一応答弁つなげてください。

答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

私からは、ひとり親医療について、それと……

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ちょっと答弁求めちゃいますので、それ終わってからでお願いします。

続けてください。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　それでは、まず、ひとり親医療費、こちらにつきまして、人数であったり対象が増えたものなのか、それとも医療費かかった実績が大きいのかということですけれども、こちらにつきましては、まず、こども医療費を見ていただいても分かるように、医療費全体としては比較的、コロナも終わりまして、医療機関にかかりやすくなりつつあって、必要な医療は受けていただいているのかなという、まず一つ、そこの増の要因というのはあります。

それに加えまして、ひとり親医療費ですけれども、こちらにつきましては、これまで比較的、ひとり親医療費の受給者証ではなくて、切替えのタイミングとかで、こども医療費を使っていらっしゃる方が比較的見受けられたのがありまして、それは今年でありましたり、今年度、前年度途中からですけれども、ひとり親医療費につきましてはひとり親の使用を徹底していただきたいということで、直接個々に切替えの時期にお願いをしていまして、そういったところの成果も少しずつ出てきているのかなと思っております。それが増の要因と考えています。

それと、もう一つ、私からですと、みんなで子育て！こども未来事業における補助金の中での大規模イベントに関してです。

こちらにつきましては、今、予算、先ほど初めの質問でお答えありましたけれども、大規模イベントのどこが何をやるというのは決まっておりません。

ちなみに、今年度はクリスマスイベントがありまして、前年度はハロウィンイベントがありました。ただちょっと、ここで付け加えてご説明させていただきたいのが、来年度予算、先ほどの説明では、大規模イベントも考えているということが

ありましたが、予算額は同じ範囲で何とかしようと思うんですが、私どものほうも、こちらも新たにここ一、二年でできた補助制度でして、大規模イベントにつきまして、これを少数の子育てサロンの保護者の方たちだけに、ただやってもらって終わりというのでは、かなり負担が大きいというのも実際分かってきていまして、実は今、まだ決定というか、検討中ではございますけれども、大規模イベントのようなものについては、どうしても町が必要であれば、そういったものは町で行ったり、または共同で行ったり、そういったのも必要だとありますので、今予算要求させていただいているんですけれども、今後の方向性としましては、予算の範囲内で、より多くの子育てサロンの団体の皆さんに補助をしていただこうということで、どちらかというと大規模イベントよりも、個々の一回一回のイベントに対する補助に切り替えていきたいと、今検討というか、調整を進めている最中です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村です。

ご質問いただきました３点目、予算書ですと128ページ、129ページ、児童福祉対策事業の副食の補足給付費補助金について回答いたします。

こちら、人数は55人でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（伊東文子君）　主幹、伊東です。

みやしろ保育園ＡＥＤの契約についてお答えさせていただきます。

みやしろ保育園で現在契約しているＡＥＤが、５年間の契約になっておりますので、契約が終了するタイミングで、町の町民生活課との一括管理のほうに移行する予定になります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（松岡祥哲君）　こども安心担当主査、松岡です。

予算書132、133ページ、子ども家庭センター事業委託料、子どもの見守り強化事業委託料で、子どもの見守り強化、生活支援事業の契約のところなんですけれども、こちらは仕様によって、件数、対象者を最大10世帯程度というところで、仕様書に記載しております。これが、昨年度は世帯が７世帯というふうに、こちらで指標しておりまして、そこが増えたところ、それに対する支援が増えたことによって、内容的には額も増えているというところですね。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（小野美保君）　主幹の小野です。

ＬＥＤ照明リース料についてなんですけれども、令和４年８月からの契約なんですが、契約に至るまでなんですけれども、みやしろ保育園と国納保育園、両方同じタイミングで入札を行って決定したんですけれども、支払いの関係で、それぞれの事業に予算を持っているというようなところになります。

ピアノ調律手数料なんですけれども、今年度の調律は、みやしろ保育園と国納保育園と同日に調律に回ってくださっていたところなんですね。なので、そういったところでお安くしていただいて

いるのかなというふうに、園としては考えているところです。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課長の柴﨑です。

先ほど最後の質問で、医療費についての償還払いですかね、その支払いの手間というところでご質問がありまして、それは国のほうにのっとってやりますよというご答弁をさせていただきましたが、委員ご理解のとおり、町としては、国のマイナンバーの制度にのっとってやらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　では、佐藤委員、質疑でお願いします。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（柴﨑記代子君）　子育て支援課長の柴﨑です。申し訳ございませんでした。

先ほどのウェブの関係ですが、年２回ということですが、４月と、あと９月に、解析のデータが業者のほうから届くということになっております。

分析についてなんですが、確かに今現在、アクセス数というのは減っております。やはり世の中的に、行政のホームページを見る方というのは少なくなってきているのかなという現実はありまして、子育て世代といいますと、最近ホームページを見るというよりは、インスタグラムを活用するとか、そういったところの画像での動きというんでしょうかね、そういう、やっぱり30代、40代、20代、30代、子育て世代というのは、インスタと言われる、映えるというか、そういうようなところで魅力を感じて情報を得ていくというところ、またはユーチューブに、結構皆さん移行されているというか、やっぱりユーチューブを見て、動画を見て、いろんな情報を得ていくというところが多くなってきているので、やはりそういったところからすると、行政の情報というのはなかなか、伝えたいんですけれども、伝わりにくいという状況があるかなと思っております。

それにしても、せっかく町としても、やはり税金をかけているところのウェブサイトというところですので、今年度リニューアルを図った上では、インスタグラムを導入したりとか、そういった中で町の行事というものを発信して、なるべくホームページというか、インスタグラムとか、そういったところで魅力を発信をしていきたいなというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　細かいところまで、ありがとうございます。

今、一番最後のが印象に残っていると思うので、そこのところから先に申し上げますと、最近の子育て世代がインスタグラムのほうをやっているということがあって、町のほうを見ないと。逆に町のホームページで、町のインスタもやるんでしょうけれども、それ以外で子育て世代が関心持ちそうなのを、インスタでこういうのがありますよとか、ユーチューブでこういうのがありますよとかと、そこで逆に発信していってもいいんじゃないかというふうなところがあります。そうすると、あそこへ行けば効率的に、自分で検索しないで見つけられるなとかとなるわけじゃないですか。そういうふうなところも、もっと柔軟に考えていけば、町のここのところにＱＲコードをやったりとか、それとか、広報みやしろとかその辺もやって、

総合的な形でやっていかないと、一つの方法では今の時代、難しいと思いますので、ぜひそのような形を検討していただきたいと思います。

ウェブのアクセス数とかは、今言ったことも加味したりとかした上で増える方向に、せっかく、課長もおっしゃるように税金をかけているわけですから、じり貧にどんどんなっていくのを看過することはできないと思いますので、ぜひお願いいたします。

ＡＥＤ等は、契約のおしまいのほうのとか、いろんな関係でというのは分かりますけれども、いずれ一本化するということでおっしゃったので、分かりました。

ピアノ調律に関しまして、２つの保育園を１日でやったので、それで安くというふうに答弁ありましたが、別に僕は、安くても当然あるんですけれども、それ以上に、保育園自体の事務関係のそういう手間をできる限り取ってあげて、保育のほうに専念していただけるようにというふうな趣旨が大きいので、これ以上そんなに下がらないと思いますので、たしか単価9,000円でしたよね、アップライトですからね、久喜市のアルプス楽器で。それは承知しておりますので、何年も前から僕、これに関わっておりますので、それは承知しておりますので、ぜひ現場の方の、そうじゃなくても何年前のときも、雨漏りがするのをやってくれない、風が通るのを対応してくれないと、現場の環境大変だと思いますので、そういう人たちにできる限り負担をかけない方向にやっていただければなというふうに思います。

128、129ページの先ほどの副食費ですけれども、これ、55人というふうに先ほどご答弁ありましたが、そうすると、１人当たり５万7,455円というのが、これが正しいのかどうかというところをちょっと、うんと思ったので、お願いいたします。

これ僕、聞き忘れていたのかな、ひとり親のほう、128、129の、これの対象世帯数を聞き忘れていたんであれば、ごめんなさいという形で、額が増えたのもありますけれども、対象世帯数の令４、令５、令６の変化のほうをお願いいたします。

あと、最後になるかな、ほかは、みんなでの講師謝金とかも、その辺も分かりましたけれども、子育てサロンの大規模の件ですけれども、これ、今年度は行ったと、６年度は。みやハグ企画委員会で、15万1,292円で行ったということですよね。これの開催日時と、そのときの参加人数、場所等を教えてください。

先ほど副課長もおっしゃったように、１か所で１回だけやるとなると、どうしても参加できない人とかもいますし、中央部の人はいいでしょうけれども、この辺でやったんであろうという勝手な前提ですけれども、でき得る限り多くの人が参加できるように、中規模であって、大規模で１か所でやるんだったら中規模で３か所とか、そんな感じでやられたほうがいいのではないかというふうに個人的には考えておりますので、より多くの人が参加できるようにという形の趣旨から、検討を願いたいと思います。

あとは細かくなりますので、別件でお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども保育担当主査（中村有希君）　こども保育担当主査の中村です。

ただいま、ご質問３点目にいただきました、予算書ですと128ページ、129ページにございます児童福祉対策事業の副食費の補足給付費補助金、こちら55人ですと、１人当たり５万7,600円でしょうかというご質問につきまして回答いたします。

おっしゃっていただきましたとおり、５万7,600円でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

私からは、ひとり親医療費受給の世帯数ということですけれども、今回お配りしてあります予算特別委員会資料の１ページの下段、２番のほう、ひとり親家庭等の対象者、これすみません、令和５年、６年だけ載せてありまして、４年度については細かな数字、今ここに手元にないんですけれども、若干、４年から５年については増えてはおります。ただ、５年と６年を見ていただきますと、あまりそうそう大きな増減がないということで、やはり医療費、実際かかるのが多くなったのと、あとは、使うべき医療費の補助を徹底して、そちらの正しいほうを使っていただくということによる結果で、若干ひとり親医療費の全体が増えていっているものと考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当、飛鳥馬です。

地域子育てサロン大規模イベントの実績につきまして回答いたします。

こちら、開催日は12月21日10時から11時半、場所は進修館大ホール、地域子育てサロン・親子で楽しむクリスマスコンサートとして開催いたしました。参加者数としましては、保護者53名、子供81名、計134名となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

大きく１点お尋ねします。

ページ数では134、135ページの民生費、児童福祉の３目保育園費の関係で、保育所並びに申請や決定に至っている状況ですね。それとあと、まずその点で、先日全協でも、この件については詳しく報告がございました。現在、入所申請者が533人で、取下げ者が１人いたので532人と。そういう中で、532人を対象に審査を実施した結果、入所決定児童が502人、特定園希望が29人、待機児童１人という報告でありました。

もともと予算づけのための各定員数、それについての数をお示しいただきたいと思います。

それから、待機児童をなくすための努力はずっと聞いておりますので、大変な思いをしているかと思うんですけれども、実際、特定の保育園を希望している数というのは待機児童には入れません。入らないから、先日の報告では待機児童１人ということになっておりますけれども、特定保育園を希望している方の追跡じゃないけれども、結局どこにも入れなかったということになって、泣き寝入りじゃないけれども、やっぱり相談もあるかと思うんですね。そういった相談も、この間あるのか。また、それに対するフォローはどういうふうにやっているのか。

それらを含めて、先日の報告から現時点で、どういうふうに変化をしているのかということと、もう一点は、予算の在り方ですよね。それはどういうふうに予算づけしているのか、その根拠なんですけれども、例えば申請期間が11月23日、去年、終えていますけれども、その時点の申請数を基にして予算づけしているのか、その辺、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

大きく１点なんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

丸藤委員からいただいた質問について回答させていただきます。

まず、現段階で保育所入所、令和７年度４月時点で入所される方の人数について、全協では１次申請の結果でしたので、現在の状況をご報告させていただきます。

現在ですと、２次申請の結果といたしまして、入所可能な方が、今515名というふうになっております。保留通知、入所できなかった方ですとか特定園希望の方が23名です。別に、待機児童とされる方は１名から増えた状態になっておりまして、５名となっております。１次申請でお一人入れなかったお子さんについては、２次申請で、この方は入所となったんですが、改めて入所希望を出された方で待機という方で、５名というふうになっております。

こちらの定員数の考え方になりますが、民間保育園につきましては、全て60人定員というふうになっております。その中で、各年齢の内訳数というのはありますが、やはりこちらについては、毎年入所申請に当たり、職員数ですとか、あとは継続される児童さんの人数も鑑みまして、各施設と、来年度の新規入所はどのぐらいできるかということで各園と調整をさせていただいた結果、定員の受入れ数を設けておるところでございます。

やはり職員不足というところもございまして、実際新しい方の入所は難しい、園の定員の60人を来年は出ないと、受入れが難しいという園もございまして、今も現状は変わらないということで聞いております。

続きまして、待機児童をどのように減らしていくかというところでは、やはり先ほど申し上げましたとおり、各園との入所可能な人数というところを調整、１次でも調整いたしますし、また入所申請の方が増えたときには、あとどのぐらい可能であるかというところを各園と調整をして、待機児童を減らすようにというところでは対応しておるところです。

特定園となっている方、今保留という方、その方への追跡はどのようになっているかというところになりますが、こちら、１次申請を出したときにはかなり、どのようにすればいいかとか、入所についてということでお問合せはありまして、とにかく可能な園を増やせることを申し上げまして、園を増やしていただいた結果、入所された方もいらっしゃいます。それをもちまして、２次申請の結果のほうが、２月26日で発送しておるんですが、２次申請の結果で保留となっている方からは今、どなたからも問合せが来ていないということで、担当のほうも、恐らく相談があるだろうなということで思っているんですが、今そのような問合せはないような状況です。

続きまして、２点目になります。保育園の委託費の考え方というところで、委員さんおっしゃるとおり、予算立てするときと、あとは入所申請と、予算立てのほうが早い時期というふうになります。その点では、今継続、現年度で入所されている方の人数を積算根拠といたしまして、あとは新入児、特にゼロ歳児が、公定の単価が高いゼロ歳児が何人ぐらい入るかというところで積算をいたしまして、あとは公定価格の変動が年度途中でございますので、人件費等ですね。そちらのほうをどのぐらい上乗せするかというところで、現年度と比較をしましてそこを算出し、各園の委託料を算出し

ているようなところになります。

そちらにつきましては、予算書の138ページ、139ページで保育所管理事業、こちらのほうに民間保育施設、続きまして、140ページ、141ページに、管外の認定こども園ですとか小規模、あとは管外公立の保育園というところの費用ということで算出をしておるということで回答させていただきます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

確認なんですが、そうしますと、入所決定児童が515人、それから特定園希望が23人、それから入所しない方が５名ということで、１名は改善しているということで、合わせて23人ですよね。ということなんですが、ここのところ、特定園希望が随分増えていますよね、それにしても。その辺の関係はどうしてなのかということ、それとあと、保育士不足というのはあるかと思うんですけれども、やはり待機児童をなくすために、また保育所の機能の重要性を踏まえれば、これはやっぱりきちっと改善して、増員を図らなければいけないと思うんですけれども、そういう点では宮代町の場合は、離職するマイナス分ですよね。そういうのも多いのかどうか、その辺の関係も併せてお尋ねしたいと思います。

それと、もう一つは定員の弾力化、これは定員を超えても入所できるようにする制度ということで、そうすると、無理やりと言ってしまうと印象が悪いんですけれども、やはり保育の質の問題、あるいは格差が生じてしまうんじゃないか、そういうこともちらつくんですけれども、そういう点では大丈夫なのかどうかという質問なんですけれども、やはりそういう意味でも、保育士の増員というのはきちっと責任を持って、町として対応しなければいけないと思うんですけれども、その辺の考え方についてもお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

今、委員さんから何点かご質問していただいたことに回答させていただきます。

まず、１点目の特定園希望が増えているような傾向があるのではないかというところで、その内訳につきましては、なぜその園だけに希望されるのかというところはありますが、私たち受付をする職員といたしましては、とにかく入所をするには、町の可能な園を全てご記入くださいということで、全員の方にお声かけをさせていただいております。その中で、通勤経路ですとか、何かご事情で、近いところというところを希望される方もいらっしゃるかもしれないんですが、コンパクトな宮代町なので、そこは、可能な限り入所できるようにしてくださいということでお声はかけさせていただいております。

そのときに、じゃなぜ特定の方がこれだけいるのかというところは、推測ではありますが、保留の通知をもって育休を延長できるというか、費用を頂いて休みが取れるというところで、本人の方は、希望したんだけれども入れる園がなかったというその結果をもって、育休を延ばせるという方がいらっしゃるのではないのかなというところは考えるところですが、これはあくまでも推測というところです。

続きまして、保育士不足について、町もどのような対策というところで、こちらは予算書の128、129ページの児童福祉対策事業の中の18負担金、補助及び交付金の中に、新卒保育士就職準備金貸

付事業補助金25万円として予算を取っております。こちらは、新卒の保育士が民間保育所で採用された場合には、こちらは県の社協に町も加わった事業になっておりまして、県の補助だけだと15万円なんですが、町がそこに５万円を足して、新卒の方が就職されたときには申請によって20万円貸し付けて、２年間勤めると返す必要がないというものを町としては用意はしております。残念ながら今年、こちらは各園から、この申請は受けていない状況です。

続きまして、離職者になります。令和６年度、現在把握している状況でいいますと、公立保育園２園、私立保育園４園、小規模保育園３園合わせての報告といたしましては、10名の方が退職をされる見込みということで伺ってはおります。うち、採用については厳しい状況は園からも聞いております。さほど待遇も悪いわけではないんだけれども、やっぱり場所的な問題があるのかどうなのか、あとは学生さんの、なかなか募集を出しても見つからない状態であるということは、各園さんから伺っております。

こちらのほうが、いつまでもいない状態というのも、なので、町といたしましては、あとは何かできる補助、財源が限られておりますが、それができる補助がないかというところは探ってまいりたいと考えております。

あとは、定員の弾力化をすることで、保育の質が保たれるのかどうかというところですが、こちらは最低基準がございまして、保育室に何人も詰め込んでいいかといいますと、そちらのゼロ歳児、１歳児、２歳児から年長までの、部屋でいいますと平米が決まっております。あとは、保育士の配置基準も決まっておりますので、そちらは守りつつ、あとは保育園との調整で、可能な限りどのぐらい入所ができるか、それも無理に入所させるのではなく、そこは園と調整をして、職員の配置等も伺いながら調整をしております。

保育の質が落ちないようにというところで、民間保育園と公立保育園と小規模保育園の園長が年４回集まって、情報交換を行ったりですとか、あとは合同の研修会を行ったりしまして、質ですとか情報を速やかに下ろしていったり、交換ができるような場を設けております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再々質問をお願いしたいと思います。

これから、最終的と言ったらあれですけれども、２次審査もありますが、受入れ枠については、絶えずホームページで流しているというか、載せているということで、その辺の情報も、保護者からすれば分かっていると思いますので、問合せとかというのもあるかもしれませんけれども、その辺については分かりました。

ただ、保育士不足の要因、これも各園との調整もやっているということで、これは非常に大変だなというふうには思うんですけれども、それでも最終的には、やはり保育士との関係で、ぴたっといかない場合ありますよね、これだけあるわけですから。ですから、そういう場合は、保育士の交換じゃなくて、派遣なども入ってくるかと思うんですけれども、これは、136、137ページに保育士派遣業務の委託というのがありますけれども、この辺なんかは、こういうので調整しているんでしょうか。そういう位置づけのものなのか、それも併せてお願いしたいと思います。

情報交換も、職員とか園と絶えずやっているということで、大変だなということは分かるんですけれども、やはり最終的に決着させ、どうしても不足する、そういう場合はどういうふうにやられ

ているのか、その点お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　副課長の吉田です。

いただきました質問について回答させていただきます。

調整がいかない場合は、どのようにというところでございますが、来年度、令和７年度の４月につきましては、予定数が受入れられるということで、各園とは調整をしております。

正直、年度途中に可能枠があった場合に、ご案内した際には、保育士が今、例えば産休に入られるということで不足するので、ちょっと１回ここで止めてくださいということは伝えられることはあります。そのように年度途中ではあるのですが、令和７年度の４月につきましては、今、この予定の入所の方を受け入れることは可能となっております。

予算書の136、137ページにございます保育所運営事業、こちらの12委託料にあります保育士派遣業務委託につきましては、こちら公立保育園におきまして、４月、５月の入所の新規のお子さんを受け入れるに当たり、かなり園のほうも人手が必要になるというところで、こちらはその分を乗せさせていただいております。それプラス、あと、みやしろ保育園で一時保育事業を行っておりますので、そちらの土曜日、平日は職員で担当できるのですが、土曜日分というところで、こちらは計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で子育て支援課分の質疑を終了いたします。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　５時０５分

再開　午後　５時１０分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

これより、住民課の一般会計分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくよう、お願いいたします。

担当課長から、出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。よろしくお願いします。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。よろしくお願いします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋です。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○年金担当主査（山﨑　貴君）　住民課年金担当主査の山﨑と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　住民課国保・後期担当専門員の稲宮です。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

２問、質問させていただきます。

まず、１問目なんですが、予算書104ページ、105ページになります。真ん中のほう、⑵戸籍住民基本台帳管理事業になります。この中の12節委託料、窓口ＤＸ推進業務委託料、こちらが1,980万円ということで、こちらのほうなんですけれども、委託先はどのようにしていくのかということをまずお伺いいたします。

それから、２問目になりますが、予算書150、151ページ３段目、⑼後期高齢者疾病予防事業になります。こちらのほうが、総合健診受診補助金、こちらのほうが前年度に比べて24万円減っているということなんですが、令和６年度は200万円増加して、すばらしいと思っていたんですね。ところが、今回103万円減ってしまっているということもあるんですけれども、これはどのような推移で、こうなってしまったかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の安部です。

２問目の質問の後期高齢者医療の疾病予防事業の人間ドックの補助金についてご説明いたします。

予算としては、令和６年度が191人分、令和７年度が182人分ということで、減ってはいるんですけれども、こちらは実績を勘案して、令和７年度の予算を182人にしたものです。令和５年度の実績としては、145件の申請がありました。令和６年度、今日現在、167件の申請があります。

ですので、令和７年度の182人というのも、金額としては少なくなっておりますけれども、人間ドックの補助金は申請された方全てに補助があるものですので、先着順とかそういうものではありませんので、申請があれば、全ての方に人間ドックの補助が行われるものです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

予算書104ページ、105ページの戸籍住民基本台帳管理事業の委託料、窓口ＤＸの関係になります。

こちらの1,900万円の事業ですが、書かない窓口というのの構築の準備をする予定となっております。

書かない窓口自体は、現在申請書、それから届け書を、戸籍の届出はないんですけれども、住民異動の届出書に関して、全て手書きで書いていただいているんですけれども、そちらをシステムのほうで、相対で、この仕組み自体も幾つか種類がありますので、どれを選定するかというところも、まだ今決まっているところではないです。ただ、一応担当の希望では、相対で話をしながら、窓口の職員のほうであらかじめ予定されていたものを打っていって、あとは個人情報につきましては、今窓口業務は、住民課の窓口は必ず本人確認をさせていただいておりますので、そちらのマイナンバーカードであったり、免許証であったり保険証、こちらのほうからＯＣＲを使って情報をデータ化しまして、申請書、それから届け書、そちらのほうに印刷をしていくというような仕組みになります。

先ほどもちょっと言ったんですけれども、書かない窓口自体、アプローチの方法がたくさんありますので、今これというふうに決まっているものではございませんので、これからちょっと仕様を、いろいろなタイプありますので、仕様を固めて選

定していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、105ページの窓口ＤＸ推進業務委託料ですね。やっぱり金額が大きいですから、しっかりと運営に生かしていかなくてはいけないと思うんですね。書かないワンストップ窓口ということで、ほかの各自治体も先進的に進めているところが多くなっていまして、それに宮代町がしっかりと進めていくということが分かりましたので、これはとてもありがたいなというふうに思っております。

これなんですけれども、書かない、待たない、回らない、要するに一括してできるという、そういうシステムの向上が図られていると思うんですけれども、これってやっぱり、デジタル技術を活用することでサービスの向上につながる、また業務の効率化とか、あと簡素化というふうにも進んでいくようになると思うんですけれども、これを認知している人が少ないというか、やっぱり周知もしっかりしていかなくてはいけないと思うんですけれども、その辺の周知に関して、どのように考えているのかと、また、これってマイナンバーカード、これを利用して進めていくという形になると思うんですけれども、それを享受していけるような取組をどのように進めていくのかということもお伺いいたします。取りあえず、そこだけにしておきますか。

それと、151ページのほうの総合健診のほうですね。191から、今回182件分にちょっと下がっているということなんですけれども、これ、１人当たり２万7,000円でよろしいんですかね、補助が。24万円減っているという形にはなるんですけれども、今回は167件いっていて、それよりもまた増えていくということを目指しているので、いいことだと思います。

これですけれども、６年度は消耗品費ということで、75万9,000円というのが入っていたんですけれども、今回、消耗品費というのが入っていないんですが、これは必要ない経費になっているかどうかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

１問目のほうの再質問にお答えいたします。

書かない窓口の利用の促進等についてですけれども、ハード的にはというか見た目的には、今、申請書を書く記載台等がございますが、そちらのほうをなくして、記載台をしないで手続ができるようなアプローチをつくるような仕組みにしたいと思っています。

それからあと、必ず最初は皆さん、窓口に来られたときに戸惑いを起こすと思いますので、それをサポートする人間を立てるような仕組みにしていきたいと思いますし、先進地のほうも必ずそのような手続をしておりますので、宮代町でも同じような仕組みをしていきたいと思います。もちろん広報等はしますけれども、聞くのと見るのは大分違いますので、そこは必ず、その辺でうまくやっていければなと思っています。

それから、こちらの1,980万円なんですけれども、令和７年度から国の名前が変わりまして、新しい地方経済生活環境創生交付金という交付金があります。こちらを活用しまして、２分の１の補助で予定しています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後

期担当の安部です。

後期高齢者疾病予防事業の消耗品費がないというところについてご説明いたします。

消耗品費については、令和６年度にも既になくなっておりまして、それが引き続き、令和７年度もゼロというところです。

こちらの消耗品費は、健康マイレージの歩数計を令和５年度まで購入していたもののです。それが県のほうで、歩数計からアプリのほうになりまして、歩数計を買うということがなくなりましたので、予算としてなくなっているものです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。すみません、漏れておりまして。

マイナンバーカードの利用にはなりますけれども、現在のところは、先ほども言ったとおり、免許証とか、マイナンバーカードとか、あと保険証とか、あと、外国人の場合は外国人登録証とか、そちらのようなカードの住所とか氏名とかの４情報、こちらを読み取るものにマイナンバーカードも使っていきます。

もう宮代町も、80%、85%を超えるマイナンバーカードの取得率もありますので、多くの方が、要は身分証明書としてだけでなくて、役場のほうに持ってくる仕組みとして皆さんに使ってもらえるように、マイナンバーカードの特別な仕組みとして、何か使えるわけではないですけれども、本人確認と、それを使うことで、自分がいろいろ手書きしなくて済むようになるというふうな使い方を想定しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再々質問させていただきます。

やはりマイナンバーカードでメリットがあるんだというふうに進めていくには、こういったものの利用に有効ですよというふうに話していけば、もっとマイナンバーカードを使ってくれる人が増えるんではないかなと思うので、そういう周知はしっかりとしていただきたいと思うんですけれども。

それと、先ほど、窓口で慣れない人に対して支援をできるようにというお話がありました。これ、デジタル庁のほうなんですけれども、それに対して、窓口ＢＰＲアドバイザーというものをつくられていまして、これ、ビジネスプロセス・リエンジニアリングということで、派遣事業というものを進めておりますので、またもう一つ、アドバイザーを育成する事業も進めておりまして、アドバイザーになるための支援の補助もしているということ、その２つ進めておりますので、そういったものを町として利用する検討とかされているかということをお伺いいたします。

それと、今回こうやってお金を使う、半分としても結構な額になりますので、これを継続的な業務改革への取組として進めていくという、何かそういったこれからの検討課題みたいなものがあれば、それもお伺いしたいと思います。その２問、お願いいたします。

151ページのことは分かりました。ただ、消耗品費というのは、令和６年度の予算書には入っておりましたので、予算書自体には入っておりましたということですね。こちらのほうは分かりましたので、先ほどのほうだけでよろしいです。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

再々質問にお答えします。

ＢＰＲのアドバイザーに関しては、こちらはデジタル庁にもありまして、今年度、ＢＰＲアドバイザーの、埼玉県が主体となって研修会があったんですけれども、そちらのほうに、宮代町のほうでも情報担当と、それから窓口の下の住民課、福祉課、介護課の職員が参加しております。なので、こちらのほうも一緒に勉強していますので、棚卸しも含めた窓口の改革ということで、一応窓口担当で、それぞれ意識高くやっています。

今も申したとおり、ＢＰＲの研修には窓口担当と情報担当のほう、ＤＸ担当のほうで参加していますので、今回は住民課のほうでスモールスタートしますけれども、先ほど言ったいろんな切り口があるというところで、住民課でつくる仕組みですけれども、横にも必ず展開できるような仕組みも兼ねるものでつくっていきたいと思いますので、住民課でできたから、また別に新しいものをつくらなければいけないというのではなくて、町で今回用意するもので、福祉課でも使えるし、教育委員会でも使えるしというような仕組みにする予定ではいます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

それでは、２点質問します。

予算書の104ページ、105ページで、(2)戸籍住民基本台帳管理事業の11節役務費で、マイナンバーカード郵送料が、令和６年度が94万1,000円で令和７年度は154万8,000円と、60万円ぐらい増加しています。これについて、説明をお願いいたします。

続いて、12節電算委託料が、令和６年度は63万円ですが、令和７年度は1,522万3,000円と、かなり大きく増額しています。これの詳しい説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

では、お答えいたします。

最初に、役務費の94万円が154万円になったというところですけれども、こちらは、要はマイナンバーカードの更新の関係のはがきの郵送料が増えます。理由としては、マイナンバーカードができたのが2016年になります。そうしますと、来年がちょうど10年ということで、一斉の更新の時期が始まります。それに併せて、今もまだ、うち、先ほど言った85％ぐらい超えていますけれども、今でも多くの申請が来ておりますので、マイナンバーカードの申請がありますと、必ず郵送で通知をする必要がございますので、この分で増える見込みで予算を取っております。

続いて、先ほど言った、今度は63万円の委託料が1,522万円となっております。こちらのほうは、いわゆるシステム標準化というもので、こちらは、それぞれの市区町村が持っている基幹系のシステム、住民異動であったり、戸籍であったり、印鑑であったり、福祉であったり、税であったり、こちらのシステムを、国の統一の仕様で共通化しようという動きを今しておりまして、それの最終年度が令和７年度になります。なので、令和７年度中に、宮代町のシステムも全て国の標準化に変更になります。

こちらのほう、令和５年、６年と準備をしてきまして、令和７年に全て完成させられますので、この分の委託料が大きく増加しております。こちらのほうは、こちらもデジタル庁の補助金で、これは10分の10の補助金になっています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　マイナンバーカードなんですけれども、10年ごとに写真というか、カード自体を交換するんだと思うんですけれども、顔写真なんですけれども、昔撮った顔写真が、どうも宮代町はあまりよく撮れていないという話を聞くので、ぜひ、要望になってしまうんですけれども、新しいカメラで撮れるということはできないのでしょうか。この点だけお聞きしたいです。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

新しい仕組みということで、実は今年度から、新しいカメラというか、今、マイナアシストという仕組みがあって、写真を撮りながら、そのまま申請ができるという仕組みがありまして、今、宮代町はそれを取り入れております。

いいデジタルカメラで写真を撮って申請をするというのは、それはそれでいいんですけれども、デメリットもありまして、別々のものでやると、要は撮り間違いの可能性がゼロではない。マイナアシストを使うと１対１でやりますので、そこの部分での間違いが絶対に起こらない。間違いなければいいと言われてしまったら、それで終わりなんですけれども、万々が一間違えてしまったこととかのリスクとかを考えると、マイナアシストというので今はやらせていただいて、それが、要はきれいな写真じゃないかもしれないですけれども……

〔発言する人あり〕

○住民課主幹（田原浩介君）　いや、きれいには撮れて、要は顔認証としては使えるものにはなって、なかなか、どうしてもきれいな写真じゃなきゃ嫌だという話であれば、ご自分で申請することもできますし、ご自分で気に入った写真を持ってきてもらえれば、そちらで紙の申請書をお渡しして、返信用の封筒もお渡ししますので、その場で。それで、自分でお気に入りの写真を貼ってもらって申請していただくというのをご案内するというので進めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

じゃ、ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時３２分

再開　午後　５時４１分

○委員長（九山妙子君）　ちょっと時間早いですけれども、再開いたします。

引き続き、住民課の一般会計分の質疑を行います。

質疑ございますか。ないですか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

５つに削ってお尋ねします。もう一個削れるかもしれない。

まず、現時点で構わない、２末でもいいんですけれども、出生者数をお願いいたします。

次に、予算書の150、151ページをお願いいたします。

後期高齢疾病予防、これそうか、こっちを聞いたんでしたっけ。こっちは聞いていないんですね。150、151、後期高齢疾病事業の総合健診受診の491万4,000円ありますけれども、これの母集団となる対象人数と受診人数及び……

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　審査事業です、ごめんなさいね。

そちらの後期高齢健康診査事業のほうの受診の

母集団の対象人数と受診数と、３年間のざっくりの推移、傾向といったほうがいいのかな、それをお願いいたします。

同じ150ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業というものがありまして、ここに講師謝金の５万円と、昨年度は入っていなかった講師派遣料の５万円について、これのご説明をお願いいたします。令６には派遣料のほうはなかったので、ちょっと気になったので、お尋ねいたします。

戻りまして、105ページの戸籍住民基本台帳管理事業ですね。窓口のＤＸ推進業務委託料、この書かない窓口の構築というのは、まだ仕様が決まっていないという話が先ほどありましたが、仕様が決まっていなくても、ざっくりイメージ的にはできるのかなと思いまして、こんな感じと、先ほど記入台のほうをなくすとかというのもあったりとかしていましたが、どこまでこれまでとの違いというのをやろうとしているのか。いっぱいやろうとすればするほど、構築の段階ではそうでもなくても、ランニングコストが構築した後にはかかるでしょうから、場合によってはかかったりとかするけれども、どういった形で、例えばと言うと、また委員長に怒られてしまうかもしれませんけれども、リモートでやった上で、本人認証のほうも含めて、例えば手で書いたりとかしてやるのも、いろんなところであったりとかしますけれども、ピンからキリまでありますけれども、どういった形、別な見方をすると、窓口で今時間がかかるようなことを、できる限りそっちに移行するというのが現実的というか、生産的ではないかなと思いますけれども、そこのイメージが分かるようであれば、お願いいたします。

そしてあと、先ほどマイナンバーの郵送料、これ154万8,000円、2016年にマイナンバーを作られた方のほうに郵送されるんでしょうけれども、何人分が該当するんでしょうか。

あと、先ほど、最後のほうでちょろっと、前段の委員のとき出ましたけれども、写真をお持ちになってというのは、運転免許証が最近は持参した写真でオーケーで、背景が無地となっていても、いろんなピンクだったりとか青で、これ公安委員会によって違うらしいですけれども、認められたり、トラブルになったりとかしているようですけれども、その辺はどのように考えているのかということですね。お願いいたします。

これが最後、同じ105ページ、私たちの予算書のほうの42ページになります。

上の戸籍住民基本台帳管理事業のところで、書かない窓口のは1,980万円ですけれども、電算委託料、電算システム機器経費、これ2,078万円となっているんですが、予算書の105ページを見ますと、どれとどれを組み合わせればこの額に、2,078万円になるのか、ちょっと分からないので、これのご説明をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

お答えいたします。

順番がちょっとあれなんですけれども、出生者の関係なんですけれども……

○委員長（九山妙子君）　ページ数を言っていただくようお願いいたします。

ごめんなさい……

○住民課主幹（田原浩介君）　ないので、出生者は令和６年１月からで計算しますと、今171名です。年度でいくと、４月からでいくと162名です。２月末です。２末でその数字となっています。年度で162名、年間でいくと１月から12月になります。

マイナンバーの郵送料なんですけれども、こちらのほうは、マイナンバーの有効期限というのはお誕生日となっていますので、数は、実際に何件あるからというふうには計算しておりません。大体の概算数で作らせてもらっていますので、ごめんなさい、何人というのはお答えできませんというか、作っておりません。なので、ごめんなさい、今はちょっとお答えできないです。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、個人的に質問……

○住民課主幹（田原浩介君）　窓口の関係なんですけれども、どのようなイメージかというと、今はまずは、役場に来られた方が申請や届出をされるときに紙で書かないようにすること、それから、先ほどの委員の質問の中にありましたＢＰＲアドバイザーによる研修を行いました。そのときに、窓口で実際にどのぐらい時間がかかるのかというのを職員が、来庁時間、開庁の時間に、一般の住民の方と同じタイミングで、実際に転入から、それから、いろいろな福祉の手続など全ての手続、学校に至るまで全ての手続を一通りやるという研修を一緒にしています。その中で、やはり最も時間かかるのが転入になりまして、宮代町でもたくさん、一番多い方は７課ぐらい回って、２時間以上時間がかかってしまう。そういうことがありまして、その中でもやはり、一番最初に住民課の窓口で、いかに早く窓口で次の案内ができるかというのが課題というふうに上がっておりました。なので、それを解消するための書かない窓口ということで、今はどうしても、住民記録にデータを打ち込まないと、その次に行けないという仕組みになっています。なので、そこを、住民システムに入らなくても申請書だけが作れるような仕組みがあれば、住民課を待たずに、ほかの申請書を一緒にお出しすることができるということも可能性としてありましたので、そうしますと、住民課で待っている間に、住民課の処理をしている間に、ほかの課の申請ができるということも可能となりますので、そうしますと、ワンストップに近づけるのではないかというのが研修の中で出ましたので、そこを何とかクリアできるような仕組みをこれからつくっていきたいなというところで考えていますので、インターネットを使ってとか、今、宮代、町の役場も、Ｗｉ－Ｆｉじゃなくて、ＬＩＮＥを使って電子申請とかもありますけれども、今はまだそこまでは、手は、あまり手を広げてしまうと費用もかかってしまうし、サービスもぶれてしまうこともありますので、まずは、一番最初は、皆さんに書いてもらわない、なるべく時間のかかる作業こそが短くなるような、そんなものを考えて今は進めていますので、それでご理解いただければと思います。

あと、カードの写真の関係ですね。マイナンバーカードは、一応無背景であることが基本です。なので、後ろの色が何色かというのは特に決まってはいません。ただ、白背景で顔が飛んだりしますと、顔認証が受けられなくなってしまいますので、そこの部分、濃淡の部分については注意があります。

実際は、ご自分で撮った写真であると、裏がカーテンとかになっていて、無背景ではあるけれども、若干柄があるものもあります。一応そちら、出るたびに、カード発行はＪ－ＬＩＳというところがやっているんですけれども、そちらのほうに確認をしていますが、一応通って、大丈夫ということで言われています。駄目なものについては、そこで審査で落ちて、もう一度やらせていただくということ、役場で撮る写真にそういうことはないです。ご自分で撮った写真で、今、スマホで自分で撮って申請することもできますので、そうい

う写真の場合ですね。

あとは、基本的には顔認証で、これから本人確認にも使われますので、パスポートとかと、免許証もそうですけれども、歯が出た写真とか、にっこり笑っちゃっているものとかというのは、基本的にはＮＧではありますが、小さな子供の場合、なかなか難しい方もいるので、特に小さい子とかで、その場合は一応許すということで、一応方針は出ています。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　私たちの予算書の42ページの電算委託料、電算システム機器経費の2,078万円なんですけれども、この下、戸籍住民基本台帳事業については、総事業費が5,196万円とありますが、電算システム機器経費の下にある書かない窓口の構築に係る経費1,980万円、その下の戸籍改正の振り仮名通知に係る経費284万円、証明書コンビニ交付に係る経費497万円、その他の経費357万円を引きますと、この2,078万円という計算になりますので、システム経費、細かい経費もありますので、除いた分、戸籍に係るシステム経費ということで出していますので、そういった計算、内訳になっています。

○委員長（九山妙子君）　課長、職と氏名を述べてから答弁をお願いいたします。

答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

予算書の150ページ、(8)番の後期高齢者健康診査事業についてお答えいたします。

過去３年間の推移というところでしたけれども、人数のみが分かりますので、令和６年度はまだ年度の途中でして、最終的な件数が出ていませんので、令和３年度から令和５年度の３年間というところになります。令和３年度1,878人、令和４年度2,175人、令和５年度2,411人、率にしては、令和５年度の受診率のみ今分かるんですけれども、42.8％というのが、今分かる最新の受診率です。

そして、令和７年度の受診者数の見込みというところですけれども、令和７年度の後期高齢者の被保険者数、大体6,600人ぐらいが見込みです。その中から500人ぐらいが、施設などに入所されている方は除外というところで、健康診査の対象外になりまして、6,100人ぐらいが令和７年度の受診者数の見込みというところです。

そして、もう一つのご質問の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の報償費、講師謝金と役務費、講師派遣料についてというところです。

去年も講師謝金というところは、去年といいますか、令和６年度講師謝金というところは、理学療法士の方が高齢者のサロンに行って、フレイル予防の講義をしていただく、体操をしていただくというところが、今年度、令和６年度もありました。そこにプラスして、令和７年度の講師派遣料というところは、令和７年度、口、オーラルフレイル対策というところで、口の健康ですね、歯科衛生士の方の個別面談を予定しております。その方の分というところで、予算的に、また５万円が増えているというところです。

そして、報償費と役務費の違いというところは、医療専門職の方が、組織にいらっしゃる方、個人でいらっしゃる方というところで、ちょっと支払いの方法が違うので、分けているというところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　先ほどの書かない窓口関係になるかな。

写真のほうは、認証がどうのこうのという話があったので、持込みもオーケーという話は分かりましたが、実際問題、持ってきたものを認証できるかどうかというところは、その場でできるものなんでしょうか。それとも、先ほど何か、ちらっと業者名だったか、業者に送って、カーテンのほうは大丈夫だった的な話がありましたけれども、どこかに専門のところに送って、これ顔認証できますかどうかというふうにやらなきゃならないものなのかというところをちょっとお尋ねします。そうじゃないと、せっかく持ってきたのに使えなかったとかとなると、二度手間、三度手間になると思いますので、そこのご説明をお願いします。

あと、先ほどご説明あった時間が、全ての手続、ＢＰＲアドバイザーでいろいろやって、２時間かかるとか、そういう話がいろいろありましたけれども、話伺っていると、まず住民課へ行って、それで、その間にほかの課へ行けますよという話は、そこは分かるんですけれども、要は７課必要だというお話ありましたよね、たしかね。そこの７課に、転入者だったりとか、申込みというか、届出に来た方が、ご自身で回るような仕組みになっているんですか、今は。

逆に、住民課の前にブースがありますけれども、そこにいて、一つの課が終わったら連絡して、ほかの課が来るというふうに、サービス業でそんな、あちこち行けなんていうのはちょっと考えられないので、私、ずっとサービス業やっていたので、お客様というか、住民の方とか、その辺の方が、最初住民課へ行って、それで資料をもらって、教育推進課へ行ったりとかと、そういうふうになっているのか、それとも１か所で、逆に職員のほうが行くようになっているのかというところをちょっとお尋ねします。

僕の知り合いで、ちょっと事例が違いますけれども……

○委員長（九山妙子君）　佐藤さん、要点だけお願いします。

○委員（佐藤将行君）　そこのところ、どうなのかというところです。

手数料に関しまして、たった10円のものを、年配の人、会計室に行ってこいというので、町民がすごく怒っていたという事例もあります。サービス業として、そこのところは当然じゃないかなと思うので、現時点での運用で、今、もしも住民の方が回っているようであれば、今、僕の提案というか、聞いた上で、今後どうしていこうとするのかというところをお尋ねします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

窓口の現実の今の運用ということで、今の運用は、転入の手続に来ますと、転入の手続で、まず住基情報を住民課のほうで入力しまして、そちら、入力が終わりますと、基幹系のシステムにお名前ですとか生年月日とか、そういった情報が入りますので、それを受けて各窓口で、基幹系のシステムですので、入力された方の情報を確認して手続が進みますので、今現状としては、転入の際にいらっしゃった方が、転入の手続が終わった後に、住民課からそれぞれ、例えばお隣の年金の担当ですとか、場合によっては教育委員会の手続ですとか、そういった形で、そちらに向かって手続をしているというのが現状です。現状の説明は以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

認証の関係ですけれども、マイナンバーカードは町で作っているわけではなくて、町で申請を受

けて、国が一括して作っていますので、認証に関しても、町のほうでそこを確認することはできないです。

ただ、マイナンバーカードを作る際の一応申込書には、こういう写真、何センチ掛ける何センチとか、無背景でとかというのは書いてありますので、そちらにのっとってもらえれば大丈夫なものになっていますし、今はデジタルでほとんど撮る方が多いので、その場合は、大きさを変えたりとかして使えるようにしています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れがあったので、先ほどの課長の話ですけれども、もしも住民が回っているようであれば、回らないような提案があったことを受けて、どう思っているのかというのが答弁漏れになっているので、そこをお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

こちらについては、まず住民課からこのシステムを導入していくということで、住民課と、住民課の中には、住民票ですとか転入の手続、それからお隣の年金、国保、まずはこちらの手続を進めていく中で、横展開については、企画財政課の情報担当と連携して行っておりますので、住民課の取組を受けて、今後検討していく課題なのかなと考えています。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　システム的にというか、やり方的にというか、例えばノートパソコンを持って、各課が来て何らか、残りどこかが来てというのはできるはずですので、できる限り、子供と一緒に来た人だと、お子さん連れながらあっちこっち回るのも大変でしょうし、年配の方でも体が不自由な方とか、そういうのはいらっしゃいますから、できる限り動かないで、職員のほうが動いてやるというふうな形のほうをぜひ行っていっていただきたいと思います。

あと、顔認証のこと、マイナンバーの説明がありましたが、国で行うというのは、それは分かるんですけれども、持ってきた写真、こちらで撮っているのは大丈夫という前提ではいるでしょうけれども、持ってきた写真を顔認証に堪えられるのかどうかという簡易チェックみたいな、そういうことがその場でできるのかということを聞いているのであって、今の状況だと、確かに持ってきてもらったから受け付けました。それで、実際に手続で業者か何かにやったら、顔認証がこの写真では堪えられないとかとなったら、またその人は手間がかかるわけですから、そのぐらい持ってきた写真が、警察の運転免許はそうですけれども、鴻巣へ持っていったりとか、杉戸警察へ持っていって大丈夫ですから、そういうふうなところで問題がないというふうになっているのか、マイナンバーのほうはどうなのかということを……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、手短に要点だけお願いします。

それで、例えばとまた言っているけれども、さっき佐藤委員から私のほうに指摘ございましたので、気をつけてください。

○委員（佐藤将行君）　ですから、さっきの再質問のときに伝わっていないから言っているんです。そうなると、例えになったりとかしなきゃならないじゃないですか、現実に運用しているのが。それをお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

お答えいたします。

簡易的に認証できるかどうかというのを作業するものはありません。今のところはできないです。

マイナンバーカード自体は、そもそも役場でしか申請ができないものではありませんので、要は、ここではできるけれども家ではできないという仕組みはないと思いますので、これからも顔認証ができるかどうかというのをつくるような仕組みはないと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

１点だけ、確認させていただきたいと思います。

104ページ、105ページの戸籍住民基本台帳管理事業で、私は、やっぱり気になるマイナンバーカードと健康保険証の一体化ということで、予算書ではマイナンバーカード交付事務が予算化されています。マイナ保険証を持っていない方にはどうするのかということで、資格確認書を発行するというふうに話は聞いているんですけれども、それらと関連して、どのようにされるのか、まず確認をさせていただきたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　住民課専門員の稲宮でございます。

ご質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードをお持ちでない方、あるいは、マイナンバーカードを持っているけれどもマイナ保険証として登録をされていない方につきましては、例えば窓口で国民健康保険にご加入をいただいたときには、資格確認書をその場で即時発行して、対応させているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

その場で資格確認書ということなんですが、例えば国民健康保険証、今年の７月31日が期限ですよね。それ以降、資格確認書を作るわけなんですけれども、これは有効期限はどうなるんですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　専門員の稲宮でございます。

現在、窓口でお出しをしている資格確認書につきましては、本年７月31日までの有効期限で発行させていただいております。そういった方につきまして、７月31日で期間が切れる前に、町の国民健康保険のほうから郵送でお送りする予定でおります。また、そのお送りする資格確認書につきましては、有効期限は１年後ですから、令和８年７月31日ということで予定をしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

じゃ、取りあえず、今のところ１年、資格確認書で１年は延期されるというか、そういう形で発行されるということで、分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で住民課の一般会計分の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日はこの程度にとどめ、

次回は３月10日月曜日午前10時から委員会を開き、

福祉課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　６時０９分

予　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長 田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

福祉課長	鈴木淳史君	福祉課主幹	小林和政君
福祉支援担当主査	平向優子君	産業観光課長	小川英一郎君
産業観光課主幹	鈴木功君	産業観光課主幹	髙澤学君
農地調整担当専門員	成田雅彦君	農業振興担当主査	小島春樹君
商工観光担当主査	中村佐登志君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　では皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、３月７日に引き続き予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２６号の審査（福祉課・産業観光課）

○委員長（九山妙子君）　本日は、議案第26号　令和７年度宮代町一般会計予算についてのうち、福祉課、産業観光課の分の順に質疑を行います。

これより福祉課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。毎回お願いしておりますが、質疑の数を言っていただくんですが、言った数の１問、２問違うのはいいのですけれども、言いながら増やしていくのは避けてください。よろしくお願いします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　進行いたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○福祉課長（鈴木淳史君）　おはようございます。福祉課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課福祉支援担当主査の平向と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　おはようございます。福澤です。

１点質問させていただきます。

予算書の120、121ページ、委員会資料のほうが９ページ、10ページになります。

予算書のほうの(12)福祉タクシー等利用料金助成事業について、12節の委託料733万8,000円が福祉タクシー等の委託料として計上されているんですけれども、前年度は864万円だったので、こちら減額した理由と、あと前年度郵便料として30万円計上されていたんですけれども、本年なくなったのでその理由、また福祉タクシー券の申込みの条件をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

委員さんのご質問に関しまして、お答え申し上げます。

まず、本年度の委託料の減でございますけれども、本年度は昨年度の実績を勘案いたしまして減額をしてございます。

昨年度の委託料は、決算額が約707万円でございます。直近３か年の平均といたしましては、628万円ほどでございます。そういったことから、福祉タクシーにつきましては本年度減額をいたしまして、733万8,000円の委託料とさせていただいたものでございます。

続きまして、郵便料の関係でございます。

本年度、福祉課の予算全般につきまして、郵便料は共通の経費ということで、総務課の予算のほうに寄せていただいております。特に私どもが頂戴する補助金等に影響がなければ、その分は共通経費ということでいいだろうということで整理をさせていただきました。

続きまして、福祉タクシーのご利用される方の条件でございます。対象者ということでお答え申し上げます。

身体障害者手帳をお持ちの方で、１級、２級、３級また４級のうちで下肢、足のほうに障がいがある方が対象、まず１点目の対象。

続きまして、療育手帳を取得している方、いわゆる知的障がいのある方で、マルＡ、Ａ、Ｂの方が対象、また難病の方で国の難病の受給者証を持っている方、埼玉県の難病の受給者証を持っている方、さらに精神障害者保健福祉手帳の１級、２級の所持者の方が利用の対象者という形になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　ありがとうございます。

再質問させていただきます。

郵便料のほうなんですけれども、総務課のほうで共通に一括したということなんですけれども、先日、高齢者タクシー券のほうを健康介護課でお伺いしたときに特定記録郵便を使ってタクシー券を対象の方に送っているということだったんですけれども、こちらの高齢者タクシー券のほうはどのように送っていらっしゃるのかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

福祉タクシー券の交付方法でございます。前年度交付した方につきましては、次の年も同様の申請があったものとみなしまして交付をさせていただいております。

交付の方法は郵便をさせていただいておりまして、本年度はやはり健康介護課と同様に特定郵便のほうで交付する予定でございます。来年度も同様で考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。それでは、２点質問させていただきます。

予算書116ページ、117ページで私たちの予算書では62ページです。

(5)の障害者総合支援事業の18節負担金、補助及び交付金で介護給付・訓練等給付費が令和６年度は８億8,900万円で、令和７年度は10億6,560万円と１億7,600万円大きく増額しています。その理由を詳しくお願いいたします。

２点目が、予算書118ページから121ページで、私たちの予算書では63ページです。

(10)の障害者地域生活支援事業の19節扶助費の移動支援給付費が令和６年度は557万4,000円で、令和７年度は456万で約100万円の減額です。この内容を詳しくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

それでは、お答え申し上げます。

まず、１点目、総合支援事業の中の負担金でございます。今回は非常に多くの伸びが見込んでい

ます。といいますのは、まずこの積算方法でございます。令和５年度第２四半期と令和６年度の第２四半期の伸び率をまず勘案しております。その伸び率は約12%ございました。また、令和６年度及び令和７年度の伸び率を12%として今回捉えさせていただきました。

また、前回サービスの、じゃ実際はどのように伸びているか、サービスはどのような状況かというところは、事前にご提出いたしました福祉産業委員会資料の福祉課分４ページ、５ページのところをご覧いただければと存じます。

４ページの表、一番上のところ、翌年度、６年度、５年度というところがございます。そこが今年度、６年度10か月間の状況と５年度の１年間の状況を比較したものでございます。10か月の支出総額は約８億300万円でございます。このまま推移しますと総額では約９億6,300万円ぐらいになるだろうというところで見込みを立てております。

また、その内訳でございますが、それは４ページ以降、４ページ、５ページの表でございます。全体を見ますと、どの事業も満遍なく増えているという形で認識をしております。その中でも特に伸びていると感じているものは、４ページの表では介護給付と左上に書いてある表でございますが、そちらですと重度訪問介護の利用者が増えております。また、入所支援につきましては、10か月で昨年度の実績を超える状況となっております。その下の表の訓練給付と書かれている表でございますが、こちらでも就労移行支援、就労定着支援、共同生活援助、共同生活援助というのは、いわゆるグループホームが10か月で昨年度の１年間の実績を超えている状況となっております。

また、５ページの表ですが、下から２番目の表、障害児通所の表でございますけれども、こちらにつきましては全ての事業において、10か月で昨年度の実績を超える状況となっております。

昨年度決算の分析と同様でございますが、やはりグループホームの利用者、児童のサービスの利用者、そういった方が増えている状況という形になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たってはページ数を述べてからお願いいたします。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　続きまして、移動支援でございます。

移動支援につきましては、予算書の121ページでございます。

こちら100万円の減でございますが、こちらの理由につきましては、本年度は県のほうで医療的ケア児の通学支援事業を県の事業としてなったところを減額してございます。

埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業という中で、通学に関する移動につきましては県のほうで事業実施という形になりましたものですから、その分の経費は町のほうで積算は要らないだろうというところで、100万円ほど落とさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。大きく１点質問させていただきます。

予算書の118、119ページの障害者地域生活支援事業の中で、まず12節の委託料のところなんですけれども、前年度、地域活動支援センター事業委託料というのが57万8,000円計上されていたんですけれども、今回この委託料がなくなっている理由と、あとその下の18節の負担金、補助及び交付金のところで、逆に地域活動支援センター事業負

担金が約88万増額になっているので、この辺の理由を教えていただきたいのと、以上の２点をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

それでは、委員さんの質問にお答え申し上げます。

予算書の118ページ、119ページ、地域生活支援事業委託料の中でございます。地域活動センターの委託料でございますが、まずこちら、どういった場合にこの委託料が発生するかというものでございますが、これは他市町村の地域活動支援センターを使用した場合、委託料が発生する場合があるということでございます。というのは、利用者様が利用する施設がどういった形で町に請求するかという形でございまして、市町村を経由して市町村にお支払いする場合には、市町村に負担金をお支払いするという形でやっております。事業所が直接町に請求があるときには、そこは委託料という形でやっております。今回、ご利用者様がそちらの事業所を今年度から利用しなくなったということで、減額、皆減という形でさせていただきました。

続きまして、逆にそうすると活動負担金のほうなんですが、負担金のほうは、先ほど申しましたとおりで、他市町村の市町を通して町に請求がある場合、こちらを増やさせてもらっている、利用者様が今年度から久喜市の事業者さんなんですが、久喜市の施設を利用する方が増えたというところがありまして、実利用者数が増えておるためにここは増額とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　よく分かりました。

それで、119ページの18節の地域生活支援拠点事業負担金が、これ17万9,000円となっているんですけれども、予算書の63ページだと179万とあるので、ちょっと間違えではないかということ、ちょっと質問とは別ですけれども、119ページの……

○委員長（九山妙子君）　ちょっと暫時休憩します。

休憩　午前１０時１７分

再開　午前１０時１７分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　委員ご指摘のとおり、単位が間違っております。私たちの予算書の単位が間違ってございました。申し訳ございませんでした。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　すみません、もう１回、質疑のほうをお願いします。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　数字はどちらのほうが正解でしょうか。予算書のほうが、17万9,000円が正しいのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　大変失礼いたしました。福祉課主幹、小林でございます。

正しい数字は予算書の数字、地域生活支援事業拠点事業負担金17万9,000円が正しい数字でございます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。１点を質問させていただきます。

予算書の116ページ、117ページの(6)の福祉交流センター運営事業について伺いいたします。

こちらずっと指定管理でやってくださっていて、それでいろんなイベントなどもやってくださっているんですが、来年度の内容というか、継続でやってくださるんですが、その事業そのまま継続なのか、何か変わることがあるのか、そのあたりのことを教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課主査の平向です。

予算書116ページ、福祉交流センター運営事業についてお答えいたします。

今、毎月実施しております交流センターさんとあと笠原小学校とあと町の職員の担当者会議というのを月１回行っておりまして、その中でもいろいろ報告を受けているところですが、現状今まで続けていた事業というのはそのまま継続して進めていく中、また今年度新しく始まった事業についても、参加していただいている方の参加者の声のことを聞いて実施していく予定でございます。

また改めてピロティを使ったコンサートだったりというのも、来年度また予定をしております。そのような状況です。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　継続して皆さんが喜んでくださっている事業、また来年度もされるということで、それは承知をいたしました。

この福祉交流センターの、小学校内にあるということが宮代だけでなく埼玉県、全国でも珍しいということで取り上げられているというのも承知をしておりまして、このような取組はすごくいいなと思うんです。

その中で、やっぱり小学校の中にこういった福祉の拠点になるようなところがあるというところで、もう少し福祉のほうの分野のものも、子どもたちがいる小学校でというところで、児童の音頭などのそういった拡充というか、そういうこともあったらもっといいのかなと思うんですが、そのあたりのことのご意見が出ていたりとか、今後の見直しとかそのあたりのこと、もしあれば教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課主査の平向です。

小学校の児童さんに関しましては、通常の平日に関しましては、やはり多いのが業間休みだったり、昼休みの時間に陽だまりサロンのほうを利用していただくというケースが多いので、なかなか平日のイベントとかに児童の皆さんが参加いただくというのは難しいところかなとは思うんですが、陽だまりサロンさんでは夏休みだとかに子ども向けのさをり織りの体験をやったりだとか、あと将棋の教室をやってみたりだとかそういった形でなるべく子どもの方にも参加できるようなイベントだったりだとか、土曜日もそういった先ほど申し上げたような音楽会のイベントだとかで多くの方が参加いただけるような企画をしておりますので、また同様に土・日のイベントを拡充できたりとかというのも相談して話していけたらいいかなと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　分かりました。

子どもたちが参加しやすいイベント、また今後もしあれでしたら拡充いただけるということは承知をいたしました。

もう一つの視点でいうと、福祉的な側面ということで、いろんな児童がいるというところで、親御さんだったり児童だったりというところでの福祉的な視点でというところが、これ今あまりないのかなというところで、そういうのが今後加わったらいいなとは思うんですが、その辺の話というのは出ているのかというのを、最後お願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木です。

福祉的な視点での陽だまりサロンの事業の展開ということですけれども、今までの経緯としてあまり福祉的というよりは、接する場、交流の場というところが重点できているので、なかなか福祉的な視点での事業展開というのは難しいのかなというのがあるんですけれども、ただ学校の中にあるというところで、やっぱり事業委託先というかお願いしている指定管理者のほうにも事業の本質というのは福祉的な視点で活動している団体でもあるんで、いろんな情報交換等は月１回定期的にやっていますので、そういうところでお子さんの様子ですとか、そういったところを話を伺ったりとか、そういうところからまず始めていければいいのかなと考えております。

非常に子どもの利用は増えているんで、いい状況で使われているのかなという認識ではおりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。質疑はございませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、３点についてお伺いしたいと思います。

まず、１点目は114、115ページの社会福祉事業の民生委員・児童委員活動費補助金が出ておりますけれども、いつも論議されるんですけれども、やはりまだ歯抜けで民生委員が足りないというところで、新年度はどういうふうにこの不足を補っていくのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、116、117ページの障害者総合支援事業に当たると思うんですけれども、よく老老介護というのは聞かれますけれども、やはり障害者が安心して暮らせるようにするためにも家族介護からの脱却といって、親が例えば80歳、90歳だ、でも障がいを持った子どもが50歳、60歳とこれもやはり大変だと思うんですよね。

そういう高齢の親が介護をしている、そういった点での、きちっと把握もされているとは思うんですけれども、きちっと対応ができているのかどうか、その辺の把握とやっぱり援助というのを必要だと思うんですね。そういう点で、町としてどういうふうな体制を整えているのか、その辺もお示しいただきたいと思います。

それから、福祉タクシーの件なんですけれども、120、121ページ、前段でも質疑がありましたが私は違う観点で、これについてもやはり利便性を図らなければいけないと思うんですけれども、今物価高騰の中でやっぱり大変だと思うんですけれども、この福祉タクシーが予算が減っていくというのがこれ非常におかしいなというふうに思うわけです。その点ではどういうふうに、いろいろ使用されない理由もあるかと思うんですけれども、だ

からといって事業を減らしていいということではないと思う。やっぱり使いやすいものであって初めて生きてきますので、そういった点ではどういうふうになっているのか、その点も併せてお願いしたいと思います。

それからもう１点なんですが、同じくその下の宮代町災害見舞金等支給事業があります。避難行動要支援者の名簿の把握ということで、これは町民生活課に聞くと健康介護課と福祉課と合わせて密にしてやっているということなんですけれども、そういった点からも、これはもちろん避難行動要支援名簿は手を挙げた方が基本的に登録をしてやっていくんですけれども、やはり障がい者とかにとっては希望しなくてもやっぱり必要な人というのはいると思うんですね。先ほど言ったように、介護している方がお年寄りとか、私がいるから大丈夫とか、障がいの程度によっても違うし、だからそれは客観的な判断も必要だと思うんで、そういった希望しなくても必要な人、それから家族がいても当然加えなければいけないと思うんですけれども、そういった点での把握、それから登録の状況、これはきちっと図っていかないと命に関わる問題ですから、そういった点ではどのようにされているのか、すみません、その４点お願いしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課主査の平向でございます。

予算書114ページ、社会福祉事業の民生委員・児童委員の関係でございます。

民生委員・児童委員につきましては、主任児童委員も含めまして、現在定数というのは55名となっておりますが、本日現在の欠員状況といたしましては９名欠員をしている状況でございます。

また、今期の民生委員さんにつきましては、今年11月30日までが任期の期限となっておりまして、今年は一斉改選という形で12月１日にまた改めて新しい３年間の民生委員さんのほうの一斉改選をしていく予定でございます。

一斉改選に進めまして、先日行われました地区連絡会等で区長さんへの説明等もさせていただいていますし、また民児協だよりということで、宮代町の民生委員・児童委員協議会の民生委員だよりでもなるべく民生委員の方が町民の方にとって近い存在であることだったりだとか、民生委員さんが行う活動の内容のことなど、ＰＲをさせていただいております。

ただ、民生委員・児童委員さんの人材につきましては、地域の方とのコミュニケーションということでその地域の方を知っている方ということになりますので、一方的に公募だったり、一方的な指名というのはなかなか難しいというものがあります。

ですので、町のほう各自治会の区長さんだったり、お話ししながら紹介をしていただきながら町職員による地道な活動を進めていく形で定員の不足の解消に努めていきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

ご質問につきましてお答え申し上げます。

まず、総合支援事業の中で、いわゆる老老介護的な介護の解消がというご質問でございます。

まず、今年度の利用実績、また去年度からの総合支援事業の利用実績を見ますと共同生活援助というグループホームの利用が伸びているというも

のがございます。これは何かといいますと、いわゆる親元を離れてグループホームで生活する、こういう流れがもうできてきているというものがありますので、まずはこういった流れでグループホームがご利用できる方はご利用を進めていく、そういった流れが１つございます。

また、どう把握しているのかというところでございますが、実は把握しているのは、重度であって40歳以上の重度障がいがある方で、福祉のこういった総合支援サービスのサービスを使っていない方というのを一応抽出をかけております。そういった方が、今１名いらっしゃって、数年前にその方には接触したんですが、それ以降接触していないので、また改めて接触をする機会を設けていく必要があろうというふうに考えております。

続きまして、タクシー券の関係でございます。

予算書は120ページ、121ページでございます。タクシー券、先ほど申し上げましたとおりで、本年度は昨年度勘案で少し減額をさせていただいたところでございます。利便性の向上というところでございますけれども、まず申請をなくしても昨年度の申請ベースで利用者の方にタクシー券、燃料の補助券を届けるという形で、まず利便性の向上を図っているところがまず１点。

また、タクシー券は令和５年からタクシー券を１度に２枚までご利用できるという形で、そこのところは全県で改定をしております。また、今年度はそこの部分が分かるようにカラー印刷で、２枚まで使えます、というふうなそこは赤色で表示することで利用を促していく、そういった形で対応しているところでございます。

続きまして、災害の関係でございます。予算書でいいますと、120、121ページでございます。

災害見舞金の関係で災害の関連でというご質問だったかと思います。

避難行動要援護者、こちら今現状、手挙げ式でなっている状況というところのご指摘でございますが、現状委員さんのおっしゃるとおりで、名簿は２段階名簿を作っています。

まずは、障がいの程度、要介護の程度、それで幅広で私どもが把握する名簿。で、それを公開してもいいかどうかということを利用者様に対象者様に伺って公開している名簿。また、その中からご自身で避難行動ができないという方に対して避難行動を地域の皆様と一緒につくりましょうということでやっているというところでございます。

ただ、今現状はそういうことでございまして、避難行動の、こちらからあなたつくってくださいねみたいな形で、改めて勧奨的なものでやっていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸山妙子君）　先ほど、丸藤委員の３問を４問にいたしましたが、数え間違えがあるということと、１点のみでしたので認めました。

それと皆さんのご協力をお願いいたします。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

それでは120、121ページの福祉タクシーの関係でございます。先ほど答弁いただきましたが、やはり確かに今回というかこの間、１回の乗車について２枚までというふうには改善はされています。じゃ、これで利用されればいいと思うんですけれども、そういった点でやはり心配な点がございます。

あと、もう一つはどうしてこういうふうに利用されないのか、そういった点ではどういうふうに考えての予算づけをしているのかなというふうに思うんですけれども、やはり今、タクシーもかなり初乗り料金の改定をされています。ですから、

当然あってしかるべきだと思うし、なぜこういう状況の中で使われていないのか、そういった点では我々にもちょっと理解しがたいところがあります。ですので、担当所管として、どういうふうにそういった点では考えているのか。

それから、福祉タクシーですから、やはり障がいを持っている方が利用するんですけれども、1人では行けないですよね。そういった点では、介助者、そういった付添いの方にはどういうふうになっているのか。こういった福祉タクシー券は、そういう方も含めて利用できているのか、その点もお願いしたいと思います。

所得制限とかそういった点ではどうなのか、ということもお尋ねしたいと思います。

それから、同じく災害見舞金等支給事業に関連してなんですけれども、避難行動要支援者については、やはり先ほども言ったように、手を挙げなくても必要な方というのは、それは当然担当としても把握しなければいけないと思うんですけれども、そういった点ではどうなのかという意味でお尋ねしました。そういった点では、公開とか非公開というその前に、やっぱりきちっと町のほうで把握していなければいけないわけでしょう。そこが一番だと思うんですけれども、そういった点ではどうなのか。

それから、今、避難場所というのはもうバリアフリーになっていますけれども、そういう障害を持った方が避難所まで行く間もやはり障がいというかバリアフリー化されていないと、とても行けないわけですんで、ですからそういう方の避難経路でのバリアフリー化というのを必要かと思うんですけれども。

ですから、こういった点でも非常にきちっと町として、そういった障がいを持った方の避難経路まできちっとやはり整備されていないといけないと思うので、まずは避難行動要支援者名簿、これは早急につくらなくちゃいけないと思うんですけれども。公開、非公開はいいですよ、できているのか、できていないのか、それはもう大丈夫ですよといえる状況なのかどうか、その点も明らかにしていただきたいと思います。

それから、順不同になりますけれども、114、115ページの民生委員さんの関係です。先ほど答弁いただきました。区長とのやはり関係も密にしながら進めていくというお話もありましたが、これは区長も大変です、いろんな問題を抱えていますから。ですから、そういった意味では、区長がむしろこういう方にというふうに積極的に当たれるような、そういうむしろ福祉のほうからこういう方はいませんかというのだけではなくて、一歩むしろ区長を引っ張っていくような、そういう相談の仕方をしないと、やはり区長も大変かと思うんで、そういった点での連携を図るための、何ていうんですか、むしろアドバイスというんですか、それは必要かなと思うんですけれども、そういった点ではどうなんでしょうか。

以上。

○委員長（丸山妙子君）　丸藤委員、先ほど避難行動計画のことで、ちょっと同避難のバリアフリーとあったんですけれども、122ページの健康介護課の部分になるんですが、障がい者の限定ということでの質問でございましょうか。そうじゃなくて、この担当課が違ってきますけれども。

○委員（丸藤栄一君）　避難行動要支援者名簿というのは、やっぱり福祉も関係するんですよ。当初、避難そのものは町民生活課なんですけれども、健康介護課と、それからそういった意味では障がい者もいます、重度の方もいます。だからそういった点では、福祉の関係できちっと把握されていると思いますので、そういった観点から聞いていま

す。

○委員長（九山妙子君）　はい。答弁を求めます。

今の質問に対しては答えられる範囲でお願いいたします。

答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課主査の平向です。

予算書114ページ、115ページ、社会福祉事業から民生委員・児童委員の関係の再質問にお答えいたします。

丸藤委員おっしゃるとおり、区長との関係を密にしていくことというのはもちろん大事なことですし、区長さんもなかなか成り手が少ないというのは話も聞いておりまして、なかなか区長さんのお仕事も大変だということもお話は聞いております。

町の福祉課のほうも、一方的に区長さんにお任せするという形ではなく、例えば民生委員としてのどういう活動をするのかとか、そういった形の説明については福祉課のほうから積極的に進めていくような形で今進めております。

区長さんのほうが人選がしやすいような、こちらも働きかけをしていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

予算書120、121ページ、福祉タクシーの事業でございます。

まず、さらなる利用促進という視点でのご質問なのですが、まず利用促進という面では、まずタクシー券、ガソリン券を合わせて、対象者に対して交付率というのは大体90％ほどございます。

で、それでも90％ということなので、100％いっていないんで、そこにつきましては、対象者に年１回通知を差し上げて、ご利用の勧奨をしているところでございます。

また、既に交付されている方の利用率、こちらが低い状況というのは昨年来ずっとご指摘をいただいているところでございまして、大体タクシー券については交付した枚数の38％程度、自動車利用券については80％程度で推移をしている状況でございます。

分析につきましては、非常に難しいところがあるのですが、ご利用する方はこの３月末、まだ届かないのかというお問合せもありますので、かなり期待してご利用していただいている状況があるのは間違いないのですが、やはり利用されない方という層もやはり一定層いらっしゃって、その方についてはちょっとアプローチができていない状況でございます。

また、先ほど来申し上げたとおりでございますが、印刷方法等も変えまして２枚使えるということを積極的にアピールできるように、来年度交付のタクシー利用券からそのような形で対応を考えているところでございます。

続きまして、120ページ、121ページ、災害見舞金の関係、災害という中で避難行動要支援者の把握の問題でございます。

私どもで把握しているのは、やはり手帳の状況から重度の方という形の把握の仕方になっておるものですから、家族の状況まで見ていってこの方が必要かどうかというところまでは、今のところ把握をしていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　民生委員については、それ以上の答弁はないと思う。引き続きこれは努力し

なければいけないので、お願いしたいと思うんですけれども。

120、121ページの福祉タクシーの関係ですが、なぜこういうふうに交付しても使われないのか、やはり宝の持ち腐れじゃないんですけれども、それはそれなりに理由があると思うんですよね。

そういった点で、先ほど分析が難しいと言われちゃうと、もうこちらは言えないんですよ。だからその点では課題になるかもしれませんけれども、やはりきちっと分析しなければ駄目ですよ。それが１点と、それから介助者付添い、そういった方へのやはり含めて、利用は必要かと思うんですけれども、その点の確認をお願いしたいと思います。

それから、避難行動要支援者名簿、これは先ほど答弁がありました。家族云々ではなくて、やはりきちっと家族はいいですよ、大丈夫だ、要は何で聞くかというと、手を挙げないと挙げた方が中心になってやらなければいけない。そこでやっぱり挙げなくても必要な方が、これはいるでしょうということで、それはきちっと町のほうで把握しなければいけないと思いますので、それは別として、これは公開、非公開別として必要性ですよね。客観的な必要性、それをどういうふうに町としては把握されているのかということでお聞きします。その点、もう一度お示しいただきたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹、お願いします。

○福祉課主幹（小林和政君）　120ページ、121ページ福祉タクシー等利用助成事業でございます。

先ほどご質問の中で何点か答弁が漏れてしまったものがございますので、併せてご答弁申し上げます。

まず、介護者の関係でございますが、これは同乗者につきましても適用という形になります。

また、所得の制限があるのかないかというところも先ほどあったかと思っております。答弁が漏れておりました。所得の制限は今のところございません。

さらなる利用促進につきましては、ご指摘いただいたとおり、分析というところでございますので、分析を進めてまいりますので分析をした後に、何かしらの対策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、予算書の同じページ、災害見舞金の支給事業でございます。いわゆる避難行動要援護者の把握の問題でございます。手を挙げなくても必要な方がいるのではないかというところでございますが、基本的には障がい者の名簿からの把握という形でなっています。

ただ、個別に例えば医療的ケアがあって人工呼吸器をつけている、そういった方については当然把握はしておりますので、そういった方とは連絡を取ったりはするのですが、それ以上、例えば重度の知的障がいがあって家族と一緒にはちょっと逃げられないんだけれども、というところの具体的な状況というところまでは、先ほどの答弁と同様でございまして、そういった個別の事情に関してまでは把握をしていないというところでございます。

あくまでも名簿で分かるものと、あと接触があって医療的ケアが必要な方、そういったものにつきましてまでは、把握というところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。佐藤でございます。

別に何問か言う必然性は全くないとは思います

けれども、今回は委員長の独断でそういうふうに言われていますので、ざっくりと１、２、３、４、５、６、７、８と……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、失礼な言い方です。

○委員（佐藤将行君）　いや、みんなで決めたことだった……

○委員長（九山妙子君）　議事をしっかりと事前に準備をしていると思います。それで、進行を妨げないため円滑に委員会を進めるために必要なものなのでしています。そして皆さんやっていますのでお願いします。

○委員（佐藤将行君）　ですから皆さんに諮ってください、そういうのは。

ちょっと単位というのか、事業という単位で数えているのと、ちょっとその中の小問というか事業の中の幾つかあったりとかするのと、ちょっとごっちゃになってしまって申し訳ないんですけれども、そちらはプロなんで分かると思いますので、ざっくりと１、２、３、４、５、６、７、８、９、10、11、12、13、14、15、16、17個になるのかな。ひょっとしたらごめんなさい、数を数え間違えているかもしれませんけれども、適宜そちらつくったほうですので、お分かりだと思いますのでよろしくお願いいたします。

前段の議員から何回か出ていらっしゃいますが、福祉タクシーの120から121ページになるのかな。

委員長、また泉委員ががたがた言っているんで注意してくださいね。

○委員長（九山妙子君）　スムーズに進めてください。

○委員（佐藤将行君）　だから注意してくださいって、不規則発言。だったら、こっちもしていいんですか。こっちにはだんだん当てつけに注意ばかりするのに、金子委員も今余計なこと言いました。

○委員長（九山妙子君）　静粛にお願いします。議事進行のために。

○委員（佐藤将行君）　分かっていますよ。今金子委員も不規則発言、言いました、注意してください。

120、121ページです。

福祉タクシー等委託料、福祉タクシー等利用料金助成事業の中の福祉タクシー等委託料ですけれども、これにつきましては、健康介護課と違いまして制限なし、ごめんなさい、タクシー券２枚、制限ありますね。これについても、ちょっと私の聞いた限りではですけれども、ほかのところでも申し上げておりますが、迎車料金は入っていないというか別個に出していないというところがあって、そうなってくると駅から近い人と遠い人ではトータルの利用回数に迎車料金がプラスされますから差が出てくると思うんですけれども、この辺のことは昨年もお聞きしたのかもしれません、ごめんなさい、重複していたら、どのようにお考えなのかというところと、あとこれ令和６年度との比較で159万9,000円も下がってはいるんですよね。これはどのような根拠でなっているのか、ひょっとしたら今年度予算につきましては、令和５年度ベースでやるようにというお達しがあるというところで機械的にやったのかどうか、それとも福祉タクシー等の利用者というのがこれくらい過去のデータから見て、……

○委員長（九山妙子君）　答えている問題ですので、ほかの質問に変えてください。

○委員（佐藤将行君）　いやいや、それの、ちょっと聞いてくださいって。

直近の３年分の比較のほうをお示しください。

最後まで聞いてから言ってください。泉委員ががたがた言っているのを言わないでください。

次に、資料の９ページの一番下に福祉タクシー

券のこれ対象者数というのが気になっているんですけれども、交付者数は分かりました。先ほど、交付率が90％程度となっておりましたが、それは分かりましたが、利用率が38％というふうにとどまって、交付率も100％ではなくて100％は難しいのは承知しておりますが、これの低いところにとどまっている理由についての分析及びこの利用件数というのは、例えば交付者数は横ばいになっております、また交付率も横ばいになっています。これひょっとしたら特定の人が毎年毎年、特定の人が使っていて新規の人が使いづらかったりとかというのがあるのかなというのも、ちょっとそういうのは耳にもしていますけれども、そういうところについて、毎年毎年ですよ、これ毎年の事業ですから、毎年そのことにつきまして、担当課としては検証を行っているのかどうかというところを、具体的にどのようなことを行っているのかというところも、新規の掘り起こしという言い方はすごい何か失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、要するに今まで対象じゃなかった人が対象になるという場合の増え方というのをどのように補足していらっしゃるのかというところについても福祉タクシーのほうではお尋ねしたいと思います。

次、120ページの障害者更生援護事業、これ117万3,000円下がっているのですが、これの、これだけ下がっているという根拠を教えてください。

それで、本年度の特徴といたしまして、重症心身障害児等レスパイトケア事業の実施及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費の給付、後段のほうは用具等ですから分かるんですが、レスパイトケアのほうにつきまして26万6,000円という補助金が出ておりますが、これは具体的にどのようなことを想定して行うとしているのかというところを教えてください。

次に、次の次のページになりますかね、124ページです。

真ん中ぐらいに、行旅病人取扱事業というのがありまして、これ26万6,000円ですっと一定数、県支出金が26万6,000円だからという理由で予算づけが一緒になっているのか、それとも過去の実績からいってこの辺がというかこの金額をはじき出したのかということについてお願いします。また、これも直近３年の推移というところをお願いいたします。

ちょっと戻って申し訳ございません。116ページと117ページの福祉交流センター運営事業というのがございます。これに420万6,000円が予算づけされていますが、この中の12委託料で福祉交流センター指定管理料というものがございます。

これにつきましては、まず契約の期間というのが、契約の定め方というのが１年契約なのか５年契約なのかというところ。また、毎年度毎年度こういうのも検証すべきだと思いますが、どのような検証を行っているのか、また直近３年の決算ベースで構いませんが、実際に予算はこれぐらい計上しました、実際これぐらい使われましたというところの数字をお示しください。

これは29万7,000円アップしているんですよね。そこをお願いいたします。

そのすぐ下、(7)宮代町生活サポート事業、これ59万8,000円も下がっております。本年度の特徴といたしまして、障がい児・障がい者の一時預かり、送迎、外出援助等のサービスの実施というのが特徴として挙がっておりますが、ということはこれまでこの辺が手薄だったという検証のもとに特徴として事業概要のところに書かれたのかと勝手に思っておりますが、にもかかわらず59万8,000円下がっているということは、何らかのサービスを削った上でこういうふうなところが強調

されるようになったのかどうかというところの説明をお願いいたします。

次に、次のページ、118、119の(10)の障害者地域生活支援事業、どうもありがとうございます。これ報償費といたしまして認定心理士謝礼13万円、これは認定心理士の方が１回こっきりのことで13万になっているのか、それとも複数回来ているのか、また講師謝金というのは、これ認定士以外の講師謝金だと思いますけれども、これ随分と28万と高額になっておりますが、どのような形になっているんでしょうか。

これ見る限りでは、その後を見てもこの方たちの交通費が入っていないというところを見ますと、交通費はかからないような方というふうに理解いたしましたが、この辺いかがなっているんでしょうか。

また、同じページの(12)番の委託料、これもここから細かいものがちょっと出ていないんで分からないですけれども、様々な委託料がございますが、ここの障害者地域生活支援事業自体が47万1,000円、昨年度から下がっております。どこで下がっているのかというのが、ちょっと分からないのでどうなっているのか、また利用者自体はそもそもとして、ほかの質問のベースにもなるからここのところちょっと忘れちゃいましたけれども、利用者は増えている傾向にあるのか、あくまでも傾向で結構ですけれども、それとも減っている傾向なのか、それでさっきから３年ぐらいのを教えていただきたいというふうに申し上げているんですけれども、そこのところが増えているんであれば、この委託料とかとも契約の形態にもよりますが、増えるんではないかな。そうするとほかで削って47万1,000円下げたという形になるのかなというふうに思っております。

また、資料の９ページも一緒になりますが、あと予算書の121ページ、今のところの障害者地域生活支援事業の次のページの扶助費の一番下、紙おむつ支給費180万円というのがあります。これ資料のほう９ページにございますが、延べ利用者数は減って、増えて、減ってという形になっています、４、５、６となっております。支給総額も98万9,536円と令和６年度となっているのが、これ180万円に急に増えているんですよね。令和６年度じゃ、令７の１月末現在だから２か月入っていないというのは分かってはおりますが、せいぜいこれ、２、３入れても４年度と一緒になるかどうかぐらいで、５年度ほどにはならないと思うんですが、にもかかわらず、かなりの増額になっているというふうに認識しておりますが、これの理由というのを教えてください。

次の次のページになりますが、墓地、埋葬等取扱費、これも直近どれくらいか、金額が25万2,000円と変わっていないところなので、毎年同じような人数の、判明しないような方がいらっしゃるのか、それとも検証しないで、昨年もこうだから今年度もこうとやっているのかどうか、数字の裏づけのほうとそれの母数となる直近３年ぐらいの対象者数ということをお示しいただきたいと思います。

次に、生活サポート事業が116から117ページにありますが、これ言っていませんよね、言ったのかな、言っていないと思いますけれども、ごめんなさい。これ59万8,000円下がっております、これも。

〔「言ったよ」と言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　言ったんだ、ごめんなさい。これは飛ばします。

じゃ、民生委員不足の114ページのほうです。社会福祉事業というところになります。先ほど55名定員のうち９名欠員というふうな話がございま

した。また、今年一斉改選という話もございましたが、これまず民生委員の不足の前に一斉に改選となりますと、中にはご自身の判断で翌期も立候補するという方がいらっしゃるかもしれませんが、これよくある僕ちょっと昔の仕事でやったマンション管理なんていうのは、２年に１回理事が替わるのを半分、参議院みたいに半分は事情が分かっている人を残してやるという形なんですけれども、これ一斉改選となりますとこれまでの経緯が分からない人ばかりに、改選された直後になってしまうと思われるのですが、この辺の配慮とあと民生委員不足に対してどのような手を打っているのかと、告知やら何やらそうですけれども、どうなんでしょうか。

ほかの課のほうで市民評価推進委員というのは、広報みやしろに出していました、ゼロでした。翌年も広報みやしろに出しました、ゼロでしたと同じことやっていたら、別に新しい募集方法をやらなければ結果は目に見えているので、その辺の工夫がなされているのかどうかというところをお願いいたします。

次に、120ページ、災害見舞金等支給事業、これも10万円、10万円というふうになっていますが、過去直近の支給実績とか算出根拠というものをお示しください。

次、122ページ、123ページの避難行動要支援者、一番下ですね。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、ファイルだ。

次のページの124、125ページのこれ町民の方からも言われたのでちょっとこだわりたいんですけれども、宮代町は霊園がないから何とかできないかと、何か……

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　だからそれはあるんですけれども、252、252というふうに変更がないというのが……

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、何を聞きたいかお願いします。

○委員（佐藤将行君）　はい。身元不明者の推移と委託先、これの委託料というのがありますけれども、委託先、契約内容、その契約の現契約で結構ですので、それの終期、終わりですね。契約が何年契約で何年何月に終わりますよというところをお尋ねしたいと思います。

あともうちょっとなんで、118ページ、戻ってごめんなさい、あっちこっちいって、の認定心理士って聞きましたっけ。

〔「聞いています」と言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　聞きましたよね、重複してごめんなさい。分かりました。

じゃ、あと３つぐらいですね。

116ページ、117ページの福祉交流センター運営事業につきまして、正確な、どこまで正確かは別としまして、これが29.7万円アップしたというふうな理由と指定管理料の根拠、３年分、あと相手先と。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、さっき聞いていますよ。

○委員（佐藤将行君）　直近３年分、言いましたっけ。

○委員長（九山妙子君）　言いました。

○委員（佐藤将行君）　あれ、ごめんなさい。

じゃ、ここは飛ばします。バツだな。

116、117ページの生活サポート事業、59万8,000円下がっている……。

○委員長（九山妙子君）　聞いています。

○委員（佐藤将行君）　これもじゃパスか。

最後に、障害地域生活支援118……

令和５年度と令和６年度の変動の違いというところを。

○委員長（九山妙子君）　聞きました。

○委員（佐藤将行君）　大きな違いというところです。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、聞いていますので。

○委員（佐藤将行君）　分かりました、ここも省きます。じゃ、そこまでで。

○委員長（九山妙子君）　じゃ、ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時１４分

再開　午前１１時３０分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

引き続き、福祉課分の質疑を行います。

答弁を求めます。何点か質問したものもありますし、それは削除して答弁してください。そして、資料のほうにも何点か載っておりますので、資料の何ページをとお示しいただければ結構です。よろしくお願いします。

答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課主査の平向と申します。

予算書114ページ、115ページ、社会福祉事業、民生委員・児童委員の関係についてお答え申し上げます。

今年度、一斉改選ということですが、こちらは一斉改選全員が全て替わってしまうわけではなくて、現在、今民生委員をやられている皆さんに意向調査というものを、今しております。

その意向調査の基に次の３年も続けていいよという方だとか、ちょっと次は別の方にお譲りしますとかそういった形で意向調査をしておりまして、意向調査の中では多くの方が次期もやっていただけるということで、今お答えをいただいております。

また、別の方、次の方に変わりますよという方につきましては、例年12月の一斉改選の前の月に新しい方との事務の引継ぎ会というものをやりまして、そちらの地区での状況については、新しい民生委員さんのほうに引継ぎをするというような形で進めてまいります。

民生委員の定数の不足につきましては、前段、丸藤委員のほうでもお話させていただいたんですけれども、引き続き地区の区長さんと連携を取りながら不足の解消に努めていければと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課主査の平向です。

予算書116ページ、117ページ、福祉交流センター運営事業に関しての質問に対してお答えいたします。

まず、陽だまりサロンの指定管理につきましては、令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５年間、認定特定非営利活動法人きらりびとみやしろさんに指定管理を行う団体として指定をさせていただいております。

直近３年、今年度分も含めてですけれども、こちら指定管理の委託料になりますが、令和６年度につきましては、398万7,700円、令和５年度につきましては、390万4,000円、令和４年度につきましては、373万7,220円というふうになっております。こちらの指定管理料の多くはスタッフさんの人件費になっております。なので、３年間の指定

管理料の推移につきましては、主に埼玉県の最低賃金に合わせまして、毎年、例年人件費のほうが上がっておりますので、それに対して上がっているというような状況になります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

続きまして、予算書116ページ、117ページ、宮代町生活サポート事業につきましてお答え申し上げます。

今回、生活サポート事業補助金が減額になっていますが、その原因でございます。

こちらにつきましては、実績を勘案して減額したものでございます。昨年度の実績につきましては、約88万9,000円、直近３か年の平均で申しますと、約71万9,000円でございます。こちらの実績を勘案して減額したものでございます。

生活サポート事業につきましては、いわゆる総合支援事業の法定外のサービスでございまして、団体が身近な場所で障がい者、その家族の必要に応じたサポートを行う事業でございます。法定の総合支援事業の中で、例えば行動援護事業など似たような類似の事業がございますので、そちらの利用で賄われている部分もあろうかと存じます。

続きまして、予算書118ページ、119ページ、障害者地域生活支援事業の報償費でございます。認定心理士の謝礼でございますが、こちらの謝礼の計上する事業でございますが、どのような方に謝礼を出してどの事業で謝礼をしているかといいますと、町内の保育所と幼稚園、保育所等を巡回する巡回の指導を行っておるのですが、そちらにご同行いただく心理士さんへの謝金という形で考えております。11回行っていただくものプラスその調整のための会議、振り返るための会議等の出席のための手当ということで計上をしてございます。

続きまして、同じく報償費、講師謝金でございます。こちらの講師謝金につきましては、この事業、地域生活支援事業の中で実施しております手話奉仕員養成講座の講師の謝金を予定しております。来年度は20回の講座を予定しておりまして、そちらに要する経費、講師が１人7,000円、アシスタントの方も同様に7,000円なのですが、を予定しております。

続きまして、同じく118ページ、119ページの障害者地域生活支援事業委託料の関係でございます。委託料全体で減額であるのだがというご質問だったかと思います。

こちらにつきましては、前段の委員さんの質問の中にあったのですが、地域生活支援事業の委託料が今年度皆減をされて出てきました。理由は前段の委員さんに述べたとおりでございまして、利用者がなかったためということでございます。

続きまして、ページが予算書120ページ、121ページ、扶助費の中の紙おむつの支給についてということでございました。

こちらは実績ベースで計算をしてございます。昨年度の決算ベースは約131万2,000円でございました。今年度は約130万円を減額しまして180万円の予算とさせていただきました。積算内容は、30人がご利用するという形で積算をしたものでございます。

続きまして、同ページ、障害者更生援護事業でございます。

まず、ご質問の１点目、在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金、こちらの内容ということでございます。

こちらは、在宅で特に医療的ケアが必要な重度のお子様を対象とした事業でございます。そちら

の方が病院等に短期入所した際に病院のほうに補助する、そちらの受入れを促すために病院のほうに補助をするという事業でございます。

続きまして、同じページ、福祉タクシー等利用料金助成事業でございます。どのような分析を行っているのかというところでございますが、先ほど来、前段の委員さんにもご説明申し上げたところでございますが、全体としてのものは把握をしておりますが、これが個別にどの新規の利用者が利用が促進されているとか、高齢者だったら利用が促進しているとか、そういう層別な具体的な分析等は行っていないところでございます。先ほど申し上げましたとおり、そういった分析を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課主査の平向です。

予算書120ページ、121ページ、宮代町災害見舞金等支給事業についてお答えいたします。

こちらの災害見舞金等支給事業につきましては、宮代町災害見舞金等支給条例に基づきまして、全焼だとか全壊、流失については10万円、半壊、半焼につきましては５万円というような形で見舞金のほうを支給をする事業でございます。

直近につきましては、令和６年度、今年度につきましては、実績はございません。また、昨年度、令和５年度も実績のほうはありません。令和４年度につきましては、全焼１件、半焼１件ということで15万円の支給というような状況になります。

以上です。

続きまして、ページのほうは次のページ、変わりまして予算書124ページ、125ページ、行旅病人取扱事業でございます。

こちら行旅病人取扱費というものなんですが、こちらは行旅中に死亡し、引き取り手のいない方、住所、居どころ、もしくは氏名が知れず引き取り手のない死亡人、引き取り手のない死体が出た場合は行旅病人死亡人が発生した所在地ということで、宮代町でもし亡くなった方がいらっしゃいましたらこちらで取り扱うという形になります。

行旅病人の取扱いにつきましては、過去に実績のほうはないような状況でございます。

続きまして、その下の事業になりますが、墓地、埋葬等取扱事業でございます。

こちらは、墓地、埋葬等に関する法律第９条という規定に基づきまして、住所、居所及び氏名が明らかの方で、死体の埋葬、火葬を行う者がいない方のそういう場合には、死亡地である市町村長が埋火葬を行うというルールになっております。

こちらに関しては、令和６年度の実績、５年度の実績はゼロという形ですが、令和４年度は１件の実績がございまして、こちらのほうは16万4,000円の支出のほうがございます。

こちらの実際に葬儀を行う場合には、その都度葬儀会社さんのほうにご連絡をして、その葬儀会社さんにお願いをしてやり取りをするという形でございますので、規定であらかじめ業者さんのほうと契約をしているということではなく、実際に何か事象が起きたときに業者さんにお願いをするというような流れになっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。再質問させていただきます。

順番がちょっと前後して申し訳ないんですけれども、墓地、埋葬のところ、124ページですか、お尋ねしますが、令和６年、令和５年はゼロ。令和４年、１件16.4万円。これ、そういうのが発生

した場合、葬儀会社と話合いで葬儀を行うというふうになっているというご説明をいただきました。

昨今、特にコロナ禍以降、大物芸能人とかでも含めまして家族葬とかそのような葬儀も大々的になんて全然やらずに、うちも２年前、母親が亡くなったときに家族２人だけでやったというのがあって、そんなにお金かからないで、ここまでかからないで僕もできているんですけれども、過去実績がなくて起こるときはポンと起こるんでしょうけれども、それを予算計上を25.2万円もしていると、恐らく令和４年以前にこういうふうにやっていたのがずっと引き継がれたのかなと思いますけれども、こういった類のものはなかったり、あったり、特に直近３年見ますとなかった時のほうが多いというか、あっても１件ということですので、これは予備費等で対応すべきでないのかと思っております。こういうところで一般会計のほうで入れますと、ほかのところが圧迫されてしまうというところがあります。現に議会事務局のほうでは、議会だよりが減額、減ページとなっております。きちんとその辺をやっていただきたいと思います。

予算書に25万2,000円を入れる必然性はあるのかどうか、また葬儀というものを行うのに、ここまでかからないはずなんですけれども、１件だとしたらね。２件以上だともっとかかりますけれども。そこのところはどのように町のほうとしては考えているのか。令和４年あたりだったら、コロナ前のことを引き継いでいると思いますがいかかでしょうか。

その上の行旅病人取扱、これも実績がないというふうなお話がありましたが、実績がない、県支出金という形ですから、そんな大きな問題にはならないとは思いますが、ここのところの町の考えというのも実績がないにもかかわらず計上しているというところが、ちょっと分からないところがあるのでお願いいたします。

先ほどの質問に関します答弁の順番のほうの資料が出てきましたので、それに沿っていかせていただきます。

予算書の114ページ、115ページの民生委員の関係ですね。意向調査を行って来年度のというふうにお話を伺いました。

制度としては、全員を一斉に更新するというか入れ替えるというところがある。ただし、意向調査を事前に行うので残る人がいればそこのところは担保できる、残らない人も引継ぎをやるというふうに理解はしたんですけれども。まずそこで間違いないのかというのと、僕が申し上げているのは、制度として、例えば任期、ちょっと後で教えてください、民生委員の方の。任期の要するに参議院みたいに半数を替えることによって半数はその直近、例えば６年間だったら３年間の分がよく分かっている人が五十何人のうちの半分残る、というところが担保できるというので、制度としてそのような形をやるお気持ち、考えはないのか。

それと不足解消の方法も、これ質問で聞いたような、聞いていなかったらごめんなさい、例えば、例えばですよ、また、例えばと言ったら委員長に怒られるかもしれませんが、広報みやしろに……

○委員長（九山妙子君）　そんなことは、佐藤委員、質問ちゃんとしていらっしゃるんだから余分な言葉は控えてください。

○委員（佐藤将行君）　例えばと言ったらと言われたじゃないですか、先週。

○委員長（九山妙子君）　そう言わなくてもいいです。

○委員（佐藤将行君）　言わなくてもいいって例えばなんですから、例えなんですからね。

方法として、じゃ聞き方を変えましょう。方法として民生委員が少ないという自覚はあるとは思

うんですが、私の知り合いでも亡くなったりとかして高齢化というのはあります。この民生委員の不足解消の方法として、例えば、ごめんなさい、すみませんでした。これまでは広報みやしろだけにやっていました、あとホームページだけにやっていました、それで去年もおととしも募集かけて応募してくる人がいませんでしたとなったら、やり方を変えたりとか、回数を変えたりとかいろんなアプローチ、例えば昔あった、ごめんなさい、また言っちゃった口癖ですね。広報みやしろのかわら版、チラシ１枚というかそれを入れて、要募集とか、あとほかのところにも呼びかけて審議会等でそれを配ったりとか、いろいろやり方はあると思うんですけれども、その辺の担当課としての不足解消に向けての工夫、方法というのをお尋ねしたいと思います。これまでやったのと来年度に向けて、決意表明でもいいですけれども。

116、117ページの福祉交流センター運営事業、これは令和３年から８年３月31日までというところで、きらりびとみやしろさんがやっていて主に人件費というふうな変動になっていますけれども、これ契約としては定額制ではなくて、人件費に応じてとか何らかの変動要因に応じて金額が連動、上下するということなのかとは思いますが、では来年度はこれは29万7,000円のアップという形になっておりますが、このアップというのは、例えば人件費が上がるとかいろいろありますけれども、残念なことに福祉交流センター運営事業って、指定管理料しか出ていないもんですから、ちょっと分からないところがあるので、お尋ねしたいと思います。

また、本年度の特徴のところを見ても、特徴ではあっても昨年度も同じようなのがあったりとかして、本年度特にこれを新しくやりますよとかというのがあるのであれば、その分が上がったりとかというふうな推測も成り立つのですが、それもないのでそこを細かくというか、きちんと丁寧にご説明願いたいと思います。

そのすぐ下、(7) ７目の宮代町生活サポート事業、こちらは59万8,000円のマイナスになっていて、根拠としては、減額原因は実績を勘案というふうにおっしゃっていましたが、令和６年からは88万9,000円マイナスというふうになっていて、具体的にこれも細かく生活サポート事業補助金というふうにしか出ていないので、また、本年度の特徴も、一時預かり、送迎、外出、これ今までもやっていたことだと思うのですが、これが減ってくるのか、また利用者がガクンと減るという想定をなされているのかというところがちょっと分かりません。ここのご説明もお願いいたします。

次に、118ページ、これは10目障害者地域生活支援事業というのがございます。

認定心理士さんのは巡回があって、11回とか会議代とかあって、これは非常によく分かりました。これ町内の方か近隣の方なんですかね、交通費が出ていないというところは、分かりませんけれども、ここは分かりました。

12節の委託料なんですけれども、これはさっき僕の聞き違いだったらごめんなさい。利用者がなかったというふうな話があったのですが、仮に利用者がなかった場合も、こういった契約はまず委託契約というのをなさるとは思うのですが、利用者なかった場合にもこのような180万2,400円とか、こんなものはあるとは思うんですけれども、ない場合でも一定額を払うとか契約の形態、その辺はどのようになっているのでしょうか。

次のページ、同じ障害者地域生活支援事業の紙おむつ代ですけれども、これ僕のさっき聞こえたのが、聞き違いなのかどうか分かりませんけれども、令和６年は決算ベースで131.2万円で今年180

万円なのに、減額というふうに、主査、主任がおっしゃったように僕は聞こえたんですけれども、ちょっとそこを確認させていただいて、令７に関しましては30人利用というのは、先ほどお話ありましたが、令６、令５どのような形になっているか。またこれ通常の人口と違って障がい者関係ですから人口が増えるから高齢者が増えるからこっちも増えるという相関関係があるとは思いませんが、ただ町として特に障がいの場合ですと、途中からの障がいも確かに事故とかありますけれども、精神障がいとか先天性の障がいというのは、来年になったら治っちゃいますというのはあまり考えられない、また紙おむつ支給、一旦紙おむつになった方がまた紙おむつ使わないで済むというのも、なかなか考えづらいところであります。

ここのところも細かいところで昨年比というのが出ていないので、なぜこのような、先ほどご説明があったのでは、令６からの決算ベースからは50万円アップにはなっている、減額とおっしゃっていましたけれども、そこの整合性、説明、また令７に限らず今後上昇傾向と町は見ているのか、要するに今後、令８、令９とこれが上がっていくという前提でいるのか、それとも横ばいと考えているのか、これについてお尋ねいたします。

(11)の更生支援かな、病院へ短期入所のところで、120ですか、ごめんなさい、ありがとうございます。

更生支援の住宅のところで、病院へ短期入所というお話がさっきあったと思うんですけれども、病院へ補助金をというふうに説明があったと思います。ごめんなさい、120ページの上のほうですね。私が見落としました。ごめんなさい。

レスパイトケアの関係だったと思いますけれども、ではここのところ117万3,000円というふうに減額になっていて、本年度の特徴としてレスパイトケア事業の実施というのもあったりとかするにもかかわらず、これだけの金額が削減されているというところは、一体どこをどのように削減したというふうな考えでいればよろしいのでしょうか。

次に、タクシーの事業の件ですけれども、これちょっと健康介護課との兼ね合いもあって難しいところは重々承知しておりますが、そこのところは横軸の課としてお互いに情報交換してやっていただきたいとは思いますが、先ほど分析を行っていないというふうなお話がありましたが、分析を行ってください。町の予算がかかっているものですから。それで、きちんと必要な人には、もうそれは弱者支援というか行政の仕事としてそれは堂々とやっていただければ結構だと思います。ただ重複したりとか、本来使える人が使えない、先ほども利用率とかいろいろお話がありましたが、あれ１人に対して同じ番号で通し番号でなっていますから、分析しようと思えばできるはずですよね。特に利用が少ない方に対しては、個別にお聞きすることとか、いろんなことが検証する。これも１年度ごとの事業のはずですから、１年度終わる前にちゃんと検証して、分析して、来年はそもそも必要なのか、必要だとしてこれは今後、制度としてどのようにやっていけばいいのかということを事業ごとにきちんと行うのがこれ当然の話なんですが、それがなされていないと思われるところが多々ありますので、そこをお願いいたします。

これで最後になるかな、災害のほうで。120、121ページの宮代町災害見舞金支給事業、これも10万円出ておりますが、先ほどお伺いしたのでは、令６、令５がなくて、条例に基づくというのはありまして、ちょっとごめんなさい、僕条例を見ていないし、資料集にもちょっと探してこんな条例は多分出ていないと思うんですが、条例は読んでいないんで的外れだったらすみません。

令６、令５がなくて、令４で半壊１件、全壊１件で計15万円、なかったりあったりするものですよね、これは。変な話ですけれども、例えば今の大船渡の火事でもそうですし、何かあったら一気に特に密集地辺りだと額がポンと上がる可能性もあるわけなんですよね。そうなってくると、災害見舞金として10万円やるのか、絵に描いた餅みたいで、急に1,000万円必要になるかもしれませんし、５万円で済むかもしれませんし、というところは、これ予算計上に値するのかどうかというところもあります。あったときに臨時会でも開いて昨年度の……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、意見になってしまっているのでお気をつけて発言ください。

○委員（佐藤将行君）　最後まで聞いてくださいって。

そのような形を取ることができるのを、あえて取らずにこのように計上しているということについての根拠、考え、方針、課としての。どういうところをやっているのか、近隣もそういうふうにやっているでもいいですけれども、そのようなところをきちんとと言っちゃ失礼ですけれども、素人なものですから分かりやすく、そこのところを説明していただきたいと思います。このような形でやっていると、一般会計の予算がどんどん膨れる方向ばかりになってしまいますので、そこのところを重々留意して計上していただきたいと思いますので、ご説明をお願いいたします。

以上でございます、再質問は。

○委員長（九山妙子君）　休憩に入ります。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　０時０１分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

引き続き、審議に入ります。

先ほど、佐藤委員から質問が出ました地域交流センター運営事業に関しましては、人件費ということで、そして埼玉県最低賃金でやっていると答弁が出ていますので、そこの答弁はもういただいております。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　では、答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課主査の平向です。

予算書114ページ、115ページ、社会福祉事業の関係で民生委員の関係の再質問に対する答弁でございます。

まず、一斉改選につきましてですが、任期のほうは令和４年12月１日から令和７年11月30日という任期で現在行っております。

こちらは一斉改選につきましては、民生委員法の10条に定められているものになりますので、これを半期でという話も、引継ぎというような状況ではいい話かなとも思うんですが、基本的にはこの民生委員法に基づいて進めている事業でございますので、ご理解いただければと思います。

また、不足に対してどのような工夫が図られるかというところでございますが、今まで民生委員さんが新しく任期が変わったときに民生委員さんのリストというものをお配りしていたんですが、それ以外にも昨年度の取組といたしましては、広報紙の中に、間に１ページ、民生委員、民児協だよりを入れてみたりだとか、はたまた年に２回という形でもう１回民児協だよりを、今度は世帯配布という形で入れさせていただいて、民生委員のことをより身近に知っていただくというような形で入れさせていただいているような工夫はしてお

ります。

また、民生委員さんというこちらの状況としましては、例えば公募で私やりたいんです、じゃお願いします、というようなものでもないというところもございます。

地域の実情をしっかり把握してくださる方ということもございますので、ただ一度、公募で来ていただいた方が皆さんがなるということではなく、区長さんだとかその地区の方だとか皆さんとお話をさせていただいて推薦をしていただくような流れになっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

予算書の116ページ、117ページ、生活サポート事業でございます。こちら利用者の状況等でございますけれども、利用者、ここ直近では令和５年度から令和３年度、直近３か年の利用者の関係でございますが、利用者は令和５年度は14名、令和４年度は10名、令和３年度は10名という形で推移がございました。

支給総額につきましては、先ほど１問目で答弁したとおりでございまして、令和５年度が約889,000円の支出があったところでございます。そういったところを踏まえまして、今回は生活サポート事業補助金を902,000円とさせていただいたものでございます。

続きまして、予算書118ページ、119ページの障害者地域生活支援事業、この委託料というところでございますが、委託料、どういった委託の形態でやっていますかという質問だったかと思います。

これ個々にいろんなこちらに説明の中に各委託の分がございますが、個々に異なっている部分がございます。

基本的にはサービスを提供するものにつきましては、単価契約の形を取らせてもらって、１回幾らという契約をさせていただいていますので、利用者が少なくて無駄にお金を払う、そういった契約の仕方はしていないところでございます。

続きまして、予算書120ページ、121ページ、障害者更生援護事業でございます。

こちらはどこを削減したかというところの内容でございますけれども、まず、こちら載せている事業につきましては、今回実施する事業につきましては、在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業の補助金ということでございまして、短期入所等を受け入れた事業者に関する補助金でございます。こちらにつきましても、具体的には昨年度実績ベースで積算をしております。昨年度補助額でございますけれども、昨年度補助額が28万円でございました。令和４年度は27万円、令和３年度は30万円という形で、約20万円台後半で推移をしているところでございましたので、そこを勘案して今年度若干26万6,000円という形で計上させてもらいました。

逆に、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費のほうは、昨年度の実績でいいますと補助額が10万4,800円と少なかったのですが、昨年度来継続的にご利用する利用者さんが生じているものですから、そちらにつきましては実績ベースでなくて利用者ベースで考えさせてもらって増額とさせていただいたところでございます。

続きまして、同じく120ページ、121ページ福祉タクシー等利用料金助成事業でございます。先ほど来、前段の委員さんからもご指摘いただいているとおりでございまして、分析というところがなかなか進んでいない、といいますのも確かに渡している方には同じ番号でどの方がどの番号で使っ

ていらっしゃる、そういったところは把握はして渡しているところでございます。ただ、これが対象者、交付人数、千人からの人を手集計でなかなか分類ができていないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉課主査の平向でございます。

予算書120ページ、121ページ、宮代町災害見舞金等支給事業に関する再質問に対してお答えさせていただきます。

確かに委員がおっしゃるとおり、あったりなかったりするような性質のあるこちらのほうが見舞金のほうになるんですけれども、こちらも一応１件という前提で10万円という形で予算を取ってありますけれども、こちらに関しましては、実際に見舞金の支給ということもございますので、なるべく早く被害に遭われた方にお届けするという意味を込めまして、すぐに支給ができるように予算を取っているというところもあります。

同じく、この後、124ページ、125ページの行旅病人とあと墓地、埋葬等取扱に関しても、こちらも同じような予算の意図というのがありまして、本来はないにこしたことはないというか、あってはならぬというところもあるんですけれども、こちらに関しても、相手の葬儀屋さんにすぐに支払いをできるように、ひとまず１件分というような形で予算のほうを押えているような状況でございます。

併せて、墓地、埋葬法のほうの金額、予算のほうにつきましてですが、一応こちらの根拠といたしましては、火葬料だったり、葬祭料、あと多いのが警察のほうでお預かりをしていてというような形があって、警察署からいわゆる葬儀場所のほうに運搬をする費用だったりだとか、あと、はたまた身寄りを探す間にドライアイスを使って長時間置いておくということもあります。

そのため、一応埼玉県さんのほうの基準で出されている数字に近いところで予算のほうを計上しているような形でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、再々質問させていただきます。

まず、114、115ページのところになるのかな、民生委員のところだとは思いますが、そうですね。民生委員の法律の根拠に基づいてということは、そこは後でちょっと見てみます、個人的に。

ただ、工夫として広報紙に載せています、年齢、世帯配布、これ昨年急にメニューを増やしたのかどうか、一昨年も同じようにやっていて結果が変わらなかったのかどうかで、全然言っていることの重みが違ってきます。

一昨年はこの２つ、ほかの広報紙だけしかやっていなかった、でもそれでいろんな反応がないから今年度は年２回、世帯配布にしたというんであればまた分かりますが、そこの説明と、あと世帯配布というところが気になるんですけれども、宮代町１万5,000ちょっとの世帯数がありますが、これ全世帯に対して行っているのか、それとも広報みやしろとか議会だよりと同じように自治会経由で行っているとなると、広報みやしろなんていうのは１万2,500よりももっと少なくなりますが、全てに行かないというのがありますが、そこのところはどうなんでしょうか。

また、公募が民生委員という性質上、公募というところが必ずしも向かないとまではいいませんが、確かに誰でもいいというふうなわけでないのは重々承知しておりますが、ただ一方、私やりた

いというふうな人も実際問題いらっしゃると思いますので、そこで審査するなり検討するなりということはできると思いますが、その辺についてはいかがなものかなというふうに思っておりますが、ご説明をお願いいたします。

次、116、117ページの宮代町生活サポート事業の59.8万円の減額のところが中心となりますが、大体10名から14名というふうなのは分かりましたが、実績ベースで直近３年間とか実績を勘案してというふうな形になっていますが、令和４年から５年って増えているんですよね。にもかかわらず減額というのは、ちょっと話の整合性が取れないので、ここの根拠のほうのご説明をお願いいたします。

その次のページになるのかな、118、119ページの障害者地域生活支援事業、認定心理士謝礼とか委託料のところはご答弁はございました。特に委託料、利用はなかったが実績ベースのことで契約がなされているとはいいながら、これゼロではないと、利用者がなかったというのは、例えば入浴サービスとか意思疎通支援事業委託料、この辺100万以上取っているわけで、入浴サービスは200万近く取っているわけですから、全くなくてこの金額が出るというのは分からないので、利用がなかったのであればこの積算根拠のほうをお示しください。手話奉仕員の養成講座があるというのはこれは分かりました。

次、120、121ページ、同じ障害者地域生活支援事業の一番最後の紙おむつ支給費、これですが、来年度30人利用となっておりますが、では、直近３年間はどれぐらいの利用があったのかというところをお願いいたします。

見舞金、先ほどそちらのほうでも一括でおっしゃっていましたから、こちらも一括で申し上げますと、行旅病人あと墓地埋葬等取扱い事業、これだけで結構な、この３つだけで61万8,000円にもなるんですよね。

昨年雷が落ちて電気施設が壊れて、それ、臨時会開いてやるべきだと、私とかほかの議員も言うべきだったんですけれども、かなりの時間たって、専決処分として出してきたんですけれども、こういうことも専決でできるレベルじゃないですか、お見舞いというのは、発生したときに、一般会計に入れずにというところ。僕、ちょっと細かくは分からないので、そこを教えてください。

あとは、住宅重度の病院への補助というところがいまいちちょっと納得できないところがあるんですが、ここのところは後で、細かいことになってしまうと思いますので、別件でお聞きしたいと思います。

また、タクシーのほう、さっき小林さんが利用者のほうのナンバーがというのは、確かに言っているとおりとおっしゃいましたが、それと同時にですけれども、番号が振ってあって、町民に行っているんですけれども、手作業で分析しているというご苦労なことおっしゃっていましたけれども、全然使っていない人というのも、それは把握できると思うんですよね、配ってはいるけれども。

そうすると、そういう人に対しての喚起というのが、こういうの使えるんですよと、使い方が分からなかったら、お伝えしますよというのでもいいですが、そのようなことは行っているのでしょうか。もらったはいいけれども、場合によっては、こういうの教えて、そういうのがあるんだと来ているはずなのに、いた方もいるというのはちょっと人を介してですけれども聞きましたので、要はそこのところの周知というのがなされていないというのが大きな問題だと思いますので、そこの周知に関しましては、ぜひ本当に困って使いたい人が知らないで使えないんじゃなくて、使えるんで

あれば使いたいというふうになるようにしていただきたいんですが、町のほうの見解というか、今後、これまではこうやっていた、分析では行っていないというのは分かりました、先ほどはっきりおっしゃっていたんで。今後はこういった分析を行って、もっとこれを活用できるようにというふうにやっていくのが、本来でないかと私のほうは思います。

人数が増えている、そんなガクンと減っているとは思わないのか、159万も下がっているというのが、ちょっと実績ベースとかというのではなくて、令和５年度ベースで企画財政から下げろと言ったのに合わせてやったんだというふうにも見えなくはないものですから、お願いします。

あと、タクシー券とガソリン券の割合というのがここには出ていないんです。そこも併せてお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　先ほどの紙おむつの支給状況は、９ページの資料、一番上、４年、５年、６年出ております。

では、それ以外で答弁をお願いします。

答弁求めましたので、答弁お願いします。

議事進行でお願いします。

答弁求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

まず１点目、予算書114ページにございます社会福祉事業の中での民生委員の関係ですけれども、こちらは、広報での周知とかは例年やってはいるんですけれども、内容は非常に充実させております。ページ数も多く取りましてやっておりますし、過去のこの改選時期に向けてという取組よりは充実させてやってきていると認識しております。

残念ながら、広報配布のほうと一緒にやっておりますので、全世帯への配布というのはなっていないんですけれども、関係の機関には、広報と一緒になっておりますので、公共施設等にも置かせていただいているところではあります。

あとは、選択として公募というのもあるのではないかというところでご意見をいただきましたけれども、確かに選択肢の一つとしてはあるとは認識しております。ただやはりなかなか馴染みにくいのかなという部分と、あとは各地区、自治会から積極的に民生委員を選出したいということで、独自の取組をされて、選出いただいている地区もあります。そういったところも考えますと、なかなか欠員が生じているところだけ公募とかそういうのもいかないのかなというのも考えておりまして、担当としても欠員の補充については苦慮しているところではあるんですけれども、地道な取組というのが必要だなというところで周知も含めてやってきているところです。

この件については、以上です。

続きまして、質問の生活サポートの関係は、こちら利用は増えているのに、予算が減となっているという現象はございますけれども、予算を全体的な枠組みの中で組んでいく上でやはり増やすところは増やす、減らすところは減らさなくちゃいけないという考えを基に全体の調整を図っている中の１つという部分もございますので、その点はご理解いただきたいと思います。

続きまして、紙おむつの関係ですけれども、過去の利用実績につきましては、紙おむつの支給事業は予算書でいうと121ページ、資料でいいますと９ページの一番上のところに過去の利用の件数ということで、金額と延べ利用者数、それ以外の数字はちょっと今手元に把握しておりませんので、お答えできませんので、ご理解ください。

あとは、見舞い金等の予算に計上すべきものなのかどうか、こちらにつきましては、福祉課としては予算に計上するものということで考えておりまして、予算計上しているところです。

当然何か生じたときに、これは町がやらなくちゃいけないとなっているもので、早急に対応する必要のあるものという部分と、あとは実績勘案という両方から捉えて、必要最小限の経費を計上させていただいておりますので、その旨ご理解ください。

最後に、福祉タクシーの関係ですけれども、こちら、前段の委員さんの中からもご質問いただいて、分析の点では至らないところはあるというのは認識しております。分析というのをどこまでというのはありますけれども、実際の利用の実績からすると、町内にタクシー業者はないというのが現状ございまして、一番利用が多いのは、やっぱり隣町にあるタクシー会社が多くて、それに続いて近隣の白岡ですとか、春日部にあるタクシー業者を利用している方が多い。中には、宮代町からは電車で行って、遠方のところで降りて、タクシーを使って病院に行かれている方、そういう方もいらっしゃるというのは把握しております。

基本的には、タクシー事業者は県のほうで協定のほうを結んでいただいておりまして、ほぼ県内の全てのタクシーが使える。プラス宮代町内であれば、福祉有償運送も使える、そういった仕組みになっておりまして、そういった分析と言えるかどうか分からないんですけれども、そういう傾向は把握しております。

あとは、利用実績として、年度の初めの利用が多くて、月がたつとちょっと利用が落ちて、年度末に近くなってくるとまた利用が上ると、そういう利用の傾向もあったりするというのも一応把握はしております。

前段答弁させていただきましたけれども、令和５年度には２枚使えるようにということで改正を図っておりまして、これは何が背景にあるかと申しますと、県のほうで協定を結んでいるというのもありまして、県のほうでもこの利用の状況というのが低い、全県的に利用状況が低いという認識を持っております。

その関係もありまして、今回様式を改正しましょうということで答弁させていただきましたけれども、２枚まで使えるよというのをもうちょっと強調して分かるように、そういう様式を変えましょうということで、これは県内全域の取組ということで進めておりまして、令和５年度中が２枚使える、プラスガソリン券については枚数制限なし、１回で全部使える、そういう見直しをして、令和６年度、今年度見直しして、令和７年度の利用になりますけれども、もう一度２枚使えるよというのをアピールをしてということで、少しずつですけれども、ステップを踏んでいる状況にあります。

これは、なかなか宮代町単独で中身の見直しというのはできない状況になりますので、ただ、利用を増やしていく何か周知・啓発というのは、各自治体の取組ということで、取り組んでいけるということで、そこら辺は認識しておりますので、もうまもなく来年度のタクシー券、ガソリン券の交付ということでやっていきますので、必要な周知というのは、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、福祉課の質疑を終了いたします。

ここで休憩といたします。

休憩　午後　０時２８分

再開　午後　１時３１分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

これより産業観光課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○産業観光課長（小川英一郎君）　皆さん、こんにちは。産業観光課長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

出席者につきましては、自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　こんにちは。産業観光課主幹の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○産業観光課主幹（高澤　学君）　こんにちは。産業観光課主幹の髙澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○農地調整担当専門員（成田雅彦君）　農地調整担当専門員の成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○農業振興担当主査（小島春樹君）　農業振興担当主査の小島と申します。よろしくお願いいたします。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当主査、中村と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。

５点質問させていただきます。

まず、Ｐの164、5ページです。(4)の新しい村管理事業の、まず委託料の3,400、300云々というこの内訳を詳しく教えてください。

２点目が同じページの、これも新しい村なんですけれども、魅力アッププランの概略設計に基づく既存施設の改修ということがあるんですけれども、これは具体的にどのようなものかご教授をお願いします。

そして、３点目、これは166、167ページです。(5)の明日の農業担い手支援事業なんですけれども、ホームページの作成委託料２万2,000円というのは、これはどこに頼んでいるものなのかという点と、４点目が同じくスマート農業備品の購入費、この備品は何かというところを教えてください。ドローンだったような気もするんですけれども。

最後、５点目、170と171ページ、商工業振興事業の桜市実行委員会負担金50万というところで、今度の桜市に関してはちょうちんがなくなって、ライトアップもなしということで、この間、商工会の理事会の中で聞いたんですけれども、これ、来年度の予算なんですが50万ということで、来年はその辺の措置はどのように考えているのかお伺いをいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

予算書164、165ページ、新しい村管理運営事業のまず委託料の内訳についてでございます。

新しい村指定管理料で令和７年度におきまして

は、3,435万4,000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、集荷宅配事業150万円、園内管理・農体験事業2,424万5,454円、施設修繕400万円、一般管理費148万5,455円で、消費税312万3,091円、合わせまして3,435万4,000円となっております。

続きまして、魅力アッププランに基づきます施設の改修でございます。

こちら、新しい村にございます育苗施設の隣にあります機械庫、農業用機械の格納庫でございます。こちらにつきましては、平成14年度、2002年度の建設以来、塗装等のメンテナンスを実施しておりませんでしたので、木造外壁の乖離が進みまして、木の下の防水シートも剥がれておるような状態でございまして、鉄骨に影響が出ておりますので、そちらのほうの外壁の改修工事を予定させていただいております。

続いて、予算書166ページ、167ページ、明日の農業担い手支援事業の委託料、ホームページの作成委託料でございます。

こちらは、町のホームページに掲載しております地産地消の認定店を紹介しているホームページの作成の委託料でございます。こちらにつきましては、アンカルクのほうに委託してございます。

続きまして、スマート農業に係る備品の購入でございます。

こちらは、スマート農業による農業経営の省力化と農作物の高品質生産を実現するため、農業用ドローンを購入するためのものでございます。水稲を加害する斑点米カメムシ等に対する効果的な防除事業への取組を支援するために購入させていただくものでございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤でございます。

５点目の質問です。

予算書170、171ページ、商工業振興事業、18節の負担金、補助及び交付金にございますように、桜市につきましては、令和７年度につきましても、令和６年度同額の50万円で計上させていただいております。

桜市につきましては、町のほうも事前の打合せ等に出席のほうはさせていただいておりますので、繰越金が少なくなっているという現状につきましてはお聞きしております。

そのような中で、今年度につきましては、先ほど委員おっしゃるように、ちょうちん及びライトアップのほうはしないというような形で開催のほうはさせていただくということで、来年度につきましても今年度同様、ちょうちんのほうは設置しないような方向で例年どおり開催するというふうにしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　再質問させていただきます。

まず、１点目は、委託料の中で修繕費が400万というお話だったんですけれども、この400万の修繕はどこになるのかということをお願いいたします。

それと、もう１点は、今の桜市のことなんですけれども、ちょうちんとライトアップがなくて桜市、本当に盛り上がるのかなというのがあるんですけれども、例えばタイミング合わなくて咲かなかったら、本当に何やっているのという感じになっちゃうし、あれあっての祭りのような気がするんですけれども、それでもなしでもやるということを決めたんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

予算書164ページ、165ページの指定管理料の関係でございますが、施設の修繕400万の、具体的にどこに使うのかというご質問でございますが、こちらの400万円につきましては、新しい村の施設の中で比較的軽微な修繕に要するものということで、指定管理者であります新しい村のほうで修繕を行うものでございます。

例えば新しい村、森の市場「結」のデッキの床とか、あと、それ以外にも樹木で例えば台風や雪などによって倒木のおそれのあるような箇所の剪定でありますとか、そういったものに要した経費でございまして、大規模は修繕に関しましては、町の新しい村管理運営事業のほうの町の執行のほうでやることとなりますが、指定管理者のほうで実施することとなる修繕ということで400万円を計上させていただいております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課の髙澤です。

桜市のライトアップ、ちょうちんにつきましては、予算の中でどこを削るかという中で、例えばガードマンですとか、そういったものは減らせないんだろということで、物理的に減らしても大丈夫だというところがちょうちんであったというところです。

おっしゃるようにちょうちんがないと、もし桜が咲かなかった場合に、桜もない、ちょうちんもないというところは確かに委員のおっしゃるとおりだと思います。代わりというわけではないんですが、のぼり旗等を当日立てさせていただきます。催物も百間中学校の吹奏楽部ですとか、あと太鼓、琴なども例年どおりやらせていただいてお祭りのほうは盛り上げていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　最後なんですけれども、桜市については、ここを削るというよりほかのところで削るようなところいっぱいあるように見えるんで、ぜひその辺考えてやっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

今年度、令和６年度につきましては、もう今月開催するということで、ライトアップ、ちょうちんのほうはどうしても今からでは間に合わないというところでご理解はいただきたいと思います。

来年度につきましては、今からちょうちんは出さないよという回答をすることも私としてはやっぱり心苦しいところもございますし、できれば、ちょうちん、ライトアップはしたいというのもございますので、今後商工会と協議しながら、その辺は進めてさせていただければと思いますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

質疑は６点させていただきます。

まず、１問目、予算書の162ページ、163ページ、私たちの予算書は84ページで、福祉産業委員会資料では、１ページでございます。

こちらの水田農業構造改革対策事業の中の、予算書ページは、165にまたがっちゃうんですけれ

ども、祝い米購入費なんですけれども、こちらの対策事業のほうの予算が77万1,000円、例年より増加しておりまして、こちらの資料のほうにも、皆さんご存じのようにお米がすごく上っていることが分かると思うんですけれども、この増加したところは、お米のほうが高くなっているかということなのかということをお聞きします。

２点目、予算書170、171ページの商工業振興事業の、こちらが18節の負担金、補助及び交付金のところの商工業新興事業補助金の1,100万円、こちらがどういったものか。

その下にいきまして、店舗・住宅リフォーム事業補助金と、またその下にいきまして、空き家店舗活用事業補助金、こちらのほうが、これも福祉産業の資料のほうの３ページから６ページまであるんですけれども、こちらが限度額など教えていただきたいのと、こちらの空き家店舗事業の利用が令和３年からなくて、コロナもあったと思うのですが、こちらのほうをちょっと様子をお聞きしたいです。

次、４点目ですが、こちらが予算書が172ページ、173ページの消費者対策事業のところなんですが、私たちの予算書では87ページで、こちらが悪質商法や契約トラブルなどのことで、これも予算が減っているのですが、今までの購入とか、そういうことで詐欺に遭ったりすることのほかに、今、闇バイトが横行していまして、こちら結構若者かなと思いきや割と高齢者の方もだまされてしまうようなので、そのような対策をしているのか、教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

予算書162ページから164ページ、私たちの予算書84ページ、予算委員会資料１ページの新生児誕生お祝い米に関してのご質問でございます。

こちらにつきましては、お米の購入に関しましては、町が新しい村の森の市場「結」の米を購入するという形を取らせていただいております。令和の米騒動という中ではございますが、令和５年産までは１袋５キロ精米入りでございますが、2,376円ほどかかっておりました。６年産から、これまでなかなか米価に関しましてはほかの品目、あるいは物価等が上昇する中では、米価はほとんど据え置いたままという状態でなっておりましたが、こちらの贈呈米につきましてもその辺を加味しまして、単価１キロ当たり660円掛ける20キロで、予算上は新生児180人を想定させていただきまして、それに対しまして消費税を掛け合わせたもので256万7,000円を計上させていただいております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

２点目の予算書170、171ページ、商工振興事業の委託料補助金1,100万円についてです。

こちらにつきましては、毎年商工会のほうに補助金として1,100万円をお渡ししているものでございまして、今回につきましても1,100万円、町から商工会への補助金でございます。

続きまして、３点目の予算書の170、171ページの商工業振興事業、こちらの負担金補助金、こちらのまず店舗補助金、店舗につきましては、限度額のほうは20万円になっております。経営改善事業ですとか、事業承継促進事業ですとか、様々なメニューがあるんですが、補助率２分の１の限度額が20万円となっております。

続きまして、空き店舗活用事業でございます。こちらのほうは、限度額が50万円、補助率２分の１となっております。産業委員会提出資料のほうで、６ページ、令和３年度から利用状況がないということなんですが、確かにこちら、あまり今まで利用の少ない補助金でございます。過去にこちらの補助金の内容としましては、空き店舗ということで、一定の東武動物公園の駅の周辺の路線に面したところが対象になっておったんですが、今年度、この３月に余りにも利用が少ないということで、町内の俗に言う市街化区域に範囲を広げさせていただきまして、東武動物公園周辺のみならず、例えば和戸駅周辺ですとか、姫宮駅周辺、市街化区域になりますので、宮代台なども入ってくるんですが、そういったところを対象とさせていただくような形と考えております。

続きまして、予算書172、173ページの消費者対策です。こちらは、予算が減額になっているのが、今年度、令和６年度につきましては、県費補助ということで補助金のほうを頂きまして、若者向けの消費対策講座ということで、吉本興業の芸人をお呼びして開催しております。

こちら、若者向けということで、こういう形を取らせていただきましたが、来年に関しましては、今一番消費者の関係でご相談が多いのが50代から70代、80代と比較的高齢が多いところがございますので、今後は、来年度につきましては、そういう方々を対象に、例えば地域サロンを巡って、そういう方々に地域に入っていって、講座のほう開催したいと考えておりますので、今回吉本興業の費用が減になったということでの減でございます。

闇バイトにつきましては、今本当にここ一、二年で闇バイトがすごくメディアでも取り上げられているところでございますが、まだ闇バイトに特化したものというのは、ちょっとやっていないのが現状です。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　では、再質問させていただきます。

お米のほうは、やはりお米の高騰ということで上っているということで、了解いたしました。

予算書の170、171ページの商工業振興事業補助金が、商工会のほうにというお話でしたが、実は、私、昨日、「宮代の日」で東武動物公園に行ってきたのですが、あそこに商工業振興事業と書いてあったような気がしたんですが、違いましたですか。そちらは予算違いますか。何かあそこに書いてあったような気がしたので、その金額かなと思って聞いたんですけれども、違うなら大丈夫です。

あと、その闇バイトなんですけれども、高齢者がちょっと働きたいと思って、スマホをいじっているときに、結構そういう情報が流れてきて、そこに、もうすごく簡単な仕事で２万円ぐらいもらえますということで、そのときの登録、自分の住所とか名前、電話番号はもちろん入れてしまうんですけれども、それ以外に連絡が取れることということで、結構ご家族とか全部入れてしまって、ご本人はそんなことすっかり忘れていて、後でご家族のほうに連絡が行って分かったとか、そういうことが結構あるらしくて、そのあたりもう少し力を入れていってほしいと思うのですが、来年度はいかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

先ほどの、高齢者の方が、例えばスマホとかで出てきたものに入力していってしまうという相談は結構最近ございます。それが直接闇バイトかど

うかというのはあるんですが、先ほど申し上げましたように、闇バイト等につきましては、闇バイトと言われると若者を対象としたものが最近すごく多くて、先ほど委員がおっしゃられた家族の番号とか入れちゃうようなことも含めて、どういうものが今多いのかというのを今後ちょっと洗い出しながら、来年度の事業につなげていければと考えておりますので、また、そういう研修会ですとか、そういうのもこちらが開催したりすることもございますので、そういうものが議題に上れるような内容もちょっと考えていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

それでは、４点質問させていただきます。

まず、１点目なんですが、前段委員も質問がありました予算書170、171ページで、⑴商工業振興事業の18節、先ほど桜市のほうがありましたけれども、同じ商工会事業の中で、みやしろ産業祭がありまして、こちらのほうも長年同じ金額できていまして、繰越金がもう底をついて、令和７年度どうしようかということで、話が来ていると思うんですけれども、去年の９月ぐらいだったと思うんですけれども、桜市と産業祭を一緒にしてとかという話で何とかどちらかの事業でも継承していきたいなという話とかも出たと思うんですけれども、その後商工会と、こういう事業をどうやっていこうか、どうやって盛り上げていこうかというふうに話をしたのか、今後していく議論があるのか。先ほど何か桜市のほうでライトアップだけをやめるという話を聞いているぐらいで終わるんじゃなく、どうやって続けていこうかという話をしているのかをお聞きします。

２点目なんですけれども、その下にあります店舗・住宅リフォーム事業補助金ですが、令和６年度は300万で、令和７年度に330万と僅かに増額しています。これは商工会事業の中の事業なんですけれども、今では町民生活向上に役立っている事業だと思うので、もっと予算を上げるような検討とか必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

同じページの⑶宮代ブランド創造事業の中で、令和６年度に７節報奨金18万円がありましたが、令和７年度にはないのですが、メイドインみやしろの認定はどうなるんでしょうか、伺います。

また、この事業概要の中に東武動物公園西口周辺にぎわいづくりイベント等の実施とありますが、実際にはどのようなことをするのか、予算はまたどうなるのか。それと、わくわくロードと一緒になって行うこともあるのか、以上を含めてお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

いただきましたご質問にお答えいたします。

予算書170、171ページの商工業振興事業の18節負担金、補助及び交付金の中のみやしろ産業祭負担金60万円ということで、こちらも例年どおり60万円で上げさせていただいております。

委員がおっしゃるように、昨年９月ぐらいに産業祭の関係で関係者、商工会の役員の方をはじめお集まりいただいて、皆さんでお話いたしました。その中でいろいろ様々なお話が出てきて、先ほど申し上げたように、繰越金が底をついてきているという現状のほうもお聞きした次第でございます。そういった中で、桜市と一緒にしてやろうかという話も出たのも事実でございます。

その中の話の中で、先ほども申し上げましたと

おり、桜市につきましては、照明、ライトアップ等をなくして、できるところは削ってやっていこうということで決まったわけなんですが、その後、商工会のほうとは特段詳しい、来年以降はどうしていこうという話はまだ詰まってはいないんですが、今後、また年度が明けて、産業祭、10月にまたありますので、その辺は早い段階でどうしていこうかというところも、金額も含めて検討のほうはしていきたいと思っております。

続きまして、同じ商工業振興事業の店舗・住宅リフォーム事業補助金につきましては、店舗・住宅リフォーム事業補助金につきましては、ご承知のとおりとても重要な補助金ということで、需要もあるということです。

今年度につきましては、ひとまず１割増しということなんですけれども、330万円で若干上げさせていただきました。また、制度の見直しのほうを予定しておりまして、現状では、住宅の限度額が10万円、店舗の限度額が20万円というところでございますが、これを店舗の限度額を10万円に統一させていただきまして、より多くの皆様にご利用いただけるように考えております。

続きまして、予算書170、171ページの宮代ブランド創造事業ということで、昨年は報償費があったということなんですが、報償費につきましては、毎年メイドインみやしろのアドバイザー賞ということで、メイドインみやしろのさらにお勧め品を数点決定するためのアドバイザー賞でございますが、それはちょっと今回は見ていないんですが、メイドインみやしろにつきましては例年どおり上げさせていただきまして、予算書170、171ページにございますブランド創造事業の委託料の中で、メイドインみやしろカタログデータ作成ということで、これは例年どおりメイドインみやしろのほうは認定させていただきまして、やらせていただきたいと考えております。

続きまして、予算書170、171ページの宮代ブランド事業の事業概要欄、東武動物公園西口の周辺にぎわいづくりイベントということで、これは委員おっしゃるように、まちづくり建設課のほうで実施しておりますわくわくロード事業との連携を想定したものでございます。

予算につきましては、私たちの予算書の86ページにございます。

この中の下から２つ目の四角なんですが、観光イベントの実施ということで、東武動物公園駅西口から新しい村までの交流人口の増加や町の観光ＰＲなどを目的として、マルシェなどのイベント実施に係る経費ということで50万円程度見込んでございます。

詳細につきましては、今後まちづくり建設課と調整していくものでございますが、今年度につきましては、まーぶるマルシェということで無印良品等、進修館にて２回マルシェを開催してございますが、来年度はわくわくロード事業と連携してということですので、これらをさらにブラッシュアップさせた形で、またメイドインみやしろの皆さんなんかもまだ出店されていない方も多く出店していただくような形で、例えば東武動物公園のイルミネーションの開催に合わせたマーケット、これ例えばなんですが、こういうものを企画していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

１点質問させていただきます。

予算書の164ページ、165ページ、私たちの予算書のほうは84ページです。

⑵農業経営基盤強化対策事業の18節負担金、補助及び交付金の水稲カメムシ防除対策事業補助金270万円についてお伺いいたします。

こちら、令和６年度に斑点米マイカメムシの被害が大きかったことから、ドローンを使って農薬の散布をすると思うんですけれども、こちらの散布時期やどなたが散布するのか、また散布する範囲、あと散布方法、散布についてのそのあたりのことをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

予算書164ページ、165ページ、私たちの予算書84ページ、農業経営基盤対策事業の水稲カメムシ防除対策事業補助金でございます。270万円ほど計上させていただいております。

こちらのドローン防除事業につきましては、ドローンを使った防除、それから農家さんが直接自分で田んぼの中に入って、手まきで農薬を散布する、そういった事業についても対象としております。

令和６年度実施された町内でのカメムシ防除に係る防除事業につきましては、ＪＡ南彩が実施主体となって、町内の農家から委託を受けて実施したものでございます。

実績といたしましては、町内の農家さん60件のほうから、合わせまして約90ヘクタールほどの水田でドローンを使って薬剤を散布したという形で実施しております。

防除の実施の時期なんですが、基本的には稲の生育状況によるもので、多少品種によって時期がずれたり、あるいは田植をやった時期で多少前後はするんですが、おおむね早いところですと、７月の中旬頃から遅くとも８月の上旬頃までに実施するということとなっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　今年度もう既にドローンを使って散布されているということでいいのかということと、もう一つ、農薬のほうは、どのような種類の農薬なのかということ、それからもう一つ、生産者の方が希望された方に対して補助というか、散布するようになると思うんですけれども……

〔発言する人あり〕

○委員（福澤和美君）　そうですね、すみません、それは大丈夫です。そちらよろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

ドローンによる空中散布でございますが、今年度、令和７年産の米作りにおきましてのドローンによる防除事業に対しましても、もう早い段階からＪＡ南彩のほうで町内の米作り農家さんのほうにＰＲのほうがされておりまして、ドローンによる空中散布の場合、やはり一度に大きなまとまった面積でやったほうが効率的であるということも、あと効果も高まるということで、個人で申し込むケースもあれば、何軒かの農家さんが連名で申し込むというケースがあります。

実際に令和６年産でも、とある地区では、農業委員さんの方が地域の農家の方の取りまとめを行って、これは宮東・中島地区でございますが、こちらでは一度に26ヘクタールほどの水田で一気にドローンによる防除をやったということでございます。

なお、この防除事業に関しましては、やはりできるだけ農薬を使わないで米作りをしたいという

農家さんもたくさんいらっしゃいます。ただ、やはりこの地球温暖化によって、今までは考えられなかった害虫が今ではもう当たり前になりつつあるということで、そういったことで農協を中心に生産者のほうに周知をしておりまして、県のほうでもイネカメムシに関する情報についても、情報発信をしておりまして、この時期にやらないと、例えば自分のところだけの田んぼをやらなかった場合は、周りが空中散布をやれば、そこにたかっていたカメムシが自分のところに集まってたかってしまうという、そういった可能性もありますので、できるだけ広い面積でやっていただくように周知をしているということでございます。

あと、使われている農薬でございますが、こちらはカメムシ類に効果のある農薬がきちんと登録されているものでございまして、代表的なものですと、ＪＡ南彩で取り扱っている農薬の薬剤の名前ではありますが、キラップという粒剤、あるいはキラップフロアブルという液剤でありまして、これを希釈して、何倍にも薄めて、それをドローンに搭載して、散布するというものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

予算書の170、171ページ、(2)のまちなか起業創業支援事業についてお伺いします。私たちの予算書の20ページにございます。

まず、この起業創業事業の実施ということで、月３万円ビジネスとか、シニアの創業セミナーなどをやられていたと思うんですが、これが継続ということなのかなと思うんですが、その詳しいご説明と金額を教えてください。その下のこの起業創業支援事業の実施に関する補助金なんですけれども、こちらのご説明もお願いします。その下の事業者の話を聞く会の開催というのも想定される内容を教えてください。

次に、２点目が予算書170、171ページ、(3)宮代ブランド創造事業についてです。

こちらの委託料なんですが、メイドインみやしろカタログデータ作成委託料についてお伺いします。今年度もこれがありまして、それで、来年度はどのようなことを想定をされているのかというのをまずお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

まず、まちなか起業総合支援事業につきまして、起業創業支援補助金でございますが、こちらに関しましては、創業支援事業委託料につきましては、こちら例年どおりでございます。月３万円ビジネスの講座委託料ということで、208万6,000円、こちらは、杉戸町と毎年半々で104万3,000円ずつ杉戸町のほうと、今年は12名、３ビズのほうの講座のほうを受けていただいております。

次に、創業支援事業ということで、創業塾、今年は大人の創業塾ということで、こちらのほうをやっておりまして、こちらが60万円、こちらは商工会のほうに委託のほうをしている事業でございます。同じく商工会のほうに委託している事業としましては、シニア起業講座ということで、65万円ということになっております。

続きましてブランドの委託料のカタログ作成ということで、カタログの作成につきましては、例年広報の４月号で、特別付録ということでカタログのほう載せさせていただいておりまして、こちらも例年どおり４月号にまたカタログのほうは載

せさせていただく予定でございます。

以上でございます。

あと、すみません、申し訳ないです。

事業者の話を聞く会ということで、まず外交官の國府田マリ子さんのほうに昨年は百間中学校、今年度は前原中学校という順番で特別授業みたいな形でお越しいただいていますので、取りあえず、ひとまず各中学校一回りしていただくということで、次は須賀中学校のほうで特別授業ということで考えております。それ以外の中学校では、今年度は百間中学校のほうに中村建設の社長の中村様、須賀中学校のほうにケイズハウジングの吉岡様にお越しいただいて講座のほうをしていただいております。

こういった町内の方の講座というのは、まだ来年度はどういう方というのは想定してはしておりませんが、また同じような形で宮代町で事業を営んでおります方にお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員、答弁漏れがあったら、もう一回ちょっと言ってもらっていいですか。

○委員（塚村香織君）　答弁漏れじゃないかなと思うんですが、起業創業支援事業の補助金140万円のご説明をお願いしたんですが。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　すみません、失礼いたしました。

商工観光担当の髙澤です。

起業補助金の140万円につきましては、起業創業支援金ということで、商店街の販売促進事業ですとか、経営改善ということで、商店街の方に限度額20万円で２分の１の補助金のほうを差し上げている補助金でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　いろいろご説明いただいて分かりました。

再質問をさせていただきます。

まず、１点目のまちなか起業創業支援事業についてのまず１点目で、起業創業支援事業の実施を今年度と継続をして来年度もされるということで承知をいたしました。

この事業を始めてから、商工会員になられた方、３万ビジネスと大人のシニアの創業といろいろございますけれども、商工会員になられた方をお伺いをいたします。それ１点で大丈夫です。

次に、(3)の宮代ブランド創造事業についてなんですけれども、このカタログなんですが、４月号に紙のカタログとして配布するというのは分かったんですが、その後、ホームページにもこのカタログのデータも載っているんですが、そのカタログのデータの載せ方というのが、ちょっとそのままのデータで載っているんですね。どういう使い方をするのかなというという感じで、これを使って自分で印刷してくださいというようなトンボがついて、印刷屋さんに出せるような形で載っているので、それを印刷して使ってくださいということなのか、それとも、一般の方に見ていただくということでしたら、ちょっと何か仕様を変えたほうがいいんじゃないかというところがあるんですが、来年度はどういうふうになるのか、その辺を教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

補助金のほうを使いまして商工会員になられた方は、直近ですと、令和５年にはお２人なられて

おります。ちょっと店舗名は差し控え。

後でお越しいただければ、こちら、はい。

ブランド創造事業の先ほどの４月号に載せる特別付録のカタログなんですが、ちょっとお見せしちゃうと、こういうやつが広報紙に出ているかと思うんですが、確かに委員おっしゃるように、すごく使いづらい、ご自宅で見ていただくにはいいということで、ちょっと持って歩くには使いづらいなというのは確かに私も感じているところでございまして、実はこういう縮小版を、今後作っていこうと考えておりまして、こちら普通に業者さんの印刷なんですが、このデータは町のほうで頂けますので、こういう縮小版のほうを作って、これは１年間通して通年で、例えば３駅の広報紙が配架されているようなところに配架できたらなと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　承知をいたしました。

最後に、１点目のほうなんですが、再々質問なんですけれども、商工会事業者としては、やはり商工業を盛り上げたいという気持ちがあって、なるべく商工会員になったり、事業者の方が宮代で多くなるといいなという思いで皆さんいると思うんですが、やはりなかなかそこが課題かなと思います。

それで、宮代町としては、起業創業したい人を掘り起こして、そこから事業者になっていただくということを考えてこういう事業をやっていると思うんですが、先日視察に行ったところは、もうある程度事業をした人を町に移住を含めて呼び込んで、お店をやってくださるということもあるんですが、やはり今後もこういう町で事業をしたい人を掘り起こすという、こういう方針でいくのか、最後にお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

昨年度、令和５年度に関しましては、お２人ということで起業された方がいらっしゃいます。

今年度に関しましても補助金のほうを使って起業された方もいらっしゃいます。その方が商工会かどうかというのはまだちょっと分からないところではあるんですが、当然町といたしましては、商工業というのは、町の基盤の要だと考えておりますので、新しい方の発掘というのは、当然考えていくべきものだと思っています。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　すみません、１点だけ質問させていただきます。

川野です。

ふるさと納税の関係なんですけれども、企画財政のほうにほかの委員さんが聞いたんですけれども、そのあたりは産業観光課に聞いてくれということで、そんなことで、産業観光課のほうに聞かせていただきます。

予算書は86、87ページなんですけれども、私たちの予算書は38ページで、ふるさと納税の管理事業ということで、ここが商工観光・ふるさと納税担当ということで載ってるんで、そのあたりは企画財政課のほうでは、商工業者と農業者もそうなんですけれども、そのあたりの生産者との話合いというか、その辺は産業観光課が行っているということなんですけれども、そのあたりで質問しても大丈夫ですか。

それで、資料ですと、６ページのふるさと納税

サイトのサイト別の手数料の合計金額が掲載されているんですけれども、ふるさと納税のサイトによってきっと返礼品の売上げ的なものが変わってくるのかなというのもあるんですけれども、委託料のこの195万8,000円のあたりのサイトのこれは３社の委託先ということでいいのかどうかということと、あと、よく栃木市とか、あの辺の近隣の栃木県のゴルフ場へ行くと、ふるさと納税の返礼品がゴルフのプレー代となって販売機が置いてあるんですね、ゴルフ場に。

宮代町であれば、東武動物公園があって、東武動物公園の駅を降りた改札口の辺りのところにその販売機があれば、宮代町的には、10年ぐらい前だったらきっと１億円ぐらい返礼品の売上げあったと思うんですけれども、今、何となく2,000万ぐらいですか、そのあたりがちょっと10年前に戻るんじゃないかなという期待感があるんですけれども、委託先のサイトだけではなく、いろんな方向でふるさと納税の寄附金額というか、税収をアップしていくような、町としては、このふるさと納税とあとは企業誘致で税収を上げたいというのがあるわけですから、ふるさと納税のやっぱりもうちょっとどうにか寄附金額というか、業績を上げていくような方向みたいなのがあるのかどうか、そのあたりをちょっと教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

すみません、先ほどの195万円という金額に関しましては、恐らくこれ、企画財政課のほうの予算になりますので、それが全てこの福祉産業委員会提出資料の６ページの手数料一覧のこの３つのサイトの全てがそれなのかというところだと、ちょっとこちらでは分かりかねるところがございますので、恐らくこのふるさとチョイス、さとふる、楽天の手数料であると思います。すみません、ここはちょっと明確な回答ができません、申し訳ないです。

次の、先ほどおっしゃられたふるさと納税の自販機というがまずお話あったんですが、実は自販機につきましても検討のほうをしてございます。

おっしゃるように、東武動物公園に自販機があったらいいなということで、東武動物公園にもし自販機を置いた場合に、東武動物公園としては許可していただけるのかということと、許可していただいた場合に、どれぐらいの費用で置かせていただけるのかというところをちょっと東武動物公園のほうに問い合わせてみたところ、置くことはできるんだと思うんですが、恐らくそれを使用する使用料金、要は床代がかなり高額になるということで、ちょっと今それは金額の資料はないんですが、計算式から求めるとかなり高額になるということで、今東武動物公園の駅の中はちょっと断念したという経緯がございます。

東武動物公園から出て、駅前広場がございますので、そこにそういう自販機が置けるかというところも今検討しておる最中です。あそこは屋根等がございませんので、まずその自販機が雨に当たっていいのかというところと、あと電源の取り方ですとか、そういうところも含めて今検討のほうをしておりまして、そちらに関しては不可能ではないかなというふうに考えておりますので、今後ちょっとその辺は検討しながら、またその検討の結果によってはご報告のほうはさせていただきたいと考えております。

あと、追加で東武動物公園さんのほうにそういう自販機を置けるかというところもちょっと確認したところ、東武動物公園はふるさと納税で、チケット等を取り扱っているんですが、そういうも

のを取り扱うことは東武動物公園のほうではできないということで、自販機のほうは置けないということで、その辺は断念した経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　再質問させていただきます。

今、担当の方からご答弁いただいたんですけれども、何か、この産業観光課と企画財政課の横串というか、町長の言う。そのあたりのふるさと納税のどちらがどれだけ何をやるのかとかというのがなかなか、私からすればちょっと見えてこないところがあるので、もうちょっと連携をして、お互いに、例えばこのサイトでもやはりやり方、うちも商売として使わせてもらっているんですけれども、やり方次第ではやっぱり上のほう表示が上ってくると、やっぱり寄附金額もというか、そういうのも上ってくるのね。

そのあたりも誰かがやっぱり１人とか、決められた人間が進めていって、もう毎日のようにいじっていかないと、やはり上ってこないんですよ。そのあたりもうちょっと企画財政課なのか産業観光課なのか、そのあたり、どっちかがもうちゃんと担当を決めてやっていかないと、もう本当に、10年前は１億あったのが今2,000万ぐらいでしょう、そのあたり、本当に町の財政を、ふるさと納税というんであれば、もうちょっと考えてほしいなと思うし、あともう一つ、やっぱり販売機、これ、東武動物公園というのは東武鉄道系列ですよね。何でそれがうまく調整できないのか、そのあたりも町長をしょっちゅう東武鉄道へ行って、いろいろ和戸駅の西口の改札とか、いろいろ病院誘致とかやっているんであったら、そのあたりなんかももうちょっと強く押していただいて、いい商談をしていただきたいなと思います。これ、要望になっちゃうんですけれども、そのあたり要望ということで、いかが。

サイト、横串をもうちょっと、どういうふうになっているのか、その辺だけ教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○産業観光課長（小川英一郎君）　産業観光課長、小川でございます。

今の横串というお話でお答えをさせていただきますと、今後の４月に課設置条例の改正については、既に12月議会で上程をさせていただいておりましたけれども、細かい担当というお話になりますと、実は産業観光課の今商工観光担当という担当があるんですが、その担当に商工観光・ふるさと納税担当という担当になるんです。ということは、川野委員がおっしゃるように、ふるさと納税を産業観光課のほうで一手に引き受けることになるんではないかなというふうに思います。

それぞれの、今企画財政課のほうでもふるさと納税については十分処理のほうやっておりますけれども、細かい事務分掌については、いまだ調整中ではございますが、担当名にふるさと納税担当という担当がつくということは、やはり我々のほうで一生懸命やる必要があるかなというふうに考えておりまして、今後いろんな、先ほどおっしゃられた東武鉄道と東武動物公園、母体となる会社は東武鉄道と同じじゃないかというようなお話もありましたので、そういった連携も見据えて、我々のほうで一生懸命やっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩といたします。

休憩　午後　２時３９分

再開　午後　２時５４分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

引き続き産業観光課分の質疑を行います。

質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

事業レベルで10個ぐらいかな、細かくなると困るかもしれませんが、10か、11か。ごめんなさい、休憩中にまとめられなかったんで、順番もぐちゃぐちゃになりますけれども、ついてきていただきたいと思います、そちら専門家ですので。

予算書167ページ、私たちの予算書83ページ、予算書166、167、明日の農業担い手支援事業というところがございます。

164、165だそうです、ごめんなさい。

これ、前段の委員もおっしゃっていたところで、実際には次のページ、167の上の２段目になるんですけれども、ホームページ作成料というところがございますが、これ、作成委託料となっているもので、昨年度のと違って、今年また新たに作り直すとか、その辺をやったのか、更新とかその辺ではないんですけれども、そこのところがどうなっているのか、お尋ねいたします。

次に、166、167のところで、農業生産基盤整備推進事業のところで、167ページの一番下に登記事務手数料75万円とあります。これ、昨年は確かなかったんですよね。次のページに不動産鑑定料、これ多分不動産鑑定士のほうにお支払いする予定というか、何かやるので計上しているんだと思いますけれども、20万というのはどういった内容なのかということについてお尋ねいたしたいと思います。

次に、169ページの商工振興費、宮代ブランド創造事業というのがあって、これがページ数が次の170、171になりますが、44万3,000円ダウンとなっておりまして、これが12節で観光情報誌作成委託料となっております。この観光情報誌「宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」のことで、毎年毎年作るから作成というふうになっているのかどうかというところと、あと、この宮代情報誌「宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」、一番最後のところに時々地図が載ったりとか、中に抜粋していろいろ載せたりとかしているんでしょうけれども、当然のことながら、町ベースで考えても結構ですけれども、宮代町の全商業者もしくは商工会の加入者全部かどうかはちょっと分かりませんが、少なくとも宮代町の全商業者が載っていないのは当たり前ですけれども、その中からどういう基準で載せる、載せない、このお店は載せる、このお店は載せないということをやっているのかということをお尋ねしたいと思います。判断基準のところですね。

次に、商工振興費の(1)のこの同じページの上のほうになりますか、商店会等街路灯電気料補助26万というのがございます。上の(1)の商工業のところですよね。これは昨年度からアップしているというのは、純粋に電気代なのかというところですね。

あと、商工業振興の補助金のほうです。1,100万が真ん中ぐらいにありますけれども、ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンターの下にありますけれども、これ、令和６年も変わっていないのですが、きちんと検証を行っているのでしょうか。

また、商工業活性化事業の補助金、これ、20万から14万と下がっております。また、空き店舗活用事業、これは先ほどと同じように50万から50万と変わっていないというところがありますが、このばらけている、判断基準が変わっているところというのは、どのような基準でなっているのか。また、空き店舗活用事業自体がこれがそもそもどのような費用対効果が出ているのか、参考までに

私たちの予算書85と資料の３ページに出ているはずです。

産業祭は、60万円から60万円と変わっていないというところは先ほどご説明あったんで、これは割愛させていただきます。

先ほどの商工業振興は、これ、町民の方から言われているんですけれども、商業ばっかりにいっていて、ちょっと不公平じゃないかという声もあるので、成果、実績、減額をされていないというところでお願いいたします。

また、空き店舗の活用が、資料を見ますとずっとゼロなんですよね。対象拡大というお話もありましたが、その辺の、これまでもそうですけれども、これまでなぜゼロだったのかという分析と、それを知っていただくための努力、工夫、それで、その見込み、アナウンスも含めてどのように考えているのか。そうでなければ、ただの無駄になってしまいますので、お願いいたします。

まちなか起業創業支援、170、171ページですけれども、真ん中のところ。これのまず、講師謝金というのが派遣料と同じ金額というのが、10万円、10万円とどういうことなのかというのを、昨年度ベースで構いませんので、教えてください。

起業創業支援事業委託料333万6,000円、これも月３万円ビジネス等の関係なのかと思って。これ、杉戸と一緒にやっているはずだと思いましたが……

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　それ、分かってる……。委員長、公明党の委員が２人とも一々うるさいんです。

○委員長（九山妙子君）　皆さん、静かにお願いします。

○委員（佐藤将行君）　委員長から指摘してください。

しかも、話の途中で。

○委員長（九山妙子君）　続けてください。

○委員（佐藤将行君）　今後注意してくださいね、泉委員と小島委員。

月３万円ビジネス講座、これ杉戸と行っておりますが、そもそもこれ、どれぐらい前からか、ちょっと僕も、六、七年前かな、ちょっと分からないんですけれども、行っていて、ずっと成果というのがどうなっているのか、費用対効果が。結構な金額、これまで出していますから、この制度を行い始めて、宮代分だけで結構ですので、折半ということですので、宮代分で幾ら投入して、どれぐらいの起業があって、やめちゃったのがどれぐらいでというところを具体的に、また、先ほどは前段委員がお尋ねになったのは、ちょっと分からないということですけれども、商工会への入る、入らないというところもございますが、最低限、その費用対効果等をお願いします。所得控が入るのに20万円で２分の１とかというのも、起業支援補助金というのがあるという話でしたけれども。

それと、先ほどの前段委員で、起業創業支援補助金という名前でありながら、何で商店会へお金が行くんですか、先ほどの説明では。起業創業支援補助金140万円というのが、18節のところであって、これについて、前段の委員のときに商店会にというふうな説明があったと思うんですけれども、その起業創業支援、要するに起業する方に対してのこれは補助金でないかなと思うのが、どうしてそういうふうになっているのか、言い間違えたら、言い間違いで構いません、それ訂正していただければ、お願いします。

また、起業塾60万円、シニア向け60万円のこれも費用対効果等、どのようになっているかというところをお願いいたします。

次に、171ページ、宮代ブランド創造事業、こ

れ、先ほどちょっと重複しまして、先に言っちゃってごめんなさい、171の観光情報誌配布委託が昨年は26万7,000円だったのが、今年は観光情報誌作成委託で182万と一気に156万ぐらいアップしているんですが、これをご説明いただきたいと思います。

前段の委員でも出てはきましたが、契約の消費者対策のところがちょっと気になるので、触れさせていただきます。

172ページです。消費者対策の減額になっておりますが、直近３年ぐらいでも構いませんので、相談者の実績というのと、あとこの消費者対策というのは、弁護士とかではなくて、研修会の講師謝金となっているところから見ても、その辺の詳しい方というか研修とか受けた方、また専門の方がやられているのかなと思いますけれども、前段の委員でもありましたように、子供のほうもありますけれども、高齢者のほうも、ロマンス詐欺とかいろいろあります。

また、この相談事業自体が、これは杉戸とやっているのが確か読みましたが、私直接今、相談を受けているんですけれども、弁護士相談のほうもそうなんですけれども、こういう消費者相談というのも土・日やっていないんですよね。私に相談に来ている人は、派遣労働で月曜から金曜まで休めないと、派遣だから。土・日にそういう相談したいんだけれども、町のほうのは法律相談も消費者相談もまた行政書士の相談も土・日にはやっていないというところなんで、これ杉戸さんと話し合ったりとかして、何とか平日にもできないのかという２点ですね。減額になっているというのは、昨年吉本の方を招いたからその分で減額になっているという話がありましたが、その分だけが減額になっているのか、それともほかの理由で減額になっているのかというところも含めて、消費者対策費、これについてお尋ねしたいと思います。

次に、170、171ページ、商工業振興費の、昨年も別の議員が詳しい方、この後されるかもしれませんが、店舗・住宅リフォーム事業補助金330万円、たしか私の記憶が定かであれば、５月の上旬にはもう尽きてしまって、その後公募できなくなったというふうに説明がたしかあったと思いますが、直近３年間、少なくとも住宅のほうが先に枯渇しちゃうような話を伺いましたが、実績のほうを教えてください。

次、164ページ、165ページ、前の(3)水田農業構造改革対策事業というところから出ている164、165の一番上のお祝い金、祝い米購入費、これ、毎年毎年のように、僕窓口でも町民の頃から言っているんですけれども、まず１点目として、お祝いをするというお米かどうかは別として、趣旨は別に異議を唱えたことはないんですが、実際お渡しするのが９月、10月というふうに秋口になると。４月、５月に生まれて、もう引っ越しちゃった人にもこれは対象にしているというところのギャップ。

もう一つ、町民の方から……

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　委員長、後ろうるさいんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　皆さん、静粛にお願いします。

あと、佐藤委員に申し上げたいのは、決算審査じゃないので、予算審査なんですよ。聞いていると、決算審査のように聞こえてきますので、今年の予算がどうなのか、過去３年どうではなくて、今年の予算、手短に質問をしてください。ご協力をお願いします。

○委員（佐藤将行君）　はい。

予算なのは分かっています。ですから、過去を

見て、こういうふうな計上をした根拠を聞かないと、修正できるものは修正を促すのが予算委員会ですから、そういうことでちゃんと考えていただければいいと思います。決算じゃないというのは分かっていますから、そういうちゃんとした理由があれば分かりますよということなんですけれども、理由なく計上しているんであれば、そこのところはどうなんですかと聞いているんです。

続けさせていただきます。

お祝い米、僕が聞いたのでは、五、六件は、ここ四、五年であるんですけれども、確かに今年は例外的な状況でお米が高いから、それは今年、来年度はいいかもしれませんが、僕が聞いた中で、ちょっとなるほどなと笑っては失礼なんですけれども、うちは実家が農家だから、別に送られてくるから、お祝い米を渡されても、ほかので欲しいというところがあります。もっとほかのやり方を毎年のように検討できないかと、今の理由として２点申し上げましたが、もっと効果的に使えるような方向でやっていただきたいと思います。

先ほどお話を伺っていたら、180人で計算はしているということは分かりましたが、これ、ほかの課でも今年度180人なので、来年度もうちょっと少ないという話も聞いてはおりますが、そこのところをきちんと精査をしてやっていただきたいと思っております。

170、171ページ、商工業振興費の先ほどの商工業活性化事業、商工業振興事業費の下から３段目です。

これ、120万円というのが令和６年も120万円となっております。今年度はたしか企画財政課から令和５年ベースで圧縮というふうなのがお触れが回っているはずなんですが、ここのところ、検証したのでしょうか。また、商工業活性化事業というのが、これまで昨年も102万でありましたが、それの検証して、結果どのようになっているのか、去年、おととし下がっているのであれば、今年度120万じゃなくて、例えば110万とか100万というふうにできるはずなんですが、どのようになっているんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　今の、先ほど言っています。

○委員（佐藤将行君）　言っていないと思うんですけれども、分かりました。

起業創業支援ウェブサイト管理運営委託料、これ、契約先、期間、あと契約料、契約先は言っていますけれども、期間、契約料、あとはこの直近のこれを行っているわけですから、運営委託していて、それによっての年々上がっているとか、下がっているとか、変わらないとか、その辺の検証結果をお願いいたします。

資料の６ページ、先ほどのふるさと納税にも……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、自分がした質問は、ちゃんとしているんだから、同じような質問をしないようにしてください。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、そこから先のことを聞いているんですけれども、契約先は聞きましたよ。その先の期間やら契約料というのは聞いていませんから。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、委員の皆さん、しっかり聞いていますので、お願いします。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　静粛にお願いします。

○委員（佐藤将行君）　ふるさと納税、３社の直近のシェア、ふるさとチョイスとさとふると楽天の割合はどのようになっているのか。また、この手数料、利用料、利用料というのは、契約後、変更があったのか、それともずっと変わっていないのかというところをお願いいたします。

あとは164、165ページの農業経営基盤強化対策事業の先ほどから前段委員からも出ていました水稲カメムシが昨年なくて、今年度急にポンと出てきたんですけれども、昨年までもあったのかどうかで、昨年までなかったんだから、この算出根拠が分からないんですよね、270万というのをいきなりポンと出されて、それはどのようなところから出てきたのか。

次のページの166、167、前ページの明日の農業担い手支援事業から続いている「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金、これも850万が変わっていないというところで、あちこちで議会も含めて削減、削減というところで、削減されていないところの根拠というのをきちんと示さなければ、賛成することができませんので、そこの説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　委員に説明ができているものを結構質問しているんですけれども、簡潔に答弁願います。

答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

まず、１点目、予算書164ページから167ページ、明日の農業担い手支援事業のホームページ作成料でございます。

予算額２万2,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、地産地消認証店を紹介するものでございまして、それの新規認定店への取材や写真撮影、撮影時のメニューの実費、地産地消ページの記事の作成やデータの更新等を含めて作成委託という形を取らせていただいております。

それから、飛んで予算書164ページから165ページ、新生児誕生お祝い米の関係でございます。

こちらにつきましては、委員のご質問では、９月からの引換えではないかと話があったと思いますが、こちら、お子さんが生まれた場合に出生届がされまして、それに併せてこちらの新生児誕生お祝い米の申請の手続もしていただきまして、１週間から10日ぐらいで贈呈の決定をいたしまして、それで、引換券がお手元に届いた時点で、すぐにお米が引き換えるような仕組みで実施をさせていただいておるところでございます。ですので、新米まで待つということではありません。

続いて、予算164ページ、165ページの水稲カメムシ防除対策の補助金でございます。

こちらは、令和７年度から新規で創設をさせていただいた補助金でございます。この270万円の根拠でございますが、宮代町全体のお米の作付面積が270ヘクタールほどありますので、それを全部防除をやったとしての反当たり1,000円で想定している事業でございます。

それから、予算書166、167ページの明日の農業担い手支援事業の「農」のあるまちづくり担い手支援事業補助金、こちら、令和６年度と同額の850万円を計上させていただいております。こちらの補助事業を含めまして、明日の農業担い手支援事業につきましては、我々農業振興担当、農地調整担当が所管する事業の中でも中核をなす事業と考えておりますので、なおかつ補助事業に対してのニーズも多いことから、多くの方に申請していただきますよう予算を確保するよう努力しているところでございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○農地調整担当専門員（成田雅彦君）　農地調整担当専門員の成田でございます。

私のほうからは、予算書の160、167ページから

168、169ページにわたっておりますが、農業生産基盤整備推進事業の登記事務手数料75万円と不動産鑑定料20万円、これについてお答えいたします。

まず、こちらは、宮東・中島圃場整備事業に係る予算でございまして、宮東・中島圃場整備というのは、農地の集積を目的とした事業でございまして、現状では、農地の間に水路敷とか道路とかが入っているところがございまして、それを１枚にしなければならないということで、その換地が存在する両サイドの地主さんに、この土地を払下げまたは付け替えするために登記費用、分筆登記とかあと名義変更の登記が必要になってきます。あと、それに係る不動産の鑑定料でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

まず、170ページ、171ページのブランド、これが減った理由ということで、観光情報誌の作成委託料ということで、「宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」の委託料なんですが、昨年は観光情報誌の配布というものが委託であったんですが、配布のほうは、全体の見直しによって来年はやらないということで、職員の努力で配布のほうはするということで、そのようにさせていただいております。

あと、「宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」の地図の業者さん、各町内の商店ですとか、商工業者の載せる、載せないの基準ということですが、その時々で特集等の情報等が変わりますので、特段基準というものは設けておりません。

続きまして、街路灯のアップです。街路灯につきましては、今、２つの商店会に対しまして街路灯の補助金のほうをお渡しのほうをしております。今、このご時世で燃料費、電気代等のアップもございますので、なかなか地元の商店会さんのほうで設置管理していただいている街路灯がなかなか管理が金額的に大変だということで、もともと補助金のほうを上限額10万円だったものを上限額20万円で、１基当たり4,000円だったものを１基当たり5,000円に上げる結果での増額ということになっております。

続きまして、商工会への補助金になります。商工会のほうの補助金は1,100万円ということで、商工会のほうからその年の事業費の内訳ということで、こういったものに幾ら、こういったものに幾らということで内訳のほういただいておりまして、それに基づいて補助金のほうをお支払いのほうさせていただいております。

続きまして、予算書の170、171ページの商工業活性化事業補助金120万円ということで、これ、予算等が減らされている中で毎年同じということなんですが、こちらに関しましては、ここ数年間やっておりまして、その年々で申請件数もかなり前後がありますので、一概に昨年が幾らだったので、今年は幾らというものが言えないものですから、基本的には一律で入れさせていただいております。

続きまして、創業者のほうで、先ほど前段のほうで私が補助金の創業支援のほうで、商工会を商店会と申し上げたとしたら、それはすみません、間違いです。そこは商店会ではなく、新規に創業する方への補助金ということになります。個人です。失礼いたしました。

あとは検証ということで、創業者の方のどれぐらいの方が創業したかということなるんですが、令和５年度が10人創業セミナーに参加いたしまして、２人創業のほうをしていただいております。美容室とあと飲食店のほうですね。2022年、令和

４年度が14名創業塾のほうに出席いただいておりまして、４名の方に創業のほうをしていただいているような感じでございます。令和３年に関しましては、７名の方に創業塾のほうにご参加いただきまして、２件創業のほうをしていただいております。

続きまして、予算書……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、直接話しかけないで、答弁を全部もらってください。

○産業観光課主幹（高澤　学君）　３ビズにつきましては、毎年208万6,000円のほうを委託料としてお支払いしておりまして、今年４年目ということで、1,344万円が今までにかかったトータルの費用でございます。

続きまして、予算書172、173ページの消費者契約で減額になっている理由ということです。

こちらは、若者向けの消費講座ということで当初10万円、昨年は上げさせていただいて、来年度はこちらを高齢者向けということで、各サロンですとか、そういうところに回らせていただいて、職員のほうで行うということで、こちらは減額のほうさせていただいております。

続きまして、商工業のほうです。予算書170、171ページのリフォームで330万円ということで、今年度につきましては、６月に補助金のほうは全て完了していただいております。昨年度につきましては、５月で予算のほうを全て補助のほうは終わりとさせていただいております。

以上です。

あと、ふるさと納税のサイトの関係なんですが、委員会資料のほうで、３社のサイトの料金のほうの考え方を載せさせていただいておるんですが、基本的に、前段の委員さんからも、ちょっとふるさと納税に関しては企画財政課のほうとの役割分担が明確でないというご指摘もいただいているとおり、こちらに関しましては企画財政課のほうで持っている内容でございますので、こちらの変更契約ですとか、サイトに関する割合というのがちょっとこちらでは把握できておりませんので、この辺は大変申し訳ないですが、ご理解願います。

消費対策で相談土・日ということなんですが、今、じゃ、私やりますとなかなか言えないところがございまして、今月曜日と水曜日で杉戸町のほうで、火・木・金ということで、相互でどちらでも使えるようにやっておりますが、土・日に関しましては今後の検討課題ということで、役場の中でやっているものですから、なかなか相談員の方が役場に来てということは、職員も来てということなると思うんですが、その辺は今すぐ私のほうで、では来年からということもなかなか申し上げられませんので、今後の検討課題とさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　１つ答弁漏れがありますが、３万円ビジネスのところで、４年間でというのはお聞きしましたが、やめた人はどれぐらいいるのかというのをさっきお聞きしたはずなんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当、中村でございます。

こちら３万円ビジネスにつきましては、皆様方が自分で事業を何か起こしたいという形で始めていらっしゃる事業でございますので、やめたという認識というよりは、これから皆さんが始めていくという認識でお考えいただければと思っていますので、やりたいということで既に始めている方が参加して、自分でブラッシュアップなりしてい

こうと思ったのにやめてしまったという考えではございませんので、そこはご理解いただければと思います。

何人創業したという逆に形のほうがよろしいかと思いますので。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、再質問させていただきます。

今の、ちょうど中村さんがおっしゃったんで、先ほど出たので、創業したのが令和５年が２人、令和４年、４人、令和３年が２人と、ここに出たのだけでも８人となっていますが、開業した人が。これはまず、杉戸、宮代合わせてなのか、それとも宮代分だけなのかというところと、あと、やめた人のことは考えずにというか見ないで創業というふうに強調されましたが、例えばこの令和４年にやった４人が全部もう今やっていませんよとかとなったら、効果ゼロということになるわけですよね。

そうすると、1,300何十万と208.6万掛ける４年でって、これの要するに税金がかかっているわけですから、効果がないんであれば、ぜひやめていただきたいというふうに思っていることからお聞きしているんですが、その検証をした上で、こういうふうに予算を上げてきているんだとばかり僕は思っていたのですが、そこはいかがなのでしょうか。

次に、商工業対策の170、171ページとおしゃっていたところで、120万円について、年ごとに前後にあるとはおっしゃっていました。そんなのは当たり前であって、どのようなブレというか前後が出てきているのかというところをお聞きしなければ、はい、そうですかとはとても言えないので、ちゃんとデータに基づいてやってください。資料集に多分なかったと思いますので、それでお尋ねしているんですから、あらかじめ資料のほうに入れるなり、聞かれたら答えられるようにしていただきたいと思っております。

次、172、173ページの消費者対策事業、これもおかしな答弁がありましたが、昨年は若者向けで10万になって、来年はシニア向けだから減額って、何でシニア向けだから減額なのか、出向いていっているのか、いろいろありますけれども。全然物事の本質が説明されていないというふうに思っています。これ、一つ例えば社協でパソコンのシニア向けにやったりとか、そういうところのそれこそ横串ですね、５次総の。活用して、その中のテーマとして、消費者対策というのも組み合わせるとか、何らかの考えが、少なくても産業観光課だけではなくて、ほかのとの話合いができているのかどうか、同じようなことは資料６で、ふるさと納税のことでも言えます。企画財政課がどうのこうのとおっしゃっていますけれども、最低限というかある程度のところは、これこそ横串で役割分担が明確でないとおっしゃいましたが、ある程度のところは情報の共有というところですよね、横串というか、まちづくり基本条例でもちゃんと情報の共有となっているのですから、町民から聞かれたときに、ある程度は答えられるようにしていないと、これは町は何やっているんだと、税金を使って何やっているんだと言われかねないので、ここのところはあえて申し上げます。

それから166から167ページのホームページのところの説明で、アンカルクがホームページ２万2,000円でやっているという説明の中で、地産地消の紹介というのがございました。

先ほどの３万円ビジネスともリンクすると思いますが、町としては恐らくですが、できる限り商工会のほうに加盟店が増えたほうがいいという考

えであるとは思いますが、この地産地消紹介、３万円ビジネスじゃないですけれども、創業して地産地消のお店を宮代町のものを使おうと思ってやった。でも、やっぱり店を立ち上げるのに、非常にお金も使って大変で、とてもとても商工会に入るのはハードルが高いよというのは僕は知り合いの知り合いで、数年前に聞いたことあるんですけれど、この辺、町のほうからアドバイスするなり、その分を補助するなりとかして、例えば創業３年間はそのお店の負担はなしで、商工会の準会員だったりとか、そういうふうな形で活動のほうをやって、商工会に入ってよかったなという人が３年過ぎた後に、事業も徐々に見通しが見え始めたとか、軌道に乗り始めたというところで正会員になってもらうというふうなこととか、内部でいろいろと話合いはされているのでしょうかというところをお尋ねします。

カメムシの件は何となく分かりました。ごめんなさい、作付面積とかその辺は僕ちょっと不勉強なので分かりませんが、何となく分かりました。

あと、お祝い米、これ、僕四、五回、窓口で七、八年前から言っているんですけれども、昔は新米を渡す、それで、そういう券を持っていれば、新しい村でも使ってくれるからとか、別な理由を言ったんですけれども、今は引換券を渡してすぐに使えるということであれば、大きく制度の趣旨からは外れていないのではないかと思うので、よろしいのではないかと思います。

166ページ、167ページの担い手の850万というところですね、「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金、167ページの上のほうですけれども、先ほど答弁で、中核をなすものだとか、ニーズも多いとか、そういう抽象的なことはポンポン出てくるんですけれども、具体的なこととか、これまでの実績に基づくこういう効果があって、町にとってニーズも多いからというふうな説明でなければ、こんな中核をなすと言ったって、そんなのは分かりませんし、ニーズが多いって、じゃ、どれぐらいニーズが多いのというのも分かりませんから、具体的な数字なり何なりをもっての説明をしてくれなければ、こちらとしては分かりません。

また、商工会の補助、170、171ページです。商工会の補助の110万円だったか、商工業振興事業補助金の110万円、これ、言っているのは、商工会のほうの要求に応じてやっているというだけで、ただの商工会の言いなりですよね、それじゃ。町として出すお金が今年度は少ない、出せない。

ですから、商工会のほうもちょっとそれを勘案して、削減の方向でという話はしたのかどうか。していないで、唯々諾々と商工会の言いなりとして、110万円という高額を計上しているんであれば、それはそれとして怠慢ですから、きちんとお答え願いたいと思います。

登記手数料、不動産の関係はこれは分かりました。場所を移動したりとか、その辺ので、いろいろ登記のほうが分筆だったり、合筆だったりとかあるという趣旨だと思っております。

ごめんなさい、1,100万円でした。

1,100万もの金額が、先ほどの話をお聞きしている限りでは、言われたら、ああそうですかと出しているようにしか聞こえないので、本当に必要であれば、別に文句ではないんですけれども、異議を言うつもりはないんですけれども、そこのところがそういう説明をされていなかったので、これまではそれでしたのかもしれませんが、私それで納得できませんので、きちんとした話をお願いします。

これが最後になるかな、消費者契約のほうも杉戸さんとの、僕、来年度から変えてくれとか、休

日にやってくれという言い方していないはずなんで、そういう考えは町のほうであるのかどうかで、町単独じゃなくて、杉戸と一緒にやっているものだから、余計町としてそういうふうな考えがあるのかどうかというところをお尋ねしたんであって、来年度からすぐに土・日やってくれという話はしていないはずなんですけれども、していたらごめんなさいね、していないはずなんですけれども、それをお願いいたします。非常に使い勝手が悪いというのが相談業務全般に関して何件か僕聞いていて、何件かは自分で相談に乗っているところがありますので、よろしくお願いいたします。

あと、宮代ブランドの「宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」の発行の時々の特集とかによってとおっしゃっていましたが、時々出ている後ろのページとかという地図、町の中でここにどこのお店があるよとかというのは、ほとんど変わっていないんですよね。中でも特集のほうで、あろうことか議員がその中に入っているというのもありますよね、ガラス工房がどうのこうのとかね。そういうのはちょっとおかしいんではないでしょうか。

そこら辺の判断基準を先ほどお聞きしたのが、全然抽象的で全般的に皆さんが答弁されているのが抽象的になっているので、具体的な数字なり何なり、こういう基準でやっていますよという堂々と言えるはずなので、ぜひそういうふうな言い方の答弁をしていただければ、再々質問とかしないでも済みますので、ぜひお願いいたします。

あと、ふるさと納税の直近のシェアのほうもお答えがないということで、これ、かなり手数料がかかっているものですから、ぜひ意識を改めてやっていただきたいと思います。

農業経営基盤のほうはちょっと令６はないということで、僕もそこまで詳しくはないんで、後で教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、質問の中で、個人攻撃のような言葉とか、商工会の話もそうですけれども、気をつけて発言してください。

本人が話しているつもりですけれども、聞いているほうは、個人攻撃に聞こえますので、例えば議員のね、という話で、特定できる、それを佐藤さんの感覚で言っていますけれども、そういうことは控えてください。

窓口ではいいですけれども、ここは議事録に残りますから、しっかり気を使いながら話してください。お願いします。

○委員（佐藤将行君）　事実を言っています。

○委員長（九山妙子君）　今の問題発言ですから、この辺、個人の名前とか、訂正を申しますし、そういうこと自体も注意、今日２回目ですので、よろしくお願いします。

では、答弁をお願いいたします。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課主幹の髙澤です。

まず、１点目の３ビスにつきまして、先ほどセミナーの実績を申し上げたんですが、これは創業セミナーの実績でございまして、３ビスの実績ではございません。

３ビスの実績のほうを申し上げますと、令和３年度に開業届を出した方ということで２件、令和４年度が１件、令和５年度が２件、計５件です。

続きまして、170、171ページの商工業活性化事業補助金の毎年120万円だということで、データということなんですが、福祉産業委員会の提出資料の中で５ページ、この中で、令和４年度、５年度、６年度のほうの実績をちょっと上げさせていただいておりまして、令和４年度が78万9,000円、令和５年度がトータルで183万7,000円、令和６年

度が65万円ということで、年によってかなり差がございますので、これは一律して120万円のほうを上げさせていただいております。

続きまして、消費者の減額の関係なんですが、これ、吉本の芸人のほうを呼んだのが10万円ということで昨年は計上させていただいておりまして、今年度は若者向けから高齢者向けということで、職員のほうで各地域サロンですとか、そういうものを巡って、そういう消費者の講座ですとか、出前講座みたいなものをこちらからお願いしてやっていきたいと思っておりますので、そういう意味で、職員がやりますので、経費がかからないということで10万円の減額のほうさせていただいております。

商工会の1,100万円ということなんですが、これは1,100万円のところでずっと今までやらさせていただきまして、商工会のほうから、これは先ほど申し上げたんですが、今年度こういう事業にこういう額を使いますと。自己負担が幾らで、町の補助金が幾らで、そこに国・県の補助金が幾ら入りますということで報告のほうをいただいて、内訳のほうをいただきまして、1,100万円ということで上げさせていただいております。

あと、消費生活センターなんですが、先ほどすぐ土・日を来年からということはできないみたいなことを私申し上げましたが、ご要望としては承知しました。ただ、今のところ、町として土・日をやるということを考えてはございません。

続きまして、「ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」に対しての地図なんですが、「ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」では、先ほども申し上げたんですが、特段そういう基準のほうは設けておりません。そこにどういう方が出て、どういうものが出てというものは、その時々の特集で、町として取り上げたいものですとか、そういうものを純粋に取材して上げていますので、そこに一定の基準を設けて、そういうものを作ったりしていることはございません。

あと、ふるさと納税の手数料につきましては、こちらに関しては、企画財政課のほうのデータをちょっと引用させていただいていますので、詳細が申し上げられないのは大変申し訳ないんですが、ちょっと今回はこちらのほうで分からないということで、申し訳ございません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金のご質問についてお答えさせていただきます。

こちら、令和６年度、７年度同額の850万円を予算計上させていただきました。参考といたしまして、令和６年度、今年度におきましては、現時点の実績となりますが、５件の生産者の方から申請をいただきまして、交付の受付をいたしております。合わせまして約790万円ほどの交付の実績となっております。

令和７年度におきましてもやはり農業機械、特に米に係る農業機械につきましては、１台何百万円という事業費となりますので、この補助金につきましては、２分の１以内で、補助金の限度額が250万円となっておりますので、そういった水稲に関わる農業機械の投資の希望者がいた場合は、事前にヒアリング等を実施いたしまして、予算の要求のほうにつなげているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れがあって、町の考えとして、商工会の入会に対しての例えば３万円

ビジネスであったりとか、地産地消のやっている人に対しての考えがどうのかというのと、あと商工会のほうの1,100万円に関して、町のほうでちゃんと指示を出していたのかどうかというところも抜けていると思いますので、そこのところを、答弁漏れとしてお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（高澤　学君）　３万円ビジネスですとか、創業される方への商工会への入会というのは、町としても当然商工会へ入会していただきたいというのはごもっともでございます。

今後、今まで商工会のほうにはぜひ入会していただきたいというアナウンス等は行ってはいるんですが、なかなかそれが具体的にどういう対策を取って、どういうことをしていただければ商工会に入会していただけるのかということまでは、今まで何かをしてきたかというと、そういうことはございませんので、今後そういうことに関しては、補助金等必要とする場合というのは、当然商工会への入会というのが条件になってくるところもありますので、そういうこともアナウンスしながら、商工会のほうへの入会のほうをしっかりＰＲしていきたいと思っております。

1,100万円に関しましては、商工会への補助金ですね、これは町のほうから内訳のほうを提出してくださいということで、それを提出していただいて、それに基づいて町のほうも支出しておりますので、その内訳のほうを商工会のほうへお願いしているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　再々質問になります。最後になりますね。

ふるさと納税の手数料、情報の共有という観点で僕は言ったんですけれども、それもなされていないで縦割りの弊害が出ていると思いますので、今後どのように全てを全て一緒ではなくても結構ですけれども、どのようにやっていくのかということについてお答え願います。

また、「農」あるので850万円というのがございましたが、167ページです、ごめんなさい、「農」のある、別に僕は何でもかんでも緊縮で削れ削れと言っているつもりは毛頭ないので、例えば先ほどの答弁のところで５軒の農家が申請して790万円とか、米に係る農業の件で250万２分の１というふうに具体的な数字が出てきたじゃないですか、今。そういうのがあれば、特に今回お米がこういうふうに高騰して、いろんな全国的にお米農家の大変さというのが伝わってきたという、社会状況も変わりました、今年１年間というか。

そういう中で、こういった農家の方、食糧自給率の低い我が国にとっては非常に大切な問題だとは思ってはおります。ただ、先ほどから申し上げているように、商工会のほうもそうですけれども、抽象的な理由ばかりで言われてしまいますと、イメージが湧かないんですよね。ですから、先ほどのおっしゃったように、５軒農家申請とか、米に係る農業機械が高額であるからというふうなところを今後も含めて具体的に資料でも、ここの事業概要でも結構ですけれども、やっていただければ、質問しないでも済むかと思いますので、そこはよろしくお願いいたします。

商工会への入会の話がございました。これ、ページ数関係なく申し上げますけれども、今、答弁でございましたように、補助金を受けるに当たって、商工会に入会しているのが前提なのか、全部がどうか分かりませんが、あるというお話をいただきました。

ということは、より商工会に入っていたほうが

いいんだよというところはあるんだとは思います。一方、私が伺った方は、お店をつくるのにお金を使ってしまって、入会するの、僕、ちょっと商工会の入会金とか年会費とか、その辺は分かりませんが、そこまでは出せないし、そこまでの魅力を感じないというお声を伺ったので、町のほうとして、そういうのは商工会のほうに投げるとか、意見を投げるという意味ですよ、丸投げとかじゃなくて、こういうふうなのはどうかとか、もっとハードルを低くするようなことを考えていただけないかなと、来年度はこれでいくのはしょうがないですけれども、来年度中にいろいろ考える材料としてどうでしょうかと。同じような状況であれば、来年、この点に関してまた質問させていただきますので、そこはよろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　佐藤さん、今、商工会の話になっているんですけれども、さっき農業の生産基盤、あれはもう終わったんですか。途中になっていたような気がしたんですけれども、じゃ、それはなしということでいいですね。

○委員（佐藤将行君）　「農」のあるのは、そういうふうにやってくれれば分かりましたっていう。

○委員長（九山妙子君）　続けてください。

○委員（佐藤将行君）　はい。

ごめんなさい、言い方悪かったですね。160ページの「農」のあるのは、ちゃんとやってくれればということで、承知いたしました。

消費者対策事業のことで、172、173ページのところですね。杉戸は先ほどの答弁の中で月３回で、宮代は２回で、その分は応分の割合でやっていると思いますが、相手あってのことで、相談というのはあるでしょうけれども、現時点で宮代のほうとしては動く考えはないということは現時点では分かりましたけれども、ご検討願います。

減額のことも昨年はそういうふうに吉本の方がいらっしゃった、その分を来年度は職員が動くということでなくなって、10万円近く、９万8,000円が減額になるというのも分かりました。ぜひ社協なり何なりと連携して、実のある動き方というか、成果が見るように。これだけ前段の委員も若者が詐欺に遭ったりとか、高齢者のロマンス詐欺とかいろいろあるものですから、被害が出る前にそのようになるような。また、希望する方が受けられるように、そういう相談を、ぜひリモートでも何でもいいですから、いろいろと知恵を出し合ってやっていただきたいと思っております。

あとは、手元に資料がないということで答えられないことが多々あるようなので、個別に窓口でお尋ねしたいと思いますので、今のところだけ町の考えと今後の展開をどのように考えているかだけをお答えいただければ結構です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課の髙澤です。

まず、ふるさと納税の手数料に関しましては、企画財政課のほうと共有ができていないということで、それは大変失礼いたしました。

今後、先ほど課長のほうも申し上げましたとおり、我々担当のほうにふるさと納税という名前も入ってきますので、企画財政課は寄附金というところでも事務分掌ということで持っていますので、いずれにしても企画財政課と我々ふるさと納税のほう担当する課として一体でやっていかなきゃいけないということは認識していますので、今後その辺の意識のほうはしっかりと持って、横串ということで、共有のほうをしていきたいと考えております。

商工会の補助金ということで、商工会に入会し

たくなるような仕組みということなんですが、今どのようにしたらいいのかというところもあるのですが、例えばセミナーですとか、３ビズの卒業された方、今後創業のほうの補助金を使いたい方というのは、商工会のほうに入会していただかないとというところもございますので、商工会のほうに入会することによって、今後そういうふうな、例えば町としての補助が使えるのはもちろんなんですが、創業した後のこういった支援がありますとか、商工会としてこういう支援ありますとかというのを、そういうものも含めてＰＲのほうをしていきたいと考えております。

あと消費対策のほうなんですが、減額ということでさせていただいて、今後は若者から高齢者に向けてということで、地域のほうを回っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

私は３点についてお伺いします。

まず、164、165ページの農業振興費の農業経営基盤強化対策事業の関係で水稲カメムシによる被害の関係です。

これについては、前段の委員からも質疑があって、内容等は分かったんですけれども、これは、昨年というか、令和６年度の中で温暖化に伴うということで、全国というより埼玉県内でも一定の地域だったと思うので、私はこのカメムシというのは想定外の被害かなということで、県のほうの補助事業なのかなと思ったんですけれども、その点では、来年度もそういうふうになっていませんし、そういった点ではどういうふうな扱いになっているのか。

それとあと、ドローンと手まきというのがあるんですけれども、これは手まきは手でやりますからあれなんですけれども、ドローンを使うとやはりそれなりの費用がかかると思うんですけれども、そういった点では、もちろん逆にドローンを使って散布する地域が広がれば、それはそれで散布の費用もまた違ってくるとは思うんですけれども、その辺はどういうふうになっているのか、その点お伺いいたします。

それから、170、171ページの商工費の⑴商工振興事業なんですけれども、店舗・住宅リフォーム補助金があります。これは、前年度までは300万でしたが30万アップしております。これはこれで評価できると思うんですけれども、新年度については、上限額や受付方法を見直して、改善していくということなんですけれども、その辺はどういうふうになっているのかお示しをいただきたいと思います。

それから、同じページ、170、171ページの下の⑶宮代ブランド創造事業なんですが、これについては、観光資源、特産品を積極的にＰＲしていくということなんですけれども、観光資源なんですけれども、これは東武動物公園西口から新しい村までのことを言っているんだと思うんですけれども、それはそうなのか。また、それをどういうふうに生かしていくのかということと、宮代の改めて特産品というのはどういうものを指して言っているのか、その点お伺いしたいと思います。

以上３点、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時０４分

再開　午後　４時１９分

○委員長（九山妙子君）　では、時間前ですが再開

いたします。

引き続き産業観光課分の質疑を行います。

では、答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

予算書164、165ページの農業経営基盤強化対策事業、水稲カメムシ防除対策事業補助金につきましてご説明いたします。

こちらの補助金でございますが、令和７年度から創設いたします町独自の補助金でございます。県のほうでも、先日新聞報道でもございましたが、イネカメムシ対策ということで県のほうでも予算を確保して実施するような話を聞いております。その具体的な支援内容につきましては、各市町に対しての補助事業の創設であるとかそういったものではありませんで、あくまでも農家さんに対しては技術的な支援、それから、ドローンや無人ヘリを使った防除事業を実施する団体への支援という形で、例えばオペレーターの育成に係る費用、ドローンを操作するためには、１人何十万もの育成費がかかると伺っておりますので、そういったことに対して支援するということで話を聞いております。

それから、埼玉県の宮代町を含む東部地域におきましては、令和６年産では、特にイネカメムシが大量に発生しております。そういった中で、この辺ですと、ＪＡ南彩が実施主体となって町内の農家さんから請け負って、ドローンによる空中散布を実施しているところでございますが、今、ＪＡ南彩のほうで水稲農家さんに対しまして、令和７年産の空中散布の実施についての周知を行っております。

昨年は４月に入ってからそういった動きがあったんですが、もう今年については、この２月からＪＡ南彩の「なんさいだより」のほうで、まずお知らせの記事を掲載しまして、各生産農家に対しましては個別に通知で案内を実施しております。

実際にドローンによる防除事業をやる場合の作業料金、こちらにつきましては、農協から取り寄せた資料によりますと、１ヘクタールまでの場合は、１反当たり2,600円、３ヘクタールまでになりますと、料金が10アール当たり2,500円と、面積が大きくなるにつれて10アール当たりの作業料金が割引されると伺っております。これプラス農薬代が実費としてかかってくると伺っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課の髙澤です。

予算書170、171ページの(1)商工業振興事業、18節の負担金、補助及び交付金について、店舗・住宅リフォーム補助金についてなんですが、前段の委員でもお伝えしたとおり、まず、補助金のほうを店舗のほうを現段階で20万円のものを10万円とさせていただいて、住宅のほうは10万円なのでそのままということで、こちらのほうは店舗のほうの補助金を見直すことによって、より多くの方に使っていただくように変更のほうをしていきたいと考えております。

また、募集方法なんですが、今のところ４月１日から一斉に募集のほうをスタートいたしまして、一昨年は５月、昨年は６月に終了してしまったということなんですが、どのようにしたら、これが広くいろんな方にお使いいただけるかという募集方法のほうを今後検討はしなきゃいけないんですが、近隣市町村のほうがどのような募集方法をやっているかというところを今後調査しながら、来年度はその辺を検討していきたいと考えておりま

す。

あとは、予算書170、171ページの宮代ブランド創造事業の宮代町の観光資源、特産品のＰＲということなんですが、まず、特産品として宮代町は、ご承知のとおり巨峰、または梨、あとお米、こういったものが引き続き宮代町の特産品というふうに認識のほうをしております。

今後、この辺をどういうふうに生かしていくのかということなんですが、もちろんふるさと納税でこの辺は宮代町では一押しのふるさと納税の返礼品というふうには考えております。

また、「宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」では、こういうものの情報を取り扱っていくのと同時に、あと、駅の改札に入ったところにショーケースがありまして、そういうところを定期的に中を替えて、宮代町訪れる方にお見せしたりしているんですが、こういうところも有効に利用しながら、宮代町の特産のＰＲのほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

先ほど答弁漏れがありましたので、説明させていただきます。

まず、水稲のカメムシ防除に関しまして、広域で実施した場合の費用でございます。こちら、広域、ある程度まとまった区域で一斉に一度に散布するということで、農協のほうでお示ししている情報によりますと、５ヘクタール以上20ヘクタールまででであれば、10アール当たり2,000円、20ヘクタール以上であれば1,900円ということで、広域で取り組むと単価が下がってくるということで委託をされる農家さんにとっても非常にメリットがある事業となっております。

なお、こちらの広域の防除の実施に向けて、昨年10月25日なんですが、宮代町の農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんのほうから、町に対しまして、カメムシ防除に対しましての町の支援措置について要望書が提出されたところでございます。

その中におきましては、補助事業の創設だとか、あるいはこの広域の実施に向けた各関係者、関係機関の連携等がうたってございました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

まず、164、165ページの農業経営基盤強化対策事業であります。

内容が大体分かりました。先ほど答弁漏れの中で、農業委員さんからも要望出ているということなんですけれども、これはやはり地域が広くなればなるほど単価も下がるし、そういった点では、個々にやるよりはまとまって地域をまとめてやっていったほうがいいというふうに思うんですけれども、現状はどういう状況なんでしょうか。もちろんみんなまとまって、地域をまとめてやっているほうが多いとは思うんですけれども、個人的なもののほうが少ないとは思うんですけれども、現状はどうなのかということで再質問させていただきます。

続いて、170、171ページの商工費の商工業振興事業の店舗・住宅リフォームなんですが、上限額は20万から10万ということで、より多くの方にということで分かるんですが、これは募集方法なんですけれども、受付方法も変えるようなことを言っていた、説明があったと思うんですけれども、この受付方法の見直しはどのように改善されているのか、その点お伺いしたいと思います。

それから、(3)の宮代ブランド創造事業なんですけれども、特産品というのは分かりました。さらに新たな特産品というのはないんでしょうか。

それと、観光資源というんですけれども、先ほど私は東武動物公園の西口から新しい村までを指しているのかということでお尋ねしたんですけれども、それでいいのかどうか。

この観光資源というのは、一体何を根拠に観光資源と言っているのか、その辺、どういうふうに説明したらいいのかよくわりませんので、その点お伺いしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

先ほどのカメムシ防除に関しましての現状につきましてご説明いたします。

まず、農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さんなどが中心となりまして、各地区集落内の農家さんへの呼びかけをしていただいております。

まず、宮東・中島地区の５つの集落があるんですが、そちらでは、農業委員さん、それから推進委員さんが中心となって、それから地元の土地改良組合、圃場整備をやるところの土地改良組合の役員の方が中心となりまして、１人代表者を決めて、取りまとめて、20から恐らく30ヘクタールぐらいの規模になろうとはこの間お話がありましたが、そのぐらいの規模で広域で実施できるような形で、今、地区内で調整を行っていると伺っております。

それから、字逆井地区、こちらも過去に土地改良事業やったところがあるんですが、そちらにおきましても地元の農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さん、それから認定農業者の方、そういった方々が話合いの場を持ちまして、何とかうまく取りまとめて共同でできないかということで、一部白岡市の農家さんで逆井地区の水田で耕作されている方にも呼びかけを行って、ある一定の面積で一体で実施に向けて調整を図っているというのが状況でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課の髙澤です。

予算書170、171ページ、(1)の商工業振興事業、負担金、補助及び交付金の中の店舗・住宅リフォーム事業補助金につきまして、上限額の変更のほうは申し上げまして、受付方法になるんですが、事例といたしまして、上半期と下半期、要は４月から９月と10月から３月ということで、予算を半分半分で分けて募集するということも今ちょっと検討しておりますので、これはあくまでまだ検討中でございますので、まだ確定ではございません。

あと、観光資源につきましては、東武動物公園西口から東武動物公園、新しい村までを観光資源ということなんですが、宮代町の観光資源といたしましては、進修館ですとか、笠原小、これに関しましては、象設計集団が建てた建物ということと、当然ながら東武動物公園はあれだけのアミューズメントパークということなので観光資源というふうに認識しております。また、新しい村につきましても、これは宮代町にとりましては農業での交流の場ということで観光資源ということで認識のほうをしております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、164、165ページの農業経営基盤強化

対策事業の水稲カメムシの関係ですが、説明聞いていますと、どちらかといいますと、中島、宮東、逆井ですから、北のほうの地域はこういった点では被害はないのかどうか、その点確認をさせていただきたいと思います。

それと、170、171ページの商工費の関係で、宮代ブランド創造事業なんですが、考え方そのものは、ああ、そういうふうに観光資源というのは考えているのかということなんですけれども、これはブランド創造事業ですので、どう観光資源と関わってくるのかなというふうに考えるんですけれども、これは確かに言っているように、宮代町のイメージの向上を図るというのが目的なんでしょうけれども、それと観光資源がどう結びつくのかなというのはなかなか難しいと思うんですけれども、そういった点ではどうなのかということで、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

予算書164、165ページ、農業経営基盤強化対策事業、水稲カメムシ防除対策事業補助金についてに関してのご質問についてでございます。

ほかの地区はどうかというご質問でございますが、イネカメムシによる加害の被害につきましては、全町的に起こっております。ほかの地区におきましても、例えば国納、和戸、須賀、それから東粂原、西粂原、ほかに山崎、西原、姫宮、それから東、字中、そういったところでも当然のごとく被害は発生しておりますので、そのための防除につきましても、町あるいはＪＡ南彩のほうが積極的に呼びかけを行っております。

先ほどお話しさせていただきましたが、その地元の農業委員さんを中心に各集落内の農家さんへの、これから３月、４月に向けては地元で様々な会合があったり、あるいはそろそろさらいとか、そういった共同作業の取組が始まります。そういった中で一緒にやろうよと、そういう形で推進をしていただくよう農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんに対しまして、町のほうから協力をお願いしているところでございます。

なお、宮東・中島、あるいは逆井のような何十ヘクタールという、そういった規模ではなく、やはり数ヘクタールの規模にとどまってしまいますが、幾らドローンを使って空中散布でありますが、やはり住宅が混在しているところですと、やはり作業をやる際に、必ずお住まいの方に事前にお知らせをしたりとか、中にはそれを敬遠される方も多々いらっしゃると伺っておりますので、なかなかそういう地域では実施が難しいんですが、なるべく広い面積、広い水田地帯であれば、共同で実施していただけるよう町のほうでも積極的に働きかけをしていきたいと考えております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（髙澤　学君）　産業観光課の髙澤です。

予算書170、171ページの⑶宮代ブランド創造事業になるんですが、まず、観光につきましては、委員おっしゃられるとおり、宮代町のイメージを持っていただいてＰＲをしていく。さらには、宮代町にお越しいただくために、各種イベントですとかマルシェのほうを開催して、そこでまたさらにお金を使っていただく、そういう好循環を生んでいきたいというのが目的でございます。

また、さらにそういう中で宮代町のＰＲをして、イメージをよく持っていただいて、さらには数度リピーターとなって宮代町にお越しいただいて、

交流人口のほうを増やしていくというのが目的でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

３点質問させていただきます。

まず、１点目です。

予算書164、165ページ、(2)農業経営基盤強化対策事業で、この中で18節負担金、補助及び交付金で下から２行目の耕作放棄地再生利用対策補助金35万円とあります。

こちらのほうなんですけれども、一般質問のときに、耕作放棄地のこういった再生の補助金は国でやっていますという答弁いただいたんですが、ただ、答弁、国のほうですと大体10分の３で、個人だと1,000万、法人だと1,500万という大きな単位の補助になっております。10アール当たり10万から25万円という形になっているので、これは、国とは関係ない町独自の補助金になるということでよろしいのかということをまず聞くんですけれども、その場合、２ヘクタール以上であって、なおかつ10アール当たり１万から２万円という補助金になっております。これは、どのような作業に対して補助金が出していただけるのかということと、それから、今年度は農地流動化奨励事業補助金でしたか、この40万円があったんですけれども、今回なくなっているんですけれども、その経緯についてお伺いいたします。私たちの予算書だと84ページでした。

２問目です。

予算書166、167ページ、(5)明日の農業担い手支援事業で、この中で18節負担金、補助及び交付金「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金、こちらのほうが限度額が250万円で２分の１というふうになっているんですけれども、いろいろな事業の支援はされているんですが、ただ、農業の機械って、トラクターとかそういったものってすごい金額なわけなんですね。そのときに、この限度額が250万円だとちょっと安いという、そういう町民の方から意見があるんですけれども、例えば250万円の限度額を機械等の大型機械の場合には300万円までとか、そういった限度額を上げるということが可能であるかどうかということをお伺いいたします。

また、やはり明日の農業担い手支援をしていくという中で、今年度あった農業次世代人材投資資金150万円、これは50歳未満の方に対する支援になっているんですけれども、これが丸々なくなっているんですけれども、何かちょっと残念に思うんですけれども、そのなくなった経緯をお伺いいたします。そして、私たち予算書では13ページになります、失礼いたしました。

それから、３問目です。

予算書ですと168、169ページで、(2)農業生産基盤整備推進事業になります。

この18節負担金、補助及び交付金ということで、宮東・中島地区圃場整備事業費負担金という形で、3,633万円という形で出ているんですけれども、この負担金なんですが、県に納めるということだと思うんですが、昨年度は3,840万円ありましたし、なぜこれだけ多額の金額が必要になっているものかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、鈴木でございます。

予算書164ページ、165ページ、農業経営基盤強化対策事業の18節耕作放棄地再生利用対策補助金

についてのご質問でございますが、こちらの補助金につきましては、町から宮代町地域農業再生協議会という団体に交付をしております。そちらの地域農業再生協議会が実施主体となって、耕作放棄地を再生する取組に対しての事業を行っているところでございます。

具体的には、担い手農家の方が自分でお作りになっている耕作地の周辺で、耕作放棄地あるいは遊休化されている農地があった場合、そこを自ら借り上げて耕作する場合の営農が再開できるまでの作業に対して支援するという仕組みでやっておりますので、ある程度きれいに営農可能な水田あるは畑に再生してそれをその後にきちんと耕作が再開できるような流れでやっているものでございます。この補助金につきましては、宮代町の独自のものでございます。

それから、農地流動化奨励補助金が予算計上されていないというご質問でございます。こちらにつきましては、農地流動化奨励補助金につきましては、もともと規模拡大を図る農家さんが農業経営基盤強化促進法といういわゆる利用権設定による農地を新たに借り受けて、面積を拡大する取組に対して、その拡大した面積に対して定額の補助金を支払うというものがあったんですが、この農地の貸借に関する仕組みがこの令和７年４月以降、個人間の利用権設定という仕組みが廃止されることに伴いまして、この補助事業は予算計上をちょっと見合わせたという経緯がございます。

それから、予算書166、167ページの「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金850万円、こちらはいろんな水田農業に係る担い手支援事業だったり、あるいは野菜作りの担い手を支援する支援だったり、あるいは果樹農家を支援する事業だったりと、いろんな補助メニューを設けております。

一応補助率につきましては、２分の１以内でマックス250万円とさせていただいております。この補助事業の補助要綱は2012年頃に町が創設した補助事業でございまして、当時から様々なほかの全国の市や町が実施している補助事業を参考にしながら、宮代町の農家さんに合うような補助事業ということで制定をし、その都度一部改正を重ねて、今の補助メニューとなっております。

当時から、やはり補助率が２分の１、それから、補助限度額が250万円というのはほかの自治体でもほとんどやっていなかったということもありましたものですから、一応250万円ということで設定をさせていただいております。

なお、委員ご指摘のように、コンバイン、トラクターなどの主に水稲の耕作に係る機械につきましては非常に高価でございます。また、この春からも各メーカーと値上げをするというふうに伺っております。ですので、こういった情勢等も踏まえながら、我々担当としては、できるだけ担っていただける農家さんがいればバックアップしたいというのはありますので、そういった部分で、今後は補助率、あるいは限度額などについても検証をしていきたいと思っております。

それから、次世代農業人材投資資金、こちらは、農業担い手塾を卒塾した新規就農者に対する国の事業でございまして、令和７年度におきましては、これに該当する給付対象者がいないということで予算を計上してございません。令和６年度まで５年間給付を受けていた方、お１人いるんですが、その方も令和６年度で給付期間が満了するということでございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○農地調整担当専門員（成田雅彦君）　農地調整担当専門員の成田でございます。

私のほうからは、予算書168ページ、169ページの農業生産基盤整備推進事業の中の18節負担金、補助及び交付金、宮東・中島地区圃場整備事業費負担金3,633万8,000円についてお答えいたします。

こちらは、宮東・中島地区圃場整備事業は、県営事業として、県が事業主体として実施されているものでございますが、そのうち事業費のうちの国が50％負担する、県が27.5％を負担、町が22.5％を負担というのが決まっておりまして、令和７年度分の事業費は１億5,000万円を予定しております。

このほか、工事雑費とか事務費という費用もあるんですが、それを合計しますと、事業費として、令和７年度は１億6,065万円になります。それの町の負担分でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目、165ページの耕作放棄地再生利用対策補助金の件なんですが、私一般質問のときに、この件でちょっと話があったときに、町民の方からそういった草を刈ってもらいたいという要望があったということで、道のほうが、まちづくり建設課のほうがすぐやっていただいて、この耕作放棄地のほうがなかなかやってもらえなかったということで話ししたんですけれども、一般質問が終わった後に確認に行ったらきれいになっていたということで、申し訳ないことをしてしまったんですが、ここでお詫びいたします。

その間、ちょっと時間がかかっていたということがあったので、町民の方とここの土地を所有している方が不明で、なかなか手が出せないんだろうねという話をしていたものですから、そしたら刈られていたので、じゃ、所有者があったんだなということを感じたんですね。

その場合に、例えば草をもう１メートル何十センチという長さがぶわっとあったわけですよ。枯れていて、本当に火がついたら、もう大変なことになって、周りの今度林のほうまで行ったら、大変な火事になってしまうなと思っていたんですけれども、例えば草をきれいに刈って、本当に耕作できるような土地になっていたんですけれども、この場合、この耕作放棄地再生利用対策補助金の対象になっていたのかどうかということをちょっとお伺いさせていただきます。

農地流動化奨励補助金の件は分かりました。

それから、２問目、「農」あるまちづくりのほうの167ページの件ですけれども、こちらのほうぜひやっぱり町民の方の願いですかね、やっぱり高価な買物をしなきゃいけないので、せめて300万円ぐらいは補助していただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、農業次世代の件に関しましても分かりました。

それから、３問目、169ページの宮東・中島地区圃場整備事業、こちらのほうなんですが、私たちの予算書だと6,137万円になっております。予算書のほうだと負担金のほうが3,633万で、私たちの予算書のほうで用地買収及び圃場整備工事等と今回圃場整備工事が入っているということで、これが2,629万、そうしますと、この１つ上の14節工事請負費の4,200万から2,629万引くと1,570万、それと3,633万8,000円を足しても5,240万にしかならないんで、あと残り6,137万円に対してこの予算書の中のどの部分が加わっているのかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、

鈴木です。

農業経営基盤強化対策事業の耕作放棄地再生利用対策補助金のご質問について回答させていただきます。

今、委員からご説明がありましたケースがこの補助の対象になるかどうかということでございますが、この事業で対象としておりますのが、あくまでも担い手の方とか、新規就農者の方とか、そういった方で、きれいになってお米、あるいは野菜等の作付が可能な状態になった状態で引き受けてくれる方がある程度確保できてないないと、なかなかこの事業については実施できないような形となっております。

こういった農地に限らず、草が伸び放題であったり、あるいは交通の妨げになるような、あるいは住宅の敷地に迫ってくるような、そういった農地に対しましては、日々農業委員会のほうにも、地主さん、あるいは耕作者の方に何とかしてくれと、そういった要望も寄せられております。そういった場合も個別に農地を持っている方、あるいは耕作をされている方に対しまして、農業委員会のほうで通知を出して、一応例えば作業をするに当たって、ご自分でできない場合は、こういったところが参考としてありますよというような事例も添えて依頼をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

専門員。

○農地調整担当専門員（成田雅彦君）　農地調整担当専門員の成田でございます。

お答えいたします。

私のほうからは、農業生産基盤整備推進事業の宮東・中島地区の費用の内訳でございます。

私たちの予算書12ページでは事業費として6,137万円を計上させていただきまして、この内訳でございますが、予算書のほうを見ていただきまして、まず、166、167ページ、この宮東・中島地区に係る予算を今から読み上げさせていただきます。

まず、10節需用費４万6,000円、食糧費ですね、こちらは総会とか役員会の飲み物代ということで計上させていただいています。

その下の11節役務費のうちの郵便料３万7,000円、こちらは役員会とか総会の案内通知の郵便料になっております。

続きまして、その下の登記事務手数料75万円ということで、これは宮東・中島圃場整備に伴う土地の付け替えとかによる分筆所有権移転登記手数料でございます。

次、ページめくっていただきまして、168、169の一番上段になりますが、不動産鑑定料20万円ですね。こちらも換地の払い下げというものが生じてきますので、その不動産の鑑定料でございます。

続いて、12節委託料のうちの上のほうの境界ぐい復元委託料300万円、こちらは圃場整備に先立って境界確認を今年度実施しまして、仮ぐいというものを打っているんですけれども、工事の際に一度撤去してしまうんですね。それを復元する測量費でございます。

続きまして、下の農業用用排水路整備設計委託料、この529万円のうちの100万円をこの宮東・中島圃場整備地区の附帯工事ということで、設計委託料として計上させていただきます。附帯工事というのは、これから工事に入ってどういうものが附帯として出てくるか、まだ明確なものはないんですが、考えられるものは、一度これは集積といって、県営事業で農地、今の畦畔で細かく設置されているんですけれども、それを一旦取ってしまうんですね。ですが、それを今度担い手さんができるかというとそうでもなくて、まだ実際現地で

農業をやりたいよという地主の方もいらっしゃいますので、それを今後どの土地をどうするかというのは調整が入ってくるわけなんですが、また、それは畦畔は復元する設計も入っていきます。そうしますと、今度は取出し口とか排水口とかも関わってきますので、その他もろもろの設計委託ですね、そういうのが含まれております。

続いて、14節工事請負費の施設改修工事費4,200万のうちの2,000円、これも先ほど設計委託でご説明したとおり、畦畔設置とか出入口、取水、排水口を新たに設置するための費用でございます。ただ、これは想定ということで、どのぐらい出てくるか分からないです。これは、上限として計上させていただいていますので、実際こんなにかからないかもしれません。

続きまして、先ほどご説明しました18節の負担金、補助及び交付金の宮東・中島地区の圃場整備事業負担金ということで3,633万8,000円、以上を合計しますと、この私たちの予算書に計上されています6,137万円となります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。

そうしますと、今回の１問目ですけれども、165ページ、こちらのほうの補助金は使われていなかったということで了解いたしました。

また、169ページのほうなんですが、確認で言わせていただきますと、登記事務手数料75万円と不動産鑑定料の20万円とあと農業用用排水路整備設計委託料の中の100万円と、それから、施設改修工事費だと2,000万円ということでよろしいということで、いいということですね。確認で。

測量のあれは関係あるんですか。

○委員長（九山妙子君）　直接やり取りしないでください。

○委員（泉　伸一郎君）　すみません。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○農地調整担当専門員（成田雅彦君）　農地調整担当専門員の成田でございます。

今、お話があったところで、境界ぐいの復元の委託料ですね、これは300万円がちょっと抜けていたと思うんですが。

あとは食糧費の４万6,000円ですね。

もう一度言いましょうか。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で産業観光課分の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月12日水曜日、午前10時から委員会を開き、まちづくり建設課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　５時０３分

予　算　特　別　委　員　会

第　5　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長	田島正徳君）		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

まちづくり建設課長	髙橋勝己君	まちづくり建設課土地利用推進室長	石塚孝信君
上下水道室長	忽滑谷和君	まちづくり建設課主幹	折原淳君
まちづくり建設課主幹	和田光春君	まちづくり建設課主幹	島村明子君
まちづくり建設課主幹	清水頼孝君	道路担当主査	鷺谷栄一君
教育推進課長	田中啓之君	教育推進課学校管理幹兼副課長	竹内知子君
生涯学習室長	飯山武君	教育推進課副課長	小川雅也君
教育推進課主幹兼指導主事	齋藤真美子君	教育推進課主幹	小島英樹君
生涯学習室主幹	川﨑章人君	教育総務担当主査	髙橋道彰君
文化財保護担当主査	山﨑健司君	文化財保護担当主査	横内美穂君
総務課長	菅原隆行君	企画財政課長	井上正己君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、３月10日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２６号の審査（まちづくり建設課・教育推進課）

○委員長（九山妙子君）　本日は、議案第26号　令和７年度宮代町一般会計予算についてのうち、まちづくり建設課、教育推進課分の順に質疑を行い、終了後、議案第26号の討論、採決を行います。

これより、まちづくり建設課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。議事を円滑に進められるよう皆様のご協力をお願いいたします。

担当課長より出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課長の髙橋です。今日はよろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹の和田です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　まちづくり建設課主幹、折原でございます。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。よろしくお願いします。

○道路担当主査（鷲谷栄一君）　まちづくり建設課道路担当主査の鷲谷と申します。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（清水頼孝君）　まちづくり建設課主幹の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村と申します。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）　土地利用推進室長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

それでは、３点質問させていただきます。

予算書178ページ、179ページ、⑵東武動物公園西口周辺整備事業で、私たちの予算書の14ページでわくわくロード事業があります。このわくわくロード事業、予算が1,333万円です。具体的にどんな内容をするのか教えてください。

２点目、予算書180ページ、181ページ、⑷都市計画総合事業の12節委託料500万円ですが、事業概要の本年度の特徴で和戸駅西口主要道路の路線測量予備設計だと思うんですが、具体的にどの位置の設計をするのか教えてください。

最後に、予算書182ページ、183ページ、⑴公園等環境管理事業の12節の委託料で、街区公園草刈り樹木管理委託料で令和６年度は1,800万円で、令和７年度は2,101万3,000円です。約300万円の増加です。内容を教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

１問目、予算書178ページ、179ページ、私たちの予算書14ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業についてでございます。

今年度事業費1,333万円の内訳といたしましては、需用費として33万円、こちらについては消耗品や電気代、水道代などとなっております。残りの1,300万円につきましては工事費を予定しておりまして、内容につきましては、まずイルミネーションで450万、ストリートファニチャーで500万円、フラッグ、景観整備のものになるんですけれども、フラッグで200万円、デザイン平板で150万円等を予定しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長、石塚でございます。

予算書180ページ、181ページ、４目都市計画総務事業のうち、12節の委託料についてのご質問についてお答え申し上げます。

今回予定している路線といたしましては、町道番号で申し上げますと、第686号線になります。位置的には須賀小学校の校門のちょっと先から備前堀川に向かう地区の中心となる、背骨となる道路としてご理解をいただければと思います。こちらの道路につきましては、現時点で予算を取る段階でここの路線を想定をしておりますが、今後地域の皆様とお話合いを進める中で、今回の道路計画どのようにすればいいのかを含めて意見交換をしながら、路線の最終的な選定作業を行ってまいりたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。

予算書182ページ、183ページ、公園等環境管理事業の街区公園草刈り樹木管理業務委託料の増額分の内訳につきましてですが、１点目にシルバー人材センターの単価、また近年の処理量の増加による値上がり分、また管理協定解除による町管理の公園の増加分、２点目に近年の燃料費や人件費の高騰により、樹木管理業務委託料の増額分、３点目に高木の処理要望が多いため、高木の剪定伐採の予算を確保し、それぞれその３点で100万円ずつ増額をしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、再質問のほうをさせていただきます。

まず、１点目のわくわくロードの事業の中なんですけれども、私一般質問でもしたんですけれども、動物の鳴き声が出る歩道の計画というのがあると思うんですけれども、これはどのようなスケジュールでどんな感じで進めているのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

それと、２点目の和戸西口でのなんですけれども、線路に対して平行に計画ということなんですけれども、垂直方向、駅に向かって直接向かってくるような道路というのは考えていないのでしょうか。その辺、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

動物の鳴き声の件につきましては、こちらは歩

いて楽しいわくわくする道の絵ということで、小学生高学年を対象に募集させていただいたアイデアの絵についての最優秀賞になったものと思われますが、こちらにつきましてはすぐに歩道に設置するというのはなかなか難しいので、今後実施されるイベント等において試験的に実施できればなというふうに考えております。今年イベントを予定されているんですが、今までまちづくりアイデアの絵を募集したまちづくり活性化するアイデアにつきましては、そのようなイベントの中で実施していければいいかなというふうに今考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長、石塚でございます。

駅方面に向かう道路の整備についてお答えを申し上げます。

今回の和戸駅西側地区については約10.2ヘクタールでございます。先ほどの686号線については、地区の背骨となる道路として考えておりまして、現時点で一番主要な道路といたしましては、保育園の先に押しボタン式の信号機があると思いますが、押しボタン式の信号機から駅方面に向かう道路を先ほどの686号線と同様に地区主要道路と位置づけて検討させていただいておりますので、メインになる道路は多分そちらの道路になるかと思います。ただ、そのほかにもこの地区で見ますと、約、国納保育園の前から駅のほうに向かう道路は８路線ございますので、先ほど申し上げた国納保育園の先の押しボタン式の信号の道路だけでいいのか、もしかするとそのほかにも補完的に道路整備が必要となってくるのか、それら今後地域の皆様と話を進める中で最終的に合意をいただければ、整備に向けた検討に入らせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、再々質問なんですけれども、１点だけ、わくわくロード事業なんですけれども、イベントで考えているということでしたけれども、具体的に何月ぐらいのこんなイベントに一緒にやりたいなというのがもしあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

イベントにつきましては、今、旧産業観光課というんですかね、そちらのほうと調整をしているところでございまして、大体秋から冬にかけてイベントを行っていきたいなというふうに考えております。その中で、このようないただいたアイデアを100％実現できるかというのは、なかなか動物の絵を踏んで声を出すというとなかなか急にできるものではないので、その辺のいろんなアイデアを踏まえながら、そのいいところを取りながら試験的に実施して、皆さんの反応を見て今後の整備に生かしていきたいと考えております。時期としては秋から冬ぐらいを考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　再質問に関しましては、ページ数、答弁のほうもそうですが、質問、答弁に両方ともページ数を言ってからお答えをお願いいたします。

質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

２点、質疑させていただきます。

予算者のほうが178ページ、179ページ、私たちの予算書が14ページ、福祉産業資料のほうの３ページ、前段議員からも出されましたが、わくわくロードについてでございます。

今内訳を教えていただいたんですけれども、イルミネーション、フラッグ、平板は何となく分かるんですけれども、このストリートファニチャーというものが単なるベンチとかそういうものなのか、教えてください。

あと、２点目が私たちの予算書で17ページの地域のオリジナルパークをつくろう！なんですけれども、こちらはそれぞれの公園ごとに社会実験等実施するとありますが、それぞれとはどこの公園のことをいうのか、教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

私たちの予算書14ページ、予算書178ページ、179ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業のストリートファニチャーの内容につきましてですが、こちらストリートファニチャー、確かにちょっと大きくジャンル的には捉えてしまうんですけれども、この中にはベンチも含めて、例えばテーブルベンチのような休憩施設であったり、そのデザインにつきましてはただ普通の置いてあるようなベンチを置く場合もあるんですけれども、例えば何かちょっとモニュメントを模したものをデザインベンチとか、そういうものも含めて考えているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。

私たちの予算書17ページ、地域のオリジナルパークをつくろう！のそれぞれの公園ということなんですけれど、地域のオリジナルパーク事業につきましては、宮代台中央公園と学園台けやき公園をモデル公園として事業を進めておりますので、そちらの２公園になります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　では、再質問させていただきます。

そのストリートファニチャーが机だったりテーブルであったり、デザイン性のあるものということですが、こちら例えばデザインとかをどこにお任せになるのか。駅からずっと東武動物公園まで続いていくと思いますので、駅の始まりに無印さんがあるんですけれども、無印さんとかと提携したりする予定はないのか、そちらをお聞きします。

あと、地域のオリジナルパークについては、この２つの公園は前にも聞いたことがあったんですけれども、今もう結構進まれていると思うので、今の現状どのぐらいまで行っているのか、教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書178ページ、179ページ、私たちの予算書14ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業のストリートファニチャーにつきまして、デザイン等につきましては、今100％かっちり決まっているものはないんですけれども、エリアといたしましては駅西口から東武動物公園、新しい村を含めたエリアとなっておりますので、例えばデザインについては今後東武動公園等と協力して例え

ば動物のデザインにするとか、新しい村のほうも見据えて所管する担当と協議しながら、デザイン性については検討していきたいと考えております。

今の段階でどこかに委託するということは考えてはいないんですけれども、例えば動物何かになると、東武動物公園さんの協力を仰ぐかもしれないし、アーティストさんというか、宮代町とかで何か芸術性の方がいれば、その辺の方とも協力したいとも考えておりますし、ただ、ここのところにつきましてはまだ100％がっちり決まっている状態ではございません。

無印良品につきましては、無印さんと提携するというよりも無印さんも例えばつながる市とかイベントとかをやっておりまして、いろんなプレイヤーの方とつながりがございますので、その辺でご協力を仰いでいけたらなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。

私たちの予算書17ページの地域のオリジナルパークをつくろう！の進捗状況についてですが、宮代台中央公園につきましては、公園施設や遊具の更新工事を今年度行いまして、２月にそちらの工事が終わったというところでございます。学園台けやき公園につきましては、３月末までにあずまやの建築工事等の整備を終わる予定でございます。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

こちらストリートファニチャーについては、以前日工大生がデザインしたベンチというものがあったと思うんですけれども、こちらはかなり費用がかかった割に、結構町内でご存じの方があまりいなくてとてももったいないなと思っていたところですので、それ以降無印さんとかとてもセンスのいい企業さんがせっかく来てくれていますので、ぜひともご相談等をいただいて、無印さんにも動物キャラクターとか扱っていらっしゃったりとかして、かなり寄せてきていただいているような感じもするので、ぜひ東武動物公園と無印さん、両方とても優良な企業さんなので、ぜひともコラボしていただけたらなと思っております。もう少し積極的に無印さんにお声かけできないのかなということが質問です。

次に、地域の公園なんですけれども、たしか学園台のほうに草刈りロボットが入る予定だったと思いますが、今その状況をちょっと教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書178ページ、179ページ、私たちの予算書14ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業につきましてお答え申し上げます。

無印良品につきましては、包括協定を結んでいることもありまして、定期的に町の担当と無印さんの店長さんとかと定期的に打合せする機会がございますので、その辺も含めて協力を仰いでいけたらなと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。

私たちの予算書17ページ、地域のオリジナルパークをつくろう！のうちの草刈りロボットの進捗

状況についてなんですけれども、草刈りロボットにつきましては、ワイヤーを入れてその範囲内で動くというものになります。そのワイヤーを設置するのに、あずまやの建築工事と同時にやってしまうとワイヤーをもし万が一切ってしまうとそれが動く際に支障となりますので、建築工事が終わった後に設置するということで、３月の多分最後の週になると思うんですけれども、そこで工事を行う予定となっております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。

３点質問させていただきます。

予算書174、175の道路維持管理事業の12節委託料の道路除草業務委託料が前年度より約180万増額しているんですけれども、その増えた理由と、また委託先が分かればお願いいたします。

２点目が予算書180ページ、181ページの一般住宅耐震対策事業の中の18節負担金、補助及び交付金の耐震診断補助金、耐震改修工事等補助金、既存ブロック塀撤去補助金が前年度より半分近く減額になっているんですけれども、これは近年の実績に基づいて今回この予算になったのかということをお伺いいたします。

３点目が予算書の182、183ページの公園等環境管理事業で、この中で、まずまちづくり建設課が――あと私たちの予算書だと103ページになります。街区公園という数、公園の数は幾つかということと、あとここに公園管理報奨金が地区自治会と公園管理協定に基づいて行われている公園が10か所あるということなんですけれども、分かればこの10か所の公園も教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　主幹の折原です。

予算書174ページ、175ページ、道路維持管理事業の委託料、除草業務委託の件、お答えいたします。

増額の理由といたしましては、やはり近年燃料、人件費上がっておりますので、こちらの増額分として上げさせていただいております。

あと、発注予定先でございますけれども、基本的にはシルバーのほうに委託予定と、あと入札ですね。単価契約という形で入札で執行する予定でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（清水頼孝君）　主幹の清水です。よろしくお願いいたします。

お問合せの180ページ、181ページの一般住宅耐震対策事業の予算額、昨年度と比較しますと135万円減額ということの理由でございますけれども、議員さんご指摘のとおり、近年の実績に基づきまして減額のほうをさせていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。

予算書182ページ、183ページ、公園等環境管理事業のうちの公園数なんですが、街区公園といたしまして46か所、緑地といたしまして５か所、遊水池公園といたしまして３か所、遊水池といたしまして３か所で合計57か所になります。

公園管理協定に基づく公園の10か所なんですけれども、１つ目に姫宮南緑地緑道、西原台公園、金原児童公園、川端広場、新道児童公園、学園台宮前幼児公園、学園台あおぎり公園、沖の山公園、桃山台中央公園、桃山台南公園の10か所でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　それでは、再質問させていただきます。

最初の道路、178、179の除草の件は承知いたしました。

180、181ページの一般住宅耐震対策事業についても近年の実績で減額したということですけれども、周知のほうは多分広報等でしっかりされていると思うんですけれども、それでもなかなか応募がないということに対して、何か対策とか考えたことあるのかお伺いいたします。

あと、182、183ページの公園等管理事業についてですが、先ほど前段の議員でもあった宮代台とか学園台の公園のように、今後町が補助しながら整備していく公園という計画があるのかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（清水頼孝君）　予算書180ページ、181ページの一般住宅耐震対策事業の耐震化に関するいわゆる取組状況ということでございますけれども、令和６年度の取組に関しましては、町の広報紙の５月、それと11月に耐震診断等に関する補助金のご案内のほうをさせていただきました。また、相談であったりとかそういったものに関しましては、ホームページ、それと広報紙等で情報提供を図ったというところでございます。また、10月に行われました地域防災訓練、そちらのほうにつきましても耐震の事業者の方々と一緒に相談窓口のほうを設置して、相談のほうを受付をしていたというところでございます。また、今年度から新たに12月に町の公式のＬＩＮＥのほうでも周知のほうを図ったというところでございます。

また、あと、てこ入れ等の状況でございますけれども、国のほうでもいわゆる60歳以上の高齢者を対象とした住宅金融支援機構のいわゆるリバース60、そういったのを利用して、いわゆる利子補給制度、そういったのが始まるという形で情報提供を受けているところでございます。これに向けまして、近隣の市町と今情報交換をしているところでございますので、また少しその辺で動きがあるのかなというふうには思っているところではございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　まちづくり建設課主幹、島村です。

予算書182ページ、183ページ、公園等環境管理事業のオリジナルパークの２公園のように今後町が進めていく公園があるのかというご質問に関してですけれども、今２公園で事業を進めておりますが、今までお話をさせていただくと、地域が主体的に社会実験やイベント等の活動を進めていきたいというニーズが低いため、通常の公園等環境管理事業業務の中で公園遊具等の更新、修繕の検討を行っていこうと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

２点お伺いいたします。

予算書の180ページ、181ページの(3)東武動物公園東口周辺整備事業についてお伺いいたします。

12節の委託料、現地調査業務委託料なんですけれども、800万円ということで、前年度の現地調査委託料が6,900万円だったので大きく減額しているということですので、現地調査の大部分が令和６年度に大分進んだということなのかなと思うんですけれども、現地調査のほうの進捗状況と令和７年度の予定されていることをお伺いいたします。

２つ目が同じく(3)東武動物公園のほうなんですけれども、21節補償、補塡及び賠償金の支障物件等の移設補償金２億1,400万円ですが、前年度3,600万円でしたので、こちらのほうが大きく増額しています。令和７年度に用地買収を大分進めるめどが立ったことから予算づけされているのかなと思うんですけれども、何件分の用地買収を想定されているのか、内訳のほうをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書180ページ、181ページ、私たちの予算書でいきますと18ページ、東武動物公園駅東口にぎわいロード事業ですね。こちらの委託料が今年度800万円で、前年度は6,900万円ということなんですけれども、こちら減額となった理由についてご説明申し上げます。

まず、今年度の委託料の内訳といたしましては、物件の調査と用地を買収したときの分筆測量の委託料となっております。こちらが約800万円程度予定しております。

前年度6,900万ということなんですけれども、前年度につきましては東口駅前広場の無電柱化に必要な詳細設計を行っております。併せて用地買収に必要な物件調査の業務委託を実施しております。こちらの物件調査につきましては、残りの地権者数ほぼ全て、全部じゃないんですけれども、今残り土地の権利者としては８件残っております。こちらの８件のうち７件分の物件調査を行いましたので、そちらの費用と駅前広場の無電柱化の詳細設計と、駅前広場の詳細設計。無電柱化の詳細設計は電線を地中化するための詳細設計、駅前広場の詳細設計は駅前広場の平面的な道路の設計に必要なものになっております。そちらの委託を行いましたことから、かなりの予算額となっているところです。

７年度の進捗なんですが、今年度に詳細設計をやって、残り８件の権利者のうち７件分の物件調査を行いましたので、７年度につきましては用地買収を進めていくという形になります。これは２問目にもつながることなんで、そのまま答えさせていただきます。

21節補償のほうで、今年度２億1,400万積んで、前年度3,600万ということなんですけれども、議員お察しのとおり用地交渉のほうが物件調査が完了しまして補償額、用地額の算定を行いまして、今後これを提示して７年度に用地の買収に入っていきたいと考えております。

想定の件数なんですが、一応２件を予定しております。ただ、２件、２権利者になるんですけれども、その権利者の中にお店にたな子というか、テナントで入っている方がいらっしゃったり、借地で入っていらっしゃる方もいますので、用地費については想定２件なんですが、補償費については想定５件程度を予定しています。ただ、補償につきましてはテナントの今時点の情報ですので、用地買収時点でどうなるかというのははっきりと

は分からないです。ただ、用地費の２件については、変わらず想定としては２件を想定しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　それでは、あと180ページ、181ページの件で再質問させていただきます。

こちらのほうの現地調査のほうは予定どおり進んでいるということでよろしいのか、難航して遅れているとかそういうことないのかということと、用地交渉、あと残り８件ということだったんですけれども、そちらのほう今年度も交渉していくことになると思うんですけれども、難航している、ちょっと長引きそうとかそういうことがあるのかということと、いつ頃までに立ち退きをお願いしているのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書180ページ、181ページ、私たちの予算書18ページ、東武動物公園駅東口にぎわいロード事業につきましてです。

今現在進捗につきましては予定どおりかということに関しましては、当初の予定では令和５年度までの事業認可を取ってやっていたんですけれども、コロナとかその辺の影響で用地買収、用地交渉ができなかったということで、事業には遅れが出ている状況です。認可につきましては変更の認可申請を行いまして、令和10年度の完成を目指して事業認可を取得したところでございます。

予定につきましては、令和７年度、８年度、９年度までには用地を買収して、９年度、10年度で工事を完成させるという予定を考えております。

現時点の進捗状況なんですが、面積ベースでいきますと全体面積3,115平米に対しまして買収が2,086平米、率にしますと67％、残りの面積としては1,029平米となっております。先ほども申しましたが、土地の権利者につきましては８件ございまして、その土地の中に入るたな子さんとか借地権者等は合わせると16件になっております。

今現在土地交渉が難航しているという話なんですけれども、やはり皆さん駅前広場につきましては一部かかるという方じゃなく、全部かかってしまうという方が結構多いもんですから、やはりそこで住んでいらっしゃる方、ご商売をされている方がいますので、そちらの移転先を見つけるタイミングというのはなかなか難しいところがございまして、難航しているというわけではないんですけれども、やはりその辺の調整ですね。そのタイミングと、町のほうも一つの補償用地で額が今回２件分でこれぐらいの額を想定しているんですけれども、やはり額が大きくなってまいりますので、一気に全部というわけにもいかないので、その辺のタイミングを見ながら地権者の方と交渉していけたらと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

大きく１点質問させていただきます。

予算書の174ページ、175ページ、(1)の道路維持管理事業について何点か質問をさせていただきます。

私たちの予算書では90ページになります。こちらのほうでご説明いただきたいんですが、令和７年度の道路の修繕予定ということで、町道第54号の舗装修繕と町道第82号線の修繕がございますが、こちらの詳しい想定されている工事内容のご説明

をお願いいたします。その下のその他のところに、その他の道路修繕工事とあるんですが、こちらは何件分ぐらいを想定されているのか、お願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書174ページ、175ページ、私たちの予算書90ページ、道路維持管理事業の修繕工事の内訳についてご説明させていただきます。

まず、町道第54号線の舗装修繕工事でございますが、こちら字山崎地内の、写真だとあれなんですけれども、位置図見ていただくとポンプ場の後ろの田んぼの中の道路になるんですけれども、こちらのアスファルト舗装の老朽化が激しく、舗装が亀の子のような割れ方をしております。こちらにつきまして老朽化による舗装の打ち替えということで、面積約2,500平米、工事延長としては300メーターを予定しております。

２点目、町道第82号線の舗装修繕工事でございますが、こちらは役場の後ろの進修館との間の道路になっております。こちら今現在インターロッキングというブロックの舗装になっておりまして、もう年数も大分たっておるんですが、こちらのがたつきと、インターロッキングの下を支える路盤の状況がちょっと悪くて、下から白い水が浮いてきたり騒音がしたりとか、ちょっと、ブロックを手で外せちゃうような状況になって、何度か修繕させていただいたんですが、やはりもうそろそろ老朽化が激しいということで打ち替えを考えております。こちらの舗装につきましては、面積800平米程度なんですが、今インターロッキングブロックになっておりますので、ストリートプリントという舗装に表面をちょっと加工して景観性舗装のような形で今インターロッキングブロックで景観的な舗装になっているんですけれども、舗装終わった後に型枠を入れて色をつけてインターロッキングブロック舗装みたいに見えるような形で戻すような舗装を考えております。一応内容といたしましては、どちらも舗装の老朽化による修繕ということになっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　主幹、折原でございます。

道路維持管理事業のその他の工事のことについてお答えいたします。

基本、こちらにつきましては修繕要望とか苦情等を受けたものに対して対応していく内容なんですけれども、大体年間で苦情、要望ということで来ておりますのがおおむね150件から180件ぐらい要望、こちらは工事だけではなくて草刈り要望等もあるんですけれども、こちらが大体150件から180件ぐらい年間来ております。工事件数の想定なんですけれども、大体令和６年度ベースでいきますと、２月末現在で約50件弱ですか。あと単価契約で修繕しているものが16件程度あるんですけれども、大体おおむね70件ぐらいが工事の件数になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　よく分かりました。

予算書174、175の道路維持管理事業について再質問をさせていただきます。

まず、１点目の町道54号線のこちらの私たちの予算書90ページの写真でも場所は分かりました。それで、こちらの道路のアスファルトの修繕とい

うことなんですが、こちらお水が張る時期になるとお水がここから出るというようなこともあったんですが、そういった改善も同時になされるのか、そちらをもう一度お伺いいたします。

次に、この82号線の道路については、景観も含めて修繕と、またこういったデザイン的なものの工事ということで承知をいたしました。

それと、あとどちらものスケジュールというか、どのようなスケジュールで想定されているのかとお伺いするのと、あとこの町道82号線から西口わくわくロードで、その前の年にこの通り沿いの工事をされたと思うんです。以前のお豆腐屋さんのところからというところで、そのときにその道路が割とメインになっていくということを想定、そのときはご説明いただいたと思うんですが、その関連で、この工事と今後そこをどうするのかという、もし想定されているんでしたら教えてください。

最後に、その他の修繕ということで大体70件ぐらいを想定されているということで承知をいたしました。町民の方から要望などあって、その都度修繕していただいていると思うんですが、大体ほとんどいただいたご要望は修繕していただいているということでよろしいんですかね。予算がないということでされないこともあるとか、何かその辺の状況を教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書174ページ、175ページ、私たちの予算書90ページ、道路維持管理事業修繕工事の関係なんですが、まず54号線舗装修繕工事、おっしゃるとおり水の時期につきましては冠水が発生する状況となっております。こちらにつきましては水路の関係とか、根本的な理由等もあると思うんですが、今回水が出たことによって今年度土のうを置いたりしたんですが、あまり効果が見られていない状況でありました。今回この舗装修繕工事に併せて対策をということなんですが、この水がたまる状況に対処するように、路盤の部分を少しかさ増しして舗装の計画高を上げるような形で設計を進めています。こちらについては去年の実績の水位等を測量で図らせていただいて、こちらよりも水位が舗装が水没しないような計画高で一応施工させていただく予定です。ただ、最終的にはポンプ場のほうで県道にすりつきますので、そこにつきましては県道の高さより高くするわけにいかないので、県道に合わせて高く下がっていくような状況になります。なので、県道の部分が水没してしまうと、その付近今新しくお店ができていると思うんですけれども、その県道の間際のところについては多少の水が出てしまう可能性はあるんですけれども、本線につきましては水がたまらないように設計しております。

続きまして、82号線の舗装修繕工事につきましては、西口のわくわくロード整備事業の中でセブンイレブン寄りのほうの交差点の改良工事をさせていただいたんですが、そこの絡みというのは今回の舗装修繕工事についてはないんですけれども、あちらの工事につきましては無印良品のほうから来る中央通り線と県道を挟んで反対側の車道線形がずれていたので、車道を拡幅して反対側の線形と合わせるという工事を実施してまいりました。

将来的には都市計画道路の西口通り線になると思うんですけれども、そこの都市計画道路としての事業化がまだされていないんですが、わくわくロード整備事業の基本構想の中で、例えばバス路線をそちら側から、駅前から無印良品の前を通っ

て昨年に完成した道路からずっと東武動物公園のほうに向かうと、今のこちらの駅前通りに東武動物園のバスが通っているんですけれども、そのバスを迂回というか、バスのルートを変えることによってこの駅前通りがバスのことを考えなくて済むので、もうちょっと利活用できるんじゃないかというお話が出たところでございます。将来的にはそうなったときには例えば道路を使ったイベント何かも行いやすくなるんじゃないかなというところでは考えております。例えばバス路線があると、どうしてもバスを止めるというのはなかなか難しくて、祭りのときなんかも止めるときは臨時のバス停を役場の駐車場に設けたりということもございますので、その辺の中でわくわくロード整備事業とは関連していくかなと思っております。

スケジュールにつきましては、舗装修繕工事、54号線につきましてはちょっと田んぼの中で水がもう４月に来てしまいますので、水が来ている間に設計を行って、稲刈り後ぐらい、秋ぐらいに施工できればなというふうに考えております。水の影響を受けなければなるべく早めに行いたいところもあるんですけれども、台風とか水が冠水してしまう場所なので、冠水するまでに終わらせたいなというところがあるんですけれども、その辺につきましては設計の状況も確認しながら秋までにはやりたいなというふうに考えております。

82号線につきましても、４月から設計を実施して夏ぐらいにはもう着手したいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　主幹、折原でございます。

予算書174ページ、175ページの道路維持管理事業で、住民の方からの要望、苦情に対して応えられているのかどうかということについてお答えいたします。

実際スポット的な補修に関してはおおむね住民の期待に応えられていると思いますが、例えば来年度路線で修繕する町道54号線のように、全体的に路線として悪いというものに関してはスポット的な補修では対応できないので、次年度以降の予算措置という形で対応する形になります。私が記憶している中で、令和６年度の中で住民の要望に応えられていないなというところに関しては、ある市街化の区域なんですけれども、民地から枝木が出ておりまして、実際住んでいらっしゃる方がいる。そこにお願いはしているんですけれども、ちょっと今体調が悪いから云々かんぬんという形でちょっと逃げられている。できていないところというのが住民の方の要望に対応できていないというのが枝木等であります。また、これまた道路のほうなんですけれども、地元のほうからは雨水がたまるから道路側溝を整備してほしいというところで意見はあるんですけれども、やっぱり道路側溝を整備するということになりますと、流末がしっかりしているということはもちろんですけれども、せっかく舗装しますからできれば道路４メートルで整備したいというところで担当では思っているんですけれども、なかなかお手紙とか直接伺ったりはしているんですけれども、なかなか日中をお会いできないとか、お手紙に対しても返ってこないというところについては、担当としても整備したい気持ちではあるんですけれども、なかなか住民の期待に応えることができないというのが今年度ありました。そういったところに関しては、引き続き継続して用地交渉等を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　よく分かりました。

最後に１点だけ、再々質問なんですが、町道82号線の舗装工事なんですが、こちらは進修館とか役場の利用の方も結構いて、夏頃着手するということなんですが、ここのご利用の兼ね合いとか、また町民祭りとかそういうこともあると思うんですが、どのようにお考えになっているのか、最後にお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書174ページ、175ページ、私たちの予算書90ページ、町道第82号線の舗装修繕工事につきましては、４月５月で設計を行って、６月以降で発注準備が整うということですので、整い次第発注をしていきたいと思っておりますが、今おっしゃられたとおり、祭りとかそういうイベントは外すように考えていきたいということと、進修館の駐車場の入り口になっておりますので、その辺につきましてはそこが使えなくならないようにやっていきたいとは思うんですが、やはりどうしても舗装の施工中とか一時的に使えなくなってしまうことは出てしまうと思います。ただ、１週間も２週間もずっと入れないとかじゃなくて、その日１日だけ何時から何時の間だけは通れないとか、そういうことは想定されますので、その辺については事前の周知をしっかりさせていただくとともに、進修館の担当のほうと調整しながら工事を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。

予算書178、９ページのわくわくロード事業についてなんですけれども、先ほど前段の議員さんからの質問でいろいろ分かりました。その中で、ベンチつくるということで500万の予算計上なんですけれども、何基分なのかという点と、あとベンチって無印良品にあったり、ここの広場にあったり、新しい村には当然あったり、桜のそこのヤマトの前へ行くと日工大の方が作ってくれたベンチがあったり結構あるんですけれども、何か需要がそんなにあるのかという点と、あとフラッグが200万、これはペナントなのか上り旗なのか、何本分程度予定しているのか、お伺いをいたします。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時２０分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

引き続きまちづくり建設課分の質問を行います。

合川委員の答弁からお願いいたします。

答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書178ページ、179ページ、私たちの予算書14ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業の内容についてご説明いたします。

まず、500万円のベンチということで、内訳につきましてはストリートファニチャーとして10基程度、約１基50万円程度を想定しております。こちらにつきましてはおっしゃるとおり、いろんなところにベンチがあるということで、必要性があるのかというご意見なんですけれども、今までわ

くわくロードの基本構想を作る上で検討会とか、あとアンケートとかをさせていただいたんですが、やはり休憩できるところはほしいという意見が結構ありまして、わくわくロードのコンセプトとして公園のようなコミュニティー道路というのがありますけれども、駅から新しい村までのエリアの中で道路の中にも、歩道の中につけるかどうかというのはまたいろいろ検討があるんですけれども、ちょっと余剰地にベンチを置いたり、今の歩道の中の例えば花壇の部分を一部取り壊してベンチにしたりとかということを検討しております。一応検討会とか皆さんのご意見の中で休憩施設が欲しいというのは結構出ておりました。

続きまして、200万円のフラッグにつきましては、こちらはペナント形式で考えております。今想定といたしましては、駅前広場の例えば街路灯に腕を出して、そこからペナント形式の旗を下げるというのを想定しておりまして、今約10基程度を想定しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　アンケートからベンチの需要は結構あったというお話なんですけれども、今現在見る限りそこまでベンチが使われているようにはあんまり見かけないんですけれども、そのアンケート自体はどういった方からの、対象は誰だったのかという点と、休憩で欲しいという方の年齢層ってどの辺に当たるのかという点がもし分かっていれば教えてください。

フラッグについては10基ということは１基当たり20万ということで、街路灯に横に出すものをつけるからそんな値段、そのペナントだけだったらそこまでかからないということなんですか。その設置含めての金額かどうか、お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書178ページ、179ページ、私たちの予算書14ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業についてです。

ベンチにつきましては、アンケートにつきましては社会実験をやったとき、令和５年度にアンケートを実施いたしました。検討会につきましては、検討会のメンバー、基本構想策定に携わってくださった基本構想のメンバー、年齢層につきましては若い方ですと日工大の学生とかも含まれておりますので、ちょっとすみません、そこの率的に10代が20代が何パーセントというのはちょっとすみません、数字が出せないんですけれども、若い方からご高齢の方までのご意見となっております。

社会実験のときにもアンケートを実施させていただいたのと、令和５年度にイルミネーションをつけたときにもアンケートさせていただいて、そのイルミネーションのときのアンケートにつきましては42件程度の回答があって、その中で意見の中でイルミネーションに関連して休憩するスペースが欲しいという意見があったりいたしました。

すみません、続きましてフラッグにつきましては、10基想定で１基20万円程度ということなんですが、委員おっしゃったとおり今ある街路灯に金具を出してそこに旗を設置するような形です。その腕を出す器具の取付けとフラッグも合わせての想定の金額となってございます。その中で、デザイン等もありますので、来年また町政70周年とかというのもございますので、その辺のデザイン等も絡めながら検討していきたいなというところで、費用についてはその器具と旗も含めて想定として今駅前広場にある街路灯の基数分だけ計上しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　質疑ないようでしたら――佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　こんにちは。佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

ページ数前後したりでして申し訳ないですが、お願いいたします。

まず、予算書の180、181、私たちの予算書の19……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、質問数をお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい。10個だと思います。１つの中に細々ともありますけれども、大枠では事業数としては10個だと思います。すみません。

19ページの予算書にはしっかり出なくて、私たちの予算書に出ている姫宮駅西側周辺活性化事業、これゼロ円になっているんですけれども、産業系の土地利用促進とかいろいろ書いてありますが、具体的にゼロ円でどのようなことを考えているのかというところをご説明願います。

次、予算書173ページの⑵道路橋梁総務のこれシステム料が昨年度と同額となっているんですけれども、これは埼玉県土木積算システム使用料となって116万2,000円、これは従量制ではなくて、どんなに使っても逆に使わなくても定額という理解でよろしいのかというところをお尋ねいたします。

次に、182ページ、183ページの公園等環境管理事業のところ、これ前段の議員からもちょこちょこと出ておりましたが、まず真ん中ぐらいの12節委託料、これが昨年度よりも３万9,000円かな、４万弱くらいアップしているんですが、指定管理のこれ契約形態として定額ではなくて変動となっているのかどうかというところですね。あとは街区公園草刈り樹木、この辺は先ほど前段の議員からも出ましたが、一気に300万ぐらいアップしているというところがちょっと気になるので説明お願いします。

施設修繕費、10番の需用費、上に行っちゃってごめんなさい。需用費、これも具体的にどのような形で行うのかというところをお願いいたします。公園遊具等の定期点検及び修繕工事の迅速な実施とは書いてありますが、令６よりはこれは下がっているんですけれども、変動あるのは当然ですけれども、下がっている理由。あとは、これ令和６年のときにはタブレットの使用というのがあったはずなんですけれども、これがなくなっている理由というのを教えてください。

次、180、181ページの動物公園の東口周辺事業の――これはごめんなさい。先ほど前段の議員が聞いてくださったので大枠はパスします。パスで大丈夫かな。では結構です。

西口のほう、178から179の動物公園西口事業、前段の議員からも出ましたが、ベンチとか旗で300万、200万、500万、これ今年度の予算って令和５年度ベースでどの課も縮小というか緊縮的な形であったと思うんですが、このベンチ、旗というのは確かにアンケートというご答弁ございましたが、どうしても来年度やんなきゃならないのか。先ほど最後のところで担当の方から町政70周年という話もありましたが、別個に町政70周年でほかの課で100万ぐらい計上していて、これも町政絡みだったら町政70周年がさらに500万増えて随分と金額が大きくなってしまうという形になってしまいます。どうしてもやらなきゃならないものかどうかというのは非常に甚だ疑問なので、さらなるどうしても来年度にやらなきゃならないという

金額も大きいので、その説明をお願いいたします。ちなみに、令和６年は500万だったのが今年度1,300万になっているのかなというところの理由をお願いします。町政70周年というのは、これ事業概要のところにも出ていないもんですからね。

次に、前段の議員からもこれは出たところでもありますが、そこのところ以外で180、181ページの一般住宅耐震対策事業、これ減っているとのことですが、これ昨年度から診断のほうが50万から35万、改修が150万から70万、ブロック塀のほうが100万から60万とすごい下がっているんですが、直近３年の申請利用者数等を教えてください。どういうふうな経緯になっているのかというところですね。

次に、176から177、前のページから続いていますが、都市計画道路整備事業並びに地区生活道路整備事業、さらに主要町道整備事業、おのおのに農地転用除斥決済金とございます。これのご説明をお願いいたします。

同じく176ページの岸辺遊歩道整備、これ私たちの予算書の16ページになって、備前堀のところですけれども、昨年と対象というか、同じ工事じゃないとは思うんですが、金額が変わっていないというのは何で結論的に同額になったのか、それとも去年これぐらいだから今年もと安易になっているのか、そこの説明をお願いいたします。

次に、戻りまして174ページ、175ページ、私たちの予算書の90ページで、前段の議員からも出ていたところです。この２つの道路、一本の町道54号線、これ去年私も通ったときにすごく水が、この写真でいうと左側から中央線の近くのほうに出てあふれていて、急いで役場のほうへ来てお伝えしたこともあった。どなたか忘れちゃいましたけれども、お伝えしたんで分かるんですけれども、これというのは今年度中に工事が完了きちんと終わるのかどうかというところと、町道82号線ですけれども、これインターロッキングですから普通のよりも耐久性というか、劣化の進度というか、それが劣るというか整備維持にお金がかかるというのは分かるんですよね。ただ、歩道ではなくてインターロッキングのところ普通の道路ですから、トラックやら何やら重量物も通って、人だったらせいぜい100キログラムぐらいであっても、多くでも150キログラムであるけれども、その20倍とかになるわけですね。そこまでしてインターロッキングにこだわる理由があるのかどうか。また、一般のアスファルトと比べて例えばそちらの基準でも構いませんが、例えば30年とか40年というスパンでどれくらい、何割とか額面は難しいでしょうが、インターロッキングとアスファルトで同じ規模でどれくらいの差が生じるのか。そこまで余裕のある自治体であれば、それは環境に配慮したとか景観とは分かりますが、そこまでのインターロッキングをここにする必然性があまり感じられないので、歩道であればまた別ですけれども、そこところをお願いいたします。新橋のほうとかでもそういうのはありますけれども、東京の。

以上、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長の石塚でございます。

私たちの予算書の19ページ中段の姫宮駅西側周辺整備事業についてのご質問でございます。

事業費がゼロの理由といたしましては、姫宮駅の西側地区については既に複数の企業さんに町が橋渡しをさせていただいて企業さんと地権者の皆様が直接お話を今進めていただいております。そんな関係で、町が改めて予算を取って調査費や委託をして何かを決定していく、もしくは数字を出

していくというような状況にはございませんので、７年度の予算といたしましては駅周辺整備についてもゼロ円ということで計上となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　主幹の島村です。

予算書182ページ、183ページ、公園等環境管理事業につきましてご説明させていただきます。

12の委託料、はらっパーク宮代指定管理料につきましては、委託指定管理の募集時に５年間の事業計画を出していただいて、それの収支計画書も出していただいております。そのため、毎年の定額ではなくて、事業の内容に燃料やお給料等の増額によって変わるため、毎年の定額制ではございません。

続きまして、委託料の街区公園草刈り樹木管理委託料で予算が増えた点につきましては、先ほども……

〔発言する人あり〕

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　よろしいでしょうか。

じゃ、続きまして、需用費の下がった理由につきましては、社会実験を今年度もやらせていただきまして、それの消耗品につきまして減額をさせていただいたものでございます。

続きまして、タブレットの通信費ということがなくなったということでございますが、検討の結果タブレットの中にアプリを入れて使用するということだったんですけれども、普通の通常のスマホでもアプリが入ることが可能であり、また現場に行って現場の状況によってその場で電話や写真を撮ったりすることもありますので、タブレットだと電話機能がありませんので、電話機能のあるスマホに変えて電話料という形でさせていただきました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（清水頼孝君）　主幹の清水です。

予算書の180ページ、181ページ、一般住宅耐震対策事業の減のご質問でございますけれども、直近の３年間の状況ということでございます。

そちらにつきまして令和４年度でございますけれども、令和４年度につきましては耐震診断、耐震改修工事、それとブロックの除去工事は全てゼロ件という形で実績がなかったという状況でございます。令和５年度でございます。こちらのほうが耐震診断のほうが１件、耐震改修工事等が１件、ブロックの撤去工事のほうが２件でございます。今年度、令和６年度でございますけれども、耐震診断につきましては２件、耐震改修工事等はゼロ、ブロックの撤去の工事のほうが１件という形での実績でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　主幹、折原でございます。

予算書176ページ、177ページの都市計画道路整備事業、地区生活道路整備事業、主要町道整備事業に予算化されております農地転用除斥決済金についてご説明、お答え申し上げます。

こちらですけれども、用地を取得するに当たって地目が田んぼ、畑、実際現況利用として田んぼとして使われているところなんですけれども、見沼土地改良区のほうで将来田んぼとして使ってもらえるようにという形で水路等の水利の設備のほ

うを見沼土地改良区のほうで整備しているんですけれども、こちらが田んぼをやめて例えば道路とか別の地目に転用されるというものにつきましては、違約金というわけじゃないんですけれども、実際田んぼとして使わなくなくなるから、それに伴う補償金のような形で支払いが求められますが、こちら見沼土地改良区に支払う費用ということでこの除斥決済金を計上させていただいております。

続きまして、同じく予算書176、177ページの岸辺遊歩道整備事業の予算額、工事請負費のほうが同じではないかというところについてお答えいたします。

こちらにつきましては、結果的に工事費が同額になったということで計算されております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書172ページ、173ページ、設計積算システムリース料の件についてですが、こちらにつきましては定額ということで、システムリース料ですので、令和10年３月までのリースとなっておりまして、年間の利用料はリース料は定額となっております。

続きまして、予算書178ページ、179ページ、私たちの予算書14ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業につきましては、ベンチどうしてもやらなければいけないのかということなんですが、今年度につきましては今まで整備箇所を検討してまいりまして、整備工事ということでこのわくわくロード事業のスケジュールに沿って工事が必要となっております。

町政70周年というのは、私のほうで先ほどフラッグのデザインの例として挙げさせていただいて、誤解を招いてしまって申し訳なかったんですが、そのデザインについては例えば町政70周年を迎えるので、その辺の文字も入れたりもできるかなということも含めてデザインについて検討していきたいということを申し上げさせていただきました。

続きまして、予算書174ページ、175ページ、私たちの予算書90ページ、道路維持管理事業、町道第54号線の舗装修繕工事につきましては、今年度中に終わらせる予定となっております。

続きまして、町道第82号線の舗装修繕工事、インターロッキングにする必要があるのかということだったかと思いますが、今こちらについては町役場と進修館の間の道路をコミュニティー道路のような感じで整備をさせていただきました。こちらについては先ほどの54号線も同じなんですが、あくまで舗装の老朽化による打ち替えとなっております。なので、インターロッキングブロックにつきましては車道でも耐えられるようなインターロッキングブロックを施工して完成しているところではございますが、やはりちょっとすみません、経過年数まではきっちり把握していないんですが、大分前に造られたものでございまして、やっぱり普通の舗装でも交通量によって寿命は変わってくるんですが、インターロッキングの場合はずれて外れてしまうような状況になっておりますので、そちらを舗装に打ち替える事業でございます。ただ、今までインターロッキングで整備してきたということもございますし、コミュニティー道路、祭りのとき等も使ったりしますので、景観を意識した舗装にしたいということで、今回の工法につきましてはストリートプリント工法ということで、一回アスファルト舗装を全部します。その上に鉄の金網みたいなもので型枠をつけてお化粧をするというか、ちょっと凸凹を軽くつけてレンガ調に見せたり石畳調に見せたりという工法になってい

ます。そこに着色することによって舗装自体の寿命も少し上がるような工法になっています。単価につきましては、やはり普通の舗装にプラスアルファで着色したり型枠をつけたりしますので、平米当たり7,000円、8,000円程度増加してしまうというのはございます。ただ、これをインターロッキングで修繕しようとするとその倍以上かかってしまいますので、インターロッキングで復旧というのは考えないで、舗装として復旧したい。ただ、舗装の表面を景観を意識したものに整備するということになっております。

一応こちらにつきましてはＳＳＣＰ、埼玉県の補助金を活用して整備していく予定となっております。

以上です。

すみません、もう一点。先ほど54号線もそうなんですが、82号線も来年度中に完成する予定でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、再質問のほうをさせていただきます。

最初の180ページ、181ページ、私たちの予算書19ページの姫宮駅西口周辺活性化事業、もう要は町の今年度までの企業誘致とかその辺の仲介的に町がいろいろやっていたものの町から手を離れたからというふうなイメージでよろしいんですかね。町のやるべきことというのが終わって、民間と地権者とかの話合いに移行した段階に、次の段階に移ったような形の説明と受け取ったんですが、それでよろしいかどうかというところですね。

姫宮西口、企業入ってたりとか、ローソンの隣とかいろいろありますけれども、ほかにもやるべきことというのはあるかと思うんですが、これ以前も４年ぐらい前かな、西口周辺事業がゼロ円のときがあったんですけれども、ほかに将来的にとかやるべきことというのは想定できないんでしょうか。ゼロ円というのは姫宮の方からも疑問が呈されたものですからお尋ねしたので、ご説明お願いいたします。

次の172、173ページの道路橋梁総務事業のほうは、システムリース料、承知いたしました。

指定管理のほうも了解いたしました。

すみませんでした。街区公園の前段の議員から出ているということで了解しました。

タブレットのほうも電話のほうに、スマホのほうの電話料というふうに計上されているのは分かったんですが、そんな感じかなと思いましたが、タブレットのほうではなくなったということですけれども、この使っていたタブレットというのは町のほうで用意したものかとは思いますが、ではどのような行き先になったのかというのは、これはタブレットの使用料なのか通信料なのか、それとも本体料なのかというのはちょっと合算なのか分かんないんですけれども、ここの説明をもう一回お願いいたします。

178、179ページ、私たちの予算書14ページのわくわくロード事業絡みので、説明に対しての答えになっていないと思うんですけれども、どうしても来年度、町制70周年というのは訂正がございましたが、どうしてもこれは計画どおりにやるというふうな形はありましたが、そういう財政状況ではないというのがまず大前提で来年度予算にはあったはずなんでですが、そこでこのようにベンチやら旗やらという、少なくとも今の説明ではどうしても来年度中にやんなきゃならないとはとても思えないような説明だったので、こちらとしては少なくとも僕としては不要不急だ、極端に言うとそこまでやる必要があるのかというところまでもあるんですけれども、少なくても来年度緊縮的な

予算の組立てという観点からは、不要不急と思われるんですが、それでもそれを乗り越えてさらにどうしても来年度７年度の予算でこれは行わなきゃならないという理由がどうもはっきりとした説明が先ほど行われていなかったので、ぜひお願いいたします。

次に、180、181ページの一般住宅耐震対策、これ令４がゼロ件で令５が全部合わせて３件かな。昨年度が耐震が２件とブロックが１件の３件。これはどうなんでしょう、問合せとか、町民の方から。というのもほとんどなかったりとかという状況なのか。そうであれば、恐らくですけれども、知られていないというところが大きいのではないかなというふうに思います。このブロック塀関係というのはたしか三、四年前、こちらの議員のほうからもブロック塀ので本田のくるまやラーメンの前のところの交差点ところの塀に看板があって、保育園の園児が通るのが見えないから危ないというのが議員から出たのは僕傍聴していて記憶しているんですけれども、それに対しての、そのときも窓口にチラシが置いてあったのも、ブロック塀の除去の。承知しているんですけれども、それぐらいで、あと僕のほうの見方は悪いのかもしれないですけれども、アナウンスしている、例えばホームページでも目についたとか、広報「みやしろ」でこれちゃんと広報しているなというふうな記憶があんまり僕のほうのミスだったらごめんなさい、ないもんですから、お問合せがどういうふうな状況に、ここ何年ぐらいになっているのかというのと、実際認知度をどのように考えているのかという、それで認知が少ないんであればどのような広報とお知らせをやっていこうかという考えがあるのかというのを再度ご確認させていただきたいと思います。

次に、174ページ、175ページ、私たちの予算書90ページの54号と82号の件ですけれども、どちらも50号、先ほど最初おっしゃった、来年度の完了という形だと思いますので、82号と同様にというふうには理解しています。町道54号のほうは承知いたしましたが、問題なのは82号線。まず答えやすいところを先にお伝えしておきますと、最後のところでＳＳＣＰの県の補助金が活用できるというお話がありましたが、どれぐらいの割合で県のが出てきて、幾らぐらいなのかというところをまず忘れる前にお尋ねしておこうと思います。

ストリートプリント工法というお話がございましたが、これは現状のところの上にそこのところを今取れちゃったりとかするというお話はございましたが、そこのところ、まず補強した上にアスファルトをやるのか、それともそのままやっちゃうのかというふうなところがちょっと気になったものですから、最終的には一番上のところにストレートプリント工法という形でアスファルトみたいな感じにするとか、いろんな希望のプリントをするというふうな今回みたいにインターロッキングレンガの塗装もできるし、いろんな形だと思うんですけれども、その工法ちょっと、僕はストリートプリント工法、全然不勉強なもので分かっていないんですけれども、先ほどのご説明で上にアスファルトを敷いた上でその上に金網でと、それで通常舗装だから、見た目はプリントする前までは通常舗装、極端に言うとその辺の道に上にプリントやるようなイメージかなというふうに理解したんですけけれども、ただ、その基のところが、その下が現在劣化しているインターロッキング、そこのところをきちんとやらないと部分的に陥没したりとかすると思いますので、そこんところのご説明も併せてお願いいたします。

インターロッキングについて車道でも耐えられるものという説明がありましたが、それは車道な

んですから当然なんですけれども、車道でも耐えられるようにやっても今回やらなきゃならない。経年がどれくらいか分かんないですけれども、というご説明ありましたが、前回その辺の補強なり何なりというのはいつ頃行われたのかというところは分かると思います。やっていないんだったらやっていないで結構です。進修館も45年大規模修繕やっていないという話ありましたので、やっているんであればどれぐらい前に何年ぐらい前に行ったのかというところのご説明をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　店舗名とか個人名ですので言わないようにお気をつけてお願いいたします。それと、言いたいことは分かるんすけれども、もうちょっと簡潔にまとめて分かりやすくお願いいたします。

では、答弁を求めます。

室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長の石塚でございます。

私たちの予算書19ページ中段の姫宮駅西側周辺活性化事業についての再質問にお答え申し上げます。

予算がゼロだからといって町から手を離れたということではなくて、町として改めて予算措置をする状況にはなくなったということでご理解をお願いしたいと思います。今後は企業が主体となって進めていただく。町はサポート役として当然企業さんや地権者の皆様と一緒に検討はさせていただきたいと考えております。

また、姫宮駅周辺でのほかの場所でのやることはないのかということですけれども、姫宮駅西側に限らず現在土地利用推進として候補地として挙げているところは、ほとんどが農振農用地区域、いわゆる青字の農地でございます。また、一定の道路が整備されている、もしくは整備が予定されている場所でないと、やはり企業さんの進出というのは非常に難しい、もしくは無理な状況もございますので、そういう条件をいろいろ整理しながら町内全域でいろいろと検討させていただいております。当然、和戸駅周辺とか和戸横町の土地区画整理の周辺とかも含めて、企業さんと地権者が既にお話をしているところもございますし、またこれから企業さんが入って説明をしていきたいというところもございますので、引き続き町はサポート役としてしっかりと企業誘致の実現に向けてタイアップをしながら進めていきたいと思っております。いずれにいたしましても、予算がゼロでも土地利用の推進をしないとか姫宮駅の周辺整備をやらないということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（島村明子君）　主幹の島村です。

予算書182ページ、183ページ、公園等環境管理事業のうち、タブレットの行方はということなんですけれども、タブレットは購入するときに検討しスマホに変えましたので、タブレット購入はしておりません。予算の内訳なんですけれども、スマホの本体、データ通信費、電話料の計上となっております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（清水頼孝君）　主幹の清水でございます。

予算書の180ページ、181ページの一般住宅耐震

対策事業のご質問でございまして、いわゆる問合せはどのようになっているのかでございますけれども、今現状としましては、今年度におきましても窓口で数件お問合せをいただいて、職員のほうでご説明をさせていただいているところでございます。その際に登録いただいている耐震診断士さん等をご紹介させていただきまして、今回の２件とかにつながっているものというふうには思っているところでございます。２件以上ご相談はいただいておりますので、一応そんな形でございます。

また、来年度につきましても、今年度同様ホームページ、広報、それとまた今年度から新たに始めましたＬＩＮＥ含めまして、今担当の職員のほうでパンフレットのほうを刷新している状況でございます。一応、来年度の初めには間に合うような形で今職員のほうが誠意頑張っておりますので、ご期待いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書178ページ、179ページ、私たちの予算書14ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業につきまして答弁させていただきます。

先ほど、どうしてもこの事業をやらなければいけないのかというご質問ですが、わくわくロード事業につきましては５次総事業として前期の実行計画のほうで令和７年度の工事完了を目標に進めてまいりました。今まで市民の方から広くアイデア等を募集したり、検討会で出てきた意見を基に最終的に整備を完了させる必要があると考えておりますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

続きまして、174ページ、175ページ、私たちの予算書90ページ、道路維持管理事業の町道第82号線の舗装修繕の関係ですが、ストリートプリント工法ということで絵も何もなく言葉だけで説明というのがちょっと申し訳ないんですけれども、基本的に今54号線の場合は舗装にクラックが入ったので舗装を打ち替えます。あわせて冠水対策も含めて路盤を少し上げますということ。82号線、こちらの道路につきましては、今既存であるのが舗装ではなくてインターロッキング。そのインターロッキングの状況が言ってみればちょっとぐだぐだになっているというか、段差ができてしまっている状態。それは54号線の舗装がひび割れしちゃうのと同じ現象なので、症状としては全く同じものです。今回こちら84号線につきましては、撤去する部分がアスファルトではなくインターロッキング、コンクリートブロックということになります。で、そのコンクリートブロックを撤去した後はしっかり路盤を生成して、同じように舗装をかけるような形です。54号線と違うのは、54号線に限らず普通の舗装修繕と違うのは、その上にちょっとお化粧をさせていただくというか、型をつけて見た目的に石畳のような舗装にするということでご理解いただければと思います。その舗装につきましては、普通の舗装よりもちょっと塗装することになる、舗装の上に少し色をつけるような感じになりますので、その点で少し長寿命化も望めるという工法になっております。進修館と役場の道路につきましては、普通の道路ですと例えば水道の引き込みとか下水道の引き込みとかで補修工事が度々あって何回も舗装を打ち直すということがあるんですけれども、こちらの道路についてはそういうことがほぼほぼ見込まれませんので、その辺につきましても適している工法かなというところで、ただもし補修があったとしても、補修跡に対してまた型枠をつければ済むので、補修も容

易にできるという工法になっております。

以上です。

すみません。ＳＳＣＰ、補助金の割合につきましては50％というふうに伺っております。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩……

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　再々、幾つありますか。２つ。じゃ続けてください。事前に申請出ていましたので認めます。続けてください。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

再々質問、最後のところになりますが、まず目についたのが176ページ、177ページの農地転用除斥決済金、これが見沼土地改良区に、行き先がどこなのかなというのが分からなかったので、これは分かりました。

178、179ページのわくわくロード絡み、再質問のときも言ったんですけれども、どうしても今の再答弁でも５次総にあるからというふうに、実行計画にあるからという説明はございましたが、来年度の予算って最初にも申し上げたとおり、緊縮という言葉が適切かどうかは別として、令５ベースで引き締めてというか、どの課もやっているところであるんですよね。例えば５年契約の４年目とか３年とか、もう何年も前から定額制になっているのはそれは変わらないのはしようがないですけれども、各事業というのをもう一度精査してやるべきという趣旨だと思うんですが、そういう趣旨から言っても５次総にあるからというのは、それは理由にはならないというか、不要不急と僕は表現しましたが、どうしても７年度中にやらなきゃならないというふうな財政状況ではないと思うので、どうしても、だから７年度中に５次総の実行計画にあるというのはそれは一つではあるでしょうけれども、それ以外に必須であるとか、どうしても多くの町民が要望しているとかというんであればまた話は別ですけれども、一部の人たちのアンケートでそういうことがあった。実際問題ほかのところでもそうですけれども、そんなに例えばベンチでも何でもみんなが疲れたと、もうあちこち座って座り切れないとかってそんなのは見たこともないので、なぜ来年度にこれを持ってきたのかというところは、５次総以外の理由というところをぜひとも納得のいくような説明をお願いいたしたいと思います。

ほかのところは大体はオーケーなんですけれども、町道50……何かまたやじがうるさいんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　佐藤さん、短めに要点だけでお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　やじの件はどうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　皆さん、お静かにお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　合川議員、堂々とありがたい言葉いただいているんですけれども、ぜひ堂々とおっしゃってください、手を挙げて。

では、続けていきます。

町道54号線につきましては分かりました。

82号線の最初のご説明いただいたときには、インターロッキングのところを撤去というところが出ていなかったんで、私の理解不足だったら申し訳ございませんが、そのインターロッキングのところに舗装をしてアスファルトをやってその上に金網というふうに聞こえたので、そうではないということだ。インターロッキングやってちゃんと補修して、あとはほかのところの道路と同じような形で、その上にさらにストリートプリント工法という形でデザイン等を乗っけるというふうな理解でいいんだと思いますが、そこのところは正し

いかどうか。補助金のほうは分かりましたけれども、そのプリント工法のところはそのような理解でいいのかというところと、あと一番上のところに、通常のアスファルト道路との違いは、さらにその上にプリント乗っけるということで、実際のアスファルトの部分の耐久度というのは変わんないというのは分かるんですけれども、ストリートプリントをやったそのデザインの部分というのは、シールじゃないですけれども、上にプリントしているということは、そこのところがデザインが薄くなっていったりとかというのがあるのかなというのがあって、そこのところがストリートプリント工法自体でどれくらい耐久性があってどれくらい維持がかかるのかというところを見通しのほうをお願いいたします。

それぐらいで再々質問はこれでおしまいにしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　２問目に関してはさっき答弁、私も聞いていますけれども、聞いていますので、それでも足らないところがあったら付け加えてください。

答弁をお願いいたします。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書178ページ、179ページ、私たちの予算書14ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業です。

先ほどどうしてもやる理由ということで、私のほうで５次総の計画前期実行計画で令和７年度に向けて完成させるということで進んでいるということでご答弁させていただきました。あわせて、今まで検討会、市民の方からの声、アイデアの募集等をやってまいりまして、それをハードとして形にする時期ですので、来年度に実施したいと考えております。

続きまして、予算書174ページ、175ページ、私たちの予算書90ページ、町道82号線につきましては、工法につきましては先ほどおっしゃられたとおりの内容で間違いないです。

耐久性につきましては、宮代町の町道の耐久性というのは交通量によって変わってきます。交通量によって舗装の組成が決まってきますので、設計する際に交通量に合わせてどのような強度を持った設計年数10年とか20年とかというのが出てくるんですけれども、舗装の一般的な耐久としては約10年でやっぱりある程度悪くなってくる。ただ、交通量によって全然10年も20年も30年も補修していないところもありますし、10年たたずに補修するところもあります。それは交通量によって決まっているんで一概には言えませんが、今回やる舗装につきましてはプリントというか、舗装の上に色の塗料を塗るだけですので、その塗料を塗ることによって例えばひび割れとか、その辺が出たときも水が下に浸透して舗装が悪くなるので、そういうのをなるべく防いでくれるという工法になりますので、耐久性が上がっているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑がございますか。何人かいらっしゃる。分かりました。

じゃ、ここで休憩といたします。

休憩　午後　０時１１分

再開　午後　１時１０分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

引き続きまちづくり建設課分の質疑を行います。

質疑はございますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。よろしくお願いいたします。

まず、178、170ページの私の予算書14ページの――すみません、２問ほどお願いいたします。

東武動物公園駅西口わくわくロード事業ですけれども、前段の議員さんからの答弁でイルミネーションを令和７年度やるということなんですけれども、今年もイルミネーションを西口の東武動物公園へ行く道路でやったと思いますけれども、今年というか、令和７年度のどこまでイルミネーションを延長していくのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

もう一点は、私の予算書の101ページなんですけれども、未来のまち整備課ということで、令和７年度の取組というのがありまして、黄色いところで空き家リノベーション等の検討推進、まだ来年度のことなんですけれども、どのようなことをこの未来のまち整備課で進めていくのか、そのあたり説明できる範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

そしてあと、町長の施政方針の中で、この未来のまち整備課の設置のことに対して、確かな財政基盤を築くため産業誘致をはじめとしたより一層の土地利用の推進を図るため、未来のまち整備課を設置しますということなので、そのあたりどのような考えでこの未来のまち整備課というものをその辺の財政基盤を高めるためにどういった働きをしていくのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書178ページ、179ページ、私たちの予算書14ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業、イルミネーション、令和７年度の施工範囲ということですが、去年は駅前広場からスキップ広場まで、スキップ広場隣のコミュニティー広場の交差点までを施工させていただきました。実施する前に沿線の方にイルミネーションが行われますということで周知をさせていただいたときに、もうちょっと延長してもらいたいということもいただきました。あと、令和５年度に実施したアンケート調査でももう少し延長してもらいたいということで、今回駅前広場から少し延長しまして、用水路が東武動物公園の商工会のほうに向かっていくと用水路があるんですけれども、そこの用水路のところまで延長したいなというふうに考えております。その分の増額分も見込んで今回計上しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　空き家リノベーションということで、私たちの予算書の101ページのほうになると思うんですけれども、こちらにつきまして空き家リノベーションというところが今回新しく含まれているところかなというふうに思います。こちらにつきましては現段階のメンバーでいろいろ考えているところではあるんですけれども、目標といたしましては、遊休不動産ですとか空き家、空き店舗等の既存ストック、こちらにつきましての活用ですね。中心市街地の空洞化であったり、人口減少、あと若者世代の人口流出といったような将来的な町の課題を解決するというふうに考えておりまして、あと空き家対策といたしましては、今環境のほうで進められていると思うんですけれども、またここまでいかない

ランクのところですね。ランクの軽いもので再整備すれば使えるようなものに対して、リノベーションをして再利用するということで考えているところでございます。

今回の取組につきましては、行政、不動産のオーナー、それと不動産会社による官民連携みたいな形を取れればなというふうに考えておりまして、どこまでできるかというところはあるんですけれども、リノベーションのために不動産会社と調整を行いまして、不動産の相談窓口を設置したりですとか、あと空き家のデータベースというものを環境のほうで今つくっておるところなんですけれども、それについて利用できるもの、できないもの、どうすれば建て替えができるのかですとか、リノベーションできるのかというようなデータベースをつくろうということで考えておりますので、そういったものについても取組ができればというふうに考えております。

これも環境のほうでお話があったかなとは思うんですけれども、不動産のほうの管理活用支援法人というものですね。こちらのほうの有効性についても調べていきたいなというふうに考えておりまして、こちらの法人になっていただけるのかどうかというところと、利点その他、今ある県のほうの空き家コーディネーターというものがありますので、こちらでも足りるのかといったところについても検討していければというふうに考えているところでございます。今まだ検討中でありますので、どこまでできるかというところはありますけれども、このような取組について新たに取り組んでいく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　職、名前を述べてからの答弁で。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　ごめんなさい。まちづくり建設課、髙橋でございます。

未来のまちのほうの関係で、産業誘致についてこれからの取組ということでございますけれども、これまで同様に和戸駅西側であったり、高野島地区、あと横町地区の周辺ですね。あと姫宮地区について、調整区域にはなると思うんですけれども、こちらのほうに産業系であったり一部住居系であったりというものを取り入れながら、町の将来的なことを考えると、こういったところに誘致をすることによって財政基盤のほう、財政のほうの確保というところにつながればというふうに考えております。また、こういう大口の企業等が入ることで、水道事業等も円滑に収入になってくればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　再質問させていただきます。

西口わくわくロードなんですけれども、令和７年度は用水路までということですが、両側の歩道にイルミネーションをやるのか、用水路側だけなのか、将来的にはどこまで延長していくのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

あと、２つ目のこの未来のまち整備課なんですけれども、空き家リノベーション等の検討推進ということで、遊休不動産を地元の不動産会社といろいろ連携してやっていくということなんですけれども、７年度の目標、リノベーションできるような空き家をどのぐらい考えているのか。町いろいろ企画するのはいいんですけれども、何か結果が出ないことが多いので、そのあたりはもう最初に結果を、目標を決めたほうがいいのかなというふうに思うんですけれども、そのあたり教えていただきたいと思います。

あと、土地利用の件で、いろいろ横町とかいろいろ当たっていただいているんですけれども、な

かなかしっかりとしたまだ計画の途中なところがあるわけですけれども、この推進をしていく中でやっぱりいろいろ企業とかいろいろとの打合せの中で、宮代町の土地利用でちょっと難しいこととか、そういったものが障がいというか、そういうものが今までの土地利用推進で出てきている問題点みたいなものがあったら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書178ページ、179ページ、私たちの予算書14ページ、東武動物公園駅西口わくわくロード事業、イルミネーション、水路まで延長する件については、両側で設置を考えております。将来的にどの辺までということですが、設置する前に必ず住民周知のほうを行って、意見を伺いながら皆さんの意見を参考にしながら検討していきたいと考えています。将来的にはできればアンケート、令和５年度に実施したアンケートの中では東武動物公園までつなげてほしいという意見が出ておりますので、ただ今回用水路より先については一般の住宅が結構多いところですので、その辺のご理解を得ながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　課長の髙橋です。

私たちの予算書の101ページに関係する未来のまち整備課の件に関してなんですけれども、令和７年度の目標ということですけれども、現状のところ何件ぐらいリノベーションしたいとかという目標については今のところ設定はございません。ただ、来年度から不動産会社と今協定のほうを結ばせていただいたんですけれども、空き家の情報提供等、それだけではないんですけれども、不動産の状況等を広めるということもありまして、不動産会社による相談窓口、こちらのほうを設置させていただきまして、１か月に１回程度、２団体によって相談会を開催しようというふうに考えておりますので、そういった中で空き家についても解消できるようにというふうになると思いますので、なかなか目標値というのは今のところ示せないような状況ではありますけれども、ひどい環境、空き家の状況がひどくならないうちに未然にリノベーション通していって、近隣に迷惑がかからないような既存ストックという活用ができればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長の石塚でございます。

私たちの予算書101ページに関連してお答えを申し上げます。

まず、企業誘致をいろいろ進める中で、企業さんとの直接ヒアリングなども実施しているところですが、各企業さん、皆さん同じようなおっしゃり方をするのは、まずは道路ができていないと出店は難しいですよと。

２点目は、雨等の被害で、浸水の想定はどれくらいですかという言い方をされます。

３番目とすると、今回宮代町もそうなんですけれども、ほとんど検討しているエリアのほとんどは農振農用地のいわゆる青地ですので、農林協議はどのぐらいかかりますか、大丈夫でしょうかという大きな３点でございます。

それに加えて、次に聞かれるのが、やっぱり商圏の人口ですね。どのぐらいの方々が住んでいて、かつどのぐらいの年齢層の方なのか。やっぱり若

い世帯の方の購買力と高齢者の方の購買する力ではないんですけれども、購買する量も変わってくるので、この辺を一番気にされています。

特に宮代町においては、北の国境のほうは、意外に浸水想定区域はあったとしてもそんなに厳しい状況ではないんですが、南に行けば行くほど、特に川端周辺については、浸水想定が３メートル超える場所もございますので、そういうところで、店舗を造るとなれば、それなりの対策が必要になります。対策をするということは、費用もかさんでまいりますので、それらのことを総合的に勘案されて、企業さんでは、出店の可否を判断をしているということでございます。

また、宮代町全体としては、やっぱり農のあるまちづくりとして農村風景を生かしたまちづくりを進めてきたこともありますので、商業や工業、物流というジャンルだけではなくて、農業法人にも視野を当てて、耕作放棄地の解消なども含めて企業を誘致していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

大きく４点ほど質問させていただきます。

前段の委員とかぶるところがあるんですけれども、重複しないような質問にさせていただきたいと思います。

まず、１問目なんですけれども、予算書174、175ページの一番上の⑵道路橋りょう総務事業の中の⑶道路台帳整備事業、ここの12節委託料のところで、道路台帳補正業務委託料257万2,000円とあるんですが、これについてどのような形になっているのか、前年度のものと今年度と来年度で多少変わっているんですけれども、その辺の説明をお願いいたします。

それから、２問目になります。

予算書の176、177で⑴都市計画道路整備事業、この中で、177ページにあります14節工事請負費、都市計画道路整備工事請負費１億4,600万円についてどのような工事、実質的な工事はどのようなものなのかをお聞きいたします。

その下の18節負担金、補助及び交付金、この中で橋りょう新設負担金1,500万円について、これ、どのような程度までの予算の負担になっているかということをお伺いいたします。

春日部のほうで設計図を作られているとかそういったところでそれに関わる中で２分の１の負担になっていると思うんですが、内容がどこまで進んでいるかということでお聞きいたします。

その下の21節補償、補塡及び賠償金、こちらの支障物件移設補償費、これが950万円ということなので、これがどの場所のどういった物件になるのかをお伺いいたします。

３問目になります。

予算書の180、181ページ、⑷都市計画総務費事業、こちらのほうで、前段の委員でもあったんですが、毎回のようにこの姫宮駅西側周辺活性化事業がゼロ万円ということで、ちょっと寂しい思いしているんですけれども、こういう中で、意識としては、進めていきたいということは書いてあるとおりなんですが、ここで、ちょっと心配しているのは、ホームセンター系の商業施設が造られるという話を聞いております。ただ、これ、どのくらいの進捗状況になっているかということをまず、お伺いいたします。

それから、⑸同じページで、⑸一般住宅耐震対策事業、こちらのほう、予算の中には入っていないんですが、私たちの予算書の102ページ、既存建築ストップ等対策事業ということで、これ、

一般住宅耐震対策事業になっております。ここのところに網がついているところで、最後のほうの下の２行からなんですが、「官民連携による空家の利活用に関するコーディネートとともにリノベーションについて検討、推進を図ります」というふうに書いてあるんですが、ここの部分がなぜここの一般住宅耐震対策事業の中に位置づけられたのかということをお伺いさせていただきます。

もしここで何か予算化することがあれば、何かそういう新たな補助金みたいなものを考えるために、ここにこういう形で入れてあるのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　主幹、折原でございます。

まず、１問目の予算書174ページ、175ページの道路台帳整備事業についてお答えいたします。

こちらの事業につきましては、そもそも道路台帳自体が道路法に基づきまして、もし窓口とかに閲覧を希望するお客様のいる場合については、閲覧をしなければならないというところで、道路法で定められているもので、毎年道路台帳のほうを補正業務を行っておるところでございます。

内容といたしましては、基本的には、議会のほうでも町道路線認定とか廃止の関係をお世話になっていますけれども、こちらの町道の幅員とかそういったものの管理、あと、橋梁のほうについてもどれぐらいの構造のもので何橋管理しているか、そういった管理、そういったものを更新しております。

令和６年度と７年度の比較というわけではないんですけれども、基本的には新たな道路が認定されれば、それに伴う作図というんでしょうか、そういった作図とか、あるいは調書というんでしょうか、この道路が起点・終点がどこどこまでで、どういった道路の幅員で、道路の構造でというような資料というんでしょうか、そういったものも更新しておりますが、令和６年度と７年度の予算の違いとしましては、気持ち、道路の新たな認定というところについては、令和６年度の予算と比べると多めに盛っています。

また、例えばもともとは道路なんですけれども、区域が広がったり、例えば道路整備して、町道12号線が整備されて、それで供用開始されれば、その部分の図面を広げたりとか、あるいは調書を幅員がどれだけの分が何メートルといったようにまとめる。そういった内容が道路台帳整備事業という形でやらせていただいております。

若干６年度と比べて７年度につきましては、そういった増やす分が多いというところで、約50万円ぐらい多くなっているところでございます。

続きまして、順番が変わってしまうんですけれども、予算書176、177ページの都市計画道路整備事業にあります負担金です。こちらにつきましては、春日部市さんのほうで橋梁の設計等行っていただいているんですけれども、令和６年度につきましては、橋梁の詳細設計ということで、約1,500万予算のほうを要求させていただいておりました。令和７年度の予算要望内容につきましては、こちらが隼人堀、ちょうど新しい橋梁ができるところに公共下水道の中川流域の下水道管のお迎えの管が来ているんですけれども、そこの流量計というのが、そこの橋の近くにあります。この流量計の移設の保証金ということで約1,500万円かかるということで、予算要望させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書176ページ、177ページ、広域道路ネットワークの整備の中の14節工事費の内容につきましてお答えいたします。

こちらの内容につきましては、都市計画道路の整備として町道第12号線の整備と町道第252号線の整備に分かれております。

工事費の内訳、12号線部分として１億1,000万円、252号線の工事費として4,500万円計上しております。12号線の１億1,000万につきましては、今、用地が買えていないところ、全線を整備した場合の想定の工事費となっております。

252号線につきましては、今、用地買収を実施しておりますので、こちら買えたところからプレロードといいまして、事前に沈下を促すための土盛り工事を予定しております。

加えまして、12号線の姫宮交差点の部分の用地が１件買収が終わりましたので、こちらの買収地の仮舗装の工事等を500万円見込んでおります。

続きまして、21節補償の関係なんですけれども、こちらにつきましては、町道12号線の補償といたしまして900万円。内容につきましては、12号線残りあと対象４件となりましたので、そちらの４件の物件移転として500万円。内容につきましては、ブロック塀等の工作物を予定しております。残り400万円につきましては、電柱移設の費用となっております。

252号線の補償費といたしましては50万円を計上しておりますが、こちらも用地買収に伴って小さい工作物があった場合の補償費として計上させていただいております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長の石塚でございます。

私たちの予算書19ページ中段の姫宮駅西側周辺活性化事業に関連して西側周辺で検討している企業の進捗状況というご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

この企業様とは、もう１年以上前から何度も面談をして詰めてまいりました。昨年の８月の末には、地権者の方々を対象に企業主催で説明会を実施していただいております。企業様の企業情報なので、あまり詳しいことをお伝えはできない部分はありますけれども、説明会を実施後、企業さんの社内の審査会にかけまして、ただその審査会において通らないと、出店ができないという状況なんですが、その審査会にかけたところ、県道沿いではまず、ないので、将来の交通量をもう少し精査をしなさいということと、あとは周辺の人口、商圏規模ですね。あそこを北春日部の土地区画整理事業を見込んで当初は考えていたんですが、そこにどのぐらいのスケジュール感で人が張りついてくるのかということをもう少し精査をしろということだそうです。

また、議員の皆様には既にご報告をしてありますけれども、そのホームセンターの出店の形態としては、おおむね３パターンに分けられています。大きなスーパーホームセンターと呼ばれるような大きなもの、それと、地域密着型の小さな店舗面積が300坪、約床面積が1,000平米程度の店舗が一番小さいやつです。今回宮代で検討いただいていたのは、その中間の1,200坪型、約床面積が5,000平方メートル程度のものを想定をいただいてその1,200坪型で姫宮駅の西側地区の１ブロックを全て１社で使うという計画でございましたけれども、先ほど申し上げたとおり、交通量とか周囲の人口、

商圏の状況を見ると、1,200坪型ではなかなか難しいだろうというのが、審査会でのご意見だったそうです。

それなので、一番その企業さんが得意とする床面積が300坪型として再検討をして、ただし、一体的にそのホームセンターさんが使うんですけれども、その企業さんの店舗は300型にして、あと、複数の店舗を一緒に呼び込んで複合的な施設として使う方法を再度ご担当の方は検討されておりまして、私が今年１月にお話しした際には、なるべく早い段階で次の審査会にかける準備をしています。審査会での結果が出次第報告をしていただくというお約束にはなっておりますので、当初議員の皆様にお話しした1,200坪型ではなくて、300坪型の小規模な店舗に変更した検討ではございますけれども、ただ、あの部分を一体的に使って、ほかの企業さんと複合的な商業展開をするということで今進めております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　課長の髙橋でございます。

予算書180ページ、181ページ、私たちの予算書の101ページの関係で、空き家リノベーション等の検討、推進ということになりますが、こちらにつきましては、大変申し訳ないんですけれども、予算書と私たちの予算書のほうが整合できていればよいのですが、今回空き家リノベーションということで、新たな取組となっております。そのような中で予算はゼロということで始めさせていただくわけですけれども、正直書く場所がなかったというところもあるんですけれども、将来的にもしかすると、リノベーション等の補助金、委員おっしゃるとおり、そういった補助金の検討も必要かなというふうには考えておりますけれども、今のところまだ何も決まっていない中での建築開発担当がメインになってやるというようなことはほぼほぼ決まってはいるんですけれども、そのような中で、枠としては、今のところ一般耐震対策事業というものしかないという中での新規事業を入れてあるというだけだというふうに今のところは思っていただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目です。

道路台帳整備事業、175ページになるんですけれども、よく分かりました。

私が気になったのは、この道路橋梁の新設とかというのが、この台帳に含まれておりますので、そういった場合に、例えばこの252号線で、今回橋が造られた場合には、ここの台帳にまたそういう記載が載るようになるのかなということをお伺いいたします。

それから、２問目のほうで、よく分かりました。

なぜ聞いたかというのは、やはりこちらの私たちの予算書の18ページを見てみると、工事というふうに書いてあるのが、12号線ぐらいしかなかったんですよ。252号線の場合は、測量設計、用地買収、橋梁整備というこの橋梁整備というのは、先行きのことだと思っていましたから、その下の都市計画道路万願寺橋通り線のほうも、これ、設計に係る経費と書いてあったので、実質的な工事となると、この１億4,600万円というのが、最初の12号線の１億2,187万より多い見積りになっているんで、どうしてなのかなということでお伺いしたら、その252号線等にもそういう工事のことがやっぱり必要な経費があったんだということを

お伺いしたんで、分かりました。

その下の橋りょう新設負担金ということで、今回の場合は、じゃ、橋に係る経費の負担金ではなかったということで了解いたしました。

その下の177ページの支障物件移設補償費ということで、こちらのほうが、今年度は6,770万円だったんですね。それが、来年度は950万ということで……7,720万円だったんですね。それなんで、950万としたら6,770万円分がなくなっているということで、一気に支障物件が減ったんだなということを感じております。

４件とかいろいろ出ていたわけなんですけれども、最終的に何割まで支障物件が残っているのかということをお伺いいたします。

一番気になっているのは、あそこの姫宮のところの交差点のところにある建物を建てられている方のところの件が解決できたのかなということを最終的にそこもお伺いしたいと思います。

それと、３問目ですね。

181ページ、一生懸命やっていただいているというのがよく分かりました。

話を聞いたところによりますと、この252号線の先のところ、北春日部のほうに何かホームセンターの大型の商業施設が建設されるという話もあるということなので、その辺でちょっと心配になってお聞きさせていただいたんですが、その辺のことは大丈夫なのかどうかということをお伺いさせていただきます。

また、やはり０万円というところが、要するに252号線ができてから、いろいろと産業圏を引っ張ってこようとしてももう遅いと思うんですね。その以前にやはり進めていかなくてはいけないものであると思うんです。そんな中で、やはりその先を考える必要があるということについて、具体的な取組を何か考えているものがあるのかどうかというところだけお伺いいたします。

あと、４問目の件につきましては、分かりました。

環境資源課としっかりと横串しの連携取っていただいて、進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　主幹、折原でございます。

予算書174ページ、175ページの道路台帳整備事業に関して、新たに架ける橋が道路台帳に整備されるかどうかということについてお答えいたします。

今のところのこの252号線のスケジュールなんですけれども、一応目標といたしましては、令和10年度末に供用開始に向けて今、順次用地を取得させていただいているところでございますが、令和８、９、10というような形で春日部のほうで下のほうから下部工のほうから橋梁を整備していくかと思うんですけれども、令和10年度に工事完了ということになりますと、令和11年度の予算で台帳補正業務を行うという予定をしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書176ページ、177ページ、私たちの予算書14ページ、広域道路ネットワークの整備、町道第12号線につきましては、今の進捗でいきますと91.4％、残り約375平米の用地買収が残っております。対象者としては４名、うち１名は補償のみですので、用地を買収する方は３名となっております。

姫宮交差点の部分につきましては３名の地権者がいらっしゃるんですが、そのうち１名契約ができましたので、残り２名について今交渉を進めていって契約に向けていっているところでございます。

252号線につきましては、現在の進捗率約41％、残り約3,000平米程度の買収が残っておりまして、対象者は11名程度残っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長の石塚でございます。

私たちの予算書19ページ中段の姫宮駅西側周辺活性化事業に関連したご質問として回答させていただきます。

まず、北春日部の土地区画整理エリアにおいては、委員ご承知のとおり、ホームセンターを主とした企業が出店するというううわさというか、そういうお話は伺っております。

当然宮代町内で検討いただいている企業様も承知はしているところではございますが、宮代に出店を検討している企業様とすると、北春日部に出店する店舗の形態と宮代町で出店する店舗の形態は対象とするお客様が違うということで、全て否定的な意見ではございませんでした。

ですので、その２つの企業がうまく役割分担を分けていけば、営業は成り立つということだと思っております。

252号線については、鋭意整備を進めているところではございますが、今回の姫宮駅の西側地区については、252号線が北春日部に延伸することと、北春日部の西側エリアが土地区画整理事業によって市街化になる。計画人口が3,000人の土地区画整理事業として進められるということで、北春日部の事業と宮代町の道路整備事業が同時に行われることで、より魅力が上がった場所でございます。

当然企業とのヒアリングを行うにしても、その辺のことはきちんとお示しをしておりますが、やはり道路整備がどのぐらいの時期にできるのか、また、北春日部でどれぐらいの人口が、どのぐらいのタイミングで実際に家が建ってきて住む人が増えるのかというところが非常に気にしておられます。

まだまだ不確定なところは多いんですけれども、こういうせっかくの機会でございますし、宮代町としても道路整備や橋梁の新設で大きな予算を使わせていただきますので、地域の活性化に向けてできることは順次やっていきたいと思いますが、予算がゼロだからやらないということではございませんので、町として今予算化してまでやるような委託とか調査は、今はないですということでございます。

ただ、いずれにしても企業さんが撤退することがないように、町の魅力をきちんとお伝えするとともに、町としてフォローアップ、もしくはサポートできる部分については、積極的に対応をして早期の企業進出を実現してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。しっかりと進めていただけるというふうに理解いたしましたので、よろしくお願いいたします。

再々質問はありません。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

最後ですので、前段のいろいろな委員から出ていますので、確認も併せて６点お願いしたいと思

います。

まず、１点目は、174、175ページ、それから、176、177ページに向けて、道路新設改良費の(1)都市計画道路整備事業の関係ですが、今、前段の委員からも言われましたように、町道12号線については、もうこれは、名前言っていいか、石塚課長の時代からいつになったらできるのかということで、再三言ってきたんですけれども、やっと９割までいって、あともう少しだということで、光が見えてきたんですが、そうしますと、私たちの予算書で言えば、どの辺に当たりますか、残りは。姫宮神社の近くのほうも、もう大分改善されるということですので、そうすると、どこがあと残っているのかなというふうになりますので、それをお示しいただきたいと思います。

それから、万願寺橋通り線、町道第75号線の交差点の関係です。これはここでいいのか、令和７年度の予定として、万願寺橋通り線の交差点改良設計業務委託の発注というふうになっていますので、これは予算づけはどれに当たるのか、お示しいただきたいと思います。これは確認なので。

続いて、176、177ページの(2)地区生活道路整備事業の本田４丁目地内の町道430号線なんですけれども、現在はどういう状況になっていますでしょうか。それをどういうふうにするのかということで、お尋ねしたいと思います。

３点目は、同じく176、177ページの４目橋りょう維持費の(1)橋りょう維持管理事業なんですけれども、失礼しました。

もう一点は、176、177ページの主要町道整備事業の中に、大字須賀地内の町道1381号線の整備ってあるんですけれども、これは用地費となっていますけれども、用地費ということですから、買収はこれからなのかということで、そうなのかなというふうに思いますが、その点どういうふうになっているのか、その内容についてもお示しいただきたいと思います。

続いて、178、179ページの５目橋りょう新設改良費の(1)橋りょう整備事業なんですけれども、これは姫宮水橋の架け替え、借り替えなんですけれども、この経費だということなんですけれども、ここ私たちの予算書の95ページに米印で寺の前橋架替工事道路管理者負担金というので、令和８年度に計上予定ということなんですが、これはどういう意味なんでしょうか。これも併せて説明お願いしたいと思います。

それから、５点目は、180、181ページの(3)東武動物公園東口周辺整備事業についてでありますが、これも前段から質問がございましたので、分かりました。ただ、残るは８件ということですんで、これは用地買収だと思うんですけれども、今年度入れて、今年度２件想定しているということで、先ほど説明がございましたが、これを入れてなのか、その残の関係でどうなのかということで。

それで、令和10年度を完成を目指すということなんですけれども、そんなにかかるのかどうか。それはうまくいけばそれに越したことはないんですけれども、どうして令和10年度までかかるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、６点目、最後ですね。

180、181ページの下水道費の公共下水道事業会計負担事業なんですが、これも年々ここのところ減額されています。財源は都市計画税を充当するということなんですけれども、これはどうしてそういうふうになっているのか。新年度はどういうふうになっているのか、併せてお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　主幹、折原でございます。

予算書176ページ、177ページ、地区生活道路整備事業の町道430号線についてご説明いたします。

こちらの道路につきましては、今現在幅員が約３メートルの土と砂利の道路でございます。こちらにつきましては、抜け道としてあまり使われることはないんですけれども、周辺にアパートがございまして、やはりそのアパートを利用者の方が車を通ったりすると、やはり石跳ねがする、泥跳ねがするということで前々から苦情が来ておりました。こちらにつきまして、令和６年度第１四半期あたりに地権者の方とか、土地の所有者の方のところに行きまして、道路を拡幅する場合、道路用地を寄附いただけるかどうかというものを区長さんと共にご相談させていただきましたところ、全所有者の方が道路用地、寄附で整備に協力するということを言っていただきまして、おかげさまでうまくまとまりましたので、今回予算要望という形で上げさせていただいております。

この本田地区につきましては、令和６年度においても有名な大きなハウスメーカーさんによる開発が行われたという地区でもありますので、４メートル道路が整備されることによって、また住宅、今現状につきましては、管理耕作をしている農地がほとんどでございますので、町道430号線を整備することによって、新たな住宅需要が何かが出てくるのかなということも含めて効果的な事業であると考えております。

430号線につきましては、以上です。

続きまして、予算書176ページ、177ページの主要町道整備事業の1381号線についてご説明いたします。

こちら1381号線につきましては、今年度、令和６年度の事業といたしまして、道路の詳細設計、用地測量設計のほうを出しておりまして、令和６年度末に道路の線形が確定する見込みでございます。

これを受けまして、令和７年度につきましては、用地取得、用地の取得費ですね。また、そのほか土地の価格を確認する関係費用等を計上させていただいております。

また、この須賀本田地区につきましては、市街化区域ということもございまして、いろいろ土地利用の関係で動きが進むということで、期待がされるエリアでございます。

1381号線の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

１問目、予算書176ページ、177ページ、都市計画道路整備事業、町道12号線、残りはどちらかということで、先ほどの数字、残りにつきましては、すみません、今年度買収できたところにつきましては、姫宮の交差点のポンプ場のほうから姫宮交差点を見て左手の宅地部分の買収が完了しました。

右手部分については、まだちょっと薄く拡幅幅的には10センチとか15センチなんですけれども、それが今残っている状況で、そちらの交渉をしているところです。２件ですね、すみません。

まだ残りもう一件買えていないところは、下水道のポンプ場のそばの１か所と、ちょうどこの姫宮水管橋があるところから出てきたところら辺に１か所、同じ地権者の方が２か所持っているんですけれども、そちらのほうはいまだ交渉中ということになっております。

姫宮交差点につきましては、ほぼほぼ目標の幅員で整備が進めていけるかなというふうに考えて

おります。

続きまして、町道75号線万願寺橋通り線、７年度設計の予算づけということで、こちらは委託料を予定しておりまして650万円を予定しております。内容につきましては、万願寺橋通り線の渋滞解消に向けた暫定整備の設計です。こちらにつきましては、警察の協議等も発生しますので、まず、協議の土俵に乗るような設計図を書いて、公安委員会等関係者と協議をしていくという内容になっております。

続きまして、４問目の質問、予算178ページ、179ページ、私たちの予算書95ページの橋りょう整備事業につきまして、姫宮水橋の工事ということで、こちらは、私たちの予算書の写真と横の図面を見ていただきたいんですけれども、町道12号線から笠原沼落に向かって町道1598号線の道路部分と笠原沼落川に架かる橋梁の部分は、町のほうで架け替えが必要になってきますので、そちらの整備工事の費用となっております。

米印で寺の前橋架替工事道路管理者負担金は、令和８年度に計上予定とございますのは、この地図でいくと「寺の前橋（埼玉県施工）」と書いてある部分、こちら姫宮落川の橋梁の河川改修に伴う架け替え工事になりますので、こちらの主体は埼玉県が行うんですが、道路拡幅分プラス道路延長が延びる分の町の負担金として令和８年度に計上が予定されているということです。

続きまして、５問目、予算書180ページ、181ページ、私たちの予算書でいきますと18ページ、東口にぎわいロード事業の残り８件の地権者につきましては、現時点での残りの数字になっておりますので、今回７年度予算で想定している２件は含まれていません。

令和10年度の完成、どうして令和10年までかかるかというご質問なんですけれども、事業認可の変更を延長しまして、そのとき今後の残っている用地、それから整備工事に向けて、広場の整備に合わせて電線地中化の工事も入ってきますので、その辺を工程を調整したところ、令和10年度まで期間が必要ということになっております。

令和６年度につきましては、先ほども申したとおり、詳細設計、工事に向けた設計を行っております。令和７年、８年、９年で、おおむね７年、８年でほとんどの用地を取得したいと考えております。令和９年、10年度に整備工事を実施する予定です。

整備工事につきましては、今のところ２か年で計画しているんですが、現況の東武動物公園東口の今ロータリー、駅前広場は、バスの乗り入れ、タクシーの乗り入れ、一般の方々の乗り入れ、結構煩雑というか、やっぱり雨の日とかはかなり多く利用されるということで、これを使いながら、バス・タクシーを回しながら工事していかなくちゃいけないので、その辺のステップ検討も用地を買えた場所、町が持っている土地などを利用しながら１年ごとに線形を組み替えて工事を進めていくという状況になりますので、一気に既存の交通がなければ、工事も早く終わるんですが、既存の交通を生かしながら工事をしていくということになると、やっぱり２年、３年の工期が必要になってくるということで、令和10年まで必要になってくるということになります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

予算書の180ページ、181ページ、下水道費の１目公共下水道事業会計負担事業の費用、補助金が減ったかということにつきましては、公共下水道のほうで企業債のほうの償還を行っておりまして、

そちらのほうの償還が進んでいるということで、大体昨年と比べて3,500万ぐらい減っているという状況でございます。

また、償還金につきましては３億3,000万ぐらい返しているんですけれども、そのうち資本費平準化債ということで、そちらのほうが昨年度の3,000万に対して7,000万円まで拡大したということを含めてこちらのほうの補助金のほうが減っているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁いただきましたので、再質問についてお願いしたいと思います。

まず、１点目の174、175、次のページに向けての３目道路新設改良費の都市計画道路整備事業の町道12号線についてですが、用地買収を含めてあともう少しだというところまで来ているということが分かりました。場所も言っていただいたので、分かりました。これについては結構でございます。

もう一点の万願寺橋通り線の交差点の関係なんですけれども、これは、福祉産業委員会の資料の２ページに、今後のことで、よく分かりやすく説明されているので、分かるんですけれども、そうすると、これは、交差点改良設計業務委託の発注となっていますので、発注するということは、予算が動くでしょう。だから、それについての予算づけはどれに当たりますかということで、先ほど答弁いただきましたか。すみません。よろしくお願いいたします。

それから、２点目は、176、177ページの地区生活道路整備事業について、本田４丁目の町道430号線の件なんですが、内容等については分かりました。

これまで大変だったと思うんですけれども、地主さんが協力するということで、そうすると、かなり今言われたように、これから開発も進むのかなというふうに思います。

ここは通り抜けにはならないですかね。この430号線というのは。通り抜けなるんでしょうか。その点確認させていただきたいと思います。

それから、３点目の⑶主要町道整備事業の大字須賀地内と本田という学園台に抜けるところなんですけれども、これについては、測量等々ですんで、そうしますと、これが道路に通り抜けできるまでというと、あと２年ぐらいはかかるんでしょうか。その見通しについてお尋ねいたします。

４点目の178、179ページの５目橋りょう新設改良費の橋りょう整備事業なんですけれども、この姫宮水橋だったんですね。

これは、内容としては、どういうふうな内容になるんでしょうか。その点についてお示しいただきたいと思います。

それから、５点目、180、181ページの⑶東武動物公園駅東口周辺整備事業なんですが、分かりました。

残りはあと６件、新年度の予算がうまくいけば、あと６件ということで、分かりました。

そうすると、あと用地についてもあと２年で実施していく。残りは整備工事なんですけれども、これはロータリー、何て言えばいいんですか、バスのターミナル、あるいはロータリーを造るということ。これに係る予算が大きいと思うんですけれども、これはそうしますと、残りというか、そういう事業があると思うんですけれども、どれぐらいを見込んでいるのか。大きなところは用地買収とこういうことだと思うんです。整備工事だと思うんですけれども、その辺の予算の状況はどういうふうに見込んでいるのか、その点、お伺いしたいと思います。

６点目の下水道費については、分かりました。

その５点についてお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　先ほどの万願寺橋の答弁漏れから答弁お願いいたします。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書174ページ、175ページ、道路新設改良事業の都市計画道路の75号線の万願寺橋通り線の予算づけということなんですが、こちら委託料として650万円を計上しておりまして、予算書の175ページの下段、12節委託料2,660万円の中に入っております。この内訳といたしましては、私たちの予算書18ページの中で、12号線、252号線の延伸と町道75号線というのがございまして、それぞれ委託料が12号線につきましては、委託料500万円、252号線についても1,510万円、そして町道75号線万願寺橋通り線の委託料650万円を合わせまして、こちらの委託料となっております。

続きまして、予算書178ページ、179ページ、橋りょう整備事業、姫宮水橋の工事の内容についてでございます。

こちらにつきましては、今、県のほうでやっているのが、姫宮落川の橋梁の拡幅、現橋の幅員3.5メーターから６メーターに拡幅しております。こちら並行して流れる笠原沼落に架かる姫宮水橋につきましても宮代町のほうで同じく６メーターの幅員に拡幅するものでございます。

現在は橋梁形式、橋台があって、橋桁が架かっている状況になっておりますが、設計の結果、ボックスカルバート、四角い箱のようなものを橋梁形式にするほうが経済的に有利になるということで、笠原水橋につきましては、ボックスカルバートの形式による橋梁架け替えとなっております。内容的には幅員の拡幅の工事でございます。

続きまして、５問目、予算書180ページ、181ページ、私たちの予算書18ページ、東口の事業につきましてですが、今後用地買収を進めていきまして、用地が全て取得できますと、工事に入ってまいります。その工事につきましては、既存のバス等を交通させながらやっていくということで、一応本工事費といたしまして、約６億程度の予算を見込んでおります。そのほかそれに必要な測量試験費等あるんですけれども、大まか詳細設計については、今年度完了していますので、あとは工事発注に必要な単価の入替えと実施設計等の費用は今後出てきますが、それは約1,200万程度を予定しております。なので、実施設計費の1,200万と本工事費の６億程度を今後予定しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（折原　淳君）　主幹の折原でございます。

予算書176ページ、177ページ、地区生活道路整備事業の町道430号線について見込みをお答えいたします。

こちらの道路につきましては、昔の土地改良でおおむね幅員３メートルの通り抜け道路のクランクの通り抜け道路として昔整備されました。宅地化に伴いまして、一部のところにつきましては、道路の真ん中から２メートル下がって、一部の区間については４メートルあるんですけれども、なかなか側溝等がきちんと整備されていないので、雨水の持っていくところがないというところで、ちょっと不便のある道路だったと思います。

こちらを道路幅員４メートルということで整備予定でございますけれども、予定としましては、令和７年度に用地測量ということで境界確認等を行うとともに、道路幅員４メートルとなるにはど

れだけどういう線形で用地を取得したらいいかということで計画のほうを立てるのが、令和７年度までです。令和８年度以降に予算のつき具合によって、この100メートルを全線整備していくのか、あるいはその半分とかという形で、この予算の状況を見ながら令和８年度以降に実際は道路整備されていくということになると思います。

また、開発の話でございますけれども、なかなかこの地区はまだ農地としてあるところがありまして、地主さんのほうでは管理耕作しているところが多いエリアだと思います。実際用地のお話をさせていただくに当たって話を聞きますと、何の予定もないんだよという方が多かったので、この幅員が道路４メートル整備されると、ひょっとしたら土地所有者様のお気持ちにもよるんですけれども、ひょっとしたら、もう管理耕作するのも大変なので、住宅の関係を相談してみようかなというような動きが進む速度が速くなるのかもしれません。

430号線につきましては以上です。

続きまして、予算書176ページ、177ページ、主要町道整備事業の1381号線につきましてご説明いたします。

こちらにつきましては、道路として整備予定の面積のほうが、約1,030平米あります。このうちの約63％につきましては、過去に国のほうから普通財産として土地を譲与を受けたり、また先行して宮代町の用地を取得していたということもありまして、約63％の用地を既に取得しております。今後約370平米の用地を令和７年度に用地交渉させていただいて用地にご協力いただければと思って、令和７年度お仕事をさせていただきます。

その後なんですけれども、こちらもまた主要町道整備事業ということで、特段この1381号線につきましては、実行計画とかに位置づけされている道路でございませんので、こちらも予算措置がどれだけつくかによって道路整備事業のスピードが変わるかと思いますが、やっぱり担当としますと、せっかく用地まで買えたのであれば、早めに道路を整備して南北の通りというんでしょうか、なかなかこの本田で南北に抜ける道というのがあまりございませんので、用地を取得できれば、担当としては早めに道路を整備して供用開始につなげていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丸山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

１点目の174、175、次のページにかけての道路新設改良費の都市計画道路整備事業の万願寺橋通り線なんですが、これの見通しなんですけれども、かなり説明では、朝とかという説明もありましたけれども、これは朝夕ですよね。夕方はもう私も取り上げたことがありますけれども、かなり東武線の踏切からこっちまで来ているという状況があって、これは改善の余地はあるなというふうに思っていたんですけれども、何といっても用地買収が決め手になりますけれども、そういった中で徐々には進んでいるのかなという気はするんですけれども、この点での万願寺橋通り線の交差点の状況というのは、見通しというのはどうなんでしょうか。その点だけ伺います。

あと、もう一点は、180、181ページの東武動物公園駅東口周辺整備事業、本体の工事、本工事ありますけれども、1,200万というのもありますが、約６億程度の事業、工事なんですけれども、これはもちろん財源としては、都市計画税とか従来言われたようにありますけれども、あとは、町債になるのか、あと、何かこれでの交付税措置されるようなそういった借り入れですよね。そういうのも活用してもちろんやられると思うんですけれど

も、そういった点での見通しというのは、どうなんでしょうか。その点だけお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書174ページ、175ページ、176ページ、177ページ、都市計画道路整備事業、万願寺橋通り線の交差点の状況ということでございます。

委員会資料のほうにも書かせていただいたんですが、以前こちら埼玉県のほうで一度設計をしている状況で、今年度その資料等を確認しながら、交通量の調査とか渋滞長の調査というのもデータがございましたので、その辺も見ながら満願寺橋、この交差点の渋滞解消に向けてどういう整備方法がいいのかというのを今後検討していかなくちゃいけないというところ、朝夕確かに渋滞が伸びてしまうというのは、確認できているんですが、踏切が閉まっている影響もございまして、踏切が閉まって、万願寺橋通り線から春日部線を左折、役場方面に向かうと、踏切が閉まっているともう全てそこで車が詰まってしまう状況なんです。そうすると、全て車が動かなくなってしまい、その間に右折したい人も右折帯がないとできなくなってしまっているという状況になっております。

その点を解消するには、やっぱり右折帯が必要なのかなとは思うんですが、その延長が伸びてしまうと、ある程度右折帯があってもやはり渋滞は根本的な解決というのは、踏切の原因もかなり影響してくるかなというふうには考えております。ただ、暫定的な整備において、それを少しでも解消していくということを念頭に、検討していきたいなというふうに考えております。

ここに書かせていただいたのが、暫定的な右折帯を用地買収をして整備していったり、用地買収をしないで、今の現道の中で何とか右折帯を生み出せないかなという検討も含めて設計図に落として警察と協議していけたらなというふうに考えております。

続きまして、予算書180ページ、181ページ、私たちの予算書18ページ、東口の整備事業なんですが、こちらにつきましては、無電柱化の整備も一緒に行っておりますので、補助金のメニューとしては、無電柱対策という補助金のメニューを使っております。こちらの補助金につきましては、ほかのメニューよりもつきがかなりよくなって、交付率がよくなっておりまして、要望した額に対して、ほぼほぼ今のところ満額でついてきていますので、今こちらの補助金を活用している状況になっております。

補助金の裏負担の部分の起債の話なんですけれども、こちらは財政の担当のほうで起債のほうは充てているんですけれども、補助事業の裏の起債に関しましては、交付税措置があるものを使用できるというふうには聞いてはおりますので、その辺ちょっと詳細になりますと、財政のほう確認しないといけないんですけれども、いずれにいたしましても財源につきましては、補助金のメニューとか交付率なんかが、年によって変わってきたり、動向を確認しながら、その辺は研究して財源の対策に努めていきたいと思っております。今現在の補助率につきましては、事業費に対して55%の補助率となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上でまちづくり建設課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時３５分

再開　午後　２時４９分

○委員長（九山妙子君）　少し時間早いですが、再開いたします。

これより教育推進課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○教育推進課長（田中啓之君）　皆さん、こんにちは。教育推進課長の田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員につきまして自己紹介で紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○生涯学習室長（飯山　武君）　皆さん、こんにちは。生涯学習室長、飯山と申します。どうぞよろしくお願いします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）　こんにちは。学校教育担当、学校管理幹兼副課長の竹内知子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　皆さん、こんにちは。副課長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　皆さん、こんにちは。教育総務担当主査の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（小島英樹君）　こんにちは。学校教育担当主幹、小島です。よろしくお願いします。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　こんにちは。学校教育担当主幹兼指導主事の齋藤でございます。よろしくお願いします。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　こんにちは。生涯学習室主幹の川﨑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　こんにちは。文化財保護担当主査の横内と申します。よろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（山﨑健司君）　こんにちは。同じく文化財保護担当主査の山﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。よろしくお願いいたします。

４点質問させていただきます。

１点目が、予算書の196、197、小学校管理運営事業です。私たちの予算書では106ページになります。

１点目が……

○委員長（九山妙子君）　何問質問になりますか。

○委員（小島あけみ君）　４点で。

○委員長（九山妙子君）　ありがとうございます。

○委員（小島あけみ君）　１点目が、12節の委託料で水泳授業講師業務委託料で、この下のバス借上料と合わせて300万が須賀小学校の水泳授業の外部委託という予算計上だと思うんですけれども、この水泳授業の利用計画というんですか、何月から始めて、対象の学年とか、あと、外部に委託するので、講師が何名つくとかその辺の詳しい計画

について教えていただきたいと思います。

２点目が、その下の13節の使用料及び賃借料で、デジタル教科書ライセンス使用料が前年度より増額になっているんですけれども、この増えた教科は何なのかということをお伺いいたします。

あと、私たちの予算書の106ページの総事業費が2,705万円ですけれども、その中に特別支援教育サポーターの配置の915万円は含まれていないかと思うんですけれども、これは予算書のどこに載っているのかをお伺いいたします。

最後に、予算書の222ページ、223ページの学校給食運営管理事業で、14節の工事請負費でＬＥＤ照明工事費が今回計上されていますけれども、学校給食センターは設置率がゼロだったので、今回の計上で100％設置になるのかという点をお伺いいたします。

それと、その下の17節の備品の購入で、空調機器購入費50万とプリンター購入費で61万6,000円計上されていますが、これについて詳しくお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。よろしくお願いいたします。

まず、１点目、予算書の196ページ、197ページ、私たちの予算書の106ページ、水泳授業についてでございます。

ご質問の何月ぐらいからということにつきましては、５月半ばから７月半ばに行う予定でございます。

学年につきましては、１年生から６年生まで全てでございます。

講師につきましては、現在のところ担任も合わせて、学校の規模の大きさにもよるんですけれども、７名程度というふうに考えております。

２点目のデジタル教科書のライセンスについて。予算書の196ページ、197ページですが、こちらのほうは、教科はということでしたので、こちら国語の教科書となります。

続いて、３点目の私たちの予算書106ページの特別支援サポーターの件でございますが、こちらのものは、町の総務課の予算のほうに入っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

学校給食運営事業に関する工事請負費、ＬＥＤ照明に関するご質疑ですけれども、こちらで100％になる予定です。

続きまして、備品購入費の空調機器につきましては、スポットクーラー２台を予定しております。

プリンター購入費につきましては、栄養教諭が使用しているプリンターの故障により１台購入する予定でいます。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　それでは、再質問させていただきます。

１点目のプールの授業ですけれども、１年生から６年生が全てということで、１日のうちに１回というか、学年１学年が１回という考え方でいいのでしょうか。

あと、デジタル教科書、同じページですけれども、デジタル教科書、昨年も多分教科は国語だけだったと思うんですけれども、上がったということで、何かバージョンアップしたとかそういう理

由なのかということをお伺いいたします。

３点目の特別支援教育サポーター、同じページですけれども、特別支援教育サポーターというのは何名いて、その人が定期的に学校を回っているのか、その辺の配置状況ですか、その辺を教えていただきたいと思います。

最後の、予算書222、223ページの学校給食運営管理事業のＬＥＤについては、承知いたしました。

また、備品のほうは、スポットクーラーを追加していただくということで承知しました。

１点、ＬＥＤのほうで、小学校とか中学校はリースだと思うんですけれども、この辺は、規模が台数というか、規模が多いので、リースのほうが安いというか、そういう関係でリースにしているということでいいのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

まず、１点目、予算書の196ページ、197ページ、私たちの予算書の106ページの水泳学習についてでございますが、こちらのほうは、１日１学年で計画させていただいております。朝、着替え等をしてから学校を離れ、それから、２こま程度授業、水泳学習を受け、そして、学校のほうに戻るということで予定しております。

続いて、デジタル教科書についてなんですが、こちらは、今年度まで須賀小に研究校として国語のデジタル教科書を購入しておりました。その須賀小の研究の推進を町内に広げるということで、来年度からは、東小学校にもその国語をつけるということで予算が増えております。

続いて、３点目の特別支援サポーターについてですが、こちら毎日各小学校に１名ずつ会計年度任用職員で配置しております。毎日来ていただいて、特別支援学級の担任のサポートをしていただき、子ども一人一人に寄り添った指導をしていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

予算書222、223ページの学校給食運営管理事業における工事請負費のＬＥＤ照明の工事ですけれども、こちらリースでない理由につきましては、リースで設置するよりも今回地方債における脱炭素化事業というのを活用したほうが有利だったため、今回はそのままリースではなく、工事にしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

それでは、６点質問させていただきます。

１点目が予算書186、187ページ、⑶小学校適正配置事業の事業概要で本年度の特徴、須賀小学校の再整備に向けた整備推進委員会の開催とあるが、これは何をするのか、詳しく説明をお願いします。

続きまして、予算書192、193、⑼教育支援センター運営事業、10節施設修繕費が令和６年度は30万が、令和７年度では263万2,000円です。事業概要に施設機器の修繕とありますが、233万円も何を修繕するのか、教えてください。

３番目、予算書198から201ページ、⑶小学校施設管理事業、12節委託料で、施設保持点検委託料、令和６年度は359万8,000円が、令和７年度は

710万円と２倍になっています。これは何のための設備ですか。説明をお願いいたします。

４点目、予算書204、205ページ、⑵生徒職員の健康管理対策事業の19節扶助費、インフルエンザ接種費が、令和６年度は102万5,000円ですが、令和７年度は84万と減額になっております。中学３年生対象で行う項目なんですけれども、全員対象なのか、または１人当たり幾らなのか、助成金額はどうなっているのか、詳しくお願いいたします。

続きまして、予算書208、209ページで、⑵社会教育活動事業、12節委託料二十歳のつどい写真撮影発送業務委託料で、令和６年度は23万1,000円で、令和７年度は19万円8,000円と減額になっています。郵便輸送料が値上げしているのに減額ということは、今回は実績ベースから算出したのか、その辺、説明お願いいたします。

最後なんですけれども、予算書214ページ、215ページ、⑵埋蔵文化発掘調査事業ですが、この事業なんですけれども、宮代町では、どの辺で多く出土するのか教えていただきたいと思います。

また、⑶の埋蔵文化発掘調査委託事業なんですけれども、これも併せてどのような状況になっているのか、説明よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

予算書186ページ、187ページ、小中学校適正配置事業の整備推進委員会の開催についてご説明申し上げます。

整備推進委員会につきましては、令和６年度から立ち上げまして活動してございます。小・中学校の校長、ＰＴＡ、防災組織、学童、また地域の活動者等で構成されておりまして、引き続き実施設計におきまして、細かいところ、施設についてのご意見、アイデアをいただきたいと思っております。

また、あわせて、開設後に向けた運営とかセキュリティーとかそういったところもご意見等もいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

予算書192、193ページの教育支援センター運営事業の施設修繕費になりますが、こちらにつきましては、老朽化したエアコン、空調２基更新する費用となっております。

続きまして、予算書198ページから201ページの小学校施設管理事業における委託料の設備保守点検委託料ですが、こちら、校舎に設置している空調の保守点検委託料となります。現在普通教室に設置している空調が６年、特別教室に設置している空調が４年経過しておりまして、近年故障が見受けられることから、授業に影響が出ないように、メーカーに保守点検を委託する費用となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

予算書の204ページ、205ページ、生徒教職員の健康管理対策事業の中の扶助費、インフルエンザワクチン接種費でございますが、こちらのほうは、中学３年生全員を対象としております。

そして、限度額が5,000円ですが、実際にかか

った費用をお渡しすることになりますので、平均すると4,000円ということになっております。

令和４年度、89人、令和５年度、80人、令和６年度、86人ということで、この実績に基づいて来年度の予算は少し抑えさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹、川﨑と申します。

予算書208ページ、209ページ、社会教育活動事業の二十歳のつどい写真撮影発送業務委託に関してですが、委員お見込みのとおり、実績を勘案しまして減額とさせていただいております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

予算書214から215ページの埋蔵文化財発掘調査事業において、どのあたりで多く出土するかというご質問にお答えさせていただきます。

こちらは、町内の包蔵地は全体で37か所判明しておりまして、町域全体に分布しておりますけれども、特に役場よりも春日部寄りの台地上に29か所が所在しているという状態でございます。

それから、同じく214ページから215ページ埋蔵文化財発掘調査受託事業でございますが、こちらは民間の開発事業、例えば住宅の分譲住宅であったり、工場の設置に伴う工事がある場合に行う発掘の場合、その費用負担を原因者に負担してもらうことから発生する事業でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、２点再質問させていただきます。

まず、１点目なんですけれども、予算書186、187の中学校適正配置事業の中、前回なんですけれども、私たちも体育館のほうでワークショップのほうを受けさせてもらって、どんな小学校ができるのかとかわくわくしながら受けさせてもらったんですけれども、今後この中の概略だけじゃなく、今度中の設計のほうに入っていくんだと思うんですけれども、そういう部分も何か一般の方がワークショップで話し合ったりとかするような場が設けられるのか、お願いいたします。

もう一点なんですけれども、最後の予算書214ページの埋蔵文化財のほうなんですけれども、実際に毎年何件ぐらいあるのか、教えていただけますでしょうか。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

予算書186ページ、187ページ、小中学校適正配置事業におけるワークショップ等の開催についてになります。

こちらにつきましても実施設計におきましても設計士と共に地域の方、または子どもたち等の声を聞きながらさらに設計のほうを進めていきたいと考えております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

予算書214ページ、215ページの埋蔵文化財発掘調査事業においてその件数ということでございますが、令和５年度においては約９件、それから令

和４年度に６件ということで、大体10件程度の出掘になっております。大きな発掘におきましては、最近行われておりません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

質問は６問でございます。

１問目が、予算書が192ページ、193ページ、資料のほうが９ページです。こちらがＩＣＴ教育推進事業の10節需用費の中の物品等修繕料、こちらタブレットの修繕費なのかなと思うんですけれども、こちら資料のほうの９ページの各学校からの改善要望書の中の教育環境の整備充実(8)にタブレットの持ち帰りによる破損時の保険、代替機器等の整備が保証期間と予備機で対応とあるんですけれども、こちらのほうがこちらの保証期間というのが、どのくらいなのか。予備機は何台かということを教えてください。

あと、そのまま17節の備品購入費、こちら、私たちの予算書では106ページになりますけれども、ＧＩＧＡスクール用端末購入費が１億7,132万1,000円でございますが、こちらが前回との比較を教えてください。

３問目が、予算書が200ページ、201ページの小学校施設管理事業の14節工事請負費小学校校舎トイレ改修工事費でございますが、こちらが私たちの予算書では107ページになりまして、こちら、須賀小学校を除く各小学校の一部トイレの全面改修となっておりますが、一部とはどちらなのか。そして、どのような改修をされるのか、お聞きします。

次が、予算書が220ページ、221ページの学校給食費のほうでございます。

こちらは昨年より増になっておりまして、先ほど前段委員にＬＥＤとか空調機器とかというのがあったんですけれども、昨年は食器などを購入されたということで、そういったものもありましたが、今回それのみの増加だったのか、お聞きいたします。

最後、食材費が上がったからかということを聞きます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

まず、１点目、予算書192ページ、193ページのＩＣＴ教育推進事業の物品等修繕費になります。

こちらにつきましては、今現在導入していますＧＩＧＡ端末ですね。もうすぐ切れてしまうものになります。の修繕費と、あと、今１年生につきましては、過去にリースで入れたパソコン教室のパソコンを使っていただいております。こちらクロームと違ってウインドウズなんですけれども、そちらのほうが次期の端末工事に合わせて、全部一律同じＧＩＧＡ端末になるんですが、今パソコン教室のものを使っていただいているものでございます。こちらにつきまして、例えば充電池が古くなったとかというものがございましたので、そちらの対応する費用になります。したがって、ＧＩＧＡ端末と、あと、１年生のウインドウズ端末の修繕の費用となります。

続きまして、ＧＩＧＡ端末の物品購入、パソコンの購入の前回との比較というところになります。

一応今のところ、予定しておりますのが、児童・生徒が2,282台、予備費が342台、こちらは全体の15％分を予備として計上してございます。合わせて2,624台となります。また、教職員向けに210台購入を予定してございます。

前回の台数ですが、前回当初に2,253台購入い

たしまして、追加で児童・生徒の増加等で90台追加購入しておりまして2,343台トータルで購入しているという形になります。

次は、１つ飛ばしまして、予算書220、221の給食費になります。増減の理由ということになります。

増減につきましては、一つがあるのが、賄い材料費の補塡になります。令和６年度も補塡していたところですが、途中足りなくなって12月補正でさらに追加補塡をさせていただいたところでございます。

また、お米等の値段が上がってございますので、新年度予算につきましては、さらに増額して補塡を行うということになります。

また、あわせて、学校給食の委託料、全農職員さんの委託料になります。こちら最低賃金の引上げ等に伴いまして、その分の人件費のほうを上乗せさせていただいているところでございます。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

予算書200ページ、201ページ、私たちの予算書107ページの小学校施設管理事業のトイレ改修工事についてでございますが、まず一部というのは、男子と女子をそれぞれ１か所というんですか、それを１つとしまして、こちらで言うトイレの一番奥を１か所とセットでと言えばいいですか、何と言えばいいですか。その階にある男子と女子１か所ずつと言うんですか、ちょっとすみません、うまく分からない。フロアごとと言えばいいですか。

〔発言する人あり〕

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　いや、違います。その階の一部、１か所ずつ、男子と女子を、どこで言えば分かりますか。そこのトイレで言いますと、２階の一番奥のあそこの部分だけというんですか、奥の部分だけというんですかね。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　直接やり取りしないでください。取りあえず答弁聞いてください。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　１便器ではない、１ブースとも言わないですし。

〔発言する人あり〕

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　ワンフロアの１か所の男子と女子。すみません、予定しています。

それで、百間小学校がその２か所、東小学校が１か所、笠原小学校につきましては１か所を予定しております。

改修内容につきましては、全面改修ということで大便器につきましては、全て洋式化して、タイルにつきましては湿式から乾式に全面改修を予定しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきます。

１問目のタブレットの修繕、こちらは要望にあった持ち帰りによる破損時ということでございましたが、過去にどのぐらいの破損があって、そして、この予備機で対応はしたとは思うんですけれども、修繕した場合に、保護者のほうからの修理の費用を徴収したのか、そういったことをお聞きいたします。

今度の購入なんですけれども、こちら以前に購入したときとメーカーが同じなのかをお聞きします。

トイレのほうは、例えばワンフロアに２か所あった場合に１か所ということでいいのか、そちら

だけ確認をいたします。

次、学校給食なんですけれども、こちら食材の高騰ということであるということだったんですけれども、こちら資料のほうの13ページに小学生、中学生の１年間の１食に当たる金額というのがございまして、こちら１食当たり、町負担が小学校で31円とか、中学校46円となっているんですが、これが食材のみの金額であるのか、それをお答えください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

まず、192ページ、193ページ、ＩＣＴの教育推進事業になります。

まず、過去の破損になりますが、今計上しているところで、故障台数が101台となってございます。

また、保護者から修理費等を徴収したかということでございますが、代金におきましては、全て町のほうで修繕のほうを行っているところでございます。

続きまして、メーカーになります。

メーカーにつきましては、今年度現場の学校の先生たちと選定するＩＣＴの委員会のほうを開催してございます。この３月に最後の会を開催する予定で、そこで一応確定するということになってございます。

以上です。

また、もう一つ、すみません。

給食、予算書220ページ、221ページの給食になります。

ご質問にあったのが、要求資料の13ページのこちらの単価になりますが、こちらにつきましては、食材費のみの金額となってございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

予算書200、201ページ、私たちの予算書107ページの小学校施設管理事業のトイレ改修工事についてですけれども、ワンフロアに２つあった場合も１か所になります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　それでは、再々質問させていただきます。

タブレットに関してなんですけれども、こちら101台ということでかなり多分結構壊れやすいんだろうなと思うんですけれども、こちらに関して、学校のほうで壊れないようにといいますか、そういったことをどのように指導しているのかということと、あと、すみません、こちらの資料の10ページなんですが、インターネット環境のない家庭の対応ということで、こちらタブレットだと思うんですけれども、こちらが何件かと、ちょっと予算書を見たんですけれども、予算書の中に、この項目が見つけられなかったんで、こちらを教えてください。

あと、トイレに関しては大丈夫です。

給食なんですけれども、先ほど食材のみということで、町の補塡が１食当たり31円とか46円とか年間にしても１万円いかないぐらいな感じで出されているんですけれども、実際税金で負担しているのは、私も計算したんです。アバウトに計算しても年間１人当たり10万円ぐらいかかるような計算になります。１食当たり500円はいかないんですけれども、そんな感じで計算させていただいたんですが、そのぐらいかかるのか、確認します。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

私のほうからは、予算書192ページ、193ページ、私たちの予算書９ページのＩＣＴ教育の子どもたちへのタブレットの使い方の指導についてご説明させていただきます。

学年、年齢にもよると思うんですが、小さい子どもたちには、机の上でどういうところに置くのかとか、ここに置いたら落ちやすいよねというそこら辺から全てを指導していきますが、全体的には、やはり高価なもので、子どもたちのこれからの学習を支える大切な勉強道具であるので、落としたりするようなことがないようにということ、それについては、話はして使わせています。

それから、わざと壊すような子はいないと思うんですけれども、でも、先ほど申し上げたものと繰り返しになりますけれども、大切な勉強道具でタブレットにかかわらず、いろんなものを子どもたち使っていますので、物は大切に使おうねというような指導からさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

持ち帰りの際のインターネット環境というところですが、こちらにつきましては、もう既に貸出し用のＷｉ－Ｆｉのほうを購入しておりまして、また、貸し出せる状況にはなっているというところではございます。

あと、通信費につきましては、各家庭でのご負担という形になりますので、予算書には今のところ載ってこないという形になります。端末のほうは用意してございます。

続きまして、給食費１人当たりの金額ということなんですけれども、こちらのほうが恐らく全体で言いますと、学校給食管理運営事業のほうがこちら給食に係っておりますので、大体３億5,700万ぐらいですかね。児童・生徒のほうが、大体2,600人程度おりますので、工事とかによって年度で出る金額も多少変わってくるんですけれども、乱暴に言ってしまえば、こちらを割り返した金額が１人当たりに係る総給食費という形になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

３点お伺いいたします。

まず、１点目は、予算書の192ページ、193ページの(10)ＩＣＴ教育推進事業の13節使用料及び賃借料の中の下から２番目、学習ドリル使用料についてお伺いいたします。

令和７年度どんなドリルを使うのか、昨年度までと違うドリルを使ったりとかそういうことがあるのか、お伺いいたします。

２点目が、予算書196ページ、197ページ、(1)小学校管理運営事業の15節原材料費の中の校庭整地用砂購入費なんですけれども、10万3,000円と３万円と分かれているんですけれども、こちら理由をお伺いいたします。

３点目が、218ページ、219ページの(3)社会体育総務事業の18節負担金、補助及び交付金の中のスポーツ・レクリエーション振興助成金なんですけれども、どのようなところに助成しているのか、お伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　ただいまのご質疑につきましてご答弁させていただきます。

予算書218ページ、219ページ、(3)社会体育総務事業におけます18節負担金、補助及び交付金の関係でございます。

こちらスポーツ・レクリエーション振興助成金といたしまして、こちらは、町のスポーツ協会と町のスポーツ少年団、こちらのほうにそれぞれ特定分野総括助成金としまして、助成金のほうを交付しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

予算書の196、197、小学校管理運営事業の原材料費についてでございます。こちらのほう２段とも校庭整地用砂購入費というふうになっているんですが、上のほうは、校庭整地用の砂でございます。そして、下のほうは、申し訳ありません。間違っていたかもしれないんですが、学校のほうから上がっているものは、補修用の木材等ということで３万円上がっておりました。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　予算書192ページ、193ページ、ＩＣＴ教育推進事業のドリル学習ソフトの内容についてということでございます。

こちらにつきましては、ｅライブラリというものを導入させていただきまして、子どもたちに使っていただいております。

すみません、こちら中身なんですけれども、手元に資料がなくて、確認して休憩の後にまたご報告させていただければと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　それでは、１点だけ再質問させていただきます。

218ページ、219ページの社会体育総務事業のほうなんですけれども、スポーツ協会とスポーツ少年団のほうに助成しているということで、助成の仕方なんですけれども、定額で毎年助成しているのか、それとも使用した分、何か申請があった分を助成しているのかというのをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

予算書218ページ、219ページ、社会体育総務事業におけますスポーツ・レクリエーション振興助成金の関係でございます。

こちらそれぞれがその協会、あるいはスポーツ少年団の会員数、団員数、あるいはそちらのほうに加盟していらっしゃる団体数、それぞれに応じまして、補助金のほうを算定してございます。

そちらについては、それぞれの団体におけます会議費でございますとか事務用品、あるいは広報紙等の作成の経費に使っていただいています。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　すみません、確認させていただきたいんですけれども、会員数とか団員数に応じて算定をして、毎年その分を助成しているということで、返金とかそういうのはないということでよろしいんですね。もうその分はお渡しということで。

○委員長（九山妙子君）　質問ですか。

○委員（福澤和美君）　はい。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

こちらの218ページ、219ページ、社会体育総務費におけます助成金でございます。

こちらのほうは、年度によって異なりますが、それぞれの町から交付した助成金について余った場合については、返還していただくというような形で取り扱ってございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

先ほどのご質問があったところで、192ページ、193ページ、ＩＣＴ教育推進事業の学習ドリルソフトの内容になります。

こちらにつきましては、教科が国語、算数、社会、理科、英語ということで、主要５科目のほうが使用できるという感じになってございます。小学校と中学校両方になってございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　もう一度答弁漏れあったら質問してください。

○委員（福澤和美君）　すみません、答弁漏れで、昨年度までと違うところがあるかということをお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

昨年度と同様になります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

予算書の208、209ページ、⑵社会教育活動事業についてです。予算書では211ページになります。それから、私たちの予算書では14ページになります。

まず、委託料のみやしろ芸術祭公演運営委託料について、こちらどこへ委託するのかということと、あと、私たちの予算書の14ページ、まちなかどこでもミュージアム事業というところの内容で、ご質問するんですが、昨年度の結果を踏まえてというこちらに目標とされているんですけれども、どのような見直しがあって、令和７年度はどのように変更されるのかということのご説明をお願いいたします。

次に、予算書の212ページ、213ページ、⑴の公民館管理運営事業の14節工事請負費の公民館ＬＥＤ化工事費、この工事について詳しく具体的にどのような工事をするのか、教えてください。

最後に、214、215ページの⑴文化財保護事業についてです。

こちらの工事請負費、文化財案内板設置工事費についてお伺いいたします。

こちらの来年度は、どの文化財の案内板を作るのかもう決まっているのでしたら、何件なのかと、こちらのご説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹、川﨑と申します。

まず、１点目、予算書208ページから211ページにかけてですかね。

社会教育活動事業費のみやしろ芸術祭公演会運営業務委託料の件でございます。

こちらのほうは、予算を取ったときには、委託という形でどこかに公演的なものを委託しようかなというふうな考えで取っていたんですけれども、委託という形ではなくて、直営で現時点で考えているのは、音楽祭のようなものができたらいいなと考えています。

それは、次の質問にも関連するんですけれども、町出身のメンバーが所属しているインディーズバンドですね。プロで活動されている町出身の方のそういった方がいらっしゃるということで、その方たちとか、あるいは今まで町民文化祭になかなか出てきていただけなかった軽音楽をやっていらっしゃるような方、年代で言うと、10代から50代というような今までにない層をターゲットにしたイベントというとちょっとあれですか、芸術祭の催しができたらいいなと考えております。

それから、２番の質問になります。

令和７年度の芸術祭の見直し、特徴というところなんですが、今年度の芸術祭を行いまして、私の中で４点ほど成果と課題というのを検証してみたんですけれども、まず、１つ目、大ホールで舞台発表が再開できたということが、まず、５年ぶりに再開できたというところが、まず、１つの成果ではあるんですが、やっぱりコロナを経て、発表団体ですかね、活動団体の数、それから人数もそうなんですけれども、減ってきているので、そのあたりをもうちょっとてこ入れするというか、新たな対応策というのを考えていかなきゃいけないなという課題感を持っております。

また、今年度から始めたパートナーシップ補助金というのも創設して、活動主体さんが、それぞれ自ら企画する表現活動、こういったものに会場費なんかをサポートさせていただいているんですけれども、その中で、進修館を活用した映画祭、野外映画祭ですね。当日は雨天で大ホールに移ってしまったんですけれども、そういったものですとか、四季の丘芝生広場、そちらを使って、空間全体を表現の場として作品展示するインスタレーションというような作品展示が市民発意の下、出てきたということは、大きな成果と捉えています。

令和７年度については、このパートナーシップ補助金については、先ほど申し上げたとおり、会場費とか、あとは講師謝礼みたいなものに特化していたんですけれども、チラシの作成ですとか材料費、こういった需用費にも充てられるように、何か変えてくれないか、見直してくれないかというような声もあったので、そのあたりも含めて来年度は検討をしていきたいなと考えております。

そのほかにもまだマンパワー不足の解消ですとか、そういったところいろいろ課題はあるので、令和７年度に向けてしっかり計画を立てていきたいなと考えております。

それから、予算書212ページ、213ページ、公民館管理運営事業のＬＥＤの工事の内容ということなんですけれども、こちらは川端公民館と百間公民館、こちらをＬＥＤ改修させていただきます。和戸公民館につきましては、須賀小の再編もありますので、そちらを見ながら、ちょっと来年についてはやらない。和戸公民館については見送るという形で進めてまいります。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

ただいまのご質疑に対してお答え申し上げます。

予算書214ページから215ページ、文化財補助事業の第14節工事請負費におきまして、文化財案内

板の設置とありますが、こちらについては令和７年度は、まだ予定は決まっておりません。文化財案内板の設置計画というのが20年ほど前に一度つくられておりまして、これに基づいてこれまで設置してまいりましたが、この中から文化財保護委員会の検討を経て、決めていきたいと思います。

また、件数ですが、毎年度１件ほどの設置の予算となっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　よく分かりました。

まず、１点目のまちなかどこでもミュージアム事業ですね。予算書の208ページ、209ページになります。こちらの見直しを行ったということで、本当によかったなと思います。宮代町は文化的なまちというように感じられる方も多いので、ぜひそのようないろんなやりたい方のニーズに応えてどんどんやっていっていただけたらいいなと思います。これは再質問はないんで、よろしくお願いいたします。

次の２点目の212、213ページの公民館のＬＥＤ化は、こちらにも百間公民館と川端公民館ということで書いてあるので分かるんですが、その中のどういう工事というか、どこのＬＥＤ化するのかということと、工事内容というかそれを教えていただきたいです。

というのも、公民館の環境というところでいうと、公民館のトイレがちょっと冷たいんですよね。それで、やはり公民館を使う方は高齢の方も多いので、トイレに暖かいような整備をしていただけたらと思うんですが、こういうＬＥＤ化もしていただいているというところで、何か一緒に工事ができないかなというところも、またそういうご要望というか、お使いいただいている方からないかなというところもあります。特に冬は、ヒートショックとかでかなり体に負担もあるので、その辺をお伺いしたくてもう一度お願いいたします。

最後に、予算書の214、215の文化財保護事業についてなんですが、こちらの文化財の案内板というのは、あと何件ぐらい立てたいというご要望というか、そういう提案があるのかお伺いをいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑と申します。

塚村委員の再質問にお答えします。

まず、公民館のＬＥＤなんですけれども、百間と川端の全部屋というんですか、トイレとかそういったものも含めた照明のＬＥＤ化工事になります。

トイレへの温水の設置なんですけれども、検討はしていなかったところなのと、あと利用者からも今のところそのような声は入っていないので、利用者さん等のコミュニケーションも取りながら、温水も含めた要望というのをいろいろ探りながら、また予算も限りもあるんですけれども、要望を拾いながら次の改修というものにつなげていければと考えております。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

文化財案内板ですが、設置計画を立てた段階では、約100基を考えていたんですが、その後、文化財保護委員の検討を受けて、現在では113基を立てようという計画がございます。

その中で、実際に立っているものが45基、残り

68基あります。ただし、この中には実際に立てることが難しいものもありますので、今後文化財保護委員の検討を受けながら、適宜変えながら設置していきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

質疑はございませんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

１、２、３、４、５、６、７、８、９、10、細かいのを入れると15問ぐらいになるのかな、になってしまいますが、よろしくお願いいたします。

まず、192、193のＩＣＴ教育推進事業です。

ここ大項目としてＩＣＴ教育推進事業となっているんですけれども、この中で細かいところがいろいろありますのでお願いいたします。

まず、私たちの予算書では106ページだと思いますが、インターネット利用料というのが380万2,000円と令和６年と比較して13万5,000円ぐらいかな、アップしているんですが、インターネット利用料というのは同じ箇所で使っているのであれば、今、昔と違って定額制になっていると思うんですが、これがアップした要因というのは何なんでしょうか。

あと、端末更新はこれは前段の議員で聞いてくださったのでいいでしょう。

物品等の修繕費、これが令和６年は81.9万円だったのが、来年度は404万円といきなりすごく上がっているというのは、どういう理由なんでしょうか。

次に、同じところで、ホームページのシステム使用料というのが63万円というのが、下から３行目、ありますが、これは昨年度はなくて今年から創設というか始めたという形だとは思いますが、これのご説明をお願いいたします。

ＧＩＧＡネットワークの198万円というのがございますが、小中学校ＧＩＧＡネットワークアセスメント委託料、これが160万円からこれも38万円ほどアップしていることの説明をお願いいたします。

あと、校務用ＰＣ等借上料、これは減額にはなっておりますが、ちょっと見つけられなかったのとあと正確な台数をお聞きしたいのですが、校務用ＰＣとかＰＣ教室とか要するにタブレットではなくてパソコンというのは、小・中学校として教員が使ったりとかを含めてどれくらいあるのでしょうか。何台あるのでしょうか。で、来年度にかかる今年の秋ぐらいにたしかウインドウズ10がおしまいになって、10がサポート終了となって11になりますが、既に11に今あるのは移行しているのか、それとも、どこか、僕項目を見つけられなかったんですけれども、それのＯＳのアップデート料というのがどこにあるのかというところをお願いいたします。

あと、これも前段議員でお尋ねありましたが、角度違ってドリル、学習ドリル使用料がこれも280万から400万4,000円とアップしていますが、これはどういった理由でアップしているんですか。ｅライブラリを使っているということが分かりますが、科目だけではなくてほかのところで今までやっていなかった学校でもやったから上がったというのも、どこの項目か忘れましたけれども、さっきご説明いただいたんですけれどもそれと同じなのかどうかというところです。

次に、194、195ページの日工大サイエンスプロジェクト事業、これ昨年もお尋ねしました。先日私も参加させていただきました。これ自体は別に私も見ていて自分もいろいろ学びたいなというところがありましたが、バス借上料58万7,000円と今年度も来年度もなっておりますが、見ている限

りではありますが、そこまで特に中学生のたちには、バスはそこまで必須とは思えない。特に百中やら、小学校でいうと笠原小ですか、その辺は一旦学校まで行って出席取って、バス乗ってというのはそこまで必要ないでしょうということなんで、ここのところはもっと精査をすべきであると思いますが、まだ検証、この前３月頭にやったばかりで、検証とかできていないかもしれませんが、お考えをいただきたいと思います。

次に、同じページの教育振興費の奨学金事業というのが、奨学資金事業ですね、ごめんなさい、があります。

これの入学準備金補助金が今年度も来年度も18万と変わっていないのですが、これはこれまでの募集状況というか利用状況、直近３年分ぐらいを申込みとかのお示しいただきたいと思います。

次に、196、197の小学校管理運営事業、私たちの予算書107ページになります。これ一括的に中学校のほうは、同じ中学校管理運営で202、203ページがリンクするような形になると思いますが、まずピアノの調律、これは中学校は変わっていないんですが、小学校は変わっているというのは、9,000円分これアップライトピアノ１台分ぐらいに該当するような金額だと思いますが、なぜ変更が変化があったのか。あとＡＥＤのレンタル、これも中学校のほうが今年度７万1,000円から３万8,000円と減額、小学校のほうも２万8,000円から２万円と減額となったのですが、これの理由というのをお尋ねします。

デジタル教科書、これ前段の委員がお尋ねなった回答を得たので結構です。

トイレ改修も前段の委員もお尋ねになったりとかしておりますが、これ洋式化というのを以前進めていくというお話を伺っておりまして、現在の進捗率というのが令和６年は742万5,000円かかっていて、今年は302万5,000円、これトイレ改修工事の施工監理業務委託料というのが302万5,000円で校舎トイレ改修工事費が6,949.3万円というふうに別個に出てはおりますが、進捗とこれの内容、どこに何台とかその辺のほうをお願いいたします。

202、203ページ、中学校独自の楽器の借上料、これ昨年もお尋ねして、お琴ということだったとは思いますが、これはいつまで借上げという形でやって、購入したりとかリースとかそういうふうな形でしないで、借上料というふうに借上げという形で継続しているのがなぜなのかというところをお尋ねします。

次に、220ページ、ちょっと飛びます、221ページの学校給食運営管理事業です。これも先ほどのと同じようなところがあるんですけれども、インターネット利用料が44万7,000円から61万9,000円に、すごい17万ぐらいアップしているんですけれども、これの理由。あと前段の議員もお尋ねがありましたＬＥＤ関係ですけれども、これ購入したのが学校給食センターだけだから、何か町全体として町の契約という形でできるだけ一本化したほうがいいとは思うんですが、ほかのところでも購入だったり、公民館でも購入だったりとかリースというふうにパラパラと分かれているのが、ちょっと総括してＬＥＤ関係なぜなのというのと、ＬＥＤに関しては201ページの小学校はリースで191万3,000円、中学校はリースで268万円、で公民館が168万7,000円とこれは購入という、このように分かれている理由のほうをお願いいたします。

次に、これ参考までで結構ですけれども、186、187の小学校適正配置の事業で66万7,000円が計上されております。昨年はこのところに須賀小の取壊しとかその辺が入ったんで、２億円を超えているような額でしたけれども、それはなくなりました。

で、これの中にここに記載はないのですが、中学校の１校化という話が令和９年からというふうな話がありますが、既に２年前ですか、３年前ですか、適正配置委員会かなんかで決まったので整合性をお願いいたします、計上されていないので。

で、192ページに戻りますが、英語教育推進事業の18節の英語検定補助金、これ85万円が計上されていて、令和６年94万円なんですけれども、これは実績が少ないのかどうなのかというところが、減額になっているのが、こういうのは増えていったほうがいいんではないかなと思うんですが、減額になっている理由というのをどのように分析されているのかをお尋ねいたします。

次に、190、191ページになります、前のページですね。前のページからの学校教育事務事業の中の191ページのほうに出ております著作物使用料、これが今年度は35万8,000円、本年度35万4,000円という形でこれの内容がどういったものなのか、併せて1,000円ですけれども、一番下にここの括弧の学校教育事務のところに賠償金1,000円というのがあるんですが、これはどういった観点で計上しているのかというところをお尋ねいたします。

196、197、これ重なってすみませんが、先ほどのところ、漏れているところかもしれませんが、水泳のほうのは、前段の議員がお尋ねになったんでこれは飛ばしますが、学校環境整備委託料というのが水泳のすぐ上のところに78万2,000円と、今年度は67万5,000円とありますが、これのどういったことを行っていたりとかするのかという内容、これのことをお尋ねいたします。

次に、ＬＥＤは聞いたから、210ページ、211ページ、社会教育活動事業の211ページのところにですけれども、芸術祭関係、みやしろ芸術祭の公演会運営業務委託が50万で、これ今年度のストリートピアノ運営業務委託料の25万円が似たようなところで整合するというか、対応するのかなとは思いますが、計算してみたら、みやしろ芸術祭絡みだけで昨年度は109万2,000円だったのが、133万2,000円と一気に上がっておりますが、これの理由を教えてください。

次に、資料のほうなんですけれども、委員会資料の14ページに学校給食費の滞納状況の調べというのが過去３年間というのがございますが、その後、滞納になった人が完済したのかどうか、完済せずに例えば取り損ねたりしたのか。特に取り損ねているのが分かっているのであれば、例えば、払わずに引っ越しちゃったとか卒業しちゃってとか、いといろあるとは思いますが、取りはぐったもの、収納率が高いのは分かっているんですが、取り損ねちゃったところというのを教えてください。

あと、先ほども前段の委員でもありましたが、資料の10ページの一番下13……何かありますか。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、お話するとき言葉、気をつけて言ってください。

○委員（佐藤将行君）　取り損ねる。

○委員長（九山妙子君）　聞いていて、よくない言葉が出ますが、丁寧に考えながら言ってください。

○委員（佐藤将行君）　考えては言っていますけれども、失礼な言い方ですね。

13番のインターネット環境のない家庭への対応、令６は要望なしとありまして、貸出しのＷｉ－Ｆｉ、モバイルルーターだと思いますがこれを整備済みとありますが、これどれくらいの台数を準備というか待機させていて、通信費は使っている方に払っていただいてということですけれども、そもそもどれくらいの数を用意しているのかというところが予算書のほうで見つけられなかったんで教えてください。

次に、220、221です。町民スポーツフェスティ

バル助成金というのが100万円となっております。これ該当するのが、今年度は80万円となっておりますが、ここに町制70周年記念イベントの実施とありますが、これ町民スポーツフェスティバル、70周年記念のイベントということは７月に行うという理解でよろしいんでしょうか。それとも通年どおりにやって何か特別な70周年に迎えているということで20万円分何か特別ショーなりなんなりやるのかどうかというのが、この増額の理由が書いていなくて分からないのでお願いいたします。

あと２つありますね。

214ページ、215ページの埋蔵文化財発掘調査事業、⑵の、これの発掘用機材借上料というのが99万9,000円となっておりまして、これ令和６年度は18万2,000円と全然金額が違うんですが、これの算出根拠という形でお願いいたします。

最後に、資料の16ページに図書館のほうと、あと公民館のおのおのの利用状況が出ております。これ１月末現在ですから、確定はしておりませんが、どうも昨年よりも公民館も図書館のほうも利用者人数というか件数が下がるんではないかなと思いますが、これの検証の、そちらもなぜ減ったのかというふうな検証を教えてください。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　芸術祭に関しましては、先ほど答弁されております。それ以外の答弁をお願いしますが、ここで休憩に入ります。

休憩　午後　４時０６分

再開　午後　４時１９分

○委員長（九山妙子君）　時間が少々早いですけれども、全員そろいましたので再開いたします。

引き続き、教育推進課分の質疑を行います。

答弁からよろしくお願いいたします。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

まず、予算書192ページ、193ページ、ＩＣＴ教育推進事業についてお答えいたします。

まず、１点目がインターネット利用料の増加の関係になります。

こちらですが、複数契約しているんですが、ぷららというところと契約している回線が値上げになったということで上がってございます。

続きまして、使用料及び賃借料の学習ドリル使用料の金額の増加の原因になります。

こちらにつきましては、昨年の９月までパソコン教室のリースを行っていたところでございます。そちらのリースの契約の中に学習ドリルのライセンスが含まれておりまして、その分がリース代に含まれていたというものになります。ただ、それでは足りないので、人数が足りない分については去年もお金を払っていたんですが、ライセンスに食われた分を今度から支払うという形になりましたので金額が増えたような形になります。

続きまして、ホームページシステム使用料になります。こちらもパソコン教室の契約の中に学校のホームページが含まれていたというものになりますが、こちらもやはり９月で終了したということで、改めて金額を計上して別途になったというところでございます。

続きまして、失礼しました、戻って委託料ですね。小中学校ＧＩＧＡネットワークアセスメント委託料になります。

こちらにつきましては、文科省のほうも推奨しておりまして、各学校におけるインターネットの速度のほうを確保するようにということで補助金が出るものになります。こちらにつきましては、

来年度３校アセスメントを予定しております。今のところ決まっているのが、児童・生徒数の多い笠原小学校、百間中学校、あと１校は今検討中でございます。３校でネットワークのアセスメントを実施する予定となってございます。

続きまして、校務用ＰＣ等借上料になります。

こちらの台数でございますが、リースを行っておりまして206台、リースを行っております。こちらウインドウズのアップデートの話もあったかと思うんですけれども、こちらについてはリースと保守のほうをお願いしておりまして、町のほうで特段アップしたりとかという作業は行ってございません。

続きまして、ＩＣＴの物品修繕料ですね。こちらにつきましては、先ほども答弁があったとおり、まずＧＩＧＡ端末の修繕と、あと１年生が使っているウインドウズ端末の修繕用で計上しているものでございます。

続きまして、194ページ、195ページ奨学資金事業の入学準備金補助金の３年間の実績ということでいただいていたと思います。こちらは、令和６年度はなし、令和５年度はなし、令和４年度に１人、１件の申請がございました。

続きまして、220ページ、221ページの学校給食運営管理事業になります。こちらのインターネット利用料が上がっているということでございますが、こちらにつきましては保護者様から給食費を徴収する際に、銀行とのやり取りの中でインターネットの利用の料金がかかってくるというものになりまして、こちらのほうが金額の値上げ等がございましたので、増額という形になっています。銀行とのやり取りの手数料にインターネットを経由した手数料になっております。

続きまして、戻って186ページ、187ページ、小中学校適正配置事業、こちらで中学校の統合についての予算についての質問だったかと思いますが、一応令和９年度から検討を始めるということになっておりまして、一応令和７年度につきましてはそちらの経費等は計上してございません。

続きまして、資料の14ページ、学校給食費の滞納状況でございます。

こちらにつきましては、今年度当初におきまして、14人の滞納者がいた状況になってございます。今年度につきまして、徴収できた分が、今現在ですと11万1,128円ということで３件分の徴収をしております。

また、５年度に滞納された方がございましたが、こちらは６年度に入りまして全て支払いをしていただいているところでございます。過去に遡ってのものもあるので、なかなか連絡とか取れないというのもある状況でございます。

続きまして、資料の10ページ一番下、13番の貸出用Ｗｉ－Ｆｉ機器の台数ですが、一応20台用意してございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹兼指導主事（齋藤真美子君）　学校教育担当主幹兼指導主事の齋藤でございます。

予算書194、195、日工大サイエンスプロジェクトについてお答え申し上げます。

こちら移動方法としてのバス借上料ということでお話しいただきましたが、こちらご指摘いただいたことを含めて検討をして進めてまいりました。本年度につきましては、やはり安全面、時間の確保、先生方の負担軽減というところでバスで実施をさせていただいたところでございます。

現在、参加した子どもたちや先生方を対象にこちらの移動手段等も含めて振り返りのアンケートを実施しているところでございます、今後につき

ましては、それらの振り返りも含めて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

予算書の196、197、小学校管理運営事業、202、203、中学校管理運営事業のピアノの調律でございますが、こちらのほう今年度は須賀小学校のほうで来年度予算はアップライト１台増やしての調律をお願いしたいということで、どんぐりピアノというピアノを調律するための予算でございます。

それから、予算書196、197、小学校管理運営事業、202、203、中学校管理運営事業のＡＥＤのレンタルでございますが、こちらは夏のプール分のＡＥＤレンタルを学校教育のほうで予算化しておりまして、須賀中学校の体育館のＡＥＤは、来年度から町民生活課一括管理というふうになりましたので、その分で減っております。で、小学校のほうで少し予算が減っているものは、これまでの実績で減らさせていただいています。

続いて、予算書の202、203ページ、中学校管理運営事業の楽器借上料でございますが、こちら須賀中学校のほうでお琴をお借りするというものの予算でございます。少しずつお琴も購入しているんですが、生徒の人数に合わせて足りない分をまだお借りしながらという現状でございます。

続いて、予算書の190ページ、191ページ、学校教育事務事業の著作物使用料についてでございますが、こちらは授業目的公衆送信補償金制度に基づく著作物使用料というものでございます。

学校教育の中では、紙ベースのものは著作権とかが少し子どもたちの教育のためにということで許されているところがあるんですけれども、これをデジタルで１回通してしまうときには、この著作権というものがかかってしまって、それをこの著作物使用料、サートラスというものなんですが、サートラス、それをお支払いすることによって使わせていただけるという制度でございます。

それから予算書の192、193、英語教育推進事業の英検助成等ですが、こちらのほう委員おっしゃったとおり、実績に基づいての減でございます。今年度は、英検は年に３回あるんですけれども、まだ３回目がこれから出てくるかもしれませんが、実績としては62人の受験となっております。中学校３年生を想定しておりますので、全部で240人子どもがいるんですけれども、現時点では62人が受験をして申請に来ているというところでございます。

続いて、予算書の190ページ、191ページの賠償金でございますが、こちらの方は学校医の公務災害があったとき等に使用するものとなっておりますが、科目設定をしているということでございますが、実際に起こった場合には、どこからか流用させていただきということで対応させていただく予定でございます。

続いて、予算書の196、197の小学校管理運営事業の学校環境整備委託料でございますが、こちらのほうは各学校事業団のほうに、シルバーさんに委託をして樹木の剪定、それから草刈り等をお願いしております。その費用でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋です。

予算書200、201ページにございます、小学校施設管理事業のトイレ改修工事についてですが、今回の改修で洋式化率につきましては、小学校が

59.5%となりますので、あと４割の改修が必要となる予定です。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

予算書210ページ、211ページ、社会教育活動事業費の芸術祭の公演会の費用のほう50万円という捻出方法ということで理解したんですけれども、こちら社会教育活動事業費全体で、佐藤委員からもあったストリートピアノから充てさせていただいたものとか、二十歳のつどいの会場費をとか、前段の鈴木議員さんからご質疑のあった記念写真の委託料だとかそういったものを実績ベースで減額したものを今回芸術祭特別公演会というところで費用を捻出させていただいて、社会教育活動事業費全体では６万7,000円、マイナスというような形になっています。

もう一つ、資料16ページの公民館と図書館の利用者数の実績、減っているというところで、まず６年度に関しては、今時点では令和７年１月末時点の数値なので、一概に何とも言えないところではあるんですけれども、佐藤議員もご承知かと思うんですけれども、結構、日本全体の問題でもあるのかな。というのは、これだけ人口減少が続いている中で、当然人が減れば、またあるいはいろんな各自治体でいろんな施設ができてくれば当然分散していったり、利用者は減っていくのかな。ただ、そこで縮小する中でどういったふうにサービスを維持したり、魅力アップを図っていくかというのは今後の課題なのかなと感じています。

また、公共施設の再編、こういったものもありますので、そういったものと絡ませながら、検討を重ねて利用者増に向けて、利用者増なのか、縮小するものに向けた、合ったサービスの向上なのか、そういったものを含めて検討してまいりたいと考えています。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

予算書220ページ、221ページ、町民スポーツフェスティバル助成金のご質疑でございます。

こちら令和７年度が宮代町が町制施行70周年を迎えますことから、そちらのほうを記念しましてスポーツフェスティバルのほうの実施を考えてございます。

具体的には、例年が町内のスポーツ団体及び総合運動公園の指定管理者によるスポーツの体験ブースと指定管理者によるアスリートを招いたビクトリークリニックというような内容を行ってございますが、令和７年度におきましては、そのうちビクトリークリニックにおきましては、著名なアスリートを講師に招いての内容を考えてございます。そのための経費を増額させていただいたものでございます。

なお、実施時期につきましては、私たちの予算書118ページ、生涯スポーツ振興事業におきまして、町民スポーツフェスティバル２０２５として内容を掲載してございますが、開催時期につきましては、例年のスポーツフェスティバルと同様に本年の令和７年10月に開催する方向で考えてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

予算書214ページから215ページ、埋蔵文化財発掘調査事業の借上料についてお答え申し上げます。

まず、燃料費の高騰から借りる重機の単価を上げさせていただきました。それに伴い回送費用も単価が上がっております。また、これまでの試掘調査の実績を勘案しまして、よく使用した重機については回数を上げさせていただいておりますので、その全体によりまして借上料が上がったものになります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、再質問させていただきます。

まず、回線のＩＣＴ、192、193からかな、これのぷららの回線の値上げとか、あとドリルについてもライセンス料の関係でどうか、９月までのＰＣリースという形、またホームページのほうも９月終了したので別途計上、ＧＩＧＡネットワークは文科省の補助が入るので、取りあえず３校、回線速度のアップ等もあるんでしょう、これは分かりました。

で、ＰＣが206台リースのいうのは分かりましたが、これだけで小・中学校関係は全てなのかどうか、これ以外にはないのか。これは借上げリースみたいなもんでしょうから、アップデートとかその辺のも含んでいるのかもしれませんが、それ以外のが、例えば買い取った、買い上げたものとかあれば、それは別途まだウインドウ10であれば11のほうにアップデートしなければならないという形になると思うので、その辺はどうなのかというところですね。

あと、192、193は物品修繕費というのがいまいち回答で分からなかったんですが、個別に後で伺います。

入学準備補助金の194ページ、195ページですね。これ非常に何か少ないというような、経済的な理由により就学が困難ってほかの助成とかの数と比べて、ここだけ異様に少ないのではないのかなと思うのですが、これの入学準備補助金という制度があるよということのアナウンス、広報のほうがきちんとなされているのかどうか、どのような形でなされているのかというところをお尋ねいたします。

給食費、202ページ、203ページですね。先ほど保護者のほうのが銀行とのやり取りとなったということですけれども、銀行等のやり取りが追加されたことによって、このアップしたというのがいまいち分からないんですよね、増額理由というのが、給食の、何でインターネットのか。そこのところ、もう一度、突っ込んだ説明をお願いしたいと思います。

186から187の小中学校適正配置事業。これは確かに令和９年度からまた審議等がというのはそれは承知しているのですが、以前、二、三年ぐらい前ですかね、審議会で一定の結論が出て広報みやしろのほうにも中村教育長が出て、二ページ、三ページだったかな、に出たのは記憶しているんですけれども、そこで、一応町の方針としては１校化となったというのが、またゼロからこれ話合いをするのか、でその後前回やった後に、議会のほうにもその辺は議案としても出てこないものですから、そこの説明をもうちょっと詳しく分からないのでお願いいたします。

あと、これ答弁漏れに近いところだと思うんですけれども、資料の14ページの給食費の滞納状況の調べのところで、各年度の、例えば令和５年度の分は完納という、先ほどご説明ありましたが、ここに出ているだけでは、令和２、３、４というところで100％ないので、これは漏れというか、まだ未払いな、言葉気をつけろということですの

で、未払い等があったと思われますが、令和元年とかもあったんでしょうけれども、確かに行政のほうの時効って５年だったような気もするんですけれども、まだ支払っていただいていない未収の方というのが各年度どれぐらいいるのかというところも、徴収できないなとほぼ課のほうで考えているのも含めて、もうちょっと詳細に丁寧な説明をお願いいたします。

次、194ページ、195ページのＩＣＴ事業は、これは今アンケート集計中ということで、本年度検討するというふうにご説明がございました。

先ほども申し上げたとおり、私も参加して歩行困難な生徒とか児童、僕見たのは中学生でしたけれども、いるかなと思ったらそんな方は見当たらなかったようにお見受けしましたので、みんな元気に階段を上り下りしていて、ということは２キロ弱ですから、百中、須賀中というのは、十分、一番最初のときは、須賀中の２年生が歩いて行ったりとかもしたので、わざわざそれを、ほんのちょっとのところをバスを使ってまでというのが過保護過ぎるのではないかなというふうに思ったんで、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

ここのところは、再質問というのはない、再答弁というのはないと思いますが、検討中ということでよろしくお願いいたします。

196、197及び202、203ページの小・中学校の関係のところのご説明をいただきましたが、須賀小のどんぐりピアノの、やっぱりアップライトです、これは金額的に、承知いたしました。

ＡＥＤのレンタルのところで、夏のプール分という表現をされていらっしゃったんですが、この夏のプールのときに短期間プール用、プールのところに持ち運びというか、そういうふうなことをおっしゃりたいのかどうかというのがちょっと分からなかったんで、そこのところをお願いいたします。

あと、楽器借上料、これお琴ということで、足りない分、不足分を借りている状況という説明があって、ちょっと僕のほうの不勉強で申し訳ないんですけれども、要は何台かはもう学校で買っていて、足りないのがその年度によって変わってきて、その足りない分を借りているという理解でいいのかどうかというところをお願いいたします。

次に、190ページ、191ページの著作物使用料、サートラスというのは初めてお聞きして、どうもありがとうございます。自分でも後で調べてみますが、要はデジタルになりますと劣化とかもしないので、コピーやら何やら著作権侵害が起こりやすいということでこういうふうになっているのかなと思いましたが、その理解でよろしいのかどうかをお願いいたします。

次のページの192、193の英語教育、中３を想定というふうな話とかいろいろ僕もよく分かっていない状況もありますけれども、令和６年実績で62人、実績ベースというのはお聞きしましたが、また３月にもあるのでということもお聞きしましたが、やはり実績ベースで要は下がっているということで、生徒数はまだ増加しているんでしたっけ、そこのところはちょっと分からないですけれども、62人ですから本当に全体のごく僅かという形になっておりますので、もっとこの辺の啓蒙というかハードル低いようなアナウンスをして受検者数、僕は英語苦手なんで余計思うんですけれども、こういうところをもっと掘り起こしというか、児童・生徒に対しての、これ児童・生徒と書いてあるから小学生でも受けられるのかな、英検は、これが補助金出るのか分からないんですけれども、児童・生徒と書いてあるから小学校でも出るのかなと思いますが、特に小学校の辺りですと、初めてのというか、モチベーションを上げる方法は先

生に委ねられますけれども、併せてその辺をぜひやっていただきたいと思いますが、小学校のほうの特に受験状況というか、この62人という受験生の中の何人が小学生かというところを改めてお尋ねします。

190ページ、191ページのこれ科目設定ということで、賠償金のことが、校医の公務災害という、先ほどお話ありましたけれども、校医が校務災害になったことを想定しているという理解なんですか、これは。なるほどね、分かりました。

196、197ページの学校環境、シルバーにこれはお願いしているという形で了解いたしました。樹木の伐採剪定やら草刈りということですね。

次、200ページ、201ページのトイレ関係、59.5%、これはもっと前から洋式化という話は数年前からいろいろおっしゃっていらっしゃったんで、この現在の進捗状況というのが予定したのと大体イーブンになっているのかどうかというところと、これ以前も僕質問させていただいたのが町民のときだったのか、議員になってからかちょっと覚えていないんですけれども、新たに入るものというのは恐らく節水型のトイレに替えているとは思います。過去の昔のは13リットル、１回当たり使うのが3.8リットルとか3.5リットルとかって省、節水型になっているというのは存じております。その分で早めに例えばですけれども、起債するなり何なりして、もっと前倒しにやればその効果がより高まるんではないかなと思いますが、その辺について教育推進課としてのお考えをお尋ねしたいと思います。

210ページ、211ページの芸術祭関係ですが、これも総括的にいろいろとお話はありましたが、細かくなってしまうので、後でこちらは窓口のほうでお尋ねしたいと思います。委ねたいと思います。

資料の16ページ、公民館と図書館の利用者数、先ほど川﨑さんからご説明があって私のほうでも知っているでしょうけれどもと振りがありますが、私もその辺のほう図書館協議員もやっておりましたので、承知しておりますが、下がり方が特に図書館のほうは令和３年度をピークにこの頃だったかな、白岡できたりとか、周辺環境と図書館のニーズの関係等もあるでしょうけれども、例えば以前窓口でもお話させていただいたりとか、図書館協議員とかにも申し上げましたが、予約やら何やらをもっとネットを使えるような形で、１回予約のつくっていただいたんですけれども、それがちょっと何か問題があったんでエクセルのがなくなったというのはありましたけれども、できるだけハードルを低く利用しやすいように、あと他館からの図書も、今の時点でも僕の友だちでも埼玉県の横断のほかの図書館からの貸し借りができるというのをまだ知らない人もいたので、そういうアナウンスもやっていっていただければなというのと、併せてもっと図書館ポストの場所の増設というのを以前もお話したんですけれども、特に図書館ポストの増設というのはどうなっているのかというのを令和７年度の予算で見つけられなかったものですから、図書館のところで予定はあるのか、であるとしてどの辺を考えているのか、幾らぐらいかかるのかというところを改めてお尋ねします。

公民館のほうも以前、和戸公民館だったかな、集会所かあれは。トイレがとかいろいろ、使い勝手の部分のところぐらいは、特に女性トイレのほうの使い勝手とかその辺はもっと考慮していただきたいなというふうに思っております。

220ページ、221ページの町民スポーツフェスティバル、これ町制70周年記念イベント自体は７月にたしか行われると理解しておりますが、こちらは10月に行うということで、そこまで70周年、70周年とやる必然性があるのかどうかというところ

で、ほかの課でも申し上げているんですけれども、本年度予算というのは令和５年度をベースにしてできるだけ切り詰めというか形で各課四苦八苦しているところもあるとは思うんですが、これまだ７月のときの町でやるイベントのときは合わせてだったらまだ分かるんですけれども、またこれ10月に回してとかなるのは、そこまでする必要はって、しかもビクトリー何とかというので著名人を招くというのを、果たしてそこまでやる必然性があるのかどうかというのが、ご説明をお願いしたいと思います。

最後の、これお聞きしていて全然分からなかったので、ごめんなさい、僕の理解力が不足しているのかもしれない。214ページ、215ページの発掘用機材借上料が一気に上がっているというふうに先ほども申し上げました。

18万2,000円から99万9,000円と、これを裏づけるというか、説得できるような説明というふうには僕は聞こえなかったので、また専門的なことなのかなというのもありましたので、もっとかみ砕いた説明でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

まず、１点目、予算書192ページ、193ページ、ＩＣＴ教育推進事業におきまして、校務支援ＰＣ等借上料に関連して、学校にあるパソコンがこれだけなのかというご質問でございます。

教育総務のほうから配布させていただいているのが校務用パソコンとあとＧＩＧＡ端末になってございますが、もしかしたら過去からの経緯で学校で持っているパソコンもあるかもしれませんので、先ほどウインドウズの更新という話もあったので、そこら辺を調査させていただいて、適切な対応をできればというふうに思います。

続きまして、194ページ、195ページ、奨学資金事業の入学準備金になります。こちらにつきましては、一応広報とホームページにおきまして周知をさせていただいております。たまになんですけれども、お問合せのほうは我々のほうに来てございますが、なかなか申請までは結びついていないのかなという状況でございます。

続きまして、202ページ、203ページ学校給食運営事業のインターネット利用料になります。こちらなんですけれども、先ほど説明したとおり学校給食費の徴収の関係で銀行と学校のパソコンの間でのやり取りになってございます。こちら、もともと無料の回線を使わせていただいていたんですけれども、そちらが廃止になりまして有料の回線に切替えという形になりましたので、予算のほうが増額という形になってございます。

続きまして、186ページ､187ページ、小中学校適正配置事業の令和９年度からの見直しになります。令和９年度からの見直しにおきましては、まだ具体的にどうするかというところは決まってはいないんですが、審議会のような前回も立てたようなものを中心に立ち上げてどうするのかというのを審議していく形になるかなというふうに考えております。

続きまして、資料の14ページ、給食費の滞納の状況でございます。こちらですが、一番古い方で平成19年、20年度の滞納者になってございます。その次が22年度と20年度内の滞納が13件、今ある状況でございます。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

まず、初めに予算書の196、197、202、203の小学校管理運営事業と中学校管理運営事業のＡＥＤのレンタルについてでございます。

各学校ＡＥＤは学校の中の保健室もしくは職員室の近くに置いておきまして、ふだんの体育の授業を中心に何か起こったときにいつでも使えるようにというふうに備えさせていただいていますが、東小学校と須賀中学校と百間中学校は敷地の外にプールがございまして、そこで体育のプールの授業を行うときには、本来学校に置いておきたいＡＥＤを持ち出さなくてはいけないということになりまして、そのためにプールの期間だけ、水泳学習がある期間だけＡＥＤをお借りしているということで、その費用でございます。

続いて、予算書202、203の中学校管理運営事業の楽器の借上げについてでございますが、こちらのほうは、具体的に申し上げますと、来年度はお琴を６面お借りしたいということでございます。学校のほうには何面か購入させていただいているんですけれども、１時間の学習課程の中でどのように学習を進めて、どれぐらいの時間、子どもたちにお琴に触れる時間が取れるのかというようなことや、それからその年の学級の人数にもよるんですけれども、小グループの中に１台ずつお琴を置いて子どもたちに演奏させる、そういうようなところで来年度を見据えて足りないなと思う分をお借りするということで、学校のほうから要望が出ておりますので予算化させていただきました。

続いて、予算書の192、193ページの英語教育推進事業でございますが、先ほどご説明がよく分からないようなご説明で申し訳ありませんでした。

先ほど申し上げたものは、全て中学生の英検についての人数でございます。小学校のほうは、小学校６年生が全員２月に英検ジュニアブロンズというものを受けております。小学生も最近、外国語活動や外国語の授業が入ってきたんですけれども、宮代町では英語教育に力を入れておりまして、それは小学校のときから聞くことを大事にする英語教育ということを進めております。聞くことを中心としたテストである英検のブロンズを受けることによって、子どもたちがブロンズのレベルを合格できたという自信を持って中学校に進み、中学校の英語の授業が受けられるようにということで小学校６年生全員に受けさせているものでございます。ですので、小学校は全員分を予算化させていただいております。

続いて、予算書の190ページ、191ページ、学校教育事務事業の著作物使用料サートラスでございますが、こちらは新聞や紙ベースの本などについては、一つのものを使わせていただき、子どもたちに学習を進める上での資料として提示してよいというようなお許しをいただいているんですけれども、デジタルでその資料がデジタル上で通ってしまったときにはその内ではないというふうにされておりまして、著作権がかかる、使用料がかかるということなんです。ですので、この著作権使用料をお支払いすることで、子どもたちにデジタルの中でも同じものを表示して学校で見させることができるというようなことでかけている使用料でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

すみません、資料の16ページの件ですが、まず公民館、図書館ともにもっと利用しやすいようにですとか、あと図書館に係る埼玉県内の図書館横断検索システム、こちらをもっとアナウンスしてほしいということで要望としてまず承らせていた

だきまして、ブックポストの増設に関して予算化されていないというところなんですけれども、こちらは基本的には指定管理料の中で指定管理者が行うものとなってございますので、指定管理料とは別にブックポストの増設ということで予算化はしておりません。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

予算書220ページ、221ページ、町民スポーツフェスティバル助成金の関係でございます。

こちらは令和７年度に町制施行70周年を迎える年度となりますので、それを記念した取組として行わせていただくものでございます。スポーツフェスティバルにつきましては、屋内と屋外において行うイベントでございますため、70周年を記念する町村合併の７月20日を記念して行うということになりますと、どうしても昨今の夏の暑さ対策等を考えますと参加者の安全性を保つことが非常に困難でありますので、例年と同じように10月に行っておりますスポーツフェスティバルにおいて記念する内容として行われるものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

予算書200、201ページ、小学校施設管理事業のトイレ改修工事についてになりますが、議員がおっしゃるとおり、今回更新については節水タイプに更新します。ただし、それで議員おっしゃるとおり１回でやったほうが確かに水代、水道代とか安くなるとおっしゃっておりますけれども、どうしてもトイレに余裕がないものですから夏休み中の工事を実施させていただいております。

今後につきましても、こういう感じで、何というんですか、数か所ずつ、学校に公平にやっていく予定ではいます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

予算書214ページから215ページ、埋蔵文化財発掘調査事業の借上料の関係で、先ほど説明が至りませんで申し訳ございませんでした。

この発掘用機材の借上料は、まず試掘発掘調査を行う場所で、重機を伴って使用して、まず地層面をある程度掘り下げて行います。このときに使用する予定の重機が２種類ほどございます。

そして、これを１回借り上げますと、回送料というものがかかるという形になります。持って来て１回返して１回になります。それぞれ燃料費の高騰によって単価が上がってしまったということと、あとよく使う重機については、前年度までの実績を見ながら回数を増やして計上したりすることがありまして、前年度、令和６年度の当初予算額が85万8,000円のところ、令和７年度の当初予算額99万9,000円ということで14万1,000円の増額をさせていただいたものになります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、再々質問させていただきます。

順番に、192、193ですか、ＩＣＴのパソコンの台数は、これは後で調べていただけるということで、後で教えていただきたいと思います。

次、194、195の入学準備金補助金の18万の広報

とホームページ等でなされているということですが、これ入学時に僕、子どもいないんで分からないですが、入学する方にいろいろ資料というか入学に当たってとかそういう感じでいろんな資料が各家庭に配られているとは思うんですが、その中にもきちんと書かれているのかなというのが気になったので、そこのところのご回答をお願いいたします。

220ページ、221ページの学校給食のので、銀行のが無料回線が有料回線へなったというふうなお話がありましたが、それがこんなにポンと金額が上がっているというところがちょっと分からないんで、インターネット利用料、これまで無料回線で例えば庁内のＷｉ－Ｆｉを使ったりとかでセキュリティーの関係で給食費とかお金が絡むのでやるというんだったらまだ分かるんですけれども、この辺が、もうちょっと説明を細かくお願いいたします。

186、187のこれ答弁漏れ的な感じで思ってはいるんですが、適正配置事業のことですが、先ほど申し上げたのは、前回の三、四年前ですか、審議会の二、三年前かな、の一定程度の審議会での結論は出ましたと。そこのところは議会のほうにも諮られることがなく、ずっといって令和９年にまた審議会を、また同じようなテーマで立ち上げるという趣旨の発言が、答弁がございましたが、そのときの過去のと前回のとの整合性はどうなっているのかというところをお尋ねしたんですけれども、要は前回のを全くゼロにしてからまた話合いを行うのか、それとも前回のベースにその続き的な感じで時間も経過していることですから、状況も変わっているということで行おうとしているのかというところとを先ほどお尋ねしたんですが、そこの説明をお願いします。

資料の14ページの給食費ですけれども、随分古いところで平成19年、20年とか22年とかと出ましたが、町としてこれ確定というか、徴収できないなという確定しているのを、先ほどもこれも答弁漏れ的なところですけれども、どれくらいを考えているのか、先ほども僕言ったつもりでいたんですけれども、ここに出ている令和２年、３年、４年だったかな、それの各年度、令和２年このときはこれぐらい滞納がありました、それで現時点でその人が、例えば３件あったら３件のうち２件は完納したけれどもまだ１件がとか、そういうふうな形で令和２年度分のこのときに算出した件数が完納に至ったのかどうか、令和５年度だったのかな、さっきあったので、そっちは完納に達したという話はありましたが、ほかの令和２年、３年、４年とそれ以前の19年、20年と22年度というのはありましたが、そこのところの人数というか件数。

でまた、僕のほうで不勉強で申し訳ないんですが、これ自治体におけるものの、これは給食費の債権になりますが、時効が５年だったような気がするんですけれども、そこのところと、あと、平成19年、20年とかなり前ですけれども、このときにこれから数年後である程度確定しているのはあって徴収できなかったというのが、ちょっと言葉は気をつけますけれども、あるとは思いますが、そこの確定した段階で教育推進課で今後はこの２件は請求も催促も督促もできないなというのはあるとは思うんですけれども、それに関して、その年度で確定するはずなんで、それは議会に報告して、先日の一般質問で僕申し上げました地方自治法の96条１項10号の必要的議決事件に該当すると思いますので、そこのところはどうなっているのかというところをお尋ねしたいと思います。

196、197及び202、203ページの学校関係ので、校外にプールがあるのが東小、須賀中、百中ということで、そのとき用にちゃんとケアしていると

いう説明で非常によく分かりました。どうもありがとうございます。

除細動に関しましては、窓口でもお話させていただいたんですが、先ほど保健室に置いてあったりとかという話がありましたが、例えば、さいたま市のほうだと学校の玄関のところに外からも使えるようにとかというふうな形の、以前窓口でも相談というかご提案というか……

○委員長（九山妙子君）　佐藤さん、また、例えば、がすごく多いんですけれども、できるだけ簡潔に、例えばなしでお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。

そのような考えの、お答えのほうがまだ、検討しますという状況になっているので、そこのところを、その後教育推進課のほうでどのように今後やっていくのかというところのご説明をお願いいたします。

202、203ページの楽器のお琴の件は、これ分かりましたが、借りている、貸出先というか、そこがどこかというのと、あと契約期間というのはこれ事案の性質上、恐らく毎年年度当初に前年度を考慮して何台というのが算出されると思いますが、その契約期間というのは１年ごとという形でよろしいのかというところをお尋ねいたします。

192、193ページの英検に関しまして、小学校の僕も不勉強ですみません、英検ジュニアブロンズというのを初めて聞きました、知りました。これは全員分予算で町のほうで賄っているということで、各ご家庭の負担はないという形でいいんですね。要は６年生、宮代町は英語教育の力を入れているというご説明ございましたが、早めにやって英語耳というのを、俗語的な感じですけれども、をつくるというのもあるかと思いますので、今後もこれは力を入れてやっていただきたいと思っております。

190、191ページの著作権使用料、これもデジタルの便利さとの相反する著作権との落としどころというところで、これも分かりました。

資料16ページの公民館の、これさっきのご説明では、ブックポストというのは指定管理料に含まれてしまっているという説明があったんですが、これまでもカスミとかセキ薬品とかに置いてあるのも指定管理者に費用負担を求めるという形になっているという理解でよろしいのでしょうか。

そうなってくると、あまり積極的になされないのではないかなというふうに思いますので、そこのところの考えもお願いいたします。

また、県内の横断の貸借のことはアナウンスをしてくださっているということで、期待しております。

220ページ、221ページの町民スポーツフェスティバル助成金の先ほどの説明で、全然私の質問に対して答えていないという形ですので、７月にやると夏だというのはそれは分かっています。で、10月開催というのはお聞きしました。で、７月に町制70周年記念イベントをやって、10月のスポーツフェスが熱中症とかの関係で７月にできないから10月にやる、そこまでは分かってはいるんですよ。

なぜそのときに、町制70周年記念のをまた改めてやるのかというのが、そこの説明が求めていることなので、そもそもなぜそこのときにやるのかというのが分かりません。もっと説明お願いします。

200ページのトイレ改修、一遍に夏休みにというお話がございました。それはもっともなところも分かるんですが、ではあと何年すれば残り４割が終わるのかというところをお願いいたします。

最後になるのかな、214、215ページの重機の使用料とか回送料が発生してとか、確かにその辺は

理解できますが、ここのところも前回のときが八十何万ですか、そうではなかったような気がするんですけれども、重機２種類というのがどういった形のがというところもありますが、どういった形の重機なのかというところのご説明も併せて、そうですね、85万8,000円ですね。僕の勘違いでした、前回、令和６年度分は85万8,000円ですね。差額のほうで考えていました。そこの説明をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

まず、予算書194ページ、195ページ、奨学資金事業の入学準備金の説明になります。こちらは、入学説明会とか当然で説明しているかということでございますが、こちら対象のほうが高校生相当になりますので、義務教育は対象外という形になってございます。

続きまして、202、203ページ、学校給食運営事業の銀行とのインターネット手数料になります。こちらにつきましては、バリュックス回線という銀行サービス利用料になります。町内７校あるうち、埼玉りそな銀行を利用していた５校について無料の回線がなくなって有料のバリュックス回線に移行したという形になっております。ちなみに、農協を使っている２団体については、まだ無償という形になっておりますが、銀行とか手数料を上げておりますので、それもどうなるのかなというふうに思ってございます。

続きまして、186ページ、187ページ、小中学校適正配置事業の令和９年度からの意見書に関する整合性というところでございます。こちらにつきましては、過去の適正配置計画及び審議会の答申等がございまして、基本的に小学校が３校、中学校が１校に統廃合するとなっているんですが、今児童・生徒が増えているという状況等もございますので、令和９年度以降に中学校を統廃合するか、小学校を統廃合するかの点について再検証するという形になってございますので、全体としては計画は変わらないんですけれども、統廃合するかどうかの論点に審議することになってございます。

続きまして、資料14ページ、学校給食費の滞納の関係になります。

まず、ここに載っている過去令和２年からの徴収状況でございますが、令和２年度の滞納されていた２万6,260円については、そのまま残っているという形になります。令和３年度、令和４年度につきましては、その後完納しているという形になります。令和５年度も完納しておるという状況でございます。

ただ、過去のものにつきましては、今年度なんですが、平成27年度から29年度にかけて、長い期間滞納されていた方が返済してくれたというケースもございます。ただ、本当に古いものにつきましては、確かに徴収が難しいというものもございますので、こちらにつきましては課内で検討させていただいて手続のほう取らさせていくことを検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）　学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

予算書の202、203ページのＡＥＤについてでございますが、こちらのほうの置き場についての検討ということでございましたが、学校現場はたくさんいる子どもの命をまず守るということが一番だと思いますので、簡単に玄関のほうに変えさせていただくということはこの場では申し上げにく

いんですけれども、そのようなお話をいただいているということを学校現場にもお伝えをして、今後いろいろと検討していただこうかなというふうに思っております。

続いて、202、203ページ、中学校管理運営事業の楽器借上料、須賀中のお琴についてでございます。こちらのほうは、１年を通して音楽の授業で使うというわけではなく、日本の楽器ということ、和楽器の単元で使いますので、基本的には琴の借上代は１か月幾らということでお借りしていますので、１か月以内ということでございます。来年度、どちらでということはまだ分からないんですけれども、これまでは、株式会社サトウ楽器さんからお借りしていたというものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

予算書200、201ページの小学校施設管理事業のトイレ改修工事についてになりますが、いつ完了するのかというご質疑でございますが、毎年１か所ずつ、もしやったとしまして、笠原小学校があと３年、東小学校が４年、百間小学校につきましては増築校舎が多いものですから、あと６年かかる予定でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当主査の横内でございます。

予算書214ページ、215ページの埋蔵文化財発掘調査事業で、重機借上料で上げているものですけれども、重機は２種類、大、小を基本的に考えております。これは試掘発掘調査する先が、必ずしも一つの大きさの重機で入れるとは限らないので、大きさを変えるということで、２種類を想定して計上しております。重機の先は平たいもので遺跡が見つかる面まで少しづつ表土を剥いでいきまして、人力でやれるところまで下げるということが必要になるので、こういった重機を借り上げるものになります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○生涯学習室主幹（川﨑章人君）　生涯学習室主幹の川﨑です。

資料16ページの質疑なんですけれども、図書館は直営ではなく指定管理者制度で運営をしているんですけれども、その指定管理者を選定するときに、指定管理者のほうから利用者サービスの向上に向けた取組として館外のブックポストの設置というものを提案されておりますので、基本的には指定管理者のほうで進めていくというのが筋かなと考えております。

その中でも、やはり指定管理者になってぐるるですとか、東武ストアですかカスミ、それからセキ薬品の姫宮店、こういったところにブックポストを設置して和戸駅周辺というところの課題は残しつつも、ある一定程度の成果というのはあるのかなというふうには考えております。

その中でも日工大生と連携してカスミのブックポストを制作したりですとか、そういった地域連携というところにも取り組んでおりますので、あとは和戸駅のほうの周辺の課題といったところかなと思いますが、この辺も指定管理者と一緒に考えていければと思っております。

以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　課長の田中です。

スポーツフェスティバル、70周年記念の関係について答弁させていただきます。

こちらにつきましては、先ほども室長のほうから答弁させていただきましたとおり、令和７年度自体が町制70周年記念という理解の中で、スポーツフェスティバルはプラス20万の予算の配当を受けました。

でも、それ以外に例えば芸術祭とかでも70周年記念という形で創意工夫をしながら、冠をつけるかどうかは別ですけれども、私の中では令和７年度にあるいろいろなイベントはみんな70周年記念事業なのかな、そういう冠をつけていきたいと教育委員会でやっていく事業は。そうやって考えていますので、先ほどご質問の10月と７月の関係性の部分では、令和７年度全体がということでご理解いただけたらありがたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

質問お願いいたします。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

大きく１点だけ質問させていただきます。

予算書200ページ、201ページ、また中学校のほうは206、207ページになります。小学校施設管理事業と中学校施設管理事業、一緒にお願いしたいと思います。

まず、14節工事請負費で外壁等改修工事費１億6,000万円という形、それとあと、中学校では百間中学校で外壁が１億2,000万円という形になっております。また、小学校のトイレ改修が6,950万円という形で、本当にこの外壁改修工事だけでも高額になっているのに、その中でこの小学校のトイレ改修もやっていただけるということはとっても評価されるものであると思うんですね。なおかつ、どこかの小学校１校ではなくて各小学校に分散してやっていただけるというような考え方をしていただきますので、大変にありがたいと思っております。

この中でこの予算について、国の補助というものをしっかりと考えていただいて一番いい補助を選んでいただいていると思うんですが、この外壁等改修工事費についての国の補助はどういう補助であって、その補助率と補助額は幾らぐらいになるのか。

また小学校のトイレ改修工事のほうもそういった補助を使うことが可能であったのか、もしできていたとしたら、大体補助額が幾らぐらいになっているかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩します。

休憩　午後　５時２９分

再開　午後　５時４４分

○委員長（九山妙子君）　少し早いですが、再開いたします。

引き続き、教育推進課分の質疑を行います。

答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

予算書200、201ページの小学校施設管理事業と予算書206、207ページの中学校施設管理事業の工事請負費における補助金についてのご質疑でございますが、こちら文科省における学校施設改善環境交付金を活用いたします。補助率につきましては、３分の１でございます。金額につきましては、小学校はトイレ、外壁合わせまして7,927万2,000円、中学校におきましては、4,160万円を予定し

ております。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

結構、３分の１ということで、補助があって安心しました。例えば、トイレのほうはお伺いしていましたから大丈夫なんですが、この外壁等改修工事のほうに関しましては、前の段階で検査していただいて専門的なチェックも入れていただいて、何箇所と決まったと思うんですが、全体的に見ると全体数に対して危険度が高いところだけの改修になるんではないかと思いますが、全体に対して何箇所になるかという、何箇所、何箇所というのを教えていただけるとありがたいと思うんですが。

それと、あといつということで、トイレのほうは夏休みでいいと思うんですね。ただ、外周工事のほうは、やはり南海トラフなんかの発生率も高いと言われていますので、いつそういう大きな地震があるか分かりませんから、なるべく早く進めていただきたいと思うんですね。

委託先というのは、もう決定されているとは思うんですけれども、大体外壁のほうはいつぐらいから始められるかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

まず、外壁の箇所数につきましては、今まだ設計が完了してないものですから、箇所数に関してはまだはっきりはしておりません。

工事につきましては、入札を４月の予定でございます。それで、議決というか６月議会において請負締結をさせていただければと予定しております。施工に関しましては、トイレとダブるんですけれども、夏休みから足場を組み始める予定ではいます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、５点質問させていただきます。

まず、１点目、186、187ページの１目教育委員会費の中の(3)小中学校適正配置事業についてでありますけれども、今年度、昨年度よりも大幅に予算が減っています。なぜかというと、昨年度、基本設計と実施設計を一緒に予算化されていますので、実際基本設計というのは町がどういう学校になるのか、そういった理解を得るための設計で、こういうふうにしてほしい、ああいうふうにしてほしいと住民の声も併せてそういった要望等も含めていろいろ変更したりして完成させると思うんですけれども。それがなぜ実施設計と一緒に予算されたのか、その辺の経緯をお願いしたいと思います。

それと、２点目は190、191ページの(4)いじめ・不登校対策事業でございます。

いじめ問題の対策の充実はありますけれども、どのような対策を取られるのか、新たに対策は、新年度はこういうものがあるというものがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

３点目は、192、193ページの(10)ＩＣＴ教育推進事業で、これは質問というよりも、今国が盛んにデジタル化でそれで町としても２億306万円の予算がつけられております。今、これと同時にペーパーレスという中で各小・中学校でこういう時代にまだファクスを利用して紙が減っていないという、そういう傾向に、そういう調査が文科省であるといわれているんですけれども、多いところには指導するみたいな、そういうニュースも見た

んですけれども。これは当然、宮代もどうなっているのかということで、そういう実際、文科省からの調査依頼は来ているのかどうか、それとどういった傾向にあるのか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、４点目、196、198ページにかけて、１目学校管理費の小学校管理運営事業なんですが、これも須賀小学校における校外でのプール授業があります。この前段で出ましたけれども、私はこの30万円の予算つけの根拠、それを示していただきたい、300万円、失礼しました。

それから、５点目は、198と206ページの小学校施設管理事業と中学校施設管理事業、前段の議員の説明も聞いて、私は小学校施設管理事業は新年度については東小学校校舎の外壁改修なんですけれども、あと小学校では残っているとすればどの学校が残っているのか、必要なのか。

それから、206ページの(4)中学校施設管理事業なんですが、これは新年度予算で百間中学校校舎の外壁改修ということで、それと同時に須賀中学校、前原中学校の設計業務を予算化されています。百中は分かりますが、そうすると、須賀中学校と前原中学校はまた次年度に同時にやっていくのか、予算大きいですので、設計をやった段階でそれを見て判断するのだと思うんですけれども、校舎の外壁改修はどのように改修予定されていくのか、その点併せてお答えいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

予算書186ページ、187ページ、小中学校適正配置事業の設計の委託料の関係になります。

当初ですと、令和５年度中に予算計上のほうを行っていたところでございますが、そのときには基本設計と実施設計を同時に１年間で実施しようというふうに考えて予算計上をしておりました。

ただ、実際に基本計画が出来上がってきまして、設計を行う業者とともに意見を聞く中で、やはり１年間の中で両方をやるというところが、なかなかスケジュール的に難しい。特に地域の声を聞きながら丁寧につくっていくという中で、駆け足でつくってしまって皆さんの使い勝手の悪いだったりとか、皆さんの意見が反映されない建物になってしまうとよくないということがありましたので、大変恐縮なんですが、期間のほうを十分取らさせていただきまして、12月に繰越明許ということで６年度の実績の金額のほうを繰越しさせていただいて、ちょっと丁寧に来年度までかかってしまうんですが、設計をしようというところで、経緯でございます。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

まず、初めに予算書の190、191、いじめ・不登校対策事業でございます。

来年度に向けて新たな取組をというようなご質問だったと思いますが、基本的には新たなものということについてはっきりと申し上げられるようなことはございませんが、今回報告書が上がってまいりました。それについて、校長会、教頭会で一度指導をしたんですけれども、報告書の黒塗りについては、今後各学校のほうに渡させていただいて、それをもとにどこかの学校で起こったいじめではない。どこの学校でも起こり得る、自分の学校事として捉えてみんなで読んでいただいて、どういうところが足りなかったのかということに

ついて、共通理解をしていただいて新年度新たに指導していくことをお願いする計画でございます。

それに基づいて、各学校が様々なことを考え、やっていっていただくということでございますが、子どもたちが一番ＳＯＳを出しやすいものが、アンケート調査だということが学校のほうから上がってきております。

そのアンケート調査については、各学期１回やっていただく学校が、毎月行うことにしましたというような、それぞれの学校の子どもたちの状況に合わせて、一番、いじめを発見して助けてあげられる、指導につなげられるというようなことについて再度考えていただいて、来年度からもやっていただく指導をしていきたいというふうに考えております。

続いて、予算書の192、193、ファクスの使用についてということについてご説明させていただきます。

調査については、今年度１回ありまして、回答いたしました。宮代町では、校長会、教頭会を通してファクスはもう使わない方向でということで指導させていただいています。

ただし、その調査の中身を申し上げますと、相手方がファクスでしかやり取りができない状況にある場合には、ファクスを使うしかないというような、そのようなただし書がありましたので、そういうときには宮代町としては、業者さんに何かをお願いするとき、注文するとき等、あちらがファクスしかない場合には、それで対応するしかないということではございますが、今現在ファクスを今年度使っていたものについても、来年度からは改め、ファクスでなくてもできる状況であればメール等でやるという方向に進んでおります。

続いて、予算書の196、197ページの小学校管理運営事業、水泳指導についてでございますが、こちらのほう大きく分けて２つございます。

１つは子どもたちの水泳の指導料でございます。指導料については、見積書の段階では１人につき、単価が2,580円ということで、それで人数分。そのほか、着衣水泳についても行っていただくという予定でございますので、それについての料金。それとその他光熱費等を入れまして、142万5,000円となっております。

それから、子どもたちがバスで移動するということで、そのバス代が116万8,200円ということでお見積りを頂いて計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　課長の田中です。

今、学校管理幹兼副課長の答弁の中で須賀小学校のプールの委託の関係なんですけれども、こちら予算額、予算書でいいますと事業の指導料のほうが181万2,000円、バスの借上げが118万8,000円となっております。

先ほど、見積りという金額で竹内のほうが申し上げましたのは、予算計上した後に最新の見積りということで、ご理解いただけたらと思います。予算書の数字と違っておりますので、そこはそれとは別というか、その後に予算要求後に取った見積りの金額ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当主査の髙橋と申します。

予算書198ページから201ページの小学校施設管理事業、206ページから207ページの中学校施設管理事業における外壁改修の実施スケジュールにつ

きましてですが、まず中学校からですが、来年、須賀中学校と前原中学校を設計いたしまして、その翌年令和８年度に工事のほうを実施予定です。

小学校につきましては、須賀小学校は建て替えるため、百間小学校と笠原小学校を令和８年度に設計のほうを行いまして、令和９年度に改修のほうを予定しております。こちらは外壁に老朽化が進んでいる順序で実施していきますので、スピード感を持って実施させていただきたいと思います。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１点目の186、187ページの(3)小中学校適正配置事業についてであります。

確かに、実務的にも私は実施設計のほうが大変だと思うんですよ。それは基本設計はいろいろ町のほうや担当、もちろん教育推進課それから住民の声も聞いて、こういう格好ということで聞いて、それに合わせて基本設計をつくるんだと思うんですけれども、それができて初めて、今度は施工を担当する業者がいろんな建設コストとかそういうのも計算、算出しながら現場で施工するための施工図というんですか、そういうのをつくんなきゃいけないから、より普通は実施設計のほうが大変なんですよ。だから、何で同時にやるのかということで思いましたが、とにかく答弁では繰越明許で、12月議会は補正ありましたが、では、全然、確認なんですけれども、実施設計についてはこれからなんでしょう。最初は、予算では令和６年度では、同時進行というわけではないけれども、同時につくっていくような形で予算付けをしているんですが、だから、そのとおりにはやってはないんでしょうということで、その確認をお願いしたいと思います。

それから、２点目の190、191ページの(4)いじめ・不登校対策事業です。

新しい施策というのは、あえてはないけれども、ＳＯＳアンケートで毎月行っていくということで、それはそれで子どもたちの悩みだとかどういうところで、そういうふうになっているのかという意味では、発見できるし、それはもちろん大事だと思うんですけれども、とにかくいじめと不登校は関連ありますから、これは大人の社会でも多く傾向になっています。そういう中で、今子ども、あるいは加害者が自分を守るために、逆にいじめをするという、そういうこともあるというふうに聞いているんですけれども、傾向としてはそういう増えているんですけれども、資料で１ページにあるんですけれども、各学校の不登校、児童・生徒いじめ、認知件数ということで、特に不登校についても小学校は、ちょっと見てパッと分かるような形にはなっていないけれども、少なくとも増えているのは増えています。

それと、中学校はもちろんそういうふうな形になっているんですけれども、いじめも同じように、これは認知件数なんですけれども、小学校は、例えば令和５年度が558件なのに対し、中学校が６件、これは随分、どうなっているのかなという感じはするんですけれども、どうなんでしょうか。

不登校については、県平均とだんだん県平均にも近づいているようにも思えるんですけれども、いじめの認知件数というのはこんなに差があるんでしょうか。その辺の原因、その辺はどういうふうに捉えているんでしょうか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、４点目について、学校管理費の小学校管理運営事業で、須賀小学校における校外のプール事業なんですが、そうなんですよ、金額と196、197ページの講師業務委託料との関係で随分

差があるんですけれども、その辺はどうしてこうなっているのか、どうしてこういうふうになったのか、もう一度お願いしたいと思います。

それから、５点目は、小学校と中学校の外壁改修については答弁がありました。これについては、了解しますので、その４点についてお尋ねいたします。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

予算書186ページ、187ページ、小中学校適正配置事業の実施設計についてお答えいたします。

繰越明許していただきまして、実施設計につきましては、この３月から来年度の12月までということで進めていくということで今進んでございます。

議員さんのおっしゃるとおり、実施設計にもたくさん細かいところとか決めていかなくちゃならないところがありますので、そこら辺はしっかりと内容のほうを詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）　学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

予算書の190、191、いじめ・不登校対策事業についてですが、いじめの認知件数が小学校と中学校でこのように違うのはということについてのご質疑にお答えいたします。

いじめの定義は、これをしたらいじめというものではなく、されて嫌だと思ったら、嫌だと感じたらいじめであるというものなので、例えば小学校の子どもたちにこのアンケートをするときに、お友達に何かをされて嫌だと思ったら、いじめをされたというところにチェックをするようにというような説明をするんです。そういうふうにすると、小さい子ほど、誰々ちゃんにポンとたたかれた、それは嫌だったからいじめだなという理解で子どもがいじめられたとアンケートでは答えてくる。それに対してどういうふうにされたのかということを一つ一つ教員が子どもに聞き取って、そういうことだったのね、というので解決をさせるということになっていて、中学校でも同じようにアンケートは取りますが、やはり年齢が大きくなってきて、その中で社会生活についても経験がたくさん経験できるようになってくると、それぐらいのこと、やられたことは同じだけれども、それは冗談でやったことだなとか、それはやられたけれども僕は嫌じゃなかったなとか、みんなで楽しくやっているうちの一つでこういう行為があったんだなということを理解できるようになってくるというか、心の発達段階にもよるのかなというふうに思うんですが、全て認知件数については、子どもたちの心が決めていることですので、たたかれたらいじめということであれば、多分同じ回数だけ出てくると思うんですけれども、そうではないというところで、これだけの差が出ています。

中学校のほうでも、きちんとこのアンケート調査等はしています。ですが、毎回このような結果が出てまいります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　課長の田中です。

予算書196ページ、197ページの須賀小学校のプールの関係ですね。こちらにつきましては、委託料で水泳授業講師業務委託料181万2,000円と、あ

とは使用料及び賃借料13節でバス借上げ料118万8,000円、合わせて300万円となっております。

水泳授業の講師業務委託料の内容につきましては、今回どういう形で行うかというところで、令和７年５月から７月の火曜日と水曜日の午前中に行くんですけれども、１学年２こま連続、１こま45分掛ける２こまを連続するのが２日間、あとは１こま45分掛ける３こま連続やるのが１日、合わせて３日間、各学年行くような形になります。

全学年だと３日間掛ける６学年で18日間という、５月から７月の間で18日間行うんですけれども、指導料についてはこれらの指導に係る費用ということになります。

バスの借上げ料についても、18日分のバスの借り上げ、須賀小からぐるるに行くバスの往復の借上げ料になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再々質問です。

１点目の⑶小中学校適正配置事業、これについては分かりました。十分時間を取って実施計画に当たっていただきたいというふうに思います。

２点目の190、191ページの⑷いじめ・不登校対策事業ですが、このいじめ認知件数の推移については分かりました。しかし、先ほども言いましたように、いじめというのは年々増えています。非常に苦しんでいる子どもたちが多いのかなというふうに思います。

先ほども言ったように、自分を守るためにいじめをしているというような、そういう傾向もあるようなんですけれども、そういった点では、教育委員会、学校としては、どういうふうな対応を取っているのか、その点お願いしたいと思います。

３点目は、学校管理費、⑴小学校管理運営事業の須賀小学校におけるプール授業なんですが、内容等については分かりました。

これについては、近隣でもプールの授業、学校での授業をなくしている傾向もあるというふうなことも聞いたんですけれども、宮代の場合は須賀小学校の場合は、たまたまぐるるというところが近くにあるし、適正配置校との関係もあるし、特別なのかなというふうに思います。傾向としては、ほかの自治体でもそういう傾向にあるとはいうものの、宮代ではプールがありますからね、まだまだそういうことにはならないと思うんですけれども、このプールについて、またそうすると、須賀小学校は先生方の授業については委託しちゃってしまうと、じゃ先生方はどういう関わりを持つのかなというふうに思うんですけれども、その点も併せてお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

予算書の190、191ページ、いじめ・不登校対策事業についてでございます。

自分を守るために人に嫌なことをしてしまうとか、そういうことについて教育委員会としてはどういう対応をということではございますが、教育委員会のほうから直接学校で子どものほうに指導するということは、なかなか難しいことでございますので、日頃からの学校への指導の中で、まず自分を守るために人に嫌なことをしてしまう子というのは、一番、自分だけ一人になってしまうという不安を抱えているお子さんが多いのかなというふうに思います。

まずはそういうお子さんに対して、どんな気持ちでいるのか、どんな不安があるのか、そのよう

なことについてしっかり聞き取ってあげて寄り添いながら指導することが必要かなというふうに考えます。

それから、学校経営はもちろんなんですが、どの学校も学級経営を大事にしていきましょうということで、学校教育を進めています。学級経営というのは、クラスの中での人間関係、そこが良好に保たれていることによって、子どもたちの学習が、効果が上がるというふうに県のほうからも言われているんですけれども、学習はもとよりそれよりも先に自分の居場所があるとか、学校は楽しいところであるとか、そういうことを子どもたちが感じられるようにするということについても、今年度初めから教育長のほうから指導をしております。

何かが起こってから子どもたちに指導をするというよりも、不登校等を少なくするためにも学校のよさ、通いたいと思う、楽しいと思う、そういう学校づくりをしていくことが大事であるということで、取り組まさせていただいています。

それから、日常の中で道徳教育についても行わせていただいています。道徳教育というのは、毎週１時間、授業の中である心の学びということでやらせていただいているんですが、本当の道徳教育は、学校教育全体を通して道徳の時間の道徳授業を要としながらも、学校教育全体を通して行うものであるというふうに教育課程のほうに書かれておりまして、指導要領のほうに書かれております。それに基づいて、各学校では授業を要として道徳教育を進めております。

そしてもう一つ、トラブルがあった場合、その場合には子どもたちにどうしてそのようなことをしてしまったのか、どんな心配があるのか、どんな嫌な気持ちになったのか、そういうことを丁寧に聞き取りながら、それをやることで相手がどんな気持ちになるのか、そのようなことについて丁寧に丁寧に指導していただくことを、こちらのほうから指導させていただいています。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（田中啓之君）　課長の田中です。

私のほうからは、予算書196、197ページの須賀小学校のプールの委託の関係について答弁させていただきます。

議員がご指摘のとおり、近隣の状況を見ましても、委託、あるいは中学校については学習指導要領の中で適切な水泳場、プールの確保が困難な場合には水泳は扱わないことができるという記載があります。

これを受けてプールの実技を廃止している、実技を廃止しつつも、座学というんですか、水難事故に遭った場合の対応とか、そういった対応について学ぶことは、必ず取り上げることという学習指導要領でそうなっておりますので、ただ実技は中学校については廃止することもできるという記載があることを受けて、県内の自治体でも実技を廃止する自治体が増えています。

その背景には、宮代町も含めてプール老朽化というのが、やっぱりどこも進んでいる。宮代町もプール、古いのですと東小学校が造ってから48年経過しているということで、一番新しいところでも、百間中学校が平成８年に造ったのが一番新しいということで、プールの法定耐用年数、税法上の減価償却の期間、30年とされています。それを優にほとんどの学校で超えているという状況が一つ。これは宮代町に限らずということがあると。

あとは最近の天候、猛暑の影響で計画どおりに授業を実施できないということで、暑過ぎてプールに入れないということで。逆に梅雨どきという

か、６月ぐらいから授業を始めるときには、逆に気温が上がらなくて入れない。そういったこともあって、結構、気候、天候の状況を受けやすいということで、計画どおり授業ができないという課題もある。特に最近の猛暑ということで、さらにできなくなっている。

そういうことを受けての民間委託、老朽化と猛暑の影響で民間委託等の流れがあるということで、須賀小学校については拠点施設の整備に伴ってということで、いち早く総合運動公園の委託ということで今進めているんですけれども、ほかの小・中学校についてもどうしていくかということについては、これから近隣というか、ほかの事例、状況等も踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。

あとは、もう一点、須賀小学校の委託の中で先生の関わりですね。これについては、当然、ぐるるのほうでインストラクターが指導してくれるんですけれども、実際に水泳授業の成績をつけるのは学校の教員の仕事ですので、教員がよろしくということで丸投げすることはできませんので、一緒にプールに入って指導を一緒にしていくといった方向で現在考えております。

実際初めて宮代町にとっての取組になりますので、オペレーションの部分についても初めての取組の中でいろいろ課題等も出てくるかと思いますけれども、これらを検証しながらほかの学校への導入というところも考えていかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で教育推進課分の質疑を終了いたします。

これをもちまして、議案第26号　令和７年度宮代町一般会計予算についてに対する質疑は全て終了いたしました。

ここで休憩します。

暫時休憩です。

休憩　午後　６時２６分

再開　午後　６時２８分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

これより、議案第26号　令和７年度宮代町一般会計予算についての討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第26号　2025年度、令和７年度宮代町一般会計予算については、今日につきましては、まちづくり建設課と教育推進課の質疑は終わったばかりですので、改めて本会議の中で反対討論を行いたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

前段の議員と同様に本日終わったばかりもあって、まだまとめ切れていないので本会議で反対討論等を行っていきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第26号　令和７年度宮代町一般会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――――◇――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月17日月曜日午前10時から委員会を開き、国民健康保険特別会計予算の審議から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　６時３１分

予　算　特　別　委　員　会

第　６　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長 田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

住民課長	榎本恭一君	住民課主幹	高橋正巳君
国保・後期担当専門員	稲宮辰男君	国保・後期担当主査	安部麻里亜君
健康介護課長	草野公浩君	健康介護課主幹	鈴木健司君
健康介護課主幹	加藤智浩君	介護保険担当主査	飯尾浩之君
まちづくり建設課長	髙橋勝己君	上下水道室長	忽滑谷和君
上下水道室主幹	高橋暁尋君	経営総務担当主査	齋藤智子君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	関根雅治
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。これより、３月12日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２７号の審査（住民課）

○委員長（九山妙子君）　本日は、議案第27号　令和７年度宮代町国民健康保険特別会計予算について、議案第29号　令和７年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第28号　令和７年度宮代町介護保険特別会計予算について、議案第30号　令和７年度宮代町水道事業会計予算について、議案第31号　令和７年度宮代町下水道事業会計予算についての順に、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第27号　令和７年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくよう、お願いいたします。

担当課長から、出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。よろしくお願いします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　おはようございます。

住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　おはようございます。

国保・後期担当専門員の稲宮です。どうぞよろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　おはようございます。

住民課国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

４点質問させていただきます。

予算書の256、257ページでございます。

こちらの一般被保険者療養費の(1)一般被保険者療養費支給事業のところでございますが、2,084万1,000円、こちら説明いただいたときに、あんま・リハビリ交通費などとございましたけれども、こちらをもう少し詳しく教えてください。

そのまま下にいきまして、第２款の保険給付費、一般被保険者高額療養費の(1)一般被保険者高額療養費支給事業の、こちらの本年度の特徴、一般被保険者への高額医療費の支給ということで、こちら、どういったものがあるのか教えてください。

３番目が、予算書260、261、保険給付費の(1)葬祭費支給事業、こちらをもう少し詳しく、どういった事業なのか教えてください。

４番目、予算書266、267ページの保健衛生普及費の(1)保健衛生普及事業の、こちらが前年度よりも55万4,000円増えているのが、増え過ぎではと思うのですが、どういうことか教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　専門員の稲宮でございます。

質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の予算書256、257ページのところの一般被保険者療養費支給事業でございます。

こちらの内容でございますけれども、幾つか種類がございますが、主なものといたしましては、例えば国民健康保険の被保険者の方が医療機関にかかった場合、保険証を持参せず、提示せずにかかって10割負担となってしまった場合に、後にその領収書、レセプトなどをご提出いただきまして、町の国民健康保険のほうから、３割負担の方でしたら、差額の７割分をお支払いするといったものがございます。

また、大きなものといたしましては、例えば補装具、膝とか腰とか、そういったものを作製されたときに、やはり10割で補装具などを作るケースがあるんですけれども、そういったときに、同じように窓口でご申請をいただいて、７割分をお返しするというような仕組みになっております。

それから、２点目の同じく予算256、257ページですが、一般被保険者高額療養費支給事業でございます。

こちらの内容でございますが、国民健康保険の被保険者の方が医療機関にかかった場合など、当然自己負担がございます。それは２割、３割などございますけれども、支払った医療費の金額というのが、１か月間で一定額、その一定額というのは、その方の所得の枠に応じて変わってくるんですけれども、一定額を超えた場合に、その超えた分を医療費等をお支払いになった分で、町の国民健康保険のほうから世帯主の方にお返しをするという仕組みになっております。

それから、続きまして、３点目のご質問ですが、予算書260ページ、261ページです。葬祭費支給事業についてでございます。

こちらは、宮代町国民健康保険の被保険者の方がお亡くなりになった場合、葬儀をされた方に対して町のほうから、亡くなった方の葬儀を行った方に５万円を支給させていただくものでございます。

それから、４点目ですが、予算書の266、267ページでございます。

保健衛生普及事業のところですが、本年度の予算額は212万4,000円ということで、前年度の157万円よりも55万4,000円増となっております。この増となった要因でございますが、役務費の中の郵便料でございます。こちらが、前年度予算は149万円でしたが、７年度予算は200万4,000円となっております。この増えた原因につきましては、郵便料金が値上げになったこと、こちらに伴いまして、郵便料の予算が増えたものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

再質問させていただきます。

再質問というか、ちょっと私の質問の仕方が悪かったのか、１問目、２問目については、私が質問した内容とはちょっと違ってというか、１問目なんですけれども、そういったことがあるのは存じているのですが、今回の議案説明のときに、こちらのことを説明されたときに、あんま・リハビリ交通費などというご説明があったので、そこについて、あんま・リハビリ交通費というものが、全て請求されたら給付するものかということをお聞きしたかったんですね。

あと、２問目については、こちらも返ってきた答弁が、高額医療費がある一定よりも出た場合に

支払われるものなのは存じていますが、こちらの高額医療費というものが、どういった医療である、宮代町だけでもいいんですけれども、主な高額医療と言われるものがあるのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

３点目は、こちらは私、本当に存じ上げなかったんですけれども、国民健康保険に入っていたら、皆さんが亡くなった場合、葬祭費として５万円頂けるのかということ、確認です。

４点目は、役務費ということだったので、こちらはこれで大丈夫です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　専門員の稲宮でございます。

先ほどの答弁の中で、ちょっとこちらがご質問に合わせたお答えができていないようで、申し訳ございませんでした。

まず、療養費のところでございますが、こちらは、先ほど申し上げました保険証を使わなかった場合、それから補装具なども主なものとしてありますが、それ以外のものとして、あんま、はり、きゅう、そういったもので、通常診療所にかかるときには、一般的な負担の方でしたら３割分負担していると思うんですが、残りの７割分が、施術者に対して町から払う分というのがございます。そういったものは、あんま、はり、きゅうというところで該当しております。そういった場合については、診察を受けた方は窓口では10割は払っていないで、３割分しか払っていないんですが、その残りの７割について、町から直接施術者に対して払うものというところでございます。

先ほどのご質問にありました交通費ということなんですが、特にこちら、交通費については、対象となるものではございません。

それから、２点目の高額療養費、どういった医療費がというお話でしたけれども、こちらは特に内容について、こちらでは限定するものではなく、あくまでも保険医療の対象となったもの全てということでございます。

ただ、どうしても高額になる医療費ということですと、やはり多いものとしたら、入院した場合ですとかのケースで、今は限度額適用認定書というのがございまして、それを病院のほうに提示していれば、支払い額は一定額で済みますけれども、それを仮に提示しなかった場合には、一旦ご負担いただいて、高額療養費として基準額を超えるものを町からお支払いする。ケースとしましては、やはり多いのは、入院にかかるようなケースですとか、あとは、今は、例えばお薬とかでも、かなり高いものもあったりしますので、そういった場合で該当になるケースといったケースもございますが、あくまでも医療保険適用になるものということで、何かに限定するといったものはございません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　葬祭費。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　専門員の稲宮でございます。

すみません、答弁漏れございました。

葬祭費でございますが、こちらについては、国民健康保険に加入された方が亡くなった場合には、皆さんにお支払いをしているものです。

ただ、一部例外としまして、社会保険から国民健康保険に移ってすぐの方については、前の社会保険から出るといった例外もございますが、基本的には、加入者の方が亡くなられた場合には皆さんに、亡くなったことによって出すものではない

んですけれども、亡くなった方の葬儀を行った方について出すということですので、通常亡くなられた方がいた場合には、葬祭を行う場合も通常のケースかと思いますが、支払いはあくまでも葬祭費ということで、喪主の方、葬祭を行った方に対して支払いをさせていただくものでございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　それでは、再々質問させていただきます。

１問目のあんま・リハビリで、ちょっと私のほうで間違えたのかもしれないんですけれども、理由をいただいたときに、わざわざ交通費と入れていたので、あと聞いたところによると、交通費なども出るということも、ほかで聞いたこともありまして、結局、国民健康保険を支えている側としては、交通費まで出すのかという、そういうちょっと厳しいお言葉をいただいたこともありまして、交通費等、本当に出ていないのか、いるのか、もう一度確認です。

次の高額医療費なんですが、今何かと国会でも話題になって、高額医療費のことなんですけれども、今、入院とかそういうのは分かるんですけれども、一番は透析とか、そういったことではないかと思うんですけれども、そういう本当に透析とか透析に準ずるような高額医療費、こちら１人当たり幾らぐらいかかるのか、それが出るのでしたら教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

交通費のお話ですが、説明の際に交通費の話はしていないと思います。ただ、高額療養費の説明の後に一般被保険者の移送費の説明をさせていただいていまして、そこでは、一般被保険者が療養給付を受けるため、医療機関に搬送された場合において、算定された経費の支給というのがありますので、恐らく交通費に似ている説明としては、移送費の説明をさせていただいた記憶があるので、もしかするとそのときの説明が、ちょっと私の話の仕方が、流れがよくなかったのかもしれないんですけれども、交通費の説明はさせていただいていないと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　専門員の稲宮でございます。

高額療養費のご質問についてお答えいたします。

先ほどの質問の中で、例えば透析にかかった場合なんですが、人工透析をされますと、医療費とすると、すごく高額な医療費が発生いたします。年間で数百万円単位という、10割の額ですけれども、かかってまいります。

ただ、人工透析の場合には、特定疾病という制度に該当しておりまして、１か月間でその方の自己負担額は１万円、もしくは所得によって２万円というのもあるんですが、その負担額に抑えられておりますので、そういった方の自己負担というのは少なく済んでおります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

７点についてご質問させていただきます。

まず、第１点目は、246、247ページの歳入でございますが、１款１項国保税、１目一般被保険者国保税についてであります。

この件につきましては、昨年、国保税条例が改定されました。一応、もう一度確認のため、国保

の税率はどのように予算化されたのか伺いたいと思います。

２点目、同じく246、247ページの４節から６節の滞納繰越分の積算根拠を示していただきたいと思います。

それから、３点目、同じく246、247ページの一番下、１目保険給付費等交付金の２節特別交付金の中に、特別調整交付金分(市町村分)とありますが、説明では、次のページに書いてありますけれども、「画一的な測定方法では措置できない特別な事情がある場合に交付される交付金」というふうに概要が書かれております。また、説明もされたと思うんですが、これについて、具体的な積算根拠をお示しいただきたいと思います。

続きまして、４点目、250ページ、251ページの、これも一番下の３目雑入についてでありますけれども、この中に参加者負担金として、講座等の参加者負担金となっております。これはウォーキングイベントなんだと思うんですけれども、これはどういった内容というか、どういった講座なんでしょうか。その点について、お示しいただきたいと思います。

５点目は、252、253ページの(1)一般管理事業なんですけれども、これは、新年度では資格確認書の発行になります。そのための経費なんですけれども、これについては、どれぐらい予算として見込んでいるんでしょうか。どれに当たるのか、ちょっとお願いしたいと思います。

６点目は、262、263ページの４款(1)特定健康診査等実施事業なんですけれども、この中に概要説明でも、新年度では、特定健康診査の実施率を受診対象者の51.2%、それから、特定保健指導の実施率を保健指導が必要となる対象者の42%と、目標をはっきりと明らかにされています。これ自体は結構なことだと思うんですけれども、この目標については、目標自体高いのかどうか、客観的に判断しなければなりませんので、その点、お伺いをしたいと思います。

続きまして、最後ですが、国保税の関係でお尋ねしたいんですが、県は市町村に対して、法令で定められたもの以外の一般会計からの繰入れ、つまり法定外繰入れ解消を求めています。法定外繰入れがなくなった分は、加入者の国保税で賄うことになります。

この法定外繰入金赤字解消のために、県では令和９年度に準統一ということで示されておりますので、それに合わせて、宮代町も来年度、令和８年度に税率等の見直しを予定しているということなんですが、これはもう赤字解消というのは、これは町だの県の話であって、加入者からすれば生活が赤字になっちゃうんですよ、それこそ。そういう点では、これ以上の税率等の見直し、見直しということは値上げなんですよ。これは本当にきついと思います。

その点で、やはり被保険者の負担にならないように、一般会計の繰入れは赤字と言っているけれども、これは憲法にも違法ではないし、堂々と繰り入れていいと思うんですけれども、その点についての見解をお尋ねしたいと思います。要は令和８年度に税率の見直しをするということですので、併せてその点についてもお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹の高橋です。

順番ではないんですが、説明をさせていただきます。

最初に、予算書246、247、国民健康保険税の税率の算定の関係でのご質問でございます。

今回、国民健康保険税率の見直しをさせていた

だきまして、令和７年度の税率を医療分で所得割7.38%、均等割４万円、支援分で所得割2.54%、均等割１万4,400円、介護分で所得割2.24%、均等割１万5,700円に、税率の改正を12月議会の中でお認めいただいたわけでございますが、こちらにつきましては、県から示される標準保険税率を参考にさせていただいたものでございます。県の示す標準保険税率に合わせますと、一気に税率が上がってしまいましたので、被保険者の方の負担軽減のために段階的な改正をさせているところでございます。

２番目、同ページの４節から５節の滞納繰越分のご説明でございます。

積算の根拠はということでございますが、令和６年度、今年度の調定額の約25%、収入率を見込ませていただきまして、それを過去の割合から案分して、それぞれ医療分、後期分、介護分ということで予算化させていただいております。

続きまして、３点目でございます。

次のページ、246、247から248、249にまたがりましての特別調整交付金641万8,000円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、年度ごとに当然金額が変わるものでございまして、過去の金額を参考に上げさせていただいております。主にこちらにつきましては、宮代町で頂いているものについては、非自発的失業者に係る保険税の軽減を行ったものに対して交付をいただいたもので補うものでございます。

続きまして、４点目、歳入でございます。

250ページ、251ページ、雑入、一番下のところで、参加者負担金、講座等の参加者負担金ということで、１万2,000円上げさせていただいておりますが、こちらにつきましては、令和７年度に健康講座を開く方向で考えておりまして、東武動物公園の中をお歩きいただいたときに、負担金、自己負担の半額を皆様から頂くような形で、参加者負担金ということで歳入のほうの予算を計上させていただいております。

続きまして、６番目、262、263ページ、一番下の特定健康診査等実施事業の中で、本年度の特徴ということで、今ご質問いただいたとおり、特定健康診査実施率、目標51.2%、特定保健指導実施率、目標42.2%ということでございますが、こちらにつきましては、第３期データヘルス計画に基づくものでございまして、令和11年度に埼玉県のほうからも、国からも、60%を国民健康保険のほうでは目指してくださいよというのがありまして、過去の分から60%になるために割合を順次追加させていただきまして、令和７年度の目標を51.2%、特定保健指導を42.2%ということで上げさせていただいております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

私からは、７点目の国民健康保険税法定外繰入れのお話をさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、県の方針ということで、令和９年度に準統一ということで、市町村ごとに県が計算した税率の適用を行っていくという方向で、県内全体的に進んでおります。その先には、令和12年度に完全統一ということで、県内どこに住んでいても同じ保険税率になるというところを目指しているところでございます。

これの完全統一を目指している中での中間の段階として、準統一が示されているわけですが、もともと最終的なゴールとして、完全統一を目指している背景には、各自治体の財政状況ですとか、それから国民健康保険の、やはり所得層が低い方がいらっしゃるという構成が、各自治体によって差があるということでございますので、これを県

内全体の加入者で支え合う仕組みに変えていくために、完全統一というのを目指しているところでありますが、そういった中で、令和９年度の準統一ということで、各自治体ごとに県が計算した税率を適用していこうという流れの中での、昨年度の税の改正の見直しを提案させていただいたところでございます。

こちらについては、県の方針、それから、その後の全体で支え合う制度に変えていくという目的のために行っているものではございますが、やはり皆さんにとっては、特に今回の改正というのは、前回の改正よりも負担が大きい税率改正になっておりますので、こちらについては丁寧な説明が必要と考えておりますし、先日、県内の自治体の国保財政を行っている担当課長向けのウェブの会議でも、各自治体、かなり苦慮しているという話を聞いているところでございます。

そういった意味では、加入者に丁寧な説明が必要だというのは、前回の議会でもお話しさせていただいていますし、さきの質問で、役務費が上がっているというお話もありましたが、これは直接加入者に対して説明をする必要があるだろうということで、今回、新たに加入者向けの郵送料を追加させていただいたという経緯もございます。

いずれにしましても、そういった、今までですと広報ですとかホームページでお話しさせていただいているだけだったんですが、直接通知をさせていただいて、こういった状況、先ほどお話しした説明を丁寧に説明をして、ご理解いただく努力をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　専門員の稲宮でございます。

先ほどのご質問の中で、予算書の252ページ、253ページの一般管理事業、こちらの中で、資格確認書などに関する予算額というご質問がございました。こちらが、主なものを申し上げますと、まず10節の需用費の中の印刷製本費でございます。こちら、資格確認書の関連ですと、封筒の印刷代ということで14万円ほど計上しております。

また、その下の11節役務費ですが、郵便料、こちらの中で、資格確認書関連ということで、約200万円ほど予算を計上しております。

あとは、その下の12節委託料でございます。電算委託料がございますが、こちらの中で、資格確認書の関連といたしまして、約130万円ほど予算を計上しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

１点目、246、247ページの１款１項国保税、１目一般被保険者国保税の関係でございます。

国保税の税率見直し改定で、先ほど答弁されたようになりました。これについては、そのとおりなんですけれども、ただし、１人当たりの保険税の必要額、これは現年度分として、税率は上げたんですけれども、１人当たりの保険税が若干、201円下がっていますよね。この点については説明が必要かと思いますので。

それから、一番最後に質問した関係と関連があるんですけれども、今、物価高騰、それから大変な、そういう中で暮らしも大変なんですけれども、国保税の被保険者は、年金、あるいは仕事をしていない方、そういう方が多いわけで、そうすると、被保険者の所得なんですけれども、県のほうでは年々下がっているというようなお話も聞くんですけれども、宮代町はどういう状況になっています

か、その点、お伺いしたいと思います。

それから、２点目、246、247ページの滞納繰越分の関係でございますが、従来は、滞納繰越分については30％とか、今回では25％ということなんですけれども、私の記憶では、概要の中にきちっと表示をしていた時代もあったと思うんですけれども、これは調定額の25％ということで、そうであれば、そういう考えてやっているんだったら、きちっと、そういう点では表示してもいいのかなと思うんですけれども、何でそういう点では表示しなくなったのか、その点、お尋ねしたいと思います。

３点目の246、267ページ、これは特別調整交付金分の関係なんですけれども、特別な事情がある場合というふうに書いてあって、だから、県を経由して国から交付される。具体的な積算根拠はあるのかな、あるとすれば、相当難しいのかなとも思ったりしたんですけれども、過去の実績を勘案してということで、そういう答弁でしたので、それだと、何で次のページにこういうふうに書くのかなと、それにはそれなりの理由があるのかなと思ったんですけれども、その点はどうなんでしょう。こういった記載の仕方ですよね、やっぱり気になりますよ、我々としては。どういう根拠なのかということで。

でも、根拠にしても、実績を勘案してというようなことがあれば、それなりの理由があると思いますので、それらも含めてお示しいただきたいと思います。

４点目の250ページ、251ページの、やっぱり一番下の３目雑入で伺いましたが、そうすると、なぜウォーキングイベントを東武動物公園内でやるんですか。なぜこれだけが、参加者負担金として２分の１を計上するのか。半分ですよね、さっきの説明で。なぜ、こういったイベントだけを参加者負担として計上されるか、その点もう一度、理由についてお示しいただきたいと思います。

５点目の再質で、252、253ページの⑴一般管理事業の資格確認書の発行、そうすると、個々に示していただきましたが、合計で幾らになりますか。すみません、お願いしたいと思います。

６点目の262、263ページの⑴特定健康診査等実施事業の特定健康診査の実施率なんですけれども、説明で分かりました。令和11年度までというと、まだあるんですけれども、今の状況だと、これは県の目標なんですか、国からの目標なんですか。そのあたり、いずれにしても60％だと、目標としては高くないのかなというふうに思うんですけれども、そうすると、ここまでいけばいいという問題じゃないと思うので、さらに高いところを目指すと思うんですけれども、こういった点では、宮代町の特定健康診査の実施率というのは、県内ではどういう位置にあるんでしょうか。もし分かっていれば、お示し願いたいと思います。

７点目の法定外繰入金、赤字解消のために、令和８年度も税率の見直しをするということなんですけれども、課長から答弁ありましたが、これまでと大きな、そのとおりの答弁をやってきましたが、やはり気になるのは、先ほども、過日、担当課長会議、県内の会議でも、ほかの自治体でもいろいろ苦慮しているという答弁がございました。そのとおりだと思うんですけれども、なかなかこのことについて、県の担当者に、我々も議員、県内の議員が集まって、県の担当者と交渉することがあるんですけれども、そういう苦慮しているなんていうことは全然言わないんですよ。

やっぱり、みんな聞くと、大変な思いしている。中には相当県の担当者とやり合っているという、そういう声も聞くんですけれども、ただ公式には、そういうことはないような答弁をしているんです

が、これはやっぱり違うと思うんですけれども、その点と、やはり、これは私も何回も言うように、ぜひとも見直しされると、先ほども言ったように、被保険者、大変な、暮らしはそれこそ赤字になってしまうし、ということは、国保税を払えない、そういう状況になるわけですよね。そうすると、滞納者を増やす、そうすると上げる、滞納者が増える、それの繰り返しになって、悪いほうの悪循環になってしまうので、これは当然、払えるようにすべきだというのが筋だと思うんですけれども、そういう中に、私は考えることはないと思うんです。間に入って、それこそ苦慮していると思うんですけれども、そういう点では、やっぱり住民のことを考えれば、それが当然だと思うんですけれども、そういった点では、どうしてそれをやらなければいけないのか。やる必要がないと思うんですけれども。

もう一つは、各自治体によって差があるから、それを縮めるための、そういうふうにやるべきもので、それは県の方針だというふうに言われるかもしれませんけれども、実際やっているところは大変で、特に大阪辺りはそういう状況になっていますので、私はこれは切り替えるべきだし、そういう点では、やっぱり全国知事会で言う、協会けんぽと同じように１兆円の補助はすべきだというふうに言っていますけれども、それは当然だと思うんですけれども、そういった点で、これをどうしてもやらなければいけない理由ですよね。それをもう一度お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。

順次説明をさせていただきます。

まず、１番目の予算書246、247ページの国民健康保険税の関係でございます。

２月全員協議会のほうの中で説明をさせていただいた１人当たり国民健康保険税必要額が、令和７年度は13万676円、６年度は13万877円ということで、７年度については新しい数字、６年度については当時の数字ということなんですが、マイナス201円になっております。この理由というのは、令和７年度の標準保険税率が示されまして、その差というのが所得割で0.15％マイナスです。あと、金額ではマイナス7,529円ということで、標準保険税率に比べて、所得割も均等割も、県が示す標準保険税率には足りていないわけなんでございますけれども、医療分については0.05％、結果的に上回ったということで、ここの額がマイナスになったと考えております。

また、所得につきましては、最新の２月末の数字では、全世帯の平均所得では約103万1,000円ということで、過去より金額が若干上がっているかなと思っております。

第２番目のご質問の、同じ246、267ページの滞納繰越分の税率の表示につきまして、収入見込みの表示につきましては、医療分、後期分、介護分ということで、普通徴収であれば95％、95％、93％ということで、それぞれ表示をさせていただいているわけでございますが、いつからこういう形で表示になったか、ちょっとすみません、確認させていただいていませんが、滞納繰越分につきましては、そのときの年度末に不納欠損をするということで、その金額によって収納率の見込みというのが、当然それによって割合が変わるということで、もしかしたらそこで表示されていないのかと考えております。

３点目、同じページの特別調整交付金でございます。特別調整交付金の代わりに、普通調整交付金というのも過去にあったと思うんですが、これ

は所得とか医療費の関係で、普通調整交付金ということで支給されていた実績もあると思うんですけれども、今は特別調整交付金ということで、毎年度のメニューというものがありまして、国から当然示される項目なんですけれども、そういったところが変わるということで、こういった歳入概要につきまして記載をさせていただいておりますが、今後、過去の実績の数字を上げるのであれば、過去に頂いていた内容に近いもの、翌年度に頂けるようなものの内容に、また検討させていただければと思っております。

続きまして、４点目、250ページ、251ページ、雑入です。

参加者負担金ということで、今回、東武動物公園ということで予算の計上をさせていただいたわけでございますが、例年、ぐるる宮代、運動公園の中のところを歩いていただいたり、過去にも東武動物公園の中を歩いていただいたりしたと思うんですけれども、そういったことで、健康指導士、運動指導士、その者と相談をさせていただきまして、なるべく集客といいますか、皆様が参加しやすいような形でメニューをいろいろ考えておりまして、令和７年度については、東武動物公園の中をお歩きいただきまして、動物公園の協力を得ながらお歩きいただきまして、健康に対する意識を高めていただこうということで検討したものでございます。

続きまして、262、263ページ、特定健康診査等実施事業の関係です。

先ほど申し上げました令和11年度の目標率、それぞれ60％というのは、国から指示された数字でございまして、令和５年度、町の受診率は45.6％で、県内12位です。保健指導については29.3％で、県内15位でございますが、確かに60％という数字は高いんですが、これについては、令和８年度にデータヘルス計画の見直しがありますので、そういったところで実際の実施率に応じた数値を見直すということも、そのとき検討されるものであると考えております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

今、健診の受診率のお話がありましたが、県内で何番目ぐらいだったのかというお話があったかと思いますので、そちらをちょっと追加でお話しさせていただきます。

今手元にあるのは、これは令和５年度の状況でございますが、特定健診受診率、令和５年度が、市と町村でやはり体制が隋分違いますので、市と町村に分かれているんですけれども、町村でいきますと、令和５年度が上から６番目の45.6％となっております。過去５年間の推移を見ましても、大体５番目、６番目ぐらいに入っておりまして、割と高い受診率ではあるんですが、受診率は高いんですけれども、要所見といいますか、病院に行ってくださいという勧奨も実は高くて、データヘルス計画、先ほどお話ありましたが、そのレセプト等の分析結果を見ますと、追跡調査の結果、要受診になった方が、病院になかなかつながっていないというのが、恐らく考えられるという結果が出ておりまして、いわゆるメタボ健診なので、急に何か、今どこが痛いとかというわけではないので、急に病院行ってくださいと言われても、なかなか行かない方が割と多いということで、その後、放置した結果、入院費ですとか、そういったものが上がる傾向が宮代町は見受けられますと。全国的にも同じような傾向はあるんですが、近隣と比べると、そういった傾向が高いというところが見受けられていますので、保健指導に当たっては、そういったところを重点的にやっていきたいなと

いうふうに考えております。

それから、もう一点、先ほど、最後に国保税の見直しの件があったかと思います。

国保税の見直しの関係、どうしても上げなきゃいけないのかというふうに尋ねられますと、国と県の方針ということで、やらなくてはいけないというふうにお話しせざるを得ないんですが、そういった意味では、被保険者に丁寧な説明というのももちろん大事だと思っていますし、ご質問にもありました滞納の状況というのにも注意を払って、今までももちろん注意を払ってきましたが、なお一層注意を払っていく必要があるなというふうに考えています。

ちなみに、令和５年度末時点で、459世帯の滞納世帯があったところですが、これが令和６年度になりますと、この459世帯というのは滞納繰越分の滞納世帯になります。そういった滞納世帯が、その後どういう状況になっているのかというのを確認してみますと、年度が替わって滞納世帯になった世帯というのは、459世帯から213世帯ほど、約半数ぐらいが減っていく傾向があります。ということで、年度が替わるぐらいのタイミングで、半分ぐらいの方が、その後納付していただいたと考えています。

また、残り213世帯をちょっと確認してみますと、所得の状況で300万円未満の方が166世帯で、その後、300万円以上、400万円以上、500万円以上、600万円以上ということで、該当する世帯が47世帯ということで、生活の状況を見定めてということになりますが、滞納のある世帯に対しては、もちろん法令上、督促は行いながら、納税相談ですとか資産の調査を行いまして、もし支払えるのに払えないということであれば、やはり差押え等、納付されている方の公平性を保つために、行わなくてはもちろんいけないんですけれども、調査の結果、払えないということが分かれば、これは払うことができないということで、不納欠損していくという対応になっていきますので、そういった意味では、恐らくこの見直しの影響で滞納世帯への影響というのも、ゼロではもちろんないかと考えていますので、先ほどお話しした十分な説明もしながら、こういった滞納の状況にも注意を払っていき、こういった被保険者に対して十分に対応ができるように、これまで以上に注意していく必要があるなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　専門員の稲宮です。

先ほどのご質問の中で、予算書の252ページ、253ページ、一般管理事業で、資格確認書に関連する予算額は合計で幾らぐらいかというお話がございましたが、先ほどの質問の中でもお答えをしておりますが、印刷製本費が14万円、郵便料が200万円、電算委託料が130万円ということで、合計で344万円を見込んでおります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再々質問させていただきます。

１点目の246、247ページの国保税の関係でございますけれども、税率等々について、新年度予算については分かりましたが、先ほど所得の関係では、県の状況では、かなり厳しいというふうに私も聞いているんですけれども、宮代町の場合は若干上がっているということなんですが、103万円というのは、103万1,000円ですか、これはいつの時点なのか。それと、直近ではどうなのか、対比としてどうなのかということでお聞きしたんです

けれども。

県内では、2015年度と2023年度との関係では、最近はかなり、やはり所得が減っている、そういう方が増えているという状況なんですけれども、宮代町はちょっと違うのかなということであれば、どういう状況なのかということで、最後ですので、お尋ねしたいと思います。

それから、２点目は、246、247ページの滞納繰越分ついては分かりました。

それから、３点目の246、247ページの特別調整交付金分については、国からのメニューがいろいろ変わってきているというのは分かるんですが、先ほど、こういうふうな概要の書き方が、我々にとっても難しいと思うし、変えられるんだったら検討していただきたいということで、これも結構でございます。

４点目の250、251ページの３目雑入なんですけれども、これについては、分かるんですけれども、これはそうすると、ウォーキングイベントなんですけれども、これは申請なんですか、それとも、町のほうの担当として、こういったイベントがあるというのは健康に結びつくということで、逆にこういう方とか、こういうイベントには応援しようという意味でやっているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

５点目の再質の関係で、資格確認書の合計額は分かりました。結構でございます。

それから、６点目の262、263ページの(1)特定健康診査等実施事業については分かりました。

町村でも６位と、市の段階でも、足すと６位ぐらいで高いということで、分かりました。

健康診査の事業をやって、要所見が多いというのも分かったんですけれども、これは引き続き、高いと、やはり医療にかかるのは逆に低くなる、そのためにやっているわけですから、ちょっとこれも、どうしてなのかなという感じはしますけれども、実態ではそういうふうになっていますので、引き続き指導等でぜひお願いしたいと。

私が気になるのは、要所見を受けても全然気にしないで、そのままになっちゃっているのか、それとも、きちっと対応しているのかということが気になるんですけれども、そういった点では、どういうふうな状況になっているんでしょうか。分かれば、お伺いしたいと思います。

それから、最後の今後の令和８年度に向けての税率等の見直しなんですけれども、やはり我々は、担当としては、県や国の方針だからということで、それ以上言われると、開き直りとも思えるんですけれども、やはり私は、被保険者の置かれている立場ですよね。それから、宮代町は高いにしても、少し経年で、むしろ上がっているとはいえ、圧倒的に低いわけですよね。そういう中で大変な思いをしているのが実態だと思うし、やはり負担は引き下げてほしいというのが声だと思いますので、そういった点では、今後、先ほど言ったような、全国知事会でも言っているような協会けんぽ並みに引き下げるとか、それから、やはり国保だけなんですよね、世帯割というのは。だから、子供ができるとそれが加算される、その辺のことを。

それから、やはりきちっと、特に払えない方に対する。払えるんだけれども払えないという人であって、私が言うのは。そういう方、払えるようにするためにも、やはり減免制度をさらに、そういった制度を生かしていかなければいけないと思うし、それから、前回町長に言ったように、だから、今かかっている疾病についてのやはり是正ですよね。それは必要なことだと思うんですけれども、そういう点では、今後何を強めていかなければいけないのか、その点、最後にお伺いをしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時１０分

再開　午前１１時２５分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁からお願いいたします。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹の高橋です。

予算書で246、247ページの国保税の関係でございます。

先ほど103万円と申し上げましたのは、今年の１月末現在の数字で述べさせていただきました。

続きまして、250、251ページの雑入、参加者負担金の関係でございますが、こちらにつきましては、町のほうで企画をして、町のほうで運動の先生をお呼びして、参加者の方から負担金を頂くということで考えております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

国民健康保険、今後どうしていくのかと、包括的なご質問だったかと思いますが、先ほどお話ししましたとおり、特定健診の受診率は高い状況ではありますが、その後の要所見の方がなかなか病院のほうにつながらないというお話、要所見の方には郵便でお手紙をさせていただいています。ただ、郵便が届いても、なかなか足が向かないというのが現状でございまして、本来であれば、先ほどデータヘルス計画の中でもお話ししましたが、その後の特定保健指導等につながるのが最も効果的な流れかと思っております。そのために、目標を高いところに設定しているところでございますが、特定保健指導については、令和５年度が宮代町で26.2％ということで、町村では上から５番目ではありますが、25.2％というのは決して高い数字ではありませんので、それを上げていくということが、まずもって必要だと思っています。

なかなか、メタボ健診に引っかかったから、じゃあとなかなか進まないのが現状でございまして、そういった意味では、ご質問にもありましたウォーキングイベントみたいな入りやすい参加の方法ですとか、今年ではありますが、今年２月12日には、ＮＨＫでおなじみの筋肉体操の谷本氏ですか、こういったチラシを作りまして、参加者を募りましたところ、定員の200名近くが集まりまして、こちらのスロートレーニングの講座を行わせていただいたところです。

やっぱり健康には食事と運動というのが王道でございまして、先ほどの特定保健指導については、栄養士さんがつきまして、栄養のコントロールをさせていただいているところでございますが、運動という意味では、先ほどお話しした講座ですとか、今年行いました筋肉体操の講師によるスロートレーニングの話ですとか、こちらとしても同じことをずっと繰り返すのではなく、この結果を次の講座ですとか対策に生かしていきたいと考えていますので、これによって医療費を下げていくというのが、まずもって大事だと思っていますので、それが最終的には保険税ですとか、そういったところにも返ってくることだと思っています。

そういったことを念頭に置きまして、一つ一つの事業がばらばらではなくて、どこを目指しているのかというのをはっきり位置づけた上で、ただ単純に講座を行うわけではなくて、その講座の結果、医療費ですとか制度そのものの見直しにつながっていくような取組を全体として行っていきたいと考えています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁もうないでしょうか。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ちょっとお待ちください。

答弁、丸藤委員、抜けている部分、１回お願いいたします。

○委員（丸藤栄一君）　最後の令和８年度の税率の見直しにおける今後の宮代町としての取れる施策というか、それを、いろいろ言いましたけれども、どういうふうにやっていくのか、その点。

先ほども、健康診断、もちろん大事なことですよ。でも、それだけではないので、その点、もう一度伺いたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。

令和８年度の税率改正に向けてということで、今後どうしていくのかということのご質問ということで、こちらについては、ご案内のとおり、令和９年度に準統一ということで、市町村ごとに計算された標準保険税率の適用というのが令和９年度がスタートになります。それまでに、県内の各自治体は準備を行っているところでございますが、令和９年度にいきなり県が示す税率に合わせるということは、やはり大幅な金額、税率の上昇になりますので、どの自治体も段階的な見直しを行っているところでございます。

宮代町については、先ほど答弁でお話ししましたが、まだ一部、県が示す標準保険税率に追いついてない部分がありますので、それを令和８年度に一気に合わせるのではなく、段階的に見直していくために、どのくらいの税率ですがいいのかというのを検討していくことになると考えています。それに当たっての、先ほどお話ししたとおり、被保険者への説明ですとか、滞納の状況ですとか、そういった部分も十分踏まえて、令和８年度の見直しというのは考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

大きい事業別では、６つになるのかな、お願いいたします。

246ページの前段の委員にもありましたが、滞納の３つですね。繰越分のところですけれども、大体昨年度を見ても、全部合わせて2,000万円ぐらいかな、金額的にはそんな変わらないけれども、先ほどもご説明ありましたとおり、四百何件で、翌年には二百何件が対象者になったとか説明ございましたが、これの件数と、あと、先ほども徴収ができないというふうな形、結論的には、だと思うんですけれども、そういうふうな方もいらっしゃると思いますが、毎年毎年同じ人ではないとは思う、多少の入れ替わりはあると思うので、この中の約2,000万円、繰越分で246ページに出ている３つので、徴収を、これはもう駄目だなという形で断念したものというのはどれくらいあるのか、件数と、あと額ですね。それをお願いいたします。

５年とか10年とか前からずっとというのもあると思いますけれども、あとは、そのように払えないという形で断念というのは、ある程度考える余地はあるかなと思いますけれども、払えるけれども払わないという方に対しては、時効が成立しないように、対策を立てていらっしゃるとは思いますけれども、きちんと立てているのか、具体的にどのようなことを行っているのかというところをお願いいたします。

次に、252ページ、253ページの一般管理事業、これ、超過勤務のところをお尋ねしたくて、総務

課っぽいんですけれども、ここに住民課と書いてあるので、ちょっとお尋ねしますが、戸籍住民担当のところは、104ページにあるんですけれども、これは逆に減っているんですよ。年金担当も減っているんですよ。ところが、ここの特別会計のほうのは、令和６年、30万8,000円から49万6,000円と1.6倍ぐらい増えているんですけれども、これ、業務効率はここだけ行われていないのか。職員数も見たところ、今年度、来年度と変わらないようなので、なぜこのような形になっているのかというところをご説明お願いいたします。

次に、255ページ、256ページの国民健康保険税賦課徴収事業のところで、電算委託料、これが随分とアップしているんですが、あと口振のほうもアップしていると思いますが、これのご説明と、あとは、Ｗｅｂ口座振替受付サービスの導入となっておりますが、6,000円という形ですが、新しく導入されるものなので、ちょっとこれについて、どのような形になるのかのご説明をお願いいたします。

次に、255、256ページの出産育児一時金支給事業、これが、令和５年度は900万円、令和６年度、1,000万円、また来年度、令和７年度が900万円と、また下がってはいるんですが、これは担当課としては、今年度が出産のピークで、来年度からはだんだんまた下がるというふうな見込みなのかどうか。

また、１子当たり50万円というのがありますが、これは１子当たりということで、一律と考えていいのでしょうか。そうすると、900万円を50万円で割っていって人数が出てきますが、そこのところと、利用者数の推移、直近３年ぐらいで結構ですので、それをご提示お願いいたします。

264ページ、265ページ、疾病予防事業、これちょっと分からないんですけれども、まず、12の委託料以降から下のところ、265ページのところで、ここだけなんですけれども、まず、健脚チャレンジ事業サポート委託料、これが半分以下に、昨年度から見て、27万1,000円から11万1,000円に下がっている。一方、13節の歩数アプリ使用料、こちらのほうは、18万2,000円から29万1,000円とアップしているというところの、両方ともアップとか両方ともダウンだったら分かるんですけれども、そこのご説明をお願いいたします。

同時に、生活習慣病重症化予防対策事業の負担金、これは負担先はどこなのかというのと、これも200万円から170万円に下がっております。総合健診受診補助金、これも860万円から702万円に下がっていますが、これのご説明お願いいたします。

262、263の特定健診、これですね。下から３行目に講師派遣料というのがありますが、令和６年には講師謝金となっていますが、内容的には同じものが名目変わったのかどうか、それとも全く違うものなのかというところをお願いいたします。

あと、特定健診の電算委託料というのが、43万6,000円から96万7,000円と倍以上になっているところがちょっと、ほかのところは定額か、郵便料は郵便料金のアップに伴って上がるというのは分かるんですけれども、次のページになる特定健診受診率向上及び特定保健指導対策委託料とか、ほかの委託料のほうは変わっていないので、ここだけ急に変わっているというのは、しかも電算委託料ですから、これの算出根拠というのをお答え願います。

あと、特定健診実施自体のところで、以前、電話のみで、申込みの予約の関係ですけれども、特定の１週間に電話回線10回線を使って、月曜と金曜はほぼパンク状態になっていることが数年前までありまして、何度か窓口のほうに行って、杉戸町のようにネットで予約できるようにということ

で、コロナのときに初めてネットの受付を始めて、その翌年から、たしか特定健診のほうもなったと理解しておりますが、現在のネットと電話の比率は、現在までどのようにそれ以降変化したのか。また、ネットを追加したことによって、受診率が上がっているのかどうかというところ、また、特定健診自体、先ほど町村では６位とか、何かいろいろお話しいただきましたが、順位というよりもパーセンテージが、ここに目標が51.2と42.2というふうに出ておりますが、町のほうとして数年前ぐらいから、何年か先は何%、来年は何%、再来年は何%とかと目標値をやっていると思いますが、それとの差異というのはあるのでしょうか。それとも順調に、51.2というのは数年前に、だんだん上がっていくようにやっていらっしゃると思いますが、それの目標どおりにいっているのかどうかというところをお願いいたします。

以上ですね。お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。

それぞれ説明をさせていただきます。

まず、予算書の246、247、滞納繰越分の関係で、不納欠損の関係でお尋ねをいただいていると思います。

それにつきましては、実績で申し上げますと、５年度が86件で1,162万6,000円、４年度は69件、532万5,000円なんですけれども、これ、大体５年間、いろいろ徴収、税務課の徴収対策のほうでやっていただいて、取れない方に対して、不納欠損の処分をさせていただいたわけでございますけれども、ただ資産のある方については、土地・家屋であったり預金調査、また生命保険の返戻解約金等をしておったり、また、分納の誓約をいただくことによって時効が延びるという形で、そのまま時効になるというわけではなくて、資産調査、各銀行の預金調査等した上で、どうしても生活が厳しい方とか、いらっしゃらない方とか、お亡くなりになった方に対して、不納欠損の処分をさせていただいているところでございます。

続きまして、すみません、歳出のほうにちょっと動いちゃうんですけれども、252、253ページの一般管理事業の中で、超勤の中のお話を、今回５年度、49万6,000円ということで上げさせていただいているわけでございますが、今いる職員の今年の実績、上半期のほぼ実績を、年齢ごとによってもちろん単価が変わってきますので、それに基づいて総務課のほうで積算したものを計上させていただいておりまして、当然今回、４月以降の内示が出まして、職員の割合、経験年数と割合が変わりますので、これにつきましてはまた９月補正で、人件費のほうを調整をさせていただくような形で例年させていただいていますので、ご理解いただきたいと思います。

飛んで申し訳ないんですけれども、262、263ページ、特定健診の関係でございますけれども、特定健診の受診率につきましては、先ほど町のほうで、令和５年度45.6%、保健指導が29.3%ということで、データヘルス計画に基づく数値が、令和11年度に60%という数値があります。それにつきましては、これ計画つくったのが、令和５年度中につくりまして、令和４年の数値を用いて、令和11年度の60%に合うように目標をさせていただきまして、特定健康診査の受診率であれば、毎年２%ずつ増えるように目標のほうの設定させていただいておりまして、特定保健指導につきましては、こちら、かなり数値が低い形になりますので、あくまでも国の目標である60%に近づけるということで、毎年、ちょっと難しい数字なんですが、4.5%程度伸びるような、その差を年数で割った

ようなイメージで積算させていただいていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　専門員の稲宮でございます。

質問にお答えをいたします。

まず、予算書の252ページ、253ページ、一般管理事業でございます。

７年度は、口座振替のウェブ申込みを新たに始める予定でございます。こちら、国民健康保険税に限らず、やはり収納率の向上を目標とするに当たっては、現状、国民健康保険税では、３割程度の方が口座引き落としをご利用いただいているんですけれども、こちらの利用率を上げていくということが重要であると認識しております。

今までは、口座引き落とし、口座振替の手続をするに当たっては、所定の用紙に記入をしていただきまして、通帳の印鑑を押していただいて、それを金融機関のほうに提出していただくということで、町では受付ができませんでした。こちらがネックとなっておりまして、なかなか利用率が上がらなかったのかなというふうに考えているところだったんですけれども、今度新たに導入する受付では、インターネットを介して、納税者の方が用紙を記入して、わざわざ金融機関に提出することなく、申込みが可能となるという手続でございますので、今後そちらのほうを進めていきたいなというふうに考えております。

それから、予算書の258ページ、259ページの出産育児一時金支給事業でございます。

こちらにつきましては、７年度予算は900万円、前年度、６年度の予算の1,000万円から100万円の減となっております。こちらの減となった理由ですが、実績に応じて、今回100万円の減といたしましたが、ちなみに令和４年度は21件ございまして、882万円でございました。そして、令和５年度は５件、こちらは約250万円でございました。令和６年度の今までの実績から見ても、1,000万円の予算は必要ないという判断をいたしまして、100万円減の900万円、件数にいたしますと18件、お子さんを出産した場合、１子当たり50万円、双子の場合には掛ける２になりますけれども、18件分の900万円を見込んでいるところでございます。

そして、予算書の264ページ、265ページでございます。

疾病予防事業の中で、12節委託料でございますが、こちら、健脚チャレンジ事業サポート委託料が前年度の27万1,000円から11万1,000円になります。こちらは、６年度についても実施をしている事業でございますが、その事業の実績に基づいて、予算額のほうは減額をしているものでございます。

それから、その下のところの18節負担金、補助及び交付金の中ですが、生活習慣病重症化予防対策事業負担金でございます。

こちらは、町から埼玉県国民健康保険団体連合会、国保連に対して支払いをするものでございます。こちらも、今までの実績を勘案いたしまして、７年度予算は170万円としたところでございます。

それから、その前の節で、13節の使用料及び賃借料でございますが、歩数アプリ使用料、こちらは、前年度18万2,000円でしたが、７年度は29万1,000円となっております。こちらは、従来は歩数アプリの使用料ということで計上しておりましたが、７年度は新たに栄養アプリの使用料というのを予算計上いたしました。こちらは、県で実施しておりますコバトン栄養健康アプリという事業がございまして、そちらの事業に、町のほうも共同事業として参加するものでございます。これは、被保険者の方がスマホのアプリを通して、栄養状

況についてチャットのような形でやり取りができて、簡単なアドバイスを受けられる、そういった栄養アプリというものの導入予定のため、金額が29万1,000円となっております。

続きまして、先ほどの話にちょっと戻ってしまって申し訳ありません、生活習慣病の事業の負担金でございますが、こちらは国保連、国民健康保険団体連合会が行う事業に対しまして、町が参加をするものでございまして、町と国民健康保険団体連合会の間で協定書を結びまして、国保連のほうに支払いをするものでございます。

そして、その下の総合健診実施補助金、人間ドックを受診された場合の補助金でございますが、こちら、前年度の864万円から、７年度は702万円となっております。こちらは、６年度につきましては864万円で予算を計上しておりましたが、受診者の数、実績に応じまして、７年度のほうは減額をしているものでございます。

予算書262、263ページの特定健康診査等実施事業の中で、11節役務費、講師派遣料が、６年度は予算計上しておりませんが、７年度は75万円を計上してございます。こちらは、血糖コントロール教室に当たっての講座に関係する費用でございますが、今までは保健センターのほうで費用負担しておりましたが、国民健康保険の加入者も参加していらっしゃるということで、７年度は国保会計のほうでも新たに負担をするべく、予算を計上したいものでございます。

それから、同じく特定健康診査等実施事業の中での委託料、電算委託料でございます。

こちらにつきましては、特定健康診査に当たる受診券を作成する費用でございます。従来は、こちら、国民健康保険のほうの特定健診分を予算を計上しておりましたが、７年度は、後期高齢の健康診査に係る分も一緒にやったほうが金額のほうが安く済むということで、その分の予算を計上しているものでございます。

それから、特定健康診査、健康診査に当たる予約の関係でございますが、令和４年度からインターネット予約のほうを導入いたしまして、令和６年度、今年度の結果でございますが、電話予約が1,176件、インターネット予約が791件、合計で1,967件となっております。内訳の率ですが、電話予約のほうが59.8％、インターネットが40.2％となっておりまして、開始当初よりも、やはりインターネット予約のほうが件数のほうが増えている状況でございます。

そして、受診率との関連でございますが、先ほどお答えをさせていただいておりますが、令和５年度は特定健診の受診率、宮代町は、県内で上位にはあります中で45.6％、そして、前年の令和４年度におきましては47.0％ということで、受診率のほうは４年度と５年度とを比べますと、少し下がっている状況にございます。令和６年度の受診率につきましては、まだこちら、確定した数字が出ておりませんが、今後ちょっと、どういう数字になるかは注意していかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、再質問させていただきます。

246、247の滞納関係でございますが、令和４年、５年と69件、86件となって、額は倍以上となってはおりますが、資産調査等を行って、生保解約とか誓約書を提出していただくとかという、時効にならないような対策は行っているとのことですので、引き続きそのような形で、よろしくお願いいたします。こちらのほうは、ある程度了解いたしました。

252、253ページの超過勤務手当のほうですけれども、単価というか、対象の方の位置づけというかが変わってくるというところはあるでしょうけれども、時間的にはどれくらいを超過勤務と、トータルで何時間、昨年度よりオーバーしているかとか、一昨年、昨年、３年ぐらい、どれくらいの時間、超過勤務の時間というのが推移しているかというところを教えてください。

出産育児一時金のところ、先ほどお話ありましたが、258ページですね、258、259ページ。

令和４年が21件、令和５年が急に下がって５件と、これまず、882万円から250万円と。これ、何ゆえこのように下がったんでしょう。出生者数はそんなには変わっていないはずなんですけれども、若干、186になったかな、令和４年の出生数、ちょっと正確に覚えていないんですけれども、それに占める、母集団はそんなに変わっていなくて、利用件数、利用者件数と言ったほうがいいのかな。それがこれだけ大幅に変わっているという理由と、あと実績ベース、令和６年のはまだ確定していないということでしょうけれども、現時点で分かっている人数というのがあるかと思うんですが、それに伴っての見込みというものが出てくると思いますが、そこのところもお願いいたします。

実績件数で18件でという話がありましたが、令和４年、令和５年しか、今のところはこちらも分からないので、これをベースに話をさせていただきますと、実績ベースということで、これ、限りなく令和４年の21件と多かったときに、そちらに引き寄せてやる、算出、計上するというのがなぜなのかというのが、ちょっと分からないですね。５件と21件ですから、下がった理由というのをちゃんと分析した上で、令和６年度は暫定値になるかもしれませんが、令和７年度は、これこれこういう理由で18件というふうにというふうな算出した根拠というのがあると思います。また、アナウンスがきちんとされているかどうかというのも検証されていると思いますので、そこの説明をお願いいたします。

264ページの疾病予防事業のところですが、これも健脚チャレンジ事業サポート委託は、事業実績ベースということになっておりますが、そこの数字がよく分からないというか、逆に何ゆえこれだけ下がってしまったのかというところのご説明なかったと思いますので、お願いいたします。

歩数アプリ使用料、これは栄養アプリのほうを、資料のほうでコバトンがどうのこうのとか出ていましたけれども、その辺が来年度は、何か専門的な形でなるというイメージでいいと思うんですけれども、それは了解したんですが、そのようなことがあるのであれば、事業概要のところにきちんとその辺は書いておいていただければ、質問という時間を取らないで済むもので、来年度以降は、先ほど別のところでも合算したところがありましたが、そのような説明のほうをきちんと書いておいていただいて、無駄というか、改めてこういうところで時間を取るということをなくしていただきたいと思います。

ほかのところは、負担金のほうも国保連かな、あと総合健診のほうの受診補助金は実績ベース、これもちょっと分からないところではありますね、実績ベースというのが。162万円も変わっちゃっているわけですから、実績ベース、実績ベースと言葉だけではなくて、これこれこういうふうな、過去２年、３年、実績がありました、このように推移しています、ですから、来年度はこのようにというふうな説明の仕方でお願いいたします。

特定健診の電算委託料、これですね、先ほど後期高齢と合算、この辺も、262、263ページですけれども、これも概要の欄に書いておいていただけ

れば、個別に質問することがなかったと思いますので、来年度以降、それはお願いいたします。

特定健診の予約が令和４年から始まって、令和６年は1,176件、ネットが791件とありましたけれども、直近３年ぐらいの先ほど、これ答弁漏れに近いと思いますが、３年ぐらいの令和５年、令和４年の現実の数字のほうをお示しいただきたいと思います。

受診率のほうは、大体46％を境に、令和４年、５年、６年と、そんなに変わらないのかなというふうな形で、こちらのほうは、そのような理解でいいんであれば結構です。

ネット予約を始めて、アナウンスはある程度されているのは僕も見聞きしておりますが、実際に知らなかったという人、僕、いまだに聞くものですから、もうちょっと何かしらの、電話よりもネットでやっていただいたほうが、時間も取らない、間違いも少ないと思われますので、引き続きその辺のアナウンスをやっていただきたいと思っております。

あと、262、263ページの先ほど講師派遣の件ですけれども、僕、まずお尋ねしたのは、名目が昨年と変わっているんですよね。講師謝金と、令和６年61万6,000円あったのが、講師派遣料となっていて、ここのところはどのようになっているのかという説明がちょっと、これも答弁漏れになると思いますけれども、ありませんので、ご説明いただきたいと思います。

これが血糖コントロール講座というのをやっていて、従来保健センターでやっていたのを、高齢者のほうのと併せて、ここもだから、概要欄にちょっと一言あれば、納得するかどうかは別として、分かるところかなというふうに思いますので、説明は先ほどいただいたので、来年度以降は、その辺のところを引き続きお願いいたしたいと思います。

ちょっと前後しますが、254、255ページの国民健康保険税賦課徴収事業の、徐々に国のネットのほうに移行させようというのが、先ほどの特定健診のネット移行と同じような形で、職員の方の負担というのを減らすという意味でも、非常にいいと思いますので、それはせっかく導入するわけですから、ウェブ口座の。アナウンスをきちんと行って、そちらのほうに誘導するような形でやっていただきたいんですが、どのようなアナウンス、案内を考えていらっしゃるのか、ご説明お願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時０６分

再開　午後　１時０３分

○委員長（九山妙子君）　時間少し早いですけれども、再開いたします。

引き続き住民課の審議を続けます。

では、答弁からお願いします。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋です。よろしくお願いします。

まず最初に、歳出の関係でお答えします。

予算書222、223ページ、一般管理事業の超勤の関係で先ほどお尋ねいただきまして、総務課のほうで確認をさせていただきまして、令和５年度、超勤の時間が、国保担当で97時間、対象者が４人でございました。それで、令和７年度については、令和６年度の状況を総務課のほうで、単価とかいろんなものを計算されて、200時間で積算をされたということでございますので、お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　専門員の稲宮でございます。

それでは、順次お答え申し上げます。

まず、予算書258ページでございます。

出産育児一時金支給事業ですが、６年度予算と比べまして100万円の減、実績ベースということでお答えいたしましたが、過去の件数を申し上げますと、令和２年度は14件、令和３年度が16件、そして令和４年度が21件、そして令和５年度が５件でございます。それから、６年度、今年度につきましては、まだ年度が終わっておりませんが、２月末現在の件数で申し上げますと、６年度は途中ですが、９件となっております。

したがいまして、件数の流れを見ますと、やはり減少傾向にあるということがうかがえまして、過去の件数の流れの中では、ちょっと令和４年度の21件というのがかなり多かった年でありまして、そして逆に、令和５年度の５件というのが極端に少なかった年であるというふうに分析はできると思います。

ただ、今年度は、２月末現在で９件ということで落ち着いておりますので、そういった過去の状況を鑑みまして、令和７年度は18件の900万円を見越しているところでございます。

もし仮に予算額が足りなくなった場合ですが、こちらのほうは、予算の流用なり予備費対応なりで、支給の申請があった際には必ず支給を対応していくというふうに考えております。

また、出産育児一時金のアナウンスということでしたが、こちらは町のホームページにも書いて、掲載をしてございます。また、あわせて、保健センターで母子手帳を交付するときにチラシを配布いたしております。

また、病院で出産する際に、支払いについてということですと、現在は、病院のほうで50万円を上回る金額のみ、ご本人に請求をするということになっております。そういった病院がほとんどでございますので、その旨、病院から支払いについての説明も、そこであるものというふうに考えております。

続きまして、予算書264ページです。

疾病予防事業の健脚チャレンジ事業サポート委託料ですが、実績ベースというふうに申し上げましたが、令和６年度の契約金額ですと、約19万円ほどでした。こちら、７年度の予算をつくるに当たりまして、業者のほうに参考見積りをお願いしたところ、こちらに計上しております11万1,000円で足りるということでの予算計上でございます。

続きまして、同じく予算書の264ページです。疾病予防事業の総合健診受診補助金でございます。

こちらも、６年度の864万円から７年度、702万円に減ということで、実績ベースで減と申し上げましたが、過去の件数、金額を申し上げますと、令和３年度が297件で約770万円、令和４年度が293件で約768万円、そして令和５年度、254件で約702万円、そして今年度ですが、こちらも年度途中でございますが、２月末現在の件数、金額は、220件で約623万円となっております。こういった件数、金額の状況を勘案いたしまして、来年度は予算の減というふう予算計上しておりますが、こちらも出産育児一時金と同様、もし予算が仮に足りなくなるようなことがあった場合でも、流用及び予備費対応などで支給のほうは進めていく予定となっております。

続きまして、予算書262ページ、特定健診に係るインターネット予約の過去の件数の推移でございます。

過去３年分の件数で申し上げますが、スタート

しました令和４年度が、電話予約が1,673件、そしてインターネット予約が382件、合計で2,055件です。内訳の割合としましては、電話予約が81.4%、インターネット予約が18.6%ということで、８割を超える件数が電話予約ということが初年度の内容でございます。

そして、２年目の令和５年度ですが、電話予約は1,250件、インターネット予約は726件、合わせて1,976件です。割合につきましては、電話予約は63.3%、そしてインターネット予約は36.7%ということで、前年度よりもインターネット予約は、ほぼ倍に近いような件数となっております。

そして、今年度、令和６年度は、電話予約は1,176件で、インターネット予約は791件、合計して1,967件ということで、電話予約が59.8%、インターネット予約が40.2%ということで、インターネット予約につきましては、前年度よりも3.5ポイントほど上昇いたしております。

続きまして、同じく予算書262ページの特定健康診査等実施事業でございますが、講師派遣料につきましては、令和６年度はご質問のとおり、報償費、講師謝金ということで、61万6,000円を計上しておりました。７年度は、こちらが役務費に変更となっておりますが、こちら内容につきましては、特定保健指導におけます運動教室の講師の派遣料でございまして、こちらは個人ではなくて、会社のほうに派遣を依頼して契約をしていることから、講師謝金として報償費で支払うよりは、役務費としてその会社に払うのが適当であるというふうなことから、７年度については、中身は変わっていませんけれども、科目の変更を行ったものでございます。これに、先ほどの質問でもお答えいたしましたが血糖コントロール教室についての分が上乗せになったというところでございます。

そして、予算書の254ページに戻りますが、賦課徴収事業のところのＷｅｂ口座振替受付サービスにつきましては、こちらは新たなサービスとして導入するものですが、制度を皆様のほうにお伝えをして利用していただくということは、納税者の方の利便性の向上にもつながりますし、また保険者といたしましても、保険税の収納率の向上につながるものと考えておりますので、例えば町のホームページですとか、あるいはチラシ、それから窓口での説明など、そういったことの周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、再々質問させていただきます。

先ほどありました252ページ、253ページの一般管理事業、３節超過勤務手当、これ、先ほども御説明いただいたので、97時間から200時間と時間数が大幅にアップして、倍以上ですよね。人数は変わらないというところなんですけれども、町のほうでいろいろと、勤怠管理やら、何か文書やら、いろんな正職員の職務を軽減するような施策を行っているとは思うんですが、それにもかかわらず、ここのところ、先ほど申し上げたように同じ住民課で、ほかのところはほとんど変わらないのに、ここだけ時間が倍以上になっているという、それの理由をお尋ねいたします。

次、258ページでしたね。258、出産育児一時金の、これ令和４年度が多くて、令和５年度、極端に減ったと、先ほどご説明ありましたが、減った原因は検証なさっているのでしょうか。なぜこんなに急に減ったんでしょうか。このとき、そんなに出生者数が激減したということも聞いておりませんし、そこの理由を検証したと思われるので、教えてください。

そして、264ページの総合健診受診との比較に

なってしまうんですが、こちらの母子出産育児一時金、これは21件、５件、９件と来ているから、来年度は18件とおっしゃる、そういう説明が実績ベースでなされましたが、ちょっと多過ぎるんではないでしょうか、見込みがね。

令和６年は、２月末現在で底打ちみたいな形で９件と。これがさらに増えて、18件になるとはとても思えない、11か月で９件ですから。となると、もっとここのところは削減して、足りない場合には不足、流用とか補正のほうでやるという形ができると思うのですが、その考えと、あと、これまで令和５年、６年と、４年からでもいいですけれども、４年のほうが分かりやすいかな、実際に予算が足りなくて流用や補正等を、特に令和４年度に行ったのかどうかというところも、併せてお尋ねいたします。

264ページ、265ページ、健脚のほうは了承いたしましたが、総合健診の受診のほうは、これも令和５年と同じ金額になってはおりますが、件数も下がっている傾向には見られるのですが、令和６年よりも、令和６年は220件と34件減っているわけですね。それで、実績ベースで79万円、約80万円、２月末現在ですけれども、となりますと、702万円間で今年度もいかないということは、来年度もそのような考えのほうが現実に合うのではないでしょうか。見解をお尋ねいたします。

また、さっきもそちらでも戻ったけれども、戻りまして、特定健診のネット件数、順調に増加、ネットのほうが増加して、電話のほうから移行があるのかなという感じで、ただ、総件数が2,055件、1,976件、1,967件と漸減している、だんだん減っているというところがちょっと気になりますが、ここのところは、いろいろアナウンスなり何なりで受診件数もアップするように、何かしらお願いしたいと思います。

電話のほうですけれども、ネットではなく電話のほうですけれども、以前は予約が月曜から金曜までというふうになって、特に月曜日始まるときと、あと金曜日の終わるときに、電話がつながらないというのをさんざん聞いていたんですが、その後、改善はどのようになったのか。数年間ずっと、たしか10件の回線、10回線を使ってやっているという形で行っていたと思いますが、改善状況についてお尋ねしたいと思います。

同じく262ページのは、これ科目変更で、栄養のほうも付加してという形で、こちらのほうは了解いたしました。

254ページのＷｅｂ講座と先ほどおっしゃって、これですね、254、255ページ。こちらのほうも、ウェブのほうに徐々にというか、一気に移行したほうが、そりゃ、そちらのほうも負担が減っていいんでしょうけれども、なかなか机上の計算どおりにはいかないのが現実ですから、できる限りのご説明等を行っていただいて、職員のこちらにかかる労力を減らして、もっと本来的な業務のほうとか、ほかの業務のほうにやって、超過勤務のほうも減らしていただきたいと思います。こちらのほうは、町ホームページとかチラシとか窓口説明等の列挙があったので、ご説明は結構です。

以上、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋と申します。

予算書の252ページ、253ページの一般管理事業の超勤の関係でございます。

一番最初に申し上げたとおり、人によって単価が変わる、それとあとは、人事異動によって金額の調整というのは、９月補正で当然行うものでございますが、今年度、令和７年度、新年度につき

ましては、紙の保険証が７月で切れます。紙の保険証が７月末で切れるということと、あとは税率改正等ありまして、窓口の問合せであるとか、保険証の資格確認書の送付であったりとか、資格のお知らせ等をするのにかかる時間が増えるということで、増えているところもございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

専門員。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　専門員の稲宮です。

お答えを申し上げます。

まず１点目、予算書258ページの出産育児一時金支給事業でございます。

こちら、件数が減となっていることについて検証したかというご質問でございますが、国民健康保険に加入されている方の年齢的な構成といたしまして、以前は比較的若い方もいらっしゃったんですが、団塊の世代の方のリタイヤと加入に伴いまして、やはり今は高齢者の方、60代、70代の方が非常に増えているといった状況にございます。また、被保険者数の方の数も減少している傾向にございます。こういったことから、全体としては減少傾向にあるかなというふうに考えております。

ただ、７年度予算の18件につきましては、過去の件数を見ますと、やはり上下のばらつきというものがある関係上、どのくらいの件数になるかというのは、非常に見込みがしにくいところでございます。仮に出産の育児給付金の申請があった場合、速やかに対応ができますよう、こちらとしては、ある程度予想ができる中でのある程度上の数ということで18件を計上をしております。

続きまして、予算書264ページの人間ドック、総合健診受診補助金でございますが、先ほど申し上げました２月末での220件、約623万円からすると、702万円は多いのではないかというご質問でございます。

総合健診、人間ドックの申請というのは、傾向といたしまして、やはり年度末、２月、３月ぐらいに非常に多く申込みをされる傾向がございますので、単なる月平均の件数で３月分を見込むのではなくて、やはりある程度、３月分は多くの件数が来るんではないかなというふうに見込んでいますので、今年度、６年度につきましても、昨年並みの件数、金額を予想しているところでございます。

それから、続きまして、予算書262ページの特定健康診査等実施事業の中でも、インターネット予約の関連で電話予約でございます。

今年度につきましては、令和６年８月19日の月曜から８月22日の木曜まで実施をいたしました。10回線を用意いたしまして、対応しているところでございますが、やはり一番混雑をするのは初日の午前中になります。そのときには10回線が常に鳴りっ放しのような状況で、つながらないといったこともあろうかというふうに認識をしております。

ただ、どうしても混むのは初日の午前中がピークでして、その後は減少傾向にございまして、回線が常に鳴っているという状況ではなくて、何本かの回線がつながっているというふうな状況になっておりまして、最終日についても特に、とりわけそういった顕著に混んでいるというような状況は見られておりません。ですので、それは恐らく、ある程度の方がインターネット予約のほうに移行されたため、電話予約のほうが以前ほどは混んでこなくなったのかなというふうに認識をしております。

また、インターネット予約につきましては、電話予約よりも先行して行っております。そういっ

た関係で、早めに予約が取れる。また、インターネット予約の場合には、時間までその場で確定をするといったメリットがございますので、なるべくインターネット予約のほうが便利で早くて、混雑してつながらない、そういったこともありませんので、そういったほうにシフトしていっている方が多いのかなというふうに認識をしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第27号　2025年度（令和７年度）宮代町国民健康保険特別会計予算について、反対をしたいと思います。

討論につきましては、今日終わったばかりですので、改めて本会議の中で行いたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

今終わったばかりで、ちょっとまとめもできていなかったりとか、聞いている範囲でもちょっと、令和５年ベースで減額にということが、そうでもないところも見受けられるので、反対討論のほうは本会議のほうで行うことといたしまして、今は反対の表明をさせていただきます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第27号　令和７年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件は、原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２９号の審査（住民課）

○委員長（九山妙子君）　引き続き、議案第29号　令和７年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくよう、お願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（榎本恭一君）　住民課長の榎本です。よろしくお願いします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋で

す。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課国保・後期担当主査、安部と申します。よろしくお願いいたします。

○国保・後期担当専門員（稲宮辰男君）　住民課国保・後期担当専門員の稲宮です。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、後期高齢者の会計なんですけれども、年齢で分けられているというだけなんですけれども、団塊の世代が75歳になって、非常に健康づくりが重要となっています。そういう点では、会計は別になっていますけれども、健康づくりとか、あと健康のための、長寿のための事業というか、そういうのは一般会計と、それから介護保険に分かれて、非常に分かりづらいんですよ。ですので、先ほども国保のほうで、特定健診だとか、人間ドックだとか、がん検診とかやっていますけれども、これは後期高齢者にとっても、先ほど言ったように大事な事業でございます。これは、特定健診、人間ドック、がん検診とか歯科健診とか、これについてはどっちでやっているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、特に高齢によって難聴になる方が多いです。これについてはもちろん、まだどこでも健診はやっていないんですけれども、宮代町ではやっていませんが、そういった点では、方向としてはどうなのかということでお尋ねしたいと思います。

それから、高齢者への見守りは、これは介護のほうですよね。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員、ページ数をお願いします。

○委員（丸藤栄一君）　ページ数ないんですよ。今言ったように、ただ会計としてはあるんですけれども、独自でやっていないから、そういう点では、後期高齢者の団塊の世代はどういうふうにやられているかというのが分かりづらいので、すみません、分かるように言っていただけますかという質問なんですけれども、その１点。

○委員長（九山妙子君）　予算に入っている疑問なので、動向はどうなっているかというのは理解できますが、難聴についてどうかということは、今年の予算には入っていませんので、答弁できる範囲でお願いします。

暫時休憩しますけれども、先ほど質問と言ったときに、すぐ手を挙げるようにお願いします。挙げない場合は、なしと認めますので、よろしくお願いします。

休憩　午後　１時３３分

再開　午後　１時３４分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の安部です。

１つ目の後期高齢者の75歳以上の方の保健事業が、どちらの会計でというご質問でよろしい……

〔「健康づくり」と言う人あり〕

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　健康づくりについてというところで、予算上は、私たちの予算書の44ページにもありますとおり、下半分の

後期高齢者健康診査事業、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、後期高齢者疾病予防事業、この３つが一般会計というところで、特別会計とは別の予算で行っております。こちらの３つが後期高齢者向けの保健事業というところです。健康診査事業は、国保でやっている特定健診、75歳以上の方は健康診査という名前になります。

そして、ちょっと長い名前ですけれども、一体的実施事業、こちらは令和６年度から始まっている、今まで後期高齢者の方には、特定健診の保健指導に当たるものはありませんで、そちらに対応するものとして、一体的実施事業が始まっています。なので、重症化予防事業ですとか、口腔、口の健康の事業ですとかということを今年度から行っているところです。

そして、疾病予防事業は、国民健康保険のほうは特別会計にありますけれども、後期高齢者のほうは一般会計というところで、人間ドックの補助などの事業が疾病予防事業というところで、保健事業は、後期高齢者の方は全て一般会計のほうで予算は設けております。

次に、難聴の健診についてというところですけれども、後期高齢者の特別会計のほうでは特別、予算などは設けるというところのないところです。後期高齢者、医療のところの部分ですので、高齢者の方の耳の具合がちょっとよろしくないなというようなところで、健診といいますか、お医者さんのほうにぜひかかっていただいて、早期に治療などにつなげていただければなというところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

高齢者の見守り事業につきましては、健康介護課のほうの事業で行っているというところで、住民課のほうでは特にございません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

１点だけ、予算書の344ページ、歳入のほうなんですけれども、第３款諸収入の延滞金10万円のことについて、こちらを教えていただければと思うんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

諸収入の延滞金についてご説明いたします。

予算書のほうにも書いてありますとおり、納期限までに納付されなかった保険料の遅延期間に応じて徴収する延滞金というところで、納期限を過ぎまして、本体の保険料に対して、納めなかった期間と率を掛けまして、延滞金というものが発生いたします。そちらについて、10万円というのは、延滞金が発生するかどうか分かりませんが、10万円というところで計上しているものです。

ですので、これを上回る場合もあれば、下回る場合もあればというところで、そこは納期限を過ぎた方の中でも、本体の保険料が少ない方は、どんなに長く滞納していても延滞金が発生しないというような金額の方もいらっしゃるので、全ての遅れた方に延滞金が発生するというものではありません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　再質問します。

10万円ではないかもしれないということでしたが、これだけ書いてあると、例えば何年も延滞し

ている方がいて、その方が払っているとか、そういうことではなくて、毎年毎年延滞した方のという意味合いでいいのかどうかお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

ご質問、お考えのとおりでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

３点なのかな、一緒にしちゃうと２点かもしれませんが、お願いいたします。

今と同じ344、345ページの上のほうに、普通徴収保険料の滞納繰越分、これ、先ほどのところとも同じ分ですけれども、令和６年度の42万7,000から56万4,000円とアップしておりますが、このアップの理由というか、直近３年ぐらいの状況というものを教えてください。

これとセットと考えていいのかどうか、前段の委員と同じ延滞金のところですけれども、昨年度は10万円計上しているんですけれども、実績はどのようになっているのか、資料がないのでこちら分からないので、お願いいたします。

それで、利息というか利率、さっき率を掛けてというふうにおっしゃいましたが、利率どれくらいを掛けているのか教えてください。

次に、348ページ、349ページの一般管理事業の３節超過勤務手当、これも９万6,000円アップしておりますが、先ほどと同じように、これの内容のほうをお願いいたします。

最後に、こちらは一番下、同じページ、348、349の後期高齢者医療保険料徴収事業、これの電算委託料、これが178万円から229万8,000円と大幅にアップしているんですよね。ほかのところは変わっていない、郵便料のほうはしようがないと思います、値上げがあったものですから。ほかは変わっていないので、これが目立ってアップしているので、これの理由もお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時４３分

再開　午後　１時４４分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

主査、答弁をお願いいたします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

１つ目のご質問、滞納繰越分の過去３年間の収納率というところですけれども、令和３年度27.5％、令和４年度31.4％、令和５年度24.6％というところになっております。令和６年度の見込みとしては、30％を超えてくるかなというところです。

後期高齢者の方の滞納繰越分というのは、母数といいますか、人数が少ないものですから、お一人の方がたくさん滞納繰越分を払っていただくと、一気に率が上がるというところで、ちょっと上がったり下がったりというところは激しいところがあります。今後も滞納繰越分の解消に努めていきたいと思っております。

次の延滞金の率というところですけれども、こちらは後期高齢者医療保険料に限らず、ほかの税目とも同じような率でございます。納期限１か月までは2.4％、納期限１か月を過ぎますと8.7％が、延滞金の率としてかかってまいります。こちらに納期限を過ぎた日数を掛けたものが、延滞金とい

うことで発生いたします。

延滞金の金額について集計した資料はございません。申し訳ございません。

超過勤務についてです。

超過勤務について、後期高齢者分の時間数につきましては、令和４年度が278時間、令和５年度320時間、令和７年度、今回の予算については198時間ということで、総務課のほうで見込んでいるところでございます。

４つ目の電算委託料が増えた理由というところですけれども、こちらは令和７年度に、後期高齢者のシステムに限らず、ほかのシステム、住基システムなども、国の標準化システムに移行するということがございまして、宮代町は標準化システムに移行するのが10月です。10月ですと、本来もともとの帳票、印刷する紙、帳票などが１年分は作成しており、それにプラスして、10月からの標準化システムに対応した帳票を作らねばならないということになりまして、今年度については、電算委託料について、大幅にアップしている、予算が多くなっているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、お茶を飲むのは許されておりません。医師の診断書も出ていません、議長の許可も出ていませんので、やめてください。

じゃ、質疑してください。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　余計なことは言わないでください。議長の許可は得ておりました。

○委員長（九山妙子君）　得ておりません。余計なこととか、そういうことは言わない。今日、注意２回していますので、３回されたら出ていただくようになりますので。

○委員（佐藤将行君）　１回目でしょう、今。何言っているんだ、全く、訳分からない。

では、再質問させていただきます。

令和３年から令和６年度分が、後期高齢の27.5、31.4、24.6と、今年度はまだ終わっていないので分かりませんが、30％を超える見込みというところは承知いたしました。

後期高齢は人数が少ないとおっしゃいましたが、大体どれくらいの人数なのか教えてください。

延滞金のほうも利率のほうは分かりました。随分とこの低金利の中、高率だなとは思いましたが、結構です。

超過勤務のほうの時間は、令和５年度は増えましたが、令和７年度は、それに比べては減らす見込みというところはご説明で分かりましたので、ぜひ職員の方の超過勤務が減る方向で、効率化を図っていただきたいと思います。

次、348、349ページの後期高齢者医療保険料徴収の件、帳票の作成というところがあるので、大幅にアップというところは分かりました。

そういうところも含めて、先ほども申し上げましたが、概要のところに一言書いておいていただけると、これだけスペースもありますから、概要のところ。書いておいていただければ、増加の理由を質問しなくて済むので、来年度からはお願いいたします。

したがいまして、質問といたしましては、後期高齢の人数の、大体で結構ですけれども、直近３年分ぐらいで結構ですので、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩。

休憩　午後　１時５０分

再開　午後　１時５１分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

答弁を求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の安部です。

後期高齢者の被保険者数の推移というところですけれども、令和４年度が6,115人、令和５年度6,366人、令和６年度の最新の、最新といいますか直近の人数で6,556人というところで、増えております。

少ないものですからというふうに私がご説明してしまったのは、滞納繰越分の方が少ないという意味で申し上げました。令和６年度の現在直近のところで分かっている滞納繰越分のある被保険者の方は25名というところで、6,500人のうちの25名が滞納繰越分があるという意味で、ちょっと少ないというふうな言い方をしてしまいました。申し訳ございません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第29号　2025年度（令和７年度）宮代町後期高齢者医療特別会計予算については、反対をいたします。

討論につきましては、今終えたばかりですので、改めて本会議で行いたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

前段委員同様、今終わったばかりですので、本会議のほうで改めて行います。

○委員長（九山妙子君）　討論をするときには、必ず議案何号ときちっと言って、討論するようにお願いいたします。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　すみませんでした。改めて言い直します。

議案第29号　後期高齢者医療特別会計の予算につきまして、反対させていただきます。

討論自体は、前段委員と同様、本会議で行います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第29号　令和７年度宮代町高齢者医療特別会計予算についての件は、原案のとおり可決されました。

なお、本会において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

暫時ではなく休憩といたします。

休憩　午後　１時５５分

再開　午後　２時０９分

○委員長（九山妙子君）　再開します。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２８号の審査（健康介護課）

○委員長（九山妙子君）　それでは、議案第28号令和７年度宮代町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくよう、お願いいたします。

質問の際は、手を高く挙げてください。委員長席から見えないことがありますので、ご協力ください。すぐに手を挙げない場合は、質問なしと判断いたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（草野公浩君）　皆さん、こんにちは。

健康介護課でございます。

それでは、職員の自己紹介をさせていただきます。

まず、私は、健康介護課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　皆様、こんにちは。

健康介護課主幹の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　皆様、こんにちは。

健康介護課介護保険担当主幹の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（飯尾浩之君）　同じく健康介護課介護保険担当主査の飯尾と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

１点ご質問をお伺いいたします。

予算書の304ページ、305ページの一番上の段の⑴居宅介護住宅改修費給付事業についてお伺いいたします。

前年度比で1,108万2,000円の減額になっているんですけれども、令和５年度の決算の支出済額を見ますと、886万1,804円でしたので、本年度の予算575万3,000円から310万円ほど、決算額よりも減額されていることになるんですけれども、割と町民の方の利用があるのかなと思うんですけれども、なぜ令和５年度の決算額よりも減額を見込んでいるのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹の加藤と申します。

予算書の304、305ページ、居宅介護住宅改修費給付事業、こちらの令和７年度予算の減額についてというご質問でございます。

こちらについては、介護給付費、保険給付費に

つきましては全て、３か年の介護保険事業計画、こちらを基に予算を算定してございます。そして、昨年度の予算につきましては、まだ計画策定前の状態でございまして、まだ計画策定値が定まっていない、未定の状態が多分に多かったものですから、まず令和６年度予算を算定するに当たって、決算ベースで考えさせていただいた点が、まず１点ございます。

そこで、今年度の減につきましては、近年、住宅改修支給事業については減少をたどってございます。そのため、今回減額という形を取らせていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　再質問させていただきます。

予算額がいっぱいになった場合なんですけれども、それ以上給付されなくなるのか、それとも、申請があれば予算にかかわらず、給付対象であれば給付してもらえるのかということをお伺いさせていただきます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

もし当初予算のほうから金額が多分に出てしまうような申請が上がった場合、こちらについては、補正予算のタイミングで間に合えば、当然、補正予算として組ませていただきますけれども、保険給付費内での流用という形を取る場合もございます。特に年度末につきましては、予算対応が間に合わない場合もございますので、給付費のほうで残が出る場合については、ほかの給付費のほうから流用をかけさせていただいて対応させていただくということで、申請が上がったものは全て給付の対象とさせていただいています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

２点質問させていただきます。

予算書318ページ、319ページの任意事業費の中の(3)地域自立生活支援事業、こちらの前年度との比較で、マイナスになっている理由をお聞かせください。

次が、320、321ページ、地域包括支援センター運営管理費について、こちらなんですが、包括支援センターが北と南に今回分かれるんですけれども、分かれた地域の担当といいますか、こちら、逆井がなぜ南ではなく北になっているのか、これは予算などと関係があるのか教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

ただいまのご質問、予算書318ページ、319ページ、任意事業、自立生活支援事業についてのご質問でございます。

減った理由でございますが、主には給食配食サービスというものがございます。お弁当を届けるサービスですが、これが大幅の減を見込んでいるところが大きいところでございます。

それから、予算書320ページ、321ページの地域包括支援センターのご質問でございまして、逆井地区、なぜ南地区ではないのかというご質問でございます。

これは当初、南北に分けるに当たりまして、いろんなシミュレーションを行いました。どの地区で切ったら、ちょうど人口が同じくらいになるか。これを試した結果、偶然にもあそこの逆井のライ

ンというものを上にするか下にするかによって、ちょうどきっちり割れるのか割れないのかというところにこぎ着きまして、区切りのいいところがたまたま逆井を北にするというところでございますので、特に深い意図はございませんが、予算つくるのも特に気にせず、人口がぴったり南北で一致するように分けたためだけによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　再質問させていただきます。

こちら、地域自立生活支援のほうで、配食サービスによる大幅の減という答弁だけいただいたんですけれども、こちら、なぜそんなに大幅に減になったのか教えてください。

あと、地域包括支援センターのほうは、人数で割ってということだと、私もそう思ったんですが、地域の逆井の方が最初広報を見たときに、南に逆井がないというふうに言われまして、だから、多分どの方も、逆井は南だろうと思っていらっしゃるところが実は北になっているので、何でだという、結構そういう質問がございましたので、そちらの周知のほうというか、そういうのをこれからされるかどうかお聞きします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

まず、再質問の１点目でございますが、自立生活支援事業の大幅な減がどこにあるのかというところのご質問でございます。

こちらは、現在行っている配食サービスの条件、これを近年厳しくしているところでございまして、利用できるハードルを上げているというところなんですね。そういう流れの中で、利用者が年々減り続けているという状況がございます。そういうこともございまして、いわゆる減少傾向にあるところでございますので、予算もその下がり幅を見越して減らしているところでございます。

それから、２点目の逆井地区に対する周知でございます。

これは、新しい包括支援センターができた暁には、様々なチラシを配ったり、あるいは包括支援センターの職員が様々な場所に出向いて、宣伝をしたりとかするところもございます。町のほうでは、広報紙あるいはホームページ、そういったものでもお知らせはするんですが、逆井地区ピンポイントで宣伝をするということには、まだ考えが及んでいなかったものですから、これから検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　では、再々質問させていただきます。

配食サービス、私も、されていた方も知っているのですが、どのようにハードルが上がったのか、前とどのように違って、利用者が減ったのか教えてください。

あと、こちらの包括支援センター、逆井が載っていないということになったときに、私も役場のほうに、載っていないですよと言ったら、本当に載っていませんねと広報の方も言われていて、結局、何ででしょうね、百間村と須賀村ですかね、みたいな感じで分かれたんですかねぐらいな、職員の方もそういう感じでしたので、こちらぜひとも、特に逆井の方には言っていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でご

ざいます。

配食サービスの再々質問についてお答えをいたします。

もともとは、週３回お弁当を配達するという事業から始まりました。対象者も、高齢者で料理が苦手な方であるとか、お独り暮らしということで、そんなにハードルは厳しくなかったところから始まっています。しかしながら、近年、特にここ数年、お弁当代、それから運び賃、そういった人件費も高騰しまして、１食当たり大体1,300円ぐらいかかっているんですね。作り賃が800円、運び賃が500円、特に、普通に考えて1,300円て、物すごい高いと思うんですが、こういう状況がずっと続いてまいりました。

そこで、対象者を減らさないと、このままでいくと、作るほうも運ぶほうもパンクしてしまうという懸念があったものですから、見直しをかけて厳しくする方向で、かじを切りました。特に独り暮らしとかであっても、見守りが足りているかどうか、ここに着目しました。見守りというのは、例えばデイサービスの人が迎えに来るとか、これも見守りがあるものとしてカウントします。同じ敷地内に家族が住んでいる、これもアウトにしました。今までは全部これがオーケーだったものが、そういう見守りがあるなしで判定していくと、かなり削れていったんですね。その削り始めたのが、令和４年のたしか冬ぐらいだったと思うんですが、そこからぐんぐん下がっていくような状態になり、現状で今落ち着いているというところなので、結局のところは、予算の関係ももちろんございます。ただ、見守りが足りている人にもお弁当がいっていたので、そこはちょっと削るべきだろうというところでハードルを上げて、現在に至っているというところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島でございます。

２点質問させていただきます。

予算書の316、317ページの⑴介護予防普及啓発事業で、令和６年度は通所型の介護予防事業で、委託料が300万円ほどあったんですけれども、多分これが、おたっしゃ元気塾とか、そういう内容のものだったのかと思うんですけれども、令和７年度はなくなっているので、そういう事業を７年度はやらないのかどうかということを１点。

あと、もう一点目が、322、323ページの、その前からつながるんですけれども、地域包括支援センターの件ですけれども、今回２か所になるということで、12節の委託料として6,207万5,000円の委託料が計上されていますが、これは一応、南圏域と北圏域で、それぞれ分かれた金額で計上されていれば、南と北の金額をお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　健康介護課主幹の鈴木でございます。

まず、予算書316ページ、317ページ、⑴普及啓発事業についてのご質問でございます。

いわゆるおたっしゃ元気塾等の予算等を含め、大幅に減になっている理由についてご説明いたします。

今までは、こちらの事業は自前で行っておりました。いわゆる町の直営で行っておりまして、委託先も探しながら自前で行っていましたが、令和７年度からは、この事業をそっくり、地域包括支援センターに差し上げたといいますか、3,000万円の委託料の中に予防事業も含めて、普及活動事業をやることも含めた委託に切り替えましたので、

こちらは自前でやる必要はなくなったということで、大幅に減をしたところでございます。

続きまして、予算書320ページ、321ページ、地域包括支援センターの委託料の件でご質問がございました。

こちらは、両方合わせますと、6,100万円ほどの予算を取っているんですけれども、南と北で同じ金額ではございません。これはプロポーザルを昨年やった中で、先方が示した金額の中で契約を取り付けておりますので、若干の違いがございます。北圏域のほうが若干金額が低めになっているんですけれども、すみません、細かい１円単位の数字がちょっと今、丸まっちゃっておりますので、1,000円単位で恐縮でございますが、2,995万円ほどが北圏域となっておりまして、残りが南圏域ということでございます。

こちらに全て、初期費用も含め、南と北それぞれに、初年度だけかかる費用も含めた全ての金額の合計が6,207万5,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

予算書の301ページです。地域密着型介護サービス給付事業についてお伺いいたします。

こちら、前年度より5,000万円ぐらい減っております。こちら、グループホームとか小規模多機能型事業所だと思うんですけれども、事業所自体の当町の状況とか、利用する人数が減ったのかとか、そのあたりの状況を教えてください。

次に、302、303ページの施設介護サービス給付事業についてです。

こちらは4,900万円ぐらい増加しております。こちらは特別養護老人ホームということで、こちらは利用者が増えているのか、その背景とかも併せて教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

まず１点目、300ページ、301ページ、地域密着型介護サービス給付事業、こちらの前年度比5,100万円の減、こちらの理由なんですけれども、先ほどの住宅改修のご質問でもありましたが、今年度予算については第９期介護保険事業計画、こちらに基づく給付の値となってございます。そして、昨年度については、まだ計画策定完了していない状況の中で、前年度比、また今後、町がその時点で望むべくサービス給付として、地域密着型サービスを利用していただくことを望んだ数字というふうにご理解いただければと思います。

実際に、地域密着型介護サービス給付事業については、正直、過去の統計を見ましても、右肩上がりになっているわけでもなく、右肩下がりになっているわけでもなく、非常に乱高下の激しいサービス内容となっております。現状の段階では、直近では令和４年度の給付の値が一番高いんですけれども、令和５年度はがくんと下がりました。決算額として非常に下がりまして、その状況というのが、このときに予算を組む段階で、何か突発的な要因で下がってしまったのか、それとも、そもそもこれから下がっていく傾向なのかというのが、全く判別ができない状況でした。なので、令和４年度ベースで考えて予算を計上したという形になりますので、計画策定した今では、ほぼサービス利用に沿った形の予算編成となってございます。

そして、２点目、302ページ、303ページ、施設

介護サービス費、こちらが4,900万円ほどの増という形で、こちらの理由なんですけれども、昨年度の予算編成については、先ほど述べたお話のとおりなんですが、施設管理サービス給付費については、令和３年度を境に、おおよそ２億円ほど、急激に介護サービス費の利用が上がっております。ちょうど時期的に、コロナ禍の影響が令和元年から令和５年にあったことを考えますと、そういった利用の状況というのもあるのかなとは思うんですが、令和３年度から急激に上がりまして、現状として、令和６年度も、今時点で既に令和５年度の額を超えつつあるかなという状況になっています。

なので、計画策定の数字そのままではあるんですが、こちらも推計で考えたときに、適正な数字になっているかなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

よく分かりました。

再質問をさせていただきたいんですが、まず、１点目のほうの300、301ページの地域密着型介護サービス給付事業についてです。

こちらは、宮代町にあるグループホームとか小規模多機能が減ったというわけではないのでしょうか。それで、それに加えて、これから当町で新しく、こういった施設を設置する予定になっていたと思うんですけれども、それがグループホームであると伺っていたと思うんですが、そのあたりのことも併せて、今の現状ですね、それと併せてご説明いただけたら、お願いいたします。

次に、２点目なんですが、302、303ページの施設介護サービス給付事業のこちらの施設に関しては、やはり需要があると思うんですが、特別養護老人ホームの待機というのは、今どのようになっているのかを教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

再々質問にお答えさせていただきます。

まず、300ページ、301ページ、地域密着型介護サービス費、こちらについてなんですけれども、施設につきましては、令和６年度から令和７年度にかけて、地域密着型サービスの中の地域密着型通所介護、こちらが１件、事業所としては廃止になってございます。ですが、こちらの事業所は、令和４年度から利用者数が全く集まらないということで、既に休止をしている事業所でございましたので、予算編成には影響がございません。

そして、２つ目、こちら、新しく造る設置予定ということで、計画上はグループホームではなくて小規模型特養、29人以下の特養施設、こちらの建設というのを、計画上で一つ予定をしておるんですけれども、現在、事業所のほうの手が挙がってございません。一応こちらとしては、計画策定の中で、希望がある事業所というのが１件ありましたけれども、その事業所に問合せはしておるんですが、やはりこの不景気の関係上、施設を新しく造るということにちょっと後ろ向きな状況にありますので、現状全く未定でございます。

そして２つ目、特別養護老人ホーム、こちら予算書302ページ、303ページ、施設介護サービス費の特別養護老人ホームの入所待機者ということなんですが、すみません、こちら、最新の情報が今年度の夏の情報になってしまうので、大変申し訳ないんですけれども、一応現段階で……失礼しました。おおよそ15名程度、３施設、町にありますが、３施設で合計15名程度という形で、待機者は

伺ってございます。ですが、あくまで町内にある３施設の事業者の待機者数になりますので、全てが宮代町民かどうかというのは、申し訳ございません、ちょっとこちらでは判別できない状況でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

大きいのをまとめて６点になると思いますが、お願いいたします。

まず、292、293ページの雑入で、３節利用者負担金というところが511万2,000円となっております。これ、令和６年は、配食サービスと介護用品というのが合わさって、522万円になっていたと思いますが、今年度は介護用品というのを抜かして、単純に配食サービスだけで511万2,000円という理解でよろしいのかどうか。また、介護用品というのが、昨年は53万4,000円計上されて、配食サービスのほうは468万6,000円でしたけれども、これはどこに行ったのか、ちょっと見つけられないので、もしもほかのところで書いてあるのであれば教えてください。

次に、294、295ページの超過勤務手当155万9,000円、令和６年度は132万円でした。ここのところが23万9,000円の違いがありますが、期間任用職員でしたっけ、それが２名増えることがここに反映されているのかどうか。人数というよりも業務量ですからね、超過勤務の場合は。ここの算出根拠というのを教えてください。

296ページ、次のページ、297ページの介護保険料賦課徴収事業で、電算委託費、令和６年は276万6,000円から365万9,000円と一気に上がっております。これの理由を教えてください。その下に滞納処分事業というのがございますが、これの内容と、どのような成果がこれまで出ているのかというところを教えてください。

次、298、299の認定調査事業、ここのところで、先ほどもちょっと触れました会計年度任用職員のことが出ておりまして、報酬、職員手当等共済費、これ全部合わせて、2,500万円近くになるとは思うんですよね。昨年度のときには、ここまで細かく書いていないで、ざっくりと734万1,000円という形になっていたと思うんですが、３倍以上になっている。２名増えているのは、後ろのページのほうで職員さんで出てはおりますが、このところの説明をお願いいたします。

次、316ページ、317ページの地域介護予防活動支援事業というところの講師謝金というのがございます。これ、昨年度は24万7,000円が20万1,000円、大して変わりはないんですが、何人で何回行う予定というか、予算ですから来年度の予定ですけれども、どれくらいを考えているのかということ、算出の根拠というのをご説明いただきたいと思います。

次が、ちょっとページ数がいろんなところへと飛ぶんですが、基本的に福祉の用具とか居宅介護の住宅の改修のところに関連するところが、ちょっとページがあちこち飛んでいるので、まず302、303ページの下のほうの(1)居宅介護福祉用具購入費給付事業、これが268万6,000円減額になっております。また、同じように用具としては、308ページの一番上、介護予防福祉用具、こちらも40万円削減になっております。

また、住宅のほうで申し上げますと、304ページの居宅介護住宅改修費給付事業、こちらが1,100万8,000円減額になっております。また、308ページの、こちらも(1)介護予防住宅改修費事業、こちらは増額になっておりますが、あと最後に、320ページの(6)福祉用具住宅改修支援事業、

こちらは４万4,000円から1,000円というふうになっていて、いろいろと今年度、先ほど前段の委員のときも、別のところでありましたが、基準とかの見直し等を行った結果なのかなというふうに思いますが、用具等のこれまでの実績が下がっているのかどうか。

高齢者の方にちょっとこの辺、以前、予算のベースではないですけれども、話をして、どういうものが買えるのかとかいう相談には乗ったことあったんですが、需要がそんなに極端に下がっているように、僕は素人判断で申し訳ないですけれども、思えないので、これの減額、大幅に減額されているときに、住宅よりも福祉用具というのは、需要があるのではないかなと思うところなんですが、これがアナウンスが行き渡っていない結果、使う人が少ないのか、それとも本当にそういう必要とする人がいないので、下げても、予算があまりかからないというのは、ある一面でいいんですけれども、本当に必要な人が知らないことによって使えないんであれば、それは適切に予算措置をすべきだとは思っておりますが、その辺につきまして、担当課としての今年度計上に当たっての指針というか、どういう観点で行ったかというところの説明をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

まず、私のほうから、何点かお答えをさせていただきます。

まず、予算書の292ページ、293ページ、雑入のところでございます。利用者負担金511万2,000円のところの内訳をご説明します。

昨年度までは、委員おっしゃるとおり、おむつ事業の雑入と配食サービスの雑入、両方合算した積算となっておりました。しかし、令和７年度からは、おむつ事業のほうの歳入をなくしました。理由は簡単でございます。これまでは、業者が住民の方から10割お金を頂いて、そのうちの１割を役場に返納するという手順を取っていたんですが、それをやめまして、７年度からは、最初から９割分だけ取ろうということで、役場に１割戻す手間を省いたんですね。その結果、今回の雑入は配食サービスのみということで、積算を切り替えました。

それから、２つ目、ちょっと飛びますけれども、316ページ、317ページでございます。地域介護予防活動支援事業の講師謝金についてのご質問だったかと思います。こちらの根拠についてというところでございます。

こちらは、大きな変更ではないんですけれども、講師を派遣する回数を若干減らした部分がございます。具体的に申しますと、管理栄養士を派遣するのを４回から２回に減らしたとか、歯科衛生士を派遣するのを４回から２回に減らしたとかというところの僅かな回数減が、今回の積算の若干減ったところの根拠でございます。ほかにも、理学療法士の派遣回数を５回から３回にするといったところが、今確認したところの減の部分でございます。

それから、３点目、予算書308ページ、介護福祉用具の関係でございます。

需要がまだあるんではないかというところの中で、こちらは予算が皆減していると、４万3,000円減っているところかなと思うんですけれども、こちらにつきましては、主に電磁調理器と呼ばれるようなもの、これって認知症の方が火が使えない、そういった方が安心して調理できるようにという立てつけだったんでございます。そういう要

綱の中で、以前は貸出し等があったんですね。しかし近年、電磁調理器も含めて、使う方が全くいない、地域包括支援センターに頼んでも、誰も利用しないというのがしばらく続きましたので、令和６年度をもって廃止するための決裁を取った次第でございます。よって、７年度は皆減というところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

まず、私のほうから１点目、予算書294ページ、295ページ、職員人件費、超過勤務の件でございます。

こちらにつきましては、令和７年度予算も令和６年度予算も、対象人数は変わってございません。こちらの増の理由につきましては、職員の人事異動等によりまして、令和６年度予算には想定していなかった主査級職員の配置、また職員給与費、こちらが、同じく予算書の328ページ、給与費明細書をご覧いただきたいと思うんですが、こちらの２、一般職の(1)総括、給与費の給料、こちらの差額を見ていただきたいんですけれども、前年度比で156万1,000円の増となっております。

超過勤務の予算については、算出等、総務課のほうで対応しておりますので、ここで細かな計算方法までは申し上げませんけれども、おおよそ超過勤務は、通常の１時間当たりの勤務時間の２割５分増し、25%増で考えております。ですので、給料が156万円上がっていると単純に考えたときに、こちらの25%がおおよそ30万円強という形を考えますと、時間数の増ではなくて、職員配置、人事異動等による増というふうに考えております。

また、総務課にもこちらを確認しましたが、時間数は令和６年度と令和７年度で積算変えてございません。ですので、あくまで職員の人事配置による増ということになります。

続きまして、予算書296ページ、297ページ、こちら、介護保険料賦課徴収事業、こちらの電算委託料でございます。

こちらが増になっている理由でございますけれども、来年度、下半期以降、基幹系のシステムが、国統一の標準化という作業がございます。恐らく情報管理担当のほうの予算のときにもお話あったかもしれませんが、こちらにより電算委託料が増額になります。増はその費用でございます。

続きまして、同じ296ページ、297ページ、滞納処分事業、こちらの5,000円でございますが、こちらはありますとおり、郵便料になっております。こちらの成果ということでございますけれども、すみません、個人的にはあんまりちょっと、こちらについては、成果とは申し上げたくないんですが、滞納処分を実施したという形になります。

滞納処分というのは、介護保険料を１年以上滞納した方たちが、認定を受けた場合に受ける処分でございます。こちらについて、給付制限というふうに私のほうで申し上げますが、現在、給付制限として、通常であれば１割、２割の負担だった方が３割負担になった方、こちらが令和６年度が６人いらっしゃいます。１年未満の給付制限の処分を受けた方は５名、２年以上の給付制限を受けた方が１名いらっしゃいます。給付制限の期間はそれぞれの方の滞納した期間に、こちら計算式を当てはめまして算出されますので、２年以上となりますと、少なく見積もっても、５年以上の介護保険料の滞納が続けられたという形になります。

町としては、そういったことがないように、こちら、督促はもちろんですが、催告、また集合催告というような形を取らせていただいたほか、滞

納者に対して電話による相談・催告というのを行わせていただいて、なるべくこういった給付制限がないような形を取らせていただくんですけれども、現在、令和６年度は、６名の方が受けていらっしゃるという形になっております。

続きまして、予算書298ページ、299ページ、認定調査事業ですね、こちらについての人件費とも言うべき会計年度任用職員、こちらの増のことでございますけれども、令和６年度につきましては、こちら、おおよそ社会保険に加入しない程度の勤務日数、いわゆる月10日程度の勤務で１日６時間程度の時間、およそ月60時間程度の勤務でしか予算を組んでございませんでした。ですが、昨今の高齢者の増、後期高齢者の増、申請数の増にこちら鑑みまして、認定調査が追いつかない状況が続いております。そこで、令和７年度予算につきましては、社会保険対応の任用を２名増やしております。ですので、昨年度にはなかった、こちら市町村職員共済組合負担金（会計年度任用職員）、こういった分が増額になっております。また、そういった勤務時間のほうの関係で、会計年度任用職員の報酬も増額というふうになっておりますので、委員のありました質問につきましては、雇用形態を変更して、より調査の対応するために人件費を増額したということでございます。

続きまして、予算書の302ページ、303ページ、福祉用具購入費及び住宅改修給付事業、同じく308ページ、309ページ、介護予防福祉用具購入費給付事業、介護予防住宅改修費給付事業でございます。

こちらにつきまして、前年度の実績として需要があるのではないかと、そこで金額が減っているということについての周知、こちらについてはどうかというお話であったかと思うんですが、ほかのデータになりますけれども、ケアマネジャー、介護サービスを使うに当たって、ほぼ必ずと言っていいほど契約をされるケアマネジャー、こちらが居宅介護サービス計画給付事業になるんですけれども、私の今の手持ちでは令和２年度からの資料しかございませんが、令和２年度から、こちらはずっと右肩上がりに増えております。これが何を意味するかと申しますと、介護サービスの利用者が増え、介護サービスを利用するためのケアマネジャーと契約されている方が増えているということでございます。

ケアマネジャーについては、当然、利用者の希望、それから利用者の状態、ご家族の希望、これらを踏まえまして、その方が自立できるように、これまでと同様の生活ができるように、どう介護サービスを組んだらいいかということを考えられる方たちになりますので、こと住宅改修費等については、先ほど申し上げましたように、それほど、こちら、福祉用具もそうなんですが、伸びが少ない、もしくは下降傾向が見えたりする、こちらについては、住宅改修については、今のご住宅、なかなかバリアフリーが進んでおります。お風呂に至っては、ユニットバスが標準設備と言っていいぐらい取り付けられておりますし、ユニットバスには当然、手すり等もついております。また、ご自宅内の段差も非常に改善されている傾向がありますし、階段等にはほぼ、これから建つもの、近年10年ぐらいですかね、建つ住宅については、ほぼ全ての物件に手すりがついているんではないかなというような形になっています。ですので、住宅改修の予算が減っている部分については、ニーズはあるけれども、現在の家の設備で対応できている方たちも多いと。

また、こちら、今言った４事業の全ての事業に当てはまりますが、介護度が重度になるにつれ、ご自宅でやっぱり生活することは難しくなります。

ということは、ご自分で自立した生活を送るための福祉用具の利用もしくは住宅改修、こういったものの利用は徐々に、介護度が重くなるにつれて減っていきます。

ですので、今ちょっと、私のほうの資料で恐縮なんですが、介護予防の住宅改修や介護予防の福祉用具、こちらについては、ほぼ前年と横ばいもしくは上昇傾向が見られます。いわゆる介護度が低い方、支援１、支援２の方については、今のうちに設備を投資して、長い間自立した生活を営みたいというふうに、地域包括支援センターをはじめとしたケアマネジャーがご尽力されている結果かなというふうに思います。

もちろん、ケアマネジャーさんがいなくても利用できる場合というのは、もちろんあるんですけれども、そういった方たちについては、最初の申請の段階で、いろんなサービスの紹介をさせていただいております。住宅改修はこういうことができますよ、福祉用具についてはこういうものを購入できますよというお話をさせていただいて、その都度対応させていただいておりますので、申請いただいた方についての周知については、100％十分とは申し上げられないかもしれませんが、８割程度は最低でも対応できているかなというふうに思います。

今後もいろいろ、申請云々にかかわらず、ご質問があったときには対応させていただきたいと思っております。

私からの回答は以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

292ページ、293ページの雑入のほうは分かりました。ありがとうございます。

294ページ、295ページの超過勤務に関しましては、これ、対象人数は変更なしで時間数も変更なしというのは、効率化をいろいろとやっているのが、まだ表れていないという理解でよろしいんですかね。

特に当初予算で、原則としては超過勤務が入っていないほうが望ましいと思われる中で、増えているというところがありますので、対象の人の給与の関係で、25％か上がって、156万1,000円が、これが基礎になって、約30万円ぐらいという話もありましたが、そこのところのご説明をお願いいたします。

滞納処分の実施関係に関しましては承知いたしました。

また、電算委託料296、297ページですね、失礼いたしました。こちらのほうも何となく、また分からないときは窓口で教えてください。

298、299ページ、認定調査事業のところで、会計年度任用職員の件、２名増えて、これまでは月60時間程度でやっていたのが、認定調査の仕事量が増えたので、雇用形態変更で、社会保険料とかが対象になる人が２名増えたという話ですけれども、これまでいた人、２名増えた人は、社会保険とかその辺が、入るような時間が多い方というのは説明で分かったんですけれども、これまでいらっしゃった方、12名が14名になっているということは、残り12名の中にも、そういうふうな雇用形態が変更になった方がいらっしゃって、その総数でこれだけ、令６に比べて増えたという形なのか、それともお二人の分だけでこれだけ増えたのかというところを、もうちょっと細かくというか、詳しく説明お願いいたします。

講師謝金のほうは、随分と回数を減らしたりして、管理栄養士や歯科衛生士、理学療法士等、回数も減らした上で、予算のほうに反映させているということは分かりました。これからも、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、302ページ、304、308、320の福祉用具とか住宅の改修等、まとめてお尋ねしましたが、こちらも介護度が上がるにつれて利用が減っていったり、需要のほうが減っていくというところで、別に物差しを変えたわけでなく、実態のほうを反映させたということで承知いたしました。

したがいまして、認定調査事業のほうと超過勤務のほう、この２点につきまして、再質問という形で説明お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

まず、１点目の再質問、294ページ、295ページ、職員人件費の超過勤務なんですけれども、実際に効率化が表れていないか否かというところについては、非常に答えづらいんですが、昨年度の実績でいいますと、昨年度は、主査級職員が１人もいない状態で、いわゆる主任級以下の職員で対応していて同じ金額、今年度は、人数は同じですが、主査級１名が入って同じ金額ということを考えますと、職員一人ひとりの単価は上がっているわけです。にもかかわらず、時間数は変わらないんだけれども、金額が微増という形であれば、これは効率化の一端が見えるかなというふうに考えております。

それから、２点目、298ページ、299ページ、認定調査事業における会計年度任用職員、こちらの報酬等の増ということで、ちょっと私の回答のほうで至らない部分があったかもしれませんが、こちらの２名の増については、認定調査事業の人数としての増ではありません。２名の増については、介護相談員のほうの増でございます。なので、認定調査員の人数予算としては、昨年度も今年度も変わりはありません。この増の部分は、単純に２名分の勤務体系が変わったことによっての人件費の増のみでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

見え方と、あと仕事量というか、業務量がどういった形に来年度なっているのかというところが分からないので、何とも言えないんですが、294、295の超過勤務のところです。

時間数、金額がどうのこうのというのは、確かに主査級の方だったり主幹級だったりとか、その辺ので、基となる金額のベースの部分が変わってくるからというところはあって、変動あるけれども、総時間数というか、職員の時間が減っていく方向にまずするようにという点で、効率化というふうに申し上げたんですが、その辺が、もう一度説明をお願いいたします。

298ページ、299ページ、単純に２名の職員、会計年度任用職員の２名分というふうに最後にお話がありましたが、その部分で1,700万円ぐらいアップしているという理解でよろしいのでしょうか。

この２点、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

１点目の再々質問、294ページ、295ページ、超過勤務でございますけれども、現在、高齢者数、非常に多くなっております。また、介護認定申請数も多くなっております。必然的にこちら、介護認定審査会の回数も当然増えております。そういった中で、時間数が変わらないということは、十分私は、効率化ができているというふうに考えます。

そして、２点目、報酬等の増の理由、会計年度

任用職員の任用替えのみで増加になっているのかということでございますけれども、昨年度の基準等々を考えますと、当然ベースアップ等もございます。なので、人数が変わらず、雇用形態が変わらなかったとしても、ベースアップはありますので、必ず微増にはなるかと思います。その上で、２人とも、おおよそ倍、勤務時間が増えます。ですので、こちらについては、この２名の任用替えのみの人件費の増というふうに捉えていただいて結構です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ありませんか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

大きく１点だけ、質問させていただきます。

予算書の122ページ、123ページになります。下から２つ目のところ、(1)生活支援体制整備事業、この中で、まず７節の報償費、協議体委員謝金が36万円なんですが、これは何単位の何人になるのかということをお伺いします。

それから、12節の委託料、こちらが……

〔発言する人あり〕

○委員（泉　伸一郎君）　322と言いませんでしたっけ。322と323です、失礼しました。すみません。

それで、12節の委託料なんですが、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）業務委託料ということで410万円、これ、昨年度と比べて20万円減っています。これなんですけれども、本年度の特徴のところに生活支援コーディネーター配置と書いてあるんですね。この地域支え合い推進員の業務委託料というのは、どういう形態として、こういう430万円を払われるのかということをお伺いします。430万円は昨年度でした。ごめんなさい、410万円ですね。

それから、その下の自家用有償旅客運送自動車運転者講習会委託料17万5,000円なんですが、これは来年度、新しくつくられていることになるんですけれども、これは講習会を新しくつくるようになった理由をお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　主幹の鈴木でございます。

まず、１点目のご質問です。

予算書322ページ、323ページの生活支援体制整備事業の報償費の内訳でございますが、こちらは全部で、一応積算上は、10名の協議体メンバーを想定しております。10名分で、お一人当たり3,000円のありがとう商品券を差し上げるという積算でございます。これを最大値、月に１回ですから12回ですね、3,000円掛ける10名掛ける12月、これで36万円の積算となっております。

それから、同じく生活支援コーディネーターの委託、410万円の内訳でございますが、８割、９割は人件費でございます。社会福祉協議会に委託をしているんですが、そこにいる職員の人件費で、ほぼ８割、９割を占める状況でございます。残りの１割強につきましては、イベントのときの外部から人を呼ぶための費用であるとか、あるいは、いろんな配り物がございます。「縁じょい通信」とかあるんですけれども、そういう配り物を印刷する費用であるとか、そういう事務費が残りの１割、２割がでございます。大半が人件費というところでございます。

ちなみに、委員ご指摘の、昨年と比べて20万円減っていますというご指摘なんですけれども、これ20万円減った理由というのは、一つだけありまして、「高齢者困りごと冊子」というのがあるんです。健康介護課が作っている冊子なんですけれ

ども、この冊子の印刷を２年に１回行っています。この印刷費用を令和６年度は、コーディネーター代も含めて積算したのが430万円だったんですが、令和７年度は作成しない年なので、20万円印刷代が減っていまして、410万円とさせていただいております。

３点目の運転講習の新規で計上した予算でございます。

こちらは、正確に申しますと、福祉有償運送というものが、宮代町の中にも活用している団体があるんですけれども、そういう福祉有償運送になれるための講習会、これを町が積極的に実施すると。人材が今、非常に枯渇している状況です。福祉有償運送は物すごく、宮代町にとっても高齢者にとっても大事な事業です。この事業を充実させるためには、これはかなり費用がかかるんです。十何万円、研修費用がかかるんですが、ここを町が負担して、人材を集めるために寄与するための予算というふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

322、323ページになりますが、分かりました。ただ、最初の協議体委員謝金のところで、10名というのは聞いたんですけれども、これ、協議体とする、何回かということについては答弁がなかったと思うんですが、それと生活支援コーディネーターの場合、人件費だということは分かりました。

そして、その下、私も有償旅客運送サービスをしっかりと進めていただけるのは、ありがたいと思っていました。今回、そういう形で支援するというふうな形なんですが、これは１名分ということでよろしいのかを、もう一度お伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　健康介護課主幹の鈴木でございます。

再質問にお答えをいたします。

予算書322ページ、323ページの協議体の謝金、謝礼、報償費でございます。

回数の回答がなかったということでございます。大変失礼いたしました。12回でございます。月１回の計算で12回……大変失礼しました。協議体が幾つあるかというご指摘でございました。

協議体は、宮代町には１個しかございません。第１層協議体というので１個ございます。本来であれば、その下に第２層協議体、第３層協議体というのがあってもいいんですが、宮代町は１層協議体が１つ、以上でございます。

それから、もう一つの再質問でございますが、運転講習代の委託でございます。１名分なのかというご指摘でございます。

こちらは、複数名同時に受講することが可能でございまして、宮代町の規模ですと、おおむね10名弱までできるというふうに先方から聞いておりますので、申込み次第にはなりますけれども、多くて10人ぐらいまでの講習の合計が、この17万円ということでございます。

以上でございます。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

再々質問はありません。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

大きく５点についてお伺いいたします。

まず１点目ですが、予算書286、287ページの１款１項介護保険料の１目第１号被保険者保険料がございます。

これは確認なんですけれども、介護保険料の各

段階の構成見込み人数は、どういうふうに見込んでいるのか。

２点目は、本人が非課税の低所得者数は、全体被保険者数の何％ぐらいとなっているのか。

それから、これも確認です。介護保険料の基準額は月幾らかということで確認させていただきたいと思います。

２点目は、296、297ページの３項介護認定審査会費の中の１目介護認定審査会運営事業がございますが、介護認定審査については、申請件数は増えているのか減っているのか、どういう状況なのかということと、あと、認定まで実際どのくらいの期間がかかっているのか、お尋ねしたいと思います。

また、あわせて、先ほど待機者の人数も示されましたが、15人ということなんですけれども、これは特別養護老人ホームの待機者なのか、その点で、内容についてもお伺いしたいと思います。

特養の建設の増床の予定は、私は聞いていないんですが、そういう予定は宮代町ではあるかどうか、併せてお願いしたいと思います。

３点目は、予算書300、301ページの１目居宅介護サービス給付事業なんですけれども、これは実績を勘案して、前年度比で2,430万9,000円増となっております。町内の訪問介護事業者数、どのくらい事業所があるのか、お尋ねしたいと思います。

続きまして、４点目、320、321ページ、(5)の高齢成年後見制度利用支援事業なんですけれども、これも過去の実績に基づいて、前年度比51万7,000円の減となっているということなんですが、実態は減っているんでしょうか。予算づけは、こういうことでつけておりますけれども、実態ではどういうふうな傾向になっているのか、その点、お伺いしたいと思います。

続きまして、320、321ページの４目地域包括支援センター運営管理事業なんですが、前段から幾らか質問もありましたが、私は、まずどういう事業を行っていて、どういう体制になるのか。もちろん南北で２つになりますから、かなり利用も多くなると思うんですけれども、実際、これまでの延べ相談数はどういうふうな状況になっていますか、お示しいただきたいと思います。

あと、認知症の関連では、相談の中にもあると思うんですけれども、どのような状況になっているのか、これも併せてお示しいただきたいと思います。

以上５点。

○委員長（九山妙子君）　休憩といたします。

休憩　午後　３時１９分

再開　午後　３時３５分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

答弁からお願いいたします。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　健康介護課主幹の鈴木でございます。

私のほうから、５点中２点、回答さしあげます。

まず、予算書320ページ、321ページ、成年後見制度の件のご質問でございます。

まず、過去の実績がどうなっているか、それから、実態はどうなっているのかというご質問でございます。

まず、実績でございますけれども、今年度を含む過去３か年の実績を申します。令和４年度は、久喜の家裁に申し立てたのが１件でございます。令和５年度が２件、今年度は、まだ０件でございます。

この件数の根拠となる実態なんですけれども、

経済的に恵まれていない、いわゆる資力がない、そういう高齢者で、かつ身寄りがいない、そういった方を救うために、町長申立てという形で、町が予算を持って家庭裁判所のほうに手続をする、そのための費用がこの事業に組み込まれているという状況でございますが、逆に言えば、資力のある人、お金を持っている方々は、役場を介さずに勝手に申立てをしますので、その件数までは把握しておりません。ですので、今回申し上げた件数は、身寄りのない、資力のない、そういった方の申立て件数になります。

続きまして、予算書、同じく320ページ、321ページ、地域包括支援センターの業務のご質問でございます。

まず、相談の件数がどれくらいあるかというご質問がございましたので、お答えをいたします。手元の資料で過去３か年のデータがありますので、まず申し上げたいと思います。

まず、相談の件数の総数でございます。総数は、令和３年度の数字で3,688件でございます。令和４年度4,271件、令和５年度が4,154件でございます。今年度はまだ途中でございますが、既に3,500件を超えている状況でございます。

その中で、委員のご質問で、認知症に関する問合せはどれくらいあったかというところでございます。

認知症に特化した質問は、令和３年度49件、令和４年度35件、令和５年度につきましては、ちょっと増えまして87件ということで、全体の１割以上、ごめんなさい、１割はないですね……大変失礼しました。大体１％強、１％から２％ぐらい、全体の相談のうちの１％から２％ぐらいが、認知症に関する相談という結果が出ております。

それから、地域包括支援センターの仕事、業務は、どういったものがあるのかというところでございますけれども、大きく分けますと、３つの仕事があります。

まず、１つ目の大きいのが、今申し上げた相談業務でございます。この相談は、単に電話で受けるだけではなくて、現場に出て、地域訪問して相談を承ることも、当然１件としてカウントしていますので、現場も含めた相談業務、これが１点目の業務でございます。

２つ目は、ケアプランを立てること、これは、要介護認定で要支援１とか２、比較的軽い方、そういった方々が、予防プラン、予防するために通所デイサービス、あるいは訪問を受けたいというような、サービスを受けたい方のためにケアプランを立てるんです。ケアプランを立てるのは、軽い方の場合は、包括支援センターの職員がやるというふうになっています。それが２つ目の大きなお仕事でございます。

３点目は、ケースは多くないんですけれども、権利擁護ということで、もっとかみ砕きますと、先ほどの成年後見制度の件もそうです。件数は多くないんですけれども、事例が出たら動きます。

それから、虐待です、高齢者虐待。これも年間でゼロか１かというレベルの話ですが、あった場合は積極的に関与してまいります。

それから、困難事例、困難事例というのは、お金で困っているとか、人間関係で困っているとか、いろんな理由がありますので、一言では言えませんが、これら今言ったような３つが、主に権利擁護関係のお仕事ということで、悩みの相談をしつつ解決に尽力するというのが包括支援センターの主な業務、この３つが一般的にやっている業務のほとんどでございます。

細かい部分につきましては、全部を申し上げるのは、数がちょっとありますので割愛させていただきますが、ほとんどそれで99％こなすような業

務量でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

それでは、私のほうから、予算書286ページ、287ページ、介護保険料に関しましてのご質問であったかと思います。

各介護保険料に、現在賦課されている段階ごとの人数というお話でしたので、そのまま数字をお話しさせていただきます。まず、第１段階1,529人、第２段階735人、第３段階585人、第４段階1,620人、第５段階1,711人、第６段階1,380人、第７段階2,015人、第８段階949人、第９段階344人、第10段階158人、第11段階57人、第12段階55人、最後、第13段階152人、合計１万1,290人になります。

こちらの人数で、１点ご注意というか、申し上げさせていただきますが、現段階で介護保険料が賦課されている人数になります。ですので、宮代町に住んでいらっしゃらないで、遠方もしくは近隣市町の特別養護老人ホーム等に入所されている方、もしくは今年度中にお引っ越し、もしくはお亡くなりになってしまった方についても、介護保険料自体は賦課されておりますので、そういった方たちも全て含まれております。ですので、町の人口65歳以上の人数とはリンクしません。

このうち、本人非課税のパーセンテージがどれくらいかというお話なんですが、本人非課税の方は、第５段階までの人数という形になりますので、パーセンテージとしては約55％になります。

続いて、町の月々の介護保険料の基準額というお話でしたけれども、こちら、第９期の介護保険料になります。月々の額としては、宮代町は5,489円、県内61団体の中では45番目の位置に位置しております。

続きまして、予算書296ページ、297ページ、介護認定審査会運営事業になります。

こちらにつきまして、介護認定の申請件数は果たして増加を、そのまま右肩上がりでいっているのか、それとも減っているのかというお話がありましたけれども、介護認定の申請件数については、実際にそれぞれの方が認定のときに付された有効期間にも影響します。ですので、有効期間は今のところ、最小で１年間、12か月、最長ですと48か月、４年間の認定を持つことになりますので、ちょうどサイクルによっては、年によって突出して多くなる年もあれば、突出して少なくなる場合もございます。

こちら、５年度の主要な施策に関する説明書の中で、ちょっと数字として言わせていただきますと、申請件数は令和３年度は1,472人、４年度は1,434人と若干減っております。そして、５年度は1,255人と、おおよそ180件ほど減っております。ですが、今年度、１月末現在で確認をしたところ、１月末現在で1,228件、ほぼ令和５年度の件数に迫りつつある数字になります。

大まかな全体の人数としては、こういった形になるんですが、新規の申請の人数というのは、あまり激増することは、ここの数年ではございません。おおよそ450件前後を推移しております。ただし、変更申請の件数については、こちらも主要な施策に関する説明書の数字になるんですけれども、３年度190件に対して５年度は249件と、およそ50件程度増えております。ですので、有効期間が長い方の中で状態に変化が生じてしまった場合については、変更申請というのが行われますので、そういった件数によって、トータルの人数は前後することはあるかもしれませんが、内容によって

は件数として伸びているものもあるというふうにご理解いただきたいと思います。

続いて、認定までの日数が、今どれぐらいかかっているのかというご質問がございました。

介護保険法では、およそ30日以内に結果を出しなさいというふうになっておりますけれども、こちら直近のデータ統計によりますと、宮代町では認定の申請から認定が出るまでの日数、おおよそ42.1日、約２週間ほど遅れております。こちらが、埼玉県になりますと45.2日なので、宮代町よりももう少し時間がかかっているというのが埼玉県平均になります。全国平均になりますと、40.6日という形になりますので、宮代町は全国的にはちょっと多い数字にはなっておりますが、全国平均でも30日を下回る数字にはならないという状態になっております。

続きまして、施設介護サービス給付費、こちら予算書のほうで申し上げますと、保険給付費の302ページ、303ページ、施設介護サービス給付事業、こちらに待機者数をカウントしたうちの、こちら施設の種別なんですが、先ほど申し上げた種別は全て特別養護老人ホームになります。

また、あわせまして、特別養護老人ホームの後の増床予定でございますが、先ほど申し上げました小規模特養、こちらについては、第９期計画、今年が１年目になりまして、あと２年ございますけれども、その中で１床、こちら予定として上げさせていただいております。ですので、計画上では、この３年間の間で、あと29床増える予定という形になります。ただ、先ほども申し上げましたが、事業所がちょっと不況の影響もありまして、後ろ向きの回答になっておりますので、このまま増えない可能性というのも十分ございます。

続きまして、予算書300ページ、301ページ、居宅介護サービス給付事業に関しまして、こちら、訪問介護事業所数がどうなっているのかというご質問でございました。

町内にあります訪問介護事業所は、現在５事業所になります。ただ、この５事業所の中には、地域密着型の定期巡回型訪問介護看護は含まれてございません。また、小規模多機能のほうで行う訪問介護サービスについても含まれておりません。訪問介護単体の事業者数が５事業所という形になります。

私からの回答は以上でございます。

○委員長（丸山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁いただきました。ありがとうございます。

再質問ですが、１点目の予算書286、287ページの介護保険料の関係です。

どのように見込んでいるか、これ、先ほど答弁いただいた人数は、新年度予算を予算化するに当たってのベースになっている人数ですねということで確認。

それと、全体の被保険者数の非課税の低所得者が55％ということで、５割から６割の間に入っているということで、これは分かりました。

それから、介護保険料の基準額なんですけれども、5,489円、これ、県内ではどれぐらいの位置かということでお聞きしようと思ったら、答弁いただきました。これは高いほうからだから、低いほうになりますよね。ただ、高いから、単純に低いからというふうにはならないと思うんですけれども、全然サービスを受けていないのに、ただ低いといっても話になりませんので、だと思うんですけれども、ただ県内では、取りあえず低いほうだということで承知しました。この件については確認できましたので、結構です。

それから、２点目の296、297ページの１目介護認定審査会運営事業に絡めて伺いました。

介護認定審査においての申請件数が多くなったり少なくなったりということは、先ほどの答弁から分かるんですけれども、私は予算からいっても、増えているのかなというふうに思ったんですね。また高齢者も増えている中で、当然だと思ったんですけれども、ただ、ばらつきがあるのかなというふうに思いました。

それはいいんですけれども、申請から認定まで、そうすると、１か月半ぐらいかかっているわけですよね、これはどうしてなのかということで、お伺いしたいと思います。

ただ、県平均が45.2日ですか。県よりは早いんですけれども、その辺はどういうふうになっているのか。

先ほどは、本来30日以内に、期間、認定までそれぐらいでやらなければいけないというところが、どこも遅れているわけですよね。じゃ、どこも遅れているからいいということにはならないと思うんですけれども、その辺どうしてなのかということで、再度伺いたいと思います。

それから、３点目の特養の建設ということで、小規模特養が１床というふうに言われました。これについては、先ほども答弁ありましたけれども、訪問介護事業所もそうなんですけれども、やっぱり小規模の事業所の大半は赤字だというような状況だというふうに聞いているので、やむなくできなくなっているというところも多いと思うんですけれども、そういう点ではやはり心配なんですけれども、そういった点では、そうしたところの支援については、町として、健康介護課としてどういうふうな支援を行っているのか、行えるのか、その点についてもお示しいただきたいと思います。

それから、４点目の320、321ページの(5)の高齢成年後見制度については分かりました。

５点目の320、321ページの４目地域包括支援センターの件なんですけれども、先ほど答弁をいただきました。これだけのいろんな事業を行う相談事業、地域ケアプラン作成、虐待防止だとか困難な事例とかと言われました。介護予防も入っていると思うんですけれども、そういう中で、職員のやはり増員というのは必要なのかなと。

そういう意味では、宮代町は２つに分かれますので、事実上拡充されるというわけなので、その点では評価できると思うんですけれども、やはりあっという間に、またこういった相談が増えてきますし、対応が大変だと思うんですけれども、そういった点では、じゃ二手に分かれたから、これでいいやということにはならないと思うんですけれども、当面はこれでいいのかどうかということでお尋ねしたいと思います。

それから、延べ件数なんですけれども、これは令和７年１月１日……延べ相談件数の、いつの時点なのか、ちょっとすみません、聞きはぐれちゃったので、お願いしたいと思います。

再質問は、その辺が大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

再質問にお答えさせていただきます。

予算書の286ページ、287ページ、こちらにおいて、保険料の各段階の人数、こちらは予算積算における人数ということでよろしいかというご質問だったかと思うんですが、申し訳ありません、こちらは直近の人数でございます。ですので、予算の人数の際には、それほど大きな人数の動きはもちろんないんですが、もっと大枠で捉えます。先ほど申し上げました人数は、１の位まできっちり

数字を出しておりますが、予算編成のときには、もう少しばくっとした数字で出しますので、10人単位もしくは20人単位でまとめたデータで出しますので、予算編成上の人数とは異なります。

また、保険給付費のベースとして保険料を算定した９期計画に基づいての形になりますので、またそういった意味でも、先ほど申し上げた直近の数字とは若干異なる数字がございます。例えば人の生き死にとか、転出・転入とかというので、ずれるところが当然ありますので、そちらについては多少ずれてくる形になります。申し上げましたのは、直近の現在賦課されている人数ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、予算書296ページ、297ページ、介護認定審査会運営事業なんですけれども、こちら、予算上で増えているのではないかというご質問がありましたが、実際に予算上、確かに増えております。また、先ほど実際の結果の申請件数として、全体は横ばいであるというようなお話をさせていただきましたが、予算上は当然増えるという考えで動いております。

当然、新規の申請者というのは、これから増える可能性は十分ございます。また、既に認定になっている方も、状態の変化によって区分変更申請、人によっては１年のうちに１回ではなく２回と、場合によっては３回と直す方もいらっしゃいます。ですので、そういったことも踏まえますと、現在の認定申請数よりは多く見込んでいる部分もございます。ただ、実際の人数統計上では、予算上増えておりますので、こちらは人数増という形で考えております。

また、認定までの日数なんですが、こちらについて、一番の原因なんですけれども、町から医療機関にお願いする主治医意見書、こちらの入手までの期間が一番の問題になります。こちらの統計上では、宮代町が意見書を医療機関に依頼してから入手するまでの期間が、およそ21.8日、３週間以上かかるという計算になっています。先ほどの30日以内に結果を出すという観点で見ますと、もうこの時点で間に合いません。

今の介護認定審査会のスケジュールを申し上げますと、審査会にかかる前の週に、審査会の委員さんには審査会資料を配付しております。今年度予算でペーパーレス化を導入しておりまして、なるべく急ぎの資料につきましては、リアルで都度追加できるような体制を取らせていただいておりますが、それでも、おおよそ前週に全ての審査会の委員さんに、ごめんなさい、各合議体のそれぞれ当番に当たる委員さん宛てに審査会資料をお送りしていますので、３週間以内に届かなければ、理屈上、１か月以内に結果が出せない状態になります。その観点から見ても、意見書依頼までの到達期間が21.8日ということになりますと、それだけでも１週間は超えてしまう形になっております。

ちなみに、こちら、意見書の依頼から入手までの期間、埼玉県では20.5日、全国平均では17.9日という形になりますので、若干こちらは、宮代町が大分遅い状態ができております。

続きまして、予算書の特養の関係ですね。施設介護サービス費、予算書の302ページ、303ページですね。施設介護サービス給付事業、こちらの特養の関係と訪問介護の関係のご質問だったと思います。

実際に宮代町の所在する事業所さん、やはりどうしても、今回の介護報酬の改定の絡みも当然ありましたが、経営厳しいというお声は確かに伺っております。

町として、どのような支援ができるかという形になりますが、介護保険の事業につきましては、先ほど来申し上げているとおり、第９期事業計画

にない事業については、原則、予算化することはかないません。ですので、まず金銭的な支援というのは、最低でもこの２年間は、ちょっと難しい状況になります。

そういった状況がある中で、町としてどういうことができるかということになりますが、現在では、各事業所のほうが少しでも介護報酬を多くもらえる体制を取るためには、どういう体制を取れればいいのか。細かいことを言ってしまうと、例えば、認知症の研修を受けている人数が何人以上であれば加算が取れますよとか、こういう人員の方たちを任用していれば、プラス一つ上の加算が取れますよとか、そういうような事業がそれぞれ取れる加算の要件、こういったものをまず町職員が勉強させていただいていまして、その加算について事業所のほうに紹介をさせていただいて、事業所が同じサービス提供をしているのでも、より厚い体制でサービス体制を整えられるように、こういう加算が取れますよということを周知することを目的に、現在は町として考えております。

残念ながら、金銭的な支援ということは難しい状況であることをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（鈴木健司君）　健康介護課主幹の鈴木でございます。

私から、予算書320ページ、321ページ、地域包括支援センターの再質問についてお答えをいたします。

まず、今回、南北に分かれましたけれども、職員の増員で足りているかというところのまず入りからご説明いたします。

厚生労働省の試算では、宮代町の規模においては、最低８名、専門職が必要だという試算が出ておりました。ですので、この８名を目指して当初から、今までは５名だったんですけれども、８名になるようにいろいろ考えた結果、南北４人ずつ配置するという結論になりまして、どうにか今回、４月１日付で８名をクリアできたというところが、まず現状でございます。

この厚生労働省の積算なんですが、高齢者が100人、200人増えたところで、別に積算には影響がありません。職員を増やす目安というのは、3,000人から5,000人、高齢者が増えた場合というぐらいに、かなり数字が大きいんですね。ですから、今、宮代町の高齢者、約１万1,000人いますけれども、仮に１万5,000人とか高齢者がなってしまった場合、ないとは思うんですけれども、それくらい増えれば、増員も考えなければいけないところでございます。

ですので、恐らく現在、高齢者、第１次ベビー世代の方々が中心で、高齢者が多いんですけれども、その下に控えている第２次ベビー世代が高齢者になる2040年の頃に、高齢者数がどうなっているか。もし１万5,000人ぐらい高齢者が見込まれるのであれば、当然、包括支援センターの職員も足らなくなるであろうと思われますので、これは人口を見守りながら、場合によっては募集の段階で包括の職員を増やすことは、当然視野に入れることかと思います。ただ、今現在、まだそこまで至っておりませんので、８人体制でしばらく続けさせていただいて、契約の都度、募集の都度、職員を見直すかどうか判断していきたいと思います。

それから、相談件数の延べ件数のところで、何年何月時点かというところのご質問があったかと思うんですが、私の説明が、申し訳ございません、はっきり言わなかったですね。令和７年１月末現在ですので、今年に入ってから１月末現在の相談件数が約3,500件というふうに申し上げました。

ですので、残りまだ２か月分の積算がありませんけれども、ほぼ昨年、一昨年と同じぐらいの4,000件レベルの相談になろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

分かりました。

１点だけ、先ほどちょっと、再々質問するのを漏れましたので、296、297の審査会の関係で、待機者のことを伺いました。

一般論でいうと、待機者がいて、その中の内訳が分かればいいんですけれども、例えば聞くところによると、要介護４とか要介護５の方がこういう待機者の中にいるというと、やはり介護保険料は高いけれども、実際サービスが受けられないとか、ですから、どこにいても、それは何らかのサービスは受けますけれども、やっぱりきちっと安心して毎日を暮らすためにも施設に入りたいという、そういう願いは、できない方にとっては、やはり深刻だなと思うんですよね。

ですから、そういった点では、非常に高い介護保険料を払っているのに必要な介護サービスが受けられない、そういうふうな実態があった場合は、どのように改善していけばいいのか。そういった点では、町としてはどういうふうに、そういった点では援助されているのか、最後、その点だけお伺いしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課主幹、加藤でございます。

今、委員言われたように、介護度の高い方が施設入所を希望されていても、待機ということで待っていらっしゃる方というのは、やっぱり人数的に、うちの先ほどの数字では、十何人という話もしましたが、私個人としては、少ない人数だとは思っていないです。もしそういった方のご相談等がありました場合は、こういった施設については、大体ショートステイ、短期入所ですね、おおよそ30日未満の短期入所利用という形で利用することができるんですけれども、こちらは町が認める要件として、事業所から届出があった場合もしくはご相談があった場合、例外的にその施設を、短期としてではありますが、30日以上利用を認めることができるというような形がございます。

また、あわせて、短期入所のルールとしまして、認定有効期間の半分以上をショートステイ、短期入所を利用してはならないということも、ルールとしてあるんですが、こちらについても、保険者の判断によっては認めてもよいということがございます。ですので、そういった介護度の重い方、そして入所待機されている方、そういった方たちがこの要件に抵触してしまう場合については、町としては、ショートステイ利用している場合は、その例外を認めるという形で、何とか施設入所ができるまでつないでいただきたいというような形で考えております。

現状としては以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第28号　2025年度（令和７年度）宮代町介護保険特別会計予算について、反対の討論を行います。

現在、今審議を終わったところでございますので、改めて本会議の最終日に討論を改めて行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

もとい。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　すみませんでした。佐藤でございます。

今審議を終わったところですので、後ほどの本会議のときに、改めて反対の立場で行いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、さっき注意しましたけれども、議案番号をお願いします。

○委員（佐藤将行君）　議案第28号　令和７年度宮代町介護保険特別会計予算についての反対討論を、前段委員と同じ本会議で行いたいと思います。

以上でございます。すみませんでした。

○委員長（九山妙子君）　賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第28号　令和７年度宮代町介護保険特別会計予算についての件は、原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時１５分

再開　午後　４時１８分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第３０号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（九山妙子君）　それでは、議案第30号　令和７年度宮代町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくよう、お願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課長の髙橋です。よろしく願いします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　まちづくり建設課上下水道室の忽滑谷でございます。お願いします。

○上下水道室主幹（高橋暁尋君）　上下水道室主幹の高橋でございます。よろしくお願いします。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　上下水道室経営総務担当主査、齋藤です。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

先ほど同様、必ず挙手は早く挙げて質疑をしてください。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、５点についてお伺いします。

まず１点目は、水道事業会計予算については、第１条から第10条まで、まとまって予算が書かれております。それの詳しい内容については、21ページ以降に書いてありますので、そちらのほうからお伺いしたいと思います。

まず、予算書の23ページの３目総係費でございます。

総係費は2,585万6,000円で、前年度と比較して948万1,000円の増額となっております。この増額の理由なんですけれども、経営についての検討というふうに言われましたけれども、これは水道料金の値上げという意味で解釈してよろしいのかどうか、まずその点、お伺いをしたいと思います。

それから、２点目は、26ページ、３項の補助金でございます。国庫補助が１億円となっております。これには社会資本整備総合交付金というふうに説明されておりますけれども、これは国のほうから交付されるのかどうか、確認の意味でお伺いしたいと思います。

３点目は、同じく26ページの資本的支出のほうの関係です。１項建設改良費で、やはり前年度と比較して１億4,400万円の増額であります。これは、主な増額の理由に、老朽管布設替え工事というふうに言っておりますけれども、布設替え工事の基準みたいなのはあるのかどうか。老朽化がこれぐらい進めば交換するとか、そういった基準みたいのはあるのか、あればお示しをしていただきたいと思います。

４点目は、同じく26ページの３項固定資産購入費のハンディターミナル購入費44万円とあります。これは何のことかお尋ねしたいと思います。

それから、５点目は、元に戻りますけれども、５ページのキャッシュ・フロー計算書の中で、下から３行目に資金増加・減少額というふうになっておりますけれども、これはプラスですので、7,713万1,000円の資金が増えるということだと思うんです。これはどうしてなのか、ご説明をお願いしたいと思います。

以上５点。

失礼しました。一番最初の23ページの総係費。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

１点目の23ページの総係費につきましては、経営検討業務というものが委託のほうに入っておりまして、こちらにつきましては、水道事業のほうで、今後、老朽管とか更新事業とかやっていく上で、全員協議会でお示しさせていただいた水道ビジョンの予測のとおり、今の現状の物価高とか、そういう影響がありますので、資金がなくなる、このまま老朽管とか更新をやっていくと経営が成り立たなくなるということで、料金改定とかを含めた検討と、そちらの中につきましては、今、基本水量20立方を付与して料金設定しているんですけれども、そちらの見直しとかも含めた検討及び、

あとは経営的に改善、何かできるかどうかというのも含めて考えているところでございます。

続きまして、２点目の26ページの資本的収入の補助金の国庫補助というもので、社会資本整備総合交付金につきましては、こちらについては国からということになっております。こちらについては、国土交通省から頂くものでございますので、前までは厚生労働省だったんですけれども、国の移管によって、補助金の名称とかも変わったということになっております。

続きまして、26ページの建設改良費といいまして、老朽管の基準につきましては、基本的には30年過ぎたものと、あと今、基幹管路とか避難所とか、そういった重要施設とかにつながる重要な幹線についてやっていくという状況でございます。

今の老朽管の更新の進み具合でいきますと、ちょっと今の時点ですと、早めにやっていくとか、あと、先ほど言った重要施設のためにやっていくということで、トータルとして見ていくと、この状態でいくとちょっと間に合わないかなという状況でございますので、一応、今後団塊世代のときの、例えば宮代台、学園台、東姫宮といった団地の水道管が、ある年度で集中して造っておりますので、それに対応するために、早め早めにやっていくというのが今の状況でございます。ただ、それでも、今後やっていかなければ、どんどん老朽管というか、増えてしまいますので、手を打っているという状況でございます。

続きまして、26ページの４点目なんですけれども、固定資産購入費、工具器具のハンディターミナルにつきましては、水道料金を検針して、検針員さんが巡回するときに使う器具でございまして、検針して水量を入れて、お客様のほうにレシートといいますか、検針票を置いていくための道具でございます。

ページ５の資金増加につきましては、ちょっと26ページとかで、企業債とか収入のほうですね、上段のほうの収入のほうで企業債を入れたり、あと国庫補助金、一般会計から今年に限って出資金を入れたりとかしておりますので、その辺で収入というか、資金は増加しているということでございます。

ただ、起債を借り入れてしまっておりますので、見かけ上増えているんでしょうけれども、必ず返していかないといけない借金というものを背負っておりますので、その辺をご理解していただければなというところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再質問をさせていただきます。

１点目の23ページの３目総係費の件で、やはり答弁がありましたように、昨年の12月に策定した水道ビジョンを基にということで、料金の改定あるいは10立方メートルとか、そういった関係、私もこれまでも言ってきましたが、水道量器を使わない方たちの対応も必要かと思うんですけれども、そういった点での検討もあるのかなと。それから、経営改善ができるかどうかということで、いずれにしても、県のほうは県水が値上げというふうに決まっています。それを受けて、どうするのかということなんだと思うんですけれども、これについてはどうなんでしょうか。

ずばり言って、これだけ物価高騰の中、暮らしが大変な中、それは確かに賃金が上がったとしても、物価上昇には合っていないと。それから、年金だって同じです。そういう中で水道料金まで値上げされたら、これは一般家庭だけでなくて、商売をやっている方もいる、そういう中で、やっぱり大変だと思うんですね。その辺はどういうふう

に考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、２点目の26ページの３項補助金の関係ですが、先ほど、今回の社会資本整備総合交付金というのは、国のほうの国交省からのものだということなんですけれども、これはやはり国交省ということだから、防災関係、安心・安全の関係だと思うんですけれども、そうすると、これまでの厚生省の関係だと、どういう理由づけだったんでしょうか。参考まで、お尋ねいたします。今回は、防災関係だということで理解してよろしいですねということで、確認したいと思います。

それから、３点目、同じく26ページの資本的支出の中の１項建設改良費の関係なんですが、確かに答弁で言われたように、宮代町の老朽管布設替え工事、同時に布設されている地域などもあるかと思います。そういう点では、早めにやっていくということは当然だと思うんですけれども、今回の建設改良費の老朽管布設替え工事というのは具体的にどこなのか、お示しいただきたいと思います。

それから、４点目について、同じく26ページの３項固定資産購入費のハンディターミナル購入、これは分かりましたので、結構でございます。

あと、５ページのキャッシュ・フローの関係も分かりました。

３点について、再質問お願いいたします。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道の忽滑谷でございます。

１点目の総係費の物価の対応ということでございますけれども、例えば26ページですと、一般会計の出資金て、今年から入れさせていただきました。こちらにつきましては、耐震補強とか、あと施設の更新とかですかね、浄配水場とかのところの増築とかに充てたり、あと緊急遮断弁という装置をつけるために充てるものでございます。こちらについては防災関係で、一部国のほうで、一般会計から出資、出せるということになっております。

そういったものを活用して、なるたけ皆様に負担を与えないように、また水量につきましては、今後検討の一つの課題になりますけれども、使っていない人とか、そういったものに対して、適正な水量、費用、料金体系を、ちょっと考えていきたいなと考えております。ただ、こちらにつきましては、今後考えていくことでございますので、当然いろんな人の意見とかを聞いた上で、検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

２番目の社会資本整備交付金につきましては、国の国交省に移ったということで、国交省のほうですと防災とかの費用でございます。老朽管の更新工事につきましても、あと施設の更新につきましても、基本的には耐震を兼ねておりますので、当然防災に向けられたものということで、我々のほうも解釈して、補助金のほうを頂いております。

ただ、厚労省から国交省に移ったとしても、補助率というのは変わらなくて、内容については変わっておりません。出どころが厚生労働省から国交省になったという、所管替えですね、去年。それの一環でございます。

建設改良費でございますけれども、申し訳ございません、私たちの予算書の、ちょっとページ忘れちゃったんですけれども、後ろのほうに……96ページのほうに一覧のほうを用意させていただいております。

以上の３点でよろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再々質問をお願いしたいと思います。

23ページの３目総係費の関係で伺いますが、これは先ほど伺ったように、県のほうはもう決まっています。あとはどういうふうにするかということで、いろいろ検討もするでしょうけれども、これはいつ頃、改定だったら料金改定、いつ頃方針を出すのか。また、それには住民の、例えば値上げだとすると、住民のやはり合意というか、なければいけないし、そういった点での説明も必要になるかと思うんですけれども、そういった点では、今後どういうふうな検討をされて答えを出していくのか、その点お伺いいたします。

それから、２点目の26ページの国庫補助金の関係でございます。

今回は国交省だから、そういった、補助率は変わらないということなんですけれども、防災関係ですけれども、これまでは厚生省だとすると、どういった関係の補助金になっていたのか、名目はどうだったのか。その点について、ちょっと答弁漏れだと思いますので、お願いしたいと思います。

同じく26ページの資本的支出の建設改良費、これは分かりました。

そうしますと、全体で何メートルぐらいの布設替え工事になるのか、計算すれば分かるんでしょうけれども。先ほどの答弁と併せますと、今後これぐらいの布設替えについては、同程度の工事はやっていくというふうに見込んでいいのかどうか、その点、お伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

１点目の料金改定の方向性というか方針につきましては、まだ今後、これからの検討でございます。ただ、県のほうで来年の４月からということでございますので、その前後ぐらいになるのかなというふうに、ちょっと想定はしているところです。また、住民に向けては、それなりの期間とか、それなりの説明とかを検討していきたいと思います。こちらにつきましても、今後の検討で、その辺をちょっと決めていきたいなというふうに考えているところでございます。

２点目の国庫補助金につきましては、厚生労働省のほうですと、生活基盤総合交付金とかという名称でございました。そちらのほうが、国交省への移管によってスライドしたという形で、社会資本整備総合交付金のほうで、国交省のほうが既に下水道のほうで持っていましたので、それに統合するような形に今なっているような状況でございます。

３点目の水道管の更新の延長なんですけれども、今回1.57キロでございます。今後につきましても、これぐらいの距離をやっていかなければいけないというところでございます。

ただ今年度、７年度につきましては、軌道下とかもやっておりますので、ちょっと延長が短く、単価が高い状態になっておりますので、今後はもう少し、そういった特殊な工事がなければ、もうちょっと延長は進められるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

４点だけ質問させていただきます。

予算書24ページの、こちらは13節手数料の口座振替一括伝送サービス手数料と、その下のＥＢサービス手数料というものが、どういうものか教えてください。

次、25ページの特別損失の中の２目過誤納金還付引当金、こちらはどういうものか教えてください。

４点目、次の26ページ、支出の中の建設改良費、浄配水場施設整備事業５億200万円、私たちの予算書97ページにあります。こちらは、いよいよ令和７年度の完成を目指しますとなっていますが、大体いつ頃できるのか、それだけ教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　上下水道室経営総務担当主査、齋藤です。

まず、口座振替一括伝送サービスなんですけれども、こちらのほうは、水道料金の口座振替をなさっている方のデータを送るものになるんですけれども、今までＦＤを使っての銀行さんとの受渡しを行っていたんですけれども、今、時代として、フロッピーディスクのほうも生産終了になり、あと安全面から考えると、危険、あと破損の事故等があるということもありますので、それをデータを伝送という形でお送りして、銀行さんとの口座振替のやり取りをするようなものになっております。

あと、ＥＤのほうなんですけれども、こちらも銀行さんとのやり取りになります。こちらのほうは、町の水道の事業のほうで、埼玉りそな銀行さんのほうに口座をつくっているんですけれども、そちらの資金の動き等の確認とかをするためのものとなっております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

２点目の25ページの特別損失の過誤納金還付引当金につきましては、こちらにつきましては、お客様のほうが二重で払ったときに返すものでございます。納付払いとかで再発行とかしたときに、二度払っちゃうということがありますので、それについての対応となります。

続きまして、26ページの施設がいつぐらいに終わるかということでございますけれども、今、２年目を過ぎたということで、３年目ということで、計画どおり進んでおりまして、一応、来年の３月、年度末ぐらいになる予定でございます。

配水池のほうにつきましては、予定どおり、来年の３月ぐらいに終わる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　３問目まではよく分かりましたので、再質問ありません。

今、来年の３月、一応私たちの予算書に……ごめんなさい、これはあれでしたね。令和７年度の完成を目指しますとあるので、これは８年３月に完成するということでいいですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

おっしゃっているとおり、８年３月ということでご理解していただければと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

４点か５点、ただ、用語を教えてもらいたいというのがありますので、４点、５点。

15ページのところに説明があるんですけれども、真ん中辺りに貸倒引当金、債権の不納欠損による損失に備えるためと回収の不納見込額を計上と、これは分かるんですけれども、実際、貸倒引当金が下のほうの(イ)にあって、当年度において不納欠損による計上、これ、令和７年度に27万6,000円を取り崩すと、これが不納欠損という額になると思うんですけれども、直近３年ぐらいの不納欠損の額のほうを教えていただき、今、直近３年の不納欠損の推移という観点で教えてください。

次、23ページの総係費の中にある、これちょっと用語が僕も不勉強で分からないので、教えてください。下から２行目にＶＡＬＵＸ通信料、これを教えてください。

あと、これはごめんなさい、前段委員が聞いてくださったので、ＥＢサービスで、それは分かりました。

あと26ページ、最後のページ、ハンディターミナルも、前段委員の方が聞いてくださって分かったんですけれども、その上にあります新規の量水器購入費937万8,000円とありますが、これはどういったもので、何台を購入する予定なのかを教えてください。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時４８分

再開　午後　４時４９分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

主査。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　経営総務担当主査、齋藤です。

貸倒引当金の額なんですけれども、まず３年分ということで、今、令和３年度ということで21万1,759円、それから、令和４年度で29万5,655円、令和５年度で31万5,947円でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

ＶＡＬＵＸにつきましては、先ほどの銀行とかの通信に係る費用でございます。通信費でございます。どうしても特殊な回線ということで、秘匿性の高い、外部から入らないという回線で、ＮＴＴのほうが用意している回線を使用しているものでございます。

続きまして、３点目の26ページ、下から２つ目の機械及び装置の新規量水器の購入費につきましては、こちらにつきましては、皆様のご家庭に水道の水量を測るためにメーターがついているんですけれども、そちらの流量計を買うもの、メーターを買うものでございます。合計しますと2,063個交換ということで、量水器につきましては、８年に一度交換しなさいということで、計量法というものがございますので、それに基づき更新をしているという、取替えを行っているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

まず、引当金のほうというか、不納欠損が毎年増えて、令和３、４、５年と増えている状況だとは思うんですが、これの件数と、どのような形で不納欠損が生じないように対策をして、それでもこのように出てしまったのかというところのご説明をお願いいたします。

「バリュックス」と読むんですね。総係費の23

ページの件は分かりました。

26ページの新規量水器購入費、流量計の購入という形ですね。これも承知いたしましたので、最初の15ページの引当金関係のご説明をお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

15ページの不納件数につきましては、ちょっと今、申し訳ございません、件数のほうはちょっと手持ちでございません。取りあえず総額で把握しているという状況でございます。

こちらのものにつきましては、基本的に、水道料金を支払っていただかなかった人たちの総額ということになっておりまして、一応、水道料金につきましては、まず未納の方については、督促を出して、催告して、最終的には水道を止めるという手はずを取っております。ただ、どうしても、お引っ越しとかでいなくなっちゃったりする方たちもいらっしゃいますので、その辺でちょっと取れなかったという経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤です。

再々質問させていただきます。

今の引当金、不納欠損がこれだけあって、追い切れないというか、お引っ越しされたりとかしてという形があるようですけれども、大体何年ぐらい前のものを不納欠損と確定している、何年以上たつと不納欠損という扱いにしているのかというのと、件数は分からないということではありましたが、これ、法人と個人の割合というか、ざっくりと、手元に資料がないようでしたら感覚で結構ですけれども、その辺も教えてください。

また、不納となる前の手はずというのは、催告したりとかというふうにありましたけれども、不納となる前の時効中断のための措置というのは、具体的にどのようにやっているのかというのも、追加というか、これに関係してお尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

件数につきましては、ちょっと感覚ということで、ほぼほぼ一般の方という形になります。企業のほうは、法人はかなり少ないと思います。あと、不納欠損する年数につきましては、５年経過ということで、こちらでやっております。

どうしても水道料金につきましては、少額ということで、大体二、三千円ぐらいの方が多いので、我々としては、できることとしたら、水道の給水停止ということをやっておりますので、ちょっと申し訳ございませんけれども、そちらのものにつきましては、中断とかそういったものについては、特に法的なものについてはやっていないという状況でございます。ちょっと追えないというか、どこに行ってしまうかというのが、水道のほうですと、民間の企業と一緒になってしまいますので、ちょっとその辺は、調べられる範囲では調べて、対応はしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

大きく３点、質問させていただきます。

まず１点目なんですが、21ページになります。

１、営業収益で、３節で雑収益ということで、まず一番上の下水道使用料徴収事務委託料、これが1,750万円なんですけれども、何で下水道なの

に水道会計に載っているのかということをお伺いします。

それと、その下、消火栓緊急修繕、これが227万円ということになっているんですけれども、これ、どのような状況になっている消火栓なのか、また何台分なのかということをお伺いいたします。

次に、２問目になりますが、23ページになります。

２、配水及び給水費の中の２目手当ということになってしまいますけれども、その中の７節の修繕費の量水器取替え工事費617万円、これがどういうものなのか。それと、何個というか、量水器を幾つ取り替えるものなのか。また、８節の路面復旧費、一応300万円と出ているんですけれども、これは路面復旧工事費として、どのような積算で300万円になっているのかということをお伺いします。

それから、最後、３問目になります。24ページの同じく４目の減価償却費、この中の１節の有形固定資産減価償却費なんですけれども、３行目の機械及び装置9,181万円、これは何年償却になって、今何年目になっているのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷でございます。

21ページの雑収益につきましては、下水道使用料徴収事務委託料、あと農業集落排水使用料徴収事務委託料とあるんですけれども、水道料金と併せて、下水道使用料、農業集落排水の使用料を頂いておりますので、それに係る費用を下水道とか農業集落のほうから水道のほうに入れているという形になっています。その手間賃ですね。

続きまして、消火栓につきましては、緊急消火栓ということで、消火栓のほうで不具合があったときに、こちらのほうで対応するというものでございまして、こちらにつきましては、一般会計から消火栓にかかった費用を入れるものでございます。こちらにつきましては、一応予算ですと、水道管につながっているボルトの交換を10か所、消火栓の交換を４つほど計上しているところでございまして、こちらにつきましては、基本的に突発分ということで、そういった不具合が発見されたら直ちに直すというものでございます。

続きまして、23ページにつきまして、８節の路面復旧費、こちらにつきましては、実績といいますか、水道のほうで漏水したときに、道路とかで漏水した場合に路面復旧、本復旧をするための費用ということになっておりまして、一応こちらにつきましては、突発ということで、こちらについても、前年度とかの実績に基づいて算出しているところでございます。

すみません、ちょっと戻ります。

23ページの配水の21の量水器の取替えにつきましては、前段の佐藤委員の質問にあった量水器の交換に係るものでございますので、そちらの手間ですかね、水道会社のほうにお願いして交換するものでございます。こちらについては、先ほどの2,063個を取り替えるものの費用ということで、ご理解していただければと考えております。

ページ24の４目の原価償却なんでございますけれども、一応、水道の施設っていろいろありまして、例えば、19ページのほうをちょっとお願いしたいんですけれども、下から３行目なんですけれども、機械及び装置というもので、４年から30年ということで、例えば水位計とか、あと、でかいものでいえばポンプとか、いろいろあるんですけれども、一応それについては、いろいろまとまっ

て費用を出しておりますので、過去に造った施設の減価償却を毎年落としているので、いろいろな施設がありますので、ちょっと一概に、ここで説明するのが難しいものでございます。要は機械の種類ごとに積み上げていって、それの総計がここに出ているという状況でございます。

一応こちらの、戻っていただいて17ページのほうをちょっと見ていただきますと、例えば１の固定資産の２の機械及び装置で27億7,853万3,000円ということで、減価償却累計額ということで、そのうちの15億8,194万2,000円ほど償却が終わっていて、11億9,659万1,000円ほど残価が残っているということで、こちらの11億9,659万1,000円分が耐用年数内というふうにご理解していただければなということで、以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

何となく分かっていたんですけれども、一応聞いたんですね、１問目ですけれどもね。分かりました。

それから、消火栓緊急修繕と書いてあったので、何か、ある程度見えているのかなと思ったんですけれども、一応これまだ、別にあるわけではないということで、突発的に起こった場合ということなんですね、分かりました。

２問目になりますが、８節の路面復旧費の件で、大体300万円という経費が出ているんですけれども、例えば復旧工事のメートル当たり幾らかかるかとか、そういうのというのは、平均的なものというのが分かるのであれば、教えていただきたいと思います。

それから、減価償却費、24ページのところなんですけれども、先ほど聞いた19ページですかね。そうしますと、建物で７年から50年、構築物で９年から60年、機械及び装置は４年から30年ということで、４年から30年という形で考えて、何が聞きたかったかというと、第２浄水場ですかね、そちらが新しく造られるわけですけれども、そちらの機械等も、やはり30年ぐらいの減価償却で考えられているのかということをお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

路面復旧費については幾らかというのは、ちょっとこちらのほうでも、その都度ということになっております。ただ、道路担当のほうで、路面復旧ですかね、単価契約というのがあるので、それを活用すれば単価というのは分かるんですけれども、こちらについては毎年変わるものでございますので、今すぐにここで幾らとかというのは、ちょっと出すのが難しいですし、場所によっては大きさとか、メートルが分かればいいんでしょうけれども、道路の幅とかいろいろ状況がありますので、その辺、この場では出すのはちょっと難しいですし、その現場、現場での対応ということになるものでございます。

続きまして、減価償却、ページ19ということで、こちらにつきましては、機械及び装置ということで、物によって年数が変わってきますので、例えばポンプだったら、たしか15年とか20年とかですので、ちょっとすみません、今うろ覚えで申し訳ないんですけれども、項目というか物によって年数が変わってきますので、そちらについては地方公営企業法とかで、そういう耐用年数とか出ていますので、それに照らし合わせて、物によって決めていくというか、決まっていくというものでございます。

第２配水池の例えばコンクリートの躯体ですと、

たしか50年とかになりますので、一応それによって、対象物によって年数変わりますので、そちらについては、まちまちということでご理解していただければなということで、以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。再々質問はありません。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第30号　2025年度（令和７年度）宮代町水道事業会計予算について、反対の立場から討論を行います。

この予算案については、今終了したばかりですので、改めて最終日、本会議の中で討論をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第30号　令和７年度宮代町水道事業会計予算についての件は、原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

―――――――――◇―――――――――

◎議案第３１号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（九山妙子君）　引き続き、下水道事業会計予算を継続いたします。

議案第31号　令和７年度宮代町下水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくよう、お願いいたします。

担当課長から、出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（髙橋勝己君）　改めまして、まちづくり建設課長の髙橋でございます。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○上下水道室主幹（高橋暁尋君）　上下水道室、主幹の高橋でございます。よろしくお願いします。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　上下水道室経営総務担当主査、齋藤です。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいた

します。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

７点についてお伺いします。大小あります。あと確認もありますが。

まず１点目、23ページの公共下水道事業の収益的収入の中の１款公共下水道事業収益がございますが、前年度と比較して2,600万3,000円の増額となっています。この増額になった理由について、お示しいただきたいと思います。

それから、２点目、同じく23ページ、３目の他会計補助金の関係で、これも前年度と比較して2,428万7,000円の増額です。この理由について、全体事業費が増加したというふうに説明しましたが、これは曖昧な理由かなというふうに思うんですけれども、もう少し具体的にお示しをいただければと思います。

それから、３点目、同じく23ページの４目国庫補助金の700万円でございます。これは、内水浸水想定区域図の作成に対する国庫補助ということなんですけれども、24ページの収益的支出の１款公共下水道事業費用の１項営業費用の１目管渠費、２節委託料の中に、やはり内水浸水想定区域図作成委託料とありますが、計上されておりますが、これは新規事業だと思いますけれども、なぜ必要なのか。それをどのように利用されるのかについて、お示しいただきたいと思います。

４点目は、同じく24ページの３目流域下水道維持管理運営費負担金なんですけれども、これも前年度と比較して、590万2,000円の増額となっています。中川流域下水道の負担金なんですけれども、これについて、単価が改定されたということなんですけれども、その内容についてお示しいただきたいと思います。

それから、５点目、24ページから25ページで、５目総係費でございます。これも前年度と比較して、1,613万7,000円ですから、倍になっております。倍になった増の理由をお示しいただきたいと思います。

６点目は、27ページの支出の１款公共下水道資本的支出の関係でございます。これも前年度と比較して、3,524万3,000円の増額でございます。一つは、建設改良費の中身と増額の理由をお示しいただきたいと思います。

それから、７点目、31ページの支出の２款農業集落排水事業資本的支出の中に、マンホールのポンプ非常通報装置設置工事、これが農業集落にもあります。これは何か国のほうからの指導で、マンホールポンプ非常通報装置を設置しなければいけないのか、その辺の理由について伺いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

まず、23ページの他会計補助金の一般会計補助金の増額になった理由と、あと、すみません、５点目のページ24の総係費が増になったのが、結構関連がありますので、そちらのほうは一緒に説明させていただきたいと思います。

下水道事業につきましては、使用料収入だけでは賄えなくて、一般会計とか、あと国の補助金とか、あと起債とかを使って収入を充てていて、支出に対応して、要は収入と支出でプラスマイナス・ゼロで経営しているような状況でございます。

その中で、特に今年度につきましては、総係費のほうで、こちらページ24、委託のほうで……総係費の委託ですので、25ページですね。こちらが、

12の委託料のほうになるんですけれども、こちらの２行目のところに下水道経営戦略改定業務ということで、こちらのほう、1,334万6,000円ほど計上させていただいているんですけれども、一応５年に一度、経営戦略の見直ししなさいというふうに総務省の通達がありますので、その改定に備えるために委託費のほうを、その分増えたということ、計上しましたので増えたということで、ご理解していただければなということでございます。

続きまして、すみません、23ページの内水浸水国庫補助金の700万円と、あと、ページ24の内水浸水想定区域図につきましては、補助率２分の１ということで、700万円の２倍で1,400万円なんですけれども、入札とかして実行費とか、あと今、物価とか業務委託とかでかかる人件費とかが加算されますので、執行するために補助率のほうを決めて、委託料のほうを余裕を持って出させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、内水被害に対して、流出解析モデルを活用し、浸水シミュレーションによった内水浸水想定区域図を作成することということで、国の国交省のほうから作るように指導があって、そのための補助金を活用しているところでございます。

こちらにつきましては、こういった想定区域図を作った場合について、一般住民とかに広報して、ホームページとかに載せて周知するような形で、雨水とかの氾濫とかに対する一つの周知ということで行う予定でございます。

24ページの流域下水道の負担金につきましては……あと、すみません、23ページの公共下水道の使用料の収益が増えているのにつきまして、一括しますけれども、こちらにつきましては、一応実績のほうで、使用料収入のほうを想定させていただいております。予測水量につきまして、令和５年度の実績とか令和６年度の上半期の実績とかを比較して、令和７年度の予測水量を出して、その中で予測使用料のほうを出させていただいております。

また、それに合わせて、中川流域下水道維持管理負担金、24ページになるんですけれども、こちらも実績を見込んで、中川維持管理負担金のほうの水量のほうを設定させてもらいまして、料金のほうが維持管理負担金につきましては、40円から43円に増加しましたので、それを見込んだものを計上させていただいているところでございます。

続きまして、27ページの建設改良費でございますけれども、こちらの増額になったものにつきましては、中継ポンプ場の改修工事ということで、すみません、こちら、第２中継ポンプ場の電気設備の更新ですね。受変電設備、付加設備、計装設備、監視制御設備ということで、２年間にわたりやる予定でございます。それのうちの初年度ということで、4,000万円ほどということで、一応耐用年数としましたら、例えば受変電設備ですと25年とか、付加設備ですと15年、あと計装設備ですと15年から20年とか、監視制御ですと15年から23年とかということで、こちらの耐用年数を迎えましたので、こちらのほうの更新をやっていくということになります。

続きまして、31ページのマンホールポンプの非常通報装置設置工事費につきましては、こちらにつきましては、農業集落排水のところでマンホールポンプが点在しております。公共下水のほうですと、そういった通報装置はついているんですけれども、農業集落排水のほうにはそういう通報装置というのがついてないんですよね。この通報装置は、機械とかマンホールポンプが停止したりとか異常があったときに、こちらのほうに知らせてくれる通報装置でございますので、何かあったときにすぐに対応できなくなってしまいますので、

それに対応するために通報装置をつけるものでございます。

すみません、あと補助金のほうに、国のほうの指導とかについては、こちらのほうは特にございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、確認と再質問をさせていただきます。

まず、１点目の１款公共下水道収益の関係で、2,600万3,000円の増額、歳入と歳出の関係なんですけれども、そうすると、これは、じゃこれまでは、収入については抑えていたのかなというふうにも捉えかねないんですけれども、その辺はどうなんでしょうか、伺いたいと思います。

それから、２点目の同じく23ページの関係なんですけれども、他会計補助金との関係の繰入金なんですけれども、すみません、これについて何と答えましたか。もう一度、申し訳ありません、お願いしたいと思います。

それから、３点目、同じく23ページの４目国庫補助金なんですけれども、これは分かりました。

これについての使途なんですけれども、そうすると、雨水の氾濫についての周知のためですか。だとすると、これは全町に配られるのか、全町と言っちゃうとあれですね、下水道だから限られておりますけれども、その下水道の範囲内で周知するんでしょうか。どういうふうな周知の仕方なのか、もう一度確認させていただきたいと思います。

それから、４点目の３目流域下水道維持管理運営負担金は分かりました。

５点目の24ページ、25ページの５目総係費なんですけれども、そうしますと、委託料で下水道経営戦略改定業務委託費1,334万6,000円と。戦略改定業務委託ということですと、どういうことなんでしょうか。もう少し具体的にお示しいただきたいと思います。私は、戦略改定業務というと、うがった見方すると、値上げなのかというふうにも思えるんですけれども、間違っていたら、そうじゃないというふうにお示しいただきたいと思います。

それから、６点目の27ページの支出のほうの１款公共下水道資本的収支につきまして、第２中継ポンプ場ということで理解はします。

今回の関連で、八潮市の県道の陥没事故がございました。これについては改めて、中川流域下水道とはいえ、これによる関係自治体の新たな負担金はないですよねということで確認したいと思います。最近、災害救助法を適用できるというような話も聞いておりますので、そういうことで、ないとは思うんですけれども、ここで確認をさせていただきたいと思います。

７点目の31ページの支出の２款農業集落排水事業資本的支出の中のマンホールのポンプについては分かりました。

以上について、再質問お願いしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

１点目の使用料の、要は収益のほうの収入を抑えたかにつきましては、こちらにつきましては、実績に基づいて想定しているものでございます。

２点目の23ページ、他会計補助金につきましては、収入と支出のバランスで、収入で不足する分について、他会計補助金として、一般会計補助金を入れさせていただいているものでございます。

続きまして、３番目の質問として、24ページの内水浸水想定区域図の作成業務につきましては、こちらにつきましては、今のところは、ホームペ

ージのほうで公表ということをちょっと考えております。

続きまして、24ページの経営戦略につきましては、こちらにつきましては、５年に一度見直しするということで、見直しするというものでございます。

ただ、総務省のほうで、下水道のほうについても、一般会計の繰入金とかを入れておりますので、そちらについての経営改善ということを求められております。そちらのほうを入れていないと、今後、国からの国庫補助金とかが、あと起債とかが借りられなくなるようなことも言われております。健全な経営をする上でも、こういった経営戦略の見直しを随時行っていかないといけないというものでございます。基本的に総務省のほうですと、５年置きに見直しするということで指導をされているものでございます。

続きまして、６点目の八潮市の関係で負担金ということで、今現在、町のほうに県からは連絡はないので、ちょっとこちらについては、今の状況ですと、こういった負担金の話はないということでご理解していただければなと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁いただきました。

そうしますと、再々質問は２点です。

一つは、23ページの４目国庫補助金の関係です。

浸水想定区域図を策定するということで、じゃどういうふうに周知するのかというと、ホームページで、当面ですかね、公表するということだと、持っている方と持っていない方、特にお年寄りなんかは無理だと思いますね。そうすると、どういうふうに周知されるのかなということもあるんですけれども、そうしますと、それらについてはどういうふうにするのかと、じゃ実際、作成はどれぐらい作って周知をしていくのか。その点、具体的に予算がありますので、どういうふうに周知、それから作っていくのか、その点、お伺いいたします。

それから、24ページから25ページの５目総係費なんですけれども、先ほど、そうすると、改定ということは、値上げにつながるというふうに思っていいのかどうかということも、そういう観点から聞いたんです。これは５年置きに見直すとはいえ、やはり値上げに通じるのかどうか、その点、確認をさせていただきたいと思います、大事なので。

それから、27ページの公共下水道資本的収支の中の流域下水道負担金の関係で、すみません、関連でお聞きしましたが、八潮市での陥没事故についての県からの負担金は、今のところないということで確認しますので、これについては結構でございます。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

１点目の24ページの内水浸水想定区域図につきましては、今のところ、ホームページのほうで公開することを予定しておりまして、内容につきましては、浸水想定区域図を見てからどうするかを、またこちらのほうで判断したいと考えております。

続きまして、２点目の総係費の25ページの下水道経営戦略改定業務につきましては、こちらにつきましては、５年に一度見直しするということで答弁させていただきまして、一応総務省のほうで、経営の改善ということをうたわなければいけませんので、その辺についても、どうしていくかとい

うのを踏み込んでいかないといけないということで、回答させていただきたいと思います。値上げについては、今後の経営戦略の見直しで議論していくことになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

３点かな、お願いいたします。

まず、23ページの真ん中辺りのその他営業収益の手数料、指定工事店更新手数料19万8,000円、これはどのような形になっているのか、ご説明をお願いいたします。

次に、25ページになると思いますが、貸倒引当金繰入額、これが不納欠損になるのかなと思いますが、上水道のときと同じように、直近３年分のほうを教えてください。

最後に、27ページに該当すると思うんですが、支出のほうの建設改良費で、前段の委員も質問ありました、八潮市の事故の関係もありますが、全国的にいろいろと、あの事故を受けて、上水道もそうですけれども、下水道のほうも緊急点検的にやって、仙台市のほうではＧＰＳで照射して、劣化の度合いのほうをある程度ポイントを絞ってやるというのもありましたが、そのようなことは、恐らくこれ、予算つくった頃には、まだ事故が起こる前だったと思うので、反映されていないと思いますし、また事故が起こってから、全国的に老朽のほうも注目も上がったと思うんですが、宮代町も現実的に、事故後に、窓口にもちょっとお聞きしたこともありますが、当初の想定よりも、全国的にも早く劣化が、耐久度が落ちているところが散見されるので、それに関しましては、どのように町としては考えているのかというところをお願いいたします。

以上３点です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

23ページ、その他営業収益の手数料につきまして、指定工事店登録手数料につきましては、町のほうで指定している水道会社というか下水道の指定工事店がありまして、そちらに係る登録手数料でございます。今回につきましては、３年更新ということで、6,000円ということで33社を予定しているところでございます。

取りあえず、以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

主査。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　上下水道室経営総務担当、齋藤です。

貸倒引当金の額なんですけれども、まず令和３年度９万6,952円、令和４年度11万5,348円、令和５年度11万3,022円となっております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

八潮市の件を受けて、今後、下水道のほうでどう対応していくかということでございますけれども、下水道のほうですと、まずストックマネジメント計画というものを策定しております。こちらにつきましては、５年に一度点検とか10年に一度調査、あとは分解点検とかをしますというふうに方針を決めておりまして、また先ほど、第２中継ポンプ場を更新するという流れの中、受変電設備とか、そういったものを標準耐用年数の1.5倍の年数、期間内で直していく、更新していくという方針を打ち出して、それに基づいてやっていると

いう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

指定工事の件、23ページのは、登録手数料、３年更新ということで、ご説明である程度分かりましたが、これ、33社というのは全てじゃないと、更新の期間というか更新の時期というのは、全部が全部一緒ではないと思いますが、町のほうでの指定工事会社というのは、全部で何社あるのでしょうか。今回は、来年度は33社の３年更新ということですけれども、全体で何社あるのかということをお尋ねします。

25ページの貸倒引当金、不納欠損のほうは、これは承知いたしましたので、答弁は結構です。

最後の八潮市の件の、今、ストックマネジメント計画ということがご説明ありましたが、現在のストックマネジメント計画、これはいつ作成されたものなのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

１点目の指定工事店につきましては、ちょっと手元に資料がないので、具体的な数字は分からないんですけれども、大体100社以上です、すみません、申し訳ございません。こちら、更新したり、しなかったりする会社がいるので、多少増減があるんですけれども。

続きまして、ストックマネジメント計画につきましては、令和５年８月に策定しました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

100社以上ある、登録をしているというか、町の指定工事の会社が100社以上という形で、結構あるんですね。

八潮市の件のストックマネジメント計画、令和５年、一昨年の８月に作成されて、これ５年に一度でしたっけ、更新というか、やるんですよね。これを受けて、八潮市の件を受けてはいないとは思いますが、確かにストックマネジメント計画という形で、令和５年８月に作成したということではありますが、その間に大きな事態があった場合には、計画自体にも修正が求められると思うのですが、そういった場合には、途中でも計画変更という形は行うのかどうか、この件だけですね、再質問という形でお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

ストックマネジメント計画の見直しにつきましては、今回につきましては、令和６年度から令和10年度が期間となっております。その間の中で何かありましたら、基本的には全体的なものを把握しておりますので、どうしても生活に関わるものでございますので、皆様の汚水を流せなくなることがあっちゃいけませんので、その都度対応はしますけれども、計画については、ちょっとその辺については、県とか国に認められていますので、それを修正するかどうかまでについては、県とか国のほうと協議して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようなので、以上で

質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第31号　2025年度（令和７年度）宮代町下水道事業会計予算について、反対の立場から討論を行います。

今、審議が終わったばかりでございます。改めて討論については、最終日に行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

前段の委員同様、本日、今終わったばかりで、まだ検証等がなされないので……

○委員長（九山妙子君）　佐藤委員、３回目です。議案をまた言っていません。

○委員（佐藤将行君）　すみませんでした。

議案第31号　令和７年度宮代町下水道事業会計予算についてにつきましての反対討論は、前段の委員と同じく、本会議のほうで行っていきたいと思います。それまでにちょっと、分からないところをまとめたいと思います。

以上でございます。すみませんでした。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第31号　令和７年度宮代町下水道事業会計予算についての件は、原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎閉会の宣告

○委員長（九山妙子君）　以上で、当委員会に付託されました議事は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　５時４８分

宮代町議会委員会条例第２７条第１項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

予算特別委員会委員長　　・　　山　　妙　　子